

# 人権教育の指導方法等の在り方について 〔第三次とりまとめ〕

～ 指導等の在り方編 ～

平成20年3月

人権教育の指導方法等に関する調査研究会議

# 「人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）」

## 目 次

|      |   |
|------|---|
| はじめに | 1 |
|------|---|

### 指導等の在り方編

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| 第Ⅰ章 学校教育における人権教育の改善・充実の基本的考え方 | 4  |
| 1. 人権及び人権教育                   | 4  |
| （1）人権とは                       | 4  |
| （2）人権教育とは                     | 4  |
| （3）人権感覚とは                     | 5  |
| （4）人権教育を通じて育てたい資質・能力          | 5  |
| （5）人権教育の成立基盤となる教育・学習環境        | 6  |
| 2. 学校における人権教育                 | 8  |
| （1）学校における人権尊重の目標              | 8  |
| （2）学校における人権教育の取組の視点           | 8  |
| 第Ⅱ章 学校における人権教育の指導方法等の改善・充実    | 10 |
| 第1節 学校としての組織的な取組と関係機関等との連携等   | 10 |
| 1. 学校の教育活動全体を通じた人権教育の推進       | 10 |
| （1）人権尊重の精神に立つ学校づくり            | 10 |
| （2）人権教育の充実を目指した教育課程の編成        | 11 |
| （3）人権尊重の理念に立った生徒指導            | 12 |
| （4）人権尊重の視点に立った学級経営等           | 14 |
| （5）人権尊重の視点からの学校づくりと学力向上       | 15 |
| 2. 学校としての組織的な取組とその点検・評価       | 16 |
| （1）学校としての人権教育の目標設定            | 16 |
| （2）校内推進体制の確立と充実               | 16 |
| （3）人権教育の全体計画・年間指導計画の策定        | 17 |
| （4）学校としての取組の点検・評価             | 18 |
| 3. 家庭・地域、関係機関との連携及び校種間の連携     | 19 |
| （1）家庭・地域との連携                  | 20 |
| （2）関係諸機関との連携・協力               | 20 |
| （3）校種間の協力と連携                  | 21 |
| （4）連携推進のための支援体制               | 21 |
| 第2節 人権教育の指導内容と指導方法            | 22 |
| 1. 指導内容の構成                    | 22 |
| （1）人権に関する知的理解に関わる指導内容         | 22 |
| （2）人権感覚の育成に関わる指導内容            | 23 |
| （3）総合的な指導のためのプログラム            | 24 |
| 2. 効果的な学習教材の選定・開発             | 25 |
| 3. 指導方法の在り方                   | 27 |
| （1）人権教育における指導方法の基本原則          | 27 |
| （2）児童生徒の自主性を尊重した指導方法の工夫       | 29 |
| （3）「体験」を取り入れた指導方法の工夫          | 29 |
| （4）児童生徒の発達段階等を踏まえた指導方法の工夫     | 30 |

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 4. 指導内容に関する配慮事項           | 32 |
| （1）教育の中立性の確保              | 32 |
| （2）個人情報やプライバシーに関することへの配慮  | 32 |
| 第3節 教育委員会及び学校における研修等の取組   | 33 |
| 1. 教育委員会における取組            | 33 |
| （1）総合的かつ計画的な施策の推進と推進体制の整備 | 33 |
| （2）人権教育に関する情報発信・普及        | 35 |
| （3）教職員を対象とした研修の実施         | 36 |
| 2. 学校における研修の取組            | 41 |
| （1）年間教職員研修プログラムの作成        | 41 |
| （2）研修内容                   | 41 |
| （3）研修方法                   | 44 |

**実践編** ※ 別冊

この資料の活用にあたって

- I 学校としての組織的な取組と関係機関等との連携等
- II 人権教育の指導内容と指導方法
- III 教育委員会及び学校における研修等の取組

個別的な人権課題に対する取組 ※ 別冊

|      |    |
|------|----|
| おわりに | 46 |
|------|----|

○ 参考資料

○ 資料

○ 人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]【概要】

## はじめに

1948年（昭和23年）に国連総会において世界人権宣言が採択された。その後今日に至るまで、人権に関する様々な条約が採択されるなど、人権保障のための国際的努力が重ねられてきた。そして「人権の世紀」と呼ばれる現在、このような努力をめぐる国境を越えた連携がますます重要となっている。国連は、全世界における人権保障の実現のためには人権教育の充実が不可欠であるとし、「人権教育のための国連10年」（1995－2004年）を実施した。また、2004年（平成16年）12月には国連総会が、全世界的規模で人権教育の推進を徹底させるための「人権教育のための世界計画」を2005年に開始する宣言を採択し、第1フェーズ2005～2007（平成17年～平成19年）は初等中等教育に焦点を当てることを決定した。2005年（平成17年）7月には、その具体的内容を定めた「行動計画改定案」（わが国は協同提案国）が国連総会において採択されている。さらに、第1フェーズについては、その期間を2年間延長することとされ、現在世界各国が計画の実施に取り組んでいるところである。

我が国も「児童の権利に関する条約」をはじめ人権関連の諸条約を締結し、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で人権に関する各般の施策を講じてきた。また、教育基本法に基づき、人格の完成を目指し、平和的な国家及び社会の形成者の育成を期する教育が、家庭・学校・地域のあらゆる場において推進されてきた。このような人権尊重社会の実現を目指す施策や教育の推進は、一定の成果を上げてきた。

しかしながら、「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年3月閣議決定。以下、「基本計画」という。）でも指摘されているように、生命・身体の安全に関わる事象や不当な差別など、今日においても様々な人権問題（注）が生じている。特に、次代を担う児童生徒（幼児を含む。以下同じ。）に関しては、各種の調査結果に示されているように、いじめや暴力など人権に関わる問題が後を絶たない状況にある。さらには、児童生徒が虐待などの人権侵害を受ける事態も深刻化している。

基本計画は、様々な人権問題が生じている背景として、人々の中に見られる「同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識の存在」、社会の急激な変化などとともに、「より根本的には、人権尊重の理念についての正しい理解やこれを実践する態度が未だ国民の中に十分に定着していないこと」等を挙げている。

このため、「全ての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、国民一人一人の人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠であり、そのために行われる人権教育・啓発の重要性については、これをどんなに強調してもし過ぎることではない」として人権教育の重要性を指摘し、政府として人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していくこととしている。

一方、基本計画では、学校教育における人権教育の現状に関しては、「教育活動全体を通じて、人権教育が推進されているが、知的理解にとどまり、人権感覚が十分身に付いていないなど指導方法の問題、教職員に人権尊重の理念について十分な認識が必ずしもいきわたっていない等の問題」があるとし、人権教育に関する取組の一層の改善・充実を求めている。

さらに、基本計画は、「人権教育・啓発の推進方策」として、「学校における指導方法の改善を図るため、効果的な教育実践や学習教材などについて情報収集や調査研究を行い、その成果を学校等に提供していく」こと、また、「人権教育の充実に向けた指導方法の研究を推進する」ことを明示している。

本調査研究会議は、こうした指摘を踏まえ、人権についての知的理解を深めるとともに人権感覚を十分に身に付けることを目指して人権教育の指導方法等の在り方を中心に検討を行ってきた。そして、平成16年6月には、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第一次とりまとめ〕」を公表し、人権教育とは何かということをわかりやすく示すとともに、学校教育における指導の改善・充実に向けた視点を示すこととした。

次いで、平成16年度以降は、都道府県・政令指定都市教育委員会の協力の下、人権教育の実践事例等を収集するとともに、これらを参考に、指導方法等の工夫・改善方策などについて主として理論的な観点からの検討を進め、平成18年1月には、〔第二次とりまとめ〕を公表した。〔第二次とりまとめ〕は、すでに全国の学校・教育委員会へ配布され、積極的に活用されている。

しかしながら、人権教育のより一層の充実を求める気運はその後も高まっており、これに対処するための実践的なノウハウ等の情報を求める要請も大きくなっている。

このような中であって、本調査研究会議では、全国の学校関係者等が〔第二次とりまとめ〕の示した考え方への理解を深め、実践につなげていけるよう、さらなる検討を進めてきた。その成果として、掲載事例等の充実を図るとともに、「指導等の在り方編」と「実践編」の二編にこれを再編成し、今般、第三次のとりまとめに至ったものである。

今後、このとりまとめが、全国の学校・教育委員会において幅広く活用され、人権教育のより一層の推進に資することとなるよう、切に願うものである。

(注) 基本計画は、「人権教育の実施主体」として「学校、社会教育施設、教育委員会などのほか、社会教育関係団体、民間団体、公益法人など」を示した上で、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、H I V感染者・ハンセン病患者等、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害等の個別的課題を挙げ、「人権教育・啓発に当たっては、普遍的な視点からの取組のほか、各人権課題に対する取組を推進し、それらに関する知識や理解を深め、さらには課題の解決に向けた実践的な態度を培っていくことが望まれる。その際、地域の実情、対象者の発達段階等や実施主体の特性などを踏まえつつ、適切な取組を進めていくことが必要である。」としている。

## 指導等の在り方編

## 第Ⅰ章 学校教育における人権教育の改善・充実の基本的考え方

### 1. 人権及び人権教育

#### (1) 人権とは

人権は、「人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」と定義される（人権擁護推進審議会答申（平成11年））。また、基本計画は、人権を「人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成する全ての人々が個人としての生存と自由を確保し社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利」と説明している。

しかし、人権を一層身近で具体的な事柄に関連させてより明確に把握することが必要である。人権という言葉は「人」と「権利」という二つの言葉からなっている。人権とは、「人が生まれながらに持っている必要不可欠な様々な権利」を意味する。したがって、人権とは何かを明確に理解するには、人とはどのような存在なのか、権利とはどのような性質を持つのかなどについて、具体的に考えることが必要となる。

人権の内容には、人が生存するために不可欠な生命や身体の自由の保障、法の下での平等、衣食住の充足などに関わる諸権利が含まれている。また、人が幸せに生きる上で必要不可欠な思想や言論の自由、集会・結社の自由、教育を受ける権利、働く権利なども含まれている。

このような一つひとつの権利は、それぞれが固有の意義を持つと同時に、相互に不可分かつ相補的なものとして連なりあっている。このような諸権利がまとまった全一体を人権と呼ぶのである。したがって、個々の権利には固有の価値があり、どれもが大切であって優劣や軽重の差はありえない。ただし、今日、全国各地で児童生徒をめぐって生じている様々な事態にかんがみ、人間の生命はまさにかけがえないものであり、これを尊重することは何よりも大切なことであることについて、改めて強調しておきたい。

人権を侵害することは、相手が誰であれ、決して許されることではない。全ての人は自分の持つ人としての尊厳と価値が尊重されることを要求して当然である。このことは同時に、誰であれ、他の人の尊厳や価値を尊重し、それを侵害してはならないという義務と責任とを負うことを意味することになるのである。

#### (2) 人権教育とは

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号。以下「人権教育・啓発推進法」という。）では、人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」（第2条）をいうものとしている。この定義についても、より具体的にとらえることが必要である。

国連の「人権教育のための世界計画」行動計画では、人権教育について「知識の共有、技術の伝達、及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う」ものとし、その要素として（a）知識及び技術－人権及び人権保護の仕組みを学び、日常生活で用いる技術を身に付けること、（b）価値、姿勢及び行動－価値を発展させ、人権擁護の姿勢及び行動を強化すること、（c）行動－人権を保護し促進する行動をとることが、

含まれるものとしている。

これらを踏まえれば、人権教育の目的を達成するためには、まず、人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に学び、その内容と意義についての知的理解を徹底し、深化することが必要となる。また、人権が持つ価値や重要性を直感的に感受し、それを共感的に受けとめるような感性や感覚、すなわち人権感覚を育成することが併せて必要となる。さらに、こうした知的理解と人権感覚を基盤として、自分と他者との人権擁護を実践しようとする意識、意欲や態度を向上させること、そしてその意欲や態度を実際の行為に結びつける実践力や行動力を育成することが求められる。

### **(3) 人権感覚とは**

人権感覚とは、人権の価値やその重要性にかんがみ、人権が擁護され、実現されている状態を感知して、これを望ましいものと感じ、反対に、これが侵害されている状態を感知して、それを許せないとするような、価値志向的な感覚である。「価値志向的な感覚」とは、人間にとってきわめて重要な価値である人権が守られることを肯定し、侵害されることを否定するという意味において、まさに価値を志向し、価値に向かおうとする感覚であることを言ったものである。このような人権感覚が健全に働くとき、自他の人権が尊重されていることの「妥当性」を肯定し、逆にそれが侵害されることの「問題性」を認識して、人権侵害を解決せずにはいられないとする、いわゆる人権意識が芽生えてくる。つまり、価値志向的な人権感覚が知的認識とも結びついて、問題状況を変えようとする人権意識又は意欲や態度になり、自分の人権とともに他者の人権を守るような実践行動に連なると考えられるのである。

### **(4) 人権教育を通じて育てたい資質・能力**

このように見たとき、人権教育は、人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤として、意識、態度、実践的な行動力など様々な資質や能力を育成し、発展させることを目指す総合的な教育であることがわかる。

このような人権教育を通じて培われるべき資質・能力については、次の3つの側面（①知識的側面、②価値的・態度的側面及び③技能的側面）から捉えることができる。

#### **①知識的側面**

この側面の資質・能力は、人権に関する知的理解に深く関わるものである。

人権教育により身に付けるべき知識は、自他の人権を尊重したり人権問題を解決したりする上で具体的に役立つ知識でもなければならない。例えば、自由、責任、正義、個人の尊厳、権利、義務などの諸概念についての知識、人権の歴史や現状についての知識、国内法や国際法等々に関する知識、自他の人権を擁護し人権侵害を予防したり解決したりするために必要な実践的知識等が含まれるであろう。このように多面的、具体的かつ実践的であるところにその特徴がある。

#### **②価値的・態度的側面**

この側面の資質・能力は、技能的側面の資質・能力と同様に、人権感覚に深く関わるものである。

人権教育が育成を目指す価値や態度には、人間の尊厳の尊重、自他の人権の尊重、

多様性に対する肯定的評価、責任感、正義や自由の実現のために活動しようとする意欲などが含まれる。人権に関する知識や人権擁護に必要な諸技能を人権実現のための実践行動に結びつけるためには、このような価値や態度の育成が不可欠である。こうした価値や態度が育成されるとき、人権感覚が目覚めさせられ、高められることにつながる。

### ③技能的側面

この側面の資質・能力は、価値的・態度的側面の資質・能力と同様に、人権感覚に深く関わるものである。

人権の本質やその重要性を客観的な知識として知るだけでは、必ずしも人権擁護の実践に十分であるとはいえない。人権に関わる事柄を認知的に捉えるだけでなく、その内容を直感的に感受し、共感的に受けとめ、それを内面化することが求められる。そのような受容や内面化のためには、様々な技能の助けが必要である。人権教育が育成を目指す技能には、コミュニケーション技能、合理的・分析的に思考する技能や偏見や差別を見きわめる技能、その他相違を認めて受容できるための諸技能、協力的・建設的に問題解決に取り組む技能、責任を負う技能などが含まれる。こうした諸技能が人権感覚を鋭敏にする。

### (5) 人権教育の成立基盤となる教育・学習環境

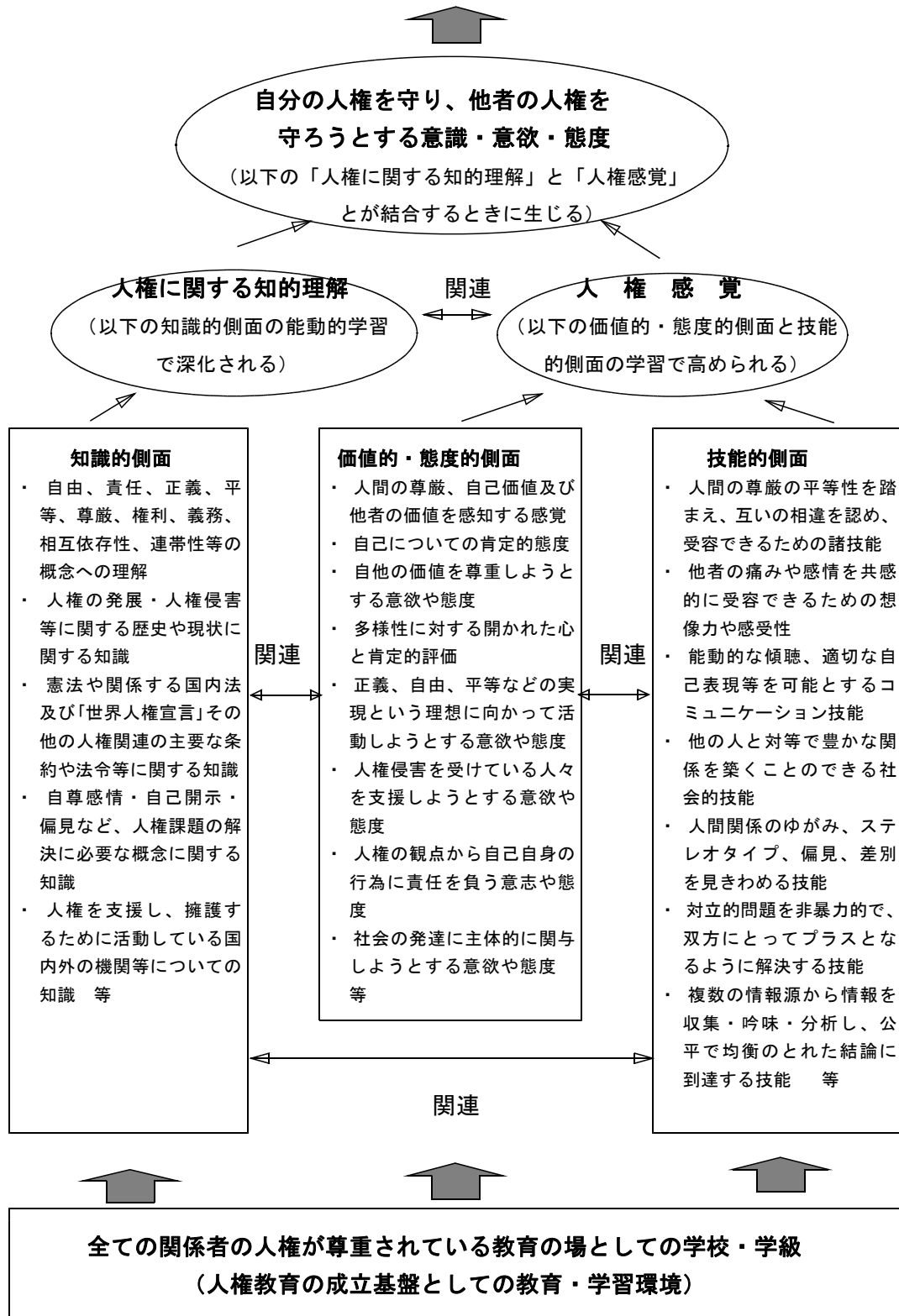
人権教育を進める際には、教育内容や方法の在り方とともに、教育・学習の場そのものの在り方がきわめて大きな意味を持つ。このことは、教育一般についてもいえるが、とりわけ人権教育では、これが行われる場における人間関係や全体としての雰囲気などが、重要な基盤をなすのである。

人権教育が効果を上げうるためには、まず、その教育・学習の場自体において、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。

なお、人権教育は、教育を受けること自体が基本的人権であるという大原則の上に成り立つものであることも再認識しておきたい。

【参考】

「人権教育を通じて育てたい資質・能力」  
自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動



## 2. 学校における人権教育

### (1) 学校における人権教育の目標

学校における人権教育の取組に当たっては、上に見た人権教育の目的等を踏まえつつ、さらに、人権教育・啓発推進法やこれに基づく計画等の理念の実現を図る観点から、必要な取組を進めていくことが求められる。人権教育・啓発推進法では、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう（第3条）」にすることを、人権教育の基本理念としている。

一方、各学校において人権教育に実際に取り組むに際しては、まず、人権に関わる概念や人権教育が目指すものについて明確にし、教職員がこれを十分に理解した上で、組織的・計画的に取組を進めることが肝要である。人権教育に限らず、様々な教育実践を進めるためには目標を明確にすることが求められる。それによって、組織的な取組が可能となり、改善・充実のための評価の視点も明らかになるからである。しかしながら、「人権尊重の理念」などの法律等における人権に関わる概念については、抽象的でわかりにくいといった声もしばしば聞かれるところである。

人権尊重の理念は、平成11年の人権擁護推進審議会答申において、「自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち、人権の共存の考えをとらえる」べきものとされている。このことを踏まえて、人権尊重の理念について、特に学校教育において指導の充実が求められる人権感覚等の側面に焦点を当てて児童生徒にもわかりやすい言葉で表現するならば、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」であるといえることができる。

この「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」については、そのことを単に理解するに止まることなく、それが態度や行動に現れるようになることが求められることは言うまでもない。すなわち、一人一人の児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすることが、人権教育の目標である。

このような人権教育の実践が、民主的な社会及び国家の形成発展に努める人間の育成、平和的な国際社会の実現に貢献できる人間の育成につながっていくものと考えられる。

各学校においては、上記のような考え方を基本としつつ、児童生徒や学校の実態等に応じて人権教育によって達成しようとする目標を具体的に設定し主体的な取組を進めることが必要である。

### (2) 学校における人権教育の取組の視点

「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるために必要な人権感覚は、児童生徒に繰り返し言葉で説明するだけで身に付くものではない。このような人権感覚を身に付けるためには、学級をはじめ学校生活全体の中で自らの大切さや他の人の大切さが認められていることを児童生徒自身が実感できるような状況を生み出すことが肝要である。個々の児童生徒が、自らについて一人の人間として大切にされているという実感を持つことができるときに、自己や他者を尊重しようとする感覚や意志が芽生え、育つこと

が容易になるからである。

とりわけ、教職員同士、児童生徒同士、教職員と児童生徒等の間の人間関係や、学校・教室の全体としての雰囲気などは、学校教育における人権教育の基盤をなすものであり、この基盤づくりは、校長はじめ、教職員一人一人の意識と努力により、即座に取り組めるものでもある。

このようなことから、自分と他の人の大切さが認められるような環境をつくるのが、まず学校・学級の中で取り組まなければならない。また、それだけではなく、家庭、地域、国等のあらゆる場においてもそのような環境をつくる必要があることを、児童生徒が気付くことができるように指導することも重要である。

さらに、[自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]ができるということが、態度や行動にまで現れるようにすることが必要である。すなわち、他の人とともによく生きようとする態度や集団生活における規範等を尊重し義務や責任を果たす態度、具体的な人権問題に直面してそれを解決しようとする実践的な行動力などを、児童生徒が身に付けられるようにすることが大切である。具体的には、各学校において、教育活動全体を通じて、例えば次のような力や技能などを総合的にバランスよく培うことが求められる。

- ① 他の人の立場に立ってその人に必要なことやその人の考えや気持ちなどがわかるような想像力、共感的に理解する力
- ② 考えや気持ちを適切かつ豊かに表現し、また、的確に理解することができるような、伝え合い、わかり合うためのコミュニケーションの能力やそのための技能
- ③ 自分の要求を一方的に主張するのではなく建設的な手法により他の人との人間関係を調整する能力及び自他の要求を共に満たせる解決方法を見いだしてそれを実現させる能力やそのための技能

これらの力や技能を着実に培い、児童生徒の人権感覚を健全に育んでいくために、「学習活動づくり」や「人間関係づくり」と「環境づくり」とが一体となった、学校全体としての取組が望まれるところである。

#### 【参考】 隠れたカリキュラム

児童生徒の人権感覚の育成には、体系的に整備された正規の教育課程と並び、いわゆる「隠れたカリキュラム」が重要であるとの指摘がある。「隠れたカリキュラム」とは、教育する側が意図する、しないに関わらず、学校生活を営む中で、児童生徒自らが学びとっていく全ての事柄を指すものであり、学校・学級の「隠れたカリキュラム」を構成するのは、それらの場の在り方であり、雰囲気といったものである。

例えば、「いじめ」を許さない態度を身に付けるためには、「いじめはよくない」という知的理解だけでは不十分である。実際に、「いじめ」を許さない雰囲気が浸透する学校・学級で生活することを通じて、児童生徒ははじめて「いじめ」を許さない人権感覚を身に付けることができるのである。だからこそ、教職員一体となつての組織づくり、場の雰囲気づくりが重要である。

## 第Ⅱ章 学校における人権教育の指導方法等の改善・充実

前章では、人権教育の目標に関連して、人権に関する知的理解の深化及び人権感覚の涵養を基盤として、人権擁護の意識、意欲、態度、さらに実践行動にまで高めていくことの必要性について指摘した。さらに、人権教育の成立基盤としての学校・学級の在り方そのものが持つ重要性にも言及した。これらを踏まえ、本章では、さらに学校における人権教育がその目標を達成するためにどのような点に留意すべきかについて示すこととしている。その際、「学校としての組織的な取組等に関すること」、「人権教育の内容及び指導方法等に関すること」、そして「教育委員会及び学校における研修等の取組に関すること」の3つの観点から検討することとした。

なお、本調査研究会議は、調査研究を進めるに当たり、都道府県教育委員会の協力を得て人権教育の実践状況及び指導事例等の収集・把握を行った。この章では、これらの事例と国際的な人権教育に関する理論的・実践的研究成果を踏まえて、上記のそれぞれの観点ごとに考え方を示すとともに、これへの理解を補うための基本的な事例等を併せて提示している。さらに、より具体的・実践的な事例資料等については、実践編にまとめて収録しているので、必要に応じ、これを参照しつつ活用されたい。

### 第1節 学校としての組織的な取組と関係機関等との連携等

#### 1. 学校の教育活動全体を通じた人権教育の推進

学校教育においては「生きる力」を育む教育活動が進められている。平成20年1月の中央教育審議会答申では、現行学習指導要領が重視する「生きる力」の育成という理念が、社会の変化の中でますます重要となってきたこと、改正教育基本法を踏まえた学習指導要領の改訂に際しても、「生きる力」という理念の共有が図られるべきこと等を指摘している。

「生きる力」については、平成8年7月の中央教育審議会答申において、「自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力」、「自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性」、「たくましく生きるための健康や体力」などからなる全人的な力として捉えられている。

すなわち、「生きる力」は、変化の激しい社会において、他者と協調しつつ、自律的に社会生活を送るために必要な実践的な力であり、これらは、人権教育を通じて育まれる他者との共感やコミュニケーションに係る力、具体的な人権問題に直面してそれを解決しようとする行動力などとも、重なりを持つものといえる。人権教育については、このような「生きる力」を育む教育活動の基盤として、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間（以下「各教科等」という）や、教科外活動等のそれぞれの特質を踏まえつつ、教育活動全体を通じてこれを推進することが大切である。

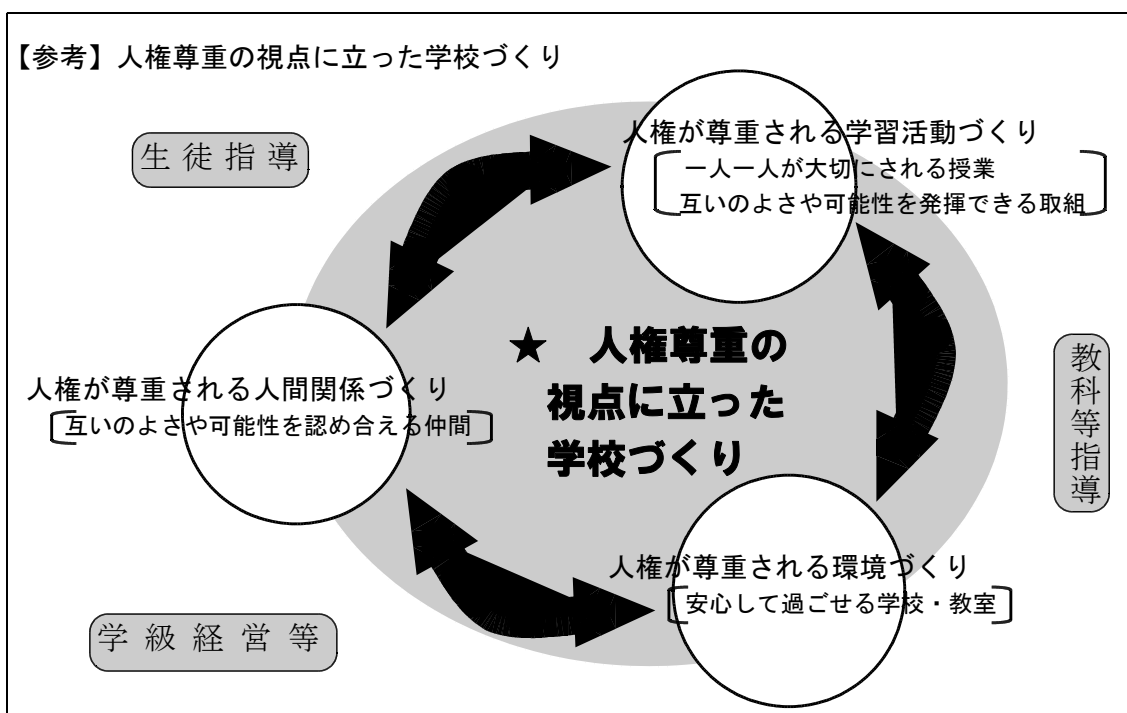
##### （1）人権尊重の精神に立つ学校づくり

学校においては、教科等指導、生徒指導、学級経営など、その活動の全体を通じて、人

権尊重の精神に立った学校づくりを進めていかなければならない。

教職員による厳しさと優しさを兼ね備えた指導と、全ての教職員の意識的な参画、児童生徒の主体的な学級参加等を促進し、人権が尊重される学校教育を実現・維持するための環境整備に取り組むことが大切である。また、こうした基盤の上に、児童生徒間の望ましい人間関係を形成し、人権尊重の意識と実践力を養う学習活動を展開していくことが求められる。

その際、校長は、人権教育の推進の視点に立って学校の教育目標を作成するとともに、自校の実態を踏まえ、人権教育に関わる目標について教職員相互の共通理解を図り、効果的な実践と適切な評価が行われるよう、リーダーシップを発揮しなければならない。



## (2) 人権教育の充実を目指した教育課程の編成

現在、学校教育においては、各教科等の教育活動全体を通じ、児童生徒が学ぶことや働くこと、生きることの意義や尊さを実感できる教育を充実し、学ぶ意欲を高める活動に取り組んでいる。人権教育についても、各教科等のそれぞれの特質に応じ、教育活動全体を通じてこれを推進していくことが大切である。

学校において人権教育を展開する際には、人権教育の目標と各教科等の目標やねらいとの関連を明確にした上で、人権に関する意識・態度、実践力を養う人権教育の活動と、それぞれの目標・ねらいに基づく各教科等の指導とが、有機的・相乗的に効果を上げられるようにしていくことが重要である。

また、教育課程の編成に当たっては、以下の【参考】に示した諸点に留意するとともに、個に応じた指導を充実し、一人一人が大切にされる授業等を通じて、人権意識等や実践力を身に付けさせていく必要がある。さらに、その指導の展開に際しては、誰もが自分のよさや可能性を発揮し、輝くことができるような学習活動づくりに努めていくことが大切である。

#### 【参考】教育課程の編成に当たっての留意点

##### 1 「地域の教育力」を活用する

各教科等の特質に応じて、地域のひと・もの・ことや施設等、地域の教育力を計画的・効果的に活用して、教育活動全体を通して人権教育を推進する。

##### 2 「体験的な活動」を取り入れる

フィールドワークなどの体験活動を積極的に活用して、人権についての「関心・意欲・態度」、「思考・判断」、「技能・表現」、「知識・理解」を育て、人権感覚を育成する。

##### 3 学習形態、教育方法上の工夫を行う

児童生徒の実態を踏まえ、人権教育の目的に応じて、計画的に、一斉学習・グループ学習・個別学習などの学習形態の工夫を行う。また、目的・内容に応じて、授業担当教員とゲストティーチャー（地域人材等）とのチーム・ティーチングを取り入れたり、コンピュータなどの情報機器を活用したりするなど、指導形態・方法の工夫を行う。

##### 4 「生き方学習」や進路指導と関わらせる

学級活動やホームルーム活動などでの人間としての在り方生き方についての自覚を深める学習や、進路指導の機会等を通して長期的・広域的視野から人権教育を推進する。

#### （3）人権尊重の理念に立った生徒指導

学校における生徒指導は、個々の児童生徒の自己指導力を伸ばす積極的な面にその本来の意義があり、全ての児童生徒の人格のよりよき発達を目指すとともに、学校生活が、児童生徒一人一人にとって、また、学級や学年、学校全体といった集団にとっても、充実したものとなるようにすることを目的としている。この点において、生徒指導の活動は、[自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]ができる人権感覚を育成し、学校において、一人一人の児童生徒が大切にされることを目指す人権教育の活動とも、互いに相通ずるものということができる。

生徒指導の取組に当たっては、学業指導、個人的適応指導、社会性指導、余暇指導、健康安全指導などその指導の全体を通じ、児童生徒一人一人の自己実現を支援し、自己指導能力・問題解決能力を育成するとともに、併せて、人権感覚の涵養を図っていくことが期待される。

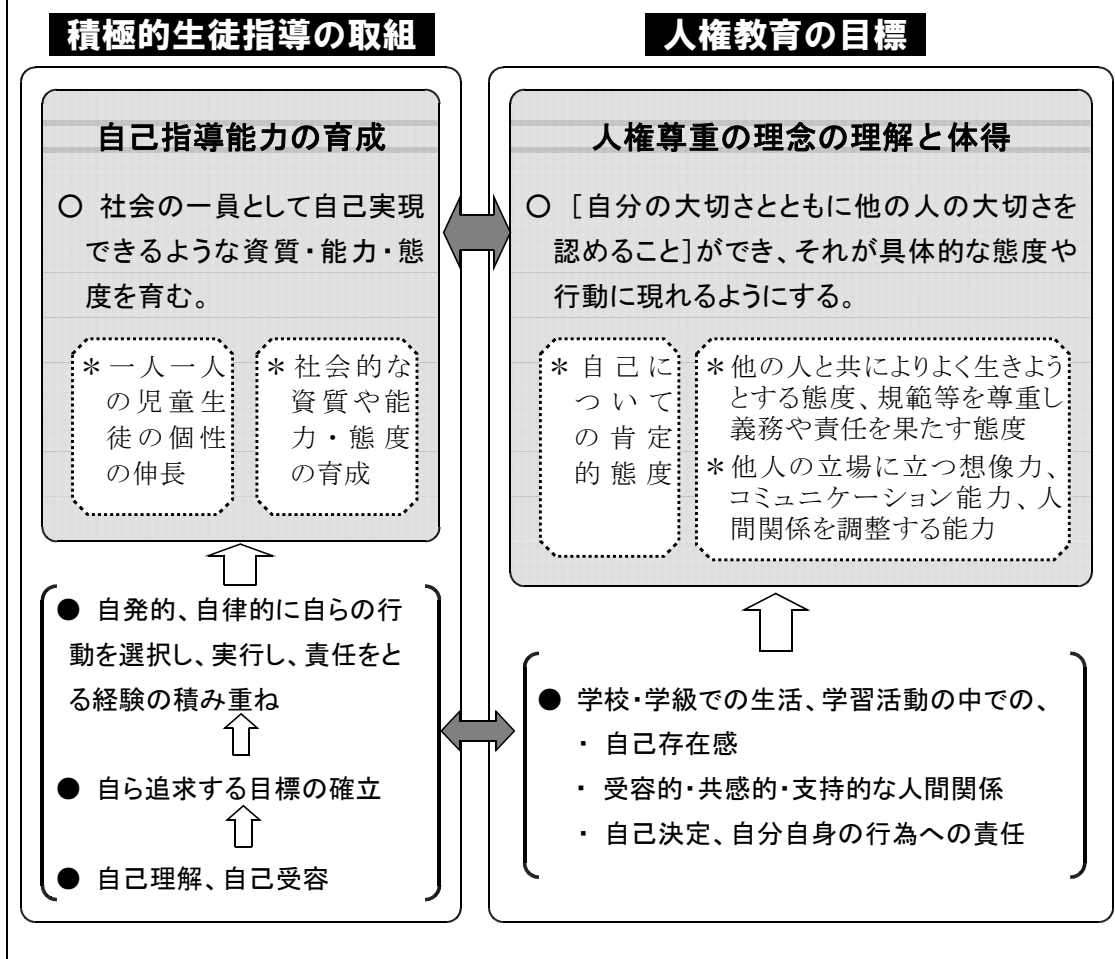
学校においては、学級・ホームルーム活動における集団指導や、様々な場面における個別指導等の中で、自己指導能力の育成を目指した積極的な生徒指導の活動の展開を図り、児童生徒間の望ましい人間関係を形成するとともに、これらの取組を通じて[自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]ができる人権感覚を涵養していくことが重要である。また、このことは、暴力行為やいじめ等の生徒指導上の諸問題の未然防止にも資す

ることとなると考えられる。

同様に、児童生徒の肯定的なセルフイメージの形成を支援すること、受容的・共感的・支持的な人間関係を育成すること、自己決定の力や責任感を育成すること等を内容とする人権教育の取組についても、「積極的な生徒指導」の取組と歩調を合わせてこれを進めることで、より大きな効果を上げることができるであろう。

なお、児童生徒の問題行動等への対応などいわゆる消極的な生徒指導の側面について見れば、暴力行為、いじめ、不登校、中途退学などの問題は、人権侵害にもつながる問題であり、また、これらの事案の個々のケースにおいては、複数の児童生徒の人権相互間の調整を要することとなる場合も少なくない。学校においては、こうした可能性を常に念頭に置きつつ、問題解決に向けた取組を進める必要がある。とりわけ、いじめや校内暴力など他の児童生徒を傷つけるような問題が起きたときには、学校として、まずは被害者を守り抜く姿勢を示すことが重要である。さらに、問題発生の要因・背景を多面的に分析し、加害者たる児童生徒の抱える問題等への理解を深めつつも、その行った行為に対しては、これを許さず、毅然とした指導を行わなければならない。

#### 【参考】積極的生徒指導の取組と人権教育



#### 【参考】生徒指導における自己指導能力の育成

※ 自己指導能力の育成を目指すという生徒指導の積極的な意義については、中学校学習指導要領においても、従来よりこれを重視し、「生徒が自主的に判断、行動し、積極的に自己を生かしていくことができるよう、生徒指導の充実を図る」こととしている。

生徒指導とは、本来一人一人の児童生徒の個性の伸長を図りながら、同時に社会的な資質や能力・態度を育成し、さらに将来において社会的に自己実現できるような資質・態度を形成していくための指導・援助であり、個々の児童生徒の自己指導能力の育成を目指すものです。自己指導能力には、自己受容、自己理解を基盤とし、自ら追求する目標を確立し、その目標の達成のために自発的、自律的に自らの行動を決断し、実行することが含まれます。そして、その能力は児童生徒が日常生活のそれぞれの場でどのような選択が適切であるか、自分で判断し実行して、それらについて責任をとるという経験を広く持つことの積み重ねを通じて育成されます。

『生活体験や人間関係を豊かなものとする生徒指導』  
(文部省 生徒指導資料第20集 昭和63年3月)

#### (4) 人権尊重の視点に立った学級経営等

人権教育の推進を図る上では、もとより教育の場である学校が、人権が尊重され、安心して過ごせる場とならなければならない。

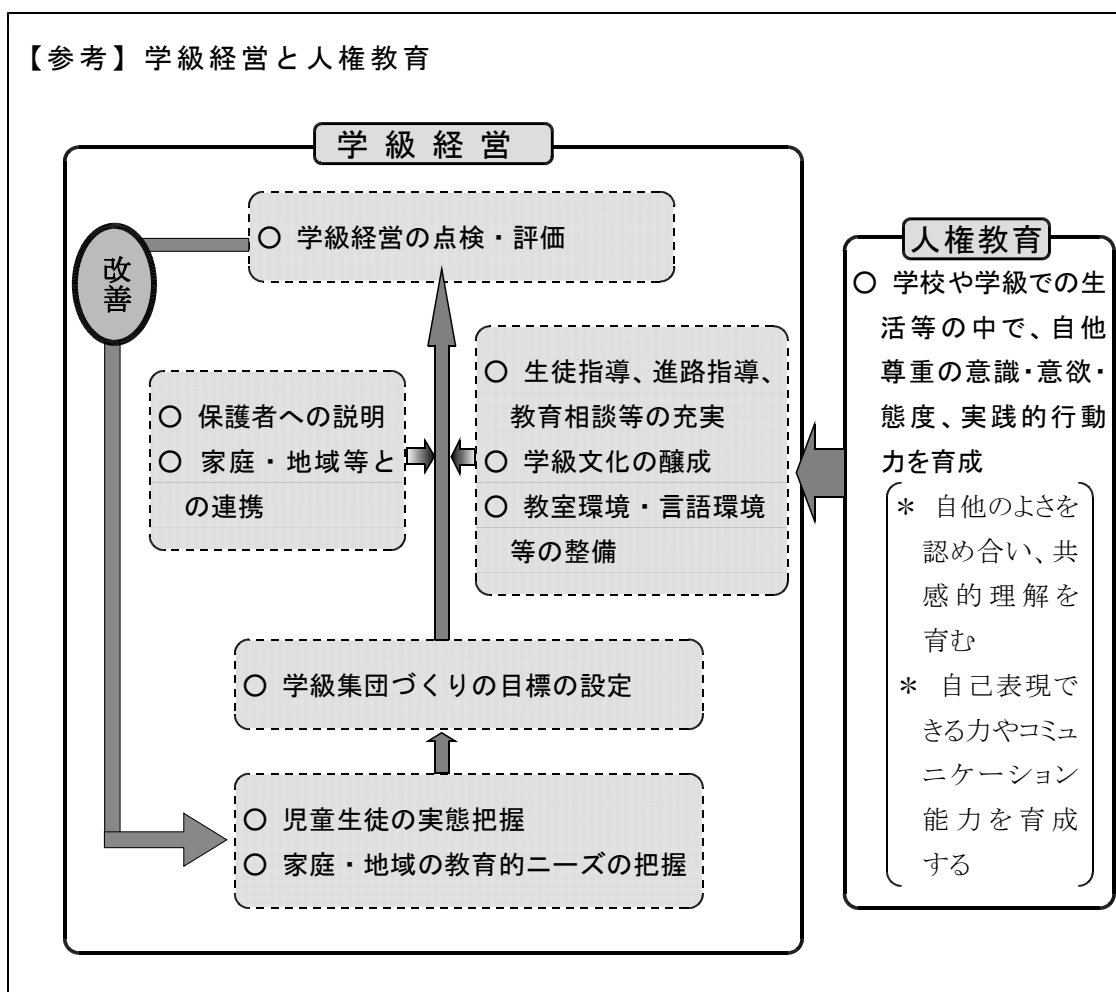
学校においては、的確な児童生徒理解の下、学校生活全体において人権が尊重されるような環境づくりを進めていく必要がある。

そのために、教職員においては、例えば、児童生徒の意見をきちんと受けとめて聞く、明るく丁寧な言葉で声かけを行うことなどは当然であるほか、個々の児童生徒の大切さを改めて強く自覚し、一人の人間として接していかなければならない。

また、特に、児童生徒が、多くの時間を過ごすそれぞれの学級の中で、自他のよさを認め合える人間関係を相互に形成していけるようにすることが重要であり、このような観点から学級経営に努めなければならない。

なお、人権が尊重される環境整備のための積極的な取組として、人権コーナーの設置や人権ポスターの掲示、人権学習会の定期的な開催などを通じ、児童生徒が日頃から人権学習に親しむ機会を提供していくこと等も重要である。

【参考】学級経営と人権教育



(5) 人権尊重の視点からの学校づくりと学力向上

学校教育においては、現在、全ての児童生徒に基礎的な知識・技能及びそれらを活用して問題を解決する力等を確実に身に付けさせ、自ら学び自ら考える力などの「確かな学力」を育むことが求められている。

「確かな学力」を育む上では、児童生徒一人一人の個性や教育的ニーズを把握し、学習意欲を高め、指導の充実を図っていくことが必要であり、そのためには、学校・学級の中で、一人一人の存在や思いが大切にされるといふ環境が成立していなければならない。

このように見た場合、校内に人権尊重の理念に基づく教育活動を行き渡らせることは、学習指導の効果的な実施を図る上でも、重要な観点の一つとなるものと考えられる。

学校においては、「確かな学力」を育むためにも、学校全体として「一人一人を大切に、個に応じた目的意識のある学習指導に取り組む」等の教育目標の共通理解を図るとともに、学ぶことの楽しさを体験させ、望ましい人間関係等を培い、学習意欲の向上に努めることが求められている。

### 【参考】効果のある学校（effective school）

今日、「効果のある学校」に関する研究が国内外で進められている。これらの研究では、「教育的に不利な環境の下にある児童生徒の学力水準を押し上げている学校」において、学力の向上と人権感覚の育成とが併せて追求されている点に注目しており、人権感覚の育成は、児童生徒の自主性や社会性などの人格的な発達を促進するばかりでなく、学校の役割の大事な部分を占める学力形成においても成果を上げているとの指摘を行っている。

一人一人の個性やニーズに応じた基礎学力を獲得するためには、学校・学級の中で、現実に関心のある一人一人の存在や思いが大切にされるといった状況が成立していなければならないからである。

## 2. 学校としての組織的な取組とその点検・評価

各学校においては、校長のリーダーシップの下、教職員が一体となって人権教育に取り組む体制を整え、人権教育の目標設定、指導計画の作成や教材の選定・開発などの取組を組織的・継続的に行うことが肝要である。また、こうした人権教育の取組については、当該学校における活動全体の評価の中で定期的に点検・評価を行い、主体的な見直しを行うとともに、その取組に関する情報は、保護者や地域の人々に対しても積極的に提供するように努めることが求められる。

その際、学校評議員や保護者等の意見を聞く機会を設けることも重要となる。

### （1）学校としての人権教育の目標設定

学校としての人権教育の目標を設定するに当たっては、様々な人権問題の解決に資する教育の大切さを十分に認識した上で、「人権が尊重される社会の実現」という未来志向的、建設的な目標となるよう、留意することが重要である。

同時に、こうした目標設定の取組を通じ、人権教育とは、人権に関する知的理解だけでなく、[自分の大切さとともに他の大切さを認めること]ができるような人権感覚の育成を目指すものであること、人権感覚の育成のためには、自尊感情を培うとともに、共感能力や想像力、人間関係調整力を育むことが求められること等について、教職員の共通理解を図っていく必要がある。

これらを踏まえつつ、各学校がこれまでの活動の中で取り組んできたことや、児童生徒の実態、地域の実情等も考慮し、自校の具体的な目標を設定することが大切である。

### （2）校内推進体制の確立と充実

学校としての組織的な取組を推進するに当たっては、校内における推進体制を確立するとともに、各教職員による効果的・効率的な役割分担の下に、その機能の充実を図ることが求められる。

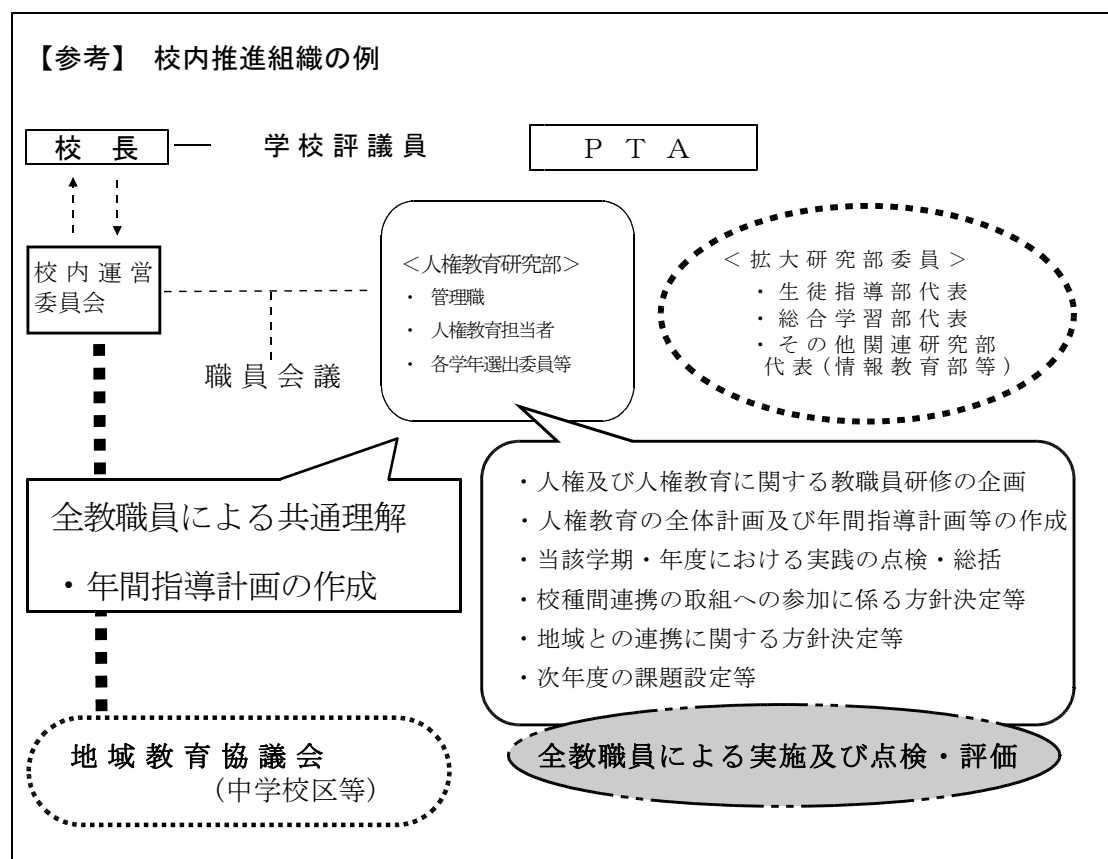
#### ア. 人権教育を推進する体制の確立

各学校において人権教育の目標を実現していくためには、人権教育の年間指導計画の立案や毎年の

点検・評価、研修の企画・実施等を組織的に進める体制を確立することがきわめて重要となる。この推進体制において、校長のリーダーシップの下、各校務分掌の取組と人権教育の目標との関連を明確にすることが求められる。推進組織の構成としては、人権教育担当者、学年主任のほか、生徒指導部、進路指導部、関連する教科等の研究部など、各部校務分掌組織の代表者が必要に応じて随時参加するような機動的・機能的な構成とすること等が考えられる。

## イ. 人権教育担当者の役割

各学校において、人権教育の活動に関する企画立案や、各校務分掌組織間の連絡調整・統括、学校運営全体との調整、対外的なコーディネートなどを担う人権教育担当者は、人権教育に係る校内推進体制の要として、指導的役割を果たすことが期待される。また、人権教育担当者の業務として、人権侵害が生じた場合における当該事案への対応のほか、保護者や児童生徒への相談活動等も重要となる。



## （３）人権教育の全体計画・年間指導計画の策定

### ア. 人権教育の全体計画・年間指導計画策定の観点

各学校においては、人権教育の推進に当たり、校内推進組織を確立するとともに、人権教育の全体計画及び年間指導計画を策定し、組織的な取組を進めていくことが重要である。

全体計画は、人権教育の目的の実現に向け、当該学校において目指すべき目標や、取り組むべき活動の全体を、児童生徒の発達段階に即しつつ、各教科等の関連を考慮しながら、

総合的・体系的に示した計画である。また、年間指導計画は、全体計画に基づき、当該年度に行う人権教育の指導内容・方法等を具体化した指導計画である。

各学校においては、当該学校における人権教育の推進の観点を明確化した上で、これらの計画を策定することが求められる。

#### イ. 人権教育の全体計画・年間指導計画の策定

全体計画の策定・見直し及び年間指導計画の策定は、管理職及び人権教育担当部（担当者）による策定・見直し方針の提示を端緒として、具体的な目標や実践的課題の設定、各学年組織による学年ごとの年間指導計画案の作成、人権教育担当部によるとりまとめ、職員会議への提示による全教職員の共通理解など、学校全体の組織的な取組として、これを進めていくことが求められる。また、このような過程を通して、全教職員の人権教育の推進に対する参画意識を培うことが望ましい。

人権教育の全体計画の作成に当たっては、学校・地域の特色を活かした取組や、様々な人との交流活動、ボランティア活動をはじめとした体験活動等の在り方を示すこと等が考えられる。その際、当該学校における教育目標全体の中での位置付け等を明確にすることが必要である。

全体計画については、例えば、小学校では体験・交流活動を通して、児童が自分で「ふれる」、「気付く」こと、中学校では他者に「気付く」ことを確かな認識に「深める」こと、高等学校では自分自身の生き方と関連させ、解決に向け地域社会に「発信する」、「行動する」ことに重点を置くなど、発達段階に相応した目標を設定することが望ましい。

また、年間指導計画の作成に当たっては、身近な人権問題を扱った学習や、例えば社会奉仕体験活動、自然体験活動などの体験活動、様々な人達との交流活動等を取り入れ、その計画を示すことなどが考えられる。その際には、児童生徒が自ら課題に気付き、人権問題に直面したときに「おかしい」と直感したり、相手の心の痛みを自分の痛みとして感じたりすることができるように、多様な教育活動の中で人権教育の視点からの工夫を行うことが大切である。

#### （４）学校としての取組の点検・評価

各学校においては、各学期や年度ごとに、人権教育に関する活動の点検・評価を行うことが求められる。点検・評価は、学校全体の組織的な取組として、人権教育の年間指導計画に沿って行い、次年度における年間指導計画の見直しや、指導の改善につなげていくことが必要である。

##### ア. 教職員による点検・評価

点検・評価の実施に当たっては、教職員自身によるアンケート等を行い、その結果を分析していくこと等も考えられる。

また、日常的な授業改善の取組として、教職員相互の授業評価を積極的に行うことも大切である。

##### イ. 児童生徒による評価

点検・評価の取組の一環として、児童生徒の発達段階等も考慮しつつ、学校の取組に対する児童生徒の評価をアンケート等により調査し、その調査結果を学校としての評価に反映させていくことも考えられる。

また、児童生徒が自らの学習について評価することは、人権教育に対する意欲・関心、達成感の状況を把握する上で有意義であるとともに、児童生徒の学習の在り方を検証し、今後の指導方法等の工夫改善を進めるためにも、不可欠な取組となる。さらに、学習の節目ごとに児童生徒自身による評価

を行い、その全体的な結果を学級で共有することにより、児童生徒相互の共通認識を図ることも可能となる。

#### ウ. 保護者等による評価

学校における毎年度の評価等の実施に当たり、保護者等による評価を取り入れることも重要となる。保護者等の評価についてアンケート調査等を行う場合には、その結果を公表することが求められる。また、調査結果をもとに学校評議員等の意見を求めたり、PTAの会合等において意見交換を行ったりすることも考えられる。

このほか、例えば授業参観後の保護者との懇談会のように、学校・学年・学級における取組を公開し、活動状況の説明を行うとともに、これらに対する保護者等の意見や感想を聞く機会を、学校として積極的に設けていくことも大切である。

#### 【参考】点検・評価の視点

- 教職員における人権教育の目標の理解
  - 学校全体としての取組の進捗
    - ～ 年度ごとの新しい(特色ある)取組、その他の取組
  - 人権感覚の育成等に向けた指導の効果
  - 学校・学年としての指導の継続性の確保
  - 学校全体としての組織体制の構築
    - ～ 管理職－人権教育担当者－各研究部・各学年の有機的な連携
  - 家庭・地域との連携の強化
    - ～ 家庭・地域に対する説明・情報提供、連携推進の体制整備
- など

### 3. 家庭・地域、関係機関との連携及び校種間の連携

人権教育は、一人一人が大切にされ、尊重される社会の発展に寄与するものである。各学校においては、人権教育のこのような意義も踏まえ、人権文化の構築に向けた各般の取組とも歩調を合わせながら、社会全体で子どもたちを育てていくという視点に立って、人権教育の活動を進めていく姿勢が重要となる。

学校における人権教育の取組は、家庭、地域、関係諸機関の人々をはじめ、多くの人々に支えられてこそ、その効果を十全に発揮できる。例えば、人権を尊重する社会の実現のために働く人々と直接に出会い、これからの社会を担う子どもたちに向けた、それらの人々の思いに触れることで、児童生徒が、自分たちに向けられた期待を実感として受けとめ、自らが有用な存在であることを自覚し、人権感覚を身に付けていくことへの自発的な意欲を持つようになることも期待できるのである。

家庭・地域や関係機関等との連携を進めるに当たっては、まずは、学校から、これらの機関等に向けて、自らの取組を、積極的に公表し、協力関係を築き上げておくことが重要であり、人権教育を推進するための明確なメッセージを積極的に伝えることが求められる。また、これらの機関等との共同

による取組を実践していく際には、多くの人々の参加を可能とする方法を工夫し、家庭・地域、関係諸機関が、それぞれの特色を十分に発揮できるよう留意することが必要である。

さらに、保・幼・小・中・高等学校などの学校段階ごとの取組だけでなく、校種間の連携をより一層進めることが求められる。児童生徒の発達段階に配慮したカリキュラムを共同で研究したり、校種を越えて授業研究を行うなどの取組を通じて、系統的・継続的な人権教育の実践に努めることが望まれる。

なお、今日の社会は、多様な立場や思想、生活様式を共存させ、人権と自由とを保障することが求められている。人権教育の推進に当たっても、家庭や地域社会、関係諸機関等との連携や協力を進める際には、各学校における人権教育推進計画の目標との整合性を損なわないようにすること、教育の中立性を確保することが必要である。

### (1) 家庭・地域との連携

児童生徒は、学校だけでなく、多くの時間を家庭や地域社会において過ごしている。たとえ学校で人権の重要性について学習しても、児童生徒が生活の基盤を置く家庭や地域において、学校における学習の成果を肯定的に受けとめる環境が十分に整っていないければ、人権教育の成果が知的理解の深化や人権感覚の育成へと結びつくことは容易ではない。それだけに、人権感覚の育成等には、学校での人権学習を肯定的に受容するような家庭や地域の基盤づくりが大切であり、人権教育に対する保護者等の理解を促進することが求められる。

また、家庭や地域等の身近な人々との連携に当たっては、児童生徒と保護者、地域住民等と一緒に活動に当たることを通じ、これらの人々の間に人権尊重の意識がより一層広まるような取組の工夫に努めることが望ましい。

このほか、PTA 等における人権教育の一層の推進も期待される。

### (2) 関係諸機関との連携・協力

人権教育・啓発に関する国の基本計画では、教育・啓発の実施主体間の連携を促進するため、「人権啓発活動ネットワーク協議会」等の既存組織の強化はもとより、①幼稚園、小・中・高等学校などの学校教育機関及び公民館などの社会教育機関と、法務局・地方法務局、人権擁護委員などの人権擁護機関との間における連携、②各人権課題に関係する様々な機関との一層緊密な連携、③公益法人や民間のボランティア団体、企業等との連携の可能性やその範囲についての検討など、新たな連携の構築のための取組を求めている。また、その際には、教育の中立性が確保されるべきことを指摘している。

大学や研究機関、市民団体など、人権教育に関係する諸機関の協力を得て多様な学習活動を行うことは、人権感覚の育成に大きな効果を上げるものと思われる。実際に、人権侵害の事件に直接携わる公的機関の専門家、様々な人権課題の解決に努力する団体等の関係者を、授業や教員研修・講演会等に招いて講話を聞く取組や、児童生徒が障害者施設や高齢者施設等の施設を直接訪問して様々な人と交流したり、ボランティア活動を体験したりするなどの学習活動は、広く取り組まれ、人権感覚の育成に効果を上げている。

人権に関する一連の学習活動の中で、人権を守り人権尊重の社会を支える活動をする専門家の存在を知り、その人と出会うことは、児童生徒にとって人権感覚を培うことの契機となるであろう。人権尊重の姿勢を持って誠実に職責を果たす人々の話を直接に聴くことで、将来設計やキャリア形成を考

える上でも、適切な教育的効果を持つものと思われる。

また、施設の訪問等を通じ、高齢者や障害者をはじめ様々な人々と触れ合うことで、人権課題に対する理解をより一層深め、豊かな人権感覚を育むことができる。

さらに、指導講師を依頼して研修会を実施したり、児童生徒の人権意識に関する調査・分析についての協力を得たり、施設訪問などの参加体験型学習を進めるに際し専門家の助言を受けたりするなどの取組は、児童生徒に対する人権教育の指導の充実に止まらず、教員の資質向上に大きく資するものと思われる。

各学校においては、適切な連携協議の場にこのような機関の関係者の参加を得て、普段からの連携・協力体制を整えておくことが必要である。また、関係する諸機関においても、積極的にこのような連携や協力の要請に応える姿勢を持つことが期待される。

### (3) 校種間の協力と連携

子どもは、保育所・幼稚園から、小学校、中学校、高等学校等へと学習の場を移しながら成長する。人権教育においても、そのような学習者の成長過程全体を想定し、年齢段階、学年段階などの発達段階に適した学習活動を計画することが必要であり、各学校種間における学習計画の調整や相互協力、相互研修を目的とした連携が不可欠である。

義務教育である小学校と中学校との交流・連携が重要であることは言うまでもないが、さらに、児童虐待をはじめ子育てに関わる様々な問題等に対する教職員の理解を促進する観点からも、保育所・幼稚園や特別支援学校等との連携が必要である。また、高等学校段階においては、進路指導・キャリア教育の中で、人権に関わる教育を積極的に組み入れていくことが重要となる。

これらを踏まえつつ、校種間の定期的な連携協議会の開催や、相互の授業公開、合同研修等の実施、児童生徒の発達段階に配慮したカリキュラムの研究、校種を越えての授業研究の実施などを通じ、教職員間の交流を進める体制を整えながら、系統的・継続的な人権教育の実践に努めていくことが望ましい。

学校における人権教育の取組の一環として、異なる校種の学校との交流学习を推進し、異年齢の子どもが共に活動する機会を整備していくことは、互いを思いやる感受性や社会性を伸ばすことにもつながり、人権尊重の精神を育てる上で意義深いことである。なお、相互交流の実施に当たっては、よりきめ細かな学習の円滑な実施のため、他校への訪問を計画する学校の教職員が、事前に、訪問先となる他校種の学校の教職員を訪ね、当該校における交流学习や体験的活動の取組への考え方等について、助言や指導を得ておくこと等も考えられる。

### (4) 連携推進のための支援体制

学校が、家庭、地域や関係諸機関等との協力を深め、校種間の連携に取り組むことにより、専門家からの有用な知識の習得や、地域における体験的な活動等の実施、校種を超えた一貫性のあるカリキュラムの整備等を円滑に進められるようになり、人権教育の適切かつ効果的な推進に資することとなる。各地方公共団体や教育委員会においては、このような連携の意義にかんがみ、人権教育・啓発に関する国の基本計画等の趣旨も踏まえ、連携促進のための環境整備を図り、学校・教職員における連携の取組を支援していくことが不可欠である。

## 第2節 人権教育の指導内容と指導方法

人権教育の指導の改善・充実という課題に直接的・具体的に関わるのが、人権教育の指導内容及び指導方法の問題である。本節では、指導内容の構成、学習教材の選定・開発、指導方法の在り方について順次述べることとする。その際に、特に人権感覚の育成、児童生徒の自主性・主体性の尊重、発達段階や実態への着目、体験的な学習の活用等の視点に焦点を合わせることにしたい。

### 1. 指導内容の構成

学校において人権教育を進めていく際には、人権教育が目指す諸能力を総体的・構造的にとらえた上で、その指導内容を構成することが必要である。人権教育が育成を目指す資質・能力は、知識的側面、価値的・態度的側面及び技能的側面の3つの側面として捉えることができるが、学校全体における系統的な指導内容として、これらの側面の育成を総合的に位置付けることが望ましい。

一方、学校教育における各教科等やその分野・領域にはそれぞれ独自の目標やねらいがあり、指導に当たっては、この目標やねらいを達成させることが、第一義的に求められることは言うまでもない。このような中であって、人権教育をいかにして総合的に位置付け、実践するかについては、なお、様々な工夫や検討が求められるところである。

現代社会における人権尊重の理念の徹底の重要性にかんがみれば、児童生徒に対しては、人権に関わる資質・能力をトータルに身に付けさせる必要があり、人権教育の指導内容についても、総合的な内容構成が目指されることになるが、同時に、育成すべき資質・能力の特定の側面に焦点を当て、個別的、具体的な指導内容を構成してこれを実施していくことも、必要かつ有効な方法となる。

そこで、各教科等の指導で即座に実践できると思われるいくつかの指導内容の構成の事例を参考として提示しておきたい。

#### (1) 人権に関する知的理解に関わる指導内容

まず知識的側面の育成についてであるが、各教科等をはじめ、あらゆる教育活動の場において、あらゆる機会をとらえて積極的に取り組むことが求められる。

これまで、人権教育の知識的側面は、社会科等を中心とした教科の学習において扱われる場合が多かった。他方、様々な人権意識に関する調査等の結果からは、人権に関する客観的・科学的知識をある程度まで習得している人についても、その知識が社会や個人の生活の変容に資する生きた知識として内面化され、主体化されていないといった傾向がうかがえる。こうしたことから、人権教育をより一層充実させる観点から、知的理解に関わる内容の指導を特に取り立てた形で行うことが必要となってくる。この側面の指導に当たっては、単なる知識伝達に止まらず、その知識内容を自らのものとして肯定的に受けとめ、情緒的にもそれに共感できるようになるための主体的な学習を可能にする教授法を活用する努力が求められる。その指導は必ずしも教材を読んだり、講話を聴いたりする方式である必要はなく、むしろ、児童生徒の自己活動的、主体的関与を促すような学習や、主体的な関与と取組を基礎とする体験的な学習の機会を提供できるよう、工夫が求められる。同

時に、個別的・個人的な学習形態よりも、グループ活動も含む協同的・協力的な形態の学習を、より多く取り入れていくことが望まれる。

なお、知識的側面の指導内容の構成に当たっては、特に人権擁護に実際に役立つような実践的知識を積極的に組み込むことも必要である。

#### 【参考】 知的側面に焦点を当てた指導内容の構成の例

- ① 社会科等の授業で、人権に関わる題材を扱う際に、児童生徒が、自分自身に直接関わる問題を提示し、合理的・分析的な思考を行い、人権に関わる知識の内容を知的及び共感的に理解し、内面化することを促すような幅広い内容構成を工夫する。単なる知識の伝達に終わらないように、資料や情報の自主的探求や討議を取り入れた授業の展開を図るなど柔軟で弾力的な指導方法を取り入れることも有効である。
- ② 総合的な学習の時間、特別活動（特に学級活動やホームルーム活動）及びその他のあらゆる学習の機会を活用して、法教育の観点からも、世界人権宣言や児童の権利に関する条約等の人権関連の条約等を教材として使用する。条約等の一部分のみの使用であっても差し支えなく、例えば、児童生徒の発達段階やその他の実態に照らして適切なものがあれば、それを適宜取り上げる。まず本文の内容を学習した上で、それをテーマとして話し合ったり、必要な情報を新たに探求したりして、知識の広がりや理解の深化を目指す学習を進める。また、自分や身近な人の権利や自由が侵害された場合に、どこの誰に相談し、あるいはどこに訴えれば救済につながるのか等に関する実践的で具体的な事柄についても、発達段階を踏まえて学習内容に組み入れる。
- ③ 外国語の時間に、例えば世界人権宣言や児童の権利条約等の日常英語版テキスト等を教材として活用する。語学的な能力の育成と同時に、実際生活で将来必要となるような人権に関する生きた知識の習得や内的価値の促進に結びつける。

## （２）人権感覚の育成に関わる指導内容

人権意識等を育み、人権課題の解決に向けた実践力へとつなげていくためには、人権に関する知的理解に加え、人権感覚を養うことが特に重要となる。人権感覚を育成するには、「価値的・態度的側面」や「技能的側面」に属する諸要素としての価値や態度、諸技能を身に付けさせることが必要である。しかし、いきなり整合的な全体計画の中でこれらを一挙に育成することは容易ではない。そこで、人権教育を通じて育てたい資質・能力の全体構造を意識しつつも、その諸要素の中からいくつかを個別的に順次取り上げて、様々な場面や機会を活かして促進を図る取組が必要となる。

その際に、特に、共感的に理解する力やコミュニケーション能力、自他の人間関係を調整する能力など、第Ⅰ章２（２）に挙げた諸技能について取り上げて、それぞれの育成に取り組むことが重要である。

**【参考】 人権感覚の育成に焦点を当てた指導内容構成の例**

- ① 国語、社会、外国語等の学習内容と関連付けて、それぞれの授業時間の中に人権の実現に関わる想像力、共感性、感受性、コミュニケーション技能などの育成を図る活動を可能な限り取り入れる。
- ② 道徳、特別活動、総合的な学習の時間等あらゆる機会をとらえ、できるだけ直接的な体験を活かすことを通じ、上記①に掲げる諸技能を育成する。体験的な学習を進める上で、ロールプレイング、シミュレーション、ディスカッション等の能動的手法を取り入れることも有効である

**(3) 総合的な指導のためのプログラム**

上記の(1)及び(2)のように、人権教育を通じて育てたい資質・能力の特定の側面に焦点を当て、個別的な内容を取り上げて行う指導と併せ、様々な指導内容を組み合わせた総合的な指導のプログラムを構成して指導することも大切である。

**【参考】 総合的な指導のためのプログラム例**

- 1 次の一連の学習により、児童生徒は自己の価値に関する認識から出発して、様々な人権課題の認識、社会的背景の考察、人権諸課題共通の概念習得を経て、人権実現のための具体的行動力の獲得に到達するまで、自然な流れの中で、諸要素を総合的に身に付けることが期待される。
  - ①自分が生きている価値の実感（自己についての肯定的態度）
  - ②お互いの間にある違いの自覚と尊重
  - ③人権侵害の歴史的・社会的背景と当事者の生き方の学習
  - ④様々な人権課題の解決に共通して必要な概念や枠組みに関する学習（自尊感情・自己開示・偏見・悪循環・平等観・特権など）
  - ⑤具体的な場面での行動力の育成
  - ⑥人権が尊重される社会づくりにつながるような行動力の育成
- 2 上記の要素のどれが重視されるかは、児童生徒の発達段階やその他の実態によって異なる。  
例えば、小学校低学年では①②などが重視され、学年が高くなるにつれて③④などに重点が移る、小学校高学年や中学校、高等学校ではこれらに加え⑤⑥なども重要な位置を占めるようになる。
- 3 さらに、同一学年内における学習の進行においても、時期によって重点の置き方は異なる。  
例えば、年度当初は①②などが重視され、その成果を土台に継続的・恒常的学習が継続されつつ、③④などが児童生徒の状況に応じて組み込まれる。そして⑤⑥などの具体的行動力の学習へと進む、というような構成が望ましい。

以上のように順次性への着目が求められるが、場合によっては改めて①②の側面を強調する学習が必要となる。

## 2. 効果的な学習教材の選定・開発

人権教育の学習教材を選定・開発するに当たっては、まず何よりもその学習の目的が明確化されなければならない。その教材から、子どもたちにどのような知識や技能を身に付けさせたいのか、子どもたちの中にどのような意識や態度を育みたいのかが、具体的に設定されている必要がある。

その上で、人権が尊重される社会づくりを自らの問題としてとらえ、自ら考えることができるようにするなどの教育効果を高めるため、身近な事柄を取り上げたり、児童生徒の興味・関心を活かしたりするといった教材の内容面での創意工夫を行う。むろん、このことは、身近でない課題を取り上げないということの意味するのではない。子どもたちの日常を超えた、社会全体や地球全体に関わる課題を取り上げることによって、逆に身近な課題についての認識が深まり、人権問題と自らのとのつながりが見えてくることも考えられる。

学習の目的に応じて、生命の大切さに気付くことができる教材、様々な人権問題に気付くことができる教材、それぞれの人権問題を深く考えるための教材、自分自身を深く見つめることを意図した教材、身の回りの世界や周囲の人々との関わりを問い直すための教材、コミュニケーションのとり方や自己を的確に表現する技能を学ぶ教材など、多様な学習教材の選定・開発が望まれる。

この場合において、既存の教材や教職員が作成した教材を子どもたちに与えるだけでは必ずしも十分ではない。例えば、保護者をはじめとする地域の人々の生き方・考え方や地域の様々な歴史・伝統を学ぶ際の聞き取りや調べ学習といった活動の中から、子どもたち自身が自らの教材を作り上げていくというプロセスも大切にしたい。

また、それと関連して、教師・教授者の役割を問い直すことも重要であろう。子どもたちの主体性を引き出し、活発な学びの場を生み出すために、教師には「ファシリテータ（学習促進者）」としての役割が期待される。すなわち、知識の一方的な伝達に止まらない、創造的・生産的な活動を保障する進行役としての働きかけが望まれるのである。

なお、学習教材の選定・開発に際しては、児童生徒の発達段階を十分考慮するとともに、その内容を公正さの確保の観点から吟味することも大切である。例えば身近な事柄を取り上げる場合など、教材の内容によっては、プライバシーの保護等にも十分配慮することが重要である。

### 【参考】 効果的な教材の例

#### 1：地域の教材化

地域におけるフィールドワークなどとの関連を図りながら、地域の歴史や産業などを取り上げて教材化する。市区町村においては、これに関連する資料等が図書館などに保管されていることも多いので、それらの活用は可能であり、容易であろう。ただし、活用に当たっては、児童生徒の実態や発達段階を踏まえ、また、学校がねらいとしている課題との関連等の点から検討する。

#### 2：外部講師の講話やふれあいの教材化

福祉作業所や高齢者施設などにおいて人権課題と直接関わって働く人、また、高齢者や障害のある人などの講話や談話は、児童生徒に自分の生き方を振り返らせ、人権課題と真摯に向かい合わせる契機となる。また、地域の人や人権課題に直接関わる人から直接出されるメッセージは、

生活課題と結びついて、児童生徒に深く考え自らを見つめ直させる教材として効果的である。なお、高齢者や障害のある人と直接ふれあい学ぶ場合には、人権上の配慮に基づいた十分な事前指導を行う必要がある。

### 3：生命の大切さに関する教材

自殺、いじめ、暴力行為などの問題と関連する場合も含め、生命の大切さについての指導を行うに当たっては、できるだけ共に生きる喜びや大切さに気付けるような教材の活用が望まれる。発達段階を踏まえつつ、生きることを肯定するような建設的な内容の教材を選定したい。具体的には、例えば、以下のような工夫も考えられる。

- 医療機関や消防署等で救命活動に直接関わる人々からの講話や体験談の教材化
- 保護者や産院等の協力を得る誕生の記録の教材化
- 保育所や幼稚園で働く人の講話の教材化
- 妊娠中の女性をゲストティーチャーとした講話の教材化

### 4：保護者や地域関係者と共に作る教材

児童生徒と関わる大勢の人達との協働による教材の開発は、学校における人権教育への理解を深めるとともに、共に児童生徒を育てるという人権教育の基盤づくりにもつながるものであり、意図的に設定していきたい。学校だけが主導権を握るのではなく、地域の人権擁護委員など、公の組織や団体の支援を積極的に取り入れていくことが、成功につながる。

### 5：視聴覚教材など児童生徒の感性に訴える教材の活用

人権劇や映画、ビデオなど、学校がねらいとしている課題を取り上げたものが活用できる。読み物資料も視聴覚教材として再編集することにより、児童生徒の関心を高め、学習効果を向上させることが可能となる。パソコンの活用なども考えられる。例えば、児童生徒が自ら演じる「人権劇」などは、当事者としての意識を高めるだけでなく、観劇する児童生徒達にとっては、効果的な教材となる可能性を持っている。

### 6：小説、詩、歌などの作品の教材化

学習教材は、一人一人の児童生徒が自らの体験を十分に追体験できるものであることが望ましい。小説、詩、歌などの作品については、児童生徒の実態を踏まえ、取り上げようとしている人権課題のねらいを明確にして活用したい。また、取り上げ方によっては、ねらいから外れてしまう危険性も考慮し、指導過程上のどこでどのように活用していくのかを事前に想定して開発していく。

### 7：同世代の児童生徒の作品の教材化

人権作文・人権標語・人権ポスターをはじめ、同世代の児童生徒たちが取り組んだ作品は、児童生徒にとって身近な学習教材である。広く社会にその成果が認められた作品はもちろんであるが、当該校の児童生徒による人権作文などは、特に、興味や関心を高めるために効果的であり、十分に児童生徒の心に迫るものとなる。ただし、活用にあたっては、誤解や偏見を生じさせないように、事前に人権上の配慮をしておくことが重要である。

### 8：歴史的事象の教材化

児童生徒の発達段階を踏まえ、歴史上、人権課題に直面した人物の生き方に触れさせたり、人権侵害の出来事について考えさせるような教材を選定することも重要である。

#### 9：教材を通して、よりよい出会いをつくるための教材

人権教育の教材は、人として共に生きていく上での、よりよい出会いをつくる機会を与えるものとして、また、そうした出会いづくりに必要な知識・態度・技能を養うためのものとしても重要である。児童生徒が人間同士の関係について考えるための基礎・基本として、「権利に関する知識を習得する」、「世界人権宣言、児童の権利条約、憲法などの条文化された法規への理解を深める」、「知識を通して行動や態度の変容を促し実践へとつなぐ」などの学習が必要であり、そのための教材の工夫が求められる。また、技能を学ぶ学習においては、例えばエンカウターのような、児童生徒の人間関係づくりのための手法やプログラムの活用も念頭に置き、必要な教材の選定・開発を行っていくことが考えられる。

#### 10：情報交換できるシステムの活用

教材の選定・開発に当たっては、開かれた体制づくりに留意することが重要であり、ホームページやメールの活用などにより、情報の共有化を図ること等が求められる。相互の交流や情報交換を通じて、広い視野に立ち、学校に対する様々なメッセージ等を収集し、これを活用することで、児童生徒の実態に迫る資料の作成や、より望ましい教材の選定等において、大きな成果を上げられるものと期待できる。

### 3. 指導方法の在り方

#### (1) 人権教育における指導方法の基本原則

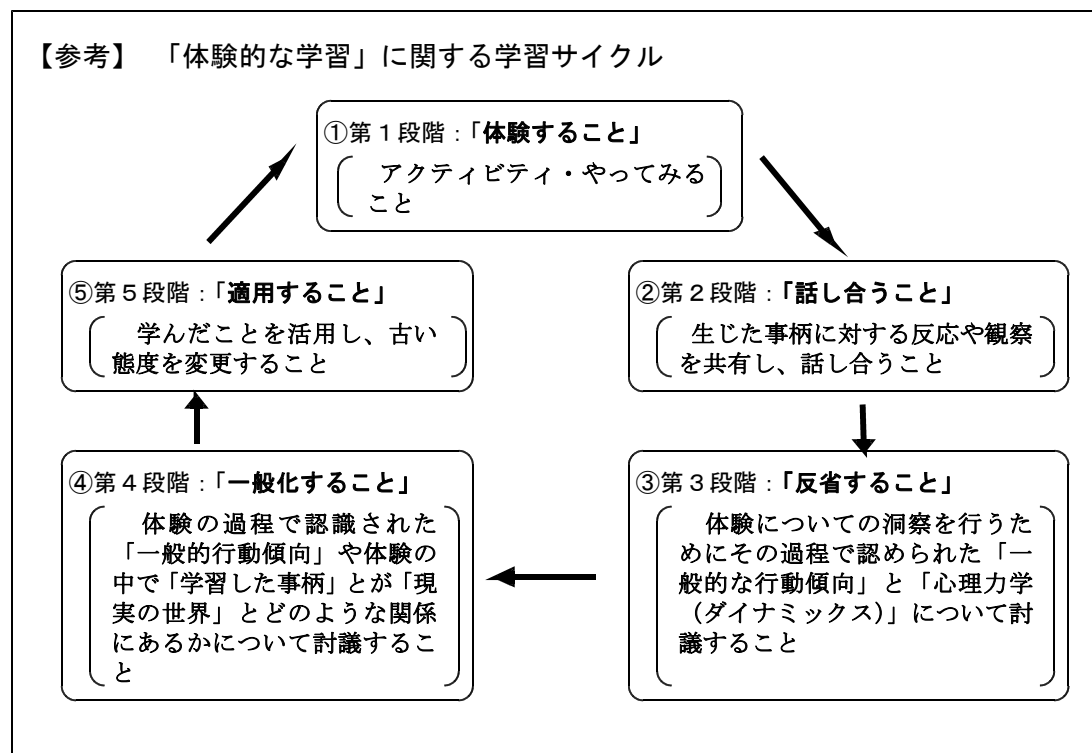
自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を促進するためには、人権に関する知的理解を深めるとともに、人権感覚を育成することが必要である。知的理解を深めるための指導を行う際にも、人権についての知識を単に一方的に教え込んだり、個々に学習させたりするだけでは十分でなく、児童生徒ができるだけ主体的に、他の児童生徒とも協力し合うような方法で学習に取り組めるよう工夫することが求められる。人権感覚を育成する基礎となる価値的・態度的側面や技能的側面の資質・能力に関しては、なおさらのこと、言葉で説明して教えるというような指導方法で育てることは到底できない。例えば、自分の人権を大切にし、他の人の人権も同じように大切にする、人権を弁護したり、自分とちがう考えや行動様式に対しても寛容であったり、それを尊重するといった価値・態度や、コミュニケーション技能、批判的な思考技能などのような技能は、ことばで教えることができるものではなく、児童生徒が自らの経験を通してはじめて学習できるものである。つまり、児童生徒が自ら主体的に、しかも学級の他の児童生徒たちとともに学習活動に参加し、協力的に活動し、体験することを通してはじめて身に付くといえる。民主的な価値、尊敬及び寛容の精神などは、それらの価値自体を尊重し、その促進を図ろうとする学習環境の中で、またその学習過程を通じて、はじめて有効に学習されるのである。したがって、このような能力や資質を育成するためには、児童生徒が自分で「感じ、考え、行動する」こと、つまり、自分自身の心と頭脳と体を使って、主体的、実践的に学習に取り組むことが不可欠なのである。

このように見たとき、人権教育の指導方法の基本原則として、児童生徒の「協力」、「参加」、「体験」を中核に置くことの意義が理解される。「協力」、「参加」、「体験」を中核と

する学習形態には、それぞれ次のような特徴があると一般に考えられている。

- ①「協力的な学習」：児童生徒が自分自身と学級集団の全員にとって有益となるような結果を求めて、協力しつつ共同で進める学習である。こうした協力的な学習は、生産的・建設的に活動する能力を促進させ、結果として学力の向上にも影響を与える。さらに、配慮的、支持的で責任感に満ちた人間関係を助長し、精神面・心理面での成長を促し、社会的技能や自尊感情を培う。
- ②「参加的な学習」：学習の課題の発見や学習の内容の選択等も含む領域に、児童生徒が主体的に参加することを基本的要素とする。児童生徒は参加を通して、他者の意見を傾聴し、他者の痛みや苦しみを共感し、他者を尊重し、自分自身の決断と行為に対して責任を負うことなどの諸能力を発展させることができる。
- ③「体験的な学習」：具体的な活動や体験を通して、問題を発見したり、その解決法を探究したりするなど、生活上必要な習慣や技能を身に付ける学習である。自らの心と頭脳と体とを働かせて、試行錯誤しつつ、身をもって学ぶことで、生きた知識や技能を身に付けることができる。

なお、「体験的な学習」に関しては、我が国の人権教育や人権啓発においても、「参加体験型学習」の名で、従来より普及してきたところであるが、特に人権感覚の育成の観点からも、体験的学習の本質に関する理解の深化が特に求められているといえよう。つまり、「体験すること」はそれ自体が目的なのではなく、いくつかの段階からなる学習サイクルの中に位置付くものである。個々の学習者における自己体験等から、他の学習者との協同作業としての「話し合い」、「反省」、「現実生活と関連させた思考」の段階を経て、それぞれの「自己の行動や態度への適用」へと進んでいくべきものである。こうした基本的視点を踏まえた活用が是非とも必要である。



上図における第1段階の「体験」は、必ずしも現実的な体験だけを意味するわけではない。むしろ、明確な目的意識の下に考案された学習活動（アクティビティ）に取り組むことによる擬似体験や間接体験をすることも含まれる。そこでは、ロールプレイング、シミュレーション、ドラマなど、多種多様な手法が用いられる。「体験的学習」のねらいは、「体験」を単なる「体験」に終わらせるのではなく、「話し合い」、「反省」、「一般化」、「適用」という具体的、実践的な段階を丁寧に踏むことによって、体験した事柄を内面化し、自己変容へと結びつけさせることにある。

指導方法に関わる上のような基本原理を踏まえ、以下に、児童生徒の「自主性」、「体験」、「発達段階等」という3点に焦点を置いた指導方法の考え方とその事例を提示しておきたい。

## （2）児童生徒の自主性を尊重した指導方法の工夫

人権教育は、人権に関する知識の習得とともに、人権課題の解決を目指す主体的な態度、技能及び行動力を育てることを目的としている。このような指導を効果的に行うためには、児童生徒の自主性を尊重し、指導が一方的なものにならないよう留意することが必要であり、課題意識を持って自ら考え、主体的に判断するような力や、実践的に行動するような力を育成することが目指される。指導に際しては、児童生徒が受け身で終わるのではなく、自らの関心や意欲を高めつつ、能動的に活動を重ねながら学習を深めていけるようにすることが不可欠である。

例えば、学級・ホームルーム活動や児童会・生徒会活動等における主体的な取組を通じ、それぞれが異なる意見を持っていることに気付く経験や、自分達でルールをつくる経験などを積み重ねていくようにするなど、児童生徒の自主性を尊重した指導方法の工夫によって、多面的・多角的に考える力や合理的なものの見方・考え方を育てていくことが求められるよう。

## （3）「体験」を取り入れた指導方法の工夫

豊かな人間性や社会性を育むため、体験的な活動を多様に取り入れるなどの指導方法の工夫を行う必要がある。しかし、体験的な活動を取り入れ、実施するだけで、人権教育の目標が自ずと達成されるわけではない。児童生徒が自らの行動を変容させる要因や、児童生徒の内面における人権課題への自覚の深まりを意識した指導の構成が不可欠である。

例えば、様々な人々との交流活動や擬似体験活動などにより、人間関係を築く能力やコミュニケーションの技能、他の人の立場に立って考えられるような想像力を培うなど、児童生徒の実態等に応じて、創意工夫を凝らして取り組むことが望ましい。なお、体験的な活動等については、その取組を系統的に展開する、事前・事後指導を工夫するなどにより、単発的なものに終わらせることなく、学校における人権教育全体の中での意義を明確にしながら、その成果を効果的に活かしていくことが肝要である。また、児童生徒一人一人が活躍できるように配慮し、達成感を味わわせ、自立心を養うような工夫に努めることが求められる。

#### (4) 児童生徒の発達段階等を踏まえた指導方法の工夫

学校において人権教育に取り組むに際しては、児童生徒が心身ともに成長過程にあることを十分に留意した上で、それぞれの発達段階に即した指導を展開することが重要である。

##### 【参考】 発達段階に即した人権教育の指導方法

###### 1：幼児期

幼児期は、自他の認識や自意識は明確ではないが、他者の存在に気付く時期であり、遊びを中心にして友達との関わり合いの中で、社会性の原型ともいえるものを獲得していく。また、相手との情緒的な絆によって自分の存在に安心感を持つ傾向が認められる。幼児は、特定の友人の存在を拠り所にして人との関わりを広げていく。さらに、表情から他者の情緒を理解し、生活の繰り返しの中で、物や出来事に関連させて友人を認知するため、表面的な理解に止まる傾向がある。幼児にとっては、生活の場自体が学びの場であり、人権感覚の芽生えの場でもある。

こうした幼児期の特徴を踏まえて、遊びを中心とする生活の場で、自分を大切にする感情とともに、他の人のことも思いやれるような社会的共感能力の基礎を育むという視点が必要である。

###### 2：小学校1～3学年

想像力、言葉による理解力、認識力が次第に育ってくる。抽象的な思考もできるようになる。また、生活の場を離れて、いわば時空を越えて、他者や歴史的な事象にも思いを馳せることができるようになってくる。ただし、まだ幼児期の特性も残っている。

このような特性を踏まえて、人権教育においても、生活体験に基づく「気付き」から想像力や認識力に訴えて深い理解に導くような配慮が必要である。また、絵本やお話の本などを活用することで、想像力を育てることも大切である。

なお、情報機器を扱い始める年齢が早まってきている状況も踏まえ、情報モラルの基礎を培うための指導を行うことも必要となる。

###### 3：小学校4～6学年

言葉の数も増え、概念を理解し、抽象的な思考が深まっていく時期である。認識力、分析力、批判力等も身に付くようになり、自意識も次第に強くなる。

この段階の児童は、そうした諸能力の発達の結果、人権の意義や重要性を知的に理解することができるようになる。しかし、その知的理解が抽象的なものに止まらないためにも、体験的な学習を併用して、具体的人権問題を直感的に「おかしい」と認知する感性の育成を図ることが求められる。

また、書き言葉による不特定多数とのコミュニケーションに興味・関心を寄せ始める時期でもあることから、情報モラル教育の充実を図り、インターネットによる人権侵害等の課題について、理解の促進を図ることが重要となる。

###### 4：青年初期（中学校段階）

内省的傾向が顕著になって自意識も一層強まる。自立した主体的な個であるという自意識と、実際に置かれている状況や生徒自らの実態との乖離に悩む時期でもある。他者との関わり方、

生き方についての悩みも深まる。他者との関係では、特定の仲間集団の中に安息を見出し、仲間特有の言語環境で充足感を覚え、排他的であることをよしとし、広く他者と意思疎通を図ることに意識が向かわない傾向もある。

こうした青年初期の特色を理解した上で、生徒の自己肯定感を育てるとともに、多様な生の在り方や様々な価値観を持って生きる他者の存在を、知的にも感覚的にも受容できるように導く学習が求められる。

また、パソコンや携帯電話等の機器を個人で所有し、操作知識に習熟した者も多くなることから、インターネットによる人権侵害等の加害者・被害者とならないための判断力を身に付けさせるよう、情報モラル教育の一層の充実を図ることも重要である。

## 5：青年中期（高等学校段階）

生活空間が飛躍的に広がり、それに伴って情報も生活体験も格段に拡充する。個人差はあるが、抽象的な概念操作もできるようになり、複雑な思考も可能になる。知的にも情緒的にも人間や社会に対する認識が深化する可能性のある時期である。

また、社会の一員として、主体的に自立した存在として生きるための方策を真剣に模索し始める。他者の存在を寛容に受容し、多様な価値観をお互いに認め合って生きていかなければ成立しない一般社会の在り方を、知的にも体験的にも認識できるようになる。また、法教育の観点からも、社会的規範の相対性と「人権」の持つ普遍性を理解できるようにもなってくる。

この時期には、様々な人権教育が可能である。しかも、多くの生徒にとって系統的・計画的な人権学習のための最後の機会となることも考えなければならない。あらゆる場と機会をとらえて、人間としての生き方を真剣に考えさせ、就労観を育成するキャリア教育等との連動も考慮に入れて、積極的に人権教育に取り組むべきである。

また、パソコンや携帯電話等の機器を個人で所有し、操作知識に習熟した者も多くなることから、インターネットによる人権侵害等の加害者・被害者とならないための判断力を身に付けさせるよう、情報モラル教育の一層の充実を図ることも重要である。

なお、青年中期より後の段階の者を対象とした学習指導においても人権教育の推進は必要であり、そのための学習指導方法の工夫改善が求められる。

また、児童生徒の学習は、発達段階だけではなく、その生活の実態にも大きく左右されることもある。例えば、児童生徒の間にいじめがあったり、経済的・社会的な問題等による人権侵害を受けている児童生徒がいたりする場合には、そうした立場にある児童生徒などの経験や思いを、学校や教職員及び他の児童生徒が十分に受けとめ、これに配慮しつつ人権教育を進める必要がある。人権侵害を受けた児童生徒が、その事実や背景を、自ら振り返り、考えることができるようにしたり、信頼できる教職員や他の児童生徒に話して、共感と信頼を深めたりできるよう、必要な支援を行っていくこと等も重要となる。

## 4. 指導内容・方法に関する配慮事項

### (1) 教育の中立性の確保

学校における人権教育については、教育の中立性を確保することが厳に求められる。

学校は、公教育を担う者として、特定の主義主張に偏ることなく、主体性を持って人権教育に取り組む必要があり、学校教育としての教育活動と特定の立場に立つ政治運動・社会運動とは、明確に区別されなければならない。

各学校においては、これらを踏まえ、学習プログラムや具体的な授業計画を組むに当たり、中立性の確保に十分な注意を払わなければならない。

### (2) 個人情報やプライバシーに関することへの配慮

学校において多様な学習活動を進めていく際には、様々な個人情報等と否応なく接する機会が多くなる。特に、人権教育の活動の中には、自分について語るなどの活動も含め、児童生徒のプライバシーに関わる内容を扱うこととなるものが少なくない。また、人権学習の一環として、例えば地域社会における体験活動などに積極的に取り組もうとすればするほど、個人情報に接する度合いも増すことになる。

個人情報等にも関わるこうした学習活動は、人権教育の効果的な実施を図る上で大きな意味を持つものであり、それだけに、各学校は個人情報等の取扱いについて慎重な配慮を行った上で、人権教育を適切に推進していく必要がある。

個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）をはじめとした関連法律や各地方公共団体の条例に具体的なルールが定められている。また、国際的な原則としては、自分に関する情報は自分でコントロールするとの基本的考え方の下に、「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドライン（1980年 OECD理事会勧告附属文書）」が示されており、我が国の個人情報保護法制もこれをベースとしている。

学校においては、これら関連法令等の精神と内容を踏まえ、その原則を侵すことのないよう、担当者間で十分な確認を行い、校内の共通認識を広げながら、その学習活動を進めていく必要がある。人権教育の実施に当たっては、日頃から地域等の関係者との信頼関係づくりに努めるとともに、様々な活動の中で実際に個人情報を取り扱う際には、必ず本人や保護者等からの同意を得た上でこれを行わなければならない。

なお、情報化が進展する中であって、他人の個人情報等の保護について学ぶことが強く求められるとともに、自分に関する情報を自分でコントロールするための知識とスキルを身に付けることも、より一層大切となっている。すなわち、個人情報やプライバシーに関する問題は、人権教育を進める学校や教職員における配慮事項としてだけでなく、児童生徒にとっての重要な学習課題ともなるものであり、このことについて併せて指摘しておきたい。

### 第3節 教育委員会及び学校における研修等の取組

学校における人権教育を推進・充実させていくに当たっては、これまで述べてきたように、学校としての組織的な取組や指導内容・方法の工夫等が必要になるが、こうした活動をより実のあるものにしていくためにも、教職員の研修や学校等に対する情報の発信・普及などの取組が重要となる。こうした取組が効果的になされることによって、教職員一人一人の実践や各学校の組織的な取組も、より力強いものになる。

教育委員会・学校・教職員は、これらの研修等の取組が、ひとえに児童生徒のためであることを強く意識する必要がある。教職員においては、教育委員会や学校が実施する研修を積極的な態度で受講するとともに、教育委員会においては、学校におけるこれらの活動を支援するため、教育の実情を常に考慮した研修等の施策の実施に、総合的・計画的に取り組んでいく必要がある。

#### 1. 教育委員会における取組

各教育委員会は、人権教育・啓発推進法第5条に定める地方公共団体の責務を受け、学校等における人権教育を充実させていく上での重要な役割を担うこととなる。

各教育委員会においては、この法律や、この法律に基づき定められた国の基本計画等を踏まえつつ、人権教育の施策に関する基本的な方針や推進計画の策定、効果的な研修の実施、地域の実態に応じた優れた実践事例の紹介、人権教育の充実を通じ学校全体の改善につながった事例等についての情報提供、カリキュラムの作成等に関する実践的な研究とその成果の普及、家庭・地域、関係機関との連携や校種間の連携を推進する体制づくりなどの施策を総合的に推進することが求められる。また、これらの諸施策の実施状況や効果については、十分な検証等を行い、その改善を進めることが大切である。

#### (1) 総合的かつ計画的な施策の推進と推進体制の整備

##### ア. 施策の推進方針・計画の策定と推進体制の整備

各教育委員会は、施策推進の基本的な方針を策定し、それに基づき推進計画等を取りまとめることが肝要である。

基本的な方針の策定に当たっては、人権教育・啓発推進法や国の基本計画等を踏まえるとともに、全ての教育活動が、人権尊重の立場から着実に推進されるようにすること、一人一人が自分自身の課題として、人権尊重の理念について理解を深め、行動できるようにすることを、基本的な方向として示す必要がある。

また、推進計画の作成に当たっては、学習プログラムの開発、教材・資料の整備、効果的な教職員研修プログラムの策定等、推進すべき施策の内容・方法等に関する基本的な事項を定め、これを明示することが重要である。

さらに、人権教育の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育委員会内の関係各課及び知事・市町村長部局の関係各課との緊密な連携の下に、年度ごとの施策の重点を定めるとともに、各学校への支援や地域の関係機関等との連携のための仕組みを整備し、その推進体制の確立を図ることが大切である。

#### 【参考】 推進方針の視点

- 1： 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に則り、「世界人権宣言」をはじめ、諸条約等を踏まえた推進の基本理念を示す。
- 2： 一人一人が、人権尊重の理念について理解を深め、これを体得し、実践していくことができるよう、積極的かつ継続的な施策の方向性を示す。
- 3： 「法の下での平等」、「個人の尊重」といった人権一般の普遍的な視点と各個別の人権課題の視点から内容等を示す。
- 4： 域内における取組の進捗状況を的確に把握し、実態に応じた推進施策の策定に当たる。
- 5： 家庭・地域社会、関係機関等との連携、校種間の連携を視野に入れる。
- 6： 教育の中立性の確保に配慮する。

#### 【参考】 教育委員会が確立する推進体制の視点

- 1：「地域等との連携」：学校教育機関及び公民館等の社会教育機関、法務局・地方法務局、人権擁護委員等の人権擁護機関と連携を図り、地域社会の実態を踏まえた取組を推進する。
- 2：「校種間の連携」：各校区において、異なる学校種の学校が合同による研究協議会等を実施するなど、取組等の方針について共通理解を図りつつ、域内の人権教育を推進する。
- 3：「各個別の人権課題への対応」：各個別の人権課題に関係する知事・市町村長部局内の関係各課と連携を密にし、各人権課題の解決に向け、具体的施策の推進を図る。

#### イ. 推進状況調査等の実施

各教育委員会が人権教育の推進に当たっての課題を明らかにし、適切な施策を講じていくため、また、各学校において人権教育の組織的・計画的な推進を図っていくためにも、各学校等における取組の進捗状況や効果について、的確に把握することが必要である。教育委員会においては、地域の実態に応じつつ、例えば、各学校等を対象にした推進状況調査などを実施することが望ましい。

推進状況調査等については、その取組を通じ、調査対象等となる各学校においても自らの活動の検証がなされ、次年度の計画立案へとつなげていけるようにすることが重要である。調査等の実施に当たっては、年度途中や年度末などの適切な時期を選んで行うとともに、全体結果がとりまとめられた後には、速やかにこれを周知し、各学校等における人権教育の充実に役立てることが求められる。

## (2) 人権教育に関する情報発信・普及

人権教育の活動を広め、充実させていく上で、教育委員会による情報の発信は大きな意味を持つ。その際、教育委員会からの一方的な発信ではなく、双方向の情報交流を進めていくことが重要である。教育委員会においては、学校や家庭、地域の意見等を幅広く聴き、その内容等を適切に評価した上で施策に反映させ、十分な説明を行っていくことが求められる。

なお、情報提供に当たり、個人情報やプライバシーの取扱いには細心の注意が必要である。

### ア. 学校への発信・普及

児童生徒への人権教育に直接携わる各学校に対し、教育委員会から積極的に情報を発信していくことは特に重要である。

学校等における優れた取組等を集め、事例集や指導資料として編集し、紙媒体やインターネットを通じて提供したり、教育センター等において人権をテーマとした研究やプログラムの開発等に取り組み、それらの成果を各学校に普及していくことなどが考えられる。また、文部科学省の指定による人権教育研究指定校及び人権教育総合推進地域等のほかに、各教育委員会においても地域の実態により即した形で研究指定を行い、それらの成果を研修等に活かしていくことも有効である。

なお、財団法人人権教育啓発推進センターでは、現在、人権教育・啓発のナショナルセンターとして、各地方公共団体等で作成した各種人権教育資料などを集積し、関係者において有効活用できるよう整備を進めている。各教育委員会において、フィールドワーク等の研修を実施したり、新たな人権教育資料を作成したりする際には、これらの情報を積極的に活用していくことも有効である。

#### 【参考】 学校への発信・普及の例

- 1 : 例えば個別的な人権課題や地域の特色を踏まえた学習課題等について、具体的な研究テーマを設定し、先進的な取組を推進している学校に委嘱して、カリキュラムや教材等の開発を行うとともに、その成果を域内の他校に普及する。
- 2 : 教員等によるグループ研究等を推奨し、特色ある実践等を進めている教員等のグループに研究（プロジェクト）を委嘱して、その成果を域内の学校に普及する
- 3 : 優れた実践例や指導案等を集め、実践事例集や学習プログラム集として編集・発刊し、各学校に配布して、その有効な活用を求める。
- 4 : 教育委員会が主催した研修会の内容や、視察訪問した先進的な学校の取組等に関する情報が広く教職員の間で共有されるよう、域内の各学校に情報提供する。

### イ. 家庭・地域への発信・普及

人権教育の取組を広めていくためには、各学校や教職員に向けた発信に止まらず、家庭

・地域への情報発信を進めていくことも大切である。

特に、家庭や地域との双方向的な情報交流を進めつつ、効果的な発信を行っていきけるよう、家庭や地域との多様な関わりに配慮することが必要であり、保護者や地域住民、関係機関等と連携した取組を継続的に維持していくことが、まず重要な鍵となる。

その上で、広報誌やパンフレットへの記事の掲載、各種イベント等における取組の紹介などを通じ、広く家庭・地域に向けた発信を行っていくことが望まれる。

また、家庭教育の担い手となる保護者等に対しては、様々な子育て支援策の中で、人権啓発の視点を含めつつ、積極的な発信を行っていくことも大切であり、例えば、幼児教育段階の子どもを持つ保護者向けには、命の大切さ、豊かな心情、道徳性の芽生え等、人権尊重の精神の芽生えを大切に育んでいくことをねらいとした資料などを、義務教育段階の保護者向けには、親子で共に人権について学ぶ内容を盛り込んだ資料などを作成・配布することも考えられる。

#### **【参考】 家庭・地域への発信・普及の例**

- 1： 広報誌等を発行するとともに、地域・家庭と情報の交換が行えるよう工夫する。例えば、広報誌に「人権コーナー」を設けたり、「人権教育通信」等の刊行物を定期的に発行し、各学校や地域の取組を紹介する。また、人権教育カレンダーの作成も考えられる。
- 2： 例えば発達段階に即した「家庭教育の手引き」などの子育て支援に関する資料に人権に関わる内容を盛り込むなど、保護者向け資料を作成するとともに、その活用に当たっての留意点を示す。保護者会や市民講座等の機会においても、その資料の活用を図る。

### **(3) 教職員を対象とした研修の実施**

人権教育の推進のためには、効果的な研修が不可欠である。教育委員会においては、各学校における研修の充実に資するよう、学校訪問等を通じ日常的な支援を行うとともに、各種研修会を自ら主催するなどにより、教職員の人権意識と指導力の向上に努めていくことが求められる。

#### **ア. 研修における教育委員会の役割**

現在、管理職研修、年次研修、人権教育担当者の研修、指導者の養成研修などの様々な研修の場において、人権教育に関わる研修が実施されている。

とりわけ、都道府県教育委員会においては、都道府県内全域において人権教育の一層の改善・充実が図られるようにする観点から、教職員自身が人権尊重の理念を正しく理解し、自らの人権意識の高揚を図れるような研修を企画・立案、運営することが大切である。

また、市町村教育委員会においては、都道府県教育委員会が主催する研修等の内容を踏まえ、市町村単位で人権教育担当者等を召集し、人権教育に視点を当てた授業研究を行うなど、地域の実態や特色により即した研修会を企画・立案、運営することが大切である。

さらに、管理職研修をはじめとした職種別の研修や、初任者研修をはじめとした年次研修など教育委員会が主催する各種研修の中にも、人権教育の視点が明確に位置付けられる必要がある。

こうした様々な研修の場を通じて、人権教育の基本的な考え方を学ぶための講座や、人権感覚を高めるためのワークショップなど、教職員の多様なニーズに応える研修機会が提供されることが望まれる。また、各学校や市町村・都道府県レベルの連携・分担も図りつつ、必要な研修機会を整備していく上では、教育委員会が、ライフステージに応じた教職員研修の総合的な計画を立て、主催の研修会等を実施していくことも有効である。

なお、人権教育に携わる教職員による自主的な研修・研究が行われている場合には、その趣旨や内容等について十分考慮し、人権教育の推進のために有意義であると判断できる場合には、これらの活動への支援を検討することも考えられる。

## イ. 人権尊重の理念の理解と研修を通じて身に付けたい資質や能力

学校における人権教育を進めていく上では、まず、教職員が人権尊重の理念について十分理解し、児童生徒が自らの大切さを認められていることを実感できるような環境づくりに努める必要がある。

もとより、教職員は、児童生徒に直接ふれあいながら指導を行うことで、その心身の成長発達を促進し、支援するという役割を担っている。「教師が変われば子どもも変わる」と言われるように、教職員の言動は、日々の教育活動の中で児童生徒の心身の発達や人間形成に大きな影響を及ぼし、豊かな人間性を育成する上でもきわめて重要な意味を持つ。

また、とりわけ人権教育においては、個々の児童生徒の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという教職員の姿勢そのものが、指導の重要要素となる。教職員の人権尊重の態度によって、児童生徒に安心感や自信を生むことにもなる。

だからこそ、教職員にあっては、児童生徒との相互の信頼関係の上に、愛情に満ちた人間関係を築くよう求められる。教職員が、仮にも自らの言動により児童生徒の人権を侵害することのないよう、常に意識して行動すべきことは当然である。

同時に、教職員同士の間でも、互いを尊重する態度は大切である。例えば、指導上の課題について相互に話し合い、共通理解を図ることができるような環境づくりに努めることが求められる。

これらを踏まえ、教職員においては、児童生徒の心の痛みに気付き、互いの人権が尊重されているかを判断できる確かな人権感覚を身に付けるよう、常に自己研鑽を積み重ねなければならない。教育活動や日常の生活場面の中で、言動に潜む決めつけや偏見がないか、一人一人を大切にしているかを繰り返し点検し、自らの人権意識を絶えず見つめ直す必要がある。また、人権尊重の精神を基盤に、人間関係能力、コミュニケーション能力などを高めること、児童生徒理解を深め、理解に基づく適切な支援を実施できるよう、カウンセリングの技法など子どもへの働きかけを有効に行うための技法を身に付けることも期待される。

このほか、情報化の進展に伴う新たな人権課題の実態について知ること、IT関連の知識・技能を習得することなど、時代の変化への対応等のために必要となる能力を兼ね備えることも重要である。

## ウ. 効果的な研修の取組

以上を踏まえ、各教育委員は、人権教育に関する研修の機会の整備と内容の充実に努めていく必要がある。教育委員会における研修をより効果的に進めていくためには、次のような観点から取組の充実を図ることが望まれる。

### ①内容別・目的別の研修

#### i) 人権尊重の理念の基礎・基本の理解を図る研修

人権教育の視点から原点に立ち返り、子ども達の最も近くにいる大人の一人として、「教師」に求められる基本的な知識や態度、技能について、全ての教職員が繰り返し確認を行い、確実にこれを身に付けることが必要である。

例えば、子どもと接する態度、子どもへの共感的な理解や背景理解、集団づくりへの支援、学校での組織的な課題解決の手法、保護者や地域の人々と接する姿勢等については、人権尊重の理念を学校教育の中で実現するための基礎・基本として、習得を図ることが必要である。

教育委員会においては、このような観点から研修の充実を図るよう、例えば、各地方公共団体が作成した教職員向けの指導資料等を活用し、必要な研修機会を設けること等が考えられる。基本的な知識や態度、技能の理解・確認等が中心となるこれらの研修については、2～3時間をひとまとまりの講座ととらえる研修方法のほか、1回の内容を15分程度にまとめ、複数回にわたって行う連続講座として設定するなど、受講者の研修意欲を高めるための工夫を図ることも大切である。

#### ii) 人権尊重の理念の知的理解のための研修

知識的側面に焦点を当てた研修を実施する際には、人権に関する知識を増すことのみを目的とするのではなく、教職員の実際の指導において活かすことができ、また、児童生徒の実生活にも役立つような、実践的な知識を提供することに主眼を置く必要がある。

例えば、法教育や人権関連の法規等について学ぶ場合においても、その知識が、現実の社会の中でどのような意味を持つのかを深く学ばせ、生きた知識となるよう、内容の工夫が求められる。

また、知識として得た内容が、実際の教育活動の中で積極的に活用されるようにするためには、当該内容に関する研修の方法についても、講演を聴く・受けるという「受動的」な研修から、自分で調べる、聞き取る、まとめるという「能動的」な研修へと発展させていくことが大切である。その際、受講者に具体的な人権課題の中から興味のあるものを選択させ、自分の担当する人権課題について研究を進めさせるといった方法等も考えられる。

#### iii) 人権尊重の理念の体得のための研修

人権尊重の理念をさらに確実に身に付けるためには、「参加体験型の実技研修会」等が有効である。

人権尊重の理念を、[自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]として、単に理解するだけに止まらず、そのことが態度や行動に現れるようにする研修を、教職員自

らが体験することが重要である。また、その際には、教職員が意欲的、主体的に指導に当たれるようになるよう、研修内容・方法の工夫が必要である。

そのような研修の一例として、ファシリテータ（学習促進者）としての指導の技術を体験的に学ぶファシリテーション実技の研修が挙げられる。この実技研修は、まず、体験的な学習における指導力・実践力の向上を目的とした講義（「人権教育と参加体験型学習について」など）等を実施した後に、いくつかのグループに分かれ、参加者一人一人がファシリテーションの実技を行い、これを見ていたグループのメンバーとともに、振り返り、評価を行う等の手順で進められる。

**【参考】 グループ研修の内容例(ファシリテーション研修の進め方)**

**1 話し合い・学び合いの場づくり**

- ・ 自己紹介、アイスブレイキング、アクティビティ体験

**2 ファシリテーション実技の準備**

- ・ グループごとにアクティビティを選択、グループ別準備・検討（ねらいの理解、役割分担、道具や資料の準備）

**3 ファシリテーション実技**

- ・ 各グループでの実演、振り返り、評価

**4 まとめ**

- ・ ファシリテータのスキルや役割・一般化や応用を引き出すための手法や問い、対象に応じたアクティビティのアレンジの視点等について確認

**②対象者に視点を当てた研修**

**i) ライフステージに応じた研修**

各教育委員会では、初任者研修、10年経験者研修のほか、例えば5年次研修や20年次研修など、年次別の研修機会を設けている。また、管理職となった教員に対しては、新任教頭研修、新任校長研修などの研修も行われている。

上記①i)に見たような人権教育の基礎・基本に関する研修内容については、人格の完成を目指す教育の目的そのものの実現にも関わるものとして、教職経験の各々の節目に位置付け、繰り返し確認していくことが必要である。

特に、初任者や2・3年次の経験の浅い教員に対しては、具体的で身近な実践事例をもとに研修を進めることが大切である。例えば、「人権感覚を高めるワークショップ」でのアクティビティ等、参加体験型の研修を企画し、活動そのものの楽しさを体感させるとともに、具体的な経験の中から、人権尊重の理念の重要性を体感させ、人権教育に対する意欲を高める等の方法も有効と考えられる。

また、管理職については、各学校で、教職員一丸となって人権教育に取り組むよう、リーダーシップの発揮を求められるところであり、こうした役割を踏まえ、管理職の人権及び人権教育への識見が高められるよう、研修の機会の確保とその充実が求められる。

## ii) 人権教育担当者(指導者)研修

人権教育担当者(指導者)は、各学校の人権教育を牽引し、研究の推進体制の確立を図る役割を担う重要な存在である。人権教育担当者の研修内容としては、例えば、「人権教育行政の重点事項」、「学年・学級経営の視点に立った人権教育の充実」、「個別の人権課題に関する理解と対応」などのテーマが考えられる。

教育委員会においては、人権教育担当者に対し、教育センター等が主催する人権教育の指導者養成研修などに参加するよう促すとともに、これにより得られた成果をもとに、各学校や地域で伝達研修会を開催するなど、人権教育担当者が、各校区における人権教育の質的向上のためにも能力を発揮するよう、働きかけることも重要である。

その際、各学校、地域、児童生徒の実態に合わせて活用できるよう、研修内容を工夫することが大切である。

### 【参考】 人権教育担当者向けの研修例

|    | 内 容                                                                                                                                                                                      | ねらい・留意点                                                                                                                                         |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 前期 | <ul style="list-style-type: none"><li>* 児童生徒の現状と学校の役割について</li><li>* 集団づくりについて</li><li>* 人権教育の課題と具体的取組について</li><li>* 個別人権課題等について</li><li>* 各種研究発表会の参観と意見交換</li><li>* 人権フィールドワーク</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>→ 本年度の取組に活かせるようにする</li><li>→ 各学校・地域の実態に合わせて内容を決定する</li><li>→ 他の多数の取組に学ぶ</li><li>→ 体験、聞き取りを大切にする</li></ul> |
| 中期 | <ul style="list-style-type: none"><li>* 各学校における人権教育の課題と取組の交流</li><li>* 公開授業・報告会の参観</li></ul>                                                                                             | <ul style="list-style-type: none"><li>→ 自校の課題を整理する</li><li>→ 課題を明確にして参観する</li></ul>                                                             |
| 後期 | <ul style="list-style-type: none"><li>* 集団づくりの実際の取組についての研究協議</li><li>* 各学校における人権教育の総括についての情報交換</li></ul>                                                                                 | <ul style="list-style-type: none"><li>→ 来年度の計画に活かせるようにする</li></ul>                                                                              |

## iii) 学校と地域等が一体となった研修

人権教育は、学校、家庭、地域社会の連携があつてこそ、大きな成果を挙げることができる。人権教育の推進に当たり、保護者や地域の人々の参加や協力を促すよう、教育委員会において、協力体制づくりや広報活動（保護者用の資料配布、講演会、啓発だより等）などの具体的な取組を進めていくことも大切である。

その際、社会教育機関（公民館等）、公的機関（児童相談所、人権擁護委員、民生・児童委員等）や福祉施設、ボランティア団体、NPO等との柔軟かつ幅広いネットワークの構築を考慮する必要がある。

例えば、教職員がファシリテータとなって地域における研修を実施したり、人権週間に

連動して学校と地域が一体となった研修会を開催したりすることも有効である。また、年次に応じて、学校、家庭、地域のそれぞれの関係者の参加を求めながら、研修内容を深めていくような、継続的・発展的な研修を企画するなど、研修体制の工夫を行うことも考えられる。

**【参考】 学校と地域等が一体となった研修の例**

3年間で1つの計画期間とし、保護者や地域関係者を対象に、総合的な研修計画を立てて研修を行う。

- ・ 1年次は、PTAと協力し、児童生徒の生活の場である家庭での教育の担い手たる保護者を対象とした研修会を実施する。
- ・ 2年次は、1年次の成果をもとに、研修会の対象を青少年対策協議会や民生・児童委員へと広げる。
- ・ さらに、3年次は、学校が主体となった研修会・発表会を行い、積極的に情報を発信する。

## **2. 学校における研修の取組**

人権教育は、全ての教育の基本となるものであり、各学校においては、児童生徒の発達段階に応じ、教育活動全体を通じて創意工夫してこれに取り組まなければならない。

各学校において人権教育を進めるに当たっては、まず、教職員自身が人権尊重の理念を十分認識することが肝要である。その上で、人権に関する知的理解を深めさせ、人権感覚を身に付けさせる指導を組織的・計画的に進めることにより、児童生徒が、[自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるようになることを目指していくこととなる。

各学校において、このような観点から、人権教育に関わる研修の位置付けを明確化し、これに取り組むことは大変重要である。

### **(1) 年間教職員研修プログラムの作成**

各学校においては、人権教育の年間指導計画に基づき当該年度に取り組む人権教育の目標、内容、方法等について、必要な研修プログラムを作成し、これに沿った研修の取組を進めることが重要である。研修プログラムの作成に当たっては、教育委員会が示す指針や指導の重点などを踏まえるとともに、児童生徒の実態や取組の進捗状況を的確に把握することが重要である。なお、前年度の評価結果を踏まえた評価項目表を作成するなどにより、各年度末等には、実施状況について、適宜、点検・評価を行うとともに、さらなる改善・充実のための方策を明らかにし、次年度の計画につなげていくことが大切である。

### **(2) 研修内容**

学校において人権教育に関する研修を進めていく際には、その内容について定期的に評価を行い、見直しを図るとともに、その評価結果を各年度の研修プログラムに反映させ、

これを組織的に実施していくことが重要である。このようなプロセスを通じ、学校全体として、研修内容の改善を図っていくことが可能となるのである。

さらに、教育を取り巻く状況や、教育活動の現状を人権教育の視点で捉え直し、次の点に留意しつつ、各学校の実態に応じて研修内容の充実に取り組むことが重要である。

#### ア. 児童生徒の理解等に関すること

人権教育がその効果を上げるためには、まずは、学校全体の場の在り方として、自分の大切さや他の人の大切さが認められていることを児童生徒自身が感じ取れるような場としていくことが必要である。

さらに、人権教育においては、自他の人権を大切にする人権感覚を育てるとともに、他の人とともによりよく生きようとする態度や集団生活における規範等を尊重し、義務や責任を果たす態度、身近な人権問題を解決しようとする実践的な行動力などを、児童生徒に身に付けさせることを目標としており、人権教育の指導の出発点として、児童生徒の理解が重要となる。

人権教育のこのような特性や目標にかんがみれば、学校における日常の教育活動等についての実態調査や、人権に関する児童生徒の意識調査の結果について、教職員が情報を共有し、討議・分析を行う機会を設けるなどの取組も有効と考えられる。

#### 【参考】 児童生徒の理解のための取組

##### 1 児童生徒の現状と課題の共通理解（校種間連携の充実）

- ・ 各学年・学級の全体的な現状と課題の交流
  - ・ 配慮を要する児童生徒の理解のための情報交流
- ※ 年間を通して適時実施する。

##### 2 年間計画等の交流

- ・ 学校全体における年間計画の調整と共通理解
- ・ 各学年・学級の取組に関する具体的な計画の交流と意見交換
- ・ 学校全体における年間計画の見直しと再構築

##### 3 集団づくりのための取組

- ・ 集団の実態把握と分析
  - ・ 具体的実践例をもとに集団づくりの方針立て
  - ・ 集団づくりの課題整理と取組の構築
  - ・ 継続した集団分析(児童生徒理解)の交流
- ※ 集団づくりは、学校全体の課題である。

##### 4 総括

- ・ 児童生徒の理解・集団づくりの成果と課題の整理
- ※ 次年度の取組につなぐ。

## イ. 指導に関すること

各学校で人権学習の活動を進めるに当たり、教職員には、学習教材の理解、授業研究等による効果的な教授方法の開発、事前・事後学習の実施、保護者等への説明と協力関係の構築、効果の検証など、多面的な取組が求められることになる。このような取組を適切に実施し、人権学習の効果を高めていくためにも、校内の研究部会、学年会、職員会議等において必要な研究・研修の機会が設けられることが重要である。

また、教職員が教科等の授業を行うに当たっても、児童生徒に対する人権上の配慮事項については、十分な理解と適切な対応を求められることになる。各学校においては、これらのことを踏まえ、人権問題に関する基本的な知識と感覚、意識・態度等を養う研修を繰り返し実施していく必要がある。

### 【参考】 人権教育に視点を当てた授業研究の例

- ① 総合的な学習の時間に、福祉・ボランティア教育、交流体験、国際理解教育、キャリア教育などとの関連を図りつつ、「人権」をテーマにした学習活動を進める授業の研究
- ② 「人権週間」の期間に、人権問題についての作文、「人権の花運動」の取組を通じた発表会、人権標語づくり、人権擁護委員をゲストティーチャーとした授業など、人権についての授業を集中的・多面的に展開する取組についての実践的な調査研究

## ウ. 家庭・地域との相互理解に関すること

人権教育においては、家庭や地域社会との連携・協力が不可欠であり、相互の共通理解の下に指導に当たることが大切である。保護者のものの見方・考え方は、直接、児童生徒に影響を与えることから、保護者自身も人権意識や人間性を高め、日常生活を通じて自らの姿勢を通して、子どもに示していくことが望まれる。

そこで、学校は保護者に対し、学校・学年だよりによる身近な人権問題や教育上の諸問題についての情報提供をはじめ、人権学習に係る授業の公開、参観後の評価アンケートの実施、人権をテーマとした講演会の開催、参加体験型のワークショップの実施など、家庭に向けた啓発活動の工夫を図ることが大切である。

また、地域の人々の参加や協力等を得て具体的な連携の取組を進めることも大切であり、その際、関係機関等との柔軟かつ幅広いネットワークの構築を考慮する必要がある。

これらの取組事例や実施上の留意点について、教職員が情報を収集し、共有するために、適切な研修機会が設定されることも必要である。

**【参考】 保護者や地域住民に対する人権研修の例**

- 視聴覚教材等の使用、参加体験型研修の実施等、研修手法の工夫が大切である。

[テーマ例]

- ・「子育てと人権」
- ・「子どもと親の関係・親と親の関係」
- ・「子どもを被害者にも加害者にもしないために」
- ・「あたたかい街をつくるために」
- ・「ちがいを認め合って、共に生きる社会を」
- ・「豊かな人権感覚を育むために」

**(3) 研修方法**

学校における研修活動については、研修目的に応じた適切な研修方法により実施するとともに、多様な研修方法による様々な研修機会の提供を通じ、これらが相互に補完し合いながら、教職員の資質向上を総合的に進めていけるようにすることが望ましい。

研修方法については、例えば、対象となる教職員の範囲によって、全体研修、グループ別課題研修、個別課題研修などの区別がある。全体研修は、全教職員の参加によって行う研修方法であり、学校全体の共通理解を図る際に有効である。グループ別課題研修は、学年、分掌、教科などの少人数のグループを編成することで、全体研修との関連を踏まえ計画的に行う研修であり、組織内の横や縦の連携を図る際に有効である。個別課題研修は、教職員一人一人が、学級や教科などで課題を設定することにより、全体研修及びグループ別課題研修との関連を踏まえ計画的に行う研修であり、個々の実態に応じた取組を図る際に有効である。

学校においては、これらの研修を組み合わせ、効果的な研修プログラムを作成していく必要がある。

また、座学による研修方法だけでなく、参加体験型の手法（討論会、ロールプレイング、フィールドワーク等）などを取り入れる工夫も望まれる。

# 実 践 編

※ 別 冊

## おわりに

本調査研究会議は、平成15年6月に第1回の会議を開催し、以来、人権教育の指導方法等の改善・充実に向けた検討を続けてきた。その成果については、これまでも第一次及び第二次のとりまとめとして、一定の成果を得られた段階ごとに、逐次公表してきた。

今回の〔第三次とりまとめ〕では、さらに、これまで示してきた指導等の在り方に関する基本的な考え方を基に、各学校・教育委員会において具体的な実践を進めていくために役立てる資料を、新たに提供することとした。

今後は、これらの成果が、現場でどのように活かされ、人権教育の充実にどのように貢献しているのかについて、検証を行っていくことが、本調査研究会議の重要な課題となるものと考えている。

子どもたちに人権尊重の精神と実践力を育んでいくためには、何よりもまず、各学校・教職員による積極的な取組が重要となる。各学校においては、本調査研究会議の成果を大いに参考にしつつ、さらに児童生徒の実態等に応じた創意工夫を加え、人権教育の指導方法等の改善・充実に努めていただきたい。

同時に、学校における人権教育の推進を図る上では、教育委員会による条件整備が不可欠である。各教育委員会においては、地域の実情等を踏まえつつ、各学校に対し適切な指導・助言を行うとともに、研修の実施や、優れた実践事例等に関する情報の提供、効果的なカリキュラム等の研究・開発やその成果の普及、家庭・地域との連携や校種間連携等の体制づくりなどを通じ、各学校・教職員への支援の充実を図られるよう、お願いしたい。

国においても、人権教育の充実に関し、教育委員会や学校に対する支援の充実を図ることが望まれる。とりわけ、本とりまとめに関しては、全国の教育委員会・学校等に向け積極的な情報提供を行うとともに、国レベルの研修や、モデル事業の実施に際しても本とりまとめの成果を反映させていくなど、その普及に努められたい。

今回のとりまとめが、広く関係者において有効に活用されるとともに、各関係者の努力により、学校における人権教育のさらなる進展が図られ、子どもたちが、人権に関する理解を深め、[自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]のできる人権感覚を育み、ひいては人権尊重社会の実現をもたらす原動力となることを、切に願うものである。

# 参 考 資 料

## 目 次

|   |                                                                                                           |    |
|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 1 | 人権をめぐる国際的な動向について・・・・・・・・・・                                                                                | 1  |
|   | （1）世界人権宣言・・・・・・・・・・                                                                                       | 2  |
|   | （2）「人権教育のための世界計画」決議（仮訳）・・・・・・・・                                                                           | 5  |
|   | （3）「人権教育のための世界計画」行動計画（仮約）・・・・                                                                             | 6  |
| 2 | 人権教育・啓発の推進に関する国の動向について・・・・・・・・                                                                            | 19 |
|   | （1）人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）・・・・・・・・                                                                         | 20 |
|   | （2）「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画<br>（平成9年7月4日人権教育のための国連10年推進本部<br>決定）・・・・・・・・・・                               | 21 |
|   | （3）「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるた<br>めの教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する<br>基本的事項について」<br>（平成11年7月29日人権擁護推進審議会答申）・・・・・・・・ | 28 |
|   | （4）人権教育及び人権啓発の推進に関する法律<br>（平成12年法律第147号）・・・・・・・・・・                                                        | 42 |
|   | （5）人権教育・啓発に関する基本計画<br>（平成14年3月15日閣議決定）・・・・・・・・・・                                                          | 43 |
| 3 | 学習指導要領における人権教育に関連した内容等の例・・・・                                                                              | 63 |

# 1 人権をめぐる国際的な動向について

- 1948 年(昭和 23 年) 国連において「世界人権宣言」を採択 【参考資料 1 (1) 参照】
- 1959 年(昭和 34 年) 国連において「児童の権利に関する宣言」を採択
- 1965 年(昭和 40 年) 国連において「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」を採択  
→ 日本は 1995 年(平成 7 年)に締結
- 1966 年(昭和 41 年) 国連において「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」及び「市民的及び政治的権利に関する国際規約」を採択  
→ 日本は 1979 年(昭和 54 年)に締結
- 1979 年(昭和 54 年) 国連において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を採択  
→ 日本は 1985 年(昭和 60 年)に締結  
【「実践編 個別的な人権課題に対する取組」参照】
- 1989 年(平成元年) 国連において「児童の権利に関する条約」を採択  
→ 日本は 1994 年(平成 6 年)に締結  
【「実践編 個別的な人権課題に対する取組」参照】
- 1994 年(平成 6 年) 国連において 1995 年からの 10 年間を「人権教育のための国連 10 年」とする決議を採択  
→ 日本は 1997 年(平成 9 年)に国内行動計画を策定  
【参考資料 2 (2) 参照】
- 2004 年(平成 16 年) 国連において「人権教育のための世界計画」決議を採択  
【参考資料 1 (2) 参照】
- 2005 年(平成 17 年) 国連において「人権教育のための世界計画」行動計画を採択  
【参考資料 1 (3) 参照】

# (1) 世界人権宣言（仮訳文）（1948年12月10日国連総会採択）

## 前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

## 第一条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

## 第二条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを

問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

## 第三条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

## 第四条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

## 第五条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

## 第六条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

## 第七条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

## 第八条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

## 第九条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

## 第十条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

## 第十一条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

## 第十二条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

## 第十三条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

## 第十四条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

## 第十五条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

## 第十六条

- 1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

## 第十七条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

## 第十八条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

## 第十九条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報

及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

## 第二十条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

## 第二十一条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

## 第二十二条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

## 第二十三条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

## 第二十四条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

## 第二十五条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利

を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

## 第二十六条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

## 第二十七条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

## 第二十八条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

## 第二十九条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

## 第三十条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

(2) 「人権教育のための世界計画」決議（仮訳）

（2004年12月10日無投票採択）

※我が国は共同提案国

国連総会は、

「人権教育のための国連 10 年」（1995 年～ 2004 年）  
に関して、国連総会及び人権委員会によって採択さ  
れた関連する決議を想起し、

第 59 回国連総会中の人権デー（2004 年 12 月 10 日）  
に本会議をあてて、「人権教育のための国連 10 年」の  
成果を検討し、また、人権教育を強化するためのあ  
り得べき将来の活動を討論することを決定した、2003  
年 12 月 22 日の国連総会決議 58 / 181 を想起し、

第 59 回国連総会が 2005 年 1 月 1 日から開始される人  
権教育のための世界計画を宣言するよう勧告した  
2004 年 4 月 21 日の人権委員会決議 2004 / 71 に留意  
し、

特に初等教育への普遍的なアクセスを始めとして、  
国連ミレニアム宣言に含まれるものを含む、国際的  
に合意された開発目標を 2015 年までに達成するた  
めの国内的な努力を支援する国際的なレベルでの継続  
した行動の必要性を再確認し、

人権教育は、すべての者が他者の尊厳に対する寛容  
及び尊重並びに、すべての社会においてその尊重を  
確保する手段及び方法を学ぶ、長期的かつ生涯にわ  
たるプロセスであることを確信し、

人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的その他の  
意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は  
他の地位等によるいかなる差別又は区別もなしに、  
すべての者が評価され及び尊重される社会を発展さ  
せるとの観点から、人権教育は、人権及び基本的自  
由の実現のために重要であり、また、平等の促進、  
紛争及び人権侵害の予防並びに参加及び民主主義的  
なプロセスの強化に著しく貢献するものであること  
を確信し、

1. 国際的なアジェンダの中で人権教育に優先的に焦  
点を当てることを確保するため、「10 年」を超えて  
世界的な枠組みを継続する必要性に関して、国連人  
権高等弁務官による報告において、「人権教育のた  
めの国連 10 年」の成果及び不十分な点並びに人権  
教育の分野における将来の国連の活動について表明  
された見解に留意する。

2. すべてのセクターにおける人権教育プログラムの  
実施を促進するため、連続したフェーズからなり、  
2005 年 1 月 1 日から開始される「人権教育のための  
世界計画」を宣言する。

3. 事務総長報告に含まれているとおり、国連人権高  
等弁務官事務所及び国連教育科学文化機関が共同で  
準備した、「人権教育のための世界計画」の第 1 フ  
ェーズ（2005 年～ 2007 年）行動計画草案に評価を  
もって留意するとともに、草案の早期採択のために、  
同草案に対するコメントを国連人権高等弁務官事務  
所に提出するよう各国に招請する。

### (3) 人権教育のための世界計画

#### 第1フェーズ(2005-2007)行動計画(仮約)

※ 第1フェーズの期間については、その後、  
2年間延長され、2009年までとされた。

#### I. イントロダクション

「世界人権会議は、人権に関する教育、訓練及び広報が、コミュニティ間の安定的かつ調和的な関係を促進及び達成し、相互理解、寛容及び平和を促進するために不可欠であると考えている。」(ウィーン宣言及び行動計画第2部第78段落)

#### A. 人権教育の背景と定義

1. 国際社会は、人権教育は人権の実現への本質的な貢献をなすものであるというコンセンサスを益々表明してきている。人権教育は、すべてのコミュニティ及び社会全般において、人権を実現するという、われわれの共通責任についての理解を発展させることを目的としている。この意味において、人権教育は、人権委員会決議 2004/71 で述べられているように、人権侵害及び暴力的紛争の長期的防止、平等かつ持続可能な開発の促進、並びに民主制度における意思決定プロセスへの人々の参加の増進に寄与するものである。

2. 人権教育に関する規定は、世界人権宣言(26条)、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(13条)、児童の権利に関する条約(29条)、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(10条)、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約(7条)、ウィーン宣言及び行動計画(第1部第33-34段落、第2部第78-82段落)並びに2001年に南アフリカ共和国ダーバンで開催された人種主義、人種差別、外国人排斥及び関連する不寛容に対する世界会議の宣言及び行動計画(宣言第95-97段落、行動計画第129-139段落)を含む、多くの国際文書に盛り込まれている。

3. 国際社会によって合意された、人権教育の定義の諸要素を提供するこれらの文書に従い、人権教育とは、知識の共有、技術の伝達、及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う、教育、研修及び情報であると定義され、以下を目指す。

- (a) 人権及び基本的自由の尊重の強化。
- (b) 人格及び人格の尊厳に対する感覚の十分な発達。
- (c) すべての国民、先住民並びに人種的、民族的、種族的、宗教的並びに言語的集団の間の、理解、寛容、ジェンダー平等及び友好の促進。
- (d) すべての個人の、法の支配に統治された、自由で民主的な社会への効率的な参加の実現。

(e) 平和の構築及び維持。

(f) 人間中心の持続可能な開発と社会正義の促進。

4. 人権教育は以下の事項を含む。

- (a) 知識及び技術—人権及び人権保護の仕組みを学び、日常生活で用いる技術を身につける。
- (b) 価値、姿勢及び行動—価値を発展させ、人権擁護の姿勢及び行動を強化する。
- (c) 行動—人権を保護し促進する行動をとる。

5. 人権教育のイニシアチブを奨励する観点から、人権に関する参考資料の開発及び普及に焦点を当てた「人権に関する世界広報キャンペーン」、国家レベルでの包括的、効果的及び持続的な人権教育のための戦略の作成及び実施を奨励した「人権教育のための国連10年」(1995-2004)及び行動計画、並びに「世界の児童のための平和の文化及び非暴力のための国際10年」(2001-2010)など、加盟国は様々な、明確かつ国際的な行動枠組を採択した。

6. 2004年、経済社会理事会は、人権委員会決議 2004/71 を歓迎し、人権委員会が定期的に特定する分野又は問題に関する国家レベルでの人権教育の取組みに更なる焦点を当てるため、総会に対して、人権教育のための世界計画を2005年1月1日から開始し、連続したフェーズとすることを、第59回会合で宣言するよう要請した。

#### B. 人権教育のための世界計画の目的

7. 人権教育のための世界計画の目的は以下のものとする。

- (a) 人権文化の発展を促進する。
- (b) 国際文書に基づいた人権教育の基本原則及び方法論への共通理解を促進する。
- (c) 国家、地域及び国際レベルにおける人権教育への関心を確保する。
- (d) あらゆる関係主体による行動のための共通な集合的枠組を提供する。
- (e) あらゆるレベルにおいてパートナーシップと協力を増進する。
- (f) 成功事例を強調し、それを継続又は拡大するインセンティブを提供し、新たな事例を発展させるために既存の人権教育計画を評価及び支援する。

#### C. 人権教育活動の理念(\*1)

8. 世界計画における教育活動は、以下のものである。

- (a) 市民的、政治的、経済的、社会的及び文化的権利並びに開発の権利を含む、人権の相互

依存性、不可分性及び普遍性を促進する。

- (b) 差異の尊重及び認識、人種、性別、言語、宗教、政治若しくはその他の意見、国家的、民族的及び社会的出自、身体的及び精神的状態、並びにその他に基づく差別への反対を促進する。
- (c) 人権の基準に一致した、慢性的及び新種の人権問題（貧困、暴力紛争、差別を含む）の、解決を導く分析を奨励する。
- (d) 人権のニーズを特定し、履行を確保するため、コミュニティと個人を強化する。
- (e) 異なる文化的背景に根付いた人権の理念を構築し、各国の歴史的及び社会的発展に留意する。
- (f) 地方、国家、地域及び国際的な人権文書及び人権保護の仕組みを用いる知識及び技術を促進する。
- (g) 人権推進行動のために、知識、批判的分析及び技術を含む参加型の教育法を活用する。
- (h) 参加、人権の享受、及び人格の十分な発展を奨励する、欠乏及び不安のない指導及び学習環境を促進する。
- (i) 人権を、抽象的な規範の表現から、社会的、経済的、文化的、及び政治的状況の現実へと変容させる方法及び手段についての対話に参加させることで、人権を学習者の日常生活と関連させる。

## II. 第一フェーズ（2005－2007）：初等中等教育における人権教育行動計画

「世界人権会議は、教育が人権及び基本的自由の尊重を強化することを目的とするよう国が確保する義務を負うことを再確認し、これは国家の、また、国際的な教育政策に組み入れられるべきである。（ウィーン宣言及び行動計画第1部第33段落）」

9. 人権委員会決議 2004／71 に従い、人権教育のための世界計画の第一フェーズ（2005－2007年）は初等中等教育に焦点を当てる。

### A. 背景

10. この行動計画は、世界人権宣言、児童の権利条約及び児童の権利委員会により採択された関連ガイドライン（とりわけ2001年の、教育の目的に関する一般意見）、1993年ウィーン宣言及び行動計画、並びに平和、人権、民主主義のための教育に関する宣言及び総合的行動要綱といった、国際的な人権文書によって定められた原則及び枠組を基にしている。また、教育に関する国際的な諸宣言と諸プログラムも基にしている。

11. 2000年の世界教育フォーラムで採択された「万

人のための教育に関するダカール行動枠組(\*2)」は、「万人のための教育（EFA）」の目標及び目的の達成における主要な国際的な基盤かつ共同コミットメントであるが、世界人権宣言及び児童の権利条約によって支持される教育ビジョンを再確認しており、共生することの学習を目指している。ダカール枠組では、教育は、社会的団結を促進し、人々を社会的変革への活発な参加者とさせるため個人を強化するゆえに「持続可能な開発、平和及び安定」（第6段落）における鍵であると考えられている。ダカール枠組の第6目標は、特に読み書き能力、計算能力及び基本的な生活技術において、認められ、かつ測定可能な学習成果が全ての人に達成されるような卓越性を確保することで、教育の質の全ての側面を改善させることにある(\*3)。この目標は、読み書き計算を超え、かつ、必然的にダイナミックであるとはいえ、強固に人権に基づいた重要な成果として、民主的な市民権、価値及び連帯を課す、良質な教育の概念の根拠を提供している。

12. 人権に基づいた良質な教育は、持続可能な開発のためのサミットの実施計画にも含まれる、持続可能な開発のための教育の概念を含んでいる。教育は、農村開発、ヘルスケア、コミュニティ参加、HIV／AIDS、環境、伝統的かつ固有の知識、及び人間の価値と人権のような、より広範な倫理的課題といった重要な問題に対処するプロセスとして捉えられている。さらには、持続可能な開発に対する闘いにおける成功のために「他の価値—とりわけ正義及び公正—を擁護するわれわれの取組及びわれわれが他者と運命共同体であることに気づくこと(\*4)」の強化という教育へのアプローチが必要だと述べられている。人権教育のための世界計画は、共通する懸念に対し、双方の努力を連結することで「持続可能な開発のための教育10年」（2005－2014）と相乗効果を生み出す。

13. 2000年の国連ミレニアムサミットの際に国際社会により採択されたミレニアム開発目標の一つは、初等教育への普遍的なアクセスの促進であり、それは依然として大きな課題である。複数の地域では就学率は増加しているものの、多くの地域では教育の質は低いままである。例えば、ジェンダーについての偏見、女兒の身体的情緒的安全への脅威、及びジェンダーに無神経なカリキュラムは全て、教育の権利の実現を阻むものである（A/56/326、第94段落）。この行動計画は、人権に基づいた良質な教育を促進することにより、このミレニアム開発目標の達成に寄与することを目的としている。

14. 読み書き能力は教育の権利の達成における主

要な学習ツールであり、行動計画はまた、とりわけ国連識字の10年（2003－2012）の枠組において、識字に関する普遍的な権利を促進するという締約国又はその他の主体の行動の文脈にも位置づけられるものである。

## B. 学校システムにおける人権教育

15. 人権教育は、教育の権利における欠くことのできない一部分として広く考えられている。児童の権利委員会が一般意見第1号で述べているように、「全ての児童が権利を保持する教育とは、児童に生活の技術を与え、全ての範囲の人権を享受する児童の能力を強化し、適切な人権の価値が注ぎ込まれた文化を促進することを意図するものである（第2段落）」。このような教育は、「全ての児童にとって、人生の過程において、グローバル化、新しいテクノロジー、及び関係する現象がもたらす根本的な変化の時代に付随する挑戦に対して、バランスのとれた、人権と親和的な反応を達成する努力のための不可欠なツールである（第3段落）」。

16. 児童の権利条約は、教育が促進されるプロセスにとりわけ重点を置いており、一般意見でも「他の権利の享受を促進する努力は、教育のプロセスにより与えられた価値によって損なわれてはならず、強められるべきである。これはカリキュラムの内容だけでなく、教育のプロセス、教育方法及び教育が行われる環境も含む(\*5)」と強調されている。従って、人権は、内容の伝達及び経験の双方を通じて学ばなければならない、また、学校システムのあらゆるレベルで実践されなければならない。

17. この意味において、人権教育は、権利に基づいた教育へのアプローチを促進し、また以下の事項を含んだプロセスとして理解されなければならない。

(a) 「教育を通じた人権」：カリキュラム、教材、方法及び研修を含む学習の全ての要素及びプロセスが、人権の学習につながることを確保する。

(b) 「教育における人権」：教育システムにおいて、全ての主体による人権の尊重及び権利の実践を確保する。

18. 従って、初等中等教育における人権教育は以下の事項を含む。

(a) 政策—参加型の方法で開発し、カリキュラムの向上並びに教員及びその他の教育関係者に対する研修政策を含む、人権に基づいた一貫した教育政策、法律及び戦略を採用する。

(b) 政策の実施—適切な組織の手段を採り、全

ての関係者の関与を促進することで、上記の教育政策の実施を計画する。

(c) 学習環境—学校環境それ自体が、人権教育と基本的自由を尊重し促進する。学校環境は、全ての学校関係者（生徒、教員、職員、経営者及び保護者）に、実際の生活行動において人権の実践機会を提供する。学校環境は、児童が自由に意見を述べ、学校生活に参加することを可能にする(\*6)。

(d) 指導及び学習—すべての指導及び学習のプロセス及びツールは、人権に基づいたものとする（例えば、カリキュラムの内容及び目的、参加型かつ民主的な実践及び方法論、並びに既存の教科書の見直し及び改訂を含む適切な教材等）。

(e) 教員及びその他関係者の教育及び専門能力の開発—着任前及び着任中の研修を通じ、教職者及び学校の指導部に、学校における人権の学習及び実践を促進するために必要な知識、理解、技術及び技能を、適切な労働環境及び地位と共に提供する。5つの要素及び関連行動方針についての詳細な記述は、参照ツールとして別添で提示されている。

19. 人権に基づく教育アプローチを促進することで、人権教育は、教育システムがすべての個人に質の高い教育を保証するために本質的な使命を果たすことを可能にする。従って、人権教育は、国内の教育システム全体の有効性を向上させるのに貢献し、ひいては各国の経済的、社会的及び政治的發展において本質的な役割を果たす。人権教育は、何よりも、以下の利益をもたらす。

(a) 教職の新たな役割と共に、子どもを中心にした参加型の指導を行い、学習実践及びプロセスを促進することで、学習到達の質を向上する。

(b) 包括的かつ歓迎され、普遍的価値、機会均等、多様性及び非差別を促進する、人権に基づいた学習環境を創造することで、学校へのアクセス及び参加を増進する。

(c) 児童の社会性及び情緒性の発達を支援し、民主的な市民権及び価値を取り入れることで、社会的一体性及び紛争予防に貢献する。

20. 平和教育、市民意識及び価値の教育、多文化教育、国際教育若しくは持続可能な開発に関する教育に向けて、学校システムで行われている全ての努力は、その内容及び方法論において人権の理念を含んでいる。そのすべての努力が、この行動計画を参照しながら、指導及び学習の範囲を超えて、国内の教育改革の文脈で学校分野の組織的改善の基盤を提供することを目的とし、人権に基づいた教育へのアプローチを促進することが重要である。

## C. 行動計画の個別目標

2 1. 人権教育のための世界計画の全体的な目的を考慮し（上記第 1 章参照）、この計画は以下の個別目標の達成を目的とする。

- （a）初等中等教育において、人権の包含及び実践を促進する。
- （b）学校システムにおける包括的、効果的及び持続可能な国家人権教育戦略の開発、採用及び実施を支援すること及び／又は既存のイニシアチブの見直し及び改善を支援する。
- （c）学校システムにおける人権教育の主要な要素に関する指針を提供する。
- （d）国際的、地域的、国家的及び地方的な組織による締約国への支援提供を促進する。
- （e）地方的、国家的、地域的、及び国際機関間のネットワーク構築及び協力を支援する。

2 2. この計画は以下の事項を提供する。

- （a）国際的に合意された原則に基づく、学校システムにおける人権教育の定義。
- （b）国家レベルでの具体的な行動の実施の提示による学校システムにおける人権教育の開発及び／又は向上のための利用者志向的な指針。
- （c）異なる背景及び状況並びに異なる種類の教育システムにおいて採用されうる柔軟な指針。

## III. 国家レベルでの実施戦略

### A. イントロダクション

2 3. この計画は、国家レベルでの初等中等教育における人権教育を開発及び強化するためのインセンティブ及び手段である。この計画の前提は、変化及び向上のプロセスとは、異なる分野で複数の同時行動をとることによって発生するという点である（別添参照）。効果的であるためには、このようなプロセスは、発展サイクルの広く認められた段階に沿って組織されるべきである。行動のための現実的な目標及び手段は、国の背景、優先順位及び能力に従い、また、（人権教育のための国連 10 年（1995 – 2004）の枠組で実行されたような）国の従来の取組に基づく必要がある。

2 4. この計画及び実施戦略は、学校システムにおける人権教育の状況は国によって異なることを認識している。例えば、人権教育は、いくつかの国ではほとんど存在しないかもしれないし、他の国では国家政策と行動計画は存在するものの殆ど実施されていないかもしれない。また、他のケースでは、しばしば国際組織の支援により、学校において草の根のイニシアチブ及びプロジェクトが存在するが、必ずしも国家政策の一部をなしていな

いかかもしれないし、他の国では十分に開発された国家政策及び行動により人権教育に対し非常に積極的かもしれない。状況及び教育システムの種類がいかなるものであれ、人権教育の発展又は向上は、各国の教育アジェンダに載せるべきである。

2 5. 実施戦略は、国家レベルで初等中等教育に主たる責任を負っている教育省に、一義的に向けられている。従って教育省は、主たるリーダーであり主体である。実施戦略はまた、計画及び実施のすべての段階に関与すべきその他の関係機関（第 28 – 30 段落参照）にも向けられている。

### B. 実施戦略の段階

2 6. 本章は、学校システムにおける人権教育の計画、実施及び評価のプロセスを促進する 4 つの段階を提案している。これらは、この行動計画の実施に際して、締約国を支援する指針である。

**第 1 段階**：学校システムにおける人権教育の現状の分析

#### 行 動

- ・「我々はどこにいるのか？」と問う。
- ・以下の項目について情報収集及び分析を行う。
  - －学校における人権状況を含む初等中等教育の現状。
  - －学校システムの中の人権教育に影響を与える歴史的及び文化的背景。
  - －初等中等教育における、もしあれば、人権教育へのイニシアチブ。
  - －人権教育のための国連 10 年（1995 – 2004）において採られたイニシアチブの達成、不十分な点及び障害。
  - －学校システムにおける政府機関、国内の人権機関、大学、研究機関及び NGO といった様々な関係者の人権教育への関与。
  - －国家及び地域レベルに存在する人権教育の良い実践例。
  - －国内に存在する同種の教育（持続可能な開発のための教育、平和教育、国際教育、多文化教育及び市民意識及び価値の教育）の役割。
- ・別添の参照ツールに基づき、いずれの人権教育の手段及び要素が既に存在しているか決定する。分析のためのその他の要素は、国連条約体への政府報告書並びに国家及び国際レベルにおける人権教育のための「10 年」の枠組において作成された報告書となるだろう。
- ・学校システムにおける人権教育の利点、不利な点並びに機会及び制約を分析し決定することで、主要な特徴及び分野を特定する。
- ・人権教育の在り方及び実施状況について結論を導く。

- ・判明した利点及び教訓に基づいていかに構築するか並びに機会をいかに用いるか熟考する。
- ・不利な点及び制約に対処するために必要な変化及び手段について熟考する。

#### アウトプット

- ・初等中等教育における人権教育に関する国の研究。
- ・学校システムにおける人権教育のための国内実施戦略の方向性を推敲するため、出版、会議又は公開討論等を通じた、国家レベルでの研究成果の広範な普及。

#### 第2段階：優先順位の設定と国内実施戦略の作成

##### 行 動

- ・「我々はどこに、どのように行こうとしているのか？」と問う。
- ・任務についてのステートメント、すなわち学校システムにおける人権教育実施のための基本的な目標を定める。
- ・別添を参照しつつ目標を定める。
- ・国の研究成果を基に優先順位を設定する。これらの優先順位は、最も危急なニーズ及び／又は、利用機会を考慮に入れたものになるだろう。
- ・効果をもたらす可能性のある課題に焦点を合わせる：我々は実際に何ができるか？
- ・アド・ホックな活動よりも、持続可能な変化を保証する手段を優先する。
- ・以下のものを特定することで、国内実施戦略の方向を設定し、利用可能な資源及び目標を結びつける。
  - －インプット：利用可能な資源の分担（人的、財政的、時間的）
  - －活動（任務、責任、時間軸、指標）
  - －アウトプット：具体的な成果（新法、研究、能力開発セミナー、教材、教科書改訂等）
  - －成果：達成された結果

#### アウトプット

2005年から2007年までの期間における目的及び優先順位を特定し、少なくともいくつかの実施行動を見越した、初等中等教育における人権教育のための国内実施戦略。

#### 第3段階：実施とモニタリング

##### 行 動

- ・指針となる理念は「そこへ到達する」ことであるべきである。
- ・国内実施戦略を普及させる。
- ・国内実施戦略で計画された活動の実施に着手する。

- ・設定した指標を用いて実施についてモニタリングする。

#### アウトプット

国内実施戦略の優先順位によって、アウトプットは、例えば、立法、国内実施戦略の調整のためのメカニズム、新規又は改訂された教科書及び教材、トレーニングコース、参加型の指導並びに／若しくは学習の方法論又は学校地域のすべてのメンバーを保護する非差別政策となろう。

#### 第4段階：評価行動

##### 行 動

- ・「我々はそこへ、いかなる成果とともに到達したか？」と問う。
- ・説明責任の方法、及び学習し、次期フェーズの実施可能な活動を改善させる手段として、評価を採用する。
- ・実施について再検討するため、独立した外部評価と共に自己評価を用いる。
- ・設定目標の達成をチェックし、実施プロセスを検証する。
- ・結果の達成を、認め、普及し、祝う。

#### アウトプット

- ・初等中等教育における人権教育のための国内実施戦略の成果に関する政府報告書。
- ・実施プロセスを通じて学んだ課題に基づく、今後の行動についての勧告。

#### C. 最低限の行動

27. 締約国は、世界計画の第1フェーズ（2005－2007）の期間中、最低限の行動として、以下の事項を行うよう奨励される。
- （a）学校システムにおける人権教育の現状の分析（第1段階）。
  - （b）優先順位の設定及び国内実施戦略の作成（第2段階）。
  - （c）計画された活動の最初の実施。

#### D. 主体

28. この行動計画の実施について、主たる責任は教育省にあり、関係機関を通じて、以下のものを扱う。
- （a）教育政策。
  - （b）計画立案。
  - （c）カリキュラムの策定。
  - （d）指導及び学習教材の開発。
  - （e）着任前及び着任中の、教員及びその他の教育関係者の研修。
  - （f）指導及び学習の方法論。

- (g) 統合教育。
- (h) 地方レベルの行政。
- (i) 研究。
- (j) 情報の普及。

29. この行動計画の実施は、その他の機関との緊密な連携を必要とする。すなわち、

- (a) 教員養成大学及び大学の教育学部。
- (b) 教員団体、専門家団体及び認定機関。
- (c) 教育、開発及び人権についての議会の委員会を含む国家、連邦、地方及び州の立法機関。
- (d) オンブズマンや人権委員会のような国内人権機関。
- (e) ユネスコ国内委員会。
- (f) 例えば、ユニセフ国内委員会及びその他のコミュニティレベルの組織を含む国家／地方の団体／組織。
- (g) 国際NGOの国内支部。
- (h) 保護者会。
- (i) 生徒会。
- (j) 教育研究機関。
- (k) 国家及び地方の人権資料及び研修センター。

30. この国内行動計画の実施はまた、以下のような関係者の支援を必要とする。

- (a) 関係省庁（福祉、労働、司法、女性、青少年）。
- (b) 青少年組織。
- (c) メディア代表者。
- (d) 宗教団体。
- (e) 文化、社会及びコミュニティリーダー。
- (f) 先住民及び少数民族。
- (g) 経済界。

#### E. 財政援助

31. 上記の第二章で述べられているように、国の教育システムにおける人権教育は、システム自体の有効性の向上に役立つことができる。人権教育は、教育改革を支援するための一連の指針を提供し、教育へのアクセス及び機会の均等、社会的統合及び団結への教育の貢献、教員の役割及び地位、生徒及び社会にとっての教育の関連性、生徒の達成度の向上、並びに教育行政といった、世界中の教育システムが直面する課題に対処するのに役立つ。

32. このことに留意すれば、人権教育への財政援助は、国の教育システムへ一般的に分担される資金の範囲内でも実現可能であるだろうし、とりわけ以下の手段によって可能である。

- (a) この計画を実施するため、質の高い教育のために既に約束された国の財源を最適化する。
- (b) この計画において策定された行動に基づい

て、外部資金との間で資金分担を調整する。  
(c) 公共部門と民間部門の間にパートナーシップを構築する。

#### IV. 行動計画実施の調整

##### A. 国家レベル

33. 行動計画実施の主たる責任は各国の教育省にある。教育省は、国内実施戦略の策定、実施及びモニタリングの調整に責任を負う関連部局を指定又は強化する。

34. 調整部局は、国内実施戦略の策定、実施及びモニタリングにおいて、教育省の関連部局、他省庁及び国内機関に従事させる。この点において、これらの機関の人権教育連合の設立を促進することもできる。

35. 調整部局は、国連の調整委員会に、この分野の進捗状況について最新かつ詳細な情報を提供するように要請される。

36. さらに、調整部局は、人権教育の進捗状況が政府報告に含まれることを確保するため、条約体へ政府報告を提出する国内関連機関と緊密に協力する。

37. 各国は、国家レベルの人権教育に関するイニシアチブ及び情報（様々な背景並びに国のもとの良い実践例、教材及び行事）を収集及び普及するための資料センターを特定及び支援することが奨励される。

##### B. 国際レベル

38. 国連人権高等弁務官事務所、国連教育科学文化機関（ユネスコ）、国連児童基金（ユニセフ）、国連開発計画（UNDP）、及び世界銀行を含むその他の関係国際機関から成る国連の調整委員会が設立され、この行動計画における活動の国際的な調整に責任を負う。この委員会の事務局は国連人権高等弁務官事務所が提供する。

39. 委員会は、この行動計画の実施をフォローアップし、資源を動員し、国レベルの行動を支援するために、定期的に会合する。この点につき、委員会は、その他の関係する国際的及び地域的機関並びに国連条約体のメンバー又は教育の権利に関する人権委員会特別報告者等の専門家及び関係者を、臨時にその会合に招くこともある。

40. 委員会は、国家レベルの人権保護体制を支援する調整された国連の行動を提供する事務総長の

改革計画に沿って、行動計画のフォローアップ及び国内実施戦略への国連組織全体の支援を保証するために、国連加盟国チーム又は国際機関の各国での事務所と連携する責任を負う。(A/57/387 及び Corr.1, action2)

4 1. 国連条約体は、締約国の報告書を審査する際に、締約国の学校システムにおける人権教育の実施義務に重点を置き、最終勧告にその点を反映することを要求される。

4 2. さらに、人権委員会のあらゆるテーマ的な又は国別の関連メカニズム（特別報告者又は代表者、とりわけ教育の権利に関する特別報告者、若しくは作業部会を含む）は、それぞれの権限に応じて、学校システムにおける人権教育の進捗状況をその報告書に体系的に含めるよう要求される。

4 3. 委員会は、行動計画実施をより効果的にモニタリングするために、地域的又は準地域的な機関及び組織への援助要請を検討することができる。

## V. 国際協力と支援

4 4. 行動計画実施に関する国際協力と支援は、以下の主体により提供される。

- (a) 国連システム。
- (b) その他の国際的政府間組織。
- (c) 地域的政府間組織。
- (d) 教育大臣の地域的組織。
- (e) 教育大臣の国際的及び地域的フォーラム。
- (f) 国際的及び地域的NGO。
- (g) 地域的人権資料及び文書センター。
- (h) 国際的及び地域的金融機関（世界銀行、地域開発銀行等）並びに二国間財政機関。

4 5. 行動計画実施のためには、資源を最大限に活用し、重複を避け、一貫性を確保するため、関係者の緊密な協調が不可欠である。

4 6. 国際協力と支援の目的は、この行動計画の第三章で扱われている国内実施戦略の枠組内で、初等中等教育における人権教育に対する国家及び地方の能力を強化することである。

4 7. 上記の組織及び機関は、特に以下の行動を検討することができる。

- (a) 関連する特定のツールの開発を含む、国内実施戦略の作成、実施及びモニタリングにおいて、教育省を支援する。
- (b) とりわけ全国的及び地方のNGO、専門団体及びその他の市民社会組織といった、その他の国内関係者への支援を提供する。
- (c) 従来型及び電子型手段を通じて、良い実践

例、利用可能な教材、機関、及びプログラムについての情報を特定、収集及び普及することで、国家、地方及び国際的レベルでの関係者間の情報共有を促進する。

(d) 国家、地方及び国際的レベルで、人権教育における既存の関係者ネットワークを支援し、新たなネットワーク構築を促進する。

(e) 教員、教員指導者、教育行政官及びNGO職員のための、効果的な人権研修（参加型の指導及び学習方法論に関する研修を含む）を支援する。

(f) 人権教育向上のための実用的な手段に関する研究を含む、学校における国内の人権教育の実施に関する研究を支援する。

4 8. 行動計画実施を支援する資源を動員するために、国際的及び地域的金融機関並びに二国間財政機関は、教育に関する資金援助計画を本行動計画及び人権教育一般に関連させる方法を探究することが求められる。

## VI. 評価

4 9. 世界計画第1フェーズ（2005 – 2007）の終了にあたり、各国は、この行動計画の下で実施された行動の評価を行う。評価は、法的枠組及び政策、カリキュラム、指導及び学習のプロセス及びツール、教科書の改訂、教員研修、並びに学校環境の改善等、様々な分野における進歩を考慮に入れる。締約国は、最終的な政府評価レポートを国連の調整委員会に提出するよう求められる。

5 0. この目的のために、国際的及び地域的組織は、評価についての国の能力を構築又は強化するための支援を提供する。

5 1. 調整委員会は、関係する国際的及び地域的機関並びにNGOと協力し、政府評価レポートに基づいて最終評価レポートを作成する。当レポートは、第63回国連総会（2008年）に提出される。

\*1 人権教育活動の理念についての節は、1994年から2004年までの「人権教育のための国連10年」で作成された、人権教育のための国内行動計画指針に基づいている。

\*2 ユネスコ「2000年4月26 – 28日世界教育フォーラム（セネガル、ダカール）についての最終報告書」、パリ、2000年、参照。

\*3 児童の権利委員会的一般意見第1号（2001年）によると、生きる力とは「バランスのとれた決定を下し、非暴力的方法で問題を解決し、健康な生活スタイル、優良な社会的関係

及び責任、批判的施行、創造的才能、並びに人生において選択肢を追求するのに必要なツールを子どもたちに与える能力」である。(第57回国連総会公式議事録、補足書第41号)

\*4 ユネスコ「持続可能性のための教育：リオからヨハネスブルグへー10年の経験から学んだこと」、パリ、2002年。

\*5 一般意見第1号において、児童の権利委員会はまた「競争を刺激し、子どもに過大な作業をもたらす、知識の蓄積に一義的に偏った指導方法は、子どもの能力や才能の潜在性の最大限の調和的な発達を深刻に妨げる点を強調しなくてはならない」とも述べている。(第57回国連総会公式議事録、補足書第41号)

\*6 一般意見第1号はまた「子どもの学校生活への参加、学校コミュニティ及び生徒会の創設、同級生同士の教育やカウンセリング、並びに学校の規則処分への子どもたちの参画は、権利の実現の学習及び経験の過程の一部として促進されなければならない」とも述べている。(第57回国連総会公式議事録、補足書第41号)

## 別 添

### 初等中等教育における人権教育の構成要素

1. 各国の事情は、学校システムにおける人権教育の導入及び実践を促進する可能性及び戦略に著しい影響を及ぼす。しかしながら、その結果である多様性を超えて、人権教育を発展させるための共通の傾向とアプローチは特定されることができる。この別添で包括的な形で定められている5つの要素は、既存の世界的な成功の経験と共に、本行動計画の準備段階における協議と、1995－2004年の「人権教育のための国連10年」の中間(2002年)及び最終(2004年)評価を含む、研究及び調査に基づいている。これらの要素には良い実践例が集められており、行動計画の主要な主体はそこに向けて漸次邁進することが求められている。この要素は示唆的なものであって、規定的なものではない。選択肢を提案し、行動の可能な方向を推奨し、参照手段として用いられるべきものである。これらの要素は、行動計画の国内実施戦略に沿って、各国の文脈及び国家の教育制度に適合される必要がある。

#### A. 政策

2. 教育政策は、コミットメントについての明確かつ一貫した声明として理解される。主に国家レベルではあるが、地域や市町村レベルも関係する政府レベルで準備され、すべての関係者との協力の下で、教育政策は、原則、定義及び目的を含み、また学校組織を通じ、すべての教育関係者のために、規準となる参照として役立つものである。

3. 人権教育は、人権に基づいた教育へのアプローチを促進するものであり、教育政策の発展及び改革の目的の中に、また教育の質的水準において、明確に述べられるべきものである。

4. 人権に基づいた教育へのアプローチは、学校システムが人権及び基本的自由を意識することを意味する。人権は、学校システム全体及びすべての学習環境に、注ぎ込まれ、実行されるものである。人権は、教育目的にのみならず、憲法、教育政策の枠組、教育関係法規、並びに国のカリキュラム及びプログラム等の重要な関連文書における教育の質の基準としても含まれる。

5. この目的のため、以下の手段は学校システムにおける人権教育の政策決定における重要な特色に対応している。

(a) 教育政策に関する文書の作成において、NGO、教員協会及び団体、専門家団体及び研究団体、市民社会団体、並びにその他の関係者を関係させることにより、政策開発に参加

型のアプローチを採用する。

- (b) 人権教育に関する国際的義務を達成する(\*1)。
  - (i) 教育の権利に関する国際文書の批准を促進する。
  - (ii) 児童の権利委員会、経済的、社会的、及び文化的権利に関する国連委員会を含む、関係する国際的なモニタリング機関への国の報告書に、人権教育に関する情報を含める。
  - (iii) 上記報告書の準備において、NGO、その他の市民社会セクター、及び人権教育専門家と協力する。
  - (iv) 国際的なモニタリング機関による勧告を公表し、これに応じる。
- (c) 教育への権利に基づいたアプローチ並びに人権教育に関する政策及び法律を策定する。
  - (i) 教育法に人権教育を含める。
  - (ii) すべての法規が人権教育の原則と足並みを揃えることを確保し、法規の矛盾を監視する。
  - (iii) 人権教育に関する特別法を制定する。
  - (iv) 政策が、人権教育に関連する研究に基づくものであることを確保する。
  - (v) 意思決定及び刷新における自立性を行使できるよう学校及び学校の指導部を強化する。
  - (vi) 教育実施報告（説明責任）の政策と、人権の原則との一致を確保し、人権教育における特別の説明責任政策を確立する。
  - (vii) 地方当局に対し、人権教育を実施及び支援するにあたっての役割及び責任についての指針を提供する。
- (d) 政策策定において一貫性を確保する。
  - (i) 人権教育を、初等中等教育の分野別国内計画、すなわち「万人のための教育（EFA）」の国内計画、及び「国連持続可能な開発のための教育10年」（2005－2014）の国内政策の枠組に含める。
  - (ii) 人権教育を、国内人権計画、人種主義、人種差別、外国人排斥及びそれらに関連する不寛容に対する国内行動計画、並びに国内貧困削減戦略に含める。
  - (iii) 人権教育に関する異なる計画とそれぞれの分野との間の、一貫性、関連性、及び相互作用性を確保する。
  - (iv) 人権教育政策と他分野の政策（司法、社会、青少年、保健等）を関連させる。
- (e) 人権教育をカリキュラムに含める。
  - (i) 政策が、人権教育に関連する研究に基づくよう確保する。
  - (ii) 国家のカリキュラム及び教育基準全般において、人権の価値、知識、及び態度を、読み書き及び計算スキル及び技能を補完する基礎的技術及び技能として認める。
  - (iii) 概念、目標、並びに指導及び学習の目的及びアプローチを設定した、人権教育のための国家カリキュラムを特別に作成する。

- (iv) 必須科目又は選択科目として、教科に基づき、及び／又は、カリキュラム横断の形で、カリキュラムにおける人権教育の位置づけを学校のレベルに応じて定義付ける（これにより、人権は、すべてのカリキュラムの教科に含まれることになる）。
  - (v) 人権の指導及び学習を、とりわけ市民教育、社会科、及び歴史科の正式かつ明確な要素とする。
  - (vi) 人権の指導及び学習を、学校におけるカリキュラム（学校によって決定される指導及び学習プログラム）の、正式かつ明確な要素とする。
  - (vii) 人権教育を職業教育及び研修に含む。
  - (viii) 人権教育のための特別な教科書を作成すると共に、人権の原則と一致するよう教科書を改訂するための指針を策定する。
  - (ix) 学校の統治、運営、懲戒処分手続き、統合方針、並びにその他の学校文化及び教育へのアクセスに影響を及ぼす規制や実践への、人権に基づいたアプローチを促進する。
  - (x) 人権の価値、知識、及び姿勢についての生徒の達成に関する評価及びフィードバックの適切な手法を開発する。
- (f) 以下の事項を含む、人権教育に関する包括的な研修政策を採用する。
    - (i) 指導者に対する研修、並びに校長、着任前及び着任中の教員への研修及びその他の教育関係者への研修。
    - (ii) すべての着任前及び着任中の教員研修方針及び計画における、生徒及び教員の権利、責任、並びに参加に関する情報。
    - (iii) 人権教育の研修活動を行っているNGO及びその他の市民社会セクターを認識、認定、及び支援する。
    - (iv) 人権教育を、教育関係者の資格、認可、及びキャリア向上、並びにNGOの研修活動の認可の基準とみなす。

## B. 政策実施計画

- 6. 効果的な教育政策の開発及び改革には、明確に規定された手段、メカニズム、責任、及び資源を含む、明白な政策声明及び一貫した実施戦略の双方が求められる。このような実施戦略は、政策の一貫性、モニタリング、及び責任を確保する手段である。これは、政策と実施及びレトリックと現実のギャップ、並びに分散的又は矛盾した方法、場当たりの、若しくは自発的に、実践がなされる状況を回避するのに役立つ。
- 7. 人権教育は、教育システム全体における変化を意味する。しかし、政策声明やコミットメントそれ自体は、このような教育における変化を確実に

するには不十分である。政策実施計画の立案が、効果的な人権教育における重要な特色である。

8. 人権教育政策の実施は、分権、民主的な統治、学校の自立性、及び教育システムにおける権利及び責任の共有といった、教育行政における現在の傾向と一致している必要がある。地方自治体や学区；校長、教員及びその他の教育関係職員並びに教員の組織又は団体；生徒及び保護者；調査団体及び研修機関；NGO、その他の市民社会セクター、及びコミュニティというように、関係者が多様にわたることから、教育システムについての責任は教育省のみにあるとすることはできず、そうするべきでもない。

9. 国の当局と地方／学校レベルの双方が教育の行政、向上、及び革新について責任を負っているという事実は、それぞれのレベルが特定の役割をもつことを意味する。中央政府の役割は、共通の政策枠組並びに実施及び責任のメカニズムを定めることである。地方／学校レベルの役割は、地域の多様性及びニーズを考慮に入れ取り組む道を探すとともに、人権面を含む学校の特色を発達させることにある。さらに、教育上の目標と、教員、その他の教育関係者、並びに保護者及び生徒による指導及び学習の実践の発展のオーナーシップが確保されなければならない。

10. この文脈において、以下の要素が国家当局による政策実施の組織化及び重要な実施手段のための良い実践例を示している。

(a) 政策実施の組織化。

(i) 手段の種類、関連教育機関の間での任務の分担及び責任の特定、機関間の意思疎通及び協力方法、具体的な指標を伴う政策実行の日程等を含む、人権教育の分野における国内実施戦略を準備する（行動計画内の国内実施戦略第2段階を参照）。

(ii) 国内実施戦略の調整の責任を負う教育省内の部局の指定あるいは強化。

(iii) 社会及び法的問題、青少年、ジェンダー等を含む、人権及び人権教育に関する異なるセクターや部門の間の協力を確保する。

(iv) 実施の一貫性を確保するため、この分野に関係するあらゆる関係主体の人権教育における連合の創設を促進する。

(b) 政策実施手段。

(i) 人権教育のため十分な資源（財政的、人的、時間的）を分担する。

(ii) 関係者が十分かつ効果的に政策の開発及び実施に参加できるよう、適切なメカニズムを設立する。

(iii) 上記の国内実施戦略を公表及び普及させ、関係者、受益者及び広く一般に議論及び支

持されることを確保する。

(iv) 上記セクションAの第5段落（d）で示された様々な計画に責任をもつ関係者間の意思疎通及び協力を体系化する。

(v) 人権教育アプローチを、教育システム全体に広げる前に、選択した学校で先行して実施することを考慮する。

(vi) 国家レベルでの人権教育に関するイニシアチブ及び情報（様々な背景及び国々からの良い実践例、教材、行事）を収集及び普及するための資料センターを特定及び支援する。

(vii) 例えば、人権の知識、学校における人権教育の実践、生徒の学習成果、及び人権教育の効果に関する調査を支援及び推進する。

(viii) 学校、研究機関及び大学間での協力と同様に、人権教育に特に力を注いでいる学術機関による人権教育に関する研究を推奨する。

(ix) 国際調査及び比較研究に参加する。

(x) 教育全般に人権に基づいた質を確保するシステム（学校の自己評価、改善計画、及び学校査察等を含む）を創設し、人権教育のための質を確保する特定のメカニズムを作る。

(xi) 学習者及び教育者をモニタリング及び評価のプロセスの実行に直接関与させ、自己啓発及び自己評価を促進させる。

## C. 学習環境（\*2）

11. 人権教育は、認識学習の範囲を越え、学習及び指導過程に関わるすべての者の社会的及び情緒的発達を含む。人権教育は、学校地域の中で、また、より広範囲な周辺地域との相互作用を通して、人権が実践され、実感されているような、人権文化を発展させることを目的としている。

12. この目的のため、人権の指導及び学習が人権に基づいた学習環境の中で行われることを確保することが不可欠である。教育目標、実践、及び学校組織が、人権の価値及び原則と一致することを確保することが不可欠である。同様に、学校内外における文化及び地域がこれらの原則を受け入れていることが重要である。

13. 人権に基づいた学校は、相互理解、尊重及び責任により特徴づけられる。この学校は、学校地域のすべての構成員に、平等な機会、帰属意識、自立性、尊厳、及び自尊心を促進する。この学校は、子供を中心とし、適切かつ重要な学校であり、そこでは、学習目標及び学校倫理として、すべての者にとって明白かつ区別的に人権が特定される。

14. 人権に基づいた学校は、学校地域のすべての構成員の責任であり、学校の指導部は、これらの

目的への到達を有利かつ可能にする状況を作る等一義的な責任を負っている。

15. 人権に基づいた学校は、以下の要素の存在及び効果を確保する。

(a) 学校における人権の政策声明及び実施規定は、明白かつ共有され、以下の事項を含む。

(i) 役割及び業務の明確な配分に基づく、生徒及び教員の権利及び責任に関する憲章。

(ii) 争いを解決し、暴力やいじめに対処する手続を含む、暴力、性的虐待、ハラスメント、及び体罰から自由な学校のための行動基準。

(iii) 入学、奨学金、進級、昇格、特別プログラム、適性、及び機会についての、学校地域におけるすべての構成員を保護する非差別政策。

(iv) 祭典又は賞を通じた、人権達成の表彰及び称賛。

(b) 人権に基づいた学校における教員は、以下の事項を有する。

(i) 学校の指導部による、人権教育に関する明確な委任。

(ii) 人権教育の内容及び方法論における教育並びに継続的及び専門的な開発。

(iii) 人権教育における、新しく革新的な良い実践例の開発及び実践の機会。

(iv) 地方的、国家的、国際的レベルでの人権教育者のネットワーク構築を含む、良い実践例の共有メカニズム。

(v) 人権の原則を反映した教員の採用、雇用継続、及び昇格の政策。

(c) 人権に基づいた学校における生徒は、以下の事項を有する。

(i) 年齢及び発達能力に応じた、自己表現、責任、及び意思決定への参加機会。

(ii) 関心を表明、仲介、及び主張するための、活動を組織する機会。

(d) 学校、地方政府、及びより広いコミュニティとの間に、以下の事項を含む相互作用が存在する。

(i) 児童の権利及び人権教育の重要な原則についての保護者及び家族の意識向上。

(ii) 人権教育のイニシアチブと事業への保護者の関与。

(iii) 保護者の代表者組織を通じた学校の意思決定への保護者の参加。

(iv) とりわけ人権問題に関し、コミュニティにおける生徒の課外事業及び貢献。

(v) 意識向上及び生徒支援の機会のための青少年グループ、市民社会、及び地方自治体との連携。

(vi) 国際交流。

D. 指導及び学習

16. 学校システムにおいて、指導及び学習は人権教育における重要なプロセスである。

17. これらのプロセスが初等中等教育において、何をもたらし、いかに組織されるかという、法的及び政治的根拠が、人権教育政策並びに教員及びその他の教育関係者の教育及び専門的能力の開発を通じて、提供される必要がある。

18. 学校システムへの人権教育の導入及び改善は、プログラムの目的及び内容、資源、方法論、並びに査定及び評価の統合、教室を越えた視座、及び学校地域の異なる構成員間のパートナーシップの構築により、指導及び学習への全体的視野からのアプローチの採用を要求する。

19. 以下の要素は良質な人権の指導及び学習を達成するために必要である。これらは、国家及び学校レベルにおける政策立案者、教員、及びその他の学校関係者に向けられている。

(a) 指導及び学習の内容及び目的について。

(i) 獲得されるべき基本的な人権の技術及び技能を明確にする。

(ii) 初等教育の出来る限り早い段階で始まるカリキュラムのすべての側面に、人権教育を含ませる。

(iii) 人権教育の学習内容及び目的を、生徒の年齢及び発達能力に適合させる。

(iv) 認知的（知識及び技術）学習成果及び社会的／感情的（価値、態度、及び行動）学習成果を同等に重視する。

(v) 人権の指導及び学習を、生徒の日常生活及び関心に関連させる。

(b) 指導及び学習の実践及び方法論について。

(i) 人権に関して首尾一貫した指導方法を採用し、個々の生徒の尊厳を尊重し、生徒に平等な機会を与える。

(ii) 教室及び学校地域に、子供に優しく、信頼でき、安全かつ民主的な環境を作り出す。

(iii) 生徒の能力を開発し、活発な参加、協力的な学習並びに連帯感、創造力、及び自尊心を促す、学習者を中心にした方法及びアプローチを採用する。

(iv) 生徒の発達段階、能力、及び学習スタイルに適切な方法を採用する。

(v) 生徒が実践を通じて学び、人権を実践できる経験に基づいた学習方法を採用する。

(vi) 世話役、学習指導者、又は助言者として行動する教員により、経験的な指導方法を採用する。

(vii) NGO又はコミュニティで利用できる、関連する非公的かつ私的な学習活動、資料、及び方法の良い実践例にアクセスする。

(c) 指導及び学習の教材について。

- (i) 人権教育の教材が、関連する文化的背景並びに歴史的及び社会的発展に根ざした人権の原則から生じたものであることを確認する。
- (ii) 人権教育教材の収集、共有、翻訳、及び採用を奨励する。
- (iii) 人権の原則に合致するよう、カリキュラム全体の教科書及び教材の見直し及び改訂を行う。
- (iv) 上記の指導及び学習のアプローチにおける活発な参加を奨励する、教員用指針、手引き、教科書、漫画並びに映像及び創造的な芸術的補助教材のような様々な教材や資料が人権に合致するよう開発を支援する。
- (v) 十分な量及び適切な言語で（多言語国家では教材が広く理解される言語で開発されるように、学校における言語多様性の徹底的な調査が行われなければならない）人権教材を普及させ、その使用に関係する職員を研修する。
- (vi) 公表に先立ち特別な国内のチームが吟味することで、これらの資料が人権の原則に合致し、現実生活の状況に関連することを確保する。
- (vii) N G Oが作成する、種々の教育資料の出版、広範な普及及びアクセスを認める。
- (d) 指導及び学習の支援について。
  - (i) 人権教育における指導及び学習の良い実践例を収集及び普及する。
  - (ii) 人権教育における指導及び学習に関する、図書館やデータベースを含む、アクセスしやすい情報センターを確立する。
  - (iii) 教育者及び生徒内のネットワーク構築及び人権教育の実践についての交換を促進する。
  - (iv) 人権教育の指導及び学習への調査を促進する。
- (e) 新たな情報技術の利用について。
  - (i) 人権教育に関係するウェブサイトを立ち上げ、又は活用する。
  - (ii) 学校と連携した遠隔学習プログラムを開発する。
  - (iii) 生徒及び教員に対し、人権教育のための新たな情報技術の利用を可能にする。
  - (iv) 地方、国内、及び国際的に他校の生徒及び教員との間で人権問題に関するオンライン討論グループを奨励する。
- (f) 評価及び査定について。
  - (i) 人権教育のプロセス、成果、及び効果について吟味、評価、及び測定するための指標を開発し、適切な方法を特定し、適切なツールを設計する。
  - (ii) 教員及び生徒同士の観察及び報告、生徒の体験、個人作業並びに得られた技術及び技能（生徒のポートフォリオ）の記録、並びに生徒の自己評価といった、人権教育に適切な評価及び査定の方法を用いる。
  - (iii) 透明性（成績の基準及び理由の説明、生徒及

び保護者の情報）、平等性（すべての教員がすべての生徒へ同一の基準を用いる）、及び公正性（評価の濫用の回避）といった、すべてのカリキュラムにおける生徒の達成度の評価及び査定に人権の原則を適用する。

#### E. 教員及びその他の教育関係者の教育及び専門的能力の開発

20. 初等中等教育に人権教育を導入することは、学校が、人権の学習及び実践のモデルとなることを意味している。学校地域において、カリキュラムの主たる管理人である教員が、この目的に到達するために重要な役割を担っている。

21. 教員がこの重要な責任を効果的に達成するためには、多くの要因が考慮に入れられる必要がある。第一に、教員自身が権利の保持者である。彼らの専門的地位を認識及び尊重し、彼らの自尊心を支持することは、彼らが人権教育を促進するための必須条件である。一方で学校の運営者及び指導部は、もう一方で教育政策策定者は、教員が指導及び学習の実践において新しいものを導入していくよう支持し、また能力を開発していかなければならない。教員及びその他の教育関係者に対する適切な教育及び専門的な開発が確保されなければならない。

22. 学校地域において、人権についての意識向上及び人権教育の研修の機会は、教員のみでなく、校長、学校経営陣、学校監査人、学校の事務職員、地方及び国家当局の教育関係者及び立案者、並びに保護者のためにもあるべきである。

23. 適切な教育及び専門的な開発の設計及び組織化は、複合的な研修システムや様々な背景のために、教育省、教育学部並びに人権機関及びユネスコの人権教育議長を含むその他の学部を通じた大学、教員研修機関、教員及びその他の関係者の団体及び専門家団体、国内の人権機関、N G O、国際的及び地域的政府間組織といった多様な関係者の間で共有される。

24. 政策及び法的指針が、研修活動実施の枠組を提供し、人権文化を促進及び育成するために、研修カリキュラム、指導及び学習の内容及び実践、並びに教育政策は、一貫していなければならない。

25. 教員は手本という機能を伴うことから、効果的な人権教育は、関係する価値、知識、技能、態度、及び実践を、教員が習得し、伝達することを意味する。教育及び専門的能力の開発は、教員の人権に関する知識、コミットメント及び動機を促進しなければならない。同様に、人権の原則は、

専門的实施及び他の教育関係者の行動の本質的な基準である必要がある。

2 6. 教員及びその他の職員の研修及び専門的能力の開発は、個々の背景に沿ったニーズ及び対象とする集団に合わせて、調整されなければならない。これは、教員及びその他の教育専門家の主張及び意識向上、指導者の研修、初期／着任前研修、着任中の研修を通じた定期的かつ継続的な開発、人権教育専門の教員の研修、並びにすべての初等中等学校の教員の研修カリキュラムへの人権の原則の導入を含む。

2 7. 教員及びその他の職員の教育及び専門的な開発の政策及び実践は、以下の要素とアプローチを考慮したものでなければならない。

(a) 以下の要素を含んだ人権教育に関する研修カリキュラムの開発。

(i) 人権、人権の普遍性、不可分性、及び相互依存性への知識、及びその保護メカニズム。

(ii) 公的教育、非公的教育及び私的教育間の連携を含む、人権教育に基づいた教育理論(\*3)。

(iii) 人権教育と、他の同種の教育(例えば持続可能な開発のための教育、平和教育、国際教育、多文化教育、市民権及び価値の教育)の連携。

(iv) 人権教育の目的、とりわけ、人権に関する技術及び技能の学習。

(v) 人権教育の指導及び学習の方法論並びに人権教育における教員の役割。

(vi) 人権について民主的かつ一貫した教員及びその他の教育職員の社会的スキルとリーダーシップ。

(vii) 教員及び生徒の権利及び責任並びに彼らの学校生活への参加。学校における人権侵害の特定及び対処。

(viii) 人権に基づいたコミュニティとしての学校。

(ix) クラス内及びクラス間、学校及びより広いコミュニティとの関係。

(x) クラス内及び学校内の協力的な方法及びチームワーク。

(xi) 人権教育における評価及び査定。

(xii) 既存の人権教育教材に関する情報並びにそれらを見直し及び選択する又は新教材を開発する能力。

(xiii) 人権の原則に基づいた学校の自己評価及び計画作成。

(b) 適切な研修方法論の開発及び利用。

(i) 成人学習者への適切な研修方法、とりわけ学習者を中心としたアプローチ並びに価値及び行動についての意識向上へと導くモチベーション、自尊心、及び情緒面での発達への取組(\*4)。

(ii) 参加型、双方向的、協力的かつ経験及び実践に基づいた方法、理論と実践の連携、並びに

職場、とりわけ教室における学習した技術の検証といった、人権教育における研修の適切な方法。

(c) 適切な研修の資料及び教材の開発及び普及。

(i) 人権教育研修における良い実践例の収集、普及、及び交換。

(ii) N G O 及び他の市民社会のセクターにより開発された研修の方法論の評価及び普及。

(iii) 着任中研修の一環としての教材開発。

(iv) オンライン教材及び資料の開発。

(d) 様々な教育及び指導の提供者間のネットワーク構築及び協力。

(e) 国際的な教育、並びに研修活動及び意見交換の促進及び参加。

(f) 研修活動の妥当性、実用性、及び効果に関する研修生の自己評価及び認識を含む研修活動の評価。

\*1 経済的、社会的、及び文化的権利に関する国際規約、児童の権利に関する条約、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約、教育における差別待遇の防止に関する条約に由来する諸義務。

\*2 本章は「学習環境」という語を用いているのは、学校のガバナンスとマネジメントに関する論点に取り組むためである。学校の必需品や衛生、健康、衛生的な水、食料といった、他の学習環境の側面を含んでいない。

\*3 一般的に、「公的教育」とは学校教育、職業教育、及び大学教育を、「非公的教育」とは、成人教育や、地域的あるいは課外活動といった、「公的教育」を補完する教育のかたちを、そして「私的教育」とはN G O の実施によるものなど、教育システムの外部で展開される活動を意味する。

\*4 成人教育についての基本的な方法論については、国連人権高等弁務官事務所出版の「人権トレーニング」を参照すること。

## 2 人権教育・啓発の推進に関する国の動向について

平成 7 年(1995 年) 人権教育のための国連 10 年推進本部を設置

平成 8 年(1996 年) 「人権擁護施策推進法」(5 年間の限時法) が成立

【 参考資料 2 ( 1 ) 参照 】

平成 9 年(1997 年) 人権擁護推進審議会を設置

人権教育のため国連 10 年推進本部が「『人権教育のための国連 10 年』に関する国内行動計画」を決定

【 参考資料 2 ( 2 ) 参照 】

平成 11 年(1999 年) 人権擁護推進審議会が「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」答申

【 参考資料 2 ( 3 ) 参照 】

平成 12 年(2000 年) 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が成立

【 参考資料 2 ( 4 ) 参照 】

平成 14 年(2002 年) 「人権教育・啓発に関する基本計画」を閣議決定

【 参考資料 2 ( 5 ) 参照 】

(1)人権擁護施策推進法(平成8年法律第120号)  
(失効:平成14年3月25日)

(目的)

第1条

この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権の擁護に関する施策の推進について、国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備し、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(国の責務)

第2条

国は、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策並びに人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策を推進する責務を有する。

(人権擁護推進審議会の設置)

第3条

法務省に、人権擁護推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、法務大臣、文部大臣、総務庁長官又は関係各大臣の諮問に応じ、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項を、法務大臣の諮問に応じ、人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項を調査審議する。

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、内閣総理大臣、法務大臣、文部大臣、総務庁長官又は関係各大臣に意見を述べることができる。

(人権擁護推進審議会の組織等)

第4条

審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、法務大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

4 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

5 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

6 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

7 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(この法律の失効)

2 この法律は、前項の政令で定める日から起算して5年を経過した日にその効力を失う。

## (2)「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画（平成9年7月4日人権教育のための国連10年推進本部）

平成6年（1994年）12月の国連総会において、平成7年（1995年）から平成16年（2004年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることが決議された。

これを受けて、政府は「人権教育のための国連10年」に係る施策について、関係行政機関相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため、平成7年（1995年）12月15日、閣議決定により、内閣に人権教育のための国連10年推進本部を設置した。

推進本部は平成8年（1996年）3月18日、第1回会合を開催し、政府として積極的な取組を推進していくことを確認した後、国内行動計画の策定作業を進め、平成8年（1996年）12月6日に、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画（中間まとめ）を公表した。

その後、推進本部においては、中間まとめに対して各方面から寄せられた意見等に十分配慮しつつ検討を進め、このたび「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画を取りまとめた。

人権教育のための国連10年推進本部は、この国内行動計画に掲げられた諸施策の着実な実施等を通じて、人権教育の積極的推進を図り、もって、国際的視野に立って一人一人の人権が尊重される、真に豊かでゆとりのある人権国家の実現を期するものである。

（注）「人権教育」とは、「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と「人権教育のための国連10年行動計画」において定義されている。

### 1. 基本的考え方

（1）冷戦終了後、東西対立の崩壊とともに、世界各地で地域紛争やこれに伴う顕著な人権侵害、難民発生など、深刻な問題が表面化した。しかし、一方で東西対立の崩壊は、国際社会全体での議論を可能とする環境を創り出し、人権に取り組む気運が高まった。

平成5年（1993年）には、世界人権宣言採択45周年を機に、これまでの人権活動の成果を検証し、現在直面している問題、今後進むべき方向を協議することを目的としてウィーンにおいて世界人権会議が開催された。この会議は全ての人権が普遍的であり、人権が正当な国際的関心事であることを確認し、人権教育の重要性を強調した点で重要な出来事であった。以後、国連としての人権に対する取組も強化され、平成6年（1994年）には人権問題を総合的に調整する役割を担う国連人権高等弁務官が創設されたほか、第49

回国連総会（平成6年（1994）年12月）では「人権教育のための国連10年」を決定する決議が採択された。また、平成7年（1995年）9月に北京で開催された第4回世界女性会議においては、女性の権利は人権であることが明確に謳われるとともに、人権教育の重要性が指摘された。こうした動きは、人権に対する国際的関心が結晶化したものである。

人権の擁護・促進のためには、そもそも人権とは何かということを各人が理解し、人権尊重の意識を高めることが重要であり、人権教育は、国際社会が協力して進めるべき基本的課題である。

（2）人権教育の推進に当たっては、このような国際的潮流とともに、平成8年（1996年）5月17日の地域改善対策協議会意見具申に述べられている次のような認識を踏まえることが重要である。

「今世紀、人類は、二度にわたる世界大戦の惨禍を経験し、平和が如何にかけがえないものであるかを学んだ。しかし、世界の人々の平和への願いにもかかわらず、冷戦構造の崩壊後も、依然として各地で地域紛争が多発し、多くの犠牲者を出している。紛争の背景は一概には言えないが、人種、民族間の対立や偏見、そして差別の存在が大きな原因の一つであると思われる。こうした中で、人類は、『平和のないところに人権は存在し得ない』、『人権のないところに平和は存在し得ない』という大きな教訓を得た。今や、人権の尊重が平和の基礎であるということが世界の共通認識になりつつある。このような意味において、21世紀は『人権の世紀』と呼ぶことができよう。

我が国は、国際社会の一員として、国際人権規約をはじめとする人権に関する多くの条約に加入している。懸案となっていた『あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約』（人種差別撤廃条約）にも加入した。世界の平和を願う我が国が、世界各国との連携・協力の下に、全ての人の人権が尊重され、あらゆる差別の解消を目指す国際社会の重要な一員として、その役割を積極的に果たしていくことは、『人権の世紀』である21世紀に向けた我が国の重要な責務というべきである。」

（3）翻って我が国社会を見ると、依然として、様々な人権問題が存在してる。また、近年、著しく国際化、ボーダーレス化が進展している状況下において、広く国民の間に多元的文化、多様性を容認する「共生の心」を醸成することが何よりも要請される。このため、各種の啓発と相まって、人権に関する教育の一層の充実を図る必要がある。さらに社会の複雑化、個々人の権利意識の高揚、価値観の多様化等に伴い、従来あまり問題視されなかった分野においても各人の人権が強く認識されるようになってきたことから、新たな視点に立った人権教育・啓発の必要性も生じてきている。このような我が国の現状に鑑みると、「人権教育の

ための国連10年」は、全ての人権の不可分性と相互依存性を認識し、人権尊重の意識の高揚を図り、もって「人権」という普遍的文化の創造を目指すものであって、その意義は極めて重要である。

(4) この国内行動計画は、憲法の定める基本的人権の尊重の原則及び世界人権宣言などの人権関係国際文書の趣旨に基づき、人権の概念及び価値が広く理解され、我が国において人権という普遍的文化を構築することを目的に、あらゆる場を通じて訓練・研修、広報、情報提供努力を積極的に行うことを目標とする。

また、人権教育を進めるに当たっては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する取組を強化するとともに、本10年の展開において、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人などの重要課題に積極的に取り組むこととする。

(5) さらに、我が国は人権分野でも国際社会において積極的な役割を果たして行くべきであり、特に国連を始めとする人権関係の国際的フォーラムは重要である。そのためにも、我が国の国民の生活が深く他国の国民の生活と結びついていることを認識しつつ、人権教育の推進を通じ、他国・他地域の人権状況についても関心を深め、国内外の人権意識の高揚を図っていくことが必要である。

また、本10年の実施に当たっては、国内的実施措置とともに、国際社会、なかんずくアジア太平洋地域の国々と協力・協調して人権教育を促進していくとの視点が必要である。

(6) また、人権の問題は、国民一人一人が人権の意識を高め、他者の価値を尊重する意識、態度の涵養が重要である。このためには、政府の果たす役割とともに、地方公共団体、民間団体等に期待される役割も大きい。

このため、地方公共団体、民間団体等がそれぞれの分野において、この行動計画の趣旨に沿った様々な取組を展開することを期待する。政府としては、この計画を実施するに当たっては、これらの団体等の取組、意見に配慮する。また、人権教育を広く国民各層に浸透させるため、様々な機会をとらえて「人権教育のための国連10年」の趣旨等を広める必要がある。

## 2. あらゆる場を通じた人権教育の推進

### (1) 学校教育における人権教育の推進

学校教育においては、日本国憲法及び教育基本法並びに国際人権規約、児童の権利に関する条約等の精神にのっとり、人権教育を推進する。その際、依然として様々な人権問題が存在していることを踏まえ、初等中等教育においては、幼児児童生徒がすべての人の人権を尊重する意識を高める教育を一層充実する。また、大学教育においては、それまでの教育の成果を確実なものとし、人権意識

を更に高揚させるよう配慮する。

特に、以下の諸施策を積極的に推進する。

- ① 初等中等教育において、児童生徒の発達段階に即し、各教科、道徳、特別活動等の特質に応じながら、各学校の教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高め、一人一人を大切にした教育を推進する。なお、幼児期の教育においては、幼児の発達の特性を踏まえ、人権尊重の精神の芽生えを育むことに努める。
- ② 研究指定校等による実践的調査研究や各種資料の作成等により、人権教育に関する指導内容・方法を充実させる。また、このような趣旨を実現するため、地方公共団体や学校による、地域や学校の実態に即した取組を一層促進する。さらに、教員等を対象とする各種研修や情報の提供等により学校における人権教育を支援する。
- ③ 各大学における人権に関する教育・啓発活動について、一層の取組に配慮する。

### (2) 社会教育における人権教育の推進

社会教育においても、日本国憲法及び教育基本法の精神にのっとり、人権尊重の意識を高める教育が推進されてきており、今後とも、人権を現代的学習課題の一つとして示した生涯学習審議会答申（平成4年（1992年）7月）等を踏まえ、生涯学習の振興のための各種の施策を通じて、人権に関する学習を一層推進していく。

特に、以下の諸施策を積極的に推進する。

- ① 公民館を始めとする社会教育施設を拠点とした学級・講座の開設、ボランティア活動の推進を図るとともに、大学の公開講座の実施等により、人権に関する学習機会を充実させる。
- ② 人権に関する学習活動を総合的に推進するための事業を実施する。
- ③ 非識字問題の解消を図る識字教育を充実するとともに、障害者等の学習機会を充実させる。
- ④ 人権に関する学習活動のための指導者養成、資料の作成、学習情報提供・学習相談体制の整備・充実を図る。

### (3) 企業その他一般社会における人権教育等の推進

企業その他一般社会においても、人権思想の普及・高揚のための人権教育・啓発を推進しているところであるが、人権尊重の意識のさらなる高揚を図るため、特に以下の施策を推進する。

- ① 人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策について調査研究する。
- ② 一般社会における人権教育の手法等に関する調査研究、人権教育に関するプログラムの開発及び人権擁護に関するマニュアル、パンフレット、教材、資料等の作成を行い、これによる効果的な啓発活動を推進する。
- ③ 世界人権宣言を始めとする国連人権関係文書

の趣旨の普及・広報及びマスメディアの活用を図る。特に世界人権宣言採択50周年に当たる平成10年（1998年）には、記念式典を始めとする各種記念事業を実施する。

- ④ 人権擁護委員を始めとする人権教育の指導者の育成及びボランティアの積極的活用を図る。
- ⑤ 人権に関する情報の整備・充実を行い、一般市民が利用しやすい環境を整備する。
- ⑥ 人権相談体制の充実により人権思想を普及・高揚させる。
- ⑦ 財団法人人権教育啓発推進センターにおける、人権教育及び人権啓発を推進し、支援するための活動に対して、関係省庁はこれを積極的に支援する。
- ⑧ 企業等に対して就職の機会均等を確保するための公正な採用選考システムの確立が図られるよう指導・啓発を行う。

#### （４） 特定の職業に従事する者に対する人権教育の推進

人権教育の推進に当たっては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対して、人権教育に関する取組を強化する必要がある。そこで、以下のとおり特定の職業に従事する者に対する研修等における人権教育の充実努める。

- ① 検察職員  
人権を尊重した検察活動を徹底するため、検察官及び検察事務官に対する各種研修における人権教育を充実させる。
- ② 矯正施設・更生保護関係職員等
  - ア 刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所等の矯正施設における被収容者の人権の尊重を図る観点から、矯正施設の職員の各種研修における人権教育を充実させ、施設の監督職員に対する指導を行う。
  - イ 保護観察対象者並びに刑務所や少年院等矯正施設に在所中の者及び引受人等関係者の人権の尊重を図る観点から、保護司研修及び更生保護関係職員に対する各種研修における人権教育を充実・徹底する。
- ③ 入国管理関係職員  
出入国審査、在留資格審査等の対象たる外国人及び入国者収容所等の収容施設における被収容者の人権の尊重を図る観点から、入国審査官、入国警備官等に対する各種研修における人権教育を充実させる。
- ④ 教員・社会教育関係職員  
学校の教員や社会教育主事などの社会教育関係職員については、各種研修、資料の作成等を通じ、人権に関する理解・認識を一層向上させる。
- ⑤ 医療関係者  
医師・歯科医師・薬剤師・看護婦・理学療法士・作業療法士等医療関係者を育成する学校や

養成所における人権教育を拡充する。

- ⑥ 福祉関係職員
  - ア 民生委員・児童委員に対する人権に関する研修を充実させる。
  - イ ホームヘルパーや福祉施設職員に対する子ども、高齢者、障害者等の人権に関する研修を充実させる。
  - ウ 社会福祉施設職員及び介護福祉士等の養成・研修に対し、人権意識の普及・高揚が図られるようその教育研修の内容を充実させる。
  - エ 保母養成施設など児童福祉関係職員養成所における子どもの人権についての教育を充実させる。
- ⑦ 海上保安官  
法の励行に携わる海上保安官の人権を尊重する知識の涵養を図るため、海上保安大学校等の教育機関の学生に対する人権教育、海上保安官に対する階層別研修における人権教育を充実し、質の向上に努める。
- ⑧ 労働行政関係職員  
労働基準監督署職員及び公共職業安定所職員については、各種研修の場を通じ、人権に関する理解・認識を一層向上させる。
- ⑨ 消防職員  
消防大学校において、消防職員に対し、人権教育を実施する。
- ⑩ 警察職員  
人権を尊重した警察活動を徹底するため、「警察職員の信条」に基づく職業倫理教養の推進、適切な市民応接活動の強化を始めとする被疑者、被留置者、被害者その他関係者の人権への配慮に重点を置いた職場及び各級警察学校における教育訓練を充実させる。
- ⑪ 自衛官  
防衛大学校・各自衛隊の幹部候補生学校等における各教育課程での人権教育を推進する。
- ⑫ 公務員  
すべての公務員が人権問題を正しく認識し、それぞれの行政において適切な対応が行えるよう各研修における人権教育を充実させる。
- ⑬ マスメディア関係者  
人権問題に関してマスメディアが大きな影響力を有していることに鑑み、マスメディアに従事する関係者において人権教育のための自主的取組が行われることを促す。

### 3. 重要課題への対応

人権教育の推進に当たっては、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人等の重要課題に関して、それぞれの固有の問題点についてのアプローチとともに、法の下での平等、個人の尊重という普遍的な視点からのアプローチにも留意する。

## (1) 女性

女性の人権に関しては、昭和54年（1979年）12月、第34回国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択され、近年の国際会議においてもその重要性が大きく取り上げられている。

平成5年（1993年）6月にウィーンで開催された世界人権会議で採択された「ウィーン宣言及び行動計画」において、男女の平等な地位及び女性の人権、特に女性に対する暴力の根絶が打ち出され、同年12月には第48回国連総会において、「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択された。さらに、国連環境開発会議や国際人口・開発会議、社会開発サミットでも女性の人権の重要性が強調された。

平成7年（1995年）9月に北京で開催された第4回世界女性会議で採択された「北京宣言」において「女性の権利は人権である」と謳われ、「行動綱領」では、「女性と健康」、「女性に対する暴力」、「女性の人権」、「女性とメディア」、「女兒」等12の重大問題領域が設定され、具体的な行動が提案された。

国内的には、平成8年（1996年）7月、男女共同参画審議会から「男女共同参画ビジョンー21世紀の新たな価値の創造ー」が答申され、同年12月には、男女共同参画推進本部において、「男女共同参画2000年プランー男女共同参画社会の形成の促進に関する平成12年（西暦2000年）度までの国内行動計画ー」が策定された。

これらの動向及び「男女共同参画2000年プラン」を踏まえ、以下の取組を進める。

- ① 男女共同参画推進本部を中心に、男女共同参画社会の形成に向けて政府一体となった取組の一層の推進を図る。
- ② 政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するため、政府が率先垂範して取組を進めるとともに、企業、各種団体等に対し協力要請を行い、社会的気運の醸成を図る。
- ③ 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革を図るため、人権週間、婦人週間等多様な機会、多様な媒体を通じ、国民的広がりを持った啓発・広報活動を展開する。また、女性の権利に関連の深い国内法令や、女子差別撤廃条約、第4回世界女性会議「行動綱領」等の国際文書の内容の周知に努める。
- ④ 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保等のため、啓発等を行うとともに、働くことを中心に女性の社会参加を積極的に支援するための事業やその拠点施設の整備を実施する。
- ⑤ 農山漁村の女性が農林漁業・農山漁村の発展に対し、男性とともに積極的に参画できる社会を実現するため、農林漁業や農山漁村社会でのパートナーである男性を含めた家庭及び地域社会において農山漁村の女性の地位向上・方針決

定への参画促進のための啓発等を実施する。⑧

- ⑥ 性犯罪、売買春、家庭内暴力等女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、厳正な取締りはもとより、被害女性の人権を守る観点から、事情聴取等を被害者の希望に応じた性別の警察官が行えるようにするなど、必要な体制を整備するとともに、事情聴取、相談等に携わる職員の教育訓練を充実する。
- ⑦ 外国人女性の人権を守る観点から、入国管理等に携わる職員に対する人権教育の充実を図る。
- ⑧ 性の商品化や暴力表現が女性の人権を侵害している現状を改善し、女性の人権を尊重した表現を行うよう、また、方針決定の場に女性を積極的に登用するよう、メディアの自主的取組を促す。
- ⑨ 家庭、学校、地域など社会のあらゆる分野における男女平等を推進する教育・学習を充実させる。また、女性の学習・実践活動を通じた社会参加を促進する。
- ⑩ 我が国のイニシアティブにより国連婦人開発基金（UNIFEM）内に設置された「女性に対する暴力撤廃のための信託基金」に対して協力する。
- ⑪ 女性に対する人権侵害の発生を防止するため、人権尊重の意識の普及・高揚を図るための啓発活動を充実・強化するとともに、人権相談体制を充実させる。

## (2) 子ども

基本的人権の尊重を基本理念に掲げる日本国憲法及びこれに基づく教育基本法、児童福祉法等の法令並びに国際人権規約、児童の権利に関する条約等の国際条約の趣旨に沿って、政府のみならず、地方公共団体、民間団体、学校、家庭等、社会全体が一体となって相互に連携を図りながら幼児児童生徒の人権の尊重及び保護に向けた取組を推進する。

特に、以下の諸施策を積極的に推進する。

- ① 学校教育において、幼児児童生徒の人権に十分配慮し、一人一人を大切にしたい教育指導や学校運営が行われるよう、児童の権利に関する条約の趣旨・内容を周知する。また、社会教育においても、同条約の内容・理念が広く理解され、定着されるよう、公民館等における各種学級・講座等を開設し、学習機会を充実させる。
- ② いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、その解決のための真剣な取組を一層推進する。また、児童生徒一人一人を大切にしたい個性を生かす教育、教員に対する研修の充実、教育相談体制の整備、家庭・学校・地域社会の連携、学校外の様々な体験活動の促進など各種施策を推進する。
- ③ いじめ問題、虐待の防止など児童の健全育成上重大な問題についての総合的な取組を推進するとともに、児童の権利に関する啓発活動を推

進する。

- ④ 犯罪等の被害に遭った少年に対し、カウンセリング等による支援を行うとともに、少年の福祉を害する犯罪の取締りを推進し、被害少年の救出・保護を図る。
- ⑤ 児童買春、児童ポルノ、児童売買といった児童の商業的性的搾取の問題が国際社会の共通の課題となっており、我が国としても、児童の商業的性的搾取の防止等について、積極的に取り組む。
- ⑥ 子どもの人権を守るための「子どもの人権専門委員」制度を充実・強化するとともに、電話相談を含めた人権相談体制を充実させる。
- ⑦ 保育所保育指針における「人権を大切にすることを育てる」ため、この指針を参考として児童の心身の発達、家庭や地域の実情に応じた適切な保育を実施する。

### (3) 高齢者

高齢者が安心して自立した生活を送れるよう支援するとともに、高齢者がそれぞれの経験と能力を生かし、高齢社会を支える重要な一員として各種の社会的な活動に積極的に参加できるための条件の整備を図る。

- ① 学校教育においては、高齢化社会の進展を踏まえ、主に社会科や道徳、特別活動において福祉教育を推進する。
- ② 高齢者の学習機会の体系的整備並びに高齢者の持つ優れた知識・経験等を生かして社会参加してもらうための条件整備を促進する。
- ③ 高齢者和其他の世代との相互理解や連帯感を深めるため、世代間交流の機会を充実させる。
- ④ 「敬老の日」の行事を通じ、広く国民が高齢者の福祉について関心と理解を深める。
- ⑤ 高齢化が急速に進行している農山漁村において、高齢者が精神的、身体的、経済的、社会的な面において生涯現役を目指し、安心して住み続けられるよう支援する。
- ⑥ 高齢者が長年にわたり培ってきた知識、経験等を活用し、65歳まで現役として働くことができる社会を実現するため、60歳定年の完全定着、継続雇用の推進、多様な形態による雇用・就業機会の確保のための啓発活動に取り組む。
- ⑦ 虐待その他高齢者に対する人権侵害の発生を防止するため、人権尊重の意識の高揚を図るための啓発を行い、人権相談体制を充実させる。

### (4) 障害者

障害者のライフステージの全ての段階において全人間的復権を目指すリハビリテーションの理念と、障害者が障害のない人と同等に生活し活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念の下に、特に次のような施策の推進を図る。

- ① 障害者の自立と社会参加をより一層推進し、

障害者の「完全参加と平等」の目標に向けて「ノーマライゼーション」の理念を実現するための啓発・広報活動を推進する（障害者の日及び週間を中心とする啓発・広報活動等）。

- ② 障害のある子どもに対する理解と認識を促進するため、小・中学校等や地域における交流教育の実施及び講習会の開催、小・中学校の教員等のための指導資料の作成・配布、並びに学校教育関係者及び保護者等に対する啓発事業を推進する。
- ③ 精神障害者に対する差別、偏見の是正のため、地域精神保健福祉対策促進事業等に基づきノーマライゼーションの理念の普及・啓発活動を推進し、精神障害者の人権擁護のため、精神保健指定医、精神保健福祉相談員等に対する研修を実施する。
- ④ 障害者の社会参加と職業的自立を促進するため、障害者雇用促進月間を推進し、全国障害者雇用促進大会及び身体障害者技能競技大会を開催するとともに、情報誌の発行等事業主を始めとする国民全般に対する啓発活動を推進する。
- ⑤ 障害者に対する差別や偏見を解消するため、人権尊重の意識の普及・高揚を図るための啓発活動を充実・強化するとともに、人権相談体制を充実させる。

### (5) 同和問題

同和問題に関する差別意識の解消を図るに当たっては、地域改善対策協議会意見具申（平成8年（1996年）5月17日）を尊重し、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果等を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築し、その中で同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、今後とも、この問題に固有の経緯等を十分に認識しつつ、国際的な潮流とその取組を踏まえて以下の施策を積極的に推進する。

- ① 同和問題に関する差別意識の解消に向けた教育及び啓発に関する事業については、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について（平成8年（1996年）7月26日閣議決定）」に基づき、次の人権教育・人権啓発の事業に再構成して推進する。特に教育に関する事業については、学校、家庭及び地域社会が一体となって進学意欲と学力の向上を促進する内容をも含むものとして推進する。

ア 人権問題啓発推進事業

イ 小規模事業者等啓発事業

ウ 雇用主に対する指導・啓発事業

エ 教育総合推進地域事業

オ 人権教育研究指定校事業

カ 人権教育総合推進事業

キ 人権思想の普及高揚事業

- ② 隣保館において、地域改善対策協議会意見具

申（平成8年（1996年）5月17日）に基づき、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、総合的な活動を推進する。

- ③ 今後の教育及び啓発の中で同和関係者の自立向上という目標を重視するとともに、えせ同和行為の排除を徹底する。また、同和問題についての自由な意見交換のできる環境づくりを推進する。さらに、教育の中立性を確保する。

## （６）アイヌの人々

アイヌの人々に対する取組に当たっては、国民一般が、アイヌの人々の民族としての歴史、文化、伝統及び現状についての理解と認識を深め、その人権を尊重していくことが重要であり、その観点から特に以下の施策に取り組む。

- ① 平成8年（1996年）4月の「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」報告書の趣旨を尊重して、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」に基づき、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化（以下「アイヌの伝統等」という。）が置かれている状況等に鑑み、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策を推進する。
- ② 学校教育におけるアイヌの人々の人権についての教育は、社会科等において取り上げられており、今後とも引き続き、基本的人権尊重の観点に立った教育推進のための教員の研修を充実させる。
- ③ 各高等教育機関等におけるアイヌ語やアイヌ文化に関する教育研究について、取組に配慮する。
- ④ 生活館において、アイヌの人々の生活の改善向上・啓発等の活動を推進する。
- ⑤ アイヌの人々に対する人権侵害の発生を防止するため、人権尊重の意識の普及・高揚を図るための啓発活動を充実・強化するとともに、人権相談体制を充実させる。

## （７）外国人

今日、我が国社会は、諸外国との人的・物的交流の増大に伴い、外国人をめぐって様々な人権問題が生じている。

そこで、外国人に対する偏見・差別を除去するため、特に以下の施策を推進する。

- ① 外国人に対する人権問題の解決を図るため、外国人のための人権相談体制を充実させる。
- ② 外国人に対する差別意識解消のための啓発活動を推進する。
- ③ 定住外国人に対する嫌がらせや差別事象の発生を根絶するための啓発活動を推進する。

## （８）H I V感染者等

### ① H I V感染者

ア 世界エイズデーの開催や、エイズに関するパンフレットの配布、各種の広報活動等を通じて、エイズ患者やH I V感染者に対する偏見・差別を除去し、エイズ及びその感染者への理解を深めるための教育・啓発活動を推進する。

イ 学校教育においては、発達段階に応じて正しい知識を身に付けさせることにより、エイズ患者やH I V感染者に対する偏見や差別をなくするため、エイズ教育を推進し、教材作成及び教職員の研修を充実させる。

ウ エイズ患者やH I V感染者に対する誤解・偏見や差別意識を持つことのないよう、エイズに関する理解の促進のための学習機会を充実させる。

エ 職場におけるエイズ患者やH I V感染者に対する誤解等から生じる差別の除去等のためのエイズに関する正しい知識を普及する。

### ② ハンセン病

ハンセン病については、平成8年（1996年）に「らい予防法」が廃止されたところであるが、ハンセン病に対する差別や偏見の解消に向けて、ハンセン病資料館の運営、啓発資料の作成・配布等を通じて、ハンセン病に関する正しい知識の普及を推進する。

## （９）刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対する偏見・差別を除去し、これらの者の社会復帰に資するための啓発活動を実施する。

## （10）その他

以上のほか、人権に関するその他の課題についても引き続き、偏見・差別を除去し、人権が尊重されるための施策を推進する。

## ４．国際協力の推進

我が国は人権教育の分野での国際協力においても積極的な役割を果たしていくべきであり、その推進に当たっては、必要に応じ国連人権高等弁務官、国連人権センター等とも連携していくこととする。

① 国連総会、国連人権委員会における「人権教育のための国連10年」に関する取組に貢献する。

② 国連に設けられた「人権分野における諮問サービス及び技術的援助のための自発的基金」等の人権関係基金に協力し、これらの基金を用いて国連人権センター等が開発途上国に対して実施する人権教育関連のプロジェクトに寄与する。

③ 我が国からの開発途上国に対する人権教育関連の協力を引き続き推進する。

④ 我が国において国際的な人権シンポジウムを

開催する。特に人権教育をテーマとすること、世界人権宣言採択50周年に当たる平成10年（1998年）には同宣言をテーマとすることを検討する。

- ⑤ 本国内行動計画については、国連人権高等弁務官に報告する。

## 5. 計画の推進

(1) この計画を実施するため、政府においては、人権教育のための国連10年推進本部を軸として、行政機関相互の密接な連携を図りつつ、総合的な施策を推進するとともに、各省庁の施策の実施に当たっては、本行動計画の趣旨を十分踏まえることとする。また、「人権教育のための国連10年」の趣旨等について様々な機会をとらえ周知を図る。さらに、本行動計画の施策の積極的な推進等を通じ、人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するための体制の在り方について検討する。政府全体の取組における連絡調整体制の在り方についても併せて検討する。

(2) 本行動計画の実施に当たっては、人権擁護施策推進法に基づき法務省に設置された、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項等を調査・審議する人権擁護推進審議会における検討結果を反映させる。

(3) 様々な差別意識の解消を図り、すべての人の人権尊重の意識を高めていくためには、地方公共団体その他の公的機関、民間団体等の果たす役割が大きい。このことに鑑み、これらの団体等が、それぞれの分野において、本行動計画の趣旨に沿った自主的な取組を展開することを期待するとともに、本行動計画の実施に当たっては、これらの団体等の取組や意見に配慮する。

(4) この計画の推進状況について、定期的にフォローアップを行い、その結果を施策の推進に反映するとともに、この計画自体を必要に応じ見直す。

(3)「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」(平成11年7月29日人権擁護推進審議会答申)

はじめに

1 本審議会の人権に関する基本的認識

「激動の世紀」と言われた20世紀も後一年数か月で幕を閉じ、新しく21世紀を迎えようとしている。

人類の歴史の中で、20世紀ほど科学技術が急速に発達し、人類の未来の夢をはぐくんだ世紀はなかった。しかし、20世紀は、人々の生活に快適さと豊かさをもたらした面がある一方で、人類に多くの災いをもたらした世紀でもあった。二度の世界大戦のみならず、冷戦後も度重なる各地の局地紛争は、かつてないほどの規模で人々の生活を破壊し、その生命を奪い、さらに核戦争の恐怖を生み出している。経済開発の優先は、地球規模で深刻な環境破壊・環境汚染をもたらし、人類だけでなく、地球上に生きとし生けるものすべての生存さえも脅かしかねない。

迎える21世紀は、「人権の世紀」と言われている。それには、20世紀の経験を踏まえ、全人類の幸福が実現する時代にしたいという全世界の人々の願望が込められている。20世紀においても1948年(昭和23年)の世界人権宣言以来、国際連合を中心に全人類の人権の実現を目指して、様々な努力が続けられてきたが、それが一斉に開花する世紀にしたいという熱望である。

人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利—それが人権である。この人権の尊重こそが、すべての国々の政府とすべての人々の行動基準となるよう期待されている。つまり、政府のみならず人々の相互の間において人権の意義が正しく認識され、その根底にある「人間の尊厳」が守られることが期待されているのである。

人権は、「人間の尊厳」に基づく人間固有の権利である。しかし、地球の狭さと限られた資源の中で、人々を取り巻くあらゆる環境と共生していくことがなければ、人権の尊重もまたあり得ない時代に差し掛かっている。人権の尊重ということは、今日、そのような広がりの中でとらえられなければならない。

世界の大きな動向から、ひるがえって我が国の人権状況を見ると、人権尊重を基本原理とする日本国憲法の下に、様々な経緯を踏まえながらも、人権尊重主義は次第に定着しつつあると言える。しかし、公的制度や諸施策そのものの在り方にかかわって、様々な課題がある。さらに、国民相互の間にも課題が残されている。とりわけ同和問題など不当な差別は、憲法施行後50年以上を経過した今日の時点でも解消されていない。我が国が、世界の人権擁護推進に寄与し、国際社会で名誉ある地位を得るために

も、これらの課題を早急に解決していく必要がある。一人一人の人間が尊厳を持つかけがえない存在であるという考え方が尊重され、守られる社会を作っていくことが求められている。

「人権の世紀」への始動は、既に至るところに、様々な形で見られるが、国際連合の提唱による「人権教育のための国連10年」もその一つである。そのような中で、人権擁護推進審議会(以下、「本審議会」と言う。)は、人権擁護施策推進法に基づき、まず、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育・啓発に関する施策」の検討を行ってきた。

人権は、「人間の尊厳」に基づく権利であって、尊重されるべきものである。しかし、現実には、人々の生存、自由、幸福追求の権利、すなわち人権が、公権力と国民との間のみならず国民相互の間でも侵害される場合があり、その一つの典型が不当な差別であることは、広く認識されるに至っている。このような人権侵害とされるものの中には、人権と人権が衝突し、その衝突状況を慎重に見極めて人権侵害の有無を決すべきものもあるが、多く見られるのは、不当な差別のような一方的な人権侵害である。こうした人権侵害は、いずれにしても、決して許されるものではない。本審議会は、国民相互間の人権問題について、このような認識に立って、人権教育・啓発の施策の基本的在り方について検討してきた。

人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めることは、まさに、国民一人一人の人間の尊厳に関する意識の問題に帰着する。これは、社会を構成する人々の相互の間で自発的に達成されることが本来望ましいものであり、国民一人一人が自分自身の課題として人権尊重の理念についての理解を深めるよう努めることが肝要である。しかし、同和問題など様々な人権課題がある我が国の現状にかんがみれば、人権教育・啓発に関する施策の推進について責務を負う国は、自らその積極的推進を図り、地方公共団体その他の関係機関など人権教育・啓発の実施主体としてそれぞれ重要な役割を担っていくべき主体とも連携しつつ、国民の努力を促すことが重要である。さらに、これらの実施主体の活動のほかに、国民のボランティア活動にも期待するところが大きい。他方、人権教育・啓発は国民一人一人の心の在り方に密接にかかわるものであることから、それが押し付けになるようなことがあってはならないことは言うまでもない。

本審議会は、人権教育・啓発に以上のような困難な問題があることを十分踏まえた上で、人権教育・啓発を総合的に推進するための諸施策を提言するのである。

2 本審議会の設置の経緯と審議の経過

(1) 我が国の人権に関する現状を見ると、同和問題など社会的身分や門地による不当な差別、人種・信条又は性別による不当な差別その他の人権侵

害が今なお存在し、また、我が国社会の国際化、高齢化、少子化、情報化等の社会の変化に伴い、人権に関する新たな課題も生じてきている。

このような中、同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的在り方について検討した地域改善対策協議会は、平成8年5月の意見具申において、依然として存在する差別意識の解消に向けた教育・啓発の推進及び人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化を求め、差別意識の解消を図るための教育・啓発については、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべきであると提言した。これを受けて、平成8年7月の閣議決定において、同和問題に関する差別意識の解消に向けた教育・啓発に関する地域改善対策特定事業は、一般対策としての人権教育・啓発に再構成して推進することとされた。

このような情勢の下に、平成8年12月、人権擁護施策推進法が制定され、同法に基づいて、本審議会が法務省に設置され、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項及び人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項について調査審議することとされた。

(2) 本審議会は、平成9年5月の第1回会議において、法務大臣、文部大臣、総務庁長官から「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」(諮問第1号)、法務大臣から「人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項について」(諮問第2号)それぞれ諮問を受けた。

本審議会は、第1回会議以降、「人権尊重の理念に関する教育及び啓発の基本的事項については二年を目途に」基本的考え方を取りまとめる旨の衆議院及び参議院の各法務委員会の附帯決議等を踏まえ、諮問第1号を中心に審議を行い、これまで、29回の会議を開催した。その間、各委員等からの様々なプレゼンテーションや各種の人権課題に関する民間団体等からの意見聴取を行うなど、幅広く調査審議を行い、さらに、本年6月18日に答申案を公表し、各方面から寄せられた意見などを踏まえて最終的な審議を行った。

本審議会は、このような調査審議を経て、ここに諮問第1号に関する答申を取りまとめた。

## 第1 人権及び人権教育・啓発に関する現状について

### 1 人権に関する現状

我が国においては、基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法の下で、国政の全般にわたり、人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきた。平成10年12月には、衆議院及び参議院において、世界人権宣言採択50周年を契機として、すべての人々の人権が尊重される社会の実現に一層努めることを決意する旨の決議も行われている。

しかしながら、我が国の人権に関する現状については、国内外から、国の諸制度や諸施策そのものの在り方に対する人権の視点からの批判的意見(注1)も含めて、公権力と国民(注2)との関係や国民相互の関係において様々な人権問題が存在すると指摘されている。

本審議会は、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について諮問を受けている。したがって、人権に関する現状を考察する上で検討の対象となるものは、様々な人権問題のうち、人権に関する教育・啓発を推進し、人権尊重の理念に関する国民相互の理解が深まることによって、解消に向かうと考えられるものである。

そこで、主な人権課題(注3)の現状を見ると、以下のとおりである。

- ① 女性に関する課題として、人々の意識の中に形成された固定的役割分担意識等からくる、就職の際や職場における昇進の際の男女差別の問題のほか、セクシュアルハラスメント、家庭内における暴力などの問題がある。
- ② 子どもに関する課題として、子どもたちの間のいじめは依然として憂慮すべき状況にあるほか、教師による児童生徒への体罰も後を絶たない。また、親による子どもへの虐待なども深刻化しつつある。
- ③ 高齢者に関する課題として、我が国における平均寿命の大幅な伸びや少子化などを背景として社会の高齢化が急速に進む中、就職に際しての差別の問題のほか、介護を要する高齢者に対する家庭や施設における身体的・心理的虐待や高齢者の財産を本人に無断でその家族等が処分するなどの問題がある。
- ④ 障害者に関する課題として、就職に際しての差別の問題のほか、障害者への入居・入店拒否などの問題が依然として存在しており、さらに、施設内における知的障害者等に対する身体的虐待事件の多発などが近時目を引く。
- ⑤ 同和問題に関する課題として、同和問題に関する国民の差別意識は、特に昭和40年の同和対策審議会答申(注4)以降の同和教育及び啓発活動の推進等により着実に解消に向けて進んでいるが、結婚問題を中心に、地域により程度の差はあるものの依然として根深く存在している。就職に際しての差別の問題や同和関係者に対する差別発言、差別落書などの問題もある。

- ⑥ アイヌの人々に関する課題として、結婚や就職に際しての差別の問題のほか、差別発言などの問題がある。
- ⑦ 外国人に関する課題として、諸外国との人的・物的交流が飛躍的に拡大し、我が国に在留する外国人が増えつつある中、就労に際しての差別の問題のほか、外国人への入居・入店拒否など様々な問題がある。また、在日朝鮮人児童生徒への暴力や嫌がらせなどの事件や差別発言などの問題もある。
- ⑧ HIV感染者やハンセン病の患者及び元患者に関する課題として、日常生活や職場・医療現場における差別の問題のほか、マスメディアの報道によるプライバシーの侵害などの問題がある。
- ⑨ 刑を終えて出所した人に関する課題として、就職に際しての差別の問題のほか、悪意のある噂の流布などの問題がある。

以上のほか、犯罪の被害者やその家族について、時には少年事件などの加害者本人についても、マスメディアの興味本位の、又は行き過ぎた取材や報道によるプライバシーの侵害の問題があるなど、様々な人権課題がある。近時、インターネット上の電子掲示板やホームページへの差別的情報の掲示も問題となっている。

このように我が国には今なお様々な人権課題が存在するが、その要因としては、人々の中に見られる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的な意識、物の豊かさを追い求め心の豊かさを軽視する社会的風潮、社会における人間関係の希薄化の傾向等が挙げられる。国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化なども人権問題を複雑化させる要因となっている。また、国民一人一人において、個々の人権課題に関して正しく理解し、物事を合理的に判断する心構えが十分に備わっているとは言えないことが、それぞれの課題で問題となっている差別や偏見につながっているという側面もある。

このような様々な人権課題が存在する要因の基には、国民一人一人に人権尊重の理念についての正しい理解がまだまだ十分に定着したとは言えない状況があることが指摘できる。

現に、総理府が平成9年7月に実施した「人権擁護に関する世論調査」において、基本的人権が侵すことのできない永久の権利として憲法で保障されていることそれ自体を知らないと答えた者の割合が、回答者全体の20.1パーセントを占めており、その結果から見ても、基本的人権についての周知度がまだまだ十分とは言えない状況にある。同世論調査では、権利のみを主張して他人の迷惑を考えない人が増えてきたと思うと答えた者の割合が、回答者全体の82.9パーセントにも上っており、この結果からも、自分の権利を主張する上で他人の権利にも十分に配慮する必要があるという認識がまだまだ国民の間に十分に浸透していないことがうかがわれる。

他方、上記の周知度との関連で、自分の有する権利についての理解が十分でないことから、本来、正当に主張すべき場面での権利主張が十分なされていないことがあると指摘されている。

このように人権尊重の理念についての正しい理解がいまだ十分に定着していないのは、国民に、人権の意義やその重要性についての正しい知識が十分に身に付いておらず、また、日常生活の中で人権上問題のあるような出来事に接した際に、直感的にその出来事はおかしいと思う感性や、日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚も十分に身に付いていないからであると考えられる。

## 2 人権教育・啓発の現状

本審議会の審議対象は、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項とされている。ここに言う人権教育、人権啓発は、いずれも、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるためのものであって、かつ、それにより、国民の人権感覚が培われ、前記のような感性がはぐくまれるなどして、人権問題を生じさせている諸要因を解消し、人権問題が解決されることを期待するものである。また、一般的に「教育」、「啓発」といっても、使われる場面によって重なり合う部分があり、この両者は明確に区分されるものではない（注5）。

そこで、本審議会においては、今後の人権教育・啓発の基本的在り方及びこれを踏まえた人権教育・啓発の推進のための効果的な方策を各実施主体に提案するという実践的な観点から、本答申で用いる人権教育及び人権啓発を以下のように整理することとする。

人権教育とは、基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう、学校教育及び社会教育において行われる教育活動とする。人権啓発とは、広く国民の間に、人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的に行われる研修・情報提供・広報活動等で人権教育を除いたものとする。

### （１） 人権教育

人権教育については、日本国憲法及び教育基本法にのっとり、基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう、地域の実情にも留意しながら、学校教育及び社会教育を通じ様々な取組が行われている。

しかしながら、ともすると知識を一方向的に教えるにとどまっている、人権尊重の理念について必ずしも十分認識していない指導者が見られる、などの問題が指摘されている。また、人権教育を実施するに当たっては、外部の不当な介入を受けることなく、教育の中立性を確保することが引き続き重要な課題となっている。

人権教育の現状は、以下のとおりである。

## ア 学校教育

学校教育では、人権に関する様々な課題について、児童生徒が授業で学習したり、クラスで話し合ったりするなど、発達段階に応じた取組が行われている。

幼稚園においては、例えば、友達と一緒にものづくりをするなどの様々な遊びや生活を通して、幼児が他の幼児とのかかわりの中で他人の存在に気付き、相手を尊重する気持ちで行動できるようにするなど、人権尊重の精神の芽生えをはぐくむような取組が行われている。

小学校、中学校及び高等学校においては、児童生徒の発達段階に即し、各教科、道徳、特別活動等のそれぞれの特質に応じて学校の教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高める教育が行われている。例えば、社会科においては、日本国憲法を学習する中で人間の尊厳や基本的人権の保障などについて理解を深めることとされ、また、道徳においては、だれに対しても差別することや偏見を持つことなく、人間尊重の精神をはぐくむよう指導することとされている。

また、人権教育を推進するための施策として、人権教育に関する指導方法等の改善及び充実に資するため研究指定校等による実践的な取組が行われている。

さらに、いじめ、障害者などの人権に係る諸課題について、種々の施策が実施されている。例えば、いじめの問題については、いじめは人権にかかわる重大な問題であり、「弱い者をいじめめることは人間として絶対に許されることではない」という認識に立って各種の取組が行われている。また、障害者に対する正しい理解認識を深めるために、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒や地域社会の人々とが共に活動を行う交流教育などの実践的な取組が行われている。

大学等における人権教育については、例えば、法学一般、憲法などの法学の授業に関連して実施されている。また、教養教育に関する科目等として、人権教育に関する科目が開設されている大学もある。

このように学校教育において人権教育が推進されているが、児童生徒の実態からすると、知的理解にとどまり、人権感覚が十分身に付いていないなど指導方法の問題、教員に人権尊重の理念について十分な認識が必ずしもいきわたっていないなどの問題等が指摘されている。

## イ 社会教育

社会教育においては、生涯の各時期に応じ、各人の自発的学習意思に基づき、人権に関する学習ができるよう、生涯学習の視点に立って、公民館等の社会教育施設を中心に学級・講座の開設や交流活動など、人権に関する多様な学習機会が提供されている。また、社会教育指導者のための人権教育に関する手引の作成などが行われている。さらに、社会教育主事等の社会教育指導者を対象に様々な形で研修が行われ、指導者の資質の向上が図られている。

このように、生涯学習の振興のための各種の施策を通じて人権教育が推進されているが、知識伝達型の講義形式の学習に偏りがちであることや指導者が固定しがちであることなどから、ともすると学習参加者の意欲が減退しているなどの問題が指摘されている。

## ウ 家庭教育

家庭教育は、幼児期から子どもに豊かな情操や思いやり、善悪の判断などの基本的倫理観などをはぐくむ上で、極めて重要な役割を担っている。本来、家庭教育は、各家庭において責任を持って行われるべきものであるが、今日、家庭の教育力の低下が指摘されている。このため、家庭教育に関する親の学習機会の提供や子育てに関する相談体制の整備、家庭教育手帳等の作成・配布など家庭教育を支援する取組が行われている。一方、親の差別的な意識が、言動を通じて、子どもに再生産されてしまう場合が少なくない指摘されている。このため、親自身が偏見を持たず、差別をしないことなどを日常生活を通じて身をもって子どもに示していくことが求められている。

## (2) 人権啓発

人権啓発活動は、広く国民の間に人権尊重思想の普及高揚を図り、これにより、国民一人一人が人権を尊重することの重要性を認識するとともに、その認識が日常生活の中で態度面、行動面等において根付くことを目指して、様々な実施主体により行われている。

しかしながら、一方で、啓発活動のマンネリ化傾向、啓発実施主体間相互の連携不足、活動の周知度の低さなど種々の問題が指摘されている。

様々な実施主体により行われている啓発活動の現状は、以下のとおりである。

### ア 国の人権擁護機関の啓発活動

国においては、その所掌事務との関連で、府省庁等において人権にかかわる啓発活動（注6）が行われている。人権擁護事務として人権啓発

を担当する機関としては、法務省人権擁護局及びその下部機関である法務局・地方法務局と人権擁護委員が設けられ、これら法務省に置かれた人権擁護機関（注7）が一体となって人権啓発活動を行っている。

その活動は、一般的には、毎年、年度を通じて特に重点的に啓発活動を行うテーマを定めた上で、シンポジウム・講演会・座談会・討論会・映画会などの開催、各種イベントへの参加、テレビ・ラジオ・有線放送等のマスメディアの利用など、様々な方法で展開されている。毎年12月4日から12月10日までの1週間は「人権週間」と定められ、その期間中は、各種イベント等の啓発活動が全国規模で集中的に展開されており、また、総務庁、文部省、地方公共団体等との共催により、人権啓発フェスティバルが毎年3か所で開催されている。そのほか、国家公務員や都道府県及び市町村の人権啓発行政に携わる職員を対象にした研修会などが開催されている。

子どもを対象とした啓発活動としては、主に小学生を対象とした人権の花運動、中学生を対象とした人権作文コンテストのほか、人権擁護委員による学校等における座談会、ビデオ上映会などが実施されている。

平成10年度からは、人権啓発活動を実施する主体の連携協力を強化するため、法務局・地方法務局、都道府県及び都道府県人権擁護委員連合会の三者で人権啓発活動ネットワーク（注8）の整備を図る事業が実施されている。

同和問題の早期解決を妨げる要因となっているえせ同和行為（注9）の排除を目指して、関係省庁やその出先機関、地方公共団体との協力の下、情報交換のための会議や講演会等が開催されている。

以上のほか、法務省が外部に委託している人権啓発事業があり、（財）人権教育啓発推進センターや都道府県・政令指定都市が委託を受けて啓発活動を実施している（注10）。

このように、様々な態様で人権啓発活動が実施されているが、その内容・手法が必ずしも国民の興味・関心・共感を呼び起こすものになっていないという指摘がある。特に、啓発活動の実施に当たってのマスメディアの効果的な活用が十分とは言えない現状にある。啓発実施主体間の連携については、人権啓発活動ネットワークの整備等を通して、ある程度進んでいるものの、市町村や公益法人等の民間団体等との連携や中央の府省庁レベルの連絡協議体制は十分なものとは言えない。さらに、法務省の人権擁護機関の存在及び活動内容が国民に十分知られていないという指摘や、法務局・地方法務局の人権擁護事務担当者には、人権啓発技法等についての専門性が十分でないとの指摘があり、今後、

啓発活動を積極的に推進していく上では、現在の法務省の人権擁護部門の実施体制自体も十分であるという問題もある。

人権擁護委員の行う人権啓発活動については、その企画立案を含めて、取組がまだまだ十分とは言えない現状にある。

## イ 地方公共団体の啓発活動

地方公共団体においては、都道府県、市町村のそれぞれの地域の実情に応じ、啓発行事の開催、啓発資料等の作成・配布、啓発手法等に関する調査・研究、研修会の開催など様々な啓発活動が行われており、その内容は、まさに地域の実情等に応じて多種多様である。

都道府県においては、市町村を包括する広域的な立場や市町村行政を補完する立場から、それぞれの地域の実情に応じ、市町村を先導する事業、市町村では実施が困難な事業、市町村の取組を支援する事業などが展開されている。

市町村においては、住民に最も身近にあって住民の日常生活に必要な様々な行政を担当する立場から、地域に密着したきめ細かい多様な人権啓発活動が様々な機会を通して展開されている。

地方公共団体においても、人権啓発の手法の更なる創意工夫、啓発実施主体間相互の連携強化、活動の周知度を高める工夫などの必要性が指摘されている。行政主導による啓発活動が中心であるため、知識の習得に偏りがちとなり、住民一人一人が自分自身の課題として人権尊重の理念についての理解を深めるようなものになっていないとの指摘もある。さらに、人権啓発に関して、一部には、主体性を欠いた行政運営が行われている傾向が見られることが指摘されており、その適正化が求められている。

## ウ 企業及び民間団体の啓発活動

企業においては、その取組に濃淡はあるものの、個々の企業の実情や方針等に応じて、自主的な人権啓発活動が行われている。具体的な取組としては、従業員に対して行う人権に関する各種研修のほか、より積極的なものとしては、人権啓発を推進するための組織の設置や人権に関する指針の制定、あるいは従業員に対する人権標語の募集などが行われている例もある。

民間団体においても、人権全般あるいは個々の人権課題を対象として、広報、調査・研究、研修等、人権啓発上有意義な様々な取組が行われているほか、国、地方公共団体が主催する講演会、各種イベントへの参加などの人権啓発活動が展開されている。

### (3) (財) 人権教育啓発推進センター

(財) 人権教育啓発推進センター(注11)は、国からの委託事業を含めて様々な人権教育・啓発活動を実施している公益法人であり、人権教育・啓発の実施主体としての民間団体の中にあつて、国、地方公共団体、民間非営利法人等の各実施主体の連携協力を側面から支援し、企業、研究機関等の民間レベルや国際機関の英知を活用するなどして、中立性・公正性を確保しつつ、積極的に人権教育・啓発活動を推進していくことが期待されている。

(財) 人権教育啓発推進センターにおいては、現在、啓発映画の作成、国内外の人権教育・啓発に関しての調査・研究や情報収集、人権フォーラムの開催、人権啓発フェスティバルの国、地方公共団体との共催、人権関係情報データベースによる各種情報提供、人権教育・啓発担当者用のテキストの作成、企業内研修用の啓発資料の作成、国家公務員や都道府県及び市町村の人権啓発行政に携わる職員を対象とした研修の支援・協力等の事業が行われている。

しかしながら、上記のような役割を果たすためには、施設や専従職員の確保などの実施体制において不十分な点が見られるとともに、人権情報収集システム、調査研究機能、人権啓発指導者養成機能などの整備もいまだ不十分である。

### (4) 人権教育のための国連10年

1993年(平成5年)の世界人権会議において、人権教育(本答申における人権教育・啓発の両者を含む。)の重要性が強調され、1994年(平成6年)の第49回国際連合総会において、「人権教育のための国連10年」(1995年(平成7年)～2004年(平成16年))を宣言する決議とその行動計画が採択された。

これを受けて、我が国においては、「人権教育のための国連10年」に係る施策について、関係行政機関相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため、内閣に人権教育のための国連10年推進本部が設置され、同本部において、平成9年7月4日、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画が策定・公表された。その後、関係行政機関において、この国内行動計画に掲げられた諸施策の実施等を通じ、人権教育の推進が図られている。

この国内行動計画は、その実施に当たって本審議会における検討結果を反映させることとされている。

## 第2 人権教育・啓発の基本的在り方について

### 1 人権尊重の理念

人権とは、すべての人間が、人間の尊厳に基づいて持っている固有の権利である。人権は、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために、欠かすことのできない権利であるが、それは人間固有の尊厳に由来する。

日本国憲法において、人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であり、侵すことのできない永久の権利として現在及び将来の国民に与えられたものであるとされている(97条、11条)。また、昨年、第3回国際連合総会で採択されてから50周年を迎えた世界人権宣言においては、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるとされている(前文)。人権は何よりも大切なものであり、人権の尊重が政府及び人々の行動基準とされなければならないことは、1993年(平成5年)のウィーンにおける世界人権会議(注12)などにおいても確認されている。

このように普遍的な意義を持つ人権の内容は、日本国憲法においても、個人の尊重、生命、自由、幸福追求の権利の尊重(13条)と法の下での平等及び差別の禁止(14条)という二つの包括的な規定と、様々な人権の個別・具体的な保障規定の中に明文で示されている。

これらの人権が不可侵であるということは、歴史的には、主として、公権力によって侵されないという意味で理解されてきたが、人間はどのような関係においても人間として尊重されるべきものであるということにかんがみれば、人権は、国や地方公共団体といった公権力の主体との関係においてだけでなく、国民相互の関係においても尊重されるべきものであることは言うまでもない。

我が国においては、一方で、本来、正当に主張すべき場面での権利主張が必ずしも十分に行われていないという問題があり、他方で、自分の権利を主張する上で、他人の権利にも十分配慮することができない者も少なくないという問題があるが、これは、詰まるところ、人権についての正しい理解がいまだ不十分であるからにほかならない。今日、人権の尊重が世界共通の行動基準とされるすう勢にあることからしても、今後の我が国社会においては、一人一人が自分の人権のみならず他人の人権についても正しい理解を持つとともに、権利の行使に伴う責任を自覚し、人権を相互に尊重し合い、その共存を図っていくことが重要である。日本国憲法12条も、この趣旨をうたっている。

すべての人は、人間として皆同じように大切な人権を有しているのであり、すべての個人が自律した存在としてそれぞれの幸福を最大限に追求することができる平和で豊かな社会は、国民相互の人権が共に尊重されてこそ初めて実現されるものである。

このような認識に立ち、本審議会は、人権尊重の

理念を、自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち、人権の共存の考え方ととらえるものである。

## 2 人権教育・啓発の基本的在り方

人権が共存する人権尊重社会を実現するためには、国民一人一人が人権尊重の理念について正しく理解することが重要である。このため、人権尊重の理念について国民相互の理解を深めることを目的として行われる人権教育・啓発の果たす役割は極めて大きい。

人権教育・啓発に当たっては、国民一人一人に、人権の意義やその重要性が知識として確実に身に付き、人権問題を直感的にとらえる感性や日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚が十分身に付くよう、対象者の発達段階に応じながら、その対象者の家庭、学校、地域社会などにおける日常生活の経験などを具体的に取り上げるなど、創意工夫を凝らしていく必要がある。その際、人格が形成される早い時期から、人権尊重の精神の芽生えが感性としてはぐくまれるよう配慮する必要がある。また、人権教育・啓発は、国民一人一人の心の在り方に密接にかかわる問題であることから、その性質上、押し付けにならないように留意する必要がある。

人権教育・啓発は、国民一人一人の生涯の中で、様々な機会を通して実施されることにより効果を上げるものと言える。そのため、人権教育・啓発の実施主体は相互に十分な連携をとり、その総合的な推進に努めることが必要である。

人権教育・啓発の手法については、法の下での平等、個人の尊重といった人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチとがあり、この両者があいまって人権尊重の理念についての理解が深まっていくものと考えられる（注1 3①）。この両者に十分配慮しながら、人権教育・啓発を進めていく必要があるが、個別的な視点からのアプローチに当たっては、地域の実情等を踏まえるとともに、人権課題に関して正しく理解し、物事を合理的に判断する精神を身に付けることができるように働きかける必要がある。その際、同和問題など様々な人権課題に関してこれまで取り組まれてきた教育・啓発活動の成果と手法への評価を踏まえる必要がある（注1 3②）。

さらに、人権教育・啓発がその効果を十分に発揮するには、その内容はもとより、実施の方法等においても国民から幅広く理解と共感を得られるものであることが必要である。

この観点からすると、人権教育・啓発は、その内容・方法等において、国民からあまねく受け入れられるものであることが望まれ、また、これを担当する行政は、主体性を確保することが重要である。一

方、人権教育・啓発にかかわるすべての人は、国民の間には人権問題や人権教育・啓発の内容・手法等に関し多様な意見が存在していることにも十分配慮し、異なった意見に対する寛容の精神に立って、人権問題等に関して自由な意見の交換を行うことができる環境づくりに努めることが求められる。これに関連して言えば、人権上問題のある行為をしたとされる者に対する行き過ぎた追及行為は、国民に人権問題に関する自由な意見交換を差し控えさせることになるなど、上記環境づくりの上で好ましくないものと言える。人権上問題のあるような行為をした者に対しては、人権擁護に当たる公的機関が迅速かつ適正に対応することが重要である。

なお、人権問題を口実とした不当な利益等の要求行為の横行も、人権問題に対する国民の理解を妨げ、ひいては人権教育・啓発の効果をくつがえすものであるから、その排除に努める必要がある（注1 3③）。

### （1） 人権教育

人権教育は、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、学校教育、社会教育及び家庭教育のそれぞれが互いの主体性を尊重しつつ、相互の連携を図ってこれを実施する必要がある。人権教育をより効果的に推進するためには、今後とも、学習機会の一層の充実、指導方法や学習教材の開発・提供、指導者の養成・確保等を図っていく必要がある。

人権教育を進めるに当たっては、政治運動や社会運動との関係を明確に区別し、それらの運動そのものも教育であるといったようなことがないよう、教育の中立性が守られるように留意しなければならない。

#### ア 学校教育

幼児期は、人間形成の基礎が培われる極めて大切な時期であるため、幼児の発達の特性を踏まえ、身近な動植物に親しみ、生命の大切さに気付かせ、豊かな心情を育てるなど、人権尊重の精神の芽生えが感性としてはぐくまれるように努める必要がある。

小学校、中学校及び高等学校においては、児童生徒の発達段階に即しながら、各教科等の特質に応じ、学校の教育活動全体を通じて人権尊重の理念について理解を促し、一人一人を大切にする教育を推進していく必要がある。

このために、生命を大切にし、自他の人格を尊重し、お互いの個性を認め合う心、他人の痛みが分かる、他人の気持ちが理解でき、行動できるなどの他人を思いやる心、正義感や公正さを重んじる心などの豊かな人間性を育成することが重要である。そのためには、ボランティア活動などの社会体験や自然体験、高齢者や障害

者等との交流などの豊かな体験の機会の充実が大切である。

これとともに、人間尊重の考え方が基本的人権を中心に正しく身に付くようにする必要がある。その際、他人の自由や権利を大切にすること、自分の行動には責任を持たなければならないことなどについて指導していくことが必要である。また、人間尊重の考え方を指導するに当たっては、児童生徒が発達途上にあることに十分配慮することが望まれる。

大学等においては、人権尊重の理念についての理解を更に深め、それまでの教育の成果を確かなものとするのが重要である。なお、大学等は、社会の様々な分野での人材養成を担っているという観点からも人権教育の一層の充実が望まれる。

## イ 社会教育

社会教育においては、生涯学習の振興のための各種の施策を通じて人権に関する学習を一層推進していくことが必要である。

幼児から高齢者に至る幅広い層を対象に、それぞれのライフサイクルにおける学習活動に対応して、生涯にわたって人権に関する多様な学習機会の一層の充実を図る必要がある。学習意欲を喚起する学習プログラムを開発・提供していくことも重要である。具体的な展開においては、参加型学習などの体験活動や身近な課題等を取り上げるなど日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚が身に付くように創意工夫していくことが考えられる。また、人権に関し幅広い識見のある人材を活用するなど、指導者層の充実を図る必要がある。

## ウ 家庭教育

家庭教育は、本来、各家庭における価値観等に基づき行われるものであるが、教育の原点と言われるように、幼児期から豊かな情操や思いやり、善悪の判断など人間形成の基礎をはぐくむ上で家庭の果たす役割は極めて重要である。このため、家庭の教育力の向上を図るとともに、親自身が偏見を持たず、差別をしないことなどを日常生活を通じて自らの姿をもって子どもに示していくことが必要である。このため、今後とも親に対する学習機会の提供など家庭教育に対する支援の一層の充実を図っていくことが重要である。

### (2) 人権啓発

人権啓発は、これまで様々な実施主体により様々な態様で行われてきたが、国民一人一人が人権

尊重の理念を真に自分のものとして身に付けるには、各実施主体は、今後とも地道にねばり強く啓発を続けていくことが重要である。その際には、法の下での平等、個人の尊重といった普遍的な視点から人権の尊重の理念を訴えることも重要であるが、真に国民の理解ないし共感を得るためには、これと併せて、具体的な人権課題に即し、国民に親しみやすく分かりやすいテーマや表現を用いるなど、様々な創意工夫が求められる。

対象者の発達段階に応じた啓発手法の選択も重要である。例えば、子どもに対する啓発としては、他人の痛みが分かる、他人の気持ちが理解でき、行動できるなどの他人を思いやる心をはぐくみ、子どもの情操をより豊かにすることを目的として、子ども自らが人権に関する作文を書いたり、人権に関する標語を考えたり、草花を栽培するよう働きかける活動などは非常に有用である。一方で、今後の人権啓発においては、マスメディアの積極的な活用も極めて重要になってくる。これまでの講演会などのイベントを中心とした広報活動も一定の効果はあったが、より多くの国民に効率的に人権尊重の理念の重要性を伝えるには、マスメディアの積極的な活用が不可欠と言える。

大きな社会問題となった人権上の問題に対して、人権擁護に当たる機関が、適時に、人権擁護の観点から具体的な呼び掛け等を行うことも、広く国民が人権尊重についての正しい認識を持つようになるためには、大きな効果が期待できる。

地域の住民が人権尊重の理念について、身近に感じ、その理解を深めることができるよう、地域の実情を踏まえ、具体的な事例を挙げて、地域に密着した啓発を行うことも重要である。

人権啓発の創意工夫に当たっては、広報のノウハウを有する民間の機関（あるいは企業）の斬新なアイデアを活用することも有効である。

人権啓発は、これまで様々な実施主体によって行われてきたが、人権問題が今後ますます複雑化・国際化する傾向にある中で、これを一層効果的かつ総合的に推進しなければならない。そのためには、各実施主体が担うべき役割を踏まえた上で、相互の有機的な連携協力関係を強化して啓発を実施することが必要である。

国民が、啓発の実施主体の存在及びその活動内容を十分認識し、その活動の意義を承知していればいるほど、啓発効果はより大きいものを期待することができる。したがって、国の人権擁護機関を始めとする啓発実施主体は、その周知度を高めるため、ホームページの活用、マスメディアの活用等も含めて積極的に広報活動を展開しなければならない。

### 第3 人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進のための方策について

第1で述べたように、我が国においては、なお様々な人権課題が存在する。そして、これは、国民一人一人において、人権に関する正しい知識、日常生活の中で生かされるような直感的な感性や人権感覚が十分身に付いていないため、人権尊重の理念についての正しい理解がいまだ十分に定着していないからであると言える。また、人権教育・啓発の現状においても、なお様々な課題がある。

このような状況に照らすと、今後、第2で述べたような人権教育・啓発の基本的な在り方を踏まえて、人権教育・啓発をより一層推進し、国民一人一人に人権尊重の理念についての正しい理解が十分定着するよう努めることが極めて重要である。「人権の世紀」と言われる21世紀を目前に控える今日、我が国においてすべての人々の人権が尊重される平和で豊かな社会が実現することを目指し、人権教育・啓発に関する施策をより総合的かつ効果的に推進するための方策を策定の上、人権教育・啓発に関する施策を推進する責務を負う国や、その他の実施主体が相互に連携しつつ、これを速やかに実施していくことが重要である。

#### 1 人権教育・啓発の実施主体の役割

すべての人々の人権が尊重される平和で豊かな社会が実現されるためには、まず、国民一人一人が自分自身の課題として人権尊重の理念についての理解を深めるよう努めることが求められる。人権教育・啓発の各実施主体は、国民のそのような努力を促すという面からも、人権教育・啓発の基本的な在り方を踏まえた上、それぞれの役割を明確にし、その役割に応じて相互に連携協力して総合的かつ効果的に人権教育・啓発を推進していく必要がある。なお、各実施主体の枢要な立場にある人はもとより、人権教育・啓発を担当する人も、上記のような自己啓発に努めるべきであることは言うまでもない。

##### (1) 行政

国、都道府県、市町村は、それぞれの行政対象区域と機能に応じて全体として整合性のとれた役割分担により効果的な教育・啓発を推進する必要があるが、それぞれの具体的な役割は、おおむね次のように考えられる。

##### ア 国

国は、全国的な視点に立って進めるべき施策を実施するとともに、国際的動向を含めた人権教育・啓発に関する正確かつ多様な情報の収集・提供、助言等の各実施主体に対する支援を行

うという役割が求められる。具体的には次のとおりである。

人権教育においては、教育委員会等が主体的かつ特色のある取組ができるよう、例えば、指導方法等に関する研究や開発、指導者の養成・確保、学習機会を提供する取組に対する支援等を図っていく必要がある。

人権啓発においては、法務省の人権擁護部門は、例えば、全国規模の啓発活動、全国的な啓発関連情報の収集・提供、啓発手法の開発等のほか、啓発推進のための指針の策定、地方公共団体の啓発担当職員の養成の支援等を図っていく必要がある。さらに、法務省の人権擁護部門は、その所掌事務との関連で人権にかかわる啓発活動を行っている他の府省庁等との連携を図る上で中心的役割を果たすべきである。

法務局・地方法務局や支局においては、地域の実情を踏まえた啓発活動や地方公共団体との連携・協力による啓発活動を推進していくことが求められる。これらの啓発活動の推進に当たっては、公益法人や特定非営利活動促進法（注14）に基づく特定非営利活動法人等との適正な連携協力関係の構築にも努めていくことが重要である。

これらの役割を果たすためには、法務省の人権擁護部門の職員について、その研修を充実させるなど、専門性の一層の向上に努める必要がある。

#### イ 地方公共団体

都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえた啓発についての企画・立案とその実施や市町村を先導する事業、市町村では実施が困難な事業、市町村に対する助言や情報提供等を行い、市町村の取組を支援する事業などを積極的に推進するという役割が求められる。市町村は、基礎的な地方公共団体として、地域に密着したきめ細かい啓発活動をより一層推進する役割が求められる。

都道府県・市町村教育委員会は、例えば、指導者の研修の実施や教材等の作成、学習機会の提供など、学校や社会教育施設等での主体的かつ特色ある取組を支援していく積極的な役割が求められる。その際、教育の中立性を確保しつつ、学校等で適正な教育が行われるようにしていくことが必要である。さらに、家庭教育の重要性にかんがみ、家庭教育に対する支援の充実が求められる。

これらの人権教育・啓発を推進するに当たっては、都道府県や市町村との間や知事部局・市町村長部局と教育委員会との間に一層の連携協力関係が保たれることが望まれる。

このように地方公共団体においては、地域に密着し、地域の実情を踏まえた人権教育・啓発活動が大切であるが、人権教育・啓発の効果的推進には、真に地域住民の理解と共感が得られ、地域住民に信頼されることが何よりも重要であることから、行政の主体性の確立に向けた取組が求められる。

## (2) 人権擁護委員

人権擁護委員は、現在、約14,000人が全国の市町村まであまねく配置されており、地域において国民の日常生活に接しつつ広く人権尊重思想を普及する機関として、その担うべき役割は非常に大きい。

今後とも法務省の人権擁護部門と一体となって、全国的な視野に立ちつつ、それぞれの職務執行区域において地域に密着した啓発活動を積極的に展開することが期待される。その際には、市町村や教育関係機関等と緊密に連携協力しながら、効果的な啓発活動を行っていくことが求められる。特に、今後は、人権擁護委員やその組織体(注15)が、上記のような啓発活動の企画・立案にも積極的に取り組むことが望まれる。これらの役割を十分果たすためには、人権擁護委員に対する研修を一層充実することも必要である。

## (3) 学校

子どもたちの人間形成に当たって、学校の果たす役割は重要である。

幼稚園においては、人権尊重の精神の芽生えが感性としてはぐくまれるように指導していくことが求められる。義務教育段階である小学校及び中学校においては、他人を思いやる心、お互いの個性を認め合う心、自分や他人の生命を重んじる心などの豊かな人間性を体験活動等を生かした取組の工夫などにより育成するように努めるとともに、高等学校においては、義務教育の基礎の上に立って人権課題等について正しく理解し、これを広い見地から考えることのできる力が身に付くように指導していくことが求められる。

このため、学校の運営に当たっては、児童生徒がそれぞれ人格を持った一人の人間として尊重されるよう、一人一人を大切にするという教育方針の下でこれにふさわしい学習環境を作っていくことが大切である。また、教員一人一人について指導方法の改善・充実が図られるよう、校内研修の充実等に取り組む必要がある。さらに、日々の学校生活の場面で人権にかかわる問題が実際起こった場合、すべての教員が人権尊重の理念に立って、児童生徒が発達途上にあることに十分配慮しながら適時適切に指導することが大切である。このような問題の解決に当たっては、学校が主体的に取

り組むとともに、日頃から学校の指導方針や課題等を積極的に家庭、地域、関係機関などに情報提供するなど、開かれた学校運営に努めていく必要がある。この場合、学校の主体性を失い、外部からの教育に対する不当な介入であるとの批判を招くことのないように留意するなど、教育の中立性が確保されなければならない。

大学等は、個々の大学等の実情、方針等に応じて学内における自主的な取組により人権に関する教育の一層の充実に配慮することが求められる。

## (4) 社会教育施設

学習者のニーズや地域の実情に応じた多様な学習機会を提供する上で、地域住民にとって身近な公民館等社会教育施設の果たす役割は重要である。公民館等社会教育施設においては、学級・講座の開設等を通じて人権に関する学習機会の一層の充実を図る必要がある。また、学習ニーズに対応し、学習意欲を高めるような魅力ある手法を用いるとともに、学級・講座等の指導においては、教育関係者だけでなく、人権に関し幅広い識見のある人材を活用していく必要がある。このほか、ボランティア団体をはじめとするNPOを含めた関係機関との連携の下で、人権教育に関する指導者や学習機会等についての様々な情報を収集し、地域住民に提供していくなど、地域における人権教育を推進するための中核的役割を担っていくことが望まれる。なお、学校同様に教育の中立性が確保される必要がある。

## (5) 各種施設

隣保館、女性センターなど各種施設においては、各施設の設置目的に沿った主たる活動のほかに、人権教育・啓発に係る取組なども行われている。特に、隣保館においては、地域社会全体の中で人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとしての取組などが行われている。これらの取組は、人権尊重意識の普及高揚を図る上で効果を上げており、今後とも、各地域における各種の自治組織、文化・福祉等の活動に関する組織との連携を図るなどして、その取組を一層充実させることが望まれる。また、幼児期は人間形成の基礎が培われる大切な時期であることから、保育所における取組の充実も望まれる。

## (6) 企業等の事業所

企業等の事業所は、その社会的責任を自覚し、公正な採用を促進するとともに、公正な配置昇進などの事業所内における人権の尊重を確保するよう一層努めることが望まれる。人権が企業活動を

含めてあらゆる活動の国際基準として尊重される  
すう勢にあることにかんがみると、企業等の事業  
所は、個々の実情、方針等に応じて、自主的、計  
画的、継続的に事業所内における啓発活動を展開  
することが大切である。また、事業所の規模等に  
応じて人権啓発のための運営体制を構築すること  
も重要である。

なお、これらの啓発を進める上では、(財)人権  
教育啓発推進センターの活用も有効である。

## (7) 民間団体

人権擁護の分野においては、公益法人やボラン  
ティア団体などが多種多様な活動を行っており、  
今後とも様々な分野で人権教育・啓発の実施主体  
として重要な一翼を担っていくことが期待される。  
このように重要な役割を担うことからすれば、各  
民間団体は、自己研鑽を積むとともに、国民から  
理解され共感されるような取組を心掛けることが  
求められる。

なお、(財)人権教育啓発推進センターは、前記  
のような活動の位置付けから見て、今後、中立公  
正な立場で、民間団体としての特質を生かした人  
権教育・啓発活動を総合的に行うナショナルセン  
ターとしての役割を果たすことが求められる。

## (8) マスメディア

人権教育・啓発の推進に当たって、教育・啓発  
の媒体としてのマスメディアの果たす役割は大き  
い。

一方、マスメディアは人々の人間形成や社会の  
風潮にも大きな影響力を持っているので、番組や  
雑誌等を製作・提供する側にも適切な配慮が求め  
られる。また、子どもの豊かな人間性を育成する  
という観点からの取組や広く人権意識の高揚が図  
られるような取組など、自主的かつ積極的な役割  
を担っていくことが期待される。

人権問題についての報道は、国民の人権問題に  
対する関心を引き起こし、人権尊重の理念につい  
ての理解を深めることに寄与するので、マスメデ  
ィアにはどのような人権問題についても積極的に  
取り組む報道姿勢が望まれる。

## 2 人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進の ための施策

### (1) 各実施主体間の連携・協力の推進

各実施主体がそれぞれの役割を踏まえながら人  
権教育・啓発を総合的に推進していくためには、  
実施主体間の横断的なネットワークを充実するな  
どして、連携・協力を一層推進していく必要があ

る。

平成10年度から、各都道府県単位で法務局、  
都道府県、人権擁護委員連合会が中心となって人  
権啓発活動ネットワーク事業を実施しているが、  
法務省としては、できるだけ速やかに、この事業  
を市町村レベルにも拡充することが必要である。  
このような連携・協力を効果的に推進するため  
には、地方公共団体における適切な組織的対応も望  
まれる。

一方、国レベルにおいても、法務省、文部省及  
びその所掌事務との関連で人権にかかわる啓発活  
動を行っている府省庁等がそれぞれの教育・啓発  
活動についての情報を交換し連携するための方策  
を協議し、人権教育・啓発の総合的な推進を図る  
連絡協議体制を整備することが肝要である。

### (2) (財)人権教育啓発推進センターの充実

(財)人権教育啓発推進センターは、民間団体  
としての特質を生かした人権教育・啓発活動を総  
合的に行うナショナルセンターとしての役割が期  
待されることから、自らが行う啓発活動のより一  
層の充実と他の実施主体が行う啓発活動への支援  
の強化を図っていく必要がある。

そのためには、同センターにおける人権情報収  
集・提供システムの充実整備とともに、調査研究  
機能や人権啓発指導者養成機能等の充実が必要で  
ある。

人権情報収集・提供システムについては、人権  
に関する書籍、図画、ビデオ等を豊富に備えた人  
権ライブラリーの設置、定期刊行物やスマイルネ  
ット(注16)の整備等を図り、広く国民に人権  
に関する情報を提供することが求められる。

調査研究機能については、人権教育・啓発の在  
り方・手法に対する国民のニーズや国内外の先進  
的な教育・啓発手法についての調査の充実等が求  
められる。また、企業等の人権啓発活動を支援す  
るため、例えば、企業等の参考に資するような人  
権啓発指針を策定して、これを配布することなど  
も考えられる。

人権啓発指導者養成機能については、各種研修  
に対する支援の充実のほか、指導者養成のための  
プログラムの開発、人権教育・啓発に関する講師  
の情報の充実整備等が求められる。

このような機能の充実を図り、同センターが担  
うべき重要な役割に照らせば、施設や実施体制面  
の充実も図る必要がある。このため、国による財  
政的支援の拡充も必要であり、さらには、企業等  
関係各方面からの支援も望まれる。

### ( 3 ) 人権教育・啓発の効果的な推進のための施策

#### ア 人権教育

(ア) 学校教育においては、国は、各学校等での人権教育に係る取組に資するため、①適切かつ効果的な指導方法や学習教材等について資料の収集、調査・研究をし、その成果を学校等に対して提供すること、②ボランティア活動などの社会体験や自然体験、高齢者や障害者等との交流などの豊かな体験の機会の充実等を図っていくこと、③教員が人権尊重の理念について十分な認識を持つことができるように研修等の一層の充実を図っていくとともに、現行のいわゆる同和加配教員制度を人権教育を推進するための教職員配置等に発展的に見直していくなど指導体制の充実について検討していくことが必要である。

(イ) 社会教育においては、国は、①地域の実情や学習者のニーズに応じた多様な学習機会の一層の充実を図ること、②学習意欲を高めるような参加体験型の学習プログラムを開発するとともに、広く関係機関に、その成果を提供すること、③社会教育指導者に対する研修の一層の充実を図るとともに、指導者として、人権に関して幅広い識見のある人材を多方面から活用するなど指導体制の一層の充実を図ること、④公民館等の社会教育施設を中心に、人権教育に関する指導者や学習機会等、様々な情報を地域住民に提供できるよう、関係機関等との連携を図ることが必要である。

(ウ) 家庭教育に関しては、幼児期から豊かな情操や思いやり、善悪の判断など人間形成の基礎をはぐくむことができるよう家庭の教育力の向上を図るとともに、親自身が偏見を持たず、差別をしないことなどを日常生活を通じて身をもって子どもに示していく必要がある。このため、国は、家庭教育に関する親に対する学習機会の充実を図るとともに、これらの学習機会、相談窓口、関係機関などについての情報の提供や子育てに関する相談体制の整備など、家庭教育を支援する取組の一層の充実を図る必要がある。

#### イ 人権啓発

(ア) 人権啓発においては、国の機関等が人権啓発の基本的な在り方を踏まえた効果的な啓発を推進できるよう、人権啓発事務を所掌する法務省がその指針等を策定し、その周知を図る必要がある。

(イ) 総務庁が地域改善対策事業として実施してきた地方委託事業は、法務省がこれを引き継ぎ、すべての人権課題を対象とした人権啓発事業に再構成して実施している(注10参照)が、地方公共団体の啓発活動の取組状況には地域差が少なくないことにかんがみると、国が全国的に一定水準の啓発活動を確保する観点から地方公共団体に委託して行う啓発活動は非常に意義がある。そこで、これまでの同和問題に関する啓発活動の成果を踏まえながら、この事業を一層拡充していく必要がある。その際には、法務局・地方法務局レベルにおいても、委託先に対する援助・助言が行われることが望まれる。

(ウ) より多くの国民に人権尊重の理念の重要性を効率的に伝え、効果的に人権啓発を進めるためには、テレビ・ラジオ等による特別番組、スポット広告等の企画・実施など、マスメディアを積極的に活用した施策を推進する必要がある。

なお、上記の各施策のほか、前記(1)「各実施主体間の連携・協力の推進」の項で述べた人権啓発活動ネットワーク事業の拡充や国レベルにおける連絡協議体制の整備等の施策を推進するには、法務省の人権擁護部門の実施体制の整備も重要である。

#### ウ 研修の充実

(ア) 法務省では、国家公務員や地方公共団体の啓発担当者に人権に関する研修を実施しているが、その一層の充実が必要である。

(イ) 検察職員、矯正施設職員、入国管理関係職員、警察職員等人権にかかわりの深い特定の職務に従事する公務員に対する研修の充実も必要である。

(ウ) 公務員以外においても、医療関係者、福祉関係職員、マスメディア関係者等人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修の充実も求められる。

なお、それぞれの研修の実施者は、その研修を効果的に実施するため、それぞれが行う研修についての資料や教材等について、(財)人権教育啓発推進センターを活用することも期待される。

#### おわりに

本答申は、本審議会に付託された事項のうち、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるため

の教育及び啓発に関する施策の総合的推進に関するものである。

本審議会は、人権尊重の理念に関する国民相互の理解については、まさに、国民一人一人が主体的に取り組むべき課題であるとの認識の上に立ち、国民一人一人が人権尊重の理念を深めるための施策について、様々な観点から検討し、国を始めとするそれぞれの実施主体が人権教育・啓発を総合的に推進するための諸施策について、提言を行ったものであり、これを踏まえて、政府が速やかに所要の行財政措置を講ずることを望む。また、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画の実施に当たって、本答申を踏まえた一層効果的な取組が行われることを期待するものである。

本答申の趣旨が実現するためには、行政のみならず、学校、社会教育施設、企業、民間団体、マスメディアなどにおける積極的な取組とともに、国民一人一人の理解と協力が必要不可欠である。本答申の趣旨が広く国民に浸透するように、政府が様々な機会をとらえてその周知を図っていくことを切望する。

我々は、本答申が、すべての人々の人権が尊重される平和で豊かな社会の実現に貢献することを切望するものであるが、このような社会の実現には、さらに、人権が侵害された場合における被害者の救済を欠かすことができない。我々は、このような視点に立って、今後、諮問第2号である「人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項について」調査審議を行うこととする。

(注1) 人権に関する現状についての意見

「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(いわゆるB規約)第28条に定める人権委員会の最終見解(1998年(平成10年)11月)、「児童の権利に関する条約」第43条に定める児童の権利に関する委員会の最終見解(1998年(平成10年)6月)等がある。

(注2) 国民

本答申において、「国民」とは、狭義の「日本国籍を持つ者」だけでなく、我が国に在留する外国人・無国籍者も含む。

(注3) 主な人権課題

「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画においても、「本10年の展開において、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人などの重要課題に積極的に取り組むこととする。」とされている。

(注4) 同和対策審議会答申(昭和40年8月11日)

同和対策審議会は、「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」について諮問を受け、約4年をかけて審議を行い、答申を行った。同答申は、戦後の同和行政の大きな指針となったものであり、その中で、同和問題の早急な解決は国の責務であり、同時に国民的課題であると述べている。

(注5) 人権教育・啓発

「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画においては、人権教育について、国連における定義を引用し、「人権教育とは、知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と定義されており、そこでは、本答申で用いる人権教育と人権啓発の両者を含む意味で用いられている。

(注6) 府省庁等における人権にかかわる啓発活動

法務省以外の府省庁等においても、その所掌事務との関連で、女性、高齢者、障害者、雇用等の問題に関して、人権にかかわる啓発活動を行っている。

(注7) 法務省の人権擁護機関

法務省人権擁護局、法務局・地方法務局及びその支局並びに法務大臣が委嘱する人権擁護委員を総称して法務省の人権擁護機関と呼ぶ。なお、上記から人権擁護委員を除いたものを総称する場合は、法務省の人権擁護部門と呼ぶ。

(注8) 人権啓発活動ネットワーク

ネットワーク協議会を組織し、データベースを共同利用するとともに、啓発計画の共同策定・情報交換を行い、協議会のホームページの開設などを行っている。

(注9) えせ同和行為

えせ同和行為とは、同和問題はこわい問題であるという人々の誤った意識に乗り、同和問題を口実にして企業などに不当な利益や義務のないことを求める行為をいう。

えせ同和行為は、同和問題に関する差別意識の解消に向けた人権教育・啓発活動の効果を一挙にくつがえし、同和問題に関する誤った認識を国民に植え付けるなど、同和問題の解決にとって大きな阻害要因となっており、これを排除することが現下の緊急な課題である。

#### (注 1 0) 委託事業

法務省が外部に委託して行う人権啓発活動は、中央委託と地方委託に分かれる。

中央委託は、(財)人権教育啓発推進センターを委託先とし、啓発映画の作成、人権啓発フェスティバルの実施、人権関係情報データベースによる各種情報提供、人権教育・啓発担当者用のテキストの作成、企業内研修用の啓発資料の作成等の事業等を委託している。

地方委託は、都道府県及び政令指定都市を委託先とし、講演会の開催、啓発資料の作成・配布、放送番組の提供や新聞広告の掲載、地域行政関係者研修会等の開催のほか、人権モデル地区事業などの人権啓発事業を委託している。

なお、委託先に対する援助・助言の事務は、法務省人権擁護局が行っている。

#### (注 1 1) (財)人権教育啓発推進センター

昭和 6 2 年に地域改善啓発活動を行うことを目的に総務庁所管の公益法人(財)地域改善啓発センターとして設立されたが、その後、平成 8 年 7 月 2 6 日の閣議決定(「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について」)を受けて、平成 9 年 4 月、人権全般の教育・啓発活動を行うことを目的とし、法務省、文部省及び総務庁の三省庁共管として再編された公益法人。

#### (注 1 2) ウィーンにおける世界人権会議

1 9 9 3 年(平成 5 年)、世界人権宣言採択 4 5 周年を機に、これまでの人権活動の成果を検証し、現在直面している問題、今後進むべき方向を協議することを目的として開催された国際会議。

#### (注 1 3) 地域改善対策協議会意見具申(平成 8 年 5 月 1 7 日)

① 平成 8 年の地域改善対策協議会意見具申は、「教育及び啓発の手法には、法の下の平等、個人の尊重といった普遍的な視点からアプローチしてそれぞれの差別問題の解決につなげていく手法と、それぞれの差別問題の解決という個別的な視点からアプローチしてあらゆる差別の解消につなげていく手法があるが、この両者は対立するものではなく、その両者があいまって人権意識の高揚が図られ、様々な差別問題も解消されていくものと考えられる。」と指摘している。

② 同意見具申は、「今後、差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてき

た成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・人権啓発として発展的に再構築すべきと考えられる。その中で、同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、この問題に固有の経緯等を十分に認識しつつ、国際的な潮流とその取組みを踏まえて積極的に推進すべきである。」としている。

③ 同意見具申は、同和問題に関して、「これまでの当協議会意見具申等の中で、行政の主体性の確立、同和関係者の自立向上、えせ同和行為の排除、同和問題についての自由な意見交換のできる環境づくりの必要性が指摘されているが、今日においてもなお十分な状況とは言えない。」とし、「引き続き、これらを達成するための息の長い取組みが必要である。」と指摘している。

#### (注 1 4) 特定非営利活動促進法

平成 1 0 年 1 2 月に特定非営利活動促進法(いわゆる N P O 法)が施行された。同法は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とするものである。

#### (注 1 5) 人権擁護委員の組織体

人権擁護委員法上の組織体として、①全国に 3 3 8 の人権擁護委員協議会、②各都道府県の単位ごとに 5 0 の都道府県人権擁護委員連合会(ただし、北海道においては 4 連合会)、③都道府県人権擁護委員連合会で組織されている全国人権擁護委員連合会が、それぞれ設置されている。そのほか、任意的に組織されているものとして、④各法務局管内を単位として、全国に 8 のブロック人権擁護委員連合会が設置されている。

これらの組織は、委員の職務に関する連絡及び調整、必要な資料及び情報の収集、人権問題に関する講演会や一般研修会の開催等を行っている。

#### (注 1 6) スマイルネット

国や地方公共団体などを中心に行われている人権教育・啓発活動を支援するため、人権に関する各種情報を収集・整理し、パソコン通信により提供する人権関係情報データベース。

#### (4) 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 (平成12年法律第147号)

(目的)

##### 第1条

この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

##### 第2条

この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

##### 第3条

国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

##### 第4条

国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

##### 第5条

地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

##### 第6条

国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

##### 第7条

国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

##### 第8条

政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

##### 第9条

国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

##### 第1条

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

##### 第2条

この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

## (5) 人権教育・啓発に関する基本計画（平成14年3月15日閣議決定）

### 第1章 はじめに

人権教育・啓発に関する基本計画（以下「基本計画」という。）は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号、同年12月6日公布・施行。以下「人権教育・啓発推進法」という。）第7条の規定に基づき、人権教育及び人権啓発（以下「人権教育・啓発」という。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、策定するものである。

我が国では、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、人権に関する諸制度の整備や人権に関する諸条約への加入など、これまで人権に関する各般の施策が講じられてきたが、今日においても、生命・身体の安全にかかわる事象や、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害等による不当な差別その他の人権侵害がなお存在している。また、我が国社会の国際化、情報化、高齢化等の進展に伴って、人権に関する新たな課題も生じてきている。

すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、国民一人一人の人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠であり、そのために行われる人権教育・啓発の重要性については、これをどんなに強調してもし過ぎることではない。政府は、本基本計画に基づき、人権が共存する人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していくこととする。

#### 1 人権教育・啓発推進法制定までの経緯

人権教育・啓発の推進に関する近時の動きとしては、まず、「人権教育のための国連10年」に関する取組を挙げることができる。すなわち、平成6年（1994年）12月の国連総会において、平成7年（1995年）から平成16年（2004年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議が採択されたことを受けて、政府は、平成7年12月15日の閣議決定により、内閣総理大臣を本部長とする人権教育のための国連10年推進本部を設置し、平成9年7月4日、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画（以下「国連10年国内行動計画」という。）を策定・公表した。

また、平成8年12月には、人権擁護施策推進法が5年間の時限立法として制定され（平成8年法律第120号、平成9年3月25日施行）、人権教育・啓発に関する施策等を推進すべき国の責務が定められるとともに、これらの施策の総合的な推進に関する基本的事項等について調査審議するため、法務省に人権擁護推進審議会が設置された。同審議会は、法務大臣、文部大臣（現文部科学大臣）及び総務庁長官（現総務大臣）の

諮問に基づき、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項」について、2年余の調査審議を経た後、平成11年7月29日、上記関係各大臣に対し答申を行った。

政府は、これら国連10年国内行動計画や人権擁護推進審議会の答申等を踏まえて、人権教育・啓発を総合的に推進するための諸施策を実施してきたところであるが、そのより一層の推進を図るためには、人権教育・啓発に関する理念や国、地方公共団体、国民の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定や年次報告等、所要の措置を法定することが不可欠であるとして、平成12年11月、議員立法により法案が提出され、人権教育・啓発推進法として制定される運びとなった。

## 2 基本計画の策定方針と構成

### (1) 基本計画の策定方針

人権教育・啓発推進法は、基本理念として、「国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。」（第3条）と規定し、基本計画については、「国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。」（第7条）と規定している。

人権教育・啓発の推進に当たっては、国連10年国内行動計画や人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申などがその拠り所となるが、これまでの人権教育・啓発に関する様々な検討や提言の趣旨、人権教育・啓発推進法制定に当たっての両議院における審議及び附帯決議、人権分野における国際的潮流などを踏まえて、基本計画は、以下の方針の下に策定することとした。

- ① 広く国民の一人一人が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得していく必要があり、そのためにはねばり強い取組が不可欠であるとの観点から、中・長期的な展望の下に策定する。
- ② 国連10年国内行動計画を踏まえ、より充実した内容のものとする。
- ③ 人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申を踏まえ、「人権教育・啓発の基本的な在り方」及び「人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図るための方策」について検討を加える。
- ④ 基本計画の策定に当たっては、行政の中立

性に配慮するとともに、地方公共団体や民間団体等関係各方面から幅広く意見を聴取する。

## (2) 基本計画の構成

基本計画は、人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進に関する施策の大綱として、まず、第1章「はじめに」において、人権教育・啓発推進法制定までの経緯と計画の策定方針及びその構成を明らかにするとともに、第2章「人権教育・啓発の現状」及び第3章「人権教育・啓発の基本的在り方」において、我が国における人権教育・啓発の現状とその基本的な在り方について言及した後、第4章「人権教育・啓発の推進方策」において、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進するための方策について提示することとし、その具体的な内容としては、人権一般の普遍的な視点からの取組のほか、各人権課題に対する取組及び人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の問題について検討を加えるとともに、人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進のための体制等についてその進むべき方向性等を盛り込んでいる。そして、最後に、第5章「計画の推進」において、計画の着実かつ効果的な推進を図るための体制やフォローアップ等について記述している。

人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進を図るに当たっては、国の取組にとどまらず、地方公共団体や公益法人・民間団体等の取組も重要である。このため、政府においては、これら団体等との連携をより一層深めつつ、本基本計画に掲げた取組を着実に推進することとする。

## 第2章 人権教育・啓発の現状

### 1 人権を取り巻く情勢

我が国においては、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法の下で、国政の全般にわたり、人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきている。それは、我が国憲法のみならず、戦後、国際連合において作成され現在我が国が締結している人権諸条約などの国際準則にも則って行われている。他方、国内外から、これらの諸制度や諸施策に対する人権の視点からの批判的な意見や、公権力と国民との関係及び国民相互の関係において様々な人権問題が存在する旨の指摘がされている。

現在及び将来にわたって人権擁護を推進していく上で、特に、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、H I V感染者やハンセン病患者等をめぐる様々な人権問題は重要課題となっており、国連10年国内行動計画にお

いても、人権教育・啓発の推進に当たっては、これらの重要課題に関して、「それぞれの固有の問題点についてのアプローチとともに、法の下での平等、個人の尊重という普遍的な視点からのアプローチにも留意する」こととされている。また、近年、犯罪被害者及びその家族の人権問題に対する社会的関心が大きな高まりを見せており、刑事手続等における犯罪被害者等への配慮といった問題に加え、マスメディアの犯罪被害者等に関する報道によるプライバシー侵害、名誉毀損、過剰な取材による私生活の平穩の侵害等の問題が生じている。マスメディアによる犯罪の報道に関しては少年事件等の被疑者及びその家族についても同様の人権問題が指摘されており、その他新たにインターネット上の電子掲示板やホームページへの差別的情報の掲示等による人権問題も生じている。

このように様々な人権問題が生じている背景としては、人々の中に見られる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識の存在等が挙げられているが、国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化なども、その要因になっていると考えられる。また、より根本的には、人権尊重の理念についての正しい理解やこれを実践する態度が未だ国民の中に十分に定着していないことが挙げられ、このために、「自分の権利を主張して他人の権利に配慮しない」ばかりでなく、「自らの有する権利を十分に理解しておらず、正当な権利を主張できない」、「物事を合理的に判断して行動する心構えや習慣が身に付いておらず、差別意識や偏見にとらわれた言動をする」といった問題点も指摘されている。

人権教育・啓発に関しては、これまでも各方面で様々な努力が払われてきているが、このような人権を取り巻く諸情勢を踏まえ、より積極的な取組が必要となっている。

### 2 人権教育の現状

#### (1) 人権教育の意義・目的

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」を意味し（人権教育・啓発推進法第2条）、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」にすることを旨としており（同法第3条）、日本国憲法及び教育基本法並びに国際人権規約、児童の権利に関する条約等の精神に則り、基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう、地域の実情を踏まえつつ、学校教育及び社会教育を通じて推進される。

学校教育については、それぞれの学校種の教育目的や目標の実現を目指して、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性などを培う教育活動を組織的・計画的に実施するものであり、こうした学校の教育活動全体を通じ、幼児児童生徒、学生の発達段階に応じて、人権尊重の意識を高

める教育を行っていくこととなる。

また、社会教育については、生涯学習の視点に立って、学校外において、青少年のみならず、幼児から高齢者に至るそれぞれのライフサイクルにおける多様な教育活動を展開していくことを通じて、人権尊重の意識を高める教育を行っていくこととなる。

こうした学校教育及び社会教育における人権教育によって、人々が、自らの権利を行使することの意義、他者に対して公正・公平であり、その人権を尊重することの必要性、様々な課題などについて学び、人間尊重の精神を生活の中に生かしていくことが求められている。

## (2) 人権教育の実施主体

人権教育の実施主体としては、学校、社会教育施設、教育委員会などのほか、社会教育関係団体、民間団体、公益法人などが挙げられる。

学校教育及び社会教育における人権教育に係る機関としては、国レベルでは文部科学省、都道府県レベルでは各都道府県教育委員会及び私立学校を所管する都道府県知事部局、市町村レベルでは各市町村教育委員会等がある。そして、実際に、学校教育については、国や各都道府県・市町村が設置者となっている各国公立学校や学校法人によって設置される私立学校において、また、社会教育については、各市町村等が設置する公民館等の社会教育施設などにおいて、それぞれ人権教育が具体的に推進されることとなる。

## (3) 人権教育の現状

### ア 学校教育

学校教育においては、幼児児童生徒、学生の発達段階に応じながら、学校教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高め、一人一人を大切にした教育の充実を図っている。

最近では、教育内容の基準である幼稚園教育要領、小・中・高等学校及び盲・聾・養護学校の学習指導要領等を改訂し、「生きる力」（自ら学び自ら考える力、豊かな人間性など）の育成を目指し、それぞれの教育の一層の充実を図っている。

幼稚園においては、他の幼児とのかかわりの中で他人の存在に気付き、相手を尊重する気持ちをもって行動できるようにすることや友達とのかかわりを深め、思いやりをもつようにすることなどを幼稚園教育要領に示しており、子どもたちに人権尊重の精神の芽生えをはぐむよう、遊びを中心とした生活を通して指導している。なお、保育所においては、幼稚園教育要領との整合性を図りつつ策定された保育所保育指針に基づいて保育が実施されている。

小学校・中学校及び高等学校においては、児

童生徒の発達段階に即し、各教科、道徳、特別活動等のそれぞれの特質に応じて学校の教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高める教育が行われている。例えば、社会科においては、日本国憲法を学習する中で人間の尊厳や基本的人権の保障などについて理解を深めることとされ、また、道徳においては、「だれに対しても差別することや偏見をもつことなく公正、公平にし、正義の実現に努める」、「公德心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切にしながら義務を果たす」よう指導することとされている。さらに、平成 14 年度以降に完全実施される新しい学習指導要領においては、「人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念」を具体的な生活の中に生かすことが強調されたほか、指導上の配慮事項として、多様な人々との交流の機会を設けることが示されている。加えて、平成 13 年 7 月には学校教育法が改正され、小・中・高等学校及び盲・聾・養護学校においてボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動の充実に努めることとされたところであり、人権教育の観点からも各学校の取組の促進が望まれる。

盲・聾・養護学校では、障害者の自立と社会参加を目指して、小・中・高等学校等に準ずる教育を行うとともに、障害に基づく種々の困難を克服するための指導を行っており、今般の学習指導要領等の改訂では、一人一人の障害の状態等に応じた一層きめ細かな指導の充実が図られている。また、盲・聾・養護学校や特殊学級では、子どもたちの社会性や豊かな人間性をはぐくむとともに、社会における障害者に対する正しい理解認識を深めるために、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒や地域社会の人々とが共に活動を行う交流教育などの実践的な取組が行われており、新しい学習指導要領等ではその充実が図られている。

大学等における人権教育については、例えば法学一般、憲法などの法学の授業に関連して実施されている。また、教養教育に関する科目等として、人権教育に関する科目が開設されている大学もある。

以上、学校教育については、教育活動全体を通じて、人権教育が推進されているが、知的理解にとどまり、人権感覚が十分身に付いていないなど指導方法の問題、教職員に人権尊重の理念について十分な認識が必ずしもいきわたっていない等の問題も指摘されているところである。

### イ 社会教育

社会教育においては、すべての教育の出発点である家庭教育を支援するため、家庭教育に関する親への学習機会の提供や、家庭でのしつけ

の在り方などを分かりやすく解説した家庭教育手帳・家庭教育ノートを乳幼児や小学生等を持つ親に配布するなどの取組が行われている。この家庭教育手帳・家庭教育ノートには「親自身が偏見を持たず、差別をしない、許さないということを、子どもたちに示していくことが大切である」ことなどが盛り込まれている。

また、生涯の各時期に応じ、各人の自発的学習意思に基づき、人権に関する学習ができるよう、公民館等の社会教育施設を中心に学級・講座の開設や交流活動など、人権に関する多様な学習機会が提供されている。さらに、社会教育指導者のための人権教育に関する手引の作成などが行われている。そのほか、社会教育主事等の社会教育指導者を対象に様々な形で研修が行われ、指導者の資質の向上が図られている。

加えて、平成 13 年 7 月には、社会教育法が改正され、青少年にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動等の機会を提供する事業の実施及びその奨励が教育委員会の事務として明記されたところであり、人権尊重の心を養う観点からも各教育委員会における取組の促進が望まれる。

このように、生涯学習の振興のための各種施策を通じて人権教育が推進されているが、知識伝達型の講義形式の学習に偏りがちであることなどの課題が指摘されている。

### 3 人権啓発の現状

#### (1) 人権啓発の意義・目的

人権啓発とは、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）」を意味し（人権教育・啓発推進法第 2 条）、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」にすることを旨としている（同法第 3 条）。すなわち、広く国民の間に、人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的に行われる研修、情報提供、広報活動等で人権教育を除いたものであるが、その目的とするところは、国民の一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他人の人権にも十分に配慮した行動がとれるようにすることにある。換言すれば、「人権とは何か」、「人権の尊重とはどういうことか」、「人権を侵害された場合に、これを排除し、救済するための制度がどのようになっているか」等について正しい認識を持つとともに、それらの認識が日常生活の中で、その態度面、行動面等において確実に根付くようにすることが人権啓発の目的である。

#### (2) 人権啓発の実施主体

人権擁護事務として人権啓発を担当する国の機関としては、法務省人権擁護局及びその下部機関である法務局及び地方法務局の人権擁護部門のほか、法務大臣が委嘱する民間のボランティアとして人権擁護委員制度が設けられ、これら法務省に置かれた人権擁護機関が一体となって人権啓発活動を行っている。また、法務省以外の関係各府省庁においても、その所掌事務との関連で、人権にかかわる各種の啓発活動を行っているほか、地方公共団体や公益法人、民間団体、企業等においても、人権にかかわる様々な活動が展開されている。

なお、法務省の人権擁護機関については、人権擁護推進審議会の人権救済制度の在り方に関する答申（平成 13 年 5 月 25 日）及び人権擁護委員制度の改革に関する答申（平成 13 年 12 月 21 日）を踏まえ、人権委員会の設置等、新たな制度の構築に向けた検討が進められているところである。

#### (3) 人権啓発の現状

##### ア 国の人権擁護機関の啓発活動

国は、前記のとおり、関係各府省庁が、その所掌事務との関連で、人権にかかわる各種の啓発活動を行っている。特に、人権擁護事務として人権啓発を担当する法務省の人権擁護機関は、広く一般国民を対象に、人権尊重思想の普及高揚等のために様々な啓発活動を展開している。すなわち、毎年啓発活動の重点目標を定め、人権週間や人権擁護委員の日など節目となる機会をとらえて全国的な取組を展開しているほか、中学生を対象とする人権作文コンテストや小学生を主たる対象とする人権の花運動、イベント的要素を取り入れ明るく楽しい雰囲気の中でより多くの人々に人権問題を考えてもらう人権啓発フェスティバル、各地のイベント等の行事への参加など、年間を通して様々な啓発活動を実施している。具体的な啓発手法としては、人権一般や個別の人権課題に応じて作成する啓発冊子・リーフレット・パンフレット・啓発ポスター等の配布、その時々々の社会の人権状況に合わせた講演会・座談会・討論会・シンポジウム等の開催、映画会・演劇会等の開催、テレビ・ラジオ・有線放送等マスメディアを活用した啓発活動など、多種多様な手法を用いるとともに、それぞれに創意工夫を凝らしている。また、従来、国や多くの地方公共団体が各別に啓発活動を行うことが多く、その間の連携協力が必ずしも十分とは言えなかった状況にかんがみ、人権啓発のより一層効果的な推進を図るとの観点から、

都道府県や市町村を含めた多様な啓発主体が連携協力するための横断的なネットワークを形成して、人権啓発活動ネットワーク事業も展開している。さらに、以上の一般的な啓発活動のほか、人権相談や人権侵犯事件の調査・処理の過程を通じて、関係者に人権尊重思想を普及するなどの個別啓発も行っている。

このように、法務省の人権擁護機関は人権啓発に関する様々な活動を展開しているところであるが、昨今、その内容・手法が必ずしも国民の興味・関心・共感を呼び起こすものになっていない、啓発活動の実施に当たってのマスメディアの効果的な活用が十分とは言えない、法務省の人権擁護機関の存在及び活動内容に対する国民の周知度が十分でない、その実施体制や担当職員の専門性も十分でない等の問題点が指摘されている。

#### イ 地方公共団体の啓発活動

地方公共団体は、都道府県及び市町村のいずれにおいても、それぞれの地域の実情に応じ、啓発行事の開催、啓発資料等の作成・配布、啓発手法等に関する調査・研究、研修会の開催など様々な啓発活動を行っており、その内容は、まさに地域の実情等に応じて多種多様である。特に、都道府県においては、市町村を包括する広域的な立場や市町村行政を補完する立場から、それぞれの地域の実情に応じ、市町村を先導する事業、市町村では困難な事業、市町村の取組を支援する事業などが展開されている。また、市町村においては、住民に最も身近にあって住民の日常生活に必要な様々な行政を担当する立場から、地域に密着したきめ細かい多様な人権啓発活動が様々な機会を通して展開されている。

#### ウ 民間団体、企業の啓発活動

民間団体においても、人権全般あるいは個々の人権課題を対象として、広報、調査・研究、研修等、人権啓発上有意義な様々な取組が行われているほか、国、地方公共団体が主催する講演会、各種イベントへの参加など、人権にかかわる様々な活動を展開しているところであり、今後とも人権啓発の実施主体として重要な一翼を担っていくことが期待される。

また、企業においては、その取組に濃淡はあるものの、個々の企業の実情や方針等に応じて、自主的な人権啓発活動が行われている。例えば、従業員に対して行う人権に関する各種研修のほか、より積極的なも

のとしては、人権啓発を推進するための組織の設置や人権に関する指針の制定、あるいは従業員に対する人権標語の募集などが行われている例もある。

### 第3章 人権教育・啓発の基本的在り方

#### 1 人権尊重の理念

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である。

すべての人々が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現するためには、人権が国民相互の間において共に尊重されることが必要であるが、そのためには、各人の人権が調和的に行使されること、すなわち、「人権の共存」が達成されることが重要である。そして、人権が共存する人権尊重社会を実現するためには、すべての個人が、相互に人権の意義及びその尊重と共存の重要性について、理性及び感性の両面から理解を深めるとともに、自分の権利の行使に伴う責任を自覚し、自分の人権と同様に他人の人権をも尊重することが求められる。

したがって、人権尊重の理念は、人権擁護推進審議会が人権教育・啓発に関する答申において指摘しているように、「自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち、人権共存の考え方」として理解すべきである。

#### 2 人権教育・啓発の基本的在り方

人権教育・啓発は、人権尊重社会の実現を目指して、日本国憲法や教育基本法などの国内法、人権関係の国際条約などに即して推進していくべきものである。その基本的な在り方としては、人権教育・啓発推進法が規定する基本理念（第3条）を踏まえると、次のような点を挙げることができる。

##### (1) 実施主体間の連携と国民に対する多様な機会の提供

人権教育・啓発にかかわる活動は、様々な実施主体によって行われているが、今日、人権問題がますます複雑・多様化する傾向にある中で、これをより一層効果的かつ総合的に推進し、多様な学習機会を提供していくためには、これら人権教育・啓発の各実施主体がその担うべき役割を踏まえた上で、相互に有機的な連携協力関係を強化することが重要である。

また、国民に対する人権教育・啓発は、国民

の一人一人の生涯の中で、家庭、学校、地域社会、職域などあらゆる場と機会を通して実施されることにより効果を上げるものと考えられ、その観点からも、人権教育・啓発の各実施主体は相互に十分な連携をとり、その総合的な推進に努めることが望まれる。

## (2) 発達段階等を踏まえた効果的な方法

人権教育・啓発は、幼児から高齢者に至る幅広い層を対象とするものであり、その活動を効果的に推進していくためには、人権教育・啓発の対象者の発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、ねばり強くこれを実施する必要がある。

特に、人権の意義や重要性が知識として確実に身に付き、人権問題を直感的にとらえる感性や日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚が十分に身に付くようにしていくことが極めて重要である。そのためには、人権教育・啓発の対象者の発達段階に応じながら、その対象者の家庭、学校、地域社会、職域などにおける日常生活の経験などを具体的に取り上げるなど、創意工夫を凝らしていく必要がある。その際、人格が形成される早い時期から、人権尊重の精神の芽生えが感性としてはぐくまれるように配慮すべきである。また、子どもを対象とする人権教育・啓発活動の実施に当たっては、子どもが発達途上であることに十分留意することが望まれる。

また、人権教育・啓発の手法については、「法の下での平等」、「個人の尊重」といった人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチとがあり、この両者があいまって人権尊重についての理解が深まっていくものと考えられる。すなわち、法の下での平等、個人の尊重といった普遍的な視点から人権尊重の理念を国民に訴えかけることも重要であるが、真に国民の理解や共感を得るためには、これと併せて、具体的な人権課題に即し、国民に親しみやすく分かりやすいテーマや表現を用いるなど、様々な創意工夫が求められる。他方、個別的な視点からのアプローチに当たっては、地域の実情等を踏まえるとともに、人権課題に関して正しく理解し、物事を合理的に判断する精神を身に付けるよう働きかける必要がある。その際、様々な人権課題に関してこれまで取り組まれてきた活動の成果と手法への評価を踏まえる必要がある。

なお、人権教育・啓発の推進に当たって、外来語を安易に使用することは、正しい理解の普及を妨げる場合もあるので、官公庁はこの点に留意して適切に対応することが望ましい。

## (3) 国民の自主性の尊重と教育・啓発における中立性の確保

人権教育・啓発は、国民の一人一人の心の在り方に密接にかかわる問題でもあることから、その自主性を尊重し、押し付けにならないように十分留意する必要がある。そもそも、人権は、基本的に人間は自由であるということから出発するものであって、人権教育・啓発にかかわる活動を行う場合にも、それが国民に対する強制となっては本末転倒であり、真の意味における国民の理解を得ることはできない。国民の間に人権問題や人権教育・啓発の在り方について多種多様な意見があることを踏まえ、異なる意見に対する寛容の精神に立って、自由な意見交換ができる環境づくりに努めることが求められる。

また、人権教育・啓発がその効果を十分に発揮するためには、その内容はもとより、実施の方法等においても、国民から、幅広く理解と共感を得られるものであることが必要である。「人権」を理由に掲げて自らの不当な意見や行為を正当化したり、異論を封じたりする「人権万能主義」とでも言うべき一部の風潮、人権問題を口実とした不当な利益等の要求行為、人権上問題のあるような行為をしたとされる者に対する行き過ぎた追及行為などは、いずれも好ましいものとは言えない。

このような点を踏まえると、人権教育・啓発を担当する行政は、特定の団体等から不当な影響を受けることなく、主体性や中立性を確保することが厳に求められる。

人権教育・啓発にかかわる活動の実施に当たっては、政治運動や社会運動との関係を明確に区別し、それらの運動そのものも教育・啓発であるということがないよう、十分に留意しなければならない。

## 第4章 人権教育・啓発の推進方策

人権教育・啓発に関しては、国連 10 年国内行動計画や人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申を踏まえて、関係各府省庁において様々な取組が実施されているところである。それらの取組は、国内外の諸情勢の動向等も踏まえながら、今後とも、積極的かつ着実に推進されるべきものであることは言うまでもない。

そこで、ここでは、第3章に記述した人権教育・啓発の基本的な在り方を踏まえつつ、国連 10 年国内行動計画に基づく取組の強化及び人権擁護推進審議会の答申で提言された人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進のための諸方策の実施が重要であるとの認識に立って、人権一般の普遍的な視点からの取組、各人権課題に対する取組及び人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の問題に関して推進すべき施策の方向性を提示するとともに

に、人権教育・啓発の効果的な推進を図るための体制等について述べることにする。

## 1 人権一般の普遍的な視点からの取組

### (1) 人権教育

人権教育は、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ、これを実施する必要がある。

#### ア 学校教育

学校教育においては、それぞれの学校種の教育目的や目標の実現を目指した教育活動が展開される中で、幼児児童生徒、学生が、社会生活を営む上で必要な知識・技能、態度などを確実に身に付けることを通じて、人権尊重の精神の涵養が図られるようにしていく必要がある。

初等中等教育については、新しい学習指導要領等に基づき、自ら学び、自ら考える力や豊かな人間性等の「生きる力」をはぐくんでいく。さらに、高等教育については、こうした「生きる力」を基盤として、知的、道徳的及び応用的能力を展開させていく。

こうした基本的な認識に立って、以下のような施策を推進していく。

第一に、学校における指導方法の改善を図るため、効果的な教育実践や学習教材などについて情報収集や調査研究を行い、その成果を学校等に提供していく。また、心に響く道徳教育を推進するため、地域の人材の配置、指導資料の作成などの支援策を講じていく。

第二に、社会教育との連携を図りつつ、社会性や豊かな人間性をはぐくむため多様な体験活動の機会の充実を図っていく。学校教育法の改正の趣旨等を踏まえ、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動を始め、勤労生産活動、職業体験活動、芸術文化体験活動、高齢者や障害者等との交流などを積極的に推進するため、モデルとなる地域や学校を設け、その先駆的な取組を全国のすべての学校に普及・展開していく。

第三に、子どもたちに人権尊重の精神を涵養していくためにも、各学校が、人権に配慮した教育指導や学校運営に努める。特に、校内暴力やいじめなどが憂慮すべき状況にある中、規範意識を培い、こうした行為が許されないという指導を徹底するなど子どもたちが安心して楽しく学ぶことのできる環境を確保する。

第四に、高等教育については、大学等の主体的判断により、法学教育など様々な分野において、人権教育に関する取組に一層配慮がなされるよう促していく。

第五に、養成・採用・研修を通じて学校教育の担い手である教職員の資質向上を図り、人権尊重の理念について十分な認識を持ち、子ども

への愛情や教育への使命感、教科等の実践的な指導力を持った人材を確保していく。その際、教職員自身が様々な体験を通じて視野を広げるような機会の充実を図っていく。また、教職員自身が学校の場等において子どもの人権を侵害するような行為を行うことは断じてあってはならず、そのような行為が行われることのないよう厳しい指導・対応を行っていく。さらに、個に応じたきめ細かな指導が一層可能となるよう、教職員配置の改善を進めていく。

#### イ 社会教育

社会教育においては、すべての人々の人権が真に尊重される社会の実現を目指し、人権を現代的課題の一つとして取り上げた生涯学習審議会の答申や、家庭教育支援のための機能の充実や、多様な体験活動の促進等について提言した様々な審議会の答申等を踏まえ、生涯学習の振興のための各種施策を通じて、人権に関する学習の一層の充実を図っていく必要がある。その際、人権に関する学習においては、単に人権問題を知識として学ぶだけではなく、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚の涵養が求められる。

第一に、幼児期から豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、善悪の判断など人間形成の基礎をはぐくむ上で重要な役割を果たし、すべての教育の出発点である家庭教育の充実を図る。特に、親自身が偏見を持たず差別をしないことなどを日常生活を通じて自らの姿をもって子どもに示していくことが重要であることから、親子共に人権感覚が身に付くような家庭教育に関する親の学習機会の充実や情報の提供を図るとともに、父親の家庭教育参加の促進、子育てに不安や悩みを抱える親等への相談体制の整備等を図る。

第二に、公民館等の社会教育施設を中心として、地域の実情に応じた人権に関する多様な学習機会の充実を図っていく。そのため、広く人々の人権問題についての理解の促進を図るため、人権に関する学習機会の提供や交流事業の実施、教材の作成等の取組を促進する。また、学校教育との連携を図りつつ、青少年の社会性や思いやりの心など豊かな人間性をはぐくむため、ボランティア活動など社会奉仕体験活動・自然体験活動を始めとする多様な体験活動や高齢者、障害者等との交流の機会の充実を図る。さらに、初等中等教育を修了した青年や成人のボランティア活動など社会奉仕活動を充実するための環境の整備を図っていく。

第三に、学習意欲を高めるような参加体験型の学習プログラムの開発を図るとともに、広く関係機関にその成果を普及し、特に、日常生活の中で人権上問題のあるような出来事に接した

際に、直感的にその出来事がおかしいと思う感性や、日常生活の中で人権尊重を基本においた行動が無意識のうちにその態度や行動に現れるような人権感覚を育成する学習プログラムを、市町村における実践的な人権に関する学習活動の成果を踏まえながら開発し提供していくことが重要である。そのために、身近な課題を取り上げたり、様々な人とのふれあい体験を通して自然に人権感覚が身に付くような活動を仕組んだり、学習意欲を高める手法を創意工夫するなど指導方法に関する研究開発を行い、その成果を全国に普及していく。

第四に、地域社会において人権教育を先頭を立てて推進していく指導者の養成及び、その資質の向上を図り、社会教育における指導体制の充実を図っていく。そのために指導者研修会の内容、方法について、体験的・実践的手法を取り入れるなどの創意工夫を図る。

## (2) 人権啓発

人権啓発は、その内容はもとより実施の方法においても、国民から幅広く理解と共感を得られるものであることが肝要であり、人権一般にかかわる取組に関して検討する場合にも、その視点からの配慮が欠かせない。

### ア 内容

啓発の内容に関して言えば、国民の理解と共感を得るという視点から、人権をめぐる今日の社会情勢を踏まえた啓発が重要であり、そのような啓発として、特に以下のものを挙げることができる。

#### i 人権に関する基本的な知識の習得

総理府（現内閣府）の世論調査（平成9年実施）の結果によれば、基本的人権が侵すことのできない永久の権利として憲法で保障されていることについての周知度が低下傾向にあるが、この点にも象徴されるように、国民の人権に関する基本的な知識の習得が十分でないことが窺われる。そこで、憲法を始めとした人権にかかわる国内法令や国際条約の周知など、人権に関する基本的な知識の習得を目的とした啓発を推進する必要がある。

#### ii 生命の尊さ

近年、小学生などの弱者を被害者とする残忍な事件が頻発し、社会的耳目を集めているが、これらに限らず、いじめや児童虐待、ストーカー行為、電車等の交通機関内におけるトラブルや近隣関係をめぐるトラブルに起因する事件等々、日常生活のあらゆる場面において、ささいなことから簡単に人が殺傷される事件が後を絶たない。その背景として、人の生命を尊重する意識が薄れてきていることが指摘されており、改

めて生命の尊さ・大切さや、自己がかけがえのない存在であると同時に他人もかけがえのない存在であること、他人との共生・共感の大切さを真に実感できるような啓発を推進する必要がある。

#### iii 個性の尊重

世間体や他人の思惑を過度に気にする一般的な風潮や我が国社会における根強い横並び意識の存在等が、安易な事なかれ主義に流れたり、人々の目を真の問題点から背けさせる要因となっており、そのことにより、各種差別の解消が妨げられている側面がある。そこで、これらの風潮や意識の是正を図ることが重要であるが、そのためには、互いの人権を尊重し合うということの意味が、各人の異なる個性を前提とする価値基準であることを国民に訴えかける啓発を推進する必要がある。

## イ 方法

啓発の方法に関し、国民の理解と共感を得るという視点から留意すべき主な点としては、以下のものを挙げることができる。

#### i 対象者の発達段階に応じた啓発

一般的に言えば、対象者の理解度に合わせて適切な人権啓発を行うことが肝要であり、そのためには、対象者の発達段階に応じて、その対象者の家庭、学校、地域社会、職域などにおける日常生活の経験などを人権尊重の観点から具体的に取り上げ、自分の課題として考えてもらうなど、手法に創意工夫を凝らしていく必要がある。また、対象者の発達段階に応じた手法の選択ということも重要であり、例えば、幼児児童に対する人権啓発としては、「他人の痛みが分かる」、「他人の気持ちを理解し、行動できる」など、他人を思いやる心をはぐくみ、子どもの情操をより豊かにすることを目的として、子どもが人権に関する作文を書くことを通して自らの課題として理解を深めたり、自ら人権に関する標語を考えたりするなどの啓発手法が効果的である。そして、ある程度理解力が備わった青少年期には、ボランティア活動など社会奉仕体験活動等を通じて、高齢者や障害のある人などと直接触れ合い、そうした交流の中で人権感覚を培っていくことが期待される。

#### ii 具体的な事例を活用した啓発

人権啓発の効果を高めるためには、具体的な事例を取り上げ、その問題を前提として自由に議論することも、啓発を受ける人の心に迫りやすいという点では効果がある。例えば、人権上大きな社会問題となった事例に関して、人権擁護に当たる機関が、タ

イミング良く、人権尊重の視点から具体的な呼びかけを行うことなどは、広く国民が人権尊重についての正しい知識・感性を錬磨する上で、大きな効果を期待できる。特に、その具体的な事例が自分の居住する地域と関連が深いものである場合には、地域住民が人権尊重の理念について、より身近に感じ、その理解を深めることにつながる。その意味でも、具体的な事例を挙げて、地域に密着した啓発を行うことは効果的である。

なお、過去の具体的な事例を取り上げるに当たっては、そこで得られた教訓を踏まえて、将来、類似の問題が発生した場合にどう対応すべきかとの観点から啓発を行うことも有意義である。その場合、人権を侵害された被害者は心に深い傷を負っているということにも十分配慮し、被害者の立場に立った啓発を心掛ける必要がある。

### iii 参加型・体験型の啓発

各種の人権啓発冊子等の作成・配布や講演会・研修会の実施、人権啓発映画・啓発ビデオの放映等、啓発主体が国民に向けて行う啓発は、人権に関する知識や情報を伝えるという観点からは一定の効果があるが、国民の一人一人が人権感覚や感性を体得するという観点からすると、このような受身型の啓発には限界がある。そこで、啓発を受ける国民が主体的・能動的に参加できるような啓発手法（例えば、各種のワークショップや車椅子体験研修等）にも着目し、これらの採用を積極的に検討・推進すべきである。

## 2 各人権課題に対する取組

人権教育・啓発に当たっては、普遍的な視点からの取組のほか、各人権課題に対する取組を推進し、それらに関する知識や理解を深め、さらには課題の解決に向けた実践的な態度を培っていくことが望まれる。その際、地域の実情、対象者の発達段階等や実施主体の特性などを踏まえつつ、適切な取組を進めていくことが必要である。

### (1) 女性

日本国憲法は、法の下での平等について規定し、政治的、経済的又は社会的関係における性差別を禁止する（第 14 条）とともに、家族関係における男女平等について明文の規定を置いている（第 24 条）。しかし、現実には、従来の固定的な性別役割分担意識が依然として根強く残っていることから、社会生活の様々な場面において女性が不利益を受けることが少なからずある。また、夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストー

カー行為等、女性に対する暴力事案等が社会的に問題となるなど、真に男女共同参画社会が実現されているとは言い難い状況にある。

女性の地位向上は、我が国のみならず世界各国に共通した問題意識となっており、国際連合を中心とした国際的な動向をみると、1975 年（昭和 50 年）を「国際婦人年」と定め、これに続く 1976 年から 1985 年までの 10 年間を「国連婦人の 10 年」として位置付け、この間に、女性の問題に関する認識を深めるための活動が各国に奨励されている。また、1979 年に女子差別撤廃条約が採択（1981 年発効、我が国の批准 1985 年）され、1993 年には女性に対する暴力の撤廃に関する宣言が採択されたほか、世界各地で女性会議等の国際会議が開催されるなど、女性の地位向上に向けた様々な取組が国際的な規模で行われている。

我が国においても、従来から、こうした国際的な動向にも配慮しながら、男女共同参画社会の形成の促進に向けた様々な取組が総理府（現内閣府）を中心に展開されてきた。特に、平成 11 年 6 月には、男女共同参画社会の形成の促進を総合的かつ計画的に推進することを目的とする「男女共同参画社会基本法」（平成 11 年法律第 78 号）が制定され、平成 12 年 12 月には、同法に基づいた初めての計画である「男女共同参画基本計画」が策定されている。また、平成 13 年 1 月の中央省庁等改革に際し、内閣府に男女共同参画会議及び男女共同参画局が設置され、男女共同参画社会の形成の促進に関する推進体制が充実・強化された。

なお、女性に対する暴力の関係では、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（平成 12 年法律第 81 号）や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成 13 年法律第 31 号）の制定等、立法的な措置がとられている。

こうした動向等を踏まえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 政策・方針決定過程への女性の参画を拡大していくため、国が率先垂範して取組を進めるとともに、地方公共団体、企業、各種機関・団体等のあらゆる分野へ広く女性の参画促進を呼びかけ、その取組を支援する。（全府省庁）
- ② 男女共同参画の視点に立って様々な社会制度・慣行の見直しを行うとともに、これらを支えてきた人々の意識の改革を図るため、国民的広がりを持った広報・啓発活動を積極的に展開する。また、女性の権利に関係の深い国内法令や、女子差別撤廃条約、女性 2000 年会議の「成果文書」等の国際文書の内容の周知に努める。（全府省庁）
- ③ 女性に対する偏見や差別意識を解消し、固

定的な性別役割分担意識を払拭することを目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。(法務省)

- ④ 性別に基づく固定的な役割分担意識を是正し、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を促進するため、家庭、学校、地域など社会のあらゆる分野において男女平等を推進する教育・学習の充実を図る。また、女性の生涯にわたる学習機会の充実、社会参画の促進のための施策を充実させる。(文部科学省)
- ⑤ 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保等のため、啓発等を行うとともに、働くことを中心に女性の社会参画を積極的に支援するための事業を「女性と仕事の未来館」において実施する。(厚生労働省、文部科学省)
- ⑥ 農山漁村の女性が、男性とともに積極的に参画できる社会を実現するため、家庭及び地域社会において農山漁村の女性の地位向上・方針決定への参画促進のための啓発等を実施する。(農林水産省)
- ⑦ 国の行政機関の策定する広報・出版物等において性にとらわれない表現を促進するとともに、メディアにおける女性の人権の尊重を確保するため、メディアの自主的取組を促しつつ、メディアの特性や技術革新に対応した実効ある対策を進める。(内閣府ほか関係省庁)
- ⑧ 夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対するあらゆる暴力を根絶するための基盤整備を行うとともに、暴力の形態に応じた幅広い取組を総合的に推進する。(内閣府)
- ⑨ 夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、ストーカー行為等女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、厳正な取締りはもとより、被害女性の人権を守る観点から、事情聴取等を被害者の希望に応じた性別の警察官が行えるようにするなど、必要な体制を整備するとともに、事情聴取、相談等に携わる職員の教育訓練を充実する。(警察庁)
- ⑩ 夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等に関する事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し女性の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)
- ⑪ 女性の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人

権相談に積極的に取り組むとともに、平成12年に全国に設置した電話相談「女性の人権ホットライン」を始めとする人権相談体制を充実させる。なお、女性からの人権相談に対しては女性の人権擁護委員や職員が対応するなど相談しやすい体制づくりに努めるほか、必要に応じて関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

- ⑫ 我が国が主導的な役割を果たした結果国連婦人開発基金（UNIFEM）内に設置された「女性に対する暴力撤廃のための信託基金」等、女性の人権擁護にかかわる国際的取組に対して協力する。(外務省)

## (2) 子ども

子どもの人権の尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進などに関しては、既に日本国憲法を始め、児童福祉法や児童憲章、教育基本法などにおいてその基本原理ないし理念が示され、また、国際的にも児童の権利に関する条約等において権利保障の基準が明らかにされ、「児童の最善の利益」の考慮など各種の権利が宣言されている。

しかし、子どもたちを取り巻く環境は、我が国においても懸念すべき状況にある。例えば、少年非行は、現在、戦後第4の多発期にあり、質的にも凶悪化や粗暴化の傾向が指摘されている。一方で、実親等による子に対する虐待が深刻な様相を呈しているほか、犯罪による被害を受ける少年の数が増加している。児童買春・児童ポルノ、薬物乱用など子どもの健康や福祉を害する犯罪也多発している。さらに、学校をめぐっては、校内暴力やいじめ、不登校等の問題が依然として憂慮すべき状況にある。

このような状況を踏まえ、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」（平成11年法律第52号）、「児童虐待の防止等に関する法律」（平成12年法律第82号）の制定など個別立法による対応も進められている。さらに、家庭や地域社会における子育てや学校における教育の在り方を見直していくと同時に、大人社会における利己的な風潮や、金銭を始めとする物質的な価値を優先する考え方などを問い直していくことが必要である。大人たちが、未来を担う子どもたち一人一人の人格を尊重し、健全に育てていくことの大切さを改めて認識し、自らの責任を果たしていくことが求められている。

こうした認識に立って、子どもの人権に係るの深い様々な国内の法令や国際条約の趣旨に沿って、政府のみならず、地方公共団体、地域社会、学校、家庭、民間企業・団体や情報メディア等、社会全体が一体となって相互に連携を図りながら、子どもの人権の尊重及び保護に向け、

以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 子どもを単に保護・指導の対象としてのみとらえるのではなく、基本的人権の享有主体として最大限に尊重されるような社会の実現を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。(法務省)
- ② 学校教育及び社会教育を通じて、憲法及び教育基本法に則り、人権尊重の意識を高める教育の一層の推進に努める。学校教育については、人権教育の充実に向けた指導方法の研究を推進するとともに、幼児児童生徒の人権に十分に配慮し、一人一人を大切にしたい教育指導や学校運営が行われるように努める。その際、自他の権利を大切にすることとともに、社会の中で果たすべき義務や自己責任についての指導に努めていく。社会教育においては、子どもの人権の重要性について正しい認識と理解を深めるため、公民館等における各種学級・講座等による学習機会の充実に努める。(文部科学省)
- ③ 学校教育法及び社会教育法の改正(平成13年7月)の趣旨等を踏まえ、子どもの社会性や豊かな人間性をはぐくむ観点から、全小・中・高等学校等において、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動等の体験活動を積極的に推進する。(文部科学省)
- ④ 校内暴力やいじめ、不登校などの問題の解決に向け、スクールカウンセラーの配置など教育相談体制の充実を始めとする取組を推進する。また、問題行動を起こす児童生徒については、暴力やいじめは許されないという指導を徹底し、必要に応じて出席停止制度の適切な運用を図るとともに、学校・教育委員会・関係機関からなるサポートチームを組織して個々の児童生徒の援助に当たるなど、地域ぐるみの支援体制を整備していく。(文部科学省)
- ⑤ 親に対する家庭教育についての学習機会や情報の提供、子育てに関する相談体制の整備など家庭教育を支援する取組の充実に努める。(文部科学省)
- ⑥ 児童虐待など、児童の健全育成上重大な問題について、児童相談所、学校、警察等の関係機関が連携を強化し、総合的な取組を推進するとともに、啓発活動を推進する。(厚生労働省、文部科学省、警察庁)
- ⑦ 児童買春・児童ポルノ、児童売買といった児童の商業的性的搾取の問題が国際社会の共通の課題となっていることから、児童の権利に関する条約の広報等を通じ、積極的にこの問題に対する理解の促進に取り組む。

(外務省)

- ⑧ 犯罪等の被害に遭った少年に対し、カウンセリング等による支援を行うとともに、少年の福祉を害する犯罪の取締りを推進し、被害少年の救出・保護を図る。(警察庁)
- ⑨ 保育所保育指針における「人権を大切に育てる心」を育てるため、この指針を参考として児童の心身の発達、家庭や地域の実情に応じた適切な保育を実施する。また、保育士や子どもにかかわる指導員等に対する人権教育・啓発の推進を図る。(厚生労働省)
- ⑩ 児童虐待や体罰等の事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し子どもの人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)
- ⑪ 教職員について、養成・採用・研修を通じ、人権尊重意識を高めるなど資質向上を図るとともに、個に応じたきめ細かな指導が一層可能となるよう、教職員配置の改善を進めていく。教職員による子どもの人権を侵害する行為が行われることのないよう厳しい指導・対応を行う。(文部科学省)
- ⑫ 子どもの人権問題の解決を図るため、「子どもの人権専門委員」制度を充実・強化するほか、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、「子どもの人権110番」による電話相談を始めとする人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

### (3) 高齢者

人口の高齢化は、世界的な規模で急速に進んでいる。我が国においては、2015年には4人に1人が65歳以上という本格的な高齢社会が到来すると予測されているが、これは世界に類を見ない急速な高齢化の体験であることから、我が国の社会・経済の構造や国民の意識はこれに追いついておらず、早急な対応が喫緊の課題となっている。

高齢化対策に関する国際的な動きをみると、1982年にウィーンで開催された国連主催による初めての世界会議において「高齢化に関する国際行動計画」が、また、1991年の第46回国連総会において「高齢者のための国連原則」がそれぞれ採択され、翌年1992年の第47回国連総会においては、これらの国際行動計画や国連原則をより一層広めることを促すとともに、各国において高齢化社会の到来に備えた各種の取組が行われることを期待して、1999年(平成11

年)を「国際高齢者年」とする決議が採択された。

我が国においては、昭和 61 年 6 月に閣議決定された「長寿社会対策大綱」に基づき、長寿社会に向けた総合的な対策の推進を図ってきたが、平成 7 年 12 月に高齢社会対策基本法が施行されたことから、以後、同法に基づく高齢社会対策大綱(平成 8 年 7 月閣議決定)を基本として、国際的な動向も踏まえながら、各種の対策が講じられてきた。平成 13 年 12 月には、引き続きより一層の対策を推進するため、新しい高齢社会対策大綱が閣議決定されたところである。

高齢者の人権にかかわる問題としては、高齢者に対する身体的・精神的な虐待やその有する財産権の侵害のほか、社会参加の困難性などが指摘されているが、こうした動向等を踏まえ、高齢者が安心して自立した生活を送れるよう支援するとともに、高齢者が社会を構成する重要な一員として各種の活動に積極的に参加できるよう、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 高齢者の人権についての国民の認識と理解を深めるとともに、高齢者も社会の重要な一員として生き生きと暮らせる社会の実現を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。(法務省)
- ② 「敬老の日」「老人の日」「老人週間」の行事を通じ、広く国民が高齢者の福祉について関心と理解を深める。(厚生労働省)
- ③ 学校教育においては、高齢化の進展を踏まえ、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間といった学校教育活動全体を通じて、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てるとともに、高齢社会に関する基礎的理解や介護・福祉の問題などの課題に関する理解を深めさせる教育を推進する。(文部科学省)
- ④ 高齢者の学習機会の体系的整備並びに高齢者の持つ優れた知識・経験等を生かして社会参加してもらうための条件整備を促進する。(厚生労働省、文部科学省)
- ⑤ 高齢者和其他の世代との相互理解や連帯感を深めるため、世代間交流の機会を充実させる。(内閣府、厚生労働省、文部科学省)
- ⑥ 高齢者が社会で活躍できるよう、ボランティア活動など高齢者の社会参加を促進する。(内閣府、厚生労働省、文部科学省)
- ⑦ 高齢者が長年にわたり培ってきた知識、経験等を活用して働き続けることができる社会を実現するため、定年の引き上げ等による 65 歳までの安定した雇用の確保、再就職の援助、多様な就業機会の確保のための

啓発活動に取り組む。(厚生労働省)

- ⑧ 高齢化が急速に進行している農山漁村において、高齢者が農業生産活動、地域社会活動等において生涯現役を目指し、安心して住み続けられるよう支援する。(農林水産省)
- ⑨ 高齢者に関しては、介護者等による肉体的虐待、心理的虐待、経済的虐待(財産侵害)等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し高齢者の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)
- ⑩ 高齢者の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、高齢者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

#### (4) 障害者

障害者基本法第 3 条第 2 項は、「すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする」と規定しているが、現実には、障害のある人々は様々な物理的又は社会的障壁のために不利益を被ることが多く、その自立と社会参加が阻まれている状況にある。また、障害者への偏見や差別意識が生じる背景には、障害の発生原因や症状についての理解不足がかかわっている場合もある。

障害者問題に関する国際的な動向をみると、国際連合では、1971 年に「知的障害者の権利宣言」、1975 年に「障害者の権利宣言」がそれぞれ採択され、障害者の基本的人権と障害者問題について、ノーマライゼーションの理念に基づく指針が示されたのを始めとして、1976 年の第 31 回総会においては、1981 年(昭和 56 年)を「国際障害者年」とする決議が採択されるとともに、その際併せて採択された「国際障害者年行動計画」が 1979 年に承認されている。また、1983 年から 1992 年までの 10 年間を「国連・障害者の十年」とする宣言が採択され、各国に対し障害者福祉の増進が奨励されたが、「国連・障害者の十年」の終了後は、国連アジア太平洋経済社会委員会(E S C A P)において、1993 年から 2002 年までの 10 年間を「アジア太平洋障害者の十年」とする決議が採択され、更に継続して障害者問題に取り組むこととされている。

我が国においても、このような国際的な動向と合わせ、各種の取組を展開している。まず、

昭和 57 年 3 月に「障害者対策に関する長期計画」が策定されるとともに、同年 4 月には内閣総理大臣を本部長とする障害者対策推進本部（平成 8 年 1 月、障害者施策推進本部に改称）が設置され、障害者の雇用促進や社会的な施設、設備等の充実が図られることとなったが、平成 5 年 3 月には同長期計画を改めた「障害者対策に関する新長期計画」が策定され、また、平成 7 年 12 月には新長期計画の最終年次に合わせて、平成 8 年度から平成 14 年度までの 7 カ年を計画期間とする「障害者プラン」を策定することで、長期的視点に立った障害者施策のより一層の推進が図られている。

こうした動向等を踏まえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 障害者の自立と社会参加をより一層推進し、障害者の「完全参加と平等」の目標に向けて「ノーマライゼーション」の理念を実現するための啓発・広報活動を推進する（障害者の日及び週間を中心とする啓発・広報活動等）。（内閣府）
- ② 障害者に対する偏見や差別意識を解消し、ノーマライゼーションの理念を定着させることにより、障害者の自立と完全参加を可能とする社会の実現を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。（法務省）
- ③ 障害者の自立と社会参加を目指し、盲・聾・養護学校や特殊学級等における教育の充実を図るとともに、障害のある子どもに対する理解と認識を促進するため、小・中学校等や地域における交流教育の実施、小・中学校の教職員等のための指導資料の作成・配布、並びに学校教育関係者及び保護者等に対する啓発事業を推進する。さらに、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間といった学校教育活動全体を通じて、障害者に対する理解、社会的支援や介助・福祉の問題などの課題に関する理解を深めさせる教育を推進する。（文部科学省）
- ④ 障害者の職業的自立意欲の喚起及び障害者の雇用問題に関する国民の理解を促進するため、障害者雇用促進月間を設定し、全国障害者雇用促進大会を開催するなど障害者雇用促進運動を展開する。また、障害者の職業能力の向上を図るとともに、社会の理解と認識を高めるため、身体障害者技能競技大会を開催する。（厚生労働省）
- ⑤ 精神障害者に対する差別、偏見の是正のため、ノーマライゼーションの理念の普及・啓発活動を推進し、精神障害者の人権擁護のため、精神保健指定医、精神保健福祉相談員等に対する研修を実施する。（厚生労働省）

⑥ 障害者に関しては、雇用差別、財産侵害、施設における劣悪な処遇や虐待等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し障害者の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。（法務省）

⑦ 障害者の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、障害者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。（法務省）

⑧ 国連総会で採択された「障害者に関する世界行動計画」の目的実現のためのプロジェクトを積極的に支援するため、「国連障害者基金」に対して協力する。（外務省）

## (5) 同和問題

同和問題は、我が国固有の重大な人権問題であり、その早期解消を図ることは国民的課題でもある。そのため、政府は、これまで各種の取組を展開してきており、特に戦後は、3本の特別立法に基づいて様々な施策を講じてきた。その結果、同和地区の劣悪な生活環境の改善を始めとする物的な基盤整備は着実に成果を上げ、ハード面における一般地区との格差は大きく改善されてきており、物的な環境の劣悪さが差別を再生産するというような状況も改善の方向に進み、差別意識の解消に向けた教育及び啓発も様々な創意工夫の下に推進されてきた。

これらの施策等によって、同和問題に関する国民の差別意識は、「着実に解消に向けて進んでいる」が、「地域により程度の差はあるものの依然として根深く存在している」（平成 11 年 7 月 29 日人権擁護推進審議会答申）ことから、現在でも結婚問題を中心とする差別事象が見られるほか、教育、就職、産業等の面での問題等がある。また、同和問題に対する国民の理解を妨げる「えせ同和行為」も依然として横行しているなど、深刻な状況にある。

地域改善対策特定事業については、平成 14 年 3 月の地対財特法の失効に伴いすべて終了し、今後の施策ニーズには、他の地域と同様に、地域の状況や事業の必要性に応じ所要の施策が講じられる。したがって、今後はその中で対応が図られることとなるが、同和問題の解消を図るための人権教育・啓発については、平成 8 年 5 月の地域改善対策協議会の意見具申の趣旨に留意し、これまでの同和問題に関する教育・啓発活動の中で積み上げられてきた成果等を踏ま

え、同和問題を重要な人権問題の一つとしてとらえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 同和問題に関する差別意識については、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について（平成8年7月26日閣議決定）」に基づき、人権教育・啓発の事業を推進することにより、その解消を図っていく。（文部科学省、法務省）
- ② 学校、家庭及び地域社会が一体となって進学意欲と学力の向上を促進し、学校教育及び社会教育を通じて同和問題の解決に向けた取組を推進していく。（文部科学省）
- ③ 同和問題に関する偏見や差別意識を解消し、同和問題の早期解決を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。（法務省）
- ④ 雇用主に対して就職の機会均等を確保するための公正な採用選考システムの確立が図られるよう指導・啓発を行う。（厚生労働省）
- ⑤ 小規模事業者の産業にかかわりの深い業種等に対して、人権尊重の理念を広く普及させ、その理解を深めるための啓発事業を実施する。（経済産業省）
- ⑥ 都道府県及び全国農林漁業団体が、農林漁業を振興する上で阻害要因となっている同和問題を始めとした広範な人権問題に関する研修会等の教育・啓発活動を、農漁協等関係農林漁業団体の職員を対象に行う。（農林水産省）
- ⑦ 社会福祉施設である隣保館においては、地域改善対策協議会意見具申（平成8年5月17日）に基づき、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして総合的な活動を行い、更なる啓発活動を推進する。また、地域における人権教育を推進するための中核的役割を期待されている社会教育施設である公民館等とも、積極的な連携を図る。（厚生労働省、文部科学省）
- ⑧ 同和問題解決の阻害要因となっている「えせ同和行為」の排除に向け、啓発等の取組を推進する。（法務省ほか関係省庁）
- ⑨ 同和問題に関しては、結婚や就職等における差別、差別落書き、インターネットを利用した差別情報の掲載等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し同和問題に対する正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。（法務省）
- ⑩ 同和問題に係る人権問題の解決を図るた

め、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、同和問題に関し人権侵害を受けたとする者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。（法務省）

## (6) アイヌの人々

アイヌの人々は、少なくとも中世末期以降の歴史の中では、当時の「和人」との関係において北海道に先住していた民族であり、現在においてもアイヌ語等を始めとする独自の文化や伝統を有している。しかし、アイヌの人々の民族としての誇りの源泉であるその文化や伝統は、江戸時代の松前藩による支配や、維新後の「北海道開拓」の過程における同化政策などにより、今日では十分な保存、伝承が図られているとは言い難い状況にある。また、アイヌの人々の経済状況や生活環境、教育水準等は、これまでの北海道ウタリ福祉対策の実施等により着実に向上してきているものの、アイヌの人々が居住する地域において、他の人々となお格差があることが認められるほか、結婚や就職等における偏見や差別の問題がある。

このような状況の下、平成7年3月、内閣官房長官の私的諮問機関として「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」が設置され、法制度の在り方を含め今後のウタリ対策の在り方について検討が進められることとなり、同懇談会から提出された報告書の趣旨を踏まえて、平成9年5月、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（平成9年法律第52号）が制定された。現在、同法に基づき、アイヌに関する総合的かつ実践的な研究、アイヌ語を含むアイヌ文化の振興及びアイヌの伝統等に関する知識の普及啓発を図るための施策が推進されている。

こうした動向等を踏まえ、国民一般がアイヌの人々の民族としての歴史、文化、伝統及び現状に関する認識と理解を深め、アイヌの人々の人権を尊重するとの観点から、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統及びアイヌ文化に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策を推進する。（文部科学省、国土交通省）
- ② アイヌの人々に対する偏見や差別意識を解消し、その固有の文化や伝統に対する正しい認識と理解を深め、アイヌの人々の尊厳を尊重する社会の実現を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。（法務省）
- ③ 学校教育では、アイヌの人々について、社

会科等において取り上げられており、今後とも引き続き基本的人権の尊重の観点に立った教育を推進するため、教職員の研修を推進する。(文部科学省)

- ④ 各高等教育機関等におけるアイヌ語やアイヌ文化に関する教育研究の推進に配慮する。(文部科学省)
- ⑤ 生活館において、アイヌの人々の生活の改善向上・啓発等の活動を推進する。(厚生労働省)
- ⑥ アイヌの人々に関しては、結婚や就職等における差別等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対しアイヌの人々の人権の重要性及びアイヌの文化・伝統に対する正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)
- ⑦ アイヌの人々の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、アイヌの人々が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

## (7) 外国人

近年の国際化時代を反映して、我が国に在留する外国人は年々急増している。日本国憲法は、権利の性質上、日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、我が国に在留する外国人についても、等しく基本的人権の享有を保障しているところであり、政府は、外国人の平等の権利と機会の保障、他国の文化・価値観の尊重、外国人との共生に向けた相互理解の増進等に取り組んでいる。

しかし、現実には、我が国の歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人等をめぐる問題のほか、外国人に対する就労差別や入居・入店拒否など様々な人権問題が発生している。その背景には、我が国の島国という地理的条件や江戸幕府による長年にわたる鎖国の歴史等に加え、他国の言語、宗教、習慣等への理解不足からくる外国人に対する偏見や差別意識の存在などが挙げられる。これらの偏見や差別意識は、国際化の著しい進展や人権尊重の精神の国民への定着、様々な人権教育・啓発の実施主体の努力により、外国人に対する理解が進み、着実に改善の方向に向かっていると考えられるが、未だに一部に問題が存在している。

以上のような認識に立ち、外国人に対する偏見や差別意識を解消し、外国人の持つ文化や多様性を受け入れ、国際的視野に立って一人一人

の人権が尊重されるために、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 外国人に対する偏見や差別意識を解消し、外国人の持つ文化、宗教、生活習慣等における多様性に対して寛容な態度を持ち、これを尊重するなど、国際化時代にふさわしい人権意識を育てることを目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。(法務省)
- ② 学校においては、国際化の著しい進展を踏まえ、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間といった学校教育活動全体を通じて、広い視野を持ち、異文化を尊重する態度や異なる習慣・文化を持った人々と共に生きていく態度を育成するための教育の充実を図る。また、外国人児童生徒に対して、日本語の指導を始め、適切な支援を行っていく。(文部科学省)
- ③ 外国人に関しては、就労における差別や入居・入店拒否、在日韓国・朝鮮人児童・生徒への暴力や嫌がらせ等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し外国人の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)
- ④ 外国人の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、通訳を配置した外国人のための人権相談所を開設するなど、人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

## (8) HIV感染者・ハンセン病患者等

医学的に見て不正確な知識や思いこみによる過度の危機意識の結果、感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ、患者、元患者や家族に対する様々な人権問題が生じている。感染症については、まず、治療及び予防といった医学的な対応が不可欠であることは言うまでもないが、それとともに、患者、元患者や家族に対する偏見や差別意識の解消など、人権に関する配慮も欠かせないところである。

### ア HIV感染者等

HIV感染症は、進行性の免疫機能障害を特徴とする疾患であり、HIVによって引き起こされる免疫不全症候群のことを特にエイズ(AIDS)と呼んでいる。エイズは、1981年(昭和56年)にアメリカ合衆国で最初の症例が報告されて以来、その広がり世界的に深刻な状況にあるが、我が

国においても昭和 60 年 3 月に最初の患者が発見され、国民の身近な問題として急速にクローズアップされてきた。

エイズ患者やH I V感染者に対しては、正しい知識や理解の不足から、これまで多くの偏見や差別意識を生んできたが、そのことが原因となって、医療現場における診療拒否や無断検診のほか、就職拒否や職場解雇、アパートへの入居拒否・立ち退き要求、公衆浴場への入場拒否など、社会生活の様々な場面で人権問題となって現れている。しかし、H I V感染症は、その感染経路が特定している上、感染力もそれほど強いものでないことから、正しい知識に基づいて通常の日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はなく、また、近時の医学的知識の蓄積と新しい治療薬の開発等によってエイズの発症を遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能になってきている。

政府としては、基本的人権尊重の観点から、すべての人の生命の尊さや生存することの大切さを広く国民に伝えとともに、エイズ患者やH I V感染者との共存・共生に関する理解を深める観点から、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① H I V感染症等に関する啓発資料の作成・配布、各種の広報活動、世界エイズデーの開催等を通じて、H I V感染症等についての正しい知識の普及を図ることにより、エイズ患者やH I V感染者に対する偏見や差別意識を解消し、H I V感染症及びその感染者等への理解を深めるための啓発活動を推進する。(法務省、厚生労働省)
- ② 学校教育においては、エイズ教育の推進を通じて、発達段階に応じて正しい知識を身に付けることにより、エイズ患者やH I V感染者に対する偏見や差別をなくすとともに、そのための教材作成や教職員の研修を推進する。(文部科学省)
- ③ 職場におけるエイズ患者やH I V感染者に対する誤解等から生じる差別の除去等のためのエイズに関する正しい知識を普及する。(厚生労働省)
- ④ エイズ患者やH I V感染者に関しては、日常生活、職場、医療現場等における差別、プライバシー侵害等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対しエイズ患者やH I V感染者の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓

発活動を実施する。(法務省)

- ⑤ エイズ患者やH I V感染者の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、相談内容に関する秘密維持を一層厳格にするなどエイズ患者やH I V感染者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

## イ ハンセン病患者・元患者等

ハンセン病は、らい菌による感染症であるが、らい菌に感染しただけでは発病する可能性は極めて低く、発病した場合であっても、現在では治療方法が確立している。また、遺伝病でないことも判明している。

したがって、ハンセン病患者を隔離する必要は全くないものであるが、従来、我が国においては、発病した患者の外見上の特徴から特殊な病気として扱われ、古くから施設入所を強制する隔離政策が採られてきた。この隔離政策は、昭和 28 年に改正された「らい予防法」においても引き続き維持され、さらに、昭和 30 年代に至ってハンセン病に対するそれまでの認識の誤りが明白となった後も、依然として改められることはなかった。平成 8 年に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行され、ようやく強制隔離政策は終結することとなるが、療養所入所者の多くは、これまでの長期間にわたる隔離などにより、家族や親族などとの関係を絶たれ、また、入所者自身の高齢化等により、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難な状況にある。

このような状況の下、平成 13 年 5 月 11 日、ハンセン病患者に対する国の損害賠償責任を認める下級審判決が下されたが、これが大きな契機となって、ハンセン病問題の重大性が改めて国民に明らかにされ、国によるハンセン病患者及び元患者に対する損失補償や、名誉回復及び福祉増進等の措置が図られつつある。

政府としては、ハンセン病患者・元患者等に対する偏見や差別意識の解消に向けて、より一層の強化を図っていく必要があり、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① ハンセン病に関する啓発資料の作成・配布、各種の広報活動、ハンセン病資料館の運営等を通じて、ハンセン病についての正しい知識の普及を図ることにより、ハンセン病に対する偏見や差別意識を解消し、ハンセン病及びその感染者への理

解を深めるための啓発活動を推進する。  
学校教育及び社会教育においても、啓発資料の適切な活用を図る。(法務省、厚生労働省、文部科学省)

- ② ハンセン病患者・元患者等に関しては、入居拒否、日常生活における差別や嫌がらせ、社会復帰の妨げとなる行為等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対しハンセン病に関する正しい知識とハンセン病患者・元患者等の人権の重要性について理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)

- ③ ハンセン病患者・元患者等の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組む。特に、ハンセン病療養所の入所者等に対する人権相談を積極的に行い、入所者の気持ちを理解し、少しでも心の傷が癒されるように努める。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

## (9) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対しては、本人に真しな更生の意欲がある場合であっても、国民の意識の中に根強い偏見や差別意識があり、就職に際しての差別や住居等の確保の困難など、社会復帰を目指す人たちにとって現実には極めて厳しい状況にある。

刑を終えて出所した人が真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が欠かせないことから、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消し、その社会復帰に資するための啓発活動を今後も積極的に推進する必要がある。

## (10) 犯罪被害者等

近時、我が国では、犯罪被害者やその家族の人権問題に対する社会的関心が大きな高まりを見せており、犯罪被害者等に対する配慮と保護を図るための諸方策を講じることが課題となっている。

犯罪被害者等の権利の保護に関しては、平成12年に犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の制定、刑事訴訟法や検察審査会法、少年法の改正等一連の法的措置によって、司法手続における改善が図られたほか、平成13年には犯罪被害者等給付金支給法が改正されたところであり、今後、こ

うした制度の適正な運用が求められる。

また、犯罪被害者等をめぐる問題としては、マスメディアによる行き過ぎた犯罪の報道によるプライバシー侵害や名誉毀損、過剰な取材による私生活の平穩の侵害等を挙げることができる。犯罪被害者は、その置かれた状況から自ら被害を訴えることが困難であり、また、裁判に訴えようとしても訴訟提起及びその追行に伴う負担が重く、泣き寝入りせざるを得ない場合が少なくない。

こうした動向等を踏まえ、マスメディアの自主的な取組を喚起するなど、犯罪被害者等の人権擁護に資する啓発活動を推進する必要がある。

## (11) インターネットによる人権侵害

インターネットには、電子メールのような特定人間の通信のほかに、ホームページのような不特定多数の利用者に向けた情報発信、電子掲示板を利用したネットニュースのような不特定多数の利用者間の反復的な情報の受発信等がある。いずれも発信者に匿名性があり、情報発信が技術的・心理的に容易にできるといった面があることから、例えば、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等の個人や集団にとって有害な情報の掲載、少年被疑者の実名・顔写真の掲載など、人権にかかわる問題が発生している。

憲法の保障する表現の自由に十分配慮すべきことは当然であるが、一般に許される限度を超えて他人の人権を侵害する悪質な事案に対しては、発信者が判明する場合は、同人に対する啓発を通じて侵害状況の排除に努め、また、発信者を特定できない場合は、プロバイダーに対して当該情報等の停止・削除を申し入れるなど、業界の自主規制を促すことにより個別的な対応を図っている。

こうした動向等を踏まえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 一般のインターネット利用者やプロバイダー等に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めることが肝要であり、そのため広く国民に対して啓発活動を推進する。(法務省)
- ② 学校においては、情報に関する教科において、インターネット上の誤った情報や偏った情報をめぐる問題を含め、情報化の進展が社会にもたらす影響について知り、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解させるための教育の充実を図る。(文部科学省)

## (12) その他

以上の類型に該当しない人権問題、例えば、

同性愛者への差別といった性的指向に係る問題や新たに生起する人権問題など、その他の課題についても、それぞれの問題状況に応じて、その解決に資する施策の検討を行う。

### 3 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等

人権教育・啓発の推進に当たっては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の取組が不可欠である。

国連 10 年国内行動計画においては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者として、検察職員、矯正施設・更生保護関係職員等、入国管理関係職員、教員・社会教育関係職員、医療関係者、福祉関係職員、海上保安官、労働行政関係職員、消防職員、警察職員、自衛官、公務員、マスメディア関係者の 13 の業種に従事する者を掲げ、これらの者に対する研修等における人権教育・啓発の充実に努めるものとしている。これを受けて関係各府省庁では、それぞれ所要の取組が実施されているところであるが、このような関係各府省庁の取組は今後とも充実させる方向で積極的に推進する必要がある。その際、例えば、研修プログラムや研修教材の充実を図ることなどが望まれる。

また、議会関係者や裁判官等についても、立法府及び司法府において同様の取組があれば、行政府としての役割を踏まえつつも、情報の提供や講師の紹介等可能な限りの協力に努めるものとする。

## 4 総合的かつ効果的な推進体制等

### (1) 実施主体の強化及び周知度の向上

人権教育・啓発を効果的に推進するためには、人権教育・啓発の実施主体の体制を質・量の両面にわたって充実・強化していく必要がある。特に、各地域に密着した効果的な人権啓発を行うためには、現在、全国に約 14,000 名配置されている人権擁護委員の活用が有効かつ不可欠であるが、その際、適正な人材の確保・配置などにも配慮し、その基盤整備を図る必要がある。

また、法務省の人権擁護機関を始めとする実施主体に関する国民一般の認識は、世論調査の結果等によれば、十分とは言えない。一般に、実施主体の組織及び活動について啓発対象者が十分な認識を持っていればいるほど、啓発効果も大きなものを期待することができることから、各実施主体は、広報用のパンフレットを作成したり、ホームページを開設するなど、平素から積極的な広報活動に努めるべきである。

### (2) 実施主体間の連携

#### ア 既存組織の強化

人権教育・啓発の推進に関しては、現在、様々な分野で連携を図るための工夫が凝ら

されているが、今後ともこれらを充実させていくことが望まれる。

特に、国における「人権教育・啓発に関する中央省庁連絡協議会」（平成 12 年 9 月 25 日、関係府省庁の事務次官等申合せにより設置）及び地方における「人権啓発活動ネットワーク協議会」（人権啓発活動ネットワーク事業の一環として、法務省が平成 10 年度からその構築を進めており、既に全都道府県に設置されているほか、市町村レベルについても、各法務局、地方法務局の直轄及び課制支局管内を中心に設置が進められている）は、人権教育・啓発一般にかかわる連携のための横断的な組織であって、人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図る上で大きな役割を担っており、その組織力や活動の充実強化等、更なる整備・発展を図っていくべきである。

#### イ 新たな連携の構築

人権教育・啓発をより一層総合的かつ効果的に推進していくためには、既存組織の連携の強化のみならず、新たな連携の構築も視野に入れる必要がある。例えば、対象者の発達段階に応じた人権教育・啓発を円滑に実施するためには、幼稚園、小・中・高等学校などの学校教育機関及び公民館などの社会教育機関と、法務局・地方法務局、人権擁護委員などの人権擁護機関との間における連携の構築が重要である。

また、女性、子ども、高齢者等の各人権課題ごとに、関係する様々な機関において、その特質を踏まえた各種の取組が実施されているところであるが、これらをより総合的かつ効果的に推進するためには、これら関係機関の一層緊密な連携を図ることが重要であり、各人権課題・分野等に即して、より柔軟かつ幅広い連携の在り方が検討されるべきである。

さらに、人権擁護の分野においては、公益法人や民間のボランティア団体、企業等が多種多様な活動を行っており、今後とも人権教育・啓発の実施主体として重要な一翼を担っていくことが期待されるが、そのような観点からすれば、これら公益法人や民間団体、企業等との関係においても、連携の可能性やその範囲について検討していくべきである。なお、連携に当たっては、教育・啓発の中立性が保たれるべきであることは当然のことである。

### (3) 担当者の育成

国及び地方公共団体は、研修等を通じて、人権教育・啓発の担当者の育成を図ることが重要である。

また、日常生活の中で人権感覚を持って行動できる人材を育成するため、社会教育において推進している事業で得た成果や（財）人権教育啓発推進センターなどの専門機関の豊富な知識と経験等を活用し、人権教育・啓発の担当者の育成を図るための研修プログラムの策定についても検討すべきである。なお、国及び地方公共団体が研修を企画・実施する場合において、民間の専門機関を活用するに当たっては、教育・啓発の中立性に十分配慮する必要がある。

さらに、人権教育・啓発の担当者として、日頃から人権感覚を豊かにするため、自己研鑽に努めることが大切であり、主体的な取組を促していくことが重要である。

#### (4) 文献・資料等の整備・充実

人権に関する文献や資料等は、効果的な人権教育・啓発を実施していく上で不可欠のものであるから、その整備・充実に努めることが肝要である。そして、人権教育・啓発の各実施主体等関係諸機関が保有する資料等については、その有効かつ効率的な活用を図るとの観点から、各機関相互における利用を促進するための情報ネットワーク化を検討するほか、多くの人々がこうした情報にアクセスしやすい環境の整備・充実に努めることが望まれる。

また、人権に関する国内外の情勢は時の経過とともに変遷するものであるから、時代の流れを反映した文書等、国内外の新たな文献や資料等の収集・整備を図るとともに、従来必ずしも調査研究が十分でなかった分野等に関するものについても、積極的に収集に努める必要がある。

さらに、人権に関する各種蔵書やこれまでに地方公共団体が作成した各種の啓発冊子、ポスター、ビデオなどで構成されている（財）人権教育啓発推進センターの「人権ライブラリー」の充実を図り、人権教育・啓発に関する文献・資料の活用に関する環境の向上に資することが重要である。

#### (5) 内容・手法に関する調査・研究

##### ア 既存の調査・研究の活用

企業、民間団体等が実施した人権教育・啓発の内容・手法に関する調査・研究は、斬新な視点（例えば、ターゲットを絞って、集中的かつ綿密な分析を行うなど）からのアプローチが期待でき、その調査・研究の手法を含めた成果等を活用することにより、より効果的な啓発が期待できる。

また、地方公共団体は、これまで様々な人権問題の啓発に取り組んできており、その啓発手法等に関する調査・研究には多大の実績がある。これらの調査・研究の成果等は、地域の実情、特性を踏まえた地域住

民の人権意識の高揚を図る観点から取り組まれたものとして、各地域の実情を反映した参考とすべき多くの視点が含まれている。

さらに、日本国内における人権に関する調査・研究の成果等とは別に、諸外国における調査・研究の成果等を活用することも、次のような意味にかんがみて、十分検討に値するものである。

① 人権擁護に関する制度的な差異に着目して啓発手法の比較検討ができ、新たな手法創出の参考となる。

② 調査・研究の成果等から諸外国における国民、住民の人権意識の状況等を知ることができ、我が国の人権状況の把握に資する。

##### イ 新たな調査・研究等

より効果的な啓発内容及び啓発手法に関する新たな調査・研究も必要であるが、そのための条件整備の一環として、啓発内容及び啓発手法に関する開発スタッフ等の育成が重要である。

また、民間における専門機関等には、啓発のノウハウについて豊富な知識と経験を有するスタッフにより、多角的な視点から効果的な啓発内容及び啓発手法を開発することを期待することができることから、これら民間の専門機関等への開発委託を行うほか、共同開発を推進することも望まれる。

##### ウ その他

調査・研究及び開発された人権教育・啓発の内容・手法を実際に人権啓発フェスティバル等において実践し、その啓発効果等を検証する仕組みについても検討する必要がある。

#### (6) (財) 人権教育啓発推進センターの充実

（財）人権教育啓発推進センターには、民間団体としての特質を生かした人権教育・啓発活動を総合的に行うナショナルセンターとしての役割が期待されている。

そこで、その役割を十分に果たすため、組織・機構の整備充実、人権課題に関する専門的知識を有するスタッフの育成・確保など同センターの機能の充実を図るとともに、人権ライブラリーの活用、人権啓発指導者養成研修のプログラムや人権教育・啓発に関する教材や資料の作成など、同センターにおいて実施している事業のより一層の充実が必要である。

なお、（財）人権教育・啓発推進センターの充実に当たっては、民間団体としての特質を十分生かした方策とするとともに、政府において検討が進められている公益法人に関する改革と整合的なものとなるよう十分配慮する必要がある。

## (7) マスメディアの活用等

### ア マスメディアの活用

人権教育・啓発の推進に当たって、教育・啓発の媒体としてマスメディアの果たす役割は極めて大きいことから、より多くの国民に効果的に人権尊重の理念の重要性を伝えるためには、マスメディアの積極的な活用が不可欠である。

マスメディアには、映像、音声、文字を始め多種多様な媒体があり、各々その特性があることから、媒体の選定に当たっては当該媒体の特性を十分考慮し、その効用を最大限に活用することが重要である。

### イ 民間のアイディアの活用

人権教育・啓発に関するノウハウについて、民間は豊富な知識と経験を有しており、多角的な視点から、より効果的な手法を駆使した教育・啓発の実施が期待できることから、その積極的な活用が望まれる。また、民間の活用にあたっては、委託方式も視野に入れ、より効果を高めていく努力をするとともに、教育・啓発の中立性に十分配慮する必要がある。

### ウ 国民の積極的参加意識の醸成

人権教育・啓発を効果的に行うためには、広く国民に対して自然な形で人権問題について興味を持ってもらう手法が有意義である。そのような手法の一つとして、現在でも、例えば、人権標語、人権ポスター図案の作成等について一般国民からの募集方式を導入し、優秀作品に対して表彰を行うとともに、優秀作品の積極的な活用に努めているところであるが、今後とも、創意工夫を凝らしながら、積極的に推進する必要がある。

## (8) インターネット等IT関連技術の活用

近年、情報伝達の媒体としてのインターネットは長足の進歩を遂げ、更に急速な発展が続いている。そこで、高度情報化時代におけるインターネットの特性を活用して、広く国民に対して、多種多様な人権関係情報（例えば、条約、法律、答申、条例、各種啓発資料（冊子、リーフレット、ポスター、ビデオ等））を提供するとともに、基本的人権の尊重の理念を普及高揚させるための人権啓発活動（例えば、世界人権宣言の内容紹介、各種人権問題の現況及びそれらに対する取組の実態の紹介、その他人権週間行事など各種イベントの紹介等）を推進する。

また、人権教育・啓発に関する情報に対して、多くの人々が容易に接し、活用することができるよう、人権教育・啓発の実施主体によるホームページの開設、掲載内容の充実、リンク集の開発、情報端末の効果的な利用なども望まれる。

## 第5章 計画の推進

### 1 推進体制

政府は、人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進を図るため、法務省及び文部科学省を中心とする関係各府省庁の緊密な連携の下に本基本計画を推進する。その具体的な推進にあたっては、「人権教育・啓発中央省庁連絡協議会」を始めとする各種の連携のための場を有効に活用するものとする。

関係各府省庁は、本基本計画の趣旨を十分に踏まえて、その所掌に属する施策に関する実施体制の整備・充実を図るなど、その着実かつ効果的な実施を図る。

### 2 地方公共団体等との連携・協力

人権教育・啓発の推進については、地方公共団体や公益法人、民間団体、企業等の果たす役割が極めて大きい。これらの団体等が、それぞれの分野及び立場において、必要に応じて有機的な連携を保ちながら、本基本計画の趣旨に沿った自主的な取組を展開することを期待するとともに、本基本計画の実施にあたっては、これらの団体等の取組や意見にも配慮する必要がある。

また、地方公共団体に対する財政支援については、「国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。」（人権教育・啓発推進法第9条）との趣旨を踏まえ、適切に対応していく。

さらに、国際的な潮流を十分に踏まえ、人権の分野における国際的取組に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

### 3 計画のフォローアップ及び見直し

人権教育・啓発に関する国会への年次報告書（白書）の作成・公表等を通じて、前年度の人権教育・啓発に関する施策の実施状況を点検し、その結果を以後の施策に適正に反映させるなど、基本計画のフォローアップに努めるものとする。

また、我が国の人権をめぐる諸状況や人権教育・啓発の現状及び国民の意識等について把握するよう努めるとともに、国内の社会経済情勢の変化や国際的潮流の動向等に適切に対応するため、必要に応じて本基本計画の見直しを行う。

### 3 学習指導要領における人権教育に関連した内容等の例

※ 人権教育は学校の教育活動全体を通じて推進されるものである。以下は、学習指導要領の中から、人権教育とかかわりのある主な内容等を抜粋したものであり、あくまで例示である。

#### 幼稚園教育要領〔平成20年3月告示〕

##### ねらい及び内容

###### 〔人間関係〕

###### ○ ねらい

- ・ 身近な人と親しみ、かかわりを深め、愛情や信頼感をもつ。

###### ○ 内 容

- ・ 友達と積極的に関わりながら喜びや悲しみを共感し合う。
- ・ 自分の思ったことを相手に伝え、相手の思っていることに気付く。
- ・ 友達のよさに気付き、一緒に活動する楽しさを味わう。
- ・ 友達との関わりを深め、思いやりをもつ。

#### 学習指導要領〔小・中学校；平成20年3月告示〕 〔高等学校；平成11年3月告示〕

##### 総 則

###### ○ 教育課程編成の一般方針

###### 【小学校】

- ・ 道德教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、…、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、進んで平和的な国際社会に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道德性を養うことを目標とする。
- ・ 道德教育を進めるに当たっては、教師と児童及び児童相互の人間関係を深めるとともに、児童が自己の生き方についての考えを深め、家庭や地域社会との連携を図りながら、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して児童の内面に根ざした道德性の育成が図られるよう配慮しなければならない。その際、特に児童が基本的な生活上のきまりを身に付け、善悪を判断し、人間としてしてはならないことをしないようにすることなどに配慮しなければならない。

### 【中学校】

- ・ 道德教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、…、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、進んで平和的な国際社会に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道德性を養うことを目標とする。
- ・ 道德教育を進めるに当たっては、教師と生徒及び生徒相互の人間関係を深めるとともに、生徒が道德的価値に基づいた人間としての生き方についての自覚を深め、家庭や地域社会との連携を図りながら、職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して生徒の内面に根ざした道德性の育成が図られるよう配慮しなければならない。その際、特に生徒が自他の生命を尊重し、規律ある生活ができ、自分の将来を考え、法やきまりの意義の理解を深め、主体的に社会の形成に参画し、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けるようにすることなどに配慮しなければならない。

### 【高等学校】

- ・ 道德教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、…、民主的な社会及び国家の発展に努め、進んで平和的な国際社会に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道德性を養うことを目標とする。
- ・ 道德教育を進めるに当たっては、特に、道德的実践力を高めるとともに、自律の精神や社会連帯の精神及び義務を果たし責任を重んずる態度や人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養うための指導が適切に行われるよう配慮しなければならない。

## ○ 指導計画の作成等／教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

### 【小学校】

- ・ 日ごろから学級経営の充実を図り、教師と児童の信頼関係及び児童相互の好ましい人間関係を育てるとともに児童理解を深め、生徒指導の充実を図ること。
- ・ …、小学校間、幼稚園や保育所、中学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。

### 【中学校】

- ・ 教師と生徒の信頼関係及び生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに生徒理解を深め、生徒が自主的に判断、行動し積極的に自己を生かしていくことができるよう、生徒指導の充実を図ること。

- ・ …，中学校間や小学校，高等学校，特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに，障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。

### 【高等学校】

- ・ 教師と生徒の信頼関係及び生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに生徒理解を深め，生徒が主体的に判断，行動し積極的に自己を生かしていくことができるよう，生徒指導の充実を図ること。
- ・ …，高等学校間や中学校，盲学校，聾<sup>ろう</sup>学校及び養護学校などとの間の連携や交流を図るとともに，障害のある幼児児童生徒や高齢者などとの交流の機会を設けること。

## 各教科

### 〔国語〕

#### ○ 指導計画の作成と内容の取扱い

#### 【小学校】

- ・ 教材は，次のような観点に配慮して取り上げること。  
～ 生命を尊重し，他人を思いやる心を育てるのに役立つこと。

### 〔社会，地理歴史・公民〕

#### ○ 内 容

#### 【小学校（社会）】

- ・ 我が国の政治の働きについて，次のことを調査したり資料を活用したりして調べ，…，現在の我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることを考えるようにする。  
～ 日本国憲法は，…，国民としての権利及び義務など国家や国民生活の基本を定めていること。（第6学年）
- ・ 世界の中の日本の役割について，次のことを調査したり地図や地球儀，資料などを活用したりして調べ，…，外国の人々と共に生きていくためには異なる文化や習慣を理解し合うことが大切であること…を考えるようにする。  
～ 我が国と経済や文化などの面でつながりが深い人々の生活の様子（第6学年）

### 【中学校（社会〔公民的分野〕）】

- ・ 人間は本来社会的存在であることに着目させ、社会生活における物事の決定の仕方、きまりの意義について考えさせ、現代社会をとらえる見方や考え方の基礎として、対立と合意、効率と公正などについて理解させる。その際、個人の尊厳と両性の本質的平等、契約の重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任などに気付かせる。
- ・ 人間の尊重についての考え方を、基本的人権を中心に深めさせるとともに、法の意義を理解させ、民主的な社会生活を営むためには、法に基づく政治が大切であることを理解させ、我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義について考えさせる。また、日本国憲法が基本的人権の尊重、国民主権及び平和主義を基本的原則としていることについての理解を深め、…。

### 【高等学校（地理歴史〔日本史A・B〕）】

- ・ 第二次世界大戦後の国際関係の推移に着目して、…、新憲法の成立、…など我が国の再出発…について考察させる。

### 【高等学校（公民〔現代社会〕）】

- ・ 基本的人権の保障…について理解を深めさせ、日本国憲法の基本的原則について国民生活とのかかわりから認識を深めさせるとともに…。また、生命の尊重、自由・権利と責任・義務、人間の尊厳と平等、法と規範などについて考えさせ、民主社会において自ら生きる倫理について自覚を深めさせる。
- ・ …人権…に関する国際法の意義…について理解させ、…。

### 【高等学校（公民〔倫理〕）】

- ・ 人間の尊厳と生命への畏敬、自然や科学技術と人間とのかかわり、民主社会における人間の在り方、社会参加と奉仕、自己実現と幸福などについて、倫理的な見方や考え方を身に付けさせ、他者と共に生きる自己の生き方にかかわる課題として考えを深めさせる。

### 【高等学校（政治・経済）】

- ・ 現代の日本の政治及び国際政治の動向について関心を高め、基本的人権…を尊重し擁護することの意義を理解させるとともに、…。
  - ～ …人権保障と法の支配、権利と義務の関係…について理解させ、…。
  - ～ …人権…などに関する国際法の意義…について理解させ、…。

## 道 徳

### ○ 内 容

#### 【小学校】

- ・ 生きることを喜び、生命を大切にする心をもつ。(第1・2学年)
- ・ 生命の尊さを感じ取り、生命あるものを大切にする。(第3・4学年)
- ・ 生命がかけがえのないものであることを知り、自他の生命を尊重する。(第5・6学年)
- ・ 約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切にする。(第1・2学年)
- ・ 約束や社会のきまりを守り、公德心をもつ。(第3・4学年)
- ・ 公德心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切にしながら進んで義務を果たす。(第5・6学年)
- ・ だれに対しても差別をすることや偏見をもつことなく公正、公平にし、正義の実現に努める。(第5・6学年)
- ・ 身近な集団に進んで参加し、自分の役割を自覚し、協力して主体的に役割を果たす。(第5・6学年)

#### 【中学校】

- ・ 生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重する。
- ・ 法やきまりの意義を理解し、<sup>じゅん</sup>遵守するとともに、自他の権利を重んじ義務を確実に果たして、社会の秩序と規律を高めるように努める。
- ・ 公德心及び社会連帯の自覚を高め、よりよい社会の実現に努める。
- ・ 正義を重んじ、だれに対しても公正、公平にし、差別や偏見のない社会の実現に努める。

## 特 別 活 動

### [学級活動・ホームルーム活動]

#### 【小学校（学級活動）】

### ○ 目 標

- ・ 学級活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員として学級や学校におけるよりよい生活づくりに参画し、諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度や、健全な生活態度を育てる。

## ○ 内 容

- ・ 学級や学校における生活上の諸問題の解決（共通事項）
- ・ 希望や目標をもって生きる態度の形成（共通事項）
- ・ 望ましい人間関係の育成（共通事項）

### 【中学校（学級活動）】

## ○ 目 標

- ・ 学級活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員として学級や学校におけるよりよい生活づくりに参画し、諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度や、健全な生活態度を育てる。

## ○ 内 容

- ・ 学級や学校における生活上の諸問題の解決
- ・ 自己及び他者の個性の理解と尊重
- ・ 社会の一員としての自覚と責任
- ・ 男女相互の理解と協力
- ・ 望ましい人間関係の確立

### 【高等学校（ホームルーム活動）】

## ○ 内 容

- ・ ホームルーム活動においては、学校における生徒の基礎的な生活集団として編成したホームルームを単位として、ホームルームや学校の生活への適応を図るとともに、その充実と向上、生徒が当面する諸課題への対応及び健全な生活態度の育成に資する活動を行うこと。
  - ～ ホームルームや学校における生活上の諸問題の解決，ホームルーム内の組織づくりと自主的な活動，学校における多様な集団の生活の向上など
  - ～ …，自己及び他者の個性の理解と尊重，社会生活における役割の自覚と自己責任，男女相互の理解と協力，コミュニケーション能力の育成と人間関係の確立…など
  - ～ …，生命の尊重…など

# 資 料

## 目 次

- 1 人権教育の指導方法等に関する調査研究実施要項・・・・・・・・ 1
- 2 平成18・19年度人権教育の指導方法等に関する調査研究会議  
委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 人権教育の指導方法等に関する調査研究会議における審議  
の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

# 人権教育の指導方法等に関する調査研究実施要項

〔平成 18 年度〕平成 18 年 4 月 3 日 初等中等教育局長決定  
〔平成 19 年度〕平成 19 年 4 月 2 日 初等中等教育局長決定

## 1 趣 旨

人権尊重社会の実現に向け、「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成 14 年 3 月閣議決定）に基づき、学校における人権教育を推進するため、学習指導要領等を踏まえた指導方法の望ましい在り方等について調査研究を行う。

## 2 調査研究事項

人権を取り巻く諸情勢を踏まえつつ、以下の事項について調査研究を行う。

- （１）学校における人権教育の指導方法の在り方について
- （２）学校における人権教育に関する学習教材の在り方について
- （３）その他学校における人権教育に関する事項について

## 3 実施方法

- （１）別紙の協力者により、調査研究を行う。
- （２）必要に応じ、別紙以外の者にも協力を求めるほか、関係者の意見等を聴くことができるものとする。

## 4 その他

- （１）この調査研究にかかる庶務は、初等中等教育局児童生徒課において処理する。
- （２）児童生徒課は、調査研究の実施に当たって、教育課程課、幼児教育課等の関係課との連携協力を行うものとする。

(別紙省略)

平成18・19年度人権教育の指導方法等に関する調査研究会議委員名簿

|      |        |                            |
|------|--------|----------------------------|
| 座長   | 福田 弘   | 筑波大学大学院教授                  |
| 座長代理 | 菅原 寛   | 大阪府教育委員会市町村教育室児童生徒支援課長     |
|      | 有村 久春  | 岐阜大学教育学部教授                 |
|      | 伊藤 伸子  | 神奈川県立海老名高等学校長              |
|      | 梅野 正信  | 鹿児島大学教育学部教授                |
|      | 神野 ちどり | 大阪府東大阪市教育委員会人権教育室長         |
|      | 神山 直子  | 東京都教育庁指導部指導企画課統括指導主事       |
|      | 小島 勝   | 財団法人人権教育啓発推進センター専務理事       |
|      | 志水 宏吉  | 大阪大学大学院人間科学研究科教授（～平成19年3月） |
|      | 谷口 研二  | 福岡県福津市立上西郷小学校校長            |
|      | 林 尚示   | 東京学芸大学総合教育科学系助教授           |
|      | 増田 利之  | 埼玉県加須市立礼羽小学校校長             |
|      | 森 実    | 大阪教育大学教職教育研究開発センター教授       |
|      | 若井 彌一  | 上越教育大学学校教育学部教授             |

## 人権教育の指導方法等に関する調査研究会議における審議の経過

平成15年6月5日（木）

【第1回会議】 ○ 人権教育に関する国の動向について

平成15年7月14日（月）

【第2回会議】 ○ 人権教育に関する現状と課題について

平成15年8月26日（火）

【第3回会議】 ○ 人権教育の基本的な在り方について  
○ 人権教育に関する都道府県教育委員会の取組について

平成15年9月22日（月）

【第4回会議】 ○ 高等学校における人権教育の取組について

平成15年10月7日（火）

【第5回会議】 ○ 中学校における人権教育の取組について

平成15年11月17日（月）

人権教育研究指定校の視察（東京都小金井市立小金井第二小学校）

平成15年11月25日（火）

【第6回会議】 ○ 市町村教育委員会、小学校における人権教育の取組について

平成15年12月4日（木）

人権教育総合推進地域の視察（大阪府茨木市立三島中学校区）

平成15年12月18日（木）

【第7回会議】 ○ 幼児教育における取組について  
○ 学校教育と子どもの権利をめぐって

平成16年1月22日（木）

【第8回会議】 ○ 論点整理について

平成16年2月23日（月）

【第9回会議】 ○ 骨子案について

平成16年3月15日（月）

【第10回会議】 ○ とりまとめ（たたき台）について

平成16年4月23日（金）

【第11回会議】 ○ とりまとめ案について

平成16年5月1日～21日

「人権教育の指導方法等の在り方について[第一次とりまとめ]（案）」について意見募集

平成16年6月1日（火）

【第12回会議】 ○「第一次とりまとめ」（案）について

|                                        |
|----------------------------------------|
| 平成16年6月 「人権教育の指導方法等の在り方について [第一次とりまとめ] |
|----------------------------------------|

平成16年10月5日（火）

【第13回会議】 ○ 今後の検討の進め方について

平成16年11月16日（火）

【第14回会議】 ○ とりまとめの方向について

平成17年2月21日（月）

人権教育研究指定校の視察（東京都立川市立第七小学校）

平成17年5月16日（月）

【第15回会議】 ○「第二次とりまとめ」の方向性について

平成17年5月23日（月）

人権教育総合推進地域の視察（兵庫県三木市）

平成17年6月29日（水）

【第16回会議】 ○「第二次とりまとめ」の基本方針について

平成17年7月26日（火）

【第17回会議】 ○「第二次とりまとめ」に向けたワーキンググループにおける作業

平成17年8月29日（月）

【第18回会議】 ○「第二次とりまとめ」について

平成17年9月12日（月）

【第19回会議】 ○「第二次とりまとめ」について

平成17年9月27日（火）

【第20回会議】 ○「第二次とりまとめ」について

平成17年10月26日～11月18日

「人権教育の指導方法等の在り方について[第二次とりまとめ]（案）」について意見募集

平成17年12月6日（火）

【第21回会議】 ○「第二次とりまとめ」について

|                                        |
|----------------------------------------|
| 平成18年1月 「人権教育の指導方法等の在り方について [第二次とりまとめ] |
|----------------------------------------|

平成18年2月28日（火）

- 【第22回会議】 ○「第二次とりまとめ」の今後の普及について  
○ 人権教育の推進に関する今後の方向性について

平成18年6月14日（水）

- 【第23回会議】 ○「第三次とりまとめ」の方向性について  
○ 「第三次とりまとめ」に向けた作業手順等について

平成18年7月25日（火）

- 【第24回会議】 ○「第三次とりまとめ」の方向性について  
○ 「第三次とりまとめ」に向けた作業手順等について

平成18年9月25日（月）

- 【第25回会議】 ○「第三次とりまとめ」の方向性について

平成18年11月20日（月）

- 【第26回会議】 ○「第三次とりまとめ」について（ワーキンググループ別協議）

平成18年12月20日（月）

- 【第27回会議】 ○「第三次とりまとめ」について

平成19年2月19日（月）

- 【第28回会議】 ○「第三次とりまとめ」について

平成19年3月20日（月）

- 【第29回会議】 ○「第三次とりまとめ」について

平成19年7月30日（月）

- 【第30回会議】 ○「第三次とりまとめ」について

平成20年2月8日～3月7日

「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]（案）」について意見募集

平成20年3月14日（金）

- 【第31回会議】 ○「第三次とりまとめ」について

|                                         |
|-----------------------------------------|
| 平成20年3月 「人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ]」 |
|-----------------------------------------|

# 人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]【概要】

人権教育の指導方法等に関する調査研究会議

☆人権教育のさらなる充実を求める機運が高揚している

○「人権教育の指導方法等の在り方について」

＊【第一次とりまとめ(平成16年6月)】；「人権教育とは何か」についてわかりやすく提示

＊【第二次とりまとめ(平成18年1月)】；指導方法等の工夫・改善のための理論的指針を提供

⇒【第三次とりまとめ】；第二次とりまとめが示した理論の理解を深めるため、具体的な実践事例等の資料を収集・掲載 【「指導等の在り方編」と「実践編」の2編に再編】

## 指導等の在り方編

### 第Ⅰ章 学校教育における人権教育の改善・充実の基本的考え方

#### 人権教育の目標

児童生徒が、発達段階に応じ、人権の意義・内容等について理解するとともに、「**自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること**」ができるようになり、それが、様々な場面等で具体的な態度や行動に現れるようにすること。

【人権教育を通じて育てたい資質・能力】

自分の人権を守り他の人の人権を守るための実践的な行動

自分の人権を守り他の人の人権を守ろうとする意識・意欲・態度

人権に関する知的理解  
(知識的側面)

人権感覚  
(価値・態度的側面／技能的側面)

人権が尊重される教育の場としての学校・学級

### 第Ⅱ章 学校教育における人権教育の指導方法等の改善・充実

#### 第1節 学校としての組織的な取組と関係機関等との連携

1. 学校のエデュケーション全体を通じた人権教育の推進
2. 学校としての組織的な取組とその点検・評価
3. 家庭・地域、関係機関との連携及び校種間の連携

#### 第2節 人権教育の指導内容と指導方法

1. 指導内容の構成
2. 効果的な学習教材の選定・開発
3. 指導方法の在り方

#### 第3節 教育委員会及び学校における研修等の取組

1. 教育委員会における取組
2. 学校における研修の取組

## 実践編

### 「指導等の在り方編」の理解を助ける43の実践事例等

#### I 学校としての組織的な取組と関係機関等との連携【事例1～9】

- 全体計画及び年間指導計画の例
- 学校としての取組の点検・評価の取組例
- 家庭・地域、関係機関との連携及び校種間連携の取組例

など

#### II 人権教育の指導内容と指導方法【事例10～30】

- 人権に関する知的理解に関わる指導内容の構成例
- 人権感覚の育成に関わる指導内容の構成例
- 効果的な学習教材の選定・開発の例
- 児童生徒の自主性を尊重した指導方法の工夫例
- 「体験」を取り入れた指導方法の工夫例
- 児童生徒の発達段階を踏まえた指導方法の工夫例

#### III 教育委員会及び学校における研修等の取組【事例31～43】

- 各学校の成果に関する情報発信の取組例
- 効果的な研修プログラムの例

など

# 人権教育の推進

## 『教育の目的』

人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成

(教育基本法第1条)



## 『人権教育の目標』

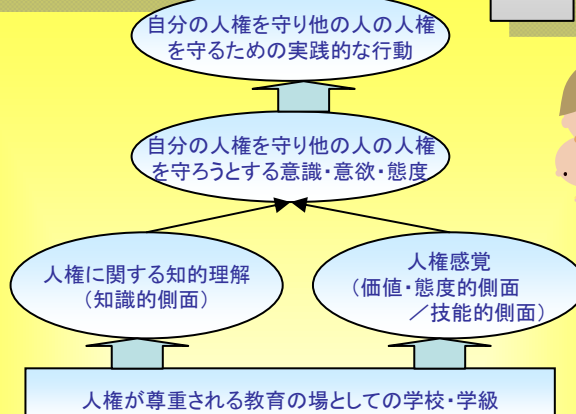
児童生徒が、発達段階に応じ、人権の意義・内容等について理解するとともに、『自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること』ができるようになり、それが、様々な場面等で具体的な態度や行動に現われるようにすること。

## 学 校

### 行政の支援

- ①人権教育の理念や方向性等を示した計画の策定
- ②人権教育の優れた実践事例の収集・分析・普及
- ③人権教育に関する教職員用の事例集・指導書・手引書等の作成
- ④人権教育に関する教職員研修の実施
- ⑤実践的研究の実施
- ⑥学校の組織体制の在り方や点検・評価に関する指導

など



連携

### 指導内容・方法

- ・児童生徒の発達段階や実態に即した内容・方法
- ・効果的な学習教材の選定・開発
- ・児童生徒の自主性の尊重や体験的な活動を取り入れるなどの指導方法の工夫

### 「留意点」

- ・教育の中立性の確保
- ・個人情報の保護

### 教職員における人権尊重の理念の理解・体得

- ・効果的な教職員研修等の実施

### 学校としての組織的な取組

- ・学校の教育活動全体を通じた人権教育の実施
- ・学校としての組織的な取組とその点検・評価

### 家庭・地域等との連携

#### ◎家庭や地域における人権感覚の育成

- ・学校の取組みの公表
- ・子どもと保護者が共同で取り組む活動の実施
- ・保護者や地域の人達の授業参観 など

### 校種間連携

#### ◎幼・保・小・中・高等学校、特別支援学校間の連携の促進

- ・校種を超えた授業研究、発達段階に応じたカリキュラムの共同研究
- ・系統的人権教育の実施
- ・交流活動の実施 など

連携

# 人権教育の指導方法等の在り方について 〔第三次とりまとめ〕

～ 実 践 編 ～

平成20年3月

人権教育の指導方法等に関する調査研究会議

# 実 践 編

## 実 践 編 目 次

|                                           |    |
|-------------------------------------------|----|
| この資料の活用に当たって                              | 1  |
| <b>I 学校としての組織的な取組と関係機関等との連携等</b>          | 3  |
| 1. 人権尊重の精神に立つ学校づくり                        | 3  |
| 参 考 : 人権が尊重される授業づくりの視点例                   | 3  |
| 参 考 : 人権が尊重される人間関係づくり・雰囲気づくりのための環境整備の取組   | 5  |
| 2. 全体計画及び年間指導計画                           | 7  |
| (1) 全体計画                                  | 7  |
| 参 考 : 全体計画の見直し等に当たっての留意点                  | 7  |
| 事 例 1 : 全体計画の構成例                          | 8  |
| (2) 年間指導計画                                | 10 |
| 参 考 : 年間指導計画充実のための留意点                     | 10 |
| 事 例 2 : 年間指導計画の作成例                        | 11 |
| 3. 学校としての取組の点検・評価                         | 12 |
| 参 考 : 学校における人権教育の推進体制に関するチェックポイント         | 12 |
| 事 例 3 : 点検・評価アンケートの項目(教員向け／児童生徒向け／保護者等向け) | 13 |
| 4. 家庭・地域、関係機関との連携及び校種間の連携                 | 16 |
| (1) 家庭・地域との連携の取組                          | 16 |
| 参 考 : 家庭・地域との連携推進のポイントと様々な推進方策            | 16 |
| 《視点》中学校区を単位とする連携                          | 17 |
| 事 例 4 : 地域の高齢者宅訪問の取組                      | 18 |
| 事 例 5 : 「あいさつの日」の実践を通じた家庭・地域との相互理解促進の取組   | 19 |
| 事 例 6 : 人権ポスター市内掲示の取組                     | 20 |
| (2) 関係機関との連携の取組                           | 21 |
| 参 考 : 関係機関との連携の例                          | 21 |
| 事 例 7 : 福祉関係施設等における交流・ボランティア体験の取組         | 22 |
| (3) 校種間の連携の取組                             | 23 |
| 参 考 : 保・幼・小・中・高等学校間の連携                    | 23 |
| 事 例 8 : 幼稚園を中心とした校種間の連携の取組                | 25 |
| 事 例 9 : 特別支援学校との交流の取組                     | 26 |
| <b>II 人権教育の指導内容と指導方法</b>                  | 27 |
| 1. 指導内容の構成                                | 27 |
| (1) 人権に関する知的理解に関わる指導内容                    | 27 |
| 事例10: 人権概念を明確にする指導                        | 27 |
| 事例11: 人権についてのイメージを育てる指導                   | 29 |
| (2) 人権感覚の育成に関わる指導内容                       | 30 |
| 事例12: 聴く技能を育てる指導                          | 30 |
| 事例13: イマジネーション能力を育てる指導                    | 31 |

|                                                                    |           |
|--------------------------------------------------------------------|-----------|
| 事例14:感受性を高める指導                                                     | 32        |
| 事例15:建設的な問題解決法についての指導                                              | 33        |
| <b>2. 効果的な学習教材の選定・開発</b>                                           | <b>34</b> |
| 事例16:地域の教材化                                                        | 34        |
| 事例17:外部講師の講話の教材化／生命の大切さに関する教材                                      | 35        |
| 事例18:同世代の児童生徒の書いた作品の教材化／生命の大切さに関する教材                               | 36        |
| <b>3. 指導方法の在り方</b>                                                 | <b>37</b> |
| 参 考 :人権教育の効果的な指導のための方法と技術                                          | 37        |
| ① グループ活動を効果的に進めるテクニック                                              | 37        |
| ② ディスカッション技能を発達させるための方法と技術                                         | 40        |
| (1) 児童生徒の自主性を尊重した指導方法の工夫(「協力的」、「参加的」な学習の取組)                        | 42        |
| 事例19:地域の人々からの聞き取りを通じて、地域の課題を発見し、自分たちで<br>きることをさがす取組(グループで調べる学習の取組) | 42        |
| 事例20:自分を見つめ、自分の夢について調べ、発表する取組                                      | 43        |
| 事例21:学級における協力的な人間関係づくりと自主的なルールづくりの取組                               | 44        |
| 参 考 :児童生徒の自主性を尊重した指導展開のポイント                                        | 45        |
| (2) 「体験」を取り入れた指導方法の工夫                                              | 47        |
| 事例22:交通安全ウォーキングを通じた高齢者との交流体験の取組                                    | 47        |
| 事例23:保育所・幼稚園との交流と保育実習体験の取組                                         | 48        |
| 事例24:一人暮らしや体の不自由な高齢者との交流・ボランティア体験の取組                               | 49        |
| 事例25:達人・名人への弟子入り修行体験の取組                                            | 50        |
| 参 考 :体験的な活動を取り入れた指導のポイント                                           | 51        |
| (3) 児童生徒の発達段階を踏まえた指導方法の工夫                                          | 52        |
| 事例26:幼児期における取組                                                     | 52        |
| 事例27:小学校低学年における取組                                                  | 53        |
| 事例28:小学校高学年における取組                                                  | 54        |
| 事例29:中学校における取組                                                     | 55        |
| 参 考 :プライバシー保護と個人データ流通についての原則                                       | 56        |
| 事例30:高等学校における取組                                                    | 57        |
| 【資料】「やさしい言葉で書かれた世界人権宣言」                                            | 58        |
| <b>Ⅲ 教育委員会及び学校における研修等の取組</b>                                       | <b>69</b> |
| 1. 総合的かつ計画的な施策の推進と推進体制の整備                                          | 69        |
| 参 考 :教育委員会の人権教育推進方針・計画に盛り込む事項例                                     | 69        |
| 参 考 :学校に対する人権教育推進状況調査の項目例                                          | 70        |
| 2. 各学校の成果に関する情報の発信                                                 | 71        |
| (1) 学校への発信・普及                                                      | 71        |
| 事例31:先進的な取組を推進している学校に対する研究指定                                       | 71        |
| 事例32:実践事例集・指導資料、学習プログラムの作成・配布                                      | 72        |
| (2) 家庭・地域への発信・普及                                                   | 74        |
| 事例33:広報誌の人権教育の月別連載記事                                               | 74        |
| 事例34:「家庭教育の手引き」における人権教育の視点の反映                                      | 75        |

|                                                                   |    |
|-------------------------------------------------------------------|----|
| 3. 効果的な研修プログラムの例                                                  | 78 |
| (1) 内容別・目的別の研修                                                    | 78 |
| i) 人権尊重の理念の基礎・基本の理解を図る研修（児童生徒理解、人間関係づくり等の基本を学ぶ）                   | 78 |
| 事例35: 子どもたち同士の対立の解決方法を考えさせる指導案づくりの研修<br>（子どもたちがつながる①－どうするか考えてみよう） | 78 |
| 事例36: 児童生徒の人間関係づくりを促進するための指導方法の研修<br>（子どもたちがつながる②－今どんな気持ち？）       | 79 |
| 参 考 : 児童生徒理解・集団づくりに関する研修のテーマ例                                     | 80 |
| 参 考 : 授業等で配慮したいポイント例(人権尊重の視点から)                                   | 81 |
| ii) 人権尊重の課題について認識を深める研修（知識理解を深める）                                 | 82 |
| 事例37: 人権教育への取組姿勢を主体的にするための個別人権課題等に関する研修 ～ 教育委員会における研修の進め方 ～       | 82 |
| iii) 人権尊重の理念を確実に身に付ける研修（人権感覚を磨く）                                  | 83 |
| 事例38: 人権感覚を培う参加体験型グループ研修                                          | 83 |
| (2) 教職員のライフステージに応じた研修                                             | 85 |
| 事例39: ライフステージに応じた総合的な研修計画                                         | 85 |
| 事例40: 家庭や地域等との連携によるライフステージに応じた教員研修の全体構想                           | 86 |
| (3) 学校と地域等が一体となって行う研修                                             | 87 |
| 事例41: 教員を地域の人権教育指導者として養成し、活用する研修                                  | 87 |
| 事例42: 人権週間に合わせた研修の機会の設定                                           | 88 |
| 4. 学校における系統的・計画的な研修の推進                                            | 90 |
| 事例43: 学校における年間研修プログラムの作成                                          | 90 |

## この資料の活用にあたって

「指導等の在り方編」においては、人権教育の指導方法等の在り方に関する指針として、第Ⅰ章で、人権教育とは何かについての考え方を整理するとともに、第Ⅱ章では、「学校としての組織的な取組と関係機関等との連携等」、「指導内容と指導方法」及び「教育委員会及び学校における研修等の取組」についての理論を提示している。「在り方編」のとりまとめにあたっては、指導方法等のまさに「在り方」を語ることに主眼を置いており、指導方法等の改善・充実のための方策（ノウハウ）に関しては、概ね、基本的な方法論を提示するのみに止めている。

しかしながら、「在り方編」で示した理論等が、十分理解され、具体的な実践へと結び付くようにするためには、当該理論に沿った実際の取組イメージが明確になるような事例等の情報を、別途、提供することが必要となる。そこで、「在り方編」の理解を助け、「在り方編」と対をなすのものと、人権教育の実践事例等をとりまとめた「実践編」を公表することとしたものである。

「実践編」においては、「在り方編」の中では収録できなかった、改善・充実のための具体的なポイント等に関する参考情報を掲載するほか、応用可能性に富むと思われる43の取組事例を新たに収集し、「在り方編」第Ⅱ章の記述に対応する形で提示している。

紹介する事例は、いずれも「在り方編」で示した理論を、学校・教育委員会において実践する取組例として位置付けられるものであり、「在り方編」の内容等も併せ参照しながら、有効に活用されたい。

なお、人権教育の取組を効果的に進めていくためには、個々の学校等ごとの多様な実態を踏まえた対応が必要となるものであり、無論のことながら、本編のねらいも、各事例の取組を、形式的・マニュアル的になぞらせることにあるのではない。

こうした観点から、事例の活用にあたり、特に留意してほしい事柄として、以下の点を挙げておきたい。

- (1) 各学校等で本編の事例を基にした活動を行う際には、ただ単に事例を取り入れればよいというのではなく、年間指導計画等に照らしてしかるべき位置付けをした上で、見通しをもって取り組んでいただきたい。そのためにも、事例については、それぞれの趣旨や意義について十分探究し、理解した上で活用されるよう期待したい。
- (2) 本編において採り上げた事例は、多様な応用可能性を持つものであり、各学校の教育目標等に応じより効果的に取り組めるよう、適宜、内容の追加・修正、方法のアレンジなどを加えながら、弾力的に活用いただきたい。
- (3) 本編の事例は、特定の人権課題を想定せずに集めたものであるが、そこで使われている手法等の多くは、普遍的アプローチからの学習に限らず、様々な個別的人権課題の学習においても有効に活用できるものと考えている。各学校においては、本編の事例が示す手法を、必要に応じ、個別的人権課題の学習にも当てはめて適用するなどしながら、幅広く活用いただきたい。

本資料が、各学校・教育委員会の創意工夫により、さらに発展的に活用され、人権教育のより一層の充実が図られるよう、期待するものである。

## ※ 所要時間についての目安

本資料中の事例における「所要時間」の目安は、次の分類による。

短； 1日の中の連続した授業時間等の中で実施が可能なもの(概ね2・3時間程度まで)

中； 事前・事後学習が必要となるものも含め、2日以上授業日を使って取り組む必要があるもので、その期間が長期にわたらないもの(概ね10～12時間程度まで)

長； 事前・事後学習が必要となるものも含め、2日以上授業日を使って取り組む必要があるもので、その期間が長期にわたるもの(概ね10～12時間を超える程度)

# I 学校としての組織的な取組と関係機関等との連携等

## 1. 人権尊重の精神に立つ学校づくり

### 参考：人権が尊重される授業づくりの視点例

人権教育の推進に当たり、日々の授業における活動の一つ一つが、人権尊重の雰囲気醸成する上での重要な要素となる。授業の実施に際し、教員は、児童生徒の感情や考えをあせらず、あわてず、最後まで聴く姿勢を持つとともに、児童生徒の言葉や行動の内容の是非を性急に判断するのではなく、その背後にある心情や意味を理解するよう心がける必要がある。取り扱う学習内容や指導方法の特性については、予め十分把握するとともに、授業中には、児童生徒の発言や活動の様子を観察し、学習過程でのつまずきに伴う不安を容納して解決の見通しを示すなど、常に、受容的・共感的な姿勢・態度で接することが求められる。さらに、児童生徒が有用感・成就感を実感できるよう、互いのよさや可能性を認め合う活動を意図的に仕組んでいくことも大切である。

以下に示すのは、人権教育の視点に立った授業の工夫を進めていく際の、主な視点の例である。

### ○人権が尊重される授業づくりの視点例

| 視 点                                  | ね ら い                                    | ポ イ ン ト ・ 留 意 点                                                                                                                                                                                                                                         |
|--------------------------------------|------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自己存在<br>感を持た<br>せる支援<br>を工夫す<br>る。   | 「授業に参加<br>している」とい<br>う実感を持た<br>せる。       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学習内容や活動に応じた座席の工夫や発問・応答のパターンの工夫を行う。</li> <li>○ 児童生徒の既習事項や生活体験、興味・関心等を把握し、様々な視点から解決できるように課題設定の工夫を行う。</li> <li>○ 児童生徒の学習意欲や習熟の度合いを把握し、課題(教材)を複数準備したり、ヒントカードを与えたりする。</li> <li>○ 結果にこだわらず、思考過程や学習過程を認める。</li> </ul> |
|                                      | 「自分が必要<br>とされている」<br>という実感を<br>持たせる。     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 意図的な指名等、一人一人が活躍する場や課題を工夫する。</li> <li>○ 自由な発想や方法が認められたり、自己選択できる場を工夫する。</li> <li>○ 互いの発言を最後まで聴く習慣や誤答を大切にすることを身に付けさせる。</li> <li>○ 協力して活動できる場を工夫し、互いの考えや方法のよさに気付かせる。</li> </ul>                                    |
|                                      | 教師自身が一<br>人一人を大切<br>にする姿勢を<br>示す。        | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一人一人の名前を呼び、目を見て話す。話をよく聴く。</li> <li>○ 発言しない児童生徒に配慮するとともに、適切な支援を行う。</li> <li>○ 承認・賞賛・励ましの言葉をかけ、個に応じた改善課題や改善方法を示す。</li> </ul>                                                                                     |
| 共感的人<br>間関係を<br>育成する<br>支援を工<br>夫する。 | 「自分が受け入<br>れられている」<br>と実感できる雰<br>囲気をつくる。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「誰にでも失敗はある」、「誰もがよさや弱さを持っている」という認識に立って、互いを尊重し合う人間関係づくりを行う。</li> <li>○ 一人一人が自由に発言できる雰囲気づくりを行う。</li> <li>○ 教師の意図と異なる考えを抑圧したり切り捨てたりしない。</li> </ul>                                                                 |
|                                      | 「共に学び合<br>う仲間だ」と実<br>感できる雰<br>囲気をつくる。    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 他者の発言や作品のよさに気付き、学ぼうとする態度を育てる。</li> <li>○ 自分の考えと異なる意見や感情を拒絶せず、それを理解する技能を育てる。</li> <li>○ 他者の気持ちや立場を考えて自分の言動を選択・構成する態度を育てる。</li> <li>○ 互いの役割や責任を認め合う態度を育てる。</li> </ul>                                            |

|                     |                                |                                                                                                                                                                                                 |
|---------------------|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自己選択・決定の場を工夫して設定する。 | 学習課題や計画を選択する機会を提供する。           | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発達段階に応じて、複数の学習課題の中から自分にあった課題を選択する機会を設定する。</li> <li>○ 発達段階に応じて、学習の見通しをもって計画を立てるための支援を行う。</li> </ul>                                                     |
|                     | 学習内容、学習教材を選択する機会を提供する。         | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童生徒の実態を踏まえて多様な教材・教具を準備し、選択の幅を与える。</li> <li>○ 自分の習熟の度合いや興味・関心に基づいて、教材・教具を選択できる場を設定する。</li> </ul>                                                       |
|                     | 学習方法を選択する機会を提供する。              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童生徒の実態を踏まえて児童生徒の実態や学習内容に応じた学習方法を提示し、選択の幅を与える。</li> <li>○ 課題解決のための情報や資料を準備し、その活用方法について適宜助言する。</li> <li>○ ワークシートやノート整理の方法、学習内容のファイルの仕方を助言する。</li> </ul> |
|                     | 表現方法を選択する機会を提供する。              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童生徒の実態を踏まえて多様な表現方法を提示し、選択の幅を与える。</li> <li>○ 考えをまとめるための多様な学習ノートを準備する。</li> <li>○ 相手や内容に応じた表現ができるよう、多様な表現スキルを提示する。</li> </ul>                           |
|                     | 学習形態や場を選択する機会を提供する。            | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童生徒の実態や学習内容に応じた学習形態や活動の場を多様に提示し、選択の幅を与える。</li> <li>○ 自分の課題や方法に基づいて活動内容や場所を選択する機会を設定する。</li> </ul>                                                     |
|                     | 振り返りの方法を選択し、互いの学びを交流する機会を提供する。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童生徒の実態や学習内容に応じた学習成果のまとめ方を多様に提示し、選択の幅を与える。</li> <li>○ 自他の学習課題や解決方法、学習の仕方やまとめ方等を振り返って交流する時間を設定し、他者の成果に学ぶとともに、今後の学習課題や方法について選択・決定できる場を工夫する。</li> </ul>   |

## 参考：人権が尊重される人間関係づくり・雰囲気づくりのための環境整備の取組

人権尊重の精神に立つ学校づくりは、教科等指導、生徒指導、学級経営など、学校における教育活動全体を通じて進めていくべきものであり、そのための取組は、授業をはじめとした「学習活動づくり」とともに、人権が尊重される「人間関係づくり」、「環境づくり」として、推進していく必要がある。

人権尊重の「環境づくり」は、学校全体の雰囲気そのものにかかわるものであり、こうした雰囲気は、教職員の日常的な言動の在り方や、教職員と児童生徒の間、児童生徒同士の間の人間関係の在り方等によって形作られるものであるが、同時に、校内において、人権尊重の雰囲気を積極的に醸成するために、人権をテーマとした様々な取組の工夫を行うことも、環境づくりの取組として有効である。

さらに、日々の学級経営においては、教室が、安心して過ごせ、学べる場となるよう、人権尊重の視点に立った教室環境の整備に努めることが重要である。

### ○人権尊重の視点に立った校内環境づくりの取組例

| 取 組                       | 内 容                                                                                                                                                                      |
|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①「人権コーナー」等の設置             | 校内や教室内に「人権コーナー」等を設置し、児童生徒や来訪者が、いじめや差別のない人権が尊重される学校・学級づくりの必要性について考えることができるようにする。また、児童生徒の作品を展示する場合は、作品に教員や友だちの評語を付けたり、本人のコメントを付けたりするなどして、肯定的なセルフイメージの高揚や、児童生徒間の相互理解の促進を図る。 |
| ②人権啓発作文・標語・ポスターの作成・掲示     | 人権週間等に合わせて、人権啓発に関する作文や標語づくり・ポスターづくり等を行うとともに、その作品を校内に掲示し、人権尊重の雰囲気の醸成を促進する。                                                                                                |
| ③人権集会・人権学習発表会等の開催、学習成果の発信 | 全校集会や学年集会等で、児童生徒が、他学年・学級の児童生徒や保護者、地域の人々に学習活動の成果を発表する機会を設ける。また、「学校だより」、「学級通信」、「PTA新聞」等を通して、人権学習の成果を校内外に発信する。これらを通じ、人権教育の取組に対する学校内外の理解を促進する。                               |

### ○人権尊重の視点に立った教室環境づくりの視点と取組例

| 取 組                        | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①人間関係を深め、安心して生活・学習ができる場づくり | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 前面に、学級目標(目指す子ども像)を掲示する。また、それを児童生徒の自画像で囲むなどして、一人一人の帰属感を高める。</li> <li>○ 「学級の歴史」コーナーを設置し、一人一人が学級づくりに参画している実感を持たせる。</li> <li>○ 「今月の誕生日」、「私の好きな言葉」、「本や音楽の紹介」等のコーナーを設け、児童生徒の相互理解や交流を深めるきっかけとする。</li> <li>○ 学級組織(係)ごとのコーナーを設け、学級への願いや要望、よりよい学級生活をつくるための問題提起を行う。</li> <li>○ 「気持ちを表す言葉」、「聞き方・話し方のスキル」など、コミュニケーションを円滑にするための手がかりとなるポスターを示す。</li> <li>○ 学習で使ったものや学習内容の要点を示す掲示物を貼り出し、学習内容の振り返りや、課題解決のヒントとして活用する。</li> <li>○ いつでも活用できるように、辞書や事典類を常備しておく。</li> </ul> |

|                  |                                                                                                                                                                                                             |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学習の成果物(作品等)を掲示する。その際、児童生徒自身の解説や評価(自己評価、他者評価)、教師の評語を添え、達成感や有用感、肯定的なセルフイメージの形成を図る。</li> </ul>                                                                        |
| ②課題意識を高める場づくり    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童生徒に話題を提供したり、問題意識を喚起するような情報を教師が意図的に掲示する。</li> <li>○ 学習内容に沿ったクイズやコラムなどを掲示したり、児童生徒が関心を持った時事的・社会的な情報を掲示する「切り抜きコーナー」を設置したりして、日常の学習を広げたり、学習課題設定のきっかけにしたりする。</li> </ul> |
| ③発見の喜びを味わえる場づくり  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童生徒が集めた情報の中から、喜びや感動、疑問や怒りを感じたことを級友に知らせるコーナーを設置し、帰りの会等で発表させる。</li> <li>○ 小動物や昆虫、植物の飼育・栽培活動を通じ、生き物の成長の過程に直接触れさせ、発見したり、疑問を持ったりしたことを記録・発表させる。</li> </ul>              |
| ④創造する喜びを味わえる場づくり | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童生徒が共同作業をすることのできる作業台(広めの机)を設置したり、筆記具・文房具を常備したりして、自発的・創造的な協働作業を促す。</li> <li>○ 詩や絵などを自由に発表することのできるコーナーを設置する。</li> </ul>                                             |

## 2. 全体計画及び年間指導計画

### (1) 全体計画

#### 【参考】：全体計画の見直し等に当たっての留意点

各学校における人権教育の全体計画及び年間指導計画は、校長のリーダーシップの下、人権教育担当部(担当者)等においてその見直し・策定方針の検討を行い、これが提示された後に、運営委員会など各校務分掌組織等の代表が参加する場で、具体的な課題案の設定や関係分掌間の連絡・調整等を行い、さらに、各学年ごとの年間指導計画の作成、人権教育担当部によるとりまとめ、職員会議における共通理解などのプロセスを経て、策定されることになる。

全体計画の見直し(策定)に当たっては、校種、学校や地域の実態等を踏まえ、各教科等の教育課程全体の中での整合を図ること、交流活動や体験活動など児童生徒が主体的に参加できる取組を取り入れることが重要である。

以下は、全体計画の充実を図る観点から留意すべき点である。

#### ○全体計画充実のための留意点

- 重点目標や実践的課題は肯定的な表現を用いている。
- 児童生徒の発達段階に即した学年別目標が設定され、目指す児童生徒の姿が明確にされている。
- 児童生徒への取組だけでなく、教職員、家庭、地域の人権意識を高める取組が盛り込まれている。
- 児童生徒の実態、家庭・地域の教育ニーズ、社会的要請、教職員の願い等を踏まえた検討がなされている。
- 関連法規や教育行政施策の動向等を踏まえた内容となっている。
- 学校の教育目標と人権教育目標との関連が明確になっている。
- 人権に関する重要課題への取組が、学校や地域の実情に応じたもの(より身近な課題への取組)として示されている。
- 交流活動や体験活動など児童生徒が主体的に参加できる取組が組み込まれている。
- コミュニケーション力や共感力等の育成(豊かな人間関係づくり)など人権感覚を育成する視点が示されている。
- 各教科等における人権教育とのかかわりを考慮した教育活動が示されている。
- 校内における研究推進体制、家庭・地域、関係機関との連携、校種間の連携を工夫している。
- 全教職員が人権教育の意義やねらいを共通理解して作成している。
- 年度ごとに、全体計画の点検・評価、見直し(改善)を行う。

## 事例1：全体計画の構成例

### ○ 目標の体系化による全体計画の構成例

|                                                                                                                       |                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                            |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>市民憲章等</b><br>○ 高齢者や子どもをいたわり、共に助け合う住みよい町づくり                                                                         | <b>学校の教育目標</b><br>○ 自他を大切にする生徒(児童)<br>○ 思いやりのある生徒(児童)<br>○ すすんで学ぶ生徒(児童)                                                                                    | 【←】「学校の教育目標」は、憲法、教育基本法、学校教育法等の趣旨、児童生徒や家庭・地域の要望・期待を踏まえて設定する。<br>教員としての目標であるとともに、児童生徒の目標ともなる。                                                                |
| <b>市における人権教育の重点目標</b><br>○ 豊かな人間性の育成<br>○ 男女共同参画社会の実現<br>○ 人権問題の解決<br>【↑】 市町村の人権教育目標など、地域における人権問題に関する施策や目標等との関係を明示する。 | <b>人権教育の目標</b><br><b>【基本目標】</b><br>○ 人権に関する知的理解の深化<br>○ 人権感覚の育成<br><b>【重点目標】</b><br>○ 安心して学び合える学習環境の整備<br>○ ともに学び合う関係づくり<br>○ 対話の力の育成<br>○ 自他の人権を尊重する態度の育成 | 【←】「学校の教育目標」や市町村の人権教育目標などを踏まえ、自校における人権教育の「基本目標」、「重点目標」を設定する。<br>「基本目標」において、一般的な目標を提示するとともに、「重点目標」においては、各学年や各教科等の目標などとの関連・対応も念頭に置きつつ、学校全体としての目標をより具体的に設定する。 |
|                                                                                                                       | <b>学校経営の重点目標</b><br>○ いきいきとした学校生活の実現を図る<br>○ 学ぶ意欲を高める<br>○ 健全な規範意識を育む<br>○ 人権尊重の精神を培う<br>○ 地域とともにあゆむ                                                       | 【←】「学校経営の重点目標」は、対外的に学校の特色を説明する内容になっていることが必要である。                                                                                                            |
|                                                                                                                       | <b>学級経営の目標</b><br>○ なかよく助け合える学級<br>○ 違いを認め合える学級<br>○ ともに学び合える学級                                                                                            | 【←】「人権教育の重点目標」との関連を踏まえつつ、すべての学級において共通に目指すべき「学級経営の目標」を設定する。                                                                                                 |

| 各学年の重点目標                      |                              |                                |
|-------------------------------|------------------------------|--------------------------------|
| <b>低学年(1年)</b><br>○ 誰とでも仲良くする | <b>中学年(2年)</b><br>○ 相手の立場に立つ | <b>高学年(3年)</b><br>○ 自他の人権を尊重する |

【↑】 児童生徒の発達段階に応じた重点目標を記載する。

| 各教科等における目標 |                                                 |           |                                                                           |
|------------|-------------------------------------------------|-----------|---------------------------------------------------------------------------|
| 国語         | ○ 教材を通して人間としての生き方についての考えを深める。                   | 外国語       | ○ 表現力やコミュニケーション能力を育成する。                                                   |
| 社会         | ○ 人権問題を正しく理解する。                                 | 情報        | ○ 人権に配慮して情報を主体的に活用しようとする態度を育てる。                                           |
| 数学         | ○ 論理的思考や合理的な考え方を養う。                             | 道徳        | ○ 差別や偏見に気付かせ、人間尊重の精神を育てる。                                                 |
| 理科         | ○ 科学的な見方や考え方、自然や生命を愛する心情を育てる。                   | 特別活動      | ○ 学級活動、生徒会活動、クラブ活動、学校行事において、望ましい集団活動や人間関係について体験を通して学び、自他を尊重し社会に貢献する姿勢を養う。 |
| 生活         | ○ 身近な人々とのかかわりに関心をもつ。                            | 総合的な学習の時間 | ○ 教科横断的な内容の学習や体験的活動を通して、課題を解決するための実践的行動力や豊かな人間性を養う。                       |
| 音楽         | ○ 合奏や合唱を通して豊かな感性を育てる。                           |           |                                                                           |
| 美術         | ○ 表現活動や鑑賞活動を通して豊かな感性を育てる。                       |           |                                                                           |
| 保健体育       | ○ 協調性・連帯性を育てる。                                  |           |                                                                           |
| 技術・家庭      | ○ よりよい家庭生活の在り方に気付き実践する力を育てる。<br>○ 情報モラルについて考える。 |           |                                                                           |

【↑】 各教科について、人権教育に関する目標を記載する。学習指導要領において人権に関する直接的な学習内容が示されている教科はその内容を反映させた目標(「個人の尊厳と人権の尊重」など)等を、他の教科においても、人権教育の趣旨に添った内容(「思いやり的心」「生命尊重」「国際理解」など)等を盛り込む。「確かな学力」、「基本的な生活習慣」、「自尊感情」、「自己表現力」、「想像力や共感的に理解する力」、「コミュニケーションの能力」、「人間関係を調整する能力」などの目標も、人権教育の目標である「自分の大切さとともに他の者の大切さを認めること」のかかわりから、捉えることができる。

「道徳」の時間には、「生命尊重」、「公正」、「公平」、「自己を見つめる」などの内容に関わる学習を通じて、「自他の権利や生命を尊重」する感性や実践力を育成する。

「特別活動」については、学級(HR)活動等において、生活上の諸問題の解決や望ましい人間関係の育成を図るとともに、児童会・生徒会活動や学校行事等を通じ学校生活の充実・発展を目指す。その際、体験的な活動が可能な内容にする。

「総合的な学習の時間」については、教科横断的・総合的な課題、児童生徒の興味・関心に基づく課題、地域や学校の特色に応じた課題などを設定する。

| 個別的な人権課題への取組                                |
|---------------------------------------------|
| ○男女が互いに尊重され協力する活動。<br>○高齢者や障害のある人との交流。      |
| 【↑】 学校の教育目標や地域の特色を踏まえた個別的な人権課題への取組について記載する。 |

| 教科外活動等                                         |                                    |                                               | 家庭・地域・関係機関等との連携／校種間の連携                                          |                                                            |
|------------------------------------------------|------------------------------------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 生徒指導                                           | 教育相談                               | 進路指導                                          | 家庭・地域・関係機関等との連携                                                 | 校種間の連携                                                     |
| ○生徒理解の深化<br>○人権尊重の視点に立った個別指導の充実<br>○健全な規範意識の育成 | ○問題傾向の早期発見<br><br>○個別的なカウンセリングの充実  | ○キャリア教育の充実<br><br>○自己学習力の育成<br><br>○職場体験活動の実施 | ○学校における人権教育の理解と啓発<br><br>○PTA等の活動との連携<br><br>○地域の人権に関する取り組みとの連携 | ○校種間連絡会議の定期的開催<br><br>○交流学习の充実                             |
| 【↑】 生徒指導の取組内容や生徒指導を通じて身に付けさせたい資質・能力等を具体化する。    | 【↑】 教育相談の充実のための視点や具体的な取組内容等を明確化する。 | 【↑】 進学指導・職業指導の充実のための視点や具体的な取組内容等を明確化する。       | 【↑】 家庭・地域への発信、地域の人権啓発活動との連携等を推進するための視点や具体的な活動内容を盛り込む。           | 【↑】 校区内における一貫した人権教育カリキュラムの編成、交流学习の充実等のための視点や具体的な取組内容を盛り込む。 |

| 教職員研修                                                                                                                                                        |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ○人権問題を学び人権意識・人権感覚の高揚に努める。<br>○人権が尊重される学習活動づくり、人間関係づくり、環境づくりについての実践を交流する。<br>○人権尊重の視点に立った学級経営、生徒指導の在り方についての事例研究を行う。<br>○授業研究を通して、参加体験型学習の取り入れなど指導方法等の工夫改善を行う。 |
| 【↑】 教員研修を企画・実施する際の留意点や重点的に取り上げたい課題等を踏まえて記載する。                                                                                                                |

## (2) 年間指導計画

### 参考：年間指導計画充実のための留意点

年間指導計画は、全体計画に基づき、各年度に行う人権教育の指導内容・方法等を具体化した指導計画であり、当該年度における取組の全体像を具体的に把握し、共通認識をもって人権教育に取り組めるようにするための、大切な指針となるものである。

年間指導計画の策定は、全体計画の見直し等と並行して(又はその見直し結果等を踏まえて)、すべての教職員の参加・協力の下に行われる必要があり、一般的には、管理職及び人権教育担当部(担当者)が提示した方針に基づき、各学年単位で年間指導計画の案を検討した上で、これをとりまとめ、決定することとなる。

年間指導計画を作成する際には、下記の点に留意することが大切である。

### ○年間指導計画充実のための留意点

- 児童生徒の発達段階を踏まえ、6年間・3年間で育てたい資質・能力を見据えた系統的な計画とする。その際、取り上げる人権課題の項目とともに人権週間における具体的な取組なども位置付ける。
- 全体計画に示されている各教科等の指導の目標・ねらいを受け、「人権教育とのかかわり」から洗い出す観点(例:「確かな学力」、「基本的な生活習慣」、「自尊感情」、「自己表現力」、「コミュニケーション能力」など)を明らかにする。
- [自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]ができる児童生徒の育成のため、次のような力や技能を総合的に培うことができるよう、関連のある教育活動との結びつきを考える。
  - \* 他の人の立場に立ってその人に必要なことやその人の考えや気持ちなどが分かるような想像力や共感的に理解する力
  - \* 考えや気持ちを適切かつ豊かに表現し、また、的確に理解することができるような、伝え合い・分かり合うためのコミュニケーションの能力やそのための技能
  - \* 自分の要求を一方的に主張するのではなく建設的な手法により他の人との人間関係を調整する能力及び自他の要求を共に満たせる解決方法を見いだしてそれを実現させる能力やそのための技能
- 各教科では、学習内容や指導方法等から人権教育の目標と結びつく教育活動を見出す。その際、具体的な人権課題に関する学習内容(個別的な視点からの取組)を含む単元等、また、「法の下での平等」、「個人の尊重」、「生命尊重」などに関する学習内容(普遍的な視点からの取組)を含む単元等を設定する。
- 道徳の時間については、自己を見つめ、道徳的価値の自覚を深め、主体的に道徳的实践力を身に付けていくことができるよう、その内容項目として、「生命尊重」「公正・公平」等人間尊重の精神とのかかわりの深い内容を設定する。
- 特別活動では、望ましい集団活動を通して、よりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。そのため、学級活動では、生活上の諸問題の解決や望ましい人間関係の育成に重点を置く。また、児童会・生徒会活動、クラブ活動、学校行事においても、学校生活の充実と発展に寄与する体験的な活動を設定する。
- 総合的な学習の時間では、そのねらいを踏まえ、横断的・総合的な課題、生徒の興味・関心に基づく課題、地域や学校の特色に応じた課題などについて、人権教育との関連から学習活動を設定する。
- 年度ごとに、指導計画の評価・見直しを行う。

## 事例 2 : 年間指導計画の作成例

### ○ 各学年における年間指導計画の作成例

〔平成〇〇年度 年間指導計画（総括表）〕（略）

〔第 1 学年〕～〔第 5 学年〕（略）

〔第 6 学年〕

|                   | 4月                            | 5月          | 6月 | 7月                    | 8月 | 9月                 | 10月              | 11月                            | 12月                      | 1月 | 2月                | 3月              |
|-------------------|-------------------------------|-------------|----|-----------------------|----|--------------------|------------------|--------------------------------|--------------------------|----|-------------------|-----------------|
| 国 語               |                               |             |    | ▼<br>人権作文の作成          |    |                    |                  |                                |                          |    | ▼<br>平和について       |                 |
| 社 会               |                               |             |    |                       |    | ▼<br>江戸時代          | ▼<br>明治維新        |                                | ▼<br>15年にわたる戦争<br>暮らしと憲法 |    | ▼<br>日本とつながりの深い国々 |                 |
| 算 数               | ～ 通 年 ； 数を用いた論理的な思考力を養う       |             |    |                       |    |                    |                  |                                |                          |    |                   |                 |
| 理 科               | ▼<br>動物のからだ<br>▼<br>環境と生活     |             |    |                       |    |                    |                  | ▼<br>からだのつくりとはたらき              |                          |    | ▼<br>自然の環境        |                 |
| 家 庭               |                               |             |    |                       |    |                    |                  |                                | ▼<br>高齢者・障害者と家族          |    |                   |                 |
| 図画工作              |                               |             |    | ▼<br>人権ポスターの作成        |    |                    |                  |                                |                          |    |                   |                 |
| 音 楽               |                               |             |    |                       |    |                    | ▼<br>世界の音楽に親しむ   |                                |                          |    |                   |                 |
| 保健体育              | ▼<br>健康な生活と病気の予防              |             |    | ▼<br>変化する心と体          |    |                    |                  |                                | ▼<br>感染症について             |    |                   |                 |
| 道 徳               | ▼<br>人権感覚とは<br>▼<br>礼儀        | ▼<br>公德心    |    | ▼<br>生命尊重             |    | ▼<br>尊敬・感謝         | ▼<br>公正・公平       |                                |                          |    |                   | ▼<br>障害者・高齢者の理解 |
| 特別活動              | ※ テーマ ； 「ふれあいを通して学ぶ」          |             |    |                       |    |                    |                  |                                |                          |    |                   |                 |
| 学 級 活 動           | ▼<br>最上級生<br>になって             | ▼<br>なかまづくり |    | ▼<br>障害者理解のアンケート・話し合い |    |                    |                  | ▼<br>障害者の方との交流                 |                          |    |                   |                 |
| 児 童 会 会 動         |                               |             |    |                       |    |                    | ▼<br>特別支援学校との交流② |                                |                          |    |                   |                 |
| ク ラ ブ 活 動         | ～ 通 年 ； クラブの活動による異学年間の交流を促進する |             |    |                       |    |                    |                  |                                |                          |    |                   |                 |
| 学 校 事 行           |                               |             |    |                       |    |                    |                  | ▼<br>文化祭（人権作文発表・ポスター展示、ユニセフ学習） |                          |    |                   |                 |
| 総 合 的 な 学 習 の 時 間 |                               |             |    | ▼<br>特別支援学校との交流①      |    |                    | ▼<br>高齢者施設の訪問    |                                |                          |    |                   |                 |
| 家 庭 ・ 地 域 と の 連 携 |                               |             |    |                       |    | ▼<br>人権作文コンクールへの応募 |                  |                                | ▼<br>人権週間                |    |                   |                 |

### 3. 学校としての取組の点検・評価

**参考**：学校における人権教育の推進体制に関するチェックポイント

#### ○ 学校における人権教育の推進体制に関するチェックポイント

- 学校教育目標に、人権教育の推進に関する事項が示されている。
- 校長等管理職が人権教育の推進に指導力を発揮している。
- 人権教育の推進のための校内組織を整え、人権教育の目標を具体化するための計画的な運営を行っている。
- 人権教育の全体計画及び年間指導計画が作成されている。
- すべての教職員が、人権教育の全体計画及び年間指導計画の見直し・策定に、いずれかの形で参加する体制が執られている。
- 人権教育の推進に関し、学校と家庭・地域、関係諸機関との連携・協議の場を設けている。
- 人権課題に対する理解を深めるための教職員研修が計画的に実施されている。
- 人権教育に関する理解と指導方法の改善のための教職員研修を行っている。
- 教職員の間で実践の交流・評価が行われている。
- 学習活動づくり、人間関係づくり、環境づくりに関する評価項目を設定し、実践の評価が次年度の取り組みに生かされている。
- 人権教育の取組の評価に当たり、保護者や学校評議員等、学校外の人々の意見・評価を反映している。
- 教育の中立性が保たれている。

### 事例3：点検・評価アンケートの項目(教員向け／児童生徒向け／保護者等向け)

#### ○ 点検・評価アンケートの項目例

##### 【 教員向け 】

| 観 点            | 項 目 (例)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 学年・学級経営        | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人権教育の視点が学級経営目標の中に位置付けられている。</li> <li>○ 児童生徒の不安や悩みを受け止める体制ができている。</li> <li>○ 配慮や支援を要する児童生徒への支援について共通理解を図っている。</li> <li>○ 言語環境及び教室環境の適正化を図り、偏見や差別意識が生まれることのない言葉づかいや掲示物等の指導をしている。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 教科等指導          | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人権についての知的理解を深める指導を推進している。</li> <li>○ 人権感覚を育成する指導を推進している。</li> <li>○ 人権教育の視点に立った各教科等の指導目標や年間指導計画が作成されている。</li> <li>○ 道徳の時間や学級活動の時間で、人権に関する内容を計画的に指導している。</li> <li>○ 様々な人権課題を身近な生活と結びつけて理解できるようにするための教材の工夫を行っている。</li> <li>○ 人権教育の指導を進めるに当たり、協力的・参加的な学習を取り入れる、体験活動や交流活動を多様に組み入れるなど、指導方法の工夫を行っている。</li> <li>○ 人権を尊重し支え合う集団づくり(人間関係づくり)に取り組んでいる。</li> <li>○ 集団活動において、児童生徒が、互いのよさを認め合い協力するとともに、自己を生かすことのできる場や機会を適切に設けている。</li> <li>○ 学習内容が定着していない児童生徒や支援を必要とする児童生徒に適切な支援を行っている。</li> </ul> |
| 生徒指導、教育相談、進路指導 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 積極的生徒指導の視点に立って、相互に人権を尊重し、支え合う人間関係づくりを援助している。</li> <li>○ いじめ等の実態を的確に把握し、課題解決を図るための校内組織を整備している。</li> <li>○ 児童生徒理解については、受け身の姿勢だけでなく、一人一人の性格や抱える問題等を積極的に理解・把握するための取組を、日頃から行っているか。</li> <li>○ 児童生徒が自他のよさを理解し、将来への目標と希望を持って生きることができるように指導・援助している。</li> <li>○ 自己の進路や生き方について考える機会を設けている。</li> <li>○ 人権教育の視点から進路指導の目標が立てられている。</li> </ul>                                                                                                                                                      |
| 連携の取組          | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人権教育の全体計画及び年間指導計画の中に、家庭・地域との連携に関する取組が組み入れられている。</li> <li>○ PTA組織や学校評議員等を活用して、人権教育に関する意見や要望等を的確に把握し、日々の教育活動に反映している。</li> <li>○ 家庭訪問等の機会をとらえて、家庭や地域の意識・関心・要望や児童生徒の実態を的確に把握し、教育活動に反映させている。</li> <li>○ 人権教育に関する連携に限らず、家庭や地域と連携した取組を日頃から積極的に進め、相互の信頼醸成に努めている。</li> <li>○ 人権学習に取り組むに当たって、地域や保護者の協力を得ている。</li> <li>○ 人権教育の指導に当たり、地域の人材を活用した授業や、保護者参画型の授業等の工夫を行っている。</li> <li>○ 人権教育の年間の活動の中に、家庭や地域との連携事業等を組み入れている。</li> </ul>                                                                |

|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|           | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ PTAによる研修会や役員会、担任による家庭訪問等の機会をとらえて、保護者に対する計画的な啓発がなされている。</li> <li>○ 授業参観等の機会をとらえ、教科等の学習において人権に関わる主題を取り上げてこれを公開したり、学年・学級懇談会等で、学校の取組を説明して意見交換を行うなど、人権教育についての理解を図っている。</li> <li>○ 人権学習について保護者に対する説明責任を十分に果たしている。</li> <li>○ 人権教育の取組の様子や成果を、「学校(園・学級)だより」や「PTAだより」等を通して、家庭や地域に発信する機会を設けている。</li> </ul> |
| 関係機関等との連携 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係機関等と連携した人権教育の取組を年間指導計画の中に組み入れている。</li> <li>○ 関係機関が開催する人権啓発イベント等への参加や、関係機関が作成する啓発資料の利用・周知などを、積極的に行っている。</li> </ul>                                                                                                                                                                              |
| 校種間の連携    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 校種間の協議の場を通して、人権教育の教育課程の編成等に関し、長期的な観点から検討・調整を行い、その結果を各学校の年間指導計画等に反映している。</li> <li>○ 校種間交流の取組など、複数校種の連携による人権教育の活動を行っている。</li> </ul>                                                                                                                                                                |

### 【 児童生徒向け 】

| 観 点      |        | 項 目 (例)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|----------|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自分自身について | 自他の大切さ | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自分のよいところを知っている(気付いている)。</li> <li>○ 友だちのよいところに学ぶことがある。</li> <li>○ 先生や家の人のよいところに学ぶことがある。</li> <li>○ 学級みんな(や部活動のメンバー)と協力し合っている。</li> <li>○ 問題が起こったとき、みんなで話し合って解決している。</li> <li>○ 周りに困っている人がいたら助ける。</li> <li>○ 自分が困っている時は周りの支援を求める。</li> <li>○ 自分のことを大切に生活している。</li> <li>○ 自分と同じように、相手のことを大切にしている。</li> <li>○ 人の気持ちがわかる人間になりたい。</li> </ul> |
|          | 人権の理解  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人間は、誰でもいきいきと生活できるはずだと思う。</li> <li>○ 考えや感じ方には、人それぞれ違いがあってよいと思う。</li> <li>○ 他人の人権を侵害する行為(相手のいやがること)は、どんな理由があっても行ってはならないと思う。</li> <li>○ 人権の大切さについては、憲法などの法律にも示されていることを知っている。</li> </ul>                                                                                                                                                   |
|          | 社会的な行動 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自分の考えや気持ちを、友だちや先生によく話している。</li> <li>○ 勉強などのとき、友だちや先生の話をよく聞いている。</li> <li>○ 誰かがつらい(悲しい)思いをしているとき、一緒に考えるようにしている。</li> <li>○ 誰かがいじめ(や人権侵害)を受けているとき、それを止めるようにしている。</li> <li>○ 友だち同士の間で問題が起きたときに、それに向き合って話し合うようにしている。</li> <li>○ 相手と対立したとき、互いの立場を尊重して解決しようとしている。</li> <li>○ 地域や社会の活動に協力し、よりよい社会づくりに参加したい。</li> </ul>                        |
|          | 体験の事実等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 誰かからしてもらったことで、とてもうれしかったことがある。</li> <li>○ 自分が誰かにしている(した)ことで、その人に喜ばれている(喜ばれた)ことがある。</li> <li>○ 自分のしている(した)ことで、地域や社会に役立っている(役立った)ことがある。</li> <li>○ 友だちに何でも相談できる。</li> <li>○ 友だちは、がんばったことを認めてくれる。</li> <li>○ 友だちとよく遊ぶ。</li> <li>○ 友だちが間違っていたら注意する。</li> <li>○ 自分の大切さや他人への思いやりについて考えている。</li> </ul>                                         |

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今している勉強は将来に役立つと思う。</li> <li>○ 大人になったときの夢や仕事について考えることがある。</li> <li>○ 地域の行事に積極的に参加している。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 学校について | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校で、友だちに会うのは楽しい。</li> <li>○ 学校で好きな授業がある。</li> <li>○ 学校の勉強はよくわかる。</li> <li>○ 学校で楽しみにしている活動がある。</li> <li>○ 学校に行きたくないことがある。</li> <li>○ 学校は、悩みをごとや相談ごとをよくきいてくれると思う。</li> <li>○ 学校は、もめごとなど私たちが困っていることについてよく助けてくれると思う。</li> <li>○ 学校は、努力したことを認めてくれると思う。</li> <li>○ 学校では、間違ったことを納得いくように話してくれていると思う。</li> <li>○ 学校で、地域の人々の活躍や家族からの話を聞いたりすることがある。</li> </ul> |

## 【 保護者等向け 】

| 観 点        | 項 目 （例）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 子どもについて    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子どもは、学校に楽しく通っている。</li> <li>○ 子どもは、学校生活の様子を家庭で話している。</li> <li>○ 子どもの考えや話をよく聴くように心がけている。</li> <li>○ 子どもの生き方や将来を親子で話し合うことがある。</li> <li>○ 子どものよさ、努力(がんばり)、可能性を大切にしている。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 家庭の取組等について | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 授業参観や運動会などの行事には積極的に参加している。</li> <li>○ 学校だよりなどの配布物にはよく目を通してしている。</li> <li>○ 家庭や地域で問題が起こったとき、学校にも相談している。</li> <li>○ 家庭の教育方針を学校にも伝え理解を求めている。</li> <li>○ 子どもの教育に関する学校からの要請を踏まえ、家庭や地域で実現しようとしている。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 学校の取組について  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校は、家庭や地域に対し、自校の教育の方針や内容を十分説明していると思う。</li> <li>○ 学校の教育の方針や内容については、よく理解している。</li> <li>○ 学校は、人権教育の活動に関する計画や実施状況等について、わかりやすく伝えていていると思う。</li> <li>○ 学校で取り組んでいる人権学習の様子については、子どもからよく聞いている。</li> <li>○ 学校(教師)は、子どものよさを大切にしていると思う。</li> <li>○ 学校は、子どもをよく理解していると思う。</li> <li>○ 学校は、子どもの努力や能力を適切・公平に評価していると思う。</li> <li>○ 学校は、子どもの間違った行動に対し適切に指導していると思う。</li> <li>○ 学校は、子どもや保護者の相談事によく対応していると思う。</li> <li>○ 学校は、問題が生じたとき迅速に対応していると思う。</li> <li>○ 学校は、いじめを許さない学校・学級づくりに積極的に取り組んでいると思う。</li> <li>○ 学校は、地域の人々や保護者に対する人権啓発を積極的に行っていると思う。</li> <li>○ 学校は、子育て等の教育相談に気軽に応じてくれると思う。</li> <li>○ 学校は、保護者や地域の要請に応えようと努力していると思う。</li> <li>○ 学校は、地域人材や保護者の教育活動への参加を積極的に促していると思う。</li> </ul> |

## 4. 家庭・地域、関係機関との連携及び校種間の連携

### (1) 家庭・地域との連携の取組

#### 参考：家庭・地域との連携推進のポイントと様々な推進方策

人権教育を効果的に進めるため、家庭・地域との連携に積極的に取り組むことが大切である。

学校における人権教育の取組を家庭や地域等でも肯定的に理解してもらい、協力や支援を得るためには、日頃からの信頼関係を築くことが重要であり、適切な情報発信等の取組により、連携の基盤を整備する必要がある。

連携の方策については様々なものが考えられるが、各学校等においては、それぞれの地域の実情等に応じ、適切な方法を選び、連携の推進に努めていくことが求められる。

#### ○ 家庭・地域との連携推進のためのポイント（例）

- 年間指導計画等の立案に当たっての意見聴取や、人権学習の事前・事中・事後における意識調査などにより、児童生徒だけでなく保護者の意向・意識を常に把握し、適切に反映させながら、人権教育の取組の推進を図る。
- 家庭訪問などを通じ、児童生徒の家庭や地域での生活実態と生活実感を把握しておく（その際、個人のプライバシー等への配慮が必要）。
- 地域の人材を活用した授業や、保護者参加型の授業など、授業等における連携の取組を進める。
- 授業参観等の機会をとらえ、教科等の学習において人権に関わる主題を取り上げてこれを公開したり、学年・学級懇談会等で、学校の取組を説明して意見交換を行ったりするなど、人権教育に関する保護者の理解増進を図る。
- 学校だより等を通じ、日頃から、人権教育の活動の様子や成果を保護者や地域の人々に伝え、学校の取組への理解を広める。
- 例えば、地域の教育力と学校教育のネットワークによる「人権フェスタ」の開催など、それぞれの立場で一人一人の子どもを見つめ、育成する取組を推進する。
- 以上のような取組を通じ、人権を尊重しようとする意識を家庭や地域にも浸透させ、地域社会における人権感覚豊かな人間関係の形成を促進する。

#### ○ 家庭・地域との連携推進のための様々な方策（例）

| 連携の機会              | 連携推進の方策                                                                                                                                       |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ○ 日 常<br>(通常の授業等)  | ・ 学校だより、学級通信等の発行、ホームページへの情報掲載などにより、学校からの発信を進める。<br>・ PTAの広報紙などを通じ、人権教育や人権問題への意識高揚を図る。<br>・ 人権課題の解決に取り組む地域の人材をゲストティーチャーとして招き、生き方や人権に対する考え方を学ぶ。 |
| ○ 学習発表会            | ・ 校区のフィールドワークを行い、まちづくりについての提案を行う。                                                                                                             |
| ○ 授業参観・学校公開        | ・ 子どもたちの作品を校内等に展示し、紹介する。                                                                                                                      |
| ○ 学年・学級懇談会         | ・ 人権教育に関する学年・学級の取組について説明し、意見交換等を行う。                                                                                                           |
| ○ PTA研修会           | ・ 人権に関する講演会、ワークショップなどを開催する。                                                                                                                   |
| ○ 地区懇談会            | ・ 中学校区単位で、校区内の各学校・PTAの合同による研修会を実施する。<br>・ 校区で子どもを中心としたまつりを開く〔○○まつり・フェスティバル〕。                                                                  |
| ○ 家庭訪問             | ・ 児童生徒の家庭や地域での生活実態と生活実感を把握する。                                                                                                                 |
| ※ 地域における取組<br>との連携 | ・ 市町村の人権教育・啓発関連事業とタイアップして取り組む。<br>・ 市町村の国際交流イベント等に参加する。<br>・ 人権・福祉関係のポスター、標語、作文等の募集に応募する。                                                     |

## 《視点》中学校区を単位とする連携

中学校区等は、その区域内において、地域に根ざした住民のつながりを有しているところが多い。中学校区等の区割りは、一般に、自治会、町内会などの従来からの地域団体の区割りとも連関しており、中学校区の構成単位となる小学校区の範囲が、そのまま自治会等の範囲となっているところも少なくない。また、比較的人口規模の大きな地域においても、複数の中学校区等の間で連絡調整のための協議会が機能し、子どもの健全育成をはじめとした地域の課題に共同で取り組んだり、年間行事での連携が行われたりしているところが少なくない。

このように、学校と家庭・地域の連携、学校間の連携に当たり、中学校区等を基本的な単位として取り組むことも、一つの方法として考慮することが適当であり、教育委員会においては、こうした連携を支援する体制を整備していくことが望ましい。

### 【 中学校区等を単位とする連携の支援等の例 】

- ① 保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、PTA、自治会、青少年育成団体、子育てグループ、NPOなどの多様な機関・団体による「地域教育協議会」を各中学校区ごとに組織し、「子育て支援」、「児童生徒の問題行動への対応」、「障害者との共生のための支援活動」などの様々な取り組みを進めるとともに、校区が一体となった人権教育推進体制の基盤を整備する。
- ② モデルとなる中学校区において、校区が一体となった人権教育推進体制の整備を進めるとともに、そこでの連携の実施方法等に関する情報をホームページ上で提供する。モデル校区内の学校の優れた取組の報告や、それらの取組を通じて作成された学習プログラムや教材等については、教育委員会で保存し、閲覧できるようにする。

## 事例4：地域の高齢者宅訪問の取組

### 1 目的と概要

地域の高齢者宅を訪問し、依頼のあった家事等の手伝いをしたり、高齢者と直接話したりする活動を通して、高齢者の生き方に会い、そこから学ぶべきことが多くあること、お互いに社会を構成する一員であることの認識を深めるとともに、バリアフリーやユニバーサルデザイン、高齢者の人権等について理解を深めることができるようにする。

### 2 所要時間／教科等

長(事前・事後学習を含む)／ 特別活動、総合的な学習の時間 等

### 3 準備するもの

依頼のあった家事等の手伝いに使用する道具

### 4 進め方

- ① ガイダンス及びコース分け
- ② コース別グループの編成
- ③ 課題の設定及び活動計画の作成
- ④ 事前学習・勉強会
  - ※ 例えば、高齢者が生きてきた時代についての学習など
- ⑤ 活動準備(小グループ編成)
- ⑥ 体験・交流活動
  - ・ 小グループごとに高齢者宅を訪問し、笑顔で接して気持ちよくあいさつをする。
  - ・ 依頼のあった家事等の手伝いを行う。(庭の草取り、窓の拭き掃除、障子の張り替え、ゴミ捨てなど)
    - ※ 奉仕の気持ちを持って積極的に、また、共に協力して行うように意識付けるとともに、判断や行動には責任が伴うことを理解させる。
  - ・ 高齢者の方と会話をし、高齢者の方の生き方に学ぶ。
  - ・ 活動を通して、高齢者の方がどのようなことに困っているかに気づき、課題を解決する方法や自分にできることはないかななどを考えさせる。
  - ・ 活動や話の中での気づきなどをワークシートに記入し、お礼のあいさつをする。
- ⑦ 事後学習(反省)
- ⑧ 発信活動(再調査・研究活動)

### 5 留意点

- ・ 地域で自分をいかに生かすかという視点で学習を進めることにより、自ら具体的な課題を設定し、主体的に活動しようとする態度を身に付けさせる。
- ・ 自らが生活する地域で活動し、認められることにより、課題解決の達成感を持たせる。
- ・ 地域での活動を通じた課題解決学習での達成感を味わうことにより、自らの存在価値を認識し、協力して生きていこうとする意欲を高めさせる。
- ・ 「高齢者と自分」について、そのかわりを明らかにして、今後につなぐ工夫をする。

## 事例5 : 「あいさつの日」の実践を通じた家庭・地域との相互理解促進の取組

### 1 目的と概要

月に1度の「あいさつの日」を定め、学校・家庭・地域の関係各者が、それぞれの方法で「あいさつ運動」の取組を展開する。校区全体で、誰にでもできる共通実践を継続的に積み重ねることにより、学校・家庭・地域が協働して、人権教育を推進するための環境の下地をつくる。

### 2 「あいさつの日」におけるあいさつ運動の取組例

#### 学校・家庭・地域のあいさつ運動

毎月第2金曜日をあいさつの日とする。週末(金曜日)に設定することにより「家庭の日」の取組へとつなげていく。

#### ○家庭(PTA連合協議会)……「朝のあいさつ」と「三步一声運動」

家族であいさつをかわし大人が玄関から三步出て、子どもが一角曲がるまで見送る。

#### ○学校(児童会・生徒会、教職員)…登校時の「あいさつ運動」

児童会・生徒会の当番児童生徒と教職員が校門前に立ち、登校してくる児童生徒とのあいさつ運動を行う。通学路上のあいさつについて、保護者や地域の方々の参加も求めている。

#### ○地域(青少年団体)…駅頭での「あいさつ運動」

地域の駅頭に立ち、保護者や地域の人々に呼びかけるとともに「家庭の日」を周知・徹底し、家庭の果たす役割の重要性を訴える。学校のあいさつ運動にも参加する。

## 事例6：人権ポスター市内掲示の取組

### 1 目的と概要

児童生徒が制作したポスターを市民に広く見てもらう活動を通して、

- ・ 学校から地域に向け、人権教育の成果を発信する。
- ・ 児童生徒自身が人権啓発の大切さを理解するとともに、人権学習の活動における有用感・達成感を味わう。
- ・ 地域の人々との協力による人権教育・啓発の取組を進め、相互の信頼を深める。

### 2 所要時間／教科等

中 / 図画工作・美術・芸術、特別活動 等

### 3 進め方

|        |                                                              |
|--------|--------------------------------------------------------------|
| 6月     | オリエンテーション                                                    |
| 7～9月   | 人権ポスターの制作                                                    |
| 9月     | 市内掲示用ポスターの選定〔教職員・児童生徒代表〕                                     |
| 10月    | 「人権ポスターに込めた思い」発表会<br>市内掲示の準備（班編制、役割分担、掲示場所等の決定。ポスター説明文等の作成。） |
| 11～12月 | 人権ポスターの市内掲示〔教職員・学級〕                                          |
| 12月    | 人権ポスターの回収                                                    |
| 1月     | 掲示協力者（商店主等）との意見交換会（全校人権集会）                                   |

### 4 留意点

- ・ 自校の人権教育の意義・目的・内容等について地域社会に対して説明責任を果たすことの意義について、全教職員間で、十分に共通認識を図っておく。
- ・ 各教科等のねらいとの関連を明確にするとともに、児童会・生徒会活動など児童生徒の自主的な活動と連動させたり、近隣の学校との共同事業化等を図ったりするなどにより、より一層効果的な取組になるよう工夫する。

## (2) 関係機関との連携の取組

### 参考：関係機関との連携の例

学校における人権教育の充実を図る上では、大学や研究機関、市民団体など、関係機関との密接な連携を図ることが重要であり、児童生徒への指導や、教職員の研修等に際しこれらの機関の協力を得て、多様な教育・研修活動を積極的に展開していくことが期待される。

関係機関との連携の取組としては、例えば、福祉関係機関との交流活動をはじめとして、下のような活動が広く行われきており、児童生徒の人権感覚の育成等においても、大きな効果を上げているところである。

#### ○ 関係機関との連携の例

| 活 動            | 形 態 ・ 内 容                                                                                                                  |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①福祉体験の取組       | 県の社会福祉協議会やボランティア団体、地域の福祉施設の協力を得て、模擬福祉体験等の活動を行う。                                                                            |
| ②ボランティア活動      | 社会福祉協議会等と連携し、夏季・冬季休業期間等を利用して、福祉施設での「ふれあい弁当作り」や、保育所での「お泊り保育」の手伝いを行ったり、地域のボランティア団体と協力して、「駅周辺クリーンアップ作戦」(清掃活動)への参加など、活動を行う。    |
| ③生き方に触れる講演会の開催 | 「ふるさと先生講演会」として、地域の有識者や助産師、大学教員などを招き、「命の大切さ」、「人の権利」などのテーマについて話を聞くとともに、講演を聞いた感想の発表会を後日開催する。<br>講演会については、保護者や地域の人々にも参加を呼びかける。 |

## 事例7：福祉関係施設等における交流・ボランティア体験の取組

### 1 目的と概要

人と人とのつながりを広げ、人権感覚を育成するための取組として、福祉施設等の訪問による交流活動・ボランティア活動を進める。障害者や高齢者、幼児・児童等との交流を通して、誰にとっても住みよい地域にするため必要なことについて考えさせるとともに、ボランティア体験を通して実践的態度を育む。

訪問に先立ち、施設の関係者やボランティア経験者等の協力を得て、例えば、車椅子体験等の活動や、点字や手話についての学習など、訪問先に応じた事前学習を行うことにより、訪問の効果を一層高めることができる。

### 2 所要時間／教科等

長（事前・事後学習を含む）／ 総合的な学習の時間、特別活動 等

### 3 準備

訪問に際し、コミュニケーションを豊かにするための技能（表現、表情など）や、ボランティア活動で直接必要となる技能（布絵本づくり、人形劇、手話、点字、紙芝居、絵本の読み聞かせなど）について知り、練習を行う。グループに分かれて実技講習を受ける。

### 4 進め方

- ① ボランティアへの関心を高める（「ボランティア」って何だろう）
  - ・ ボランティアについて調べ、ボランティア体験をした人の思いや期待に共感し、関心を高める。
- ② 福祉ボランティアの方から話を聞く。
  - ・ 福祉ボランティアの方から、活動に対する思いや活動内容について、直接話を聞いて理解を深める。
- ③ 訪問先を調べる
  - ・ 高齢者施設、障害者施設、保育所・幼稚園など具体的な訪問先を決定し、施設について学習する。
- ④ 訪問先で必要となる技能についての練習を行う。
  - ・ 施設の関係者やボランティア経験者等の協力を得て、コミュニケーションの技能や、ボランティア活動で直接必要となる技能について、練習する。
- ⑤ 施設を訪問し、ボランティア活動を行う。
  - ・ 習得した技能や表現力を活用して施設の人々との交流を深め、心のつながりや互いの理解を深める。
- ⑥ 活動を振り返り、ボランティア体験の意義について話し合う。

### 5 留意点

- ・ 訪問先となる施設等の状況を予め十分把握しておく。
- ・ 訪問先に合わせてボランティア活動等の内容を計画する。
- ・ 訪問先の人々の思いや願いを大切に、施設内での人々の生活に配慮した訪問計画とする。

### (3) 校種間の連携の取組

#### 参考：保・幼・小・中・高等学校間の連携

人権教育の推進に当たっては、異なる校種の学校間で、子どもの育ちと学びをつなぐために、各園・所、学校で何をどこまでする(できた)のか、どんな学習を積み上げていく(きた)のか等について、十分な確認と役割分担を行う必要がある。各園・所、学校が連携して、授業研究や全体計画・年間指導計画等の検討を行うことにより、指導内容の重複の調整、指導方法の改善が進むとともに、教職員の指導技術の向上が図られることが期待される。

また、学校における人権教育の活動の一環として、異年齢の児童生徒間の交流や、障害のある児童生徒との交流を深めるよう、校種間の交流活動を積極的に展開することは、大きな意義がある。

このような観点から、以下のポイント等も踏まえつつ、校種間の連携を推進することが重要である。

#### ○校種間連携の推進のポイント

- 連続性・体系性・発展性のある教育方針・教育目標の設定
- 9年、12年を見通したカリキュラムの作成
- 各校との交流会、授業参観・各校の研究発表大会等への積極的な参加
- 校種間の合同授業研究、合同職員会、情報交換会の実施
  - ※ 合同の取組等を実施していく上でのポイント
    - ・子どもの実態と教育課題(学力・生活等)についての共通理解
    - ・9年、12年を見通した系統性を保つための共通理解
    - ・年間の指導内容や指導方法の共有化の検討
    - ・校種間のギャップの実態に対する共通理解と課題解決に向けた方策の検討
- 特別支援学校(学級)との交流。

#### ○保、幼、小、中、高等学校間の連携の取組例

| 校 種             | 具体的な活動例                                                                                                                                             |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①保育所・幼稚園と小学校の連携 | 小学校における町探検の学習で保育所や幼稚園を訪問して一緒に遊ぶ、「手作りおもちゃで遊ぶ集会」に園児を招待して遊びを教える、小学校の教員が鉛筆の持ち方や勉強の仕方などについての出前授業を実施するなどの取組を行う。                                           |
| ②小学校と中学校の連携     | <p>地域の人々の協力の下、近隣の児童生徒が公民館などで一緒に寝泊まりしながら学校へ通う「通学合宿」の取組を小・中学生合同で行う。高校生や社会人もサポーターとして参加する。</p> <p>中学入学前の不安をなくし、中学への期待感を持たせるため、中学校の教員が小学校で出前授業を実施する。</p> |
| ③幼稚園と中学校の連携     | 中学校の家庭科における保育実習の授業で、地域の保育所・幼稚園を訪問する。幼児と中学生との出会いの体験、遊びの体験を通じて、相互の交流を深める。                                                                             |
| ④小学校と高等学校の連携    | 小学生と高校生が一緒になって、地域の清掃活動を行い、互いに協力し合った感想等を発表し合う交流会を行う。                                                                                                 |

## ○校種間連携のステップの例(交流から連携へ)

- ① 行事を通しての子どもの交流
  - ・ クラブ見学、文化祭見学等
- ② 日常の活動の交流
  - ・ 授業体験、遊びやゲームを中心とした交流
- ③ 教職員合同研修
  - ・ 子どもの実態交流、合同授業研究会等
- ④ 年間を通しての連携
  - ・ 合同遠足など、様々な年間行事における連携
  - ・ 教員間の授業交流、カリキュラム検討委員会、合同進路説明会等

## 事例8：幼稚園を中心とした校種間の連携の取組

### 1 目的と概要

幼稚園を中心に、保育所、小学校、中学校、行政機関など一体となって、幼児の将来を見通した様々な活動を実施し、地域ぐるみの子育てを推進する。

### 2 取組例

#### (1) 教員相互の交流

○懇談会…… 校種間の連携協議会等の組織を活用して、子どもの学習や生活の実態について情報交換するとともに、子どもの育ちと人権に関する事項をテーマに協議を行う懇談会を定期的を開催する。

○研究会…… 地域の幼稚園と保育所、小学校、中学校の教職員が定期的に集まり、学校種を通じた人権教育の在り方や、授業改善の方策等について研究協議を行う研究会を開催する。

#### (2) 園児の交流体験

○保育所との交流…… 運動会や防災訓練などの機会をとらえ、保育所との相互交流の機会を設定する。多くの友だちと一緒に活動する楽しさ等に気付かせるとともに、教職員や保護者も積極的に参加して交流を深める。

○小学校との交流…… 運動会、学芸会などの行事の訪問、学校見学、生活科における交流活動、プールの施設利用など、多様な機会を通じて、小学校との交流活動を行う。小学校以降の生活や学習の基盤を培うとともに、幼児・児童間の人間関係づくりを促進する。

○中学校との交流…… 保育実習やボランティア活動等を通じて交流し、自分を大切に思う人が地域に多くいることを、幼児に実感させる。中学生には、園児から頼られる経験を通して、自己肯定感を醸成する。

### 3 留意点

- ・ 懇談会や研究会の機会を効果的に活用し、教職員間の相互理解を深める。
- ・ 交流相手となる児童生徒への親しい気持ちやあこがれの気持ちから、幼児にとっても、将来に対する肯定的な展望を実感できる機会となるようにする。
- ・ 幼児と児童生徒のそれぞれが、自他を大切にする思いにつながるよう工夫する。

## 事例9：特別支援学校との交流の取組

### 1 目的と概要

特別支援学校との交流を通じて、一人一人に多様な行動や表現があることを認め、「共に生きる社会」についての意識や態度を養う。障害のある児童生徒と一緒に活動したり、特別支援学校の教員から話を聞いたり、家族の思いに触れたりしながら、人間は一人一人が個性を持った存在であることを知り、自他の違いを認め、お互いを尊重し合う態度、相手のことを深く理解しようとする態度を養う。

### 2 所要時間／教科等

中(事前・事後学習を含む)／特別活動、音楽 等

### 3 準備と進め方

- ・ 事前に特別支援学校の校長及び担当教員等と、交流活動のねらいや活動内容を確認し、共同で計画を作成するなど、綿密に打合せを行うとともに、交流体験の前後には、双方が協力して事前指導、事後指導を行う。
- ・ 交流後に感想を書いて、各学校内で発表し、それらをまとめて交換するなど、交流体験の時間に止まらない活動に発展させていく。

#### 【進め方】

- 1学期
  - ・ 養護学校について知っていること、知りたいことを出し合おう
  - ・ プールで遊ぼう
- 2学期
  - ・ 運動会を楽しもう(事前指導)
  - ・ 遊具施設で遊ぼう
  - ・ 校内音楽会への友情出演
  - ・ 特別支援学校の運動会等への自主参加
- 3学期
  - ・ 交流体験の感想の発表・交換
  - ・ お別れ交流会

### 4 留意点

- ・ 相手を思いやる態度、協力する態度、コミュニケーションや自己表現の技能を育てるため、
  - ①自分から進んでかかわらせる場面、
  - ②声かけをしたり遊んだりすることで相手との理解が深まることを学ばせる場面、
  - ③違いを認めながら交流が深まるような場面など様々な交流場面を工夫する。
- ・ すべての人が「共に生きる」社会を実現していくという人権教育の目的について、教職員自身が十分認識しておく。

## Ⅱ 人権教育の指導内容と指導方法

### 1. 指導内容の構成

#### (1) 人権に関する知的理解に関わる指導内容

#### **事例10**：人権概念を明確にする指導

人権とは何かについて明確に理解することは人権教育の第一歩である。人権に関する基本的理解が不十分であるために様々な誤解や曲解が生じ、それが社会問題や混乱の原因になる場合も少なくない。次に挙げるのは、人権とは何かについてわかりやすく理解できるための効果的な指導事例である。

#### 1 テーマ 「欲しいもの」・「必要なもの」・「人権」

#### 2 目的と概要

人が「欲しいと思うもの」と「必要とする(大事な)もの」との関係を情緒と思考を働かせて理解し、さらにそれらと「人権」との関係について考え、理解することを目的とする。

#### 3 所要時間／教科等

短 / 特別活動 等

#### 4 準備するもの

- ・ B5又はA4の白紙(各学習者に1枚ずつ)
- ・ 「世界人権宣言」の要約(条項一覧表)

#### 5 進め方

- ① 1枚ずつ白紙を配り、「欲しいなあ、と思うものを 20 個書いてください」と指示する。
- ② しばらく楽しませてから、「20 個書いたものの中で、自分にとって手放せない大切なものを 5 個だけ残して、残りをすべて消してください」と指示する。
- ③ 全員が5個だけ残す作業を終えたら、4、5人ずつの小グループに分かれさせる。
- ④ 各グループごとに、自分たちが残した大切なもの(それぞれの子どもたちにとって大事なもの＝「必要なもの」)を互いに発表させ合う。
- ⑤ 各グループで自分たちが残した「必要なもの」も含め、人間が人間らしく生きるためにどうしても欠かせないもの、誰にとっても「絶対的に必要不可欠なもの」にはどんなものがあるかについて考え合い、話し合っ、グループとして一覧表を作らせる。
- ⑥ 各グループに「世界人権宣言」の内容を要約した表を与え、自分たちが合意した「絶対的に必要不可欠なもの」の一覧表と「世界人権宣言」の中身とを比べさせる。
- ⑦ この活動を通して考えたこと、「欲しいもの」と「必要なもの」と「人権」の関係などについて、話し合いをさせる。

#### 6 留意点

- ・ 「欲しいもの」を書かせるときには、あまり深く考えずに思いつくままに書かせる。
- ・ ④、⑤での発表のしあいや合意形成の過程を通して、「欲しいもの」と「必要なもの」については、人それぞれに違いがあること、人権は誰にとっても必要不可欠で、誰もがなるほどと思えるような大切なものであることに気付かせることに焦点を置く。

## 世界人権宣言 要約

- 第1条 平等権 (平等の権利)
- 第2条 差別からの自由 (差別されない権利)
- 第3条 生命、自由、人間の安全保障の権利 (自由に、安心して生きる権利)
- 第4条 奴隷からの自由 (奴隷にされない権利)
- 第5条 拷問および品位を傷つける扱いからの自由 (苦痛を与えられたり、人間らしくないひどい扱いをされない権利)
- 第6条 法のもとで人として認められる権利 (いつでもひとりの人間として認められる権利)
- 第7条 法の前での平等の権利 (法律で平等に扱われる権利)
- 第8条 権限を有する裁判所により救済される権利 (裁判で守られる権利)
- 第9条 恣意的な逮捕や追放からの自由 (理由なく捕まえられたり、国から追い出されない権利)
- 第10条 公正な公開審理を受ける権利 (公正な裁判を受ける権利)
- 第11条 有罪が立証されるまで無罪と推定される権利 (裁判で有罪であることが証明されるまでは、無罪であるとみなされる権利)
- 第12条 プライバシー、家族、家庭および通信への干渉からの自由 (私生活の自由が守られる権利)
- 第13条 国内外における居住の自由の権利 (住む場所を自由に選べる権利)
- 第14条 迫害からの庇護を他国に求める権利 (自分の国でひどい扱いを受けるとき、他の国に守ってくれるように頼む権利)
- 第15条 国籍を得、あるいは変更する権利 (ひとつの国の国民となる権利)
- 第16条 婚姻し家族を持つ権利 (結婚して家庭を持つ権利)
- 第17条 財産を所有する権利 (家や土地その他のものを自分のものとして持つ権利)
- 第18条 思想と宗教の自由 (自由に考えたり、信じたい宗教を自由に選べる権利)
- 第19条 意見と情報の権利 (意見を言葉や文字などであらわしたり、情報を受け取る権利)
- 第20条 平和的な集会と結社の自由 (平和的な集まりに参加したり、仲間と団体をつくる権利)
- 第21条 政治と自由な選挙に参加する権利 (政治や選挙に参加する権利)
- 第22条 社会保障を受ける権利 (人間らしく生きることができるような保障を受ける権利)
- 第23条 望ましい仕事を、労働組合に加入する権利 (仕事を自由に選んで働いて給料を得、労働組合に入る権利)
- 第24条 休暇と余暇を得る権利 (休暇をとったり、余暇を楽しめる権利)
- 第25条 十分な生活水準を保持する権利 (人間らしい生活をするのに必要な一切のものを持つ権利)
- 第26条 教育を受ける権利 (学校に通い、ただで義務教育を受ける権利)
- 第27条 社会の文化的生活に参加する権利
- 第28条 世界人権宣言を実現させる社会秩序への権利 (権利や自由を受けられるための秩序を得る権利)
- 第29条 自由で完全な発展に不可欠な社会への義務 (お互いに人間らしさを発展させることができるような社会に対する義務)
- 第30条 上述の諸権利に対する国家ないしは個人の干渉からの自由 (様々な権利や自由を国や個人から無効にされない権利)

## 事例 11 : 人権についてのイメージを育てる指導

人権に関する知識を深め、人権の尊重と実現のために必要な想像力や連帯の感情を高めるために、想像力と描写技能を活用させる指導事例である。

### 1 テーマ 人権を絵に描く

### 2 目的と概要

小グループに分かれ、1人が世界人権宣言に定める権利を絵で描き、他のメンバーは、その絵がどの権利を表したものであるかを当てるゲームを行う。言葉で示された人権の内容について、イメージをふくらませ、創造的に描画するもので、次のような目的を持つ。

- ・ 世界人権宣言についての知識を発展させること
- ・ チーム形成の力と創造的思考及びイメージの使い方についての自覚を発展させること
- ・ 連帯と多様性への尊重を促進すること

### 3 所要時間／教科等

短 / 特別活動 等

### 4 準備するもの

- ・ 世界人権宣言の条項を一覧表にした掲示板
- ・ スコアを書き込むための大きな紙か模造紙、マーカー
- ・ グループで描画するためのA4の用紙(ゲームごとに各グループに1枚ずつ)
- ・ 絵を掲示するための画鋲(又はテープ)

### 5 進め方

- ① 予め世界人権宣言の要約版を利用して、児童生徒に描かせたい人権を選んで一覧表にしておく。
- ② 4、5人の小グループに分かれさせ、それぞれの小グループにそれぞれチーム名を付けさせる。
- ③ 各グループは、A4版の用紙と鉛筆を受け取り、他のグループの発言が聞こえないように離れた場所に分かれて、席に着く。
- ④ すべてのグループから各1人のメンバーを呼び寄せ、例えば、「拷問からの自由」とか「生存権」とかいったように、一覧表に載せてある権利の中から一つを示す。
- ⑤ 呼ばれたメンバーは、それぞれのグループに戻り、示された権利を絵に描く。絵にはイメージを描くだけで、数字や言葉は一切描いてはいけない。
- ⑥ 各グループの他のメンバーは、描かれた絵がどの権利を表しているかを推測し、1人ずつ順番に解答する。その際、自分が推測したことがらについて声に出せるだけで、質問はできない。
- ⑦ 描いたメンバーは、解答が合っている場合は「正解です」と、間違っている場合は「違います」と言って正否を伝える。その際、それ以外の話をしてはならない。
- ⑧ 正解が出たところで第1ラウンド終了とする。ラウンドが終了したら、描いたメンバーは、どの権利を描いたのかをその絵の傍らに文字で書き込む。描かれた絵は各グループごとに1箇所に積み重ねていく。
- ⑨ 第2ラウンドに移る。それぞれのグループから新たにメンバー1人を呼び寄せ、別のある権利を示す。このようにして7～8ラウンド行う。各ラウンドごとにそれぞれ別のメンバーが絵を描くようにし、誰もが、少なくとも1度は絵を描く機会を与えられるようにする。
- ⑩ 最後に、それぞれ違う権利について人々がどのように異なる解釈やイメージをするかを比較したり、議論したりするために、各グループで描かれた絵をラウンドごとにまとめて画鋲(又はテープ)で止めて展示する。
- ⑪ 描かれた絵を比較したり、解釈やイメージのしかたの違いや人権の意味について討議する。

### 6 留意点

- ・ 8人未満の小さいグループの場合、このアクティビティは全体で1つのグループとして行うとよいと思われる。まずひとりのメンバーに最初のラウンドで絵を描いてもらう。次には、例えば、その絵が表現する権利を言い当てた人に描く役割をもらい、次々に進める。

## (2) 人権感覚の育成に関わる指導内容

### 事例12：聴く技能を育てる指導

他者の感情をくみ取り、共感的に理解する技能は人権感覚を育成する上で不可欠である。相手の話をきちんと傾聴し、自分の意見を自信を持って発信する技能を育てるための指導事例である。

#### 1 テーマ 「どうぞ続けて、ちゃんと聴いていますから」

#### 2 目的と概要

このアクティビティは聴く技能に焦点を当てるが、論理的思考及び意見を表明する自信を高める支援もすることができる。

#### 3 所要時間／教科等

短 / 特別活動 等

#### 4 準備するもの

特になし

#### 5 進め方

- ① どうすればすぐれた聴き手になれるのかについて、学習者全体でブレイン・ストーミングをする。
- ② 3人一組に分かれてもらう。そのうち、1人は話し手、他の1人は聴き手、そしてもう1人は観察者になる。
- ③ 話し手には、例えば「人間性を犯す犯罪に対する死刑について」など、論述と分析を要し、時に意見が分かれるような話題の中から、特に自分が興味を持っているものについて、個人的見解を5分間話してもらう。
- ④ 聴き手はよく聴いて、その問題が何に関するものであるか、なぜ話し手はその問題に興味を持っているのか、また、話し手の観点はどのようなものであるのかについて、自分がよく理解していることを確認しなければならない。
- ⑤ 観察者は、聴き手の能動的な聴く技能を観察する。観察者はディスカッションに参加しないで、ディスカッションを注意深く観察し、アクティビティが終了するまでは改良点に関する提案をいっさい口にしない。
- ⑥ 5分たったらアクティビティを終了し、観察者は気付いた点を聴き手、話し手にフィードバックする。全員が話し手、聴き手、観察者の3つの役割を経験するまで繰り返す。
- ⑦ 再び学習者全体が集まり、アクティビティについてディスカッションを行う。教員は、ディスカッションを活性化するため、例えば、次のような質問をする。
  - ・ 話し手は話題に関する自分たちの見解や感情をうまく伝達することができたでしょうか。
  - ・ わからない点を質問するなど能動的な聴く技能を使用している人に対し、話し手は話しやすいと感じていたでしょうか。
  - ・ 聴き手になるということはどのような感じのするものでしたか。聴くことに徹し、批評したり、自分自身の意見を述べたりして相手の話を中断しないことは難しいことでしたか。

#### 6 留意点

- ・ 学習者は最初から次のようなことがらに気付いているかもしれない。アクティビティが終了するまでには、これらのことがら全部を、あるいはもっと別の観点を挙げるができるようになることが期待される。
  - \* よい聴き手は、
    - ～ 話し手に敬意を示し、アイコンタクトを維持し、せかせかしない。
    - ～ 時々うなずいたり、「どうぞ続けてください。聴いていますから。」と言ったりして、注意深く、聴いているというサインを送る。
    - ～ 話し手の邪魔をしない。
    - ～ 話の問合いを急いで埋めようとせず、話し手が考えたり、話を再開したりする余裕を与える。
    - ～ 批評したり、反論したりして、話の焦点をずらせるようなことをしない。
    - ～ 様々な答えがありうるような質問をして、話し手が談話を続けたり、より詳しく話したりするように促す。
    - ～ 時折、話し手の論点を要約したり、別な言葉で言い換えたりして、話を理解していることを示す。
    - ～ 話し手の言葉の背後にあると思われる感情に応え、話し手の感情を理解していることを示す。

## 事例13：イマジネーション能力を育てる指導

人の感情を読み取り、愛情と共感をもって対処する能力は人権感覚を高める一つの重要な技能である。様々な写真を読む能力を育てるための指導事例である。

### 1 テーマ 写真を読む

### 2 目的と概要

人の痛みを理解し、共有するにはイマジネーションの力が必要であるが、この力を育てる一つの方法として、写真から人々の心を読み取るアクティビティがある。これは様々な場面での人物を写した写真を使って、人々の心を理解するイマジネーションの力や共感的理解力を高めることを目的とする。

### 3 所要時間／教科等

短 / 特別活動 等

### 4 準備するもの

いろいろな国の人々の様々な状況を写した写真(人物の顔が写っているもの)を用意する。

### 5 進め方

- ① 喜怒哀楽をはじめ、様々な感情を表している人物の写真を、5、6人からなるグループに1枚ずつ、あるいは数枚ずつ与える。
- ② 学習者それぞれにその写真の人物の気持ちを読み取らせる。
- ③ それがどんな場面で、その人物はどんな感じや思いを抱いていると考えられるかについて、順次、意見を言い、そう考える理由も述べる。
- ④ それをもとに話し合いをし、意見を分かち合う。
- ⑤ 一枚の写真に表れた人の表情がいかに多様に解釈されうるかも含め、他人の感情を理解することの意味を話し合う。

### 6 留意点

- ・ 表情が必ずしも人の心のすべての面を表しているとは限らないことも議論の論点に加えることが必要である。
- ・ 写真のソースは様々なところにあるはずなので、機会あるごとに気を付けて集めておくといよい。他のアクティビティにおいても活用が可能である。
- ・ 表情を読む活動から、表現する活動につなげることが考えられる。ある場면을提示して、その当事者となったつもりでそれを表情や態度で表す活動、あるいは、それを絵や文章で表現する活動も、この感性を育てる上で役立つと考えられる。

## 事例14：感受性を高める指導

他者の感情や望みを感じ取り、配慮できる能力は人権感覚を高めるための重要な要素の一つである。次の事例は、様々な問題状況に直面する体験やロールプレイングなどを活用し、感受性を育成しようとする指導事例である。

### 1 テーマ あなたならどうする？

### 2 目的と概要

他の人々との関係において生じがちな様々な問題状況を提示し、学習者が自分の感じ方や行動の仕方などをそれぞれ率直に出し合ったり、ロールプレイングを交えるなどして、人の感情や思いや痛み、関心等を感じる能力(感受性)を高める。

### 3 所要時間／教科等

短 / 特別活動 等

### 4 準備するもの

前もって、次のような問題場面を表す文章をそれぞれ厚紙等を書いておく。

- \* ある男の子(女の子)が学校でいつもあなたをいじめたり、悪口を言ったりしています。
- \* あなたのお父さんはあなたと議論するときに、いつも無分別で攻撃的であるようにあなたには思われます。
- \* あなたは自分の服を買うために、お母さんといっしょに買物に行きます。お母さんはどれを選びなさいと、あなたに指図しがります。
- \* ある人が、あなたの家族の誰かの悪口を言います。
- \* 近所の人たちがあなたのことをあれこれとうわさ話のタネにします。

### 5 進め方

- ① いずれかの場面を読みあげるか、黒板に書く。
- ② 学習者に、この場面で自分はどうかを書いてもらう。
- ③ 学習者が考えた様々な反応のしかたを発表してもらい、あるいは、反応のしかたを書いた紙を集め、それらの中からまず一つを選び出す。
- ④ 選び出されたその反応の型について、同じような反応をした学習者を集めてグループを作り、その場面、反応、予想される結果、などについてのロールプレイングを実施する。
- ⑤ 異なる反応をした学習者は、グループに加わらず、グループによるロールプレイを観察する。
- ⑥ その反応やロールプレイングについて、全員での批評や討論をする。
- ⑦ 学習者の興味が持続するかぎり、提出されたその他の反応についてのロールプレイングと討論を続ける。

### 6 留意点

- ・ まとめが行われてよいが、学習の初期の段階に教員がある一つの反応をあからさまに強調することは望ましくない。様々な反応について賛成、反対の意見を言わせ、最終的な判断は生徒に委ねるようにすることが望ましい。
- ・ 反応の型は様々であれ、その内実として、生徒が他者の欲求、感情、利害関心への感受性を深めることが、この教材のねらいである。ある「場面」について人々の多様な反応に接することそれ自体が、人間性の様々な表れについて生徒の知見を広げ、深めることとなる。肯定的であれ、否定的であれ、人間性の多様な発現のしかたについての生徒の理解を深めることが重要である。
- ・ 生徒相互の批判、討論を通して、相手の欲求・感情・利害関心を考慮したより望ましい反応のあり方についての反省が促されることに留意したい。

## 事例15：建設的な問題解決法についての指導

対立や争いごとが全くない学級や集団をつくることは困難であるとしても、大切なのは、対立や争いごとが起きたときに、暴力や腕力によらず、お互いが納得のいくような建設的な問題解決を図っていくことである。そのための初歩的な指導事例である。

### 1 テーマ お互いが益を得る解決法

### 2 目的と概要

対立や争いごとの解決法がわからず、しばしば深刻な結果を生むことがある。児童に3つの解決法を示し、それぞれが関係者にどのような影響を与えるかを考えさせ、実際生活の中でその成果を生かせるようにする。

### 3 所要時間／教科等

短 / 特別活動、社会 等

### 4 準備するもの

特になし

### 5 進め方

① 対立や争いごとには3つの解決法が考えられることを説明する。

- \* お互いが益を得る解決法
- \* 一方だけが他方を犠牲にして益を得る解決法
- \* どちらも益を得られない解決法

この3つの解決法をよく見えるように黒板か模造紙に書く。絵文字等を添えてもよい。

② それぞれの解決法を例えば次のような例話で説明する。

『 男の子と女の子がボールを取り合ってけんかしています。大人の人がやってきて、二人がいっしょにそのボールで遊ぶようにさせたり、時間を決めて順番にボールを使うようにさせます。これはお互いが益を得る解決法になります。もしこの大人の人がボールをどちらか片方の子どもだけに使わせたしたら、もちろん、その子どもだけが益を得ることになります。また、子どもたちがいっしょに遊んだり、順番にボールを使うのはいやだと言うことを聞かないとき、その大人の人がボールを取り上げてしまったとすれば、どちらの子どもも益を得られないことになります。』

③ 二人ずつに分かれさせるか、グループに分かれさせて、自分たちがどんな対立や争いを経験したことがあるか振り返らせる。家庭や学校からはじまって、グループやもっと大きな集団や社会で起きた出来事などについてもディスカッションを促す。

④ ②の例話になぞらえて、それぞれの経験における当事者の誰がそのときの解決方法から益を得たかを分析させる。お互いが益を得る解決法は何かを考えさせる。

⑤ 全体会で自分たちの分析結果を分かち合う。

### 6 留意点

- ・ ここでは小学校低学年児童を対象とする事例を挙げたが、②の例話の中身を工夫すれば、高学年児童や中学生を対象としても活用できる。
- ・ これは自他の要求を共に満たせる解決方法の探究の事例であるが、平和的で建設的な方法で他の人との人間関係を調整する能力の育成にも関連づけて展開することができる。

## 2 効果的な学習教材の選定・開発

### 事例16：地域の教材化

地域の様々な活動に携わる人々との出会いを通して、地域についての肯定的な意識や地域社会に積極的に参画する態度を養うための教材化事例である。

#### 1 テーマ 地域に親しむ

#### 2 目的と概要

地域の様々な公共施設、NPO、作業所、商店などの施設や、すみよい街づくりの活動などに携わっている方と出会い、地域の方の願いや歴史について学び、校区に対する肯定的な意識と地域の一員としての自覚を持ち、地域社会に積極的に参画する態度を養う。

＊期待できる効果

- 1) 自分の生活が地域と関係していること、また多くの地域の方によって生活がよりよくなっていることを学び、地域の一員としての自覚を持つ。
- 2) 興味関心に応じた調査活動を主体的に進めることにより、自ら学ぶ力を養う。
- 3) 地域の方との出会い、活動や願いを聞き取ることを通して、人と出会うことの喜びと人への信頼を得る。

#### 3 所要時間／教科等

長（事前・事後学習を含む）／ 社会、総合的な学習の時間、特別活動 等

#### 4 準備するもの

校区地図、資料、ワークシート など

#### 5 進め方

- ① 校区地図やその他の資料を使って、校区の様々な公共施設について、その場所とはたらきや自分たちの日常生活とのかかわり等を調べる。
- ② 公共施設で働く方を招いて仕事の内容や願いを聞き取り、次の時間からとりくむフィールドワークの聞き取りの視点を確認する。
- ③ グループで計画を立て、フィールドワークを行い、様々な施設やそこで働く人、校区の歴史について聞き取る。
- ④ グループごとに活動のまとめを行い、全体で共有しながら、自分たちが地域の一員として参画できることについて考え、提言や行動提起文を作成する。
- ⑤ 自分たちの意見を、聞き取りした方やお世話になった方に発表し、評価をもらう（発表については、ポスターセッション、パソコンによるプレゼンテーション、劇化など児童生徒の発達段階やその他の実情に応じて、様々な形態で行う。）。

#### 6 留意点

- ・ 校区の課題や歴史、どんな活動をしている人がいるかによってテーマを設定する。（環境、福祉、人権など）
- ・ 子どもの主体的な調査活動を行うためにも教員が事前に校区について知り、協力を依頼しておく。また、校区に限らず、活動を市区町村域に広げてもよい。
- ・ 子どもたちが校区に出て活動する上で、保護者に協力を依頼するなどして、安全の確保に留意する。
- ・ 取組の期間中だけでなく、その後も継続的なかかわりを維持していくことが望ましい。

## 事例17：外部講師の講話の教材化／生命の大切さに関する教材

自分自身の生育歴を振り返り、保護者や様々な人たちの自分に対する願いについて知り、自分と他の人たちの生命を大切にできるような態度・技能を養うための教材化事例である。

### 1 テーマ わたしが、いま、ここにいること

### 2 目的と概要

自身の生育歴を振り返り、そこにある保護者や自分の成長を支えてくれた様々な人々の願いに触れ、自他の生命を大切にできる心を育む。

＊期待できる効果

- 1) 生命誕生について知ることにより、命の大切さを実感する。
- 2) 保護者からの聞き取りや発表会の時のコメントを通して、自分が大切に思われていること、また、まわりの仲間も同じであることを実感する。
- 3) 日常の学級、学年での課題や社会の問題について考え、自身の行動について考える。

### 3 所要時間／教科等

中（事前・事後学習を含む）／ 道徳、保健体育 等

### 4 準備するもの

ワークシート

### 5 進め方

- ① 助産師さんから生命の誕生のすばらしさについて聞き取りを行う。
- ② 保護者に協力を呼びかけ、子育てについて何人かの保護者に語ってもらい、今後の活動の視点を確認する。
- ③ ワークシートに基づいて、保護者や成長を支えてくれた様々な方に、その時の願いやかかわりのある物や出来事などをインタビューする。（生まれたときの様子、名前の由来、たいへんだったこと、うれしかったこと、思い出の品、写真など）
- ④ インタビューした内容とともに、写真や思い出の物を用意し、自分史写真絵本を作成する（コンピュータを使ったプレゼンテーションやそれを収録したDVDにしてもよい。）。
- ⑤ 自分史絵本を基に、参観日等で自分史について発表する。それぞれの保護者にもコメントをもらう。
- ⑥ 学習を振り返り、保護者に手紙を書く。
- ⑦ 日常生活の課題や命についてより深く考えるために、いじめや病気などを乗り越えたくましく生き抜いた方の体験談や手記等を読み、意見交流を行う。

### 6 留意点

- ・ 事前に保護者説明を行い、理解を得るとともに協力体制をつくる。
- ・ 一人一人の生活背景をしっかりと掴み、家庭環境等に十分配慮しながら進める。
- ・ 学級・学年に生活上の課題があれば、そうした問題とつなげて学習できるようにする。

## 事例18：同世代の児童生徒の書いた作品の教材化／生命の大切さに関する教材

阪神・淡路大震災という大災害に遭遇して悲しい思いをした子どもたちの作文等を読むことを通して、他者に対する共感性や命の大切さの感覚を養うこと等を目的とする教材化事例である。

### 1 テーマ 阪神・淡路大震災の被災児童生徒の作文を読んで

### 2 目的と概要

阪神・淡路大震災に被災した同世代の児童生徒の作文を読む等の学習を通じ、歴史的な事件に遭遇し、悲しい体験を共有した同世代の児童生徒の思いに共感し、生命の大切さを感じとる。さらに、防災に関わるボランティア活動に参加して、助け合いの心を養う。

＊期待できる効果

- 1) 命の大切さや生き抜くことの強さを感じる。
- 2) ボランティア活動を通して人に貢献することの喜びを知る。
- 3) 人と人がつながり合い、支援しあうことのすばらしさを感じる。

### 3 所要時間／教科等

中（事前・事後学習を含む）／ 国語、特別活動 等

### 4 準備するもの

大規模災害の被災者の暮らし等に関する新聞記事等

阪神・淡路大震災の被害に遭った同世代の児童生徒の作文（その他被災者や支援者の文章）

### 5 進め方

- ① 新聞記事などを活用し、各地の様々な災害被害やそこに生活している方々の苦労について学習する。
- ② 阪神・淡路大震災の被害に遭った児童生徒の作文などを読み、厳しい状況の中でも生き抜いた強さに学ぶとともに、その背景に様々な支援があったことを知る。
- ③ 消防士等の実際に災害救助に当たっている方や、防災に関わるボランティアに参加された方を招き、災害援助や防災の実際について話を聞く。
- ④ 防災に関わる身近なボランティアに参加し、感想を交流する。

### 6 留意点

- ・ 子どもたちがより身近に感じられるように、同世代の文章を用いたり、阪神・淡路大震災に限らず身近なことがらを教材にしたりする。
- ・ 実際に進行形の災害被害があれば、安全には最大限配慮しながら、子どもたちにも可能な支援活動を行わせる。
- ・ 災害援助に携わっている方から海外での様々な災害に関するエピソードを聞いたり、現在ボランティア活動をしている元被災者の方から「震災被害にあったからこそ真っ先に支援の手を差しのべたい」との思いで活動されている話を聞くなど、子どもの実情にあわせて様々な話題を紹介してもらってもよい。

### 3 指導方法の在り方

#### **参考**：人権教育の効果的な指導のための方法と技術

人権感覚を育成する基礎となる価値的・態度的側面や技能的側面の学習においては、児童生徒が自ら主体的に、しかも学級の他の児童生徒たちとともに学習活動に参加し、協力的に活動し、体験することが不可欠である。このような能力や資質を育成するためには、児童生徒が自分で「感じ、考え、行動する」することが求められる。こうした学習の取組においては、基本的には個別的活動よりもグループ活動が必要となってくる。

以下に挙げるのは、グループ活動を効果的に進めるために教師が熟練していることが望ましいテクニックである。

#### ① グループ活動を効果的に進めるテクニック

##### グループ活動を効果的に進めるテクニック

##### ブレインストーミング

ブレインストーミングは、新しい主題を導入し、創造性を促進し、多くのアイデアをすばやく生み出す方法です。特定の問題を解決したり、ある問いに答えるのに使用できます。

##### 【使用法】

- ・ブレインストーミングしたいと思う問題を決め、様々な答えが出せるような問いを作ります。
- ・全員が見えるところに問いを書きます。
- ・自分たちの考えを自由に発言し、誰もが見ることでできること（例えば模造紙など）に一語で、又は短文で書いてもらいます。
- ・誰からもアイデアが出なくなったら、ブレインストーミングを終わります。
- ・コメントを求めながら、提案されたことがらを一つずつ検討していきます。

##### 【留意点】

- ・新しい提案はどれも残さず書き留めます。しばしば最も創造的な提案がいちばん有効で興味深いものであるものです。
- ・意見の提案が終わるまでは、他人の書いたものについて誰も意見を述べてはいけません。また、すでに出された意見をくり返してはいけません。
- ・誰もが意見を出すように激励してください。
- ・学習集団を励ます必要がある場合にのみ、指導者の意見を出すようにします。
- ・出された提案の意味がよくわからない場合には、説明を求めます。

##### ウォール・ライティング

ウォール・ライティングは、ブレインストーミングの一種です。学習者は、自分たちの意見を小さな紙片に書いて壁に貼ります。この方法の利点は、他の人たちの意見の影響を受けずに、学習者が自分で静かに考えることができること、さらに貼り付けた紙は、意見を分類しやすくするように自由にあちこちに張り替えることができることです。

##### ディスカッション

ディスカッションは、ファシリテータ及び学習者が、当面している問題に対して自分たちがどんな態度でいるかを、自分で発見するのによい方法です。これは人権教育においては、非常に重要なことです。というのは、学習者は事実を知っているだけではなくて、自分自身で問題を調査し、分析することも必要だからです。ニュース、ポスター及び事例研究は、ディスカッションを活性化するのに役立つ手段です。「・・・についてあなたはどのように考えますか?」と問いかけることから、ディスカッションを開始させてください。

##### バズグループ

これは、全体でのディスカッションで意見が出ないような場合に有効な方法です。学習者に、二人

一組になって主題についてそれぞれ1、2分間討議してもらい、その後でそれぞれの間で出た意見を全体会で分かち合いをさせます。すぐに教室が互いに話し合う声でいっぱいになり、様々な意見が飛び交うのを体験することになるでしょう。

### 小グループ活動

小グループ活動は、全体活動と対照的なもので、誰もが参加できるように奨励し、協力的なチームワークを発展させる支援をする方法です。小グループのサイズは、全体の参加者の数とか、使えるスペースの大きさというような、実際的な事情に応じて決めることになります。<sup>\*</sup>小グループ活動は、取り組むべき課題によって、15分、1時間、あるいは1日というように、割り当て時間は異なってきます。

学習者に対して、「この問題について討議してください」と言うだけでは生産的な討議になることは困難でしょう。主題が何であれ、活動目的がまず明確に定義され、小グループのメンバーは後で全体会で報告することを求められる活動目標を意識し、それを目指して討議することが必要です。例えば、解決を必要とする問題とか、答えることを要求する問いという形で課題を出すことが必要でしょう。

<sup>\*</sup> 場合によっては2、3人になるかもしれませんが、6人から8人という規模が最もうまくいくようです。

### はしご形ランキング、ダイヤモンド・ランキング

特定の情報を提供しようとしたり、小グループで焦点化して討議を行うよう促すのに有効な方法です。

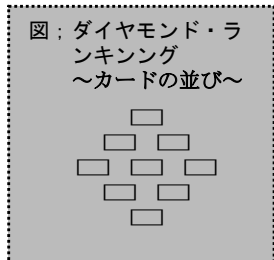
それぞれの小グループに声明文カードを1セットずつ準備してください。1セットは、9枚の声明文カードから成ります。学習者に議論してもらいたい話題に関連する、短くて単純な声明文を9つ準備して、各カードに1つずつ書きます。

それぞれのグループは、各声明文について議論し、次に、9つの声明文を重要さの順で並べます。並べ方は、はしご形でも、ダイヤモンド形でもかまいません。また、合意形成のための機会を提供します。

はしご形ランキングの場合には、最も重要な声明文が最上段に置かれ、その下に2番目に重要なもの、3番目にその次に重要なものという順に並べ、最も重要でない声明文が一番下に位置付けられます。

ダイヤモンド・ランキングの場合は、最も重要な声明文はどれであるか、その次に重要な声明文はどれとどれの2つか、中ぐらいの重要性の声明文はどれとどれとどれの3つか、というように選び、9つの声明文をダイヤモンド形に位置付けるのです。どれが重要でどれがそうでないか、というように単純明快に区別できるような問題はほとんどないので、ダイヤモンド・ランキングの方が、より適切な方法であるといえるでしょう。これは、それほど意図的な工夫をこらしたものではないので、学習者にとっては受け入れやすいのです。

このランキング法を変形して、声明文を8つにしておいて、残りの1つは学習者たちが自分たちで考えて書くようにさせる、というものがあります。



### ロールプレイング

ロールプレイングは、学習者によって演技される短いドラマです。人々は状況をロールプレイングで演出するために自分の生活経験を活用しますが、ほとんどは即興的に演じられます。ロールプレイングは、学習者になじみがないような環境や出来事を経験できるようにすることを目標とします。ロールプレーは、状況についての理解を改善し、その状況にかかわっている人々への感情移入を促進することができます。

ロールプレイングとシミュレーションとの違いは、シミュレーションが同じく短いドラマから成っていても、通常は台本が書かれていて、ロールプレイングほどには即興性を含んでいない、という点にあります。

ロールプレイングの価値は、現実の生活を模倣するところにあります。ロールプレイングは、登場人物の行動が正しいか間違っているかというような、単純な答えは出ないような問いを突きつけるかもし

れません。学習者に役割を入れ替えて演じてもらえば、より大きな洞察が得られるでしょう。

ロールプレイングは、感受性を働かせながら使用する必要があります。第一に、ロールプレイングが終わった時点で、演じた人がその役割を抜け出すのに必要な時間がきちんと確保されることが不可欠です。第二に、学習者のそれぞれが、個々人の感情やグループの社会的構成を尊重する必要があります。例えば、障害のある人々に関するロールプレイングの場合、学習者の中に障害のある人が（もしかしたら見えない形ででも）いるかもしれないこと、あるいは、障害のある親戚や友人がいる学習者もいるかもしれないということを、しっかり考慮に入れるべきです。そんな人々が心を傷つけられたり、他の人々から注目されたり、周辺に追いやられたりするようなことがあってはならないのです。もしそんなことが起こってしまった場合には深刻な事態として受け止め、謝ることはもちろん、その問題を一つの事例として、同様のことが二度と起きないように再度検討しなければなりません。また、ステレオタイプ化することがないように、十分気を付ける必要があります。

ロールプレイングは、演じたり、模倣したりする「能力」を通して、学習者が他の人々についてどんなことを考えているか、その中身を引き出すものです。これこそが、こうしたアクティビティを大いに興味深いものにするのです。「あなたが演じた人々は、実際生活でも、あなたが演じた通りにふるまうでしょうか？」と報告会で尋ね返しながら問題に取り組むことは有用でしょう。情報を常に批判的に考察することが必要であることに気付いてもらうことは、いつも教育的には有用です。

さらに、自分たちの性格形成の土台となっている情報をどこで入手したかを学習者に尋ねることもできるでしょう。

## シミュレーション

シミュレーションは、学習者全員を巻き込んだ、いわば拡張型のロールプレイングと見なすことができます。シミュレーションは、安全な環境の中で、学習者が挑戦的な経験ができるようにするものです。シミュレーションは、しばしば、一定程度の情緒的な関与を要求しますが、この情緒的関与のおかげで、シミュレーションは非常に強力な手段となるのです。人々は自分たちの頭と体で学習するだけでなく、自分たちの心も使って学習するのです。

シミュレーションの後で報告会をすることは、特に重要です。シミュレーションを演じた人たちは、自分たちの感情について議論すべきでしょう。例えば、なぜ自分がある行動を選び取って演じたのか、どんな不公正に気付いたか、そして達成された解決法がどれくらい自分たちにとって受け入れうるものであると考えるか、等々を議論するのです。指導者は、学習者が、自分たちが経験したことと、世界における現実の状況とを比較してみることができるよう、必要な支援を行っていきます。

## 絵、写真、漫画、図面、コラージュ

「一枚の写真は、一千語の文章に匹敵する。」視覚的なイメージは、情報を提供し、興味関心を刺激する強力な手段です。視覚的な思考様式を好む人々にとってばかりでなく、言語を使って自己表現をするのが苦手の人々にとっても、図画は、自己表現とコミュニケーションの重要な手段であることを記憶しておいてください。

### ＜写真コレクション作成のためのヒント＞

- 写真は何にでも使える手段であるので、ファシリテータが、自分自身の写真コレクションを構築しておくのは結構なことです。画像は、新聞、雑誌、ポスター、旅行パンフレット、郵便はがき、あいさつ用のカードなど、様々なところから集めることができます。
- 写真を切り取ってカードに貼りつけ、本のカバー用に販売されている透明な粘着テープでカバーをかけて、長持ちがして、取り扱いやすいものにしておきます。カードのサイズをそろえておけば、写真コレクションはセットものようになるでしょう。
- それぞれの写真の裏側に、整理番号を書いておき、どこかにその出典、オリジナル・タイトル、その他の有用な情報を記録しておくとい良いでしょう。そうしておけば、学習者は応答すべき対象としての写真だけに立ち向かい、余計なヒントなどに当惑させられずにすむことになります。
- 写真を選ぶ場合には、バラエティーに富むように注意しましょう。ジェンダー、人種、障害の有無、年齢、国籍、サブ・カルチャーを含めた文化などを、意識して選びましょう。世界の東西南北各地からなる、また様々な自然的・社会的・文化的環境にある地域からの写真を選択するようにしましょう。さらに、それぞれの写真のサイズ及び色が与える影響のことも考えましょう。この

サイズや色の効果は、学習者の写真理解を歪める可能性がありますので、ほどよい均質の写真セットになるように、写真コレクションを整理してください。

### 映画、ビデオ及びラジオドラマ

映画、ビデオ及びラジオドラマは人権教育のための強力な手段であり、青少年にも人気があります。映画鑑賞後のディスカッションは、さらに進んだ学習活動にとってのよい出発点となるべきものです。映画の中の「現実的生活」はどれくらい真実味があったか、登場人物が現実的に描写されていたか、あるいは登場人物がある特定の道徳的観点などを促進しようとしていたかなど、映画に対し学習者が最初に感じたことの中に、話し合うべきことがらがあるはずです。

### 新聞、ラジオ、テレビ、インターネット

メディアからはすぐれたディスカッション用資料を得ることができます。メディアの内容及びそれが提示される方法について討議し、そこに含まれる不均衡やステレオタイプを分析することはいつも興味深いものです。

### 写真撮影と映画作り

携帯型のカメラやビデオカメラの技術は、写真撮影や映画制作を誰にでもできるようにしてくれました。青少年の写真や映画は、その観点が態度を生き生きと示していて、すぐれた展示資料となります。ビデオ便りは障壁と偏見を取り除くための方法として有効であることが証明されています。ビデオ便りは、おそらくは出会うことがないと思われるような人々が「語り合う」こと、お互いにどんな生き方をしているか、またどんなことが自分たちにとって重要であるかということについての洞察を分かち合うことなどをできるようにするのです。

## ② ディスカッション技能を発達させるための方法と技術

### ディスカッション技能を発達させるための方法と技術

ディスカッションは、聴き方や順に発言する仕方、あるいは他人の権利を尊重するために重要な他のグループ技能などを実践する機会でもあります。誰もが参加できるようにするためには、グループは適切な規模であることが重要です。例えば 15 人から 20 人くらいというように、グループが大きすぎる場合、ディスカッションのためには小グループに分割する方がよいでしょう。相互作用や参加を促すためには、メンバーが相互に見えるように円形ないしは半円形に着席するのが好ましいのです。グループで討議して合意されるべき一般的原則には、次のようなことがらが含まれるでしょう。

- ・ 一時に一人だけが発言すること。
- ・ 非難するようなコメントやいかなる形態のあざけりも止めさせること。
- ・ それぞれが自分自身の観点や経験から発言し、他人に代わって一般化しないこと。つまり、「一人称単数の主語での発言をすること。
- ・ たった一つの「正しい」答えだけがあるとはかぎらない、とういことを忘れないこと。
- ・ 微妙な問題について話す時には、内密性の維持に同意すること。
- ・ 各人に沈黙を守り、本人の意志にしたがって、特定の問題についてのディスカッションに参加しない権利があること。

### マイクロフォン

他人の話すのをきちんと聴く習慣をつけるための活動です。

#### 【進め方】

円形に着席させます。テープレコーダーのマイクロフォンとかそれに似た形のものを順番に回していきます。マイクロフォンを持っている人だけが発言を許されます。

他の人たちは話し手に耳を傾け、また話し手に注目します。その人の発言が終わったら、次の発言したい人にマイクロフォンを渡します。

## ディレンマ・ゲーム

自分自身の意見を発表し、他人の意見を傾聴し、新たな理解に照らして意見を交換するように促すための方法です。様々な変形が可能です。

### 【進め方】

- (1) 取り上げている問題、例えば「表現の自由にはいかなる制限もあるべきではない」というような問題に関連する3つか4つの対立する意見を用意します。
- (2) チョーク又はテープで床に線を引きます。
- (3) 線の右側は意見に賛成であることを示し、左側は反対であることを示すことを説明します。その線からの距離が賛成ないしは反対の程度を示し、距離が大きければ大きいほど、賛成や反対の程度が高いことになります。部屋の両壁が最高限度となります。線上に立つのはその人は特に意見がないことを示します。
- (4) 最初の意見を読みます。
- (5) その意見についての自分の見解を示すように線のどちら側かに立ってもらいます。
- (6) 自分たちがその場所に立っている理由を話すように促します。
- (7) 話したいと思う人には誰でも発言してもらいます。その後、立つ場所を変えたいと思う人があるかどうか尋ねます。
- (8) 移動したいと思う人たちが移動し終えたら、その人たちに移動した理由を言ってもらいます。

## (1) 児童生徒の自主性を尊重した指導方法の工夫（「協力的」、「参加的」な学習の取組）

### **事例19**：地域の人々からの聞き取りを通じて、地域の課題を発見し、自分たちにできることをさがす取組（グループで調べる学習の取組）

教科の学習を通して活動の動機付けと課題設定を行った上で、子どもたち自身が計画して聞き取り学習を行い、その成果を新たな行動へと発展させる取組事例である。

#### 1 テーマ 人にやさしいまちづくり

#### 2 目的と概要

地域の歴史について学習し、自分たちのまちを振り返る活動に対する動機付けと課題設定を行う。その上で、人にやさしいまちづくりのために活動している人々の生き方に触れ、聞き取りや活動の中で分かったことや学んだことを自分たちの生活に結び付けて考えるとともに、自分たちの住む地域に愛着を持つ。さらに、地域の一員として何ができるかを考える。

#### 3 所要時間／教科等

長（事前・事後学習を含む）／ 社会、総合的な学習の時間、特別活動 等

#### 4 準備するもの

インタビューカード

#### 5 進め方

##### ① 動機付け・課題決定

- ・ 校区を流れる川の切りかえの歴史についての学習
- ・ 地域の公園ができるまでの歴史についての学習

##### ② 課題追求・交流

- ・ 自分たちのまちを振り返る。
  - ＊ 自分たちの校区、地域の中でこれがあったと思うものを書く。
  - ＊ 家の人や近所の人に、このような施設や活動ができたのもっとうれしい、助かるというものを聞き取る。
  - ＊ 校区内で、地域のためにがんばっている人を見つける。
- ・ 施設を訪問してその施設等の役割について調べる。
  - ＊ グループごとに調べたい施設と人を決める。
  - ＊ 施設を訪問して聞き取りを行う（障害者施設、高齢者施設、保育所、公民館など）。

##### ③ 発信・行動

- ・ 交流と振り返りの中で自分たちにできることをさがす。
- ・ 施設訪問で調べた内容をもとにガイド番組をつくる。
- ・ ガイド番組を使い、全校や地域に発信する。

#### 6 留意点

- ・ インタビューカードを作成して、あいさつや知りたいこと、質問内容、役割分担などを事前に明確にしておく。
- ・ 自分たちが住むまちの人たちと出会い、そこで学んだことを仲間たちと協力して、また地域や保護者に発信し認められていく中で、自分たちが様々な人に支えられて生きていることを実感させる。
- ・ 自分に自信がなく、人間関係がうまく結べない子どもたちに、これから起こるであろう様々な課題に向き合う力を付けていきたい。

## 事例20：自分を見つめ、自分の夢について調べ、発表する取組

自分を見つめ、自分の夢や希望は何かを考えた上で、個々の児童生徒が、その夢や希望を実現した人を探して、フィールドワークを行い、自分の考えた方法で発表する活動についての取組事例である。

### 1 テーマ 見つめよう自分 広げよう出会い・ふれあい

### 2 目的と概要

身近な大人への聞き取りや職場へのフィールドワークを行い、人との豊かなかかわりを通して、夢や希望を持ち、自己実現への意欲を高め、自分のできることを考えて行動することができるようにする。また、共に活動することを通して、他者の思いや願いに触れながら、互いに違いを認め、生き方に共感することができるようにする。

### 3 所要時間／教科等

長（事前・事後学習を含む）／ 総合的な学習の時間、特別活動 等

### 4 準備するもの

インタビューカード、まとめるのに必要な紙等の材料

### 5 進め方

- ① 今の自分を見つめる。
  - ・今の自分はどのような自分か書かせて発表し合う。
- ② 身近な人（自治会長さん、校長先生）の生き方を聞いて、自分の夢や希望を持つ。
- ③ 職場訪問をして自分と同じような夢を実現した人から学び、友だちに紹介する。

[

・福祉施設の職員    ・生花店の店員(店長)    ・洋菓子店／和菓子店の店員(店長)  
・幼稚園の教員    ・ピアノの講師    ・空手の師範    ・医師／獣医師    ・看護師    など
- ④ 自分とのかかわりを考え、まとめる。
- ⑤ 紙芝居、劇、作文、楽器演奏などで自分の夢や希望を伝える。
- ⑥ これまでの活動を振り返る。

### 6 留意点

- ・ 子ども同士の交流を数多く取り入れ、それぞれの思いや考えを出し合うことで見方を広げ、相互の交流を深める中で自分を肯定的に見つめ、自信を深めさせる。
- ・ 他者との違いに気づき、それを認め、思いに共感し、それを尊重していこうとする態度を培う。
- ・ 自分の夢を実現した人たちや、幼い頃からの思いを大切にしている人の話を聞いたりすることで出会いの心地よさや楽しさを実感させる。

## 事例 2 1 : 学級における協力的な人間関係づくりと自主的なルールづくりの取組

最近の子どもたちについては人間関係をうまくつくれず、友だちとの関係に疲れているとの指摘も多い。クラスで起きている問題について児童生徒どうしで解決法を話し合い、クラスのルールを作る取組事例である。

### 1 テーマ 仲間を知ろう！自分を知ろう！

### 2 目的と概要

言われるとうれしくなる言葉・悲しくなる言葉を出し合い、確認し合った上で、現にそのクラスで起きている問題を取り上げ、その解決方法について考えさせる。クラスの人間関係を良好にすることに通じる文化を育み、技能を身に付けられるようにする。

### 3 所要時間／教科等

短 / 道徳、特別活動 等

### 4 準備するもの

特になし

### 5 進め方

- ① 言われるとうれしく元気になる言葉と言われると悲しくつらくなる言葉をそれぞれ出し合う。
- ② 攻撃的な言い方などにより、どれほど傷つくのかを確かめ合う。
- ③ クラスで起こったトラブル場面などを取り上げて、なぜトラブルが高じたのか、どうすれば解決できるのかを考える。
- ④ 対立解決についての考え方を整理し、クラスの「きまり」を作る。  
→ クラスの「きまり」は、子どもたちどうしで自主的に守らせる。「きまり」をめぐってさらに問題が生じた際には、改めて話し合いをさせる。

### 6 留意点

- ・ 学級に共通の言葉が生まれることを期待し、児童からそのような言葉が発信されたときには、見逃さずに受け止めて、みんなのものにしていく。
- ・ クラス内で実際にあったトラブル場面や攻撃的な言い方等を取り上げる場合は、当該事例の当事者の実態に留意する必要がある。個人の糾弾などにつながるものがないよう、十分な配慮を行う。
- ・ クラスの「きまり」については、子どもたち自身に考えさせ、決めさせる。「きまり」の内容については、クラスの全員にとって有益かつ合理的なものとなるよう必要に応じ、教員が助言を与える。
- ・ このアクティビティを成功させるため条件整備として、教員と児童生徒の間、児童生徒相互の間に望ましい人間関係を形成することをねらいとし、次のような取組を進めることも有効と考えられる。
  - \* 人間関係についての技能などは、普段の遊びなどで身に付いていくことが望ましい。教職員が子どもの遊びを観察し、積極的ににかかわることも大切である。
  - \* 日記帳のやりとりなどによって子どもと心の交流を図り、子どもの気持ちや暮らしの状況を受け止める努力も、この学習を成功させる上で不可欠になる。
  - \* 児童生徒によっては、学校だけではなく家庭の協力も得た方が成長につながりやすい場合がある。そのような場合などは、保護者との連携を図るよう努める。
  - \* 人間関係の形成を促す様々なアクティビティをよく知って、学年や学級にぴったりのものを探り当て、実施する。
  - \* 普段の様々な取組の中で、語りやすい人間関係をつくる活動を大切に、計画に位置付ける。

## 参考：児童生徒の自主性を尊重した指導展開のポイント

### 児童生徒の自主性を尊重した指導展開のポイント

児童生徒の自主性を尊重するためには、学習プログラムの計画立案から導入、展開、評価に至るまで、一連の流れを持つように組み立てるべきである。そのためには、学習計画の立案・実施・振り返りのそれぞれの段階で次のような点に留意することが求められる。

#### 1：主体的な学習を支える基盤を整備する

学習の計画や実施に先立って、学習をよい形で成立させるための様々な条件の整備が不可欠である。条件のなかには、教室をきれいに保つことや学校図書館を充実させることなどの他、児童生徒の基本的な人間関係づくりの力を育み、豊かな集団を形成することが含まれている。例えば、児童生徒が互いに異なるものを受け容れ、相互理解を図っていけるようにコミュニケーション能力を育成する。その際、異なる意見の存在に気付き、お互いの考えを交換し合うために、基礎学力の育成、思考の源としての言葉を運用する力、話す力・聞く力の育成、カウンセリング的な技法を生かしたコミュニケーション能力の育成に努め、誰もが自分の考えを臆することなく発表できる温かい集団を作っておく。そのため、日頃から国語科をはじめ各教科等における言語活動の指導を充実させるとともに、学校を挙げて、教職員がカウンセリング的な技法を身に付け、児童生徒の声に耳を傾ける学校文化をつくること求められる。

#### 2：指導者としての支援体制の可能性と範囲を共通理解する

計画を立てる前提として、教員が指導者として目的を明確に持ち、事前に支援体制について共通理解を図っておくことが求められる。今日では、家庭における子育ての実態も多様化しており、養育の放棄・怠慢などの児童虐待が見受けられる一方、過保護や過干渉と思われるケースも見られるが、いずれにしても、家庭への支援を抜きには、人権教育や人権学習を成立させることも困難となる。他の機関や団体とも連携しつつ、学校として様々な課題に教職員が足並みをそろえていかに積極的に取り組むかが社会的に問われている。

#### 3：児童生徒の実態を踏まえ、児童生徒が取り組み易く、解決可能な課題を設定する

学習計画のテーマ設定に当たっては、日常生活の延長線上に学習を位置付け、身近な課題設定をする。特に、解決を迫られている課題や成長が期待される課題であることが望ましい。これらの具体的な課題解決を通して、自尊感情を高め、より合理的なものの見方を培い、共に考え・生きることの自覚を深める。さらに、課題が一部の子どものためではなく全員のためであるよう考慮することが大切である。そのためには、児童生徒一人一人の関心をつかむように日頃より努め、とくに焦点を当てるべき子どもの興味や関心を活かしつつ、全ての児童生徒が入り込みやすい広がりのある課題設定を行うことも考えられる。

#### 4：意欲を高める導入のための学習活動を選択する

学習計画の導入については、児童生徒が学習テーマに強い関心を寄せ、学習計画の道筋をある程度イメージできるように、特に工夫を凝らす必要がある。そのような視点から、児童生徒が意欲を持って学習集団として課題解決に集中できるような導入法を工夫する。学習課題の内容や性格を踏まえて、ゲーム的な学習活動、擬似体験的な学習活動、あるいはフィールドワーク的な学習活動などを適宜選択する。導入の学習活動が効果的に展開されたときには、次の自主的な話し合いや小集団活動へのつながりがはっきり見えてくるものである。

#### 5：自主的な話し合い活動や小集団による活動を展開する

導入を受けての自主的な話し合いや小集団活動においては、児童生徒の疑問や関心を積極的に伸ばしてやることが望ましい。学習活動全体の大テーマに応じて、小グループで活動する小テーマが浮かび上がることを期待するわけだが、計画段階で主な小テーマを準備しつつも、児童生徒からその範囲をはみ出た小テーマが出てくるとも期待したい。一方的な指導に偏ることのないように工夫し、児童生徒一人一人の声が、活動を通して反映されていると実感されるように配慮することが大切である。

個々の児童生徒の顔が見える活動を継続させることは、一人一人の児童生徒の人権を保障することにもつながる。また、自主的な話し合いを通して、①学習課題について最初の共通認識が生まれる、②意見対立や疑問が浮き彫りとなり、学習集団に自覚される、③学習課題の中の小テーマが浮かび上がり、関心に応じてグループが形成される、というよう

な成果が期待できる。この段階では特に、児童生徒から何かが産み出されることをじっくりと待つ姿勢を教員が持つことと、方向性を見い出せるよう支援することが重要である。

#### 6：人物や情報との印象的な出会いを提供する

児童生徒が自分たちの話し合いや自主活動を通して、何らかの疑問を抱いたり、自分たちなりの結論的な考えに至ったり、問題意識が拡散してしまったりしている場合は、人物、事象、統計的データ等の提示により児童生徒を新たな問題に出会わせることが有効である。

これにより、児童生徒はそれまでの共通認識をさらに深めたり、再検討したり、新たな疑問を抱いたりする。そして、新たな課題に意欲を持って取り組むことになる。

#### 7：考察を深めるための話し合いを実施する

出会いを踏まえて話し合いをさせ、児童生徒の探求活動を具体的に計画させる。探求活動としては、「図書館などで情報を探索する」、「インターネットに発信して多くの人からの反応を探る」、「新しく人と出会う」、「フィールドワークを行う」、「インタビューを重ねる」、「質問紙調査等により幅広い意見を収集する」等が考えられる。これらの活動は、中学校を卒業する頃までにはある程度の基礎知識を得て、実際に行って技能を習得できるよう、小・中学校で連携して計画を組むことが望ましい。

#### 8：多様なものの見方や考え方を受容する

考察を深めるための探求活動を進める際には、結論を急がず、失敗を生かし、結果よりも過程を尊重する指導を心がけることが大切である。児童生徒一人一人が、自由にかつ安心して意見交換が行えるように配慮したい。ここでいう多様な物の見方や考え方を受容するとは、何でも許容することを意味するのではない。

#### 9：自主的探求活動の展開を図り、一人一人の児童生徒の活躍の場を保障する

探求活動でもう一つ大切にすべきは、一人一人の活躍の場を保障することである。児童生徒の主体性や自主性は、一人一人の児童生徒が学習活動の過程においてその当事者としての自覚を持つことから可能となる。そのためには、一人一人の児童生徒の得意な学習スタイルや知的プロフィールなどの個性を踏まえつつ、目的を共有し、自尊感情と参画意識を持って意欲的に活動できる場を保障することが求められる。教師は児童生徒の探求活動に臨機応変に適切なヒントを与える。

学年を超えた縦割り集団を活用するなどして、異年齢集団による取組を設定することも、成就感を持たせ意欲を育てることにつながる。

#### 10：まとめの作品作りや発表の機会と場を設定する

これまでの学習では、知識が習得されたらそれで終わる傾向が強かった。技能や態度、行動力の育成をめざす人権学習にあっては、特に自分たちが学んだことを発信する活動を大切にしたい。とりわけ、最終段階では、自分たちの学んだことが本当に社会的に役に立つのか、実際に活用できるのかを確かめる活動が位置付けられなければならない。学習形態に応じて「調査結果や実験結果をまとめて報告する」又は「芸術作品を完成させて発表する」等の成果を発表できる機会と場を設定する。その際、校内だけに止まらず、広く保護者や地域社会へと発信の場を広げることが効果的である。

また、発表内容に関連して、実際に社会的に活動している人たち、問題の当事者、解決のために活動している人等を対象に発表を行うことが有益である。もちろん、このような発信の活動は、最終段階だけではなく、取組のあらゆる過程で位置付けられてよい。

## (2)「体験」を取り入れた指導方法の工夫

### **事例22**：交通安全ウォーキングを通じた地域の高齢者との交流体験の取組

高齢者をはじめ、地域の様々な人たちに体験的活動における指導的役割を担ってもらい、これらの人々との交流を通じて、活動の成果を高め、コミュニケーション能力の育成を図る取組事例である。

#### 1 テーマ 交通安全ウォーキングを楽しむ

#### 2 目的と概要

地域の高齢者との交流体験を通して、地域や高齢者に対する親愛の情、尊敬の念が育つことを主なねらいとしている。自己の感情や意志を素直に表現しながら、楽しく交流し、共感し合う体験を通して、人とのかかわることの楽しさや喜びなどを味わわせたい。

※ 高齢者と交通安全に気を付けながら歩き、親しみや信頼感を持ちながら会話を楽しむ。

#### 3 所要時間／教科等

短 / 生活、特別活動 等

#### 4 準備するもの

黄色の横断旗

#### 5 進め方

- ① 高齢者と子どもがペアを組む。
- ② 参加者全員が自己紹介をする。
- ③ 道中の安全に気を付け、交通ルールを確認しながら、目的地まで歩く。
  - ※ 交通ルールやマナーを身に付ける。
  - ※ 信号の見方、信号のない交差点の渡り方など高齢者の人とともに再確認をする。
- ④ 目的地に到着した後は、目的地での活動を行いながら、高齢者との会話を楽しむ。
- ⑤ 学校に向かって出発する。
- ⑥ 学校に到着した後、さらに自由に会話を楽しむ。

#### 6 留意点

- ・ 自己の感情や意志を素直に表現しながら、楽しく交流し、共感し合う体験を通して、人とのかかわることの楽しさや喜びなどを味わわせる。
- ・ 高齢者と一緒に歩きながら地域の自然や人々の生活に触れ、地域を大切にする心や人としての豊かさ、やさしさなどを学び取らせる。

## 事例23：保育所・幼稚園との交流と保育実習体験の取組

校区内にある保育所や幼稚園を訪ね、幼い子どもたちと接し、世話をすること等を通じて、自分の成長も多くの人々に支えられたことを理解し、自己肯定感を高める等のための取組事例である。

### 1 テーマ ふれあい

### 2 目的と概要

校区の保育所・幼稚園へ出かけ、保育実習の体験活動を行う。幼児とふれあい、その世話をしたり遊び相手になったりすることを通じて、自分が必要とされる存在であることを確認し、自己肯定感を高める、保育実習を通して自分自身の幼少の頃を振り返り、自分の成長を支えた様々な方の支援があったことに気付く、労働の苦勞や責任、喜びについて実感する、自分が親になる時の子育てのイメージを養う等の効果を期待できる。

### 3 所要時間／教科等

中（事前・事後学習を含む）／ 技術・家庭、特別活動 等

### 4 準備するもの

- ・ 保育実習のための教材・教具（例えば絵本、おもちゃ・遊び道具など）、又はこれらを作成するための材料・道具（例えば模造紙、色紙、文房具など）

※ 基本的に、学習者自身で準備

### 5 進め方

- ① 校区の保育所・幼稚園を訪問し、保育について見学や聞き取りをし、保育計画を立てる。（就学前の幼児の立場に立って計画する）
- ② 一緒に遊べるおもちゃや遊びをグループで考え、必要となる教材・教具を集めたり、作ったりする。
- ③ 作成した保育計画に基づいて、それぞれの行き先に出向き保育実習を行う。
- ④ 実習を通じて感じたこと気付いたことを児童生徒同士で話し合い、何を学んだかについてまとめた上で、実習先へ報告する。

### 6 留意点

- ・ 保育実習をより身近なものと感じさせるため、可能であれば、なるべく卒園した保育所・幼稚園で実習を行えるようにする。
- ・ 日常的な校種間連携を行い、ともに子どもたちの成長を支援する立場で行う。
- ・ 実習でのつながりをもとに、行事への招待や合同の行事が行えるような日常的な校種間連携へとつなげていきたい。
- ・ 中学校での職場体験学習の一環として実施することもできる。

## 事例24：一人暮らしや体の不自由な高齢者との交流・ボランティア体験の取組

一人暮らしや体の不自由な高齢者を地域のコミュニティセンターに招いて交流し、ボランティア活動を体験する取組事例である。

### 1 テーマ ふれあいリハビリの方との交流会

### 2 目的と概要

地域のコミュニティセンターに一人暮らしの高齢者や体の不自由な高齢者を招き、手品や紙芝居、音楽の発表などの活動を通して交流を図る。高齢者との交流を通して福祉に関する関心や意欲を高め、人権課題への自覚を深めるとともに、ボランティア活動の中でのさわやかな心のふれあいを通して、人をいたわる気持ちや親切にするやさしい気持ち、相手の立場に立って考える想像力やそれを行動に移せる実践力を育てる。

### 3 所要時間／教科等

短 / 特別活動 等

### 4 準備するもの

カルタなど一緒にできるゲーム

### 5 進め方

- ① 活動の計画を立てる。
- ② 交流を行う。

【活動例】 はじめの言葉  
出会いのあいさつ(自己紹介)  
ふるさとカルタ  
肩たたきをしよう  
みんなで歌おう  
高齢者の方のお話や歌  
別れのあいさつ  
おわりの言葉

### 6 留意点

- ・ 交流会の実施に当たっては、社会福祉協議会をはじめ関係諸機関との連携を図りながら計画・立案をする。
- ・ 活動を行うに当たっては、児童生徒がこれまでに行ってきた活動と体験活動を有機的に結びつけ、活動内容を深めるとともに、体験の中で生じる疑問を授業の中で発展させる工夫を行うことが大切である。

## 事例25：達人・名人への弟子入り修行体験の取組

地域の伝統芸能や文化の達人・名人に弟子入りして修行を行う体験学習を通して、勤労を尊ぶ態度を養うとともに、社会における人とのつながりの大切さを実感し、人間関係を調整できるための力を身に付けさせる事例である。

### 1 テーマ 地域の伝統芸能・文化を生かして

### 2 目的と概要

地域に在住するその道の達人・名人を探し出し、その家に出かけて弟子入りをして師匠に学ぶ。達人・名人と交流する中で、職人氣質や技のすばらしさに触れ、生き方を考える体験をするとともに、地域の伝統芸術や文化に理解を深め、人とかかわる力を高める。

### 3 所要時間／教科等

長（事前・事後学習を含む）／ 総合的な学習の時間、特別活動 等

### 4 準備するもの

地域の伝統芸能・文化に関する資料

### 5 進め方

- ①課題の探究
  - ・ 地域の名人・達人を探す。
- ②課題の設定
  - ・ 弟子入りする名人・達人を決める。
    - ※ 自分が習いたい技ごとにグループに分かれ、弟子入りの準備をする。
- ③課題の追究
  - ・ 達人・名人のもとで修行をする。
- ④課題の深化
  - ・ 自分たちの師匠の紹介文をまとめる。
- ⑤課題の拡大
  - ・ 自分たちの習った技を伝える（修行した成果を発表する）。
- ⑥学習のまとめ
  - ・ 自分たちの学習を振り返り、取組の成果を確認する。

### 6 留意点

- ・ 体験する文化等は、例えば、竹細工、陶芸、大工、三味線、生け花、書道、茶道、和服着付け、畳作りなどが考えられる。
- ・ 達人・名人とは、活動に入る前から信頼関係を築くよう事前の打合せや準備を十分に行う。

## 参考：体験的な活動を取り入れた指導のポイント

### 体験的な活動を取り入れた指導のポイント

#### 1：人権教育の目的に照らして体験的な活動を位置付けること

体験的な活動には、高齢者や障害のある人との交流活動や奉仕活動、擬似障害体験活動、地域清掃などの公共性の高い奉仕活動等々の様々な形態がある。これを、各教科等との関連を踏まえ、人権教育の目的を明確に意識して計画・実施する。

#### 2：事前・事後の指導を工夫して本来の目的に合致させること

体験的な活動においては、その内容の精査と指導過程の工夫が求められる。まず、事前・事後の指導を整え、体験的な活動が効果的にねらいに迫るものとなるように工夫すること、次いで、交流活動や奉仕活動において、児童生徒が何をどのように体験するのかについて、訪問先の機関と事前に協議・整理しておくことが大切である。過度の体験的な活動の設定は、児童生徒に負担を負わせるだけでなく、交流する相手に大きな損失を与えることにもなる。

#### 3：児童生徒が主体的にかかわることのできる体験的な活動にすること

奉仕的な活動は、自発的な形で行われることが望ましいが、体験がない場合は自発性を期待することは難しい。児童生徒にまず体験させて、学習の中から、自発性を育てていく指導過程が求められてくる。その際、発達段階を踏まえ、指導として一方的に押し付けるのではなく、児童生徒一人一人が自らの生活体験や教科等における学習を通して、主体的に参加していけるような指導計画や工夫が必要である。そのためにも、児童生徒に目的意識を持って考えさせる場を保障すること、体験的な活動の種類や内容を事前に学習する機会を設定し、自ら選択し活動していくような場面を設定していく。

#### 4：児童生徒一人一人が、体験を通して人権課題への自覚を深め、自分の考えを深め広げていくことのできる体験的な活動にすること

体験的な活動は、座学と異なり、児童生徒にとって新鮮であり興味や関心の高まるものと言える。例えば、児童生徒同士の話し合いや発表の場を数多く設定することで体験的な活動の成果と課題が自覚できるようにする。その際、学校内に止まらず、広く、家庭や地域社会の協力も得て、児童生徒の成長を支援する体制をとることも効果的である。

また、指導の過程で、児童生徒一人一人の成長を見逃さないためにも、個々の発言を尊重すること、さらには、感想や学びの記録を通して、一人一人の心に寄り添う指導を継続させることが望ましい。

#### 5：児童生徒の実態、学校や学級の実態、家庭や地域社会の実態を踏まえること

人権教育の実施においては、児童生徒や学級、学校、地域社会などの実態を踏まえて体験的な活動の内容を精査することが必要である。例えば、学校が地域の中でどのような役割を果たしてきたのか、また、どのような役割を家庭や地域社会から期待されているのかを事前に把握した上で、体験的な活動を実施することが重要であり、実施に際しては、このような家庭や地域社会からの理解と共感を得ることが必要である。

#### 6：地域社会の人達から学ぶ機会を充実させること

子どもの成長は、学校だけで図られるものではない。特に人権教育のように、長く生涯にわたって、社会における更なる実践が求められるとき、家庭や地域社会との連携は不可欠である。そのため、学校だけでなく、保護者や地域住民が、体験的な活動における指導的な役割を担っていくことが、体験的な活動の成果を高め、社会参画を目指す行動力を育てることにもつながる。

#### 7：人権感覚の高揚と定着を図るために道徳の時間における指導を生かすこと

体験的な活動は、総合的な学習の時間や特別活動の時間にも実施されることが多いが、心の問題として人権感覚を育てていくためには、人間としての在り方や生き方という視点から道徳の時間を工夫し、体験的な活動と連携を図ることが効果的である。

道徳の時間の主たるねらいは道徳性の育成とその道徳的実践力の向上であり、その内容項目は、人権教育の学習内容と密接に繋がるものが多数含まれている。このような道徳の時間本来の計画的・継続的な指導を通して、発展的な課題として人権課題への動機付けや価値への自覚の深まりを図ることは、体験的な活動を主体的なものとしていくためにも必須の指導である。

### (3) 児童生徒の発達段階を踏まえた指導方法の工夫

#### 事例26：幼児期における取組

幼児期は、遊びを中心とする生活の場で人権感覚を育むことが望まれる。以下は、絵本の読み聞かせをする中で、共感能力等を涵養する取組事例である。

#### 1 テーマ 絵本に親しむ

#### 2 目的と概要

「絵本に親しむ」活動を通じて、人と人との温もりのある言葉のやりとりの心地よさに気づき、「伝え合う力」、「相手を思いやってかわる力」、「社会的共感能力」の基礎を育む。

#### 3 所要時間／教科等

中 / ー

#### 4 準備するもの

1日目 絵本

2日目 図書館への依頼、図書館職員との打合せ、貸し出しカードの作成(保護者対応)

#### 5 進め方

##### (1日目)

- ① 園で揃えた絵本の中から、読みたいものを幼児に選ばせ、各自絵本を楽しませる。(3・4歳児については、「絵本に親しむ」活動の初めての回のみ保護者や教員と選ばせる。) 幼児が、夢中になって絵本の世界に入り込めるよう、適宜必要な助言を与える。
- ② 絵本を読む中での幼児の気づき・つぶやきを聴いて回る。幼児が考えたこと・感じたことを自由かつ率直に表現できるよう、肯定的な態度で聴く。
- ③ 幼児のそれぞれの表現を受け止め、認めていく。

##### (2日目)

- ① 図書館に行く。
- ② 図書館職員の方に絵本を読んでいただく。(日常とは異なる環境での読み聞かせは、幼児に新鮮な思いを抱かせる効果が期待できる。)
- ③ 各自の貸し出しカードを持たせ、図書館の本を選ばせる。('自分の貸し出しカードを持つ'ことで、図書館へ来る楽しみが生まれ、家族と来館する契機となることが期待できる。)

#### 6 留意点

##### (1日目)

- ・ 担任等は、幼児が楽しみながら自己表現ができ、心や体をしなやかにする心地よさを味わえるよう配慮する。

##### (2日目)

- ・ 保護者一日体験の行事等として行くと、家庭における「読み聞かせ」の契機になる可能性がある。
- ・ 館内では、静かに行動する等、公共の場でのマナーを予め指導しておく必要がある。
- ・ 幼児の貸し出しカードは、基本的に保護者に用意していただくこととなるが、家庭の状況等に配慮し、場合により柔軟な対応を行うことも必要である。

## 事例27：小学校低学年における取組

小学校低学年において、肯定的かつ受容的に自他を受けとめる児童を育てることをめあてとした取組である。

### 1 テーマ ぼく・わたしを発見する

### 2 目的と概要

「自慢できること」、「びっくりしたこと」など、自分のこと、自分が体験したことを記入させる記入カードを使用して、自分の様々な面を見つめさせ、発表させるとともに、自分や友だちについて発見したこと等を確認する。個々の個性や良さをお互いに理解し合う中で、自己肯定感や他者に対する受容性を養う。

### 3 所要時間／教科等

短／特別活動 等

### 4 準備するもの

#### ・ 記入カード

※ 記入カードには、自分のことについて答えさせる次のような質問を載せる(質問数は6問程度)。

【質問項目例】 「一番自慢できることは？」、「びっくりしたことは？」、「一番いい思い出は？」、「一番楽しい(幸せな)場所は？」、「いっぱいしたこと(がんばったこと)は？」、「自分のことで、みんなに知ってほしいのは？」

※ 各質問ごとに、答えを記入するための記入欄を設ける。

### 5 進め方

- ① 教員の話(教員自身の体験をベースにした話)を聞き、本時の学習課題を知る。
- ② 記入カードへの記入のしかたの説明を聞き、各質問項目について記入する。
- ③ 各質問項目ごとに、記入した内容について発表する。ただし、発表したくない項目については、パスできる。
- ④ 発表者が言い終わると全員で『そうなんだ』と声を揃えて言う。
- ⑤ 自分や友だちについて発見したことや感想を書く。
- ⑥ 書いたことを発表し合う。

### 6 留意点

- ① 記入カードの記入欄は、吹き出し形式にする等、記入しやすいよう工夫する。
- ② 質問事項については、生徒や学級の状況によって適切に工夫する。その際、「自己肯定感」や「多様性に対する受容的態度」を養うという目的に合致している項目かを考慮する。
- ③ カードに記入させている間、個々の児童の様子を見ながら、ていねいに個別指導を行う。
- ④ 受容的な雰囲気の中で展開されるよう配慮する。

## 事例28：小学校高学年における取組

概念理解が進み、抽象的思考が深まる小学校高学年において、地球規模の問題である環境問題についての学習を行う。日常の生活圏を越え地球規模で繋がる問題についての認識を深め、そこで培われた問題意識で日常生活を照射し、各自の生き方・在り方を考えさせる取組である。

### 1 テーマ 環境問題から考える「共に生きる社会」

### 2 目的と概要

環境問題について、「共に生きる」という視点で自分の問題として考えさせる。世界各地で起きている環境問題の原因がどこにあるのか、自分たちの生活とどのように繋がっているのかを学んだ上で、人類の未来に責任を負うという視点から認識を深めさせ、共に生きるために自分ができることを考えさせる。

グループで協力して調べ、発表する、各グループの成果物を互いに評価し合うなどの活動も取り入れ、共生感覚の涵養と実践力の育成を目指す。

### 3 所要時間／教科等

長（事前・事後学習を含む）／ 総合的な学習の時間、特別活動 等

### 4 準備するもの

- ・ 世界各地の環境問題をテーマにした30分程度の視聴覚教材（又は講師への依頼）
- ・ 壁新聞作成に必要な文房具（模造紙・マジック・糊等）

### 5 進め方

- ① 導入的指導として、世界各地の様々な環境問題とその原因等についての概略説明などを行う。また、グループごとの課題研究となることを予告する。
- ② 視聴覚教材を視聴する（又は講話を聴く。）。
- ③ 4～6人ずつのグループを作る（グループの数は偶数になるようにする。）。
- ④ グループに分かれ、環境問題に関する新聞記事や書籍等を持ち寄り、各自が特に興味・関心を抱いた記事を選び、どのような点で興味・関心を持ったかについて意見を述べ合う。
- ⑤ 各グループで、取り上げる環境問題を一つ選定する。
- ⑥ 取り上げた環境問題に関し、地域生活の中での問題の現れについて聞き取り調査を行ったり、国内外における問題の様子について、インターネットや図書館の書籍等で調べたりする。
- ⑦ 取り上げた環境問題を題材として壁新聞を作る。「テーマ」、「テーマを選んだ理由」、「調べ学習でわかったこと」、「コメント（私たち自身の問題として）」、「今の私たちができること」の5点は必ず紙面に入れる。
- ⑧ 作成した壁新聞を一斉に張り出す。
- ⑨ グループを、発表担当グループと聴き役担当（質問担当）グループの2つに分ける。両グループの数は同じになるようにする。発表担当は作成した壁新聞の内容について発表する。聴き役担当は、発表担当の各グループを順に廻って発表を聴き、質疑応答の後、発表の内容でよかった点について述べる。
- ⑩ 一巡したところで担当を交替し、発表、質疑応答等を同様に行う。
- ⑪ 教員によるまとめを行う。

### 6 留意点

- ・ 環境問題について、単なる知識上の理解のみで終わらないよう、また、「共に生きる」というテーマから外れることがないよう指導する。時空を超えて想像力豊かに環境問題を捉え、自分の生き方・在り方の問題として引き付けて考えることができるよう、教員は、動機付けやテーマ設定、調べ学習、まとめ等の過程において適切な指導を行う。
- ・ 環境問題は、身近な地域の問題から地球規模の問題までの広がりを持ち、その探求の仕方も自然科学的なアプローチや政治・経済的なアプローチなど多岐にわたる。このため、児童の状況等に応じ、テーマの枠を設定するのも一つの方法である。
- ・ 小学4年理科のエネルギー分野の学習等、教科学習との連動も図りながら展開することも考えられる。
- ・ ねらいに応じて、海岸の漂流物拾いを兼ねた海岸清掃、ゴミ焼却場等の見学等を計画に入れてもよい。

## 事例29：中学校における取組

パソコンや携帯電話などの情報機器を個人で所有する者も多くなり、ネットへのアクセス等の機会も増える中学生を対象に、情報モラルの大切さを指導する取組である。

### 1 テーマ 情報モラルの大切さを学ぶ

### 2 目的と概要

インターネットの特性及び個人情報保護の必要性を知り、情報モラルの重要性を理解させる指導の取組を通じ、情報に関する倫理観を養う。また、高度情報化社会の光と影について理解を深めさせ、情報の真偽を適切に判断し、情報手段を適切に活用できる能力と態度を育てる。

### 3 所要時間／教科等

中 / 技術・家庭（技術分野） 等

### 4 準備するもの

- ・ 個人情報の入った仮想Webページ
- ・ 「情報モラル研修教材」（独立行政法人教員研修センターのホームページにて公開）
- ・ ワークシート

### 5 進め方

（仮想Webページを使った指導）

- ① 個人情報の入った仮想のクラスWebページを閲覧し、これをインターネット上で公開することによる利点・問題点について考える。
- ② Webページの中の不適切な内容について考えて発表する。  
※ 生徒の肖像、電話番号・住所等
- ③ このWebページを公開したとき、どのような問題が起こりうるかについて考え、発表する。  
※ 画像へのいたずら、個人の自宅・連絡先等に向けた嫌がらせ、名簿業者を通じた個人情報の売買と購入業者による悪用 など
- ④ 個人情報を情報通信ネットワーク上で公開することの影響について考えをまとめ、個人情報とは何かについて理解を深める。

（「情報モラル研修教材」を使った指導）

- ⑤ 独立行政法人教員研修センターのホームページで公開している「情報モラル研修教材」の疑似体験ページを閲覧し、個人情報流出の危険性や恐ろしさを実感をもって理解する。  
※ 誰にでも当たる懸賞コーナー、友だち探しチャット、携帯電話のメールからの個人情報の流出、身に覚えのない請求
- ⑥ ネットワーク社会において各自が気を付けていくべきことをワークシートに書き込み、発表し合う。
- ⑦ 教員の講義によりネットワーク社会の光と影について整理する。

### 6 留意点

- ① 小学校段階からの情報モラル教育の基盤の上に、インターネットによる加害者・被害者とならないための判断力を身に付けさせる。
- ② 個人情報の入ったクラスの仮想Webページは、自分たちの問題として引き付けて考えさせるため、実際のクラスのものに多少の変更を加えて教材化してもよいが、予め保護者等の許可を得るなどの事前準備が必要である。
- ③ 個人情報の流出事件の報道記事を提示することも、自分自身の課題として生徒に考えさせる一方法となる。
- ④ 技術・家庭以外の各教科等においても、情報モラル教育の充実を図ることが必要である。

## 参考：プライバシー保護と個人データ流通についての原則

「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドライン  
(1980年9月 OECD理事会勧告付属文書) 第2部 国内適用における基本原則」より

- 学校内における様々な活動の中で、個人情報の取扱いやプライバシーに配慮することはきわめて重要であり、教職員は、プライバシー保護の問題に関し、十分な認識を有していなければならない。同時に、児童生徒に対しても、発達段階に応じ、情報化社会における個人情報保護等の問題について、適切に指導していく必要がある。
- 「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドライン(OECD理事会勧告付属文書(1980年9月))」は、プライバシー保護等に関する国際的な基本原則を定めたものであり、我が国の個人情報保護法の考え方のベースともなったものであって、教職員の研修や、児童生徒への情報教育等の取組の中で、この原則を題材に学習を行うことも非常に有意義と考えられる。
- 全22条からなるこのガイドラインにおいては、総論や国際的適用における基本原則などのほか、国内適用の場合についても8項目からなる基本原則が示されているが、それらに共通するのは、自分に関する情報は自分でコントロールするという考え方である。情報化が進む現代社会にあつては、どのような場合に自分に関する情報をどこまで提供するのかを判断できなければ、個人が様々な不利益を被ることになりかねない。これらの原則に関する学習を通じ、プライバシー保護のルールについて理解を深めるとともに、自らの情報を適切に管理する技能を身に付けていくことが求められる。

### 1. 収集制限の原則【ガイドライン第7条】

個人データの収集には制限を設けるべきであり、いかなる個人データも、適法かつ公正な手段によって、かつ適当な場合には、データ主体に知らしめ又は同意を得た上で、収集されるべきである。

### 2. データ内容の原則【ガイドライン第8条】

個人データは、その利用目的に沿ったものであるべきであり、かつ利用目的に必要な範囲内で正確、完全であり最新なものに保たれなければならない。

### 3. 目的明確化の原則【ガイドライン第9条】

個人データの収集目的は、収集時よりも遅くない時点において明確化されなければならない。その後のデータの利用は、当該収集目的の達成又は当該収集目的に矛盾しないでかつ、目的の変更ごとに明確化された他の目的の達成に限定されるべきである。

### 4. 利用制限の原則【ガイドライン第10条】

個人データは、第9条により明確化された目的以外の目的のために開示利用その他の使用に供されるべきではないが、次の場合はこの限りではない。

- (a) データ主体の同意がある場合、又は、
- (b) 法律の規定による場合

### 5. 安全保護の原則【ガイドライン第11条】

個人データは、その紛失もしくは不当なアクセス、破壊、使用、修正、開示等の危険に対し、合理的な安全保護措置により保護されなければならない。

### 6. 公開の原則【ガイドライン第12条】

個人データに関わる開発、運用及び政策については、一般的な公開の政策が取られなければならない。個人データの存在、性質及びその主要な利用目的とともにデータ管理者の識別、通常の住所をはっきりさせるための手段が容易に利用できなければならない。

### 7. 個人参加の原則【ガイドライン第13条】

個人は次の権利を有する。

- (a) データ管理者が自己に関するデータを有しているか否かについて、データ管理者又はその他の者から確認を得ること。
- (b) 自己に関するデータを、(i) 合理的な期間内に、(ii) もし必要なら、過度にならない費用で (iii) 合理的な方法で、かつ、(iv) 自己に分かりやすい形で、自己に知らしめられること。
- (c) 上記(a)及び(b)の要求が拒否された場合には、その理由が与えられること及びそのような拒否に対して異議を申立てることができること。
- (d) 自己に関するデータに対して異議を申し立てること、及びその異議が認められた場合には、そのデータを消去、修正、完全化、補正させること。

### 8. 責任の原則【ガイドライン第14条】

データ管理者は、上記の諸原則を実施するための措置に従う責任を有する。

## 事例30：高等学校における取組

高校生を対象に、現代社会が直面している問題を、法的な観点も含めて考えさせることにより、社会規範の相対性と「人権」の持つ普遍性についての認識を深めさせることを目当てにした取組事例である。

### 1 テーマ 生命倫理について考える

### 2 目的と概要

科学技術の急速な発達に伴い、生命倫理をめぐる諸事案が深刻な社会問題となっている。社会事象の持つ多面性に気付かせるとともに、ディベートの手法を採り入れることにより、命をめぐる問題について自らの課題として引き付けて考えさせる。

### 3 所要時間／教科等

中(事前・事後学習を含む)／総合的な学習の時間、特別活動 等

### 4 準備するもの

PC室(インターネット検索)、図書室(参考図書検索)の使用予約(1時間)

### 5 進め方

- ① 現代社会が直面する生命倫理をめぐる諸問題(遺伝子操作、クローン、臓器移植、尊厳死、安楽死、代理出産等)を提示する。
- ② ディベート(模擬裁判)と、最終的な発表形態となる新聞について解説する。
- ③ 協議の上、テーマを2つに絞り込み、生徒は2グループに分かれる。
- ④ 各テーマごとに、グループのメンバーをさらに肯定派・否定派・中立派の3派に分ける。各派の人数は均等になるよう調整する。
- ⑤ 各派ごとに資料を収集し、肯定派と否定派は、発表用資料を作成する。資料収集に当たっては、法的側面も含めて、客観的資料を幅広く収集するよう指導する。
- ⑥ 教員は、発表用資料を点検指導し、中立派には、それを基に質問書を作成させる。
- ⑦ 肯定派・否定派は、それぞれ対立する派の発表資料に対する反論書を作成し、当日のシナリオを検討する。
- ⑧ 1つめのテーマについて裁判形式(肯定派には弁護側、否定派には検察側、中立派には裁判官の立場での模擬裁判形式)で討議する。
- ⑨ 2つめのテーマの裁判(弁護側、検察側、裁判官)を担当している生徒は、1つめのテーマの裁判討議中、陪審員と新聞記者を担当する。この生徒たちには、疑問点など質問する機会を与える。
- ⑩ 陪審員担当の生徒は、最後に評決を行い、裁判官は、陪審員による評決を参考に、法的根拠を明示した理由書を付して判決を下す。
- ⑪ 陪審員担当の生徒は、評決と判決についての感想をまとめる。
- ⑫ 新聞記者担当の生徒は、評決・判決・感想を含めてこれまでの経緯等を記事にまとめる。
- ⑬ 2つめのテーマについても同様に行う。
- ⑭ 新聞を発行し、教師によるまとめを行う。

### 6 留意点

- ・ 科学技術の発達と生命倫理を巡る問題が生じる背景には、倫理、社会、文化、政治、経済等様々な要素がある。生徒の状況によっては、論拠となるポイントを適切に押さえているか等の指導が臨機応変に必要である。
- ・ 基本的人権や生命の重み等から外れた議論になることがないように、また、単なる知識・理解に止まることなく、最終的には、自分の問題として捉えられるよう適切に指導する。

## 【資料】 『やさしい言葉で書かれた世界人権宣言』

ジュネーブ大学の L. マサランティ教授(心理学専攻)を指導者とする研究班が、NGOの一つで人権教育の研修や普及に活躍しているEIP(平和の手段としての学校のための世界協会)と協力して 1979 年に開発・公表した簡易テキストによる世界人権宣言である。人権に関する最も重要な国際文である「世界人権宣言」を誰もが読んで理解できるように、フランス語での日常会話で使われている約 2,500 語だけで人権宣言をやさしく書き換えている。さらに 30 ヶ条からなる人権宣言の内容を5つのカテゴリー(あなた、家庭、社会、国、世界)に分類し、一部は順序を入れ替えるなど、理解しやすくなるための工夫をしている。ただし、日常生活で使う基本的な言葉だけで人権宣言の内容を十分にあらわすことには当然無理もあるので、人権宣言の原文もあわせて読めるように並べて印刷されている。小学生から大人まで、誰もが学習に使える教材である。なお、EIPから英語版も刊行され、広く世界的に活用されてきている。英語版も掲載しておくので、英語の授業等でも活用していただきたい。

第1条(世界) 子どもたちは生まれつき、だれもがみな自由であって、いつもわけへだてなくあつかわれるべきです。

(原文) すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第3条(あなた) あなたは生きる権利、自由に、安心して生きる権利をもっています。

(原文) すべての人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条(社会) だれにもあなたを奴隷にする権利はありません。あなたもだれかを自分の奴隷にすることはできません。

(原文) 何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条(社会) あなたを拷問する、つまり、あなたを痛めつけて苦しめる権利はだれにもありません。あなたも、だれであれひとを拷問することはゆるされません。

(原文) 何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第7条(国) 法律はすべての人に対して同じはたらきをします。法律はあらゆる人々に同じにあてはめられるべきです。

(原文) すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条(国) 国の法律が守られていないようなできごとがあなたの身におこったとき、あなたは法律によって自分を守ってくれるように要求することができます。

(原文) すべての人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条(あなた) 不正に、あるいは理由もなく、あなたを牢屋に入れたり、どこかに閉じ込めたり、あなたの国から追い出したりする権利は、だれにもありません。

(原文) 何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条(社会) あなたがもし裁判にかけられるようなことがあっても、その裁判は秘密に行われてはなりません。あなたを裁く人は、だれからもさしずを受けてはなりません。

(原文) すべての人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条(あなた) あなたは有罪であることが証明されるまでは、無罪であるとみなされなければなりません。あなたはある罪があるとうたえられたとき、つねに自分を守る権利があります。あなたがやっていないことについてあなたをとがめたり、罰を加える権利は、だれにもありません。

(原文) 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第6条(あなた) どこにいても、あなたは他のどんな人とも同じように守られるべきです。

(原文) すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第12条(あなた) もしだれかが、あなたの生活の仕方や、あなたやあなたの家族の考え方や、それを文章に書いたものをむりやり変えさせようとするとき、あなたにはそんなことをされないように守ってくれるように要求する権利があります。

(原文) 何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条(あなた) あなたは自分の国のうちを、好きなように行ったり来たりする権利をもっています。あなたは自分の国を離れて、別な国へ行く権利をもっています。またそうしなければ、ふたたびもとの自分の国へもどることもできます。

(原文) 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条(あなた) もしだれかがあなたに害を加えて苦しめるときには、あなたは別の国へ行って、あなたを守ってくれるようにたのむ権利をもっています。あなたがだれかを殺したり、あなた自身がここに書かれていることを大切にし、守らないときには、あなたはそのような権利をもちません。

(原文) 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条(あなた) あなたはひとつの国の国民となる権利をもっています。また、だれももつともな理由がないのに、あなたが自分でねがって他の国の国民になろうとするのをさまたげることはできません。

(原文) 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。

2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条(家族) だれでも子どもをもてるような年齢になったらすぐに、男性でも女性でも結婚して、家庭をつくる権利をもっています。このことについては、あなたの皮膚の色が何色であるか、あなたの出身国がどこであるか、まったく関係ありません。男女は結婚について、あるいは離婚について、まったく等しい権利をもつのです。だれもだれかをむりやり結婚させることはできません。

(国) あなたの国の政府はあなたの家庭とその成員を守るべきです。

(原文) 1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第25条(家庭) あなたは、あなたとあなたの家族が病気にならないために、また病気になったときに世話を受けられるために、飢えることがないために、寒さに悩むことがないために、住居をもつために、必要な一切のものをもつ権利をもっています。子どもを産もうとしている母とその子は、援助を受けるべきです。すべての子どもはその母親が結婚しているかいないかにかかわらず、同じ権利をもっています。

(原文) 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会

的保護を受ける。

第 26 条(あなた) あなたは学校に通う権利、ただで義務教育を受ける権利をもっています。あなたはある職業を学んだり、あるいは望むだけ勉強を続けることができるべきです。あなたは学校であなたのあらゆる才能を発展させることができ、どんな信仰をもっているか、出身国がどこであるかに関係なく、だれとでも仲良く生活しつづけることを教えられるべきです。

(家族) あなたの両親は、あなたがどのように教育されるか、また学校で何を教えられるかを選ぶ権利をもっています。

(原文) 1 すべての人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第 17 条(あなた) あなたは、他のだれもと同じように、いろんなものを自分のものとしてもつ権利をもっています。だれにもそれをあなたからうばいとる権利はありません。

(原文) 1 すべての人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第 18 条(あなた) あなたは、信じる宗教を自由に選んだり、別なものに変えたり、ひとりで、あるいは他の人々といっしょに、望むとおりに信じておこなう権利をもっています。

(原文) すべての人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第 19 条(あなた) あなたは好きなようにものごとを考えたり、あなたが好むことを言い表す権利をもっています。だれもあなたがそうするのを禁止することはできません。

(社会) あなたはどこに住んでいても、あなたの考えを他の国の人々とやりとりすることが許されるべきです。

(原文) すべての人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否にかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第 20 条(国) だれもひとを何かの集団にむりやり所属させることはできません。だれでも集会を組織する権利、自分の意志で集会に参加する権利、平和的な方法で協同するために集まる権利をもっています。

(原文) 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。

2 何人も、結社に属することを強制されない。

第 21 条(あなた) あなたは、たとえば政府の一員となることによって、あるいはあなたと同じ考えをもつ政治家を選ぶことによって、あるいはあなたの選択を自由に投票によって示すことによって、あなたの国のことがらに積極的に参加する権利をもっています。

(国) これらの行為は、すべての人々の意志を、投票した人がだれの名前を書いたかを知られることがない自由な投票によって表現するものです。投票は男か女にかかわらず平等で、だれもおこなうことができます。

(原文) 1 すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。

2 すべての人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期的かつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第 23 条(あなた) あなたは働く権利、あなたの仕事を自由に選ぶ権利、あなたが生活し、あなたの家族を養うことができるような

給料をもらう権利をもっています。

(社会) もし男の人と女の人が同じ仕事をする場合、どちらも同じ額の給料を受けるべきです。すべて働く人々は、自分たちの利益を守るために団結する権利をもっています。

(原文) 1 すべての人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

2 すべての人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。

3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

4 すべての人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第 24 条(社会) 労働時間はあまり長すぎではありません。というのはだれもが休息する権利をもっているものであり、定期的に給料をもらいながら休みを取れことができるべきだからです。

(原文) 何人も、労働時間の合理的な制限と定期的な有給休暇とを含む休息および余暇を得る権利を有する。

第 27 条(社会) あなたが芸術家であろうと、作家であろうと、科学者であろうと、あなたはあなたの作品を自由に他の人と分かち合い、共同でおこなったことがらから利益を得ることが許されるべきです。

(あなた) あなたの作品はあなたのものとして守られるべきであり、あなたはそれらから利益を得ることが許されるべきです。

(原文) 1 何人も、自由に、社会の文化的生活に参加し、芸術を楽しみ、かつ科学の進歩とそれの恩恵にあずかる権利を有する。

2 何人も、自己が創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的および物理的利益の保護をうける権利を有する。

第 22 条(社会) あなたが住んでいる社会は、あなた、および、あなたの国に住んでいるすべての男の人、女の人に与えられているあらゆる便宜(文化にかかわる、お金の面での、身を安全に守るうえでの)を、あなたが発展させ、享受するのを助けるべきです。

(原文) 何人も、社会の一員として、社会保障をうける権利を有し、かつ、国家的努力および国際的潛力を通じて、また、各国の組織および資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的および文化的権利の実現に対する権利を有する。

第 25 条(あなた) あなたは、仕事がないために、病気であるために、年をとったために、あなたの妻または夫が亡くなったために、あるいはあなたの力ではどうにもできないことがらのために、働くことができないような場合には、助けてもらう権利をもっています。

(原文) 1 すべての人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第 28 条(世界) あなたの権利や自由があなたの国において、また世界の他の国々において尊重されるために、それらの権利や自由を十分に保護することのできる「秩序」がなければなりません。

(原文) すべての人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第 29 条(あなた) こういうわけで、あなたは、あなたの人間らしさを発展させることを認める人々のなかに住んでいるのですから、そういう人々に対してあなたも同じようにする義務を負っているのです。

(原文) 1 すべての人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあつてのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべての人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的とし

て法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条(世界) 世界のあらゆるところにおいて、どんな社会も、どんな個人も、これまでいろいろ挙げてきた権利や自由を無効なものにしようなどすることは許されません。

(原文) この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

第2条(世界) したがって、たとえあなたと同じ言語を話さなくても、あなたと同じ皮膚の色でなくても、あなたと同じ考え方をしなくても、あなたと同じ宗教を信じていなくても、あなたよりも貧しかったりお金持ちだったりしても、あなたと国籍が同じでなくても、すべての人はこれまで述べてきたようないろいろな権利や自由をもっていて、それらのおかげで助かる権利をもつのです。

(原文) 1 すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

## 《 英 語 版 》

# The Universal Declaration of Human Rights in Daily Language

### Article 1

World When children are born, they are free and should always be treated in the same way.

*All human beings are born free and equal in dignity and rights.  
They are endowed with reason and conscience and should act towards one another in a spirit of brotherhood.*

### Article 3

You You have the right to live, to live in freedom and in safety.

*Everyone has the right to life, liberty and security of person.*

### Article 4

Society Nobody has the right to make you their slave and you cannot make anyone your slave.

*No one shall be held in slavery or servitude; slavery and the slave trade shall be prohibited in all their forms.*

### Article 5

Society Nobody has the right to torture you, that is, to hurt you, and you cannot torture anyone.

*No one shall be subjected to torture or to cruel, inhuman or degrading treatment or punishment.*

### Article 7

Country The law is the same for everyone: it should be applied in the same way for all.

*All are equal before the law and are entitled without any discrimination to equal protection of the law. All are entitled to equal protection against any discrimination in violation of this Declaration and against any incitement to such discrimination.*

### Article 8

Country You can ask for legal protection when the law of your country is not respected.

*Everyone has the right to an effective remedy by the competent national tribunals for acts violating the fundamental rights granted him by the constitution or by law.*

### Article 9

You Nobody has the right to put you in prison, to keep you there, to send you away from your country, unjustly or without a reason.

*No one shall be subjected to arbitrary arrest, detention or exile.*

### Article 10

Society If you must go on trial, this should be done in public. The people who try you should not let themselves be influenced by others.

*Everyone is entitled in full equality to a fair and public hearing by an independent and impartial tribunal, in the determination of his rights and obligations and of any criminal charge against him.*

#### Article 11

You     You should be considered innocent until it can be proved that you are guilty. If you are accused of a crime, you always have the right to defend yourself. Nobody has the right to condemn you and punish you for something you have not done.

- (1) Everyone charged with a penal offence has the right to be presumed innocent until proved guilty according to law in a public trial at which he has had all the guarantees necessary for his defence.*
- (2) No one shall be held guilty of any penal offence on account of any act or omission which did not constitute a penal offence, under national or international law, at the time when it was committed. Nor shall a heavier penalty be imposed than the one that was applicable at the time the penal offence was committed.*

#### Article 6

You     You should be protected in the same way, everywhere and like everyone else.

*Everyone has the right to recognition everywhere as a person before the law.*

#### Article 12

You     You have the right to ask to be protected if someone wants to force you to change: the way you are; what you and your family think or write.  
Nobody can enter your house without a reason.

*No one shall be subjected to arbitrary interference with his privacy, family, home or correspondence, nor to attacks upon his honor and reputation. Everyone has the right to the protection of the law against such interference or attacks.*

#### Article 13

You     You have the right to come and go as you wish in your country.  
You have the right to leave your country for another one; and you can return to your country if you want.

- (1) Everyone has the right to freedom of movement and residence within the borders of each state.*
- (2) Everyone has the right to leave any country, including his own, and to return to his country.*

#### Article 14

You     If someone hurts you, you have the right to go to another country and ask it to protect you.

You lose this right if you have killed someone and if you, yourself, do not respect what is written here.

- (1) Everyone has the right to seek and enjoy in other countries asylum from persecution.*
- (2) This right may not be invoked in the case of prosecutions genuinely arising from non-political crimes or from acts contrary to the purposes and principles of the United Nations.*

#### Article 15

You     You have the right to belong to a country and nobody can prevent you, without a good reason, from belonging to another country if you wish.

- (1) Everyone has the right to a nationality.*
- (2) No one shall be arbitrarily deprived of his nationality nor denied the right to change*

*his nationality.*

#### Article 16

**Family** As soon as a person is old enough to have children, he or she has the right to marry and have a family. In doing this, neither the color of your skin, nor the country you come from has any importance. Men and women have the same rights when they are married and also when they are separated.

Nobody can force a person to marry.

**Country** The government of your country should protect your family and its members.

- (1) Men and women of full age, without any limitation due to race, nationality or religion, have the right to marry and to found a family. They are entitled to equal rights as to marriage, during marriage and at its dissolution.*
- (2) Marriage shall be entered into only with the free and full consent of the intending spouses.*
- (3) The family is the natural and fundamental group unit of society and is entitled to protection by society and the State.*

#### Article 25

**Family** You have the right to have whatever is necessary so that you and your family : do not fall ill and so that you are looked after when you are ill , are not hungry; are not cold; have a house.

The mother who is going to have a baby and her baby when it is born, should be helped. All children have the same rights, even if the mother is not married.

- (1) Everyone has the right to a standard of living adequate for the health and well-being of himself and of his family, including food, clothing, housing and medical care and necessary social services, and the right to security in the event of unemployment, sickness, disability, widowhood, old age or other lack of livelihood in circumstances beyond his control.*
- (2) Motherhood and childhood are entitled to special care and assistance. All children, whether born in or out of wedlock, shall enjoy the same social protection.*

#### Article 26

**You** You have the right : to go to school; to take advantage of compulsory education without having to pay anything. You should be able to learn a profession or continue your studies as far as you wish. At school, you should be able to develop all your talents and you should be taught to get on with others, whatever their religion or the country they come from.

**Family** Your parents have the right to choose how you will be taught, and what you will be taught at school.

- (1) Everyone has the right to education. Education shall be free, at least in the elementary and fundamental stages. Elementary education shall be compulsory. Technical and professional education shall be made generally available and higher education shall be equally accessible to all on the basis of merit.*
- (2) Education shall be directed to the full development of the human personality and to the strengthening of respect for human rights and fundamental freedoms. It shall promote understanding, tolerance and friendship among all nations, racial or religious groups, and shall further the activities of the United Nations for the maintenance of peace.*
- (3) Parents have a prior right to choose the kind of education that shall be given to their*

children.

#### Article 17

You Like everyone else, you have the right to own something and nobody has the right to take it from you.

- (1) Everyone has the right to own property alone as well as in association with others.*
- (2) No one shall be arbitrarily deprived of his property.*

#### Article 18

You You have the right to choose your religion freely, to change it, to practise it as you wish, on your own or with other people.

*Everyone has the right to freedom of thought, conscience and religion; this right includes freedom to change his religion or belief, and freedom, either alone or in community with others and in public or private, to manifest his religion or belief in teaching, practice, worship and observance.*

#### Article 19

You You have the right to think what you want, to say what you like, and nobody can forbid you from doing so.

Society You should be able to exchange your ideas with men and women from other countries, no matter where they live.

*Everyone has the right to freedom of opinion and expression; this right includes freedom to hold opinions without interference and to seek, receive and impart information and ideas through any media and regardless of frontiers.*

#### Article 20

Country Nobody can force a person to belong to a group but everyone has the right: to organize meetings; to take part in a meeting if he or she wants to, to meet in order to work together in a peaceful way.

- (1) Everyone has the right to freedom of peaceful assembly and association.*
- (2) No one may be compelled to belong to an association.*

#### Article 21

You You have the right to take an active part in your country's affairs: by belonging to the government; by choosing politicians who have the same ideas as you; by going to vote freely to show your choice.

Country These actions should express the will of all the people by a secret vote. Men's and women's votes are equal and everyone can vote.

- (1) Everyone has the right to take part in the government of his country' directly or through freely chosen representatives.*
- (2) Everyone has the right of equal access to public service in his country.*
- (3) The will of the people shall be the basis of the authority of government; this will shall be expressed in periodic and genuine elections which shall be by universal and equal suffrage and shall be held by secret vote or by equivalent free voting procedures.*

#### Article 23

You You have the right to work, to be free to choose your work, to receive a salary which allows you to live and support your family.

Society If a man and a woman do the same work, they should receive the same salary. All people who work have the right to group together to defend their interests.

*(1) Everyone has the right to work, to free choice of employment, to just and favorable conditions of work and to protection against unemployment.*

*(2) Everyone, without any discrimination, has the right to equal pay for equal work.*

*(3) Everyone who works has the right to just and favorable remuneration ensuring for himself and his family an existence worthy of human dignity, and supplemented, if necessary, by other means of social protection.*

*(4) Everyone has the right to form and to join trade unions for the protection of his interests.*

#### Article 24

Society Each work day should not be too long, for everyone has the right to rest and should be able to take regular paid holidays.

*Everyone has the right to rest and leisure, including reasonable limitation of working hours and periodic holidays with pay.*

#### Article 27

Society Whether you are an artist, a writer or a scientist, you should be free to share the work with others and to profit from what you have done together.

You Your works should be protected and you should be able to benefit from them.

*(1) Everyone has the right freely to participate in the cultural life of the community, to enjoy the arts and to share in scientific advancement and its benefits.*

*(2) Everyone has the right to the protection of the moral and material interests resulting from any scientific, literary or artistic production of which he is the author.*

#### Article 22

Society The society in which you live should help you to develop and make the most of all the advantages (culture, money, protection of your person) which are offered to you and to all the men and women in your country.

*Everyone, as a member of society, has the right to social security and is entitled to realization, through national effort and international co-operation and in accordance with the organization and resources of each State, of the economic, social and cultural rights indispensable for his dignity and the free development of his personality.*

#### Article 25

You You have the right to be helped if you cannot work: because there is no work ; because you are ill; because you are too old; because your wife or husband is dead ; for any other reason beyond your control.

*(1) Everyone has the right to a standard of living adequate for the health and well-being of himself and of his family, including food, clothing, housing and medical care and necessary social services, and the right to security in the event of unemployment, sickness, disability, widowhood, old age or other lack of livelihood in circumstances beyond his control.*

*(2) Motherhood and childhood are entitled to special care and assistance. All children, whether born in or out of wedlock, shall enjoy the same social protection.*

#### Article 28

World So that your rights and freedoms are respected, in your country and all the other

countries in the world, there must be an 'order' which can fully protect these rights and freedoms.

*Everyone is entitled to a social and international order in which the rights and freedoms set forth in this Declaration can be fully realized.*

Article 29

You This is why you also have duties towards the people you live amongst, who also allow you to develop your personality.

Society The law does not take anything away from Human Freedoms and Rights, but it allows everyone to respect others and to be respected.

*(1) Everyone has duties to the community in which alone the free and full development of his personality is possible.*

*(2) In the exercise of his rights and freedoms, everyone shall be subject only to such limitations as are determined by law solely for the purpose of securing due recognition and respect for the rights and freedoms of others and of meeting the just requirements of morality, public order and the general welfare in a democratic society.*

*(3) These rights and freedoms may in no case be exercised contrary to the purposes and principles of the United Nations.*

Article 30

World In all parts of the world, no society, no human being can take it upon himself to destroy the rights and freedoms which you have just been reading about.

*Nothing in this Declaration may be interpreted as implying for any State, group or person any right to engage in any activity or to perform any act aimed at the destruction of any of the rights and freedoms set forth herein.*

Article 2

World Therefore, everyone has the right to possess or to take advantage of all that has just been said:

even if he or she does not speak your language  
even if he or she does not have the color of your skin  
even if he or she does not think like you  
even if he or she does not have the same religion as you  
even if he or she is poorer or richer than you  
even if he or she is not from the same country as you.

*Everyone is entitled to all the rights and freedoms set forth in this Declaration, without distinction of any kind, such as race, color, sex, language, religion, political or other opinion, national or social origin, property, birth or other status.*

*Furthermore, no distinction shall be made on the basis of the political, jurisdictional or international status of the country or territory to which a person belongs, whether it be independent, trust, non-self-governing or under any other limitation of sovereignty.*

( Adapted from a text prepared by Professor Massarenti, University of Geneva,  
for the World Association for the School as an Instrument of Peace .1979 )

### Ⅲ 教育委員会及び学校における研修等の取組

#### 1. 総合的かつ計画的な施策の推進と推進体制の整備

**参 考** : 教育委員会の人権教育推進方針・計画に盛り込む事項例

人権教育に関する施策を進めるに当たり、各教育委員会においては、施策の基本的な方針を策定するとともに、これに基づく推進計画をとりまとめ、総合的・計画的な施策の推進を図ることが肝要である。

基本的な方針の策定に際しては、人権教育・啓発推進法や国の基本計画等を踏まえるとともに、すべての教育活動が人権尊重の立場から着実に推進されるようにすること、一人一人が自分自身の課題として人権尊重の理念について理解を深め、行動できるようにすることを基本的な方向として示す必要がある。

また、推進計画の作成に際しては、学習プログラムの開発、教材・資料の整備、効果的な教職員研修プログラムの策定など、推進すべき施策の内容・方法等に関し基本的な事項を定め、これを明示することが重要である。

以下に示すのは、施策推進の基本方針とこれに基づく推進計画とを併せて策定する際における盛り込む事項の例である。

#### ○人権教育推進方針・計画に盛り込む事項例

##### 1. 人権教育推進の基本理念

##### 2. 基本的推進方向

- ① 人権問題の現状
- ② 人権教育の目標と基本的な視点
- ③ 人権教育の基本方向
  - ・ 教育を受ける権利の保障
  - ・ 人権が尊重される教育
  - ・ 人権及び人権問題を理解する教育
  - ・ 人権を大切にする見方・技能・態度を育成する教育

##### 3. 課題別人権教育の推進

※ 地域の実情に即して、適切な取組を推進。

##### 4. 施策の基本方向

- ① 学校・園における人権教育に関する施策
  - ・ 学習プログラム・教材の開発
  - ・ 教職員研修と推進システムの充実
  - ・ 家庭・地域等との連携及び校種間連携の推進
  - ・ 開かれた学校・園づくりの推進
- ② 家庭、地域社会における人権教育に関する施策
  - ・ 子育て支援
  - ・ 生涯学習支援
  - ・ 指導者の育成
  - ・ 人権のまちづくりへの協力
  - ・ 人権関連資料の整備

## 参考：学校に対する人権教育推進状況調査の項目例

### ○学校に対する人権教育推進状況調査の項目例

#### 1. 推進体制に関すること

- 学校の教育目標に人権教育の基本的な方針が示されているか。
- 児童生徒や地域の実態に応じた人権教育全体計画及び年間指導計画が作成されているか。
- 人権教育推進のための企画・運営や、人権侵害に対して組織的に対応できるよう、人権教育担当者を配置しているか。
- 人権教育が系統的に推進されるような推進組織があるか。

#### 2. 指導に関すること

- 各学年で人権学習が適切に実施されているか。
- 児童生徒の人権及び人権学習に関する実態を把握するための調査を実施しているか。
- 実施後の点検・評価・効果測定に取り組んでいるか。
- 教育内容の系統化や交流学習の実施等で、校種間連携を図っているか。

#### 3. 研修・研究に関すること

- 教職員の人権意識の高揚など人権教育に関する年間研修プログラムが作成されているか。
- 校内研修の内容・形式・回数の状況はどうか。
- 授業に活用できる教材・資料を収集したり、人権に関する書籍を備えたりし、環境整備に取り組んでいるか。
- 研修・研究の成果についての評価は適切に実施されているか。

#### 4. 家庭・地域等との連携に関すること

- 人権に関する教育上の諸問題や身近な人権問題について、啓発を行っているか。
- 各学年の人権学習の取組について、情報提供を行っているか。
- P T A活動等で、人権に関わるテーマを取り上げているか。
- 外部講師を招聘して授業や研修会を行っているか。どのような講師を招聘しているか。
- 家庭・地域等との連携の状況について、評価は適切に実施されているか。

#### 5. 教育委員会との連携に関すること

- 人権教育の推進に関する通知文についての内容の周知を図ったか。
- 教育委員会から配布された指導資料等の活用を図っているか。

## 2. 各学校の成果に関する情報の発信

### (1) 学校への発信・普及

#### **事例31**：先進的な取組を推進している学校に対する研究指定

##### 1 目的と概要

地域で先進的な取組を推進している学校に対し、人権教育推進校としての研究委嘱を行うとともに、その研究内容や成果等に関する情報を域内の学校に発信し、地域全体のレベルアップに役立てる。

##### 2 研究主題の例

###### ① 人権侵害に直接ふれている研究主題

- ・ 『人権侵害を許さない』実践力・行動力のある子どもの育成
- ・ 地域に生きる心豊かな子どもの育成 ～人権侵害のない社会を目指して～

###### ② こころに着目した研究主題

- ・ 豊かな心を持ち、自ら進んで実践できる子どもの育成
- ・ 豊かな心を持ち、真実を求め、ともに未来を拓く子どもの育成
- ・ 自他を思いやる心を持ち、共に生きるこころ豊かな子どもの育成 ～自尊感情・自己発現に視点を当てて～
- ・ 思いやりの心を持ち、主体的によりよく生きる子どもの育成 ～体験的な活動を生かした人権教育の実践を通して～
- ・ かかわる 見つめる 自己の確立へ ～地域社会とともに進める心の教育～

###### ③ 自分自身や自分以外の人とのかかわりに着目した研究主題

- ・ 自己をみつめ、よりよく生きようとする子どもの育成
- ・ 自分を大切に 友達を大切にする子どもの育成
- ・ 認め合い、支え合う豊かな人間関係を育み、人権感覚を高めあう学級づくり ～構成的グループエンカウンターの手法を用いて～
- ・ 自他の違いやよさに気づき、人とのかかわりを大切にする子どもの育成 ～認め合い、伝え合い、学び合う活動の工夫～
- ・ 自分を取り巻く人たちとの共生を目指し積極的に自己実現できる子どもの育成 ～交流・体験活動から始まる人権尊重～
- ・ 人に優しい生き方を身につけ、たくましく生きる子どもの育成
- ・ 支え合い、共に生きる社会の実現に向け行動できる子どもの育成 ～一人一人の人権を大切に～
- ・ 自分大好き 友達大好き 人間大好き

###### ④ 個別の人権課題を切り口にした研究主題

- ・ 障害のある人や高齢者とのかかわりを通じた人権教育の取組 ～様々な人権問題を主体的にとらえる視点を身に付けさせ、共に考え、共に生きようとする心をはぐくむ～
- ・ 人権問題の正しい理解と日常的な実践 ～自らかかわりを求める主体的な子どもの育成～

###### ⑤ 研究にかかわる人々に着目した研究主題

- ・ 地域・家庭と連携した総合的な人権教育の創造
- ・ 家庭・学校・地域・行政の四者が一体となった人権教育の推進

###### ⑥ 教科等の指導に着目した研究主題

- ・ 学びと人権 ～学びの価値を実感する授業改革～

## 事例32：実践事例集・指導資料、学習プログラムの作成・配布

### 1 目的と概要

教育委員会が、その年度における域内の学校の取組の中から、他校のモデルとなるすぐれた実践事例を収集し、それらをもとに事例集や指導資料、学習プログラム等を作成する。作成した資料は、各学校に配布してその活用を求めることにより、先進的な取組の普及を図る。

### 2 資料の構成例

#### ① 実践事例を豊富に収録した指導資料の構成例

##### I 人権教育について

###### 1. 子どもたちの現状と課題

###### 2. 人権教育の推進

- (1) 役割 — 人権に対する意識・意欲・態度の形成の基礎として、生命の尊さに気づき、自分自身を大切にするとともに、人の気持ちを思いやる心を育み、お互いを大切にしよう態度や行動を育成するものとして推進する。

- (2) 観点 一次の観点にもとづいて推進する

〔「自尊感情」、「生命の尊重」、「善悪の判断・規範意識」、「思いやり」、  
「コミュニケーション能力」、「共に生きる」、「権利と責任」、「社会貢献」〕

- (3) 観点別のねらい

##### II 人権教育に取り組むに当たって

###### 1. 人権教育の効果的な実施のために

###### (1) 子どもと接する姿勢

- ・子どもを、背景を含めて理解する
- ・子どもの思いに共感し、子どもの立場に立って考える
- ・子どもの自立を支援する
- ・子どもの人間関係づくりを進め、仲間づくりを支援する

###### (2) 連携と対応の姿勢

- ・保護者、地域社会の人々と連携する
- ・組織として対応する

###### 2. プログラム化にあたって

###### (1) スキルの習得をめざして

###### (2) 効果的な手法を取り入れて

##### III 人権教育の実践事例

(各実践ごとに)

- ①タイトル
- ②单元名
- ③ねらい
- ④プログラム(指導計画)例
- ⑤教材(資料)例
- ⑥取組例

## ② 人権学習プログラム集の構成例

### I 人権教育について

1. 人権教育とは
2. 人権教育を通じて育てたい資質・能力
3. 人権教育の目標と重点
4. 人権教育における課題別目標例一覧
5. 学校における取組
  - (1) 人権教育の自校の目標設定
  - (2) 人権教育の推進組織と活動内容
    - ・推進組織の例
    - ・活動内容の例
  - (3) 人権教育の全体計画・年間計画の策定
    - ・全体計画の例(各学校種ごとに)
    - ・年間計画の例(いくつかの学年を例に)

### II 学習をすすめるにあたって

- (1) ねらい・視点・配慮を明確にする
  - ・ねらい — 幼児期から高校までの系統立てた内容とする(普遍的な視点からのアプローチ、個別的な視点からのアプローチのそれぞれについて系統化)。
  - ・視 点 — ねらいの達成をめざし、身に付けさせたい知識・態度・技能について、具体的に示す。
  - ・配 慮 — 教育の中立性の確保、個人情報保護の観点等の観点から、教職員間で共通認識を図る。
- (2) 学習プログラムの活用についてのポイント
  - ・各題材ごとのねらいについて
  - ・学習計画について
  - ・展開例について
  - ・資料等について

### III 学習プログラム

(各題材ごとに)

- ①題材名
- ②ねらい
- ③学習計画
- ④展開
- ⑤資料・参考・発展・ワークシート

## (2) 家庭・地域への発信・普及

### 事例33：広報誌の人権教育の月別連載記事

#### 1 目的と概要

教育広報誌等に「人権教育のコーナー」を設け、毎月の連載記事を連載し、その時機に応じた話題・情報を発信することにより、人権教育に関する保護者や地域住民の意識の啓発を行う。

#### 2 月別情報等の掲載例

| 月  | 行事<br>記念日等           | 掲載記事<br>テーマ例          | 掲載記事の内容等                                                                                                |
|----|----------------------|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4  | 新学期                  | 個人の情報を大切に             | 家庭との連絡票・連絡網に掲載する情報の取り扱い方についての留意点、活用する際のマナーについて情報を伝える。                                                   |
| 5  | 児童福祉週間               | 子どもを守る様々な機関           | 教育委員会、教育相談室・児童相談所・警察の相談機関等の内容と連絡先の情報を伝える。                                                               |
| 6  | 人権擁護委員の日             | 知っていますか？「人権擁護委員」      | 人権思想を広め、人権侵害が起きないように見守り、人権を擁護する活動に取り組んでいる人権擁護委員や子どもの人権問題を専門的に取り扱う「子どもの人権専門委員」の活動内容と連絡先についての情報を伝える。      |
| 7  | 社会を明るくする運動<br>強調月間   | 家庭・学校・地域が<br>手を結ぶために  | すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない明るい社会を築くことを目指す“社会を明るくする運動”について、その趣旨や内容を知らせる。 |
| 8  | 夏季休業日<br>中           | 人権作文に挑戦しよう            | 法務省と全国人権擁護委員連合会が実施している「全国中学生人権作文コンテスト」を紹介し、作文を書くことを契機に「いじめ」や様々な人権課題等に関して家庭で話し合うことを勧める。                  |
| 9  | 敬老の日<br>老人の日<br>老人週間 | 敬老心が時代を拓く             | 9月15日の「老人の日」と21日までの「老人週間」の趣旨を知らせるとともに、敬老の日の取組について知らせる。実際の交流を通して高齢者に対する正しい理解を深めることの意義を伝える。               |
| 10 | 法の日<br>法の日週間         | 法に関する教育の<br>意義と内容について | 法に関する教育について、学校等における実践例を紹介し、その取組が、規範意識の育成につながることにについて知らせる。                                               |
| 11 | 児童虐待防止月間             | 気付いたあなたが<br>知らせほしい    | 児童虐待が子どもに対する深刻な人権問題であることを知らせ、家庭だけでなく学校や地域等が連携を図り、子供たちを守ることにについて知らせる。                                    |
| 12 | 人権週間<br>人権デー         | 見つめよう「私」の<br>人権感覚     | 12月4日～10日までの「人権週間」に地域で開催するシンポジウム、講演会、座談会、映画会等の情報を伝え、積極的な参加を求め、人権にかかわる意識啓発を働きかける。                        |
| 1  | 防災とボランティアの<br>週間     | ボランティアに挑戦<br>しよう      | 平成7年の阪神・淡路大震災において、その重要性が広く認識された各種のボランティア活動について紹介し、生命の大切さや相互扶助の精神の重要性を訴える。                               |
| 2  | 1年のまとめ<br>に向けて       | 人権作文入賞者の<br>紹介        | 8月に取り上げた「全国中学生人権作文コンテスト」の入選作品を紹介し、人権にかかわる意識啓発を図る。年度末を向かえ当該広報誌に対する感想や意見を募集する。                            |
| 3  | 年度末のまとめ              | 本年度もありがとうございました       | 4月～2月までの掲載記事に寄せられた感想や意見を紹介し、次年度へとつなげていく。                                                                |

## 事例34：「家庭教育の手引き」における人権教育の視点の反映

### 1 目的と概要

人権教育を効果的に推進していくためには、家庭との連携が重要なポイントとなる。教育委員会が、家庭教育についての保護者等向け手引き書を発行する際に、人権教育の視点からその内容を検討し、人権教育の視点を踏まえた家庭教育の重要性について保護者等の意識を高める。

#### ※ 活用方法

学校等の教育機関を通して保護者等に配布し、日常の子育てはもとより、保護者会や公開講座等で資料として活用することを求めていく。教育委員会のホームページにも掲載し、必要に応じて、どのような立場からも資料として活用できるように工夫する。

また、社会教育においても、この冊子をテキストとする講座を設け多様な視点から地域住民への啓発を図る。

### 2 手引き書の内容例

#### (1) 手引き書作成の視点

手引き書の内容を検討するに当たり、人権感覚の育成等につながる7つの視点から、内容を整理する。

《 人権感覚等を育む家庭教育のための7つの視点 》

- ① 家庭教育の果たす役割とは(それぞれの発達段階ごとに)
- ② 「基本的な生活習慣」の確立のために
- ③ 「豊かなこころ」をはぐくむために
- ④ 「対人関係」の確立のために
- ⑤ 適正な「集団関係」のために
- ⑥ 「規範意識」をはぐくむために
- ⑦ 望ましい「社会生活」を送るために

#### (2) 手引き書に盛り込む内容

##### 【例】＜親と子の心の対話＞ 家庭教育の手引き書

※ 子どもの発達段階に応じて、乳幼児編・小学校編・中学校編・青年編の4分冊を作成。

| 視点                           | 乳幼児編            | 小学校編               | 中学校編          | 青年編            |
|------------------------------|-----------------|--------------------|---------------|----------------|
| 1 家庭教育の果たす役割とは(それぞれの発達段階ごとに) | 家庭教育の始まりは育児     | 家庭は支え合い、思いやる心を育てる場 | 揺れる思春期を過ごすために | 現代の若者の実態       |
|                              | 親だからこそこできること    | 家庭は生活習慣や社会性を身に付ける場 | 成長期の食事        | 自分勝手と自己主張      |
|                              | 目をかけ、手をかけ、声をかけ  | 親は子どもをまず受け止めて      | 思春期におこる身体の変化  | 時代を担う頼もしい存在    |
|                              | 子どもの居場所         | 安全と人に対する配慮だけはしっかりと | 個性や長所を見付けるために | 今もう一度、家庭教育     |
|                              | 親としての楽しみ        | 子どものやる気と自主性の芽を育てよう | 将来の目標に向かって    | 最後の拠り所は家庭      |
|                              | 親として育つ          | ほめ上手は育て上手          | 高校受験に向けて      | どの家庭にもある青年期の悩み |
|                              | こうなりそう、だからこうしよう | 親子で学校や街のできごとを共有しよう | 放課後の過ごし方      | 親の願い子どもの願い     |

|                   |                                                                                                                 |                                                                                                           |                                                                                                                     |                                                                                                 |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2 基本的な生活習慣の確立のために | みんなで食べるとおいしいね(食事)<br>おしっこ・うんち一人でできるよ(排泄)<br>こころも体もゆったり休もう(睡眠)<br>きれいだと気持ちがいいね(清潔)<br>子は親の鏡です                    | 最近の子どもたち<br>基本的な生活習慣(規則正しい生活)<br>基本的な生活習慣(あいさつ・言葉遣い)<br>じょうぶなからだ                                          | 親子であいさつをかわすために<br>中学生の生活リズム<br>中学生の言葉遣い<br>安心できる家に帰りたい<br>互いに分かり合いたい                                                | 子どもと積極的にかかわり合う<br>親離れ、子離れ一人前になること<br>自立の基準<br>男女の自立                                             |
| 3 豊かなこころをはぐくむために  | 子どもに「大好きよ!」のスキンシップ<br>愛情はこころの栄養<br>子どもをよく見て話を聞いて<br>親子で散歩「自然」と仲良しに<br>絵本に親しみ心の財産を増やす<br>祖父母との触れ合い               | 親の感動を子どもへ一緒に楽しむ<br>季節の行事を作ろう<br>長い休みだからできること<br>子どもを本好きにする<br>物より体験                                       | 人としてやってはいけないこと許せないこと<br>育てよう豊かな心<br>心を育てる読書活動<br>大いに活用、公共施設<br>芸術との出会い<br>人や自然とのかかわり                                | 人として大切なことを教える<br>いのちの大切さ<br>健康が第一<br>余暇を楽しむ<br>いつまでも学ぶ姿勢を大切に<br>読書・芸術で心豊かに                      |
| 4 対人関係の確立のために     | あいさつができる子どもに<br>しっかり返事ができる子どもに<br>自分の思いをはっきり言える子どもに<br>親子のコミュニケーション<br>他の人とかかわりのある遊び<br>子どものこころに共感を<br>しつけはその場で | 「短所」は「長所」<br>個性は光る・個性は伸びる<br>自分をコントロールする方法<br>相談してみようかな<br>あいさつは心の窓<br>子どものサインが見えますか?<br>それでも一番つらいのは「子ども」 | 「いじめ」早期発見<br>いじめを許さない環境づくり<br>学校・学級における居場所づくり<br>学校不適応・不登校への対応<br>学校生活に占める部活動の果たす役割<br>専門家の力を借りて<br>一人一人が愛され期待される存在 | 子どものよさと可能性<br>友人関係を大切に<br>親として必要なこと<br>成長するこころと体<br>互いの人格を尊重する<br>誇りを育て、生きがいをもたせる<br>常に学び続ける親の姿 |
| 5 適正な集団関係のために     | 子どもの仕事は遊ぶこと<br>自己主張する・我慢する<br>友達づくりと集団遊び<br>親は聞き上手に                                                             | 地域の遊び場スポット<br>たくさんある遊びの効能<br>身に付けさせたいものは何?                                                                | それぞれの家庭のルールの確立<br>家族の一員として果たす役割<br>職場体験・ボランティア活動で身に付ける力<br>明日の社会の担い手を育てる                                            | 社会が求める人材に<br>地域社会の役割と協力<br>社会貢献の心をはぐくむボランティア活動<br>次世代のために                                       |
| 6 規範意識をはぐくむために    | 親がお手本!<br>ルールを守るー良いこと・悪いことー<br>手始めは、簡単な手伝いから<br>テレビっ子にしない                                                       | きまりを守って気持ちよく<br>物の貸し借りは考えものの<br>お金の使い方を身に付けさせよう                                                           | 自由と責任<br>中学生の身だしなみ<br>社会の中で守るルール<br>身の回りに潜む危機                                                                       | 親の果たす役割<br>若者を取り巻く危険<br>我慢をする事の大切さ                                                              |

|                  |              |                  |               |                      |
|------------------|--------------|------------------|---------------|----------------------|
| 7 望ましい社会生活を送るために | 地域や自然に親しむ    | 友達づくりはまず大人から     | 自分の周りにいる人たち   | 親子であつても別人格 ～違って当たり前～ |
|                  | 物づくりを通したふれあい | 子どもに見せよう地域で活躍する姿 | みんなまとめて自分の子ども | 自信と愛情をもって社会へ送り出す     |
|                  | みんなで楽しむ子育て   | 地域の行事に参加しよう      | 安全な地域を作る      | 地域の一員として活躍する         |
|                  | 野外活動のすすめ     | 地域の子どもは地域で育てる    | 地域で夢をはぐくむ     |                      |
|                  | 共同作業の効果      | 便利だけれども危険がいっぱい   | 地域づくりは家庭から    |                      |

### 3. 効果的な研修プログラムの例

#### (1) 内容別・目的別の研修

- i) 人権尊重の理念の基礎・基本の理解を図る研修（児童生徒理解、人間関係づくり等の基本を学ぶ）

#### **事例35**：子どもたち同士の対立の解決方法を考えさせる指導案づくりの研修（子どもたちがつながる①－どうするか考えてみよう）

##### 1 目的と概要

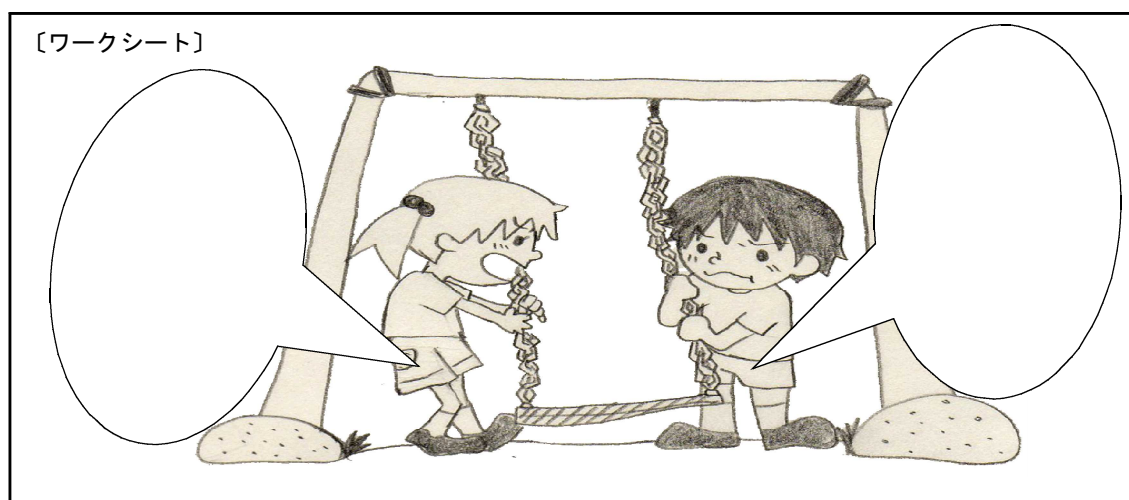
日常生活で発生する子どもたちどうしの対立の解決方法を、ワークシートを活用して子どもたちに考えさせる授業について、その指導案づくり等の研修を行う。体験参加型の研修として、教育センターや校内で小グループを活用することが効果的である。

##### 2 対 象 小学校教員

##### 3 研修の内容・進め方

- ① 「もめごとの場面」の絵とふきだしが描かれたワークシートを活用してどのような授業を行うか(子どもたちに考えさせるためどのように指導するか)、参加者に考えさせる。

授業の展開は、概ね、下のアウトラインによるものとする。



##### ○授業展開のアウトライン

| 活 動                    | 留 意 点                                        |
|------------------------|----------------------------------------------|
| (1) 絵を見て、どんな状況なのかを話し合う | ・ 自分たちの生活をふりかえりながら考えさせる。<br>・ 一人一人の考えを大切にする。 |
| (2) ふきだしに、せりふを書く       | ・ 自分の書きやすいふきだしから書きこませるようにする。                 |
| (3) 書いたふきだしを発表する       | ・ 様々な思いを認め合うようにする。                           |
| (4) 対立を解決する方法を話し合う     | ・ 「対立は悪いこと」というだけの結論にならないよう配慮する。              |

- ② 一連の指導計画の中でこの授業案をどのように活用するか、活用例を考える。

※ 指導の成果が子どもたちの毎日の生活に活かされることとなるよう、指導計画の全体イメージを作る。

- ③ もめごと(ぶらんこの取り合い)の場面以外の場面での指導案を作成する。

## 事例36：児童生徒の人間関係づくりを促進するための指導方法の研修 (子どもたちがつながる②－今どんな気持ち？)

### 1 目的と概要

日常の学級経営の中で児童生徒間の豊かな人間関係づくりを促進するため、様々な資料(絵カード、ワークシート)を活用した取組を行う指導方法等について、研修を行う。

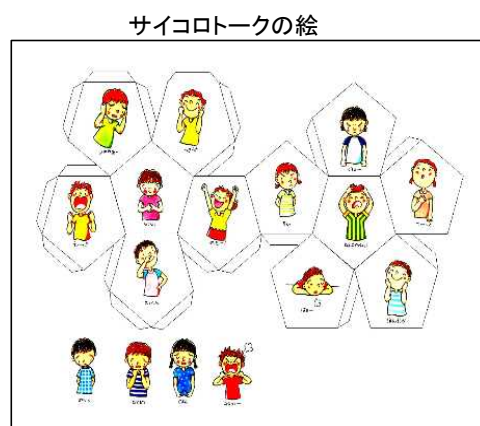
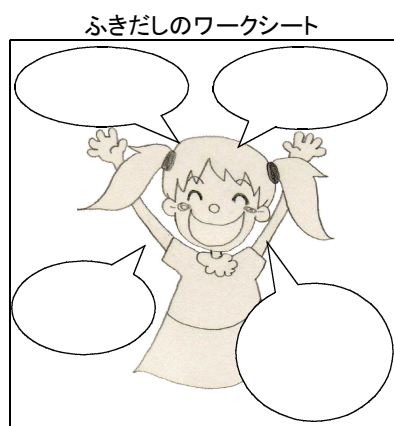
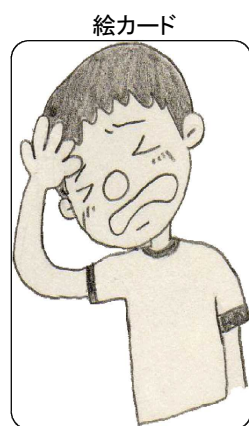
体験参加型の研修として、教育センターや校内で小グループを活用して行うことが効果的である。

### 2 対 象 小・中学校教員

### 3 研修の内容・進め方

- ① 様々な資料(絵カード、ワークシートなど)活用してどのような指導を行うか(子どもたちに考えさせるためにどのように指導するか)、参加者に考えさせる。  
指導の展開は、概ね、下のアウトラインによるものとする。

#### ○様々な資料の例



#### ○指導展開のアウトライン

※ 朝の会、帰りの会等での継続した取組として実施することも想定。

| 活 動                        | 留 意 点                             |
|----------------------------|-----------------------------------|
| (1) 絵カードを見て、気持ちと場面について話し合う | ・ 自分たちの生活と重ねて考えさせる。               |
| (2) 絵カードの気持ちを考え、ワークシートに書く  | ・ 一人一人の考えが大切にされるよう配慮する。           |
| (3) 気持ちの伝え方を考える            | ・ いろいろな伝え方があることに気づかせる。            |
| (4) 考えた方法で気持ちを伝える          |                                   |
| (5) 気づいたこと、感じたことについて話し合う   | ・ 表情、しぐさなどでも気持ちがわかることに気づかせるようにする。 |
| (6) いろいろな場面での気持ちの伝え方を考える   |                                   |

- ② これらの取組を継続して行う際の取組方法について考える。

- ③ 人間関係づくりのプログラムを作る。

## 参考：児童生徒理解・集団づくりに関する研修のテーマ例

人権尊重の理念を学校教育の中で実現するための基礎・基本として、児童生徒理解や集団づくりに関する事項については、教員研修においても繰り返し確認を行い、確実にこれを身に付けることが必要である。

以下に示すのは、児童生徒理解・集団づくりに関し、研修を実施する際の研修テーマの例である。

### ○児童生徒理解・集団づくりに関する研修のテーマ例

#### 1. 児童生徒理解・集団づくりに向け系統立てた取組に関する参加型研修

##### ①子どもとつながる

- ・教師が自分の姿を見せる
- ・自分の子ども時代を温かく振り返る（他の人と聴き合いながら）
- ・自尊感情・自己肯定感を高める
- ・子どもと対話する姿勢（聴くと話すの基礎）
- ・子どもと対話するためのレッスン
- ・「読む、書く」ことでの子どもとの対話

##### ②子どもがつながる

- ・対話のあるクラスをつくる
- ・子どもがつながるプログラムをつくる

##### ③集団づくりのために

- ・子どもたちの人間関係をつかむ
- ・集団づくりの方針をたてる
- ・友だちの関係を図で表す
- ・集団を分析する

#### 2. 児童生徒理解・集団づくりに関する実践事例を基にした参加型研修

##### ①心をはぐくむあたたかな学級づくり

- ・学級の人間関係を友好的にするには
- ・対人関係スキルを身につけるには（人間関係トレーニング）
- ・互いに支えあう力を身につけるには
- ・ストレスに対処する力を身につけるには（ストレスマネジメント学習）
- ・担任がひとりで抱え込まないためには

##### ②子どもや保護者との信頼関係づくり

- ・子どもが〇〇と訴えてきたとき
- ・子どもに事情を聴きたいとき
- ・子どもと相談するとき

## 参 考 : 授業等で配慮したいポイント例（人権尊重の視点から）

人権教育においては、その教育内容や方法の在り方とともに、教育・学習の場そのものの在り方がきわめて大きな意味をもつこととなる。

教員は、日々の授業や学習活動、学級経営の中で、児童生徒に対する適切な配慮を行い、一人一人が大切にされる学習環境づくりに努めなければならない。

これらを踏まえ、以下のような視点から、日々の授業等の在り方を繰り返し検証し、学習環境の改善に努めていく必要がある。

### ○授業等で配慮したい人権尊重の視点からのポイント例

| 場面                 | 内 容                                                         | 留 意 点                                                                                                                    |
|--------------------|-------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 児童生徒の呼名            | 子どもによって異なる呼び方が不公平感等を与えていないか<br>〔「〇さん」、「〇ちゃん」、「〇〇！」等〕        | 子ども一人一人に対するイメージやとらえ方が、呼称の違いに表れることがある。<br>一人一人に不公平感等を感じさせない配慮が必要である。                                                      |
| 座席替えやグループ決め        | くじびき、名簿順等で決めたり、児童生徒同士で決めさせたりしていないか                          | 座席やグループを決める際には、児童生徒の個々の事情（視力・聴力等の身体的な事情、心理面の状況を反映する友人関係等）に十分に配慮する必要がある。変更等を行う場合にもその判断を行うのは教員である。                         |
| 教室での指名             | 日付順、席順、名簿順、物理的条件等によって指名していないか                               | 常に児童生徒の応答を予想し指名を行う。求める内容に応じて、教師が指名の方法を選択し、意図的・計画的に発言を求めていく。                                                              |
| 机間（個別）指導           | 机間指導の仕方に偏りが無い                                               | 児童生徒の求めに応じて机間指導を行うと指導の在り方に不均衡が生じてくる場合がある。個別指導の記録をとり、意図的・計画的な机間指導が行えるようにする。                                               |
| 児童生徒の言動等に対する改善点の指摘 | 特定の児童生徒への改善点の指摘を、他の児童生徒に求めているか<br>〔「（今の発言が）聞こえましたか？」等〕      | 児童生徒の言動等への否定的な評価に基づく改善点の指摘をクラス内の他の児童生徒に求めていると、当該児童生徒に対する負の評価観を、クラス内で固定化してしまうことにもつながっていく。このような評価・指摘は、原則として教師自身が、自らの責任で行う。 |
| 時間配分・進行管理等の判断      | 教員自らの判断を曖昧にしていないか<br>〔「時間が来たので終わりにしましょう」、「時間が来たら知らせてください」等〕 | 学習活動に関する時間の配分や活動の開始・終了の周知は、教員が自らの判断で行う。<br>個人面談等、一定の時間配分でものごとを進める場合においても、その進行については、他者に委ねるのではなく、教員自身で管理を行う。               |

ii) 人権尊重の課題について認識を深める研修（知的理解を深める）

**事例37**：人権教育への取組姿勢を主体的にするための個別人権課題等に関する研修 ～ 教育委員会における研修の進め方 ～

1 目的と概要

学校における人権教育の推進を図るためには、教員が様々な研修の機会を通じ、人権教育に主体的にかかわろうとする意欲や態度を高めていけるようにすることが大切である。特に人権侵害が厳然として存在する状況等を踏まえ、個別の人権課題等に関する正しい理解を深めるような教員研修の機会を提供することにより、人権教育に携わる上で必要とされる主体的な取組姿勢を喚起する。

2 教育委員会による研修等の進め方例

※ 各学校の人権教育担当者を対象とする研修会の内容として位置付け、年間を通して計画的に取り組む。研修を主催する教育委員会の指導主事等が、人権に関わる関係機関との連絡調整を行い、これら機関の協力を得ながら、幅広い人権課題についての研修を行えるようにする。

○市教育委員会による人権教育担当者研修等の進め方例

| 学期  | 回          | 研修等の進め方                                                                                                                                                                                  | 留意点                                                                                                                 |
|-----|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一学期 | 第1回        | ① 各学校の人権教育の推進状況について情報交換等を行い、市町村全体の方向性と課題を明確にする。<br>② ①の内容を踏まえ、都道府県教委の指導主事等を講師に招き指導・助言を受ける。                                                                                               | ○事前に、各学校の実態が明確になるような調査用紙を配布して調査を行い、結果を取りまとめておく。                                                                     |
|     | 第2・3回      | ① その年度の人権教育の重点となる人権課題について、講師を招聘し、正しい理解と認識を深める。<br>② ①で取り上げた以外の人権課題についても情報提供を行い、受講者の課題意識を高める。<br>③ 個別の人権課題について担当を決め、文献による研究、行政・関係諸機関の担当者からの聞き取り調査を行うことにより、自身の地域における個別の人権課題についての指導資料を作成する。 | ○教育委員会として、基本方針を踏まえ、重点とする人権課題について専門性の高い講師を招聘する。<br>○人権教育・啓発に関する基本計画を資料として提示する。<br>○市町村部局の関係所管課や人権擁護委員、保護司等への協力依頼を行う。 |
|     | 夏季休業期間／二学期 | 第4・5回<br>① 担当する人権課題について、資料等を収集し、文献研究を行う。<br>② 関係者への聞き取り調査を行い、実態や解決すべき課題を把握する。                                                                                                            | ○ 図書館等の休館日に研修会を設定し、資料検索等の場と機会を保障する。<br>○ 事前の情報提供を適切に行うとともに、必要に応じて、指導主事等が同行し、聞き取り調査が円滑に進むよう支援する。                     |
| 三学期 | 第6・7回      | ① 得られた情報をもとに、指導資料の原稿執筆を行う。                                                                                                                                                               | ○適切な表現・内容の選択、出典の明示など、資料作成上の留意点等を予め示し、指導・助言を行う。<br>○資料については、関係所管課の確認を求め、表現・内容等について精査を行う。                             |
|     | 第8回        | ① 完成した資料についての内容を確認し、活用上の留意点を確認する。<br>② 各学校における活用の可能性について情報交換を行い、今後の方向性について協議する。                                                                                                          | ○市民集会での配布等、学校以外の配布先を検討し、作成した資料の活用度を高める。<br>○次年度の研修会において、資料を活用した「研究授業」の機会を設定し、研修に継続性・発展性を持たせる。                       |

### iii) 人権尊重の理念を確実に身に付ける研修（人権感覚を磨く）

## 事例38：人権感覚を培う参加体験型グループ研修

### 1 目的と概要

校内研修等において、アクティビティを取り入れた参加体験型のグループ研修を実施し、教職員の人権感覚を培う。また、これらのアクティビティは、教育委員会が主催する人権教育の指導者養成研修等において、アクティビティの進行役となるファシリテータ(学習促進者)の役割を実際に体験させ、ファシリテーション技能の向上を図る実技研修のメニューとしても活用できる。

教育委員会は人権教育担当教員向けにファシリテーション実技研修を主催し、担当教員はその成果を持ち帰り、自らファシリテータとなってアクティビティを実施することにより、各学校に参加体験型の研修を広めていくことが望まれる。これらの教員を、PTAの研修や公民館等の講座の指導者として活用することも有効である。

### 2 対 象 全校種の教職員(ファシリティ実技研修のメニューとしては、主に人権教育担当教員対象)

### 3 多様なアクティビティ等を活用した体験型グループ研修の内容例

(ファシリテータ実技研修のメニューとして、又は、人権感覚育成等のための校内研修として)

#### (1) ファシリテータの役割についての講義 (ファシリテータ実技研修の前段として)

参加体験型の研修において重要な役割を果たすファシリテータの役割について、講義形式で確認する。

##### 【ファシリテータの役割】

- 参加者の感情を受け入れる、リラックスした雰囲気を演出する。
- 「人の心」に配慮した進行をする。(人間理解が大切である。)
- 参加者の主体性を引き出す。(人の行動を変えるものは外にあるのではなく、その人の内にある。)
- 体験をより大きな気付きへと導く。
- 葛藤の場面を用意し、主体的な発言を促す。問題の解決方法を教えるのではなく、解決は参加者に任せる。

※ ファシリテータの役割を果たす上では、自らもその場から学ぼうとする態度が特に重要となる。

#### (2) 初めて出会った者同士の緊張を解きほぐすための活動 (アイスブレイキング)

研修の実施に当たり、まず、初めて会う参加者同士が、お互いの緊張した心を解き放ち、これから行う研修への意欲を高めるための活動を行う。その後の研修の中で、率直に自分を表現できるようにするトレーニングとしての意味合いも持つ(心の中の「氷」を割っていくことから「アイスブレイキング」と呼ばれる。)

##### 【アイスブレイキングの方法例】

##### ①誕生日チェーン

- ねらい ・参加者の緊張をほぐし、和やかな雰囲気をつくる  
・口頭や文字による会話以外のコミュニケーションを体験する  
・自分から行動することの大切さに気づく
- 方 法 ・会話をしないという条件で、誕生日の月日順に列に並んでもらう(意志の伝達は、身振り・手振りなど言葉以外の方法で行う)。  
・並び終えたら、順番に誕生日を発表してもらう。  
・感想を出し合う。

##### ②あいさつと自己紹介

- ねらい ・お互いに名乗りあい、名前を覚えて親しくなる  
・コミュニケーションにおける視線の重要性を感じる
- 方 法 ・はじめは、人と視線を合わせないように、ひとりでぶらぶら歩く。  
・次に、一人一人と視線を合わせ、目であいさつしながら、歩き回る。  
・視線を合わせたときと合わせないときの感情の違いを出し合う。  
・最後に、一人一人と握手して、相手の目を見ながら「こんにちは。〇〇です。よろしくお願いします。」と声に出して、あいさつしてまわる。  
・感想を出し合う。

### ③自己紹介

- ねらい ・名前を覚えて親しくなる
- 方 法 ・列(輪)になって並び、はじめの人から自分の前の人までの名前を覚えて、順に発表し、最後に自分の名前を付け足して紹介する。
  - ・隣の人も同様に、自分の前の人までの名前を順に発表し、最後に自分の名前を付け足して紹介する。

### (3) 校内で実施できるアクティビティ

人権教育担当教員等が、ファシリティ実技研修などの機会を通じて様々なアクティビティの実施方法等を修得した後、自らファシリテータとなって、広く校内の教職員の参加の下に、これを実践する。

#### ①コミュニケーションスキル ～聴いてもらおうと気持ちいい～

- ねらい ・受容的に話を聴いてもらおう心地よさを体験する
  - ・受容的に話を聴く態度を身に付ける
- 方 法 ・2人1組(または3人1組)で話し手と聞き手を決める。(3人組の場合は、一人が対話の様子を観察する)
  - ・はじめに、話し手が自分の事(趣味や仕事など)を話し、聞き手は相手と目線を会わず、相づちも打たないで聞く。
  - ・次に、話し手は同じ話をするが、聞き手は頷いたり、感心したりしながら聴く。
  - ・最後に、話し手は同じ話をし、聞き手は共感的な理解を示したり、時々要約しながら相手の話に合わせて聴く。
  - ・話し手と聞き手を交代し、同様のことを行う。
  - ・3つの聴き方に対して、話しているときに感じたことを交流する。

#### ②自尊感情を高める ～あなたの、よいところさがし～

- ねらい ・自分を肯定的に評価されることで自尊感情の高まりを体験する
  - ・相手を肯定的に評価する態度を身に付ける
- 方 法 ・2人1組になって、一人が相手のこれまでの行動で、よいなあと思ったことを一定時間内(3分)で伝える。もう一人は、自分へのメッセージを頷きながら黙って聞く。
  - ・聞き手と話し手を交代する。
  - ・感想を出し合う。

#### ③価値観の多様性に気づく～ランキング～

- ねらい ・意見の違いに気付く
  - ・グループでコンセンサスを得る能力を身に付ける
- 方法 ・予め用意されたワークシートを使い、その中の項目を自分が重要だと思うものから順位付ける。
  - ・グループの中で、それぞれの考える順位を、その理由とともに発表する。
  - ・メンバーによって違う順位を、お互いに意見を出し合いながら、グループの意見にまとめる。
  - ・グループごとに発表する。

#### ④先入観に気づく～フォトランゲージ～

- ねらい ・人それぞれに先入観や価値観の違いがあることに気付く
  - ・幅広いものの見方を身に付け
- 方法 ・写真や絵を使い、その中の人の立場に立って考えたり、どの場面なのかを想像して意見を発表する(その際に使う題材には、評価や価値観に異論が出やすいものや違ったイメージで捉えられやすいものを選ぶ。)
  - ・使用した題材の説明をする。
  - ・意見交流する。

## (2) 教職員のライフステージに応じた研修

### 事例39：ライフステージに応じた総合的な研修計画

#### 1 目的と概要

個々の教員に求められる役割は、経験年数によっても変わることとなる。人権教育に関しても、個々の教員のライフステージに応じ、適切な研修機会が提供されなければならない。初任者研修、10年経験者研修等の年次研修のプログラムの中にも、人権教育に関する必要な研修内容が盛り込まれる必要がある。

教育委員会・学校においては、ライフステージを通じた総合的な研修機会の提供を行うとともに、個々の教員においても、自らのライフステージに応じ、適切な研修計画を立て、実施していくことが望まれる。

#### 2 対 象 全校種の教員

#### 3 ライフステージを通じた人権教育研修の全体計画例

##### ○ 各年次研修等の横の連携を図った研修計画例

| 学期                                                                                                                                                                                                                                     | 初任者研修                                                                                                                          | 2・3年次研修                             | 10年経験者研修                              | 10年を単位に実施する研修                             | 管理職研修                              |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|---------------------------------------|-------------------------------------------|------------------------------------|
| 一学期                                                                                                                                                                                                                                    | ・人権尊重の推進に向けて<br>・児童生徒理解<br>・保護者への対応                                                                                            | ・人権尊重の推進に向けて<br>・児童生徒理解<br>・保護者への対応 | ・人権教育全体計画、年間指導計画の作成<br>・学校の取組内容の評価・点検 | ・課題別人権研修<br>・研究テーマの設定                     | ・人権教育における基本方針<br>・人権教育にかかわる経営方針の策定 |
| 夏季休業期間                                                                                                                                                                                                                                 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                     地域の特色を理解する                 </div> |                                     | ・各人権課題に関する指導資料の開発と校内研修の企画             | ・個人研究の推進                                  | ・PTA人権研修会への助言<br>・地域との連携           |
| 二学期                                                                                                                                                                                                                                    | ・人権侵害事象への対応<br>・研究発表会への参加                                                                                                      | ・各人権課題への理解<br>・研究発表会への参加            | ・校内研修の実施<br>・各人権課題の理解<br>・研究発表会への参加   | ・人権教育のリーダー養成研修<br>・各人権課題の理解<br>・研究発表会への参加 | ・人権教育の今日的な課題と学校教育の果たす役割            |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;">                         ※ 研修の内容となる「人権課題」については、各人の研修プランに計画的に盛り込ませ、バランスよく確実な定着を図る。<br/>                         ※ 研究発表会に参加する際の視点を明確に示し、それぞれの立場から報告を求める。                     </div> |                                                                                                                                |                                     |                                       |                                           |                                    |
| 三学期                                                                                                                                                                                                                                    | ・研究授業の実施                                                                                                                       | ・研究授業への参加                           | ・研究授業の実施<br>・研究のまとめ                   | ・課題別人権研修<br>・研究のまとめ                       | ・1年間の取組の検証と次年度の課題設定                |

#### ※ 各ライフステージにおける教員に求められる役割と年次研修のねらい

##### ① 初任者研修、2・3年次研修

ライフステージの早い時期には、まず、人権に関する正しい理解と認識を持つこととともに、児童生徒の実態の把握と理解、保護者への対応等、人権教育にかかわる基礎的な知識と技能を習得することが必要である。

##### ② 10年経験者研修

一定の経験経た段階においては、これまでの研修や実践を基礎に、研究会等で授業公開・実践発表ができるような力を身に付けさせたい。また、自らの成果と課題を明確にすることも大切である。

##### ③ 10年を単位に実施する研修

経験を積むにしたがい、学年や学校全体としての取組において主導的役割を求められるようになる。また、社会の変化に伴い人権教育の内容も時代と移り変わっていくことや、児童生徒・保護者の意識が、今後ますます多様化が進んでいく等を勘案すると、経験を積むだけでは様々な変化に応じることが難しく、一定の期間を単位とした研修の機会を充実させることが望ましい。

## 事例40：家庭や地域等との連携によるライフステージに応じた教員研修の全体構想

### 1 目的と概要

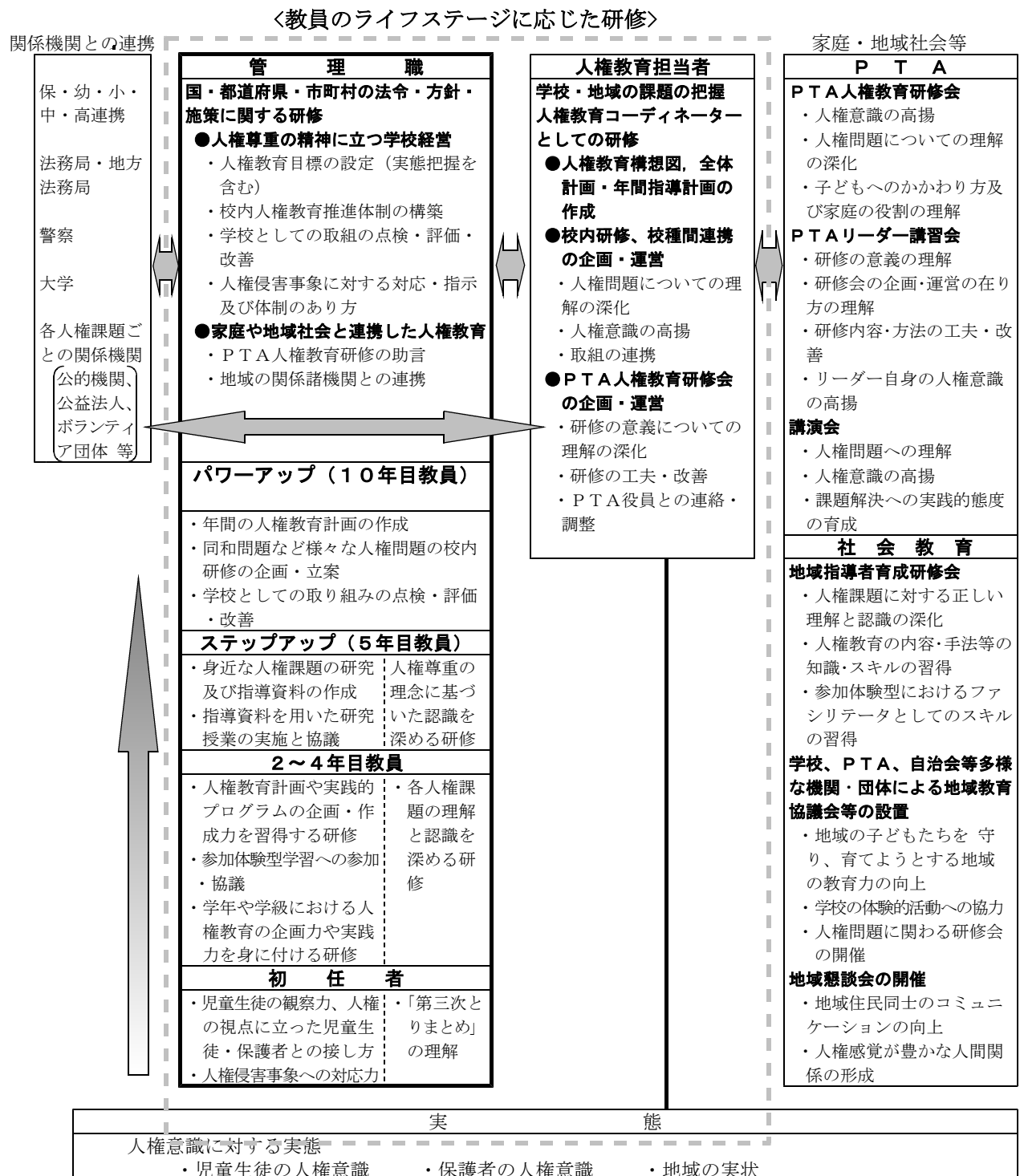
学校教育と社会教育が連携し、総合的に人権教育を推進するために、両者の関連を意識した研修計画を立案する。学校・教育委員会における教員のライフステージに応じた研修と社会教育研修とを相互に密接に関連させ、家庭・地域の取組等とも協力して、総合的な研修機会の提供を図る。

### 2 研修計画の全体構想例

#### 【全体構想図】

(学校及び教育委員会における研修)

教員のライフステージに応じた研修と家庭・地域の取組等との連携（例）



### (3) 学校と地域等が一体となって行う研修

#### **事例41**：教員を地域の人権教育指導者として養成し、活用する研修

##### 1 目的と概要

長期休業期間中の教員が、教育委員会が主催する人権教育の指導者養成研修会に参加し、指導者として必要な知識や技能を身に付ける。研修を終えた教員は、PTAや地域の人権研修会の講師等となり、人権教育指導者としての更なるスキルの向上を図るとともに、保護者や地域住民等の人権意識の啓発等に資する。

##### 2 対 象 全校種の教員(人権教育担当者)、保護者・地域住民等

##### 3 長期休業期間を利用した研修の実践例

###### (1) 指導者としての養成

###### ① 夏季休業期間中の教員を対象とする指導者養成研修会

各学校の人権教育担当教員を、地域における人権教育指導者として養成するため、参加体験型の研修方法を体験・実習させ、指導者として必要な基本的な知識と技術を身に付させる。

###### 「教員のための人権学習ファシリテータ入門講座(10回)」

夏季休業日中前期に10回の集中講座を実施する。

【第1～7回】； 出会いのための人間関係づくりのトレーニングをはじめとしたファシリテータとしての基礎的な技術を取得し、個別の人権課題について学ぶ。

【第8～10回】； 受講者自らがグループでワークショップのプログラムを作成し、発表し合う。

###### ※研修の工夫

- ① 毎回の研修終了後には、各回のポイントをまとめたプリント(「レッツ・コミュニケーション」)を配付し、各研修者が研修内容を振り返るための用に供する。
- ② 講座終了後にはアンケートを行い、寄せられた感想や意見を記録として残す。
- ③ 本講座の修了者を、PTAを対象とする研修会の講師として活用する。

###### (2) 地域における指導者としての実践

###### ① 夏季休業期間におけるPTAを対象とする研修会

指導者としての養成を受けた教員がリーダーとなり、保護者等を対象とした校内での研修会の指導に当たる。教員と保護者等が共通の体験を通して、人権教育の基本的な内容を理解し合い、学校と家庭の連携の基本的な体制を整える。

###### ② 冬季休業期間における地域(青少年対策協議会・民生・児童委員)を対象とする研修会

社会教育及び関係部署との連携を図り、教職員・PTAを対象とした研修と同じ内容の研修会を地域の教育関係者を対象に実施する。この研修会には、教職員・PTAの代表者の参加も求め、三者の共通理解を深めるとともに、その地域における人権教育の基本的な方向性について確認し合う。

## 事例42：人権週間に合わせた研修の機会の設定

### 1 目的と概要

学校・家庭・地域が連携した人権研修の取組を、人権週間の活動の中に位置付けて、様々な対象者別の研修会を企画・実施するとともに、教員、保護者、地域住民等が一堂に会する場を設定することにより、相互の理解促進と連携体制のより一層の充実を図る。

### 2 対 象 全校種の教員、保護者、地域住民等

### 3 教員・保護者・地域を対象とした研修の実践例

#### (1) 教員を対象とする研修

##### ① 研究発表会への参加

教育委員会が指定する人権教育の研究奨励校が研究発表を行う。研究発表には、全学校の参加を求め、研究の成果については、各学校における教育活動に還元させる。

##### ② 「〇〇〇学校 人権研究発表会」の開催

授業公開や人権意見発表会、教育講演会を実施し、お互いの人権を尊重し合うことの大切さについて参加者とともに理解を深めていく。

- |   |                                                                                                                                                |
|---|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| { | <ul style="list-style-type: none"><li>* 参加者 児童、保護者、教職員(他校の参観者を含む)、人権擁護委員、民生委員等</li><li>* 内 容 道徳の授業公開(各教室)<br/>人権意見発表会(体育館)<br/>教育講演会</li></ul> |
|---|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

#### (2) 保護者、地域住民等を対象とする研修

##### ① 保護者のための人権教育集中講座の実施

保護者を対象として、複数のテーマの人権教育講座を、連続して実施する。文部科学省が配布している「家庭教育手帳」等も活用し、人権教育のテーマと子育てとの関連性を持たせるよう、研修内容の調整を行う。PTA組織に働きかけ、全ての学校の保護者が何らかの形で参加するよう協力を求める。

##### ② 人権学習会等の実施

学校を開放し、保護者や地域住民等が自由に参加できる学習会等を開催する。

- |   |                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|---|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| { | <ul style="list-style-type: none"><li>* 参加者 保護者、地域関係者、教職員等</li><li>* 内 容 人権に関する作文の朗読<ul style="list-style-type: none"><li>※ 国語科や道徳の時間等に指導した人権作文を活用</li><li>人権啓発ビデオの視聴</li><li>人権コンサート(例;「響きあうしあわせ・よろこびのうたコンサート」など)</li><li>※ 音楽家を招聘して講演・演奏会を開催</li></ul></li></ul> |
|---|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

#### (3) 教員、保護者、地域住民が一同に会した研修会

##### ① 人権フォーラムの開催

教育委員会等と関係各部局・機関が連携して、教員、保護者、地域住民が一同に会した研修会(「人権フォーラム」)を開催する。

研究奨励校の発表、各学校における実践の紹介など、学校による積極的な参画も求めるとともに、保護者・地域住民等を対象とする課題別研修や、講演会、体験型の研修の機会も設定し、様々な観点から、人権意識の啓発と高揚を図る。

\* テーマ 「育てようこころのちから」

\* 発表内容 【学校教育部門】

- 研究奨励校の研究発表(公会堂ホール)
- 各学校の人権教育に関する実践発表パネル展(公会堂ロビー)

【社会教育部門】

- 人権講演会 ;人権をテーマにした講談師による講演
- 課題別ワークショップ
  - ・ 家庭の中でできる男女共同参画 ～女性がいきいきできる社会～ (女性の人権)
  - ・ 子どもの心の叫びがきこえますか？ (子どもの人権)
  - ・ 考えてみましょう 差別をなくす一言を、自分にもできることを (同和問題)
  - ・ 地域で働く外国人 (外国人の人権)
- 体験型研修
  - ・ 楽器を通してつながろう！わたしとあなたと世界と

## ②人権週間における成果発表と「市民のつどい」

市教育委員会と市長部局担当課等のコーディネートにより、人権週間を、人権教育・啓発の1年間の取組を総括する期間として設定し、学校、地域等において様々な成果発表の機会を設けるとともに、課題の検証を行い、次年度へとつなげる。

さらに、人権週間中の日曜日には、学校・家庭・地域の関係者が一堂に会す場(「市民のつどい」)を設け、相互の交流を図る

### ○人権週間における成果発表、課題検証等の取組

|      | 月                                  | 火    | 水 | 木 | 金    | 土    | 日          |
|------|------------------------------------|------|---|---|------|------|------------|
| 家 庭  | 該当する学校の授業を参観する。各種事業に参加する。          |      |   |   |      |      |            |
| 学校A  |                                    | 授業公開 |   |   |      |      |            |
| 学校B  | 講演会                                |      |   |   | 授業公開 |      |            |
| 学校C  |                                    |      |   |   |      | 授業公開 |            |
| 地 域  | 学校の授業参観を行う。ゲストティーチャーとなる。行事に参加する    |      |   |   |      |      |            |
| 行 政  | 各課の事業を展開する。市民のつどいを開催する。            |      |   |   |      |      |            |
| 社会教育 | 市民のつどいを開催・企画する。                    |      |   |   |      |      | 市民の<br>つどい |
| 図書館  | 人権教育に関する推薦図書を広報誌等で紹介し、市民のつどいで展示する。 |      |   |   |      |      |            |
| 市教委  | 学校訪問                               | 学校訪問 |   |   | 学校訪問 | 学校訪問 |            |

各学校の実態に応じて、保護者や地域の方々に発信する。

各 学 校 の  
特 色 や 実  
態 に 応 じ  
て、 保 護  
者 や 地 域  
の 方 々 に  
情 報 を 発  
信 す る。

部課長・指導主事等が学校を訪問し、  
各学校の状況を把握する。

## 4. 学校における系統的・計画的な研修の推進

### 事例43：学校における年間研修プログラムの作成

#### 1 目的と概要

学校において、人権教育に関する計画的な研修の推進を図るため、年間研修プログラムを作成する。

年間研修プログラムは、教育委員会が示す指針や当該学校における人権教育の全体計画等を踏まえ、教職員が、その実現・実施のために求められる資質・能力を、系統的に身に付けられるようにするものであり、各学校において、それぞれの実情に応じた効果的なプログラムを作成し、学校全体で、組織的に研修に取り組んでいくことが求められる。

また、年度終了時には、プログラムの実施状況について適切な評価を行い、次年度以降における研修の取組の改善につなげていく。

#### 2 年間研修プログラムの作成例

##### ○ 学校における人権教育の年間研修プログラムの作成例

※ 新転任者の着任後早急に新転任者研修を実施するとともに、年度当初の校内人権研修会(全員参加)で年間プログラム案の決定と共通認識、校内組織の確立を図ることとした作成例である。

| 月<br>(時間帯)          | 研修内容                                           | 方 法                                                         |
|---------------------|------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 4月<br>(始業日前)        | ・新転任者研修(ガイダンス及びフィールドワーク)                       | ・着任後早急に、新転任者に対して、自校の特色や教育実践を紹介し、校区内のフィールドワークを実施する。          |
| (放課後)               | ・校内人権研修会(年間プログラム案の決定と校内組織の確立)                  | ・人権教育部会及び各人権領域担当者会議において原案作成後、全教職員で共通理解を図る。                  |
| 5月<br>(放課後)         | ・校内人権研修会(配慮を要する子ども理解)<br>・校内人権研修会(仲間集団づくりの方法論) | ・全教職員が、配慮を要する子どもの情報を共有する。                                   |
| 6月<br>(放課後)         | ・校種間連携研修会(相互理解と課題の共有化)                         | ・中学校区の(保)、幼、小、中、(高)の教職員が集まり、研修交流を行う。                        |
| 7月<br>(放課後)<br>(夜間) | ・校内人権研修会(子ども理解)<br>・PTA 地域人権研修会(課題研修)          | ・事例研を含む、子ども理解の研修を行う。<br>・保護者、地域と共に、特定のテーマについて研修会を実施する。      |
| 8月<br>(全日)          | ・校内人権研修会(フィールドワーク)                             | ・平和登校や平和学習を含む、研修会を実施。校外に出て研修を行う。                            |
| 9月<br>(放課後)         | ・校内人権研修会(課題研修)                                 | ・ある人権課題にテーマを絞って研修する。                                        |
| 10月<br>(放課後)        | ・校内人権研修会(課題研修)                                 | ・ある人権課題にテーマを絞って研修する。                                        |
| 11月<br>(放課後および夜間)   | ・校種間連携研修会<br>・PTA地域人権研修会(課題研修)                 | ・中学校区の(保)、幼、小、中、(高)の教職員が集まり、研修交流を行う。さらに、保護者や地域を含む学習会にまで広げる。 |
| 12月<br>(放課後)        | ・校内人権研修会(子ども理解)<br>・校内人権研修会(推進計画の確認と見直し)       | ・事例研を含む、子ども理解の研修を行う。<br>・推進計画の進捗状況を交流する。                    |

|             |                   |                                                                      |
|-------------|-------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 1月<br>(放課後) | ・ 校内人権研修会(課題研修)   | ・ 特定の人権課題にテーマを絞って研修する。                                               |
| 2月<br>(放課後) | ・ 校内人権研修会(総括事前研修) | ・ 総括会議に向けて、人権教育部の会議や各人権領域担当者の会議において成果と課題をまとめる。                       |
| 3月<br>(放課後) | ・ 校内人権研修会(総括会議)   | ・ 総括事前研修の成果と課題を受けて、次年度の体制と方向性を決定する。その後、次年度の人権領域仮担当者を決定し、申し送り事項を作成する。 |

# 人権教育の指導方法等の在り方について

## 〔 第三次とりまとめ 〕

実 践 編

～ 個別的な人権課題に対する取組 ～

人権教育の指導方法等に関する調査研究会議

実 践 編

## 個別的な人権課題に対する取組

## 個別的な人権課題に対する取組

- 人権教育の手法については、人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権課題に即した個別的視点からのアプローチとがあり、この両者があいまって人権尊重についての理解が深まっていくものと考えられる。個別的な視点からのアプローチに当たっては、地域の実情や対象者の発達段階などを踏まえつつ適切な取組を進めていく必要がある。
- 個別的な人権課題には様々な課題があり、政府の「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年3月閣議決定）や「人権教育・啓発白書」（法務省・文部科学省）においても、下に掲げるような各般の課題を取り上げている。
- 学校教育においては、様々な人権課題の中から、子どもの発達段階等に配慮しつつ、それぞれの学校の実情に応じて、より身近な課題、児童生徒が主体的に学習できる課題、児童生徒の心に響く課題を選び、時機を捉えて、効果的に学習を進めていくことが求められる。  
各教科等の学習において個別の人権課題に関わりのある内容を取り扱う際にも、当該教科等の目標やねらいを踏まえつつ、児童生徒一人一人がその人権課題を自分の問題としてとらえ、自己の生き方を考える契機となるような指導を行っていくことが望ましい。
- なお、個別の人権課題に関する学習を進めるに当たり、児童生徒やその保護者、親族等の中に、当該人権課題の当事者等となっている者がいることも想定される。教職員の無責任な言動が、児童生徒の間に新たな差別や偏見を生み出すことがあることを認識するとともに、個人情報の取扱いには、十分な配慮を行う必要がある。
- 教職員においては、個別の人権課題の指導に取り組むに際し、まず当該分野の関連法規等に表れた考え方を正しく理解するとともに、その人権課題にかかわる当事者等への理解を深めることが重要である。

| 課 題 | 取組に当たっての基本的な考え方・観点                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 関係法令等<br>※ <a href="#">網掛</a> については、「資料」参照                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①女性 | <p>男女間の固定的役割分担意識が依然として強く残っているために、社会生活の様々な場面において女性が不利益を受けることが少なからずある。男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、我が国にとって緊要な課題となっている。</p> <p>このような中、性別に基づく固定的な役割分担を是正し、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を促進するため、家庭、学校、地域など社会のあらゆる分野において男女平等を推進する教育・学習の充実を図ることが重要である。</p> <p>なお、学校における男女の取扱い等については、「男女共同参画基本計画（第2次）」（平成17年12月27日閣議決定）の記述をも念頭に置きつつ的確に対応する必要がある。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <a href="#">男女共同参画社会基本法</a></li> <li>・ <a href="#">男女共同参画基本計画</a></li> <li>・ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律</li> <li>・ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律</li> <li>・ ストーカー行為等の規制等に関する法律</li> <li>・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律</li> <li>・ <a href="#">女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約</a></li> <li>・ 女性に対する暴力の撤廃に関する宣言</li> </ul> |

| 課 題  | 取組に当たっての基本的な考え方・観点                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 関係法令等<br>※ <a href="#">網掛</a> については、「資料」参照                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ②子ども | <p>子どもの人権の尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進などに関しては、様々な国内法令や国際条約等においても、その基本原理ないし理念が示されている。</p> <p>しかしながら、我が国における子どもたちを取り巻く環境は、いじめ・校内暴力や、児童虐待、児童買春・児童ポルノなど、懸念すべき状況にある。</p> <p>大人たちが、未来を担う子どもたち一人一人の人格を尊重し、健全に育てていくことの大切さを改めて認識して、自らの責任を果たしていくことが求められており、子どもの人権の尊重及び保護に向け、社会全体が一体となって取り組んでいく必要がある。</p> <p>このような中、学校においては、人権尊重の意識を高める教育の一層の推進に努めるとともに、幼児児童生徒の人権に十分配慮し、一人一人を大切にした教育指導や学校運営が行われるように努める。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <a href="#">児童福祉法</a></li> <li>・ <a href="#">児童虐待の防止等に関する法律</a></li> <li>・ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律</li> <li>・ <a href="#">児童憲章</a></li> <li>・ <a href="#">児童の権利に関する条約</a></li> </ul>                                                                                           |
| ③高齢者 | <p>我が国の人口構造の高齢化は極めて急速に進んできており、その進展の速度に比べて国民の意識や社会のシステムの対応は遅れている。</p> <p>高齢者の人権に関わる問題としても、高齢者に対する身体的・精神的な虐待や、その有する財産権の侵害のほか、社会参加の困難性などが指摘されており、高齢者の人権について、国民の認識と理解を深めていくことが求められている。</p> <p>こうした動向等を踏まえ、学校教育においては、その教育活動全体を通じて、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てるとともに、高齢社会に対する基礎的理解や介護・福祉などの課題に関する理解を深めさせる教育を推進する。</p> <p>なお、一概に高齢者といっても、個々の状況にはそれぞれ個人差があることに留意する必要がある。</p>                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <a href="#">高齢社会対策基本法</a></li> <li>・ 高齢社会対策大綱</li> <li>・ 今後5か年間の高齢者保健福祉施策の方向 ～ゴールドプラン21～</li> <li>・ <a href="#">高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律</a></li> <li>・ 高齢者等の雇用の安定等に附する法律</li> <li>・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律</li> <li>・ 高齢者のための国連原則</li> <li>・ 高齢化に関するマドリッド国際行動計画 2002</li> </ul> |
| ④障害者 | <p>障害者基本法第3条第2項は、「すべて障害者は、個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇が保障される権利」を有し、社会を構成する一員として、「あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる」ものとしている。</p> <p>しかしながら、現実には、障害のある人々は様々な物理的又は社会的障壁のために不利益を被ることが多く、その自立と社会参加が阻まれている状況にある。また、障害者への偏見や差別意識が生じる背景には、障害の発生原因や症状についての理解不足が関わっている場合もある。</p> <p>このような中、学校教育においては、障害のある子どもとの交流教育をはじめ、教育活動全体を通じて、障害者に対する理解、社会的支援や介護・福祉などの課題に関する理解を深めさせる教育を推進する。</p>                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <a href="#">障害者基本法</a></li> <li>・ <a href="#">障害者基本計画</a></li> <li>・ 重点施策実施5か年計画</li> <li>・ 障害者の雇用の促進等に関する法律</li> <li>・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律</li> <li>・ 身体障害者補助犬法</li> <li>・ 障害者自立支援法</li> <li>・ 発達障害者支援法</li> <li>・ 障害者の権利に関する条約（仮称）</li> </ul>                                    |

| 課 題     | 取組に当たっての基本的な考え方・観点                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 関係法令等<br>※ 網掛については、「資料」参照                                                                                                                                                             |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ⑤同和問題   | <p>同和問題に関する国民の差別意識は、「着実に解消に向けて進んでいる」が、「地域により程度の差はあるものの依然として根深く存在している」（平成11年7月人権擁護推進審議会答申）ことから、現在でも結婚問題を中心とする差別事象が見られるほか、教育、就職、産業等の面での問題等がある。</p> <p>同和問題の解消を図るための人権教育・啓発については、これまでの同和教育・啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、同和問題を重要な人権問題の一つととらえつつ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・啓発として発展的に再構築する。</p> <p>学校教育においては、家庭及び地域社会と一体となって進学意欲と学力の向上を促進するとともに、同和問題の解決に向けた取組を推進していく。</p>                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・同和対策審議会答申</li> <li>・「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について（意見具申）」</li> <li>・「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について（閣議決定）」</li> <li>・同和関係特別対策の終了に伴う総務大臣談話</li> </ul> |
| ⑥アイヌの人々 | <p>アイヌの人々の文化や伝統は、今日では十分に保存・伝承が図られているとはいえない現状にある。また、アイヌの人々の経済状況や生活環境、教育水準等は、アイヌの人々が居住する地域において、他の人々となお格差があることが認められるほか、結婚や就職等における偏見や差別の問題がある。</p> <p>こうした中、国民一般がアイヌの人々の歴史、文化、伝統及び現状に関する認識と理解を深め、アイヌの人々の人権を尊重する観点から、取組を推進することが求められている。</p> <p>学校教育では、アイヌの人々について、社会科等において取り上げられており、基本的人権の尊重の観点に立った教育を推進する。</p>                                                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律</li> </ul>                                                                                              |
| ⑦外国人    | <p>近年の国際化時代を反映して、我が国に在留する外国人は年々急増しており、我が国の歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人等をめぐる問題のほか、外国人に対する就労差別や入居・入店拒否など様々な人権問題が発生している。</p> <p>このような中、外国人に対する偏見や差別意識を解消し、外国人の持つ文化や多様性を受け入れ、国際的視野に立って一人一人の人権を尊重していく観点からの取組が求められる。</p> <p>学校においては、国際化の著しい進展を踏まえ、その教育活動全体を通じて、広い視野を持ち、異文化を尊重する態度や異なる習慣・文化を持った人々と共に生きていく態度を育成するための教育の充実を図る。</p> <p>なお、外国人の人権に関する学習を進める際には、地域に在住する外国人や、地域の学校に在籍する外国人児童生徒等の実態を把握しておくことが重要である。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人登録法</li> <li>・難民の地位に関する条約</li> </ul>                                                                                                       |

| 課 題                            | 取組に当たっての基本的な考え方・観点                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 関係法令等<br>※ <a href="#">網掛</a> については、「資料」参照                                                                                                                                                                 |
|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ⑧H I V感<br>染者・ハ<br>ンセン病<br>患者等 | <p>医学的に見て不正確な知識や思いこみによる過度の危機意識の結果、感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ、患者、元患者や家族に対する様々な人権問題が生じている。</p> <p>(H I V感染者等)</p> <p>H I V感染症は、その感染経路が特定している上、感染力もそれほど強いものでないことから、正しい知識に基づいて通常の日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はなく、また、近時の医学的知識の蓄積と新しい治療薬の開発等によってエイズの発症を遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能になってきている。</p> <p>学校教育においては、エイズ教育の推進を通じて、発達段階に応じて正しい知識を身に付けさせることにより、エイズ患者やH I V感染者に対する偏見や差別を解消する教育を推進する。</p> <p>なお、指導に当たっては、保健体育担当教員や養護教諭との連携を図ることが重要である。</p> <p>(ハンセン病患者・元患者等)</p> <p>ハンセン病は、らい菌による感染症であるが、らい菌に感染しただけでは発病する可能性は極めて低く、発病した場合であっても、現在では治療方法が確立している。また、遺伝病でないことも判明している。</p> <p>したがって、ハンセン病患者を隔離する必要性は全くないが、我が国では、古くから施設入所を強制する隔離政策が採られてきた経緯があり、「らい予防法の廃止に関する法律」の施行（平成8年）により隔離政策が終了した後も、療養所入所者の多くは、長期間にわたる隔離などによって、家族や親族などとの関係を絶たれ、また、入所者自身の高齢化等により、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難な状況にある。</p> <p>政府においては、ハンセン病患者・元患者等に対する偏見や差別意識の解消に向けて、啓発資料の作成・配布などによる啓発活動を推進しており、学校教育においても啓発資料の適切な活用を図る。</p> | <p>・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</p> <p>・<a href="#">エイズ問題総合対策大綱</a></p> <p>・<a href="#">らい予防法の廃止に関する法律</a></p> <p>・ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律</p> <p>・<a href="#">ハンセン病問題の早期かつ全面的解決に向けての内閣総理大臣談話</a></p> |

| 課 題             | 取組に当たっての基本的な考え方・観点                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 関係法令等<br>※ <b>網掛</b> については、「資料」参照                                                                                                                                     |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ⑨刑を終えて出所した人     | <p>刑を終えて出所した人に対しては、本人に真しな更生の意欲がある場合であっても、国民の意識の中に根強い偏見や差別意識があり、就職に際しての差別や住居等の確保の困難など、社会復帰を目指す人たちにとって現実には極めて厳しい状況にある。</p> <p>刑を終えて出所した人が真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が欠かせないことから、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消し、その社会復帰に資するための啓発活動を推進することが求められている。</p> <p>なお、学校教育において、刑を終えて出所した人の人権に関する指導を行う際には、個人情報等の取扱いに十分配慮する必要がある。</p>                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・更生保護法</li> </ul>                                                                                                              |
| ⑩犯罪被害者等         | <p>我が国では、犯罪被害者やその家族の人権問題に関する社会的関心が大きな高まりを見せており、犯罪被害者等に対する配慮と保護を図ることが課題となっている。</p> <p>犯罪被害者等をめぐる問題としては、マスメディアによる行き過ぎた犯罪の報道によるプライバシー侵害や名誉毀損、過剰な取材による私生活の平穏の侵害等を挙げることができる。犯罪被害者は、その置かれた状況から自ら被害を訴えることが困難であり、また、裁判に訴えようとしても訴訟提起及びその追行に伴う負担が重く、泣き寝入りせざるを得ない場合が少なくない。</p> <p>学校教育において、犯罪被害者等の人権に関する指導を行う際には、誰もが犯罪被害者等になる可能性があることを認識させ、自らの問題として考えさせると同時に、個人情報等の取扱いについて十分な配慮を行うことが必要となる。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪被害者等基本法</li> <li>・犯罪被害者等基本計画</li> <li>・犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律</li> <li>・犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律</li> </ul>            |
| ⑪インターネットによる人権侵害 | <p>インターネットによる電子メールやホームページ、電子掲示板を利用したネットニュースなどは、いずれも発信者に匿名性があり、情報発信が技術的・心理的に容易にできるといった面があることから、例えば、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等の個人や集団にとって有害な情報の掲載、少年被疑者の実名・顔写真の掲載など、人権にかかわる問題が発生している。</p> <p>学校においては、情報に関する教科等において、インターネット上の誤った情報や偏った情報をめぐる問題を含め、情報化の進展が社会にもたらす影響について知らせ、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解させるための教育の充実を図る。</p>                                                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・不正アクセス行為の禁止等に関する法律</li> <li>・特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律</li> <li>・インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律</li> </ul> |

| 課 題  | 取組に当たっての基本的な考え方・観点                                                                                                                                                                                                                                                    | 関係法令等<br>※ 網掛については、「資料」参照                                                                                                                            |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ⑫その他 | <p>新たに生起する人権問題など、その他の課題についても、それぞれの問題状況に応じて、必要な取組を行っていくことが求められる。</p> <p>＜その他の人権課題の例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北朝鮮当局によって拉致された被害者等</li> <li>・性的指向（異性愛、同性愛、両性愛）を理由とする偏見・差別</li> <li>・ホームレスの人権</li> <li>・性同一性障害者の人権</li> <li>・人身取引（トラフィッキング）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律</li> <li>・ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法</li> <li>・性同一性障害者の性別に取扱いの特例に関する法律</li> </ul> |

## 資 料

※ 個別の人権課題の指導に当たり、教職員においては、まず当該分野の関連法規等に表れた考え方を正しく理解することが重要となるが、国内法令や国際法規、公的な報告書などの資料は、児童生徒への指導にそのまま使用することが、必ずしも有効となるものではない。

指導に当たっては、児童生徒の発達段階等に即し、指導のねらいを踏まえた教材等を改めて作成することが必要となる。

# 1. 女 性

## ●男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)

最終改正：平成11年法律第160号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

#### (男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

#### (社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

#### (政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

#### (家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

#### (国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

#### (国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### (地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講

ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を

支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第3章 男女共同参画会議

#### (設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

#### (所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

#### (組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

#### (議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

#### (議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

#### (議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

#### (資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必

要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

#### (政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

### 附 則 抄

#### (施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

#### (男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

### 附 則（平成11年法律第160号） 抄

#### (施行期日)

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

## ●男女共同参画基本計画（抄） （平成12年12月12日閣議決定）

政府は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第13条第3項の規定に基づき、男女共同参画基本計画を別添のとおり定める。

### 第1部 基本的考え方

平成11年6月23日、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）が公布・施行された。男女共同参画社会の実現に向けては、これまで様々な取組がなされてきたが、その中でも、男女共同参画社会基本法の制定の意義は大きく、我が国の男女共同参画社会の形成の歴史に新たな一歩が刻まれたものと言える。男女共同参画社会基本法は、男女共同参画社会の形成の基本的枠組みを国民的合意の下に定め、社会のあらゆる分野における取組を総合的に推進していくことを目的としたものである。男女共同参画社会基本法の制定は、一つの到達点であるとともに、21世紀に向けた新しい社会の構築の出発点でもある。

今、我が国が創ろうとしている男女共同参画社会は、女性も男性も、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる豊かな社会である。そうした男女共同参画社会を形成するための具体的な道筋を示すものが、男女共同参画社会基本法に基づく、この男女共同参画基本計画である。

男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国社会にとっての最重要課題であり、平成13年からの中央省庁等改革においては、男女共同参画会議の設置等、その推進体制が大幅に強化される。21世紀の新たな中央省庁の体制下、政府はこの男女共同参画基本計画に基づき、社会のあらゆる分野に男女共同参画の視点を反映させ、男女共同参画社会の形成を総合的・計画的に図っていくこととする。

#### 1 男女共同参画社会基本法の制定までの経緯

##### （1）男女共同参画社会の実現に向けたこれまでの取組

男女共同参画社会基本法が制定されるまでには、男女共同参画社会の実現に向け、国内外において、多くの人々の様々な取組の積み重ねがあった。

戦後の一連の改革の中で婦人参政権が実現するとともに、昭和21年に制定された日本国憲法に基づき、家族、教育等女性の地位の向上にとって最も基礎的な分野で法制上の男女平等が明記された。これにより女性の法制上の地位は抜本的に改善された。

その後、我が国の男女共同参画社会の実現に向けての取組は、国連が提唱した「国際婦人年」（昭和50年）によって新しい段階を迎える。この年、メキシコシティで、第1回目の世界女性会議である「国際婦人年世界会議」が開催され、各国の取るべき措置のガイドラインとなる「世界行動計画」が採択された。これを受けて、我が国では、同年、女性の地位向上のため

の国内本部機構として婦人問題企画推進本部を設置し、同本部は昭和52年に「国内行動計画」を策定した。

これ以降、我が国の男女共同参画への取組は、国連を中心とした「平等・開発・平和」という目標達成のための世界規模の動きと軌を一にして進められ、世界女性会議等において採択された国際文書を踏まえて国内における行動計画を策定し、総合的、体系的な施策の推進を図ってきた。

昭和54年、国連総会において、女子に対する差別を撤廃し、男女平等原則を具体化するための基本的かつ包括的な条約である「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女子差別撤廃条約」という。）が採択された。我が国は、男女平等に関する法律・制度面の整備を大きく進め、この条約を昭和60年に批准した。

昭和62年には、我が国は、『国連婦人の十年』ナイロビ世界会議において採択された、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」（以下「ナイロビ将来戦略」という。）を受けて、「西暦2000年に向けての新国内行動計画」（以下「新国内行動計画」という。）を策定した。

平成3年には、国連経済社会理事会において採択された、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」を受けて、新国内行動計画を「西暦2000年に向けての新国内行動計画（第一次改定）」へと改定した。

平成6年には、国内本部機構の充実強化を図るため、婦人問題企画推進本部を改組し、内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官・女性問題担当大臣（男女共同参画担当大臣）を副本部長とし、全閣僚を構成員とする男女共同参画推進本部を設置するとともに、内閣総理大臣の諮問機関として男女共同参画審議会を設置した。

平成7年9月に北京で開催された「第4回世界女性会議」において採択された「北京宣言及び行動綱領」、平成8年7月に男女共同参画審議会が答申した「男女共同参画ビジョン」（以下「ビジョン」という。）を踏まえて、平成8年12月には、男女共同参画推進本部は、男女共同参画社会の形成の促進に関する新たな行動計画である「男女共同参画2000年プランー男女共同参画社会の形成の促進に関する平成12年（西暦2000年）度までの国内行動計画ー」（以下「男女共同参画2000年プラン」という。）を策定した。

##### （2）男女共同参画社会基本法の制定

平成8年7月に答申されたビジョンにおいて、男女共同参画社会の実現を促進するための基本的な法律についての検討が提言され、同年12月に策定された男女共同参画2000年プランにおいてもその検討がうたわれた。その後、男女共同参画審議会は、内閣総理大臣からの諮問を受け、平成10年11月に「男女共同参画社会基本法について」の答申を行った。政府は、この答申を踏まえて男女共同参画社会基本法案を作成し、平成11年6月、男女共同参画社会基本法が公布・施行されるに至った。

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会の形成に関する基本理念として、①男女の人権の尊重、②社会における制度又は慣行についての配慮、③政策等の立案及び決定への共同参画、④家庭生活における活動と他の活動の両立、⑤国際的協調を掲げ、次いで、国、地方公共団体、国民の責務をそれぞれ定めている。さらに、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な施策として、国の男女共同参画基本計画の策定、年次報告等の作成などについて規定している。

## 2 男女共同参画基本計画の基本的考え方と構成

### (1) 男女共同参画基本計画の考え方

本計画は、男女共同参画社会基本法に基づく、男女共同参画に係る、初めての法定計画である。

男女共同参画社会基本法は、第13条において、政府が、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画である、男女共同参画基本計画を策定しなければならないことを規定している。

内閣総理大臣は、平成11年8月、男女共同参画審議会に対し、ビジョン及び男女共同参画2000年プランの策定の後の国内外の様々な状況の変化を考慮の上、政府において男女共同参画基本計画を策定していく際の基本的な考え方について諮問した。これに対し、同審議会では、国内外の様々な状況の変化を念頭に置く一方で、人権の尊重を男女共同参画社会の根底を成す最も重要な基本理念と位置付けて審議を行った。

この間、「第4回世界女性会議」において採択された「北京宣言及び行動綱領」の実施状況を評価・検討するため、平成12年6月に、国連特別総会「女性2000年会議：21世紀に向けての男女平等・開発・平和」（以下「女性2000年会議」という。）がニューヨークで開催され、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」（以下「成果文書」という。）が採択された。成果文書は、行動綱領の実施状況及び「第4回世界女性会議」以降に出現した新しい課題を踏まえ、「北京宣言及び行動綱領」の更なる実施に向けて各国政府、国際機関、市民社会が行うべき行動とイニシアティブを提言している。

また、男女共同参画審議会では、女性に対する暴力に関する調査審議が並行して進められた。同審議会は、平成9年6月に、内閣総理大臣から「男女共同参画社会の実現を阻害する売買春その他の女性に対する暴力に関し、国民意識の変化や国際化の進展等に伴う状況の変化に的確に対応するための基本的方策」について諮問を受け、これに対して、平成11年5月に「女性に対する暴力のない社会を目指して」を、また、平成12年7月には「女性に対する暴力に関する基本的方策について」を答申している。

平成11年8月の諮問に対して、男女共同参画審議会は、広く国民各層の意見を求めつつ、女性2000年会議の成果を視野に入れて調査審議を進め、平成12年9月、「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方ー21世紀の最重要課題ー」を答申し

た。

回答申では、ビジョンを前提に人権尊重の理念を基礎とし、男女共同参画社会基本法の成立、少子・高齢化の一層の進展などビジョン策定後の状況の変化に対応する視点から今後の取組を取りまとめ、次いで、新たな認識の深まりを踏まえ、個人の尊厳を重んじる視点からの今後の取組について示し、最後に、これらの取組を推進していくための体制について提言している。

政府は、回答申を受けて、平成11年7月の男女共同参画審議会答申「女性に対する暴力に関する基本的方策について」及び女性2000年会議の成果文書なども踏まえつつ、男女共同参画基本計画を策定することとした。

策定に当たっては、さらに、男女共同参画2000年プランの進捗状況を勘案し、残された課題に対応するために必要な施策を盛り込むとともに、平成13年1月から移行が開始される中央省庁等改革を念頭に置いた。また、基本計画の策定過程で、国民各層から幅広く意見・要望を聴き、これを可能な限り反映するよう努めた。

男女共同参画社会基本法に基づく男女共同参画基本計画においては、「男女共同参画社会の形成」を、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」としてとらえ、その実現に向け政府として取り組むべき施策を総合的、体系的に整備し、推進することとした。

また、男女共同参画基本計画においては、あらゆる社会システムへ男女共同参画の視点を反映させることを重視し、施策の各論に組み込むことはもとより、計画推進の体制の中に仕組みとして組み込むことに留意した。

なお、男女共同参画基本計画は、平成12年（西暦2000年）度末までを計画期間とする国内行動計画である男女共同参画2000年プランの内容を基礎としており、男女共同参画2000年プランに代わる、新たな国内行動計画としても位置付けることとする。

### (2) 男女共同参画基本計画の構成

男女共同参画基本計画は、総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱として、第1部において、男女共同参画社会基本法の制定までの経緯とそれを踏まえた計画の基本的考え方と構成を示し、第2部において、中央省庁等改革後の新たな体制の下での施策の基本的方向性及び具体的な施策の内容を示した。なお、第2部では、各章の冒頭で、施策の基本的方向性について概観を付した。第3部においては、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な方策を示した。

第2部では、11の重点目標を掲げ、それぞれについて、「施策の基本的方向」において平成22年（西暦2010年）までを見通した、長期的な政策の方向

性を記述し、「具体的施策」において平成17年(西暦2005年)度末までに実施する具体的施策を記述した。

これらの取組を総合的かつ計画的に推進するための体制の整備・強化については第3部に記述した。

男女共同参画社会の形成に当たっては、国だけでなく、地方公共団体や国民各層の取組も重要である。このため、政府においては、地方公共団体、国民各層との連携をより一層深めつつ、本計画に掲げた施策を着実に推進し、男女共同参画社会の形成を期することとする。

## 第2部 施策の基本的方向と具体的施策 (略)

## 第3部 計画の推進 (略)

# ●男女共同参画基本計画〔第2次〕(抄) (平成17年12月27日閣議決定)

## 第1部 基本的考え方

我が国における男女共同参画社会の形成は、日本国憲法に男女平等の理念がうたわれたことが大きな契機となり、戦後の国際社会における取組とも連動しながら、着実に進められてきた。この不斷の努力は平成11年に男女共同参画社会基本法の成立というかたちで結実し、我が国の男女共同参画社会の形成は新たな段階に入ったと言える。

しかしながら、男女共同参画社会の実現にはなお一層の努力が必要である。女性も男性もすべての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、21世紀を迎えた我が国社会にとって最重要課題であることは言を待たない。男女共同参画社会を実現することで、社会全体の活力が増し、人々が将来への夢を持てるようになると確信する。

政府においては、男女共同参画社会基本法に基づき、平成12年に男女共同参画基本計画(以下「第1次基本計画」という。)を閣議決定し、総合的かつ計画的な取組を進めてきた。今般、これまでの取組を評価・総括し、新しい基本計画を策定する。

男女共同参画社会として目指すべき社会の将来像は次のようなものである。

- ① 「政策・方針決定過程の場に女性が参画すること」によって、新しい視点が提起され、様々な人の立場を考慮した政策の立案・実施が可能になる。
- ② 「職場における性差別が解消すること」及び「仕事と家庭の両立支援策が進むこと」によって、女性が働きやすくなるだけでなく、男性にとっても働きやすい職場環境が確保され、多様性に富んだ職場環境が人々を活性化することを通じて企業活動も活発となる。
- ③ 「家庭における男女共同参画が促進されること」によって、親と子どもの関係が改善され、男女とも子どもと関わる喜びを体験し得る。
- ④ 「地域社会の活動が評価されて男女共同参画が促進されること」によって、人々は職場中心の生き方だけでなく、男女とも、多様な価値観に基づいて、地域活動、ボランティア、家庭生活、学習活動等、様々な生き方を自ら選択することが可能になる。
- ⑤ 「国際的な動向を踏まえつつ男女共同参画を推進し、支援や発言を積極的に行うこと」によって、地球社会における男女共同参画にも貢献し、また、世界での活躍の場も広がっていく。

## 1. 男女共同参画基本計画の基本的考え方と経緯等 (1) 男女共同参画基本計画

本計画は、男女共同参画社会基本法に基づく、男女共同参画に係る法定計画である。

男女共同参画社会基本法は、第 13 条において、政府が、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画である男女共同参画基本計画を策定しなければならないことを規定している。

## (2) 第 1 次基本計画策定後の主な取組

内閣機能強化の一環として平成 13 年に設置された内閣府に、重要政策会議の一つとして男女共同参画会議が設置され、内部部局として男女共同参画局が設置されるなど、男女共同参画に関する推進体制が強化された。

男女共同参画会議においては、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針等の調査審議、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響の調査が行われてきた。

男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針等については、平成 13 年に「仕事と子育ての両立支援策の方針」を、平成 14 年に施策についての苦情の処理及び人権侵害における被害者の救済に関する取組の推進方策を取りまとめるとともに、内閣総理大臣からの検討指示を受け検討を進めてきた「女性のチャレンジ支援策の推進」について、平成 15 年に会議決定を行い、これを踏まえ、社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合が 2020 年までに少なくとも 30 %程度になることを期待し、各分野における自主的な取組が進められることを奨励している。

また、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視については、平成 14 年に国の審議会等委員への女性の参画の促進、女性国家公務員の採用・登用等の促進及び「仕事と子育ての両立支援策の方針」に係る施策について、平成 15 年に男女共同参画にかかわる情報の収集・整備・提供について、平成 16 年に男女共同参画社会の視点に立った政府開発援助（ODA）の推進及び国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透について会議決定を行った。

さらに、政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響の調査については、男女共同参画会議に置かれた影響調査専門調査会において、平成 14 年に「ライフスタイルの選択と税制・社会保障制度・雇用システム」について、平成 16 年に「ライフスタイルの選択と雇用・就業に関する制度・慣行」について報告を取りまとめた。

## (3) 男女共同参画基本計画改定の経緯

内閣総理大臣は、平成 16 年 7 月、男女共同参画会議に対し、男女共同参画基本計画策定後の男女共同参画社会の形成に関連する国内外の様々な状況の変化を考慮の上、政府において男女共同参画基本計画を策定していく際の基本的な考え方について諮問した。

同諮問に対して、男女共同参画会議は、男女共同参画基本計画に関する専門調査会及び女性に対する暴力

に関する専門調査会において広く国民各層の意見を求めつつ調査審議を進め、平成 17 年 7 月、「男女共同参画基本計画改定に当たっての基本的な考え方―男女がともに輝く社会へ―」を答申した。

政府は、同答申を踏まえ、男女共同参画基本計画を改定することとした。

## 2. 男女共同参画基本計画（第 2 次）の構成と重点事項

### (1) 男女共同参画基本計画（第 2 次）の構成

男女共同参画基本計画（第 2 次）は、総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱として、第 1 部において、男女共同参画基本計画の基本的考え方と構成、重点事項を示し、第 2 部において、施策の目標、基本的方向及び具体的な施策の内容を示した。第 3 部においては、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な方策を示した。

第 2 部では、12 の重点分野を掲げ、それぞれについて、「施策の基本的方向」において平成 32 年（西暦 2020 年）までを見通した、長期的な政策の方向性を記述し、「具体的施策」において平成 22 年（西暦 2010 年）度末までに実施する具体的施策を記述した。

これらの取組を総合的かつ計画的に推進するための体制の整備・強化については第 3 部に記述した。

なお、平成 22 年（西暦 2010 年）度には、計画全体について見直しを行う。

男女共同参画社会の形成に当たっては、国だけでなく、地方公共団体や国民各層の取組も重要である。このため、政府においては、地方公共団体、国民各層との連携をより一層深めつつ、本計画に掲げた施策を着実に推進し、男女共同参画社会の形成を期することとする。

### (2) 男女共同参画基本計画（第 2 次）の重点事項

本計画において、特に重点的に取り組むべきと考ええる事項及び新たに盛り込んだ事項のうち、主なものは次のとおりである。

- ① 2020 年までに、社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合が少なくとも 30 %程度になるよう期待し、各分野における取組を促進する。その際、ジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）（\*）が 2005 年において 80 か国中 43 位であり改善が進んでいないことも踏まえ、管理職への女性の登用などにつき、それぞれの分野における達成状況を常に検証しつつ施策を進める。

\* ジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）

：国連開発計画（UNDP）が毎年「人間開発報告書」において公表。女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測るもの。具体的には、国会議員に占める女性割合、専門職・技術職に占める女性割合、管理職に占める女性割合及び男女の推定所得を用いて算出している。

- ② チャレンジしたい女性が、いつでも、どこでも、誰でもチャレンジできるよう、女性のチャレンジ支援策を更に推進する。その際、女性のチャレンジの実態を把握するための指標の開発と普及を行う。また、一旦家庭に入った女性が再チャレンジ（再就職、起業等）したい場合の支援策を充実する。さらに、育児等を理由に退職した者が再就職する場合に、正社員も含めて門戸が広がるよう、企業等の積極的な取組を促す。
- ③ 雇用分野において実質的な男女の均等を確保するための方策についての検討の結果を踏まえ適切に対応し、更なる男女雇用機会均等の推進を図る。
- ④ 男女が安心して子どもを産み育て、家族としての責任を果たすことができる社会を形成していくことは重要である。仕事と家庭・地域生活の両立支援策を推進するため、特に男性も含めた働き方の見直しを大幅かつ具体的に進める。短時間正社員など公正な処遇が図られた多様な働き方の導入を目指す。公務員については、常勤の国家公務員に育児・介護のための短時間勤務制度を導入する。
- また、短時間労働者への厚生年金の適用の在り方について、検討を進める。
- ⑤ 新たな取組を必要とする分野（科学技術、防災（災害復興を含む）、地域おこし、まちづくり、観光、環境）における男女共同参画を推進する。
- ⑥ 生涯を通じた健康の保持増進を図るに当たり、性差に応じた的確な医療である性差医療（＊）を推進する。
- ＊性差医療：1980年代以降、米国において様々な疾患の原因、治療法が男女で異なることが分かってきたことから、始められた医療。疾患における性差の例としては、狭心症について、男性は心臓表面の太い血管の流れが悪くなることによるものが多いが、女性は、心筋の微小な血管の流れが悪くなることによるものが多いことが挙げられる。
- ⑦ 男女共同参画社会の形成の男性にとっての意義と責任や、地域・家庭等への男性の参画を重視した広報・啓発活動を推進する。
- ⑧ 学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において男女平等を推進する教育・学習の充実を図る。また、生涯学習社会の形成を促進するための施策を講じることを通じて、2015年までにすべての教育レベルにおける男女格差を解消することを達成目標としている2000年のミレニアム国連総会で合意された「ミレニアム開発目標」の実現に努める。
- ⑨ 社会的認識の徹底等女性に対する暴力を根絶するための基盤整備を行うとともに、暴力の形態に応じた幅広い取組を総合的に推進する。
- ⑩ 本計画に掲げた分野を含むあらゆる分野において男女共同参画の視点に立って関連施策を立案・実施し、男女共同参画社会の実現を目指す。

1. (略)

[illegible]

広報・啓発活動の展開や若年層への浸透に留意するとともに、地方公共団体、NGO、経済界、マスメディア、教育関係の団体等、男女共同参画に大きな影響を及ぼし得る団体との連携を図り、国民的広がりを持った運動として展開する。

- \* 「社会的性別」（ジェンダー）の視点：
1. 人間には生まれつきの生物学的性別（セックス/sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作られた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー/gender）という。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。
- 「社会的性別の視点」とは、「社会的性別」が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとするものである。
- このように、「社会的性別の視点」でとらえられる対象には、性差別、性別による固定的役割分担及び偏見等、男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられるものがある。その一方で、対象の中には、男女共同参画社会の形成を阻害しないと考えられるものもあり、このようなものまで見直しを行おうとするものではない。社会制度・慣行の見直しを行う際には、社会的な合意を得ながら進める必要がある。
2. 「ジェンダー・フリー」という用語を使用して、性差を否定したり、男らしさ、女らしさや男女の区別をなくして人間の中性化を目指すこと、また、家族やひな祭り等の伝統文化を否定することは、国民が求める男女共同参画社会とは異なる。例えば、児童生徒の発達段階を踏まえない行き過ぎた性教育、男女同室着替え、男女同室宿泊、男女混合騎馬戦等の事例は極めて非常識である。また、公共の施設におけるトイレの男女別色表示を同色にすることは、男女共同参画の趣旨から導き出されるものではない。
- 上記1. 2. について、国は、計画期間中に広く国民に周知徹底する。

(3)・(4)

(略)

3～9. (略)

10. 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

<目標>

少子・高齢化等人口構造の変化、国際化、高度情報化など変動する時代・社会の中で、男女ともに一人一人が自立し能力を発揮し、社会形成に参画する必要があり、その基礎になるのが教育・学習である。

男女共同参画社会を実現するためには、国民一人一人が男女共同参画についての正しい意識や自立の意識を有することが不可欠である。このような意識を涵養し、男女がともに個性や能力を発揮するために、学校、家庭、地域、職場における教育・学習の果たす役割は極めて重要である。

性別に基づく固定的な役割分担意識にとらわれず、人権尊重を基盤にした男女平等観の形成を促進するため、学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において、相互の連携を図りつつ、男女平等を推進する教育・学習の充実を図る。

また、女性も男性も各人の個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画するためには、生涯学習の振興が極めて重要な意義をもつ。生涯にわたり多様な学習機会が確保され、学習の成果が適切に評価される生涯学習社会の形成を促進するための施策を講じ、もって男女共同参画社会の形成を促進する。

特に、政策・方針決定過程への女性の参画が十分とはいえない状況を踏まえ、女性のエンパワーメント（\*）のための女性教育・学習活動の充実などの施策の推進を図る。

\*エンパワーメント：個人として、そして／あるいは社会集団として、意思決定過程に参画し、自律的な力をつけること。

| 施策の基本<br>の方向                                                                         | 具体的施策                                                                                                                                                                                                                                                 | 担当<br>府省  |
|--------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| (1) 男女平等を推進する教育・学習<br>学校教育及び家庭教育や職場、地域における教育を含めた社会教育において、思いやりと自立の意識を育み、男女平等の理念を推進する教 | ア 初等中等教育の充実<br>○学校教育全体を通じた指導の充実等<br>・学校教育全体を通じて、児童生徒の発達段階に応じ、多くの先人達の努力により男女平等が歴史的にいかに進展してきたかなど、人権の尊重、男女の平等、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどについて指導の充実を図るとともに、教科書などの教材においても適切な配慮がなされるよう留意する。また、思いやりと自立の意識を育む教育、一人一人の個性や能力を尊重し、児童生徒が主体的に学び、考え、行動する姿勢を育む教育を推進する。 | 文 部 科 学 省 |

|                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                               |           |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 育・学習の一層の充実を図る。<br>学校教育においては、日本国憲法及び教育基本法にのっとり、発達段階に応じ、個人の尊厳、男女平等に関する教育の充実に努める。このため、人権の尊重、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどについて指導の充実を図る。<br>社会教育においては、男女が生涯を通じて個人の尊厳と男女平等の意識を高めるとともに、家庭生活の大切さを認識させるような学習機会の提供に努める。<br>また、これらの教育に携わる者が男女共同参画の理念を理解するよう、意識啓発等に努める。 | ・男女を問わず国民一人一人が健全な食生活を実現するための能力を養成する観点からの食育を推進する。                                                                                                                              | 文 部 科 学 省 |
|                                                                                                                                                                                                                                                         | ・学校運営が、性別に基づく固定的な役割分担を前提に行われることがないよう留意し、その考え方が P T A 活動などの地域活動にも浸透するように努める。また、P T A の会長への女性の登用の促進など、P T A における方針決定過程への女性の参画を進める。さらに、働く父親や母親が参加しやすい時間帯等に P T A の活動を開催することを進める。 | 文 部 科 学 省 |
|                                                                                                                                                                                                                                                         | ○家庭科教育の充実                                                                                                                                                                     | 文 部 科 学 省 |
|                                                                                                                                                                                                                                                         | ・家庭科教育については、男女共同参画社会を推進する観点から、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階に応じて、男女が相互に協力し、家族の一員としての役割を果たし、家庭を築くことの重要性について認識させることなどとしており、その趣旨の普及・徹底に努める。                                                | 文 部 科 学 省 |
|                                                                                                                                                                                                                                                         | イ・ウ （略）                                                                                                                                                                       |           |
|                                                                                                                                                                                                                                                         | エ 教育関係者の意識啓発                                                                                                                                                                  |           |
|                                                                                                                                                                                                                                                         | ○教育関係者の男女共同参画に関する正確な理解の促進                                                                                                                                                     | 文 部 科 学 省 |
|                                                                                                                                                                                                                                                         | ・男女共同参画社会は男女の生物学的な違いを否定するものであるなどの誤解を払拭するためにも、教育関係者等に対し男女共同参画に対する正確な理解の浸透を図る。                                                                                                  | 文 部 科 学 省 |
|                                                                                                                                                                                                                                                         | ・教員養成課程における男女平等などの人権教育を促進するとともに、学校における男女共同参画の推進等を図るため、学長・学校長を始めとする教職員が男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画意識を高めることができるよう、各教育委員会や大学等が実施する研修等の取組を促進する。                                          | 文 部 科 学 省 |
|                                                                                                                                                                                                                                                         | ・青少年教育活動の指導者など社会教育に携わる者に対しても、様々な機会を活用し、男女共同参画についての意識啓発に努める。                                                                                                                   | 文 部 科 学 省 |
|                                                                                                                                                                                                                                                         | オ （略）                                                                                                                                                                         |           |

●女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（抄）  
（昭和 6 0 年 7 月 1 日条約第 7 号）

この条約の締約国は、  
国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、  
しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

第 2 部における数値目標（再掲） （略）

第 3 部 計画の推進 （略）

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、  
次のとおり協定した。

## 第1部

### 第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

### 第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従つて行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。

- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

## 第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

## 第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

## 第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性のいずれかの劣等性若しくは優越性の觀念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

## 第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

## 第2部

### 第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政

## 第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

## 第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

## 第3部

### 第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

### 第11条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
  - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
  - (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
  - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障ならびに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
  - (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
  - (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
  - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
  - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
  - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
  - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
  - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

### 第12条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の

期間中の適当な栄養を確保する。

### 第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

### 第14条

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

## 第4部

### 第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一

の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。

- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

### 第16条

1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。

- (a) 婚姻をする同一の権利
- (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
- (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
- (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
- (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
- (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

## 第5部

### 第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力

を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から一人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得て指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

#### 第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
  - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
  - (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会  
が要請するとき。

- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

#### 第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

#### 第20条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

#### 第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

#### 第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

#### 第6部 (略)

## 2. 子ども

### ●児童福祉法（抄）

（昭和22年法律12月12日第164号）

最終改正：平成19年法律第73号

#### 第1章 総則

第1条 すべての国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。

2 すべての児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

第2条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第3条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

### ●児童虐待の防止等に関する法律

（平成12年5月24日法律第82号）

最終改正（平成20年4月1日施行）：平成19年法律第73号

（目的）

第1条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（児童虐待の定義）

第2条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（児童に対する虐待の禁止）

第3条 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

（国及び地方公共団体の責務等）

第4条 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援（児童虐待を受けた後18歳となった者に対する自立の支援を含む。第3項及び次条第2項において同じ。）並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要

な体制の整備に努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所等関係機関の職員、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び資質の向上を図るため、研修等必要な措置を講ずるものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に資するため、児童の人権、児童虐待が児童に及ぼす影響、児童虐待に係る通告義務等について必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。
- 5 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。
- 6 児童の親権を行う者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を有するものであって、親権を行うに当たっては、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならない。
- 7 何人も、児童の健全な成長のために、良好な家庭的環境及び近隣社会の連帯が求められていることに留意しなければならない。

（児童虐待の早期発見等）

- 第5条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。
- 2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。
  - 3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

（児童虐待に係る通告）

- 第6条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

- 2 前項の規定による通告は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。
- 3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

第7条 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第1項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

（通告又は送致を受けた場合の措置）

- 第8条 市町村又は都道府県の設置する福祉事務所が第6条第1項の規定による通告を受けたときは、市町村又は福祉事務所の長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。
- 一 児童福祉法第25条の7第1項第1号若しくは第2項第1号又は第25条の8第1号の規定により当該児童を児童相談所に送致すること。
  - 二 当該児童のうち次条第1項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第9条第1項の規定による立ち入り及び調査若しくは質問又は児童福祉法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護の実施が適当であると認めるものを都道府県知事又は児童相談所長へ通知すること。
- 2 児童相談所が第6条第1項の規定による通告又は児童福祉法第25条の7第1項第1号若しくは第2項第1号又は第25条の8第1号の規定による送致を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ同法第33条第1項の規定による一時保護を行うものとする。
  - 3 前2項の児童の安全の確認を行うための措置、児童相談所への送致又は一時保護を行う者は、速やかにこれを行うものとする。

（出頭要求等）

- 第8条の2 都道府県知事は児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定により当該児童の保

護者の出頭を求めようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該保護者に対し、出頭を求める理由となった事実の内容、出頭を求める日時及び場所、同伴すべき児童の氏名その他必要な事項を記載した書面により告知しなければならない。

- 3 都道府県知事は、第1項の保護者が同項の規定による出頭の求めに応じない場合は、次項第1項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問その他の必要な措置を講ずるものとする。

(立入調査等)

第9条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

- 2 前項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問は、児童福祉法第29条の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問とみなして、同法第61条の5の規定を適用する。

(再出頭要求等)

第9条の2 都道府県知事は、第8条の2第1項の保護者又は前条第1項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

- 2 第8条の2第2項の規定は、前項の規定による出頭の求めについて準用する。

(臨検、搜索等)

第9条の3 都道府県知事は、第8条の2第1項の保護者又は第9条第1項の児童の保護者が前条第1項の規定による出頭の求めに応じない場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、当該児童の安全の確認を行い又はその安全を確保するため、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を搜索させることができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による臨検又は搜索させるときは、児童の福祉に関する事務に従事する

職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。

- 3 都道府県知事は、第1項の許可状(以下「許可状」という。)を請求する場合においては、児童虐待が行われている疑いがあると認められる資料、臨検させようとする住所又は居所に当該児童が現在すると認められる資料並びに当該児童の保護者が第9条第1項の規定による立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避したこと及び前条第1項の規定による出頭の求めに応じなかったことを証する資料を提出しなければならない。

- 4 前項の請求があった場合においては、地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、臨検すべき場所又は搜索すべき児童の氏名並びに有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付の年月日及び裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状を都道府県知事に交付しなければならない。

- 5 都道府県知事は、許可状を児童の福祉に関する事務に従事する職員に交付して、第1項の規定による臨検又は搜索をさせるものとする。

- 6 第1項の規定による臨検又は搜索に係る制度は、児童虐待が保護者がその監護する児童に対して行うものであるために他人から認知されること及び児童がその被害から自ら逃れることが困難である等の特別な事情から児童の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることにかんがみ特に設けられたものであることを十分に踏まえた上で、適切に運用されなければならない。

(臨検又は搜索の夜間執行の制限)

第9条の4 前条第1項の規定による臨検または搜索は、許可状に夜間でもすることができる旨の記載がなければ、日没から日の出までの間には、してはならない。

- 2 日没前に開始した前条第1項の規定による臨検又は搜索は、必要があると認めるときは、日没後まで継続することができる。

(許可状の提示)

第9条の5 第9条の3第1項の規定による臨検又は搜索の許可状は、これらの処分を受ける者に提示しなければならない。

(身分の証明)

第9条の6 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第9条の3第1項の規定による臨検若しくは搜索又は同条第2項の規定による調査若しくは質問(以下「臨検等」という。)をするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(臨検又は搜索に際しての必要な処分)

第9条の7 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第9条の3第1項の規定による臨検又は搜索をするに当たって必要があるときは、錠をはずし、そ

の他必要な処分をすることができる。

（臨検等をする間の出入りの禁止）

第9条の8 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、臨検等をする間は、何人に対しても、許可を受けないでその場所に入出入りすることを禁止することができる。

（責任者等の立会い）

第9条の9 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第9条の3第1項の規定による臨検又は搜索をするときは、当該児童の住所若しくは居所の所有者若しくは管理者（これらの者の代表者、代理人その他これらの者に代わるべき者を含む。）又は同居の親族で成年に達した者を立ち合わせなければならない。

2 前項の場合において、同項に規定する者を立ち合わせることができないときは、その隣人で成年に達した者又はその地の地方公共団体の職員を立ち合わせなければならない。

（警察署長に対する援助要請等）

第10条 児童相談所長は、第8条第2項の児童の安全の確認又は一時保護を行おうとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。都道府県知事が、第9条第1項の規定による立入り及び調査若しくは質問をさせ、又は臨検等をさせようとする場合についても、同様とする。

2 児童相談所長又は都道府県知事は、児童の安全の確認及び安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ迅速かつ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第1項の規定による援助の求めを受けた場合において、児童の生命又は身体の安全を確認し、又は確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

（調書）

第10条の2 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第9条の3第1項の規定による臨検又は搜索をしたときは、これらの処分をした年月日及びその結果を記載した調書を作成し、立会人に示し、当該立会人とともにこれに署名押印しなければならない。ただし、立会人が署名押印せず、又は署名押印することができないときは、その旨を付記すれば足りる。

（都道府県知事への報告）

第10条の3 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、臨検等を終えたときは、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。

（行政手続法の適用除外）

第10条の4 臨検等に係る処分については、行政手続法（平成5年法律第88号）第3章の規定は、適用しない。

（不服申立ての制限）

第10条の5 臨検等に係る処分については、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てをすることができない。

（行政事件訴訟の制限）

第10条の6 臨検等に係る処分については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第37条の4の規定による差止めの訴えを提起することができない。

（児童虐待を行った保護者に対する指導等）

第11条 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第27条第1項第2号の規定により行われる指導は、親子の再統合への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮の下に適切に行われなければならない。

2 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第27条第1項第2号の措置が採られた場合においては、当該保護者は、同号の指導を受けなければならない。

3 前項の場合において保護者が同項の指導を受けないときは、都道府県知事は、当該保護者に対し、同項の指導を受けるよう勧告することができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わない場合において必要があると認めるときは、児童福祉法第33条第2項の規定により児童相談所長をして児童虐待を受けた児童に一時保護を加えさせ又は適当な者に一時保護を加えることを委託させ、同法第27条第1項第3号又は第28条第1項の規定による措置を採る等の必要な措置を講ずるものとする。

5 児童相談所長は、第3項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わず、その監護する児童に対し親権を行わせることが著しく当該児童の福祉を害する場合には、必要に応じて、適切に、児童福祉法第33条の6の規定による請求を行うものとする。

（面会等の制限等）

第12条 児童虐待を受けた児童について児童福祉法第27条第1項第3号の措置（以下「施設入所等の措置」という。）が採られ、又は同法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護が行われた場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため必要があると認めるときは、児童相談所長及び当該児童について施設入所等の措置が採られている場合における当該施設入所等の措置に係る同号に規定する施設の長は、厚生労働省令で定めるところにより、当該児童虐待を行った保護者について、次に掲げる行為の全部又は一部を制限す

ることができる。

- 一 当該児童との面会
- 二 当該児童との通信

- 2 前項の施設の長は、同項の規定による制限を行った場合又は行わなくなった場合は、その旨を児童相談所長に通知するものとする。
- 3 児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置（児童福祉法第28条の規定によるものに限る。）が採られ、又は同法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童虐待を行った保護者に対し当該児童の住所又は居所を明らかにしたとすれば、当該保護者が当該児童を連れ戻すおそれがある等再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は当該児童の保護に支障をきたすと認めるときは、児童相談所長は、当該保護者に対し、当該児童の住所又は居所を明らかにしないものとする。

第12条の2 児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置（児童福祉法第28条の規定によるものを除く。以下この項において同じ。）が採られた場合において、当該児童虐待を行った保護者に当該児童を引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかかわらず、当該保護者が当該児童の引渡しを求めること、当該保護者が前条第1項の規定による制限に従わないことその他の事情から当該児童について当該施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意に反し、これを継続することが困難であると認めるときは、児童相談所長は、次項の報告を行うに至るまで、同法第33条第1項の規定により当該児童に一時保護を行うことができる。

- 2 児童相談所長は、前項の一時保護を行った場合には、速やかに、児童福祉法第26条第1項第1号の規定に基づき、同法第28条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事に報告しなければならない。

第12条の3 児童相談所長は、児童福祉法第33条第1項の規定により児童虐待を受けた児童について一時保護を行っている場合（前条第1項の一時保護を行っている場合を除く。）において、当該児童について施設入所等の措置を要すると認めるときであって、当該児童虐待を行った保護者に当該児童を引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかかわらず、当該保護者が当該児童の引渡しを求めること、当該保護者が第12条第1項の規定による制限に従わないことその他の事情から当該児童について施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意に反すると認めるときは、速やかに、同法第26条第1項第1号の規定に基づき、同法第28条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事に報告しなければならない。

第12条の4 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置（児童福祉法第28条

の規定によるものに限る。）が採られ、かつ、第12条第1項の規定により、当該児童虐待を行った保護者について、同項各号に掲げる行為の全部が制限されている場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、6月を超えない期間を定めて、当該保護者に対し、当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身辺につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の通常所在する場所（通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。）の付近をはいかいしてはならないことを命ずることができる。

- 2 都道府県知事は、前項に規定する場合において、引き続き児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、6月を超えない期間を定めて、同項の規定による命令に係る期間を更新することができる。
- 3 都道府県知事は、第1項の規定による命令をしようとするとき（前項の規定により第1項の規定による命令に係る期間を更新しようとするときを含む。）は、行政手続法第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
- 4 第1項の規定による命令をするとき（第2項の規定により第1項の規定による命令に係る期間を更新するときを含む。）は、厚生労働省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。
- 5 第1項の規定による命令が発せられた後に児童福祉法第28条の規定による施設入所等の措置が解除され、停止され、若しくは他の措置に変更された場合又は第12条第1項の規定による制限の全部又は一部が行われなくなった場合は、当該命令は、その効力を失う。同法第28条第4項の規定により引き続き施設の入所等の措置が採られている場合において、第1項の規定による命令が発せられたときであって、当該命令に係る期間が経過する前に同条第2項の規定による当該施設入所等の措置の期間の更新に係る承認の申立てに対する審判が確定したときも、同様とする。
- 6 都道府県知事は、第1項の規定による命令をした場合において、その必要がなくなつたと認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、その命令を取り消さなければならない。

（施設入所等の措置の解除）

第13条 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、及び当該児童の保護者について児童福祉法第27条第1項第2号の措置が採られた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置を解除しようとするときは、当該児童の保護者について同号の指導を行うこととされた児童福祉司等の意見を聴くとともに、当該児童の保護者に対し採られた当該指導の効果、当該児童に対し再び児童虐待が行われることを予防す

るために採られる措置について見込まれる効果その他厚生労働省令で定める事項を勘案しなければならない。

(児童虐待を受けた児童等に対する支援)

- 第13条の2 市町村は、児童福祉法第24条第3項の規定により保育所に入所する児童を選考する場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその年齢及び能力に応じ十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、居住の場所の確保、進学又は就業の支援その他の児童虐待を受けた者の自立の支援のための施策を講じなければならない。

(資料又は情報の提供)

- 第13条の3 地方公共団体の機関は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りではない。

(都道府県児童福祉審議会等への報告)

- 第13条の4 都道府県知事は、児童福祉法第8条第2項に規定する都道府県児童福祉審議会（同条第1項ただし書に規定する都道府県にあっては、地方社会福祉審議会）に、第9条第1項の規定による立入り及び調査又は質問、臨検等並びに児童虐待を受けた児童に行われた同法第33条第1項又は第2項の規定による一時保護の実施状況、児童の心身に著しく重大な被害を及ぼした児童虐待の事例その他の厚生労働省令で定める事項を報告しなければならない。

(親権の行使に関する配慮等)

- 第14条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、その適切な行使に配慮しなければならない。
- 2 児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。

(親権の喪失の制度の適切な運用)

- 第15条 民法（明治29年法律第89号）に規定す

る親権の喪失の制度は、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護の観点からも、適切に運用されなければならない。

(大都市等の特例)

- 第16条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

(罰則)

- 第17条 第12条の4第1項の規定による命令（同条第2項の規定により同条第1項の規定による命令に係る期間が更新された場合における当該命令を含む。）に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

- 第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第3条中児童福祉法第11条第1項第5号の改正規定及び同法第16条の2第2項第4号の改正規定並びに附則第4条の規定は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

- 第2条 児童虐待の防止等のための制度については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成19年法律第73号） 抄

(施行期日)

- 第1条 この法律は、平成20年4月1日から施行する。

(検討)

- 第2条 政府は、この法律の施行後3年以内に、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から親権に係る制度の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## ●児童憲章

(昭和26年5月5日児童憲章制定会議決定)

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境の中で育てられる。

- 1 すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保証される。
- 2 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもつて育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
- 3 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
- 4 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
- 5 すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつかわれる。
- 6 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
- 7 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
- 8 すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
- 9 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、悪い環境からまもられる。
- 10 すべての児童は、虐待・酷使・放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
- 11 すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
- 12 すべての児童は、愛とまことによつて結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

## ●児童の権利に関する条約（抄）

(平成6年5月16日条約第2号)

前文

この条約の締約国は、

国際連合憲章において宣明された原則によれば、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等のかつ奪い得ない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎を成すものであることを考慮し、

国際連合加盟国の国民が、国際連合憲章において、基本的人権並びに人間の尊厳及び価値に関する信念を改めて確認し、かつ、一層大きな自由の中で社会的進歩及び生活水準の向上を促進することを決意したこと

に留意し、  
国際連合が、世界人権宣言及び人権に関する国際規約において、すべての人は人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしに同宣言及び同規約に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明し及び合意したことを認め、

国際連合が、世界人権宣言において、児童は特別な保護及び援助についての権利を享有することができることを宣明したことを想起し、

家族が、社会の基礎的な集団として、並びに家族のすべての構成員、特に、児童の成長及び福祉のための自然な環境として、社会においてその責任を十分に引き受けることができるよう必要な保護及び援助を与えられるべきであることを確信し、

児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め、

児童が、社会において個人として生活するため十分な準備が整えられるべきであり、かつ、国際連合憲章において宣明された理想の精神並びに特に平和、尊厳、寛容、自由、平等及び連帯の精神に従って育てられるべきであることを考慮し、

児童に対して特別な保護を与えることの必要性が、1924年の児童の権利に関するジュネーヴ宣言及び1959年11月20日に国際連合総会で採択された児童の権利に関する宣言において述べられており、また、世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約（特に第23条及び第24条）、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（特に第10条）並びに児童の福祉に関係する専門機関及び国際機関の規程及び関係文書において認められていることに留意し、

児童の権利に関する宣言において示されているとおり「児童は、身体的及び精神的に未熟であるため、その出生の前後において、適当な法的保護を含む特別な保護及び世話を必要とする。」ことに留意し、

国内の又は国際的な里親委託及び養子縁組を特に考慮した児童の保護及び福祉についての社会的及び法的な原則に関する宣言、少年司法の運用のための国際連合最低基準規則（北京規則）及び緊急事態及び武力紛

争における女子及び児童の保護に関する宣言の規定を想起し、

極めて困難な条件の下で生活している児童が世界のすべての国に存在すること、また、このような児童が特別の配慮を必要としていることを認め、

児童の保護及び調和のとれた発達のために各人民の伝統及び文化的価値が有する重要性を十分に考慮し、

あらゆる国特に開発途上国における児童の生活条件を改善するために国際協力が重要であることを認めて、

次のとおり協定した。

## 第 1 部

### 第 1 条

この条約の適用上、児童とは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律により早く成年に達したものを除く。

### 第 2 条

- 1 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。
- 2 締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

### 第 3 条

- 1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。
- 2 締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる。
- 3 締約国は、児童の養護又は保護のための施設、役務の提供及び設備が、特に安全及び健康の分野に関し並びにこれらの職員の数及び適格性並びに適正な監督に関し権限のある当局の設定した基準に適合することを確保する。

### 第 4 条

締約国は、この条約において認められる権利の実現のため、すべての適当な立法措置、行政措置その他の措置を講ずる。締約国は、経済的、社会的及び文化的権利に関しては、自国における利用可能な手段の最大限の範囲内で、また、必要な場合には国際協力の枠内で、これらの措置を講ずる。

## 第 5 条

締約国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母若しくは場合により地方の慣習により定められている大家族若しくは共同体の構成員、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する。

## 第 6 条

- 1 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。
- 2 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

## 第 7 条

- 1 児童は、出生の後直ちに登録される。児童は、出生の時から氏名を有する権利及び国籍を取得する権利を有するものとし、また、できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する。
- 2 締約国は、特に児童が無国籍となる場合を含めて、国内法及びこの分野における関連する国際文書に基づく自国の義務に従い、1の権利の実現を確保する。

## 第 8 条

- 1 締約国は、児童が法律によって認められた国籍、氏名及び家族関係を含むその身元関係事項について不法に干渉されることなく保持する権利を尊重することを約束する。
- 2 締約国は、児童がその身元関係事項の一部又は全部を不法に奪われた場合には、その身元関係事項を速やかに回復するため、適当な援助及び保護を与える。

## 第 9 条

- 1 締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する。ただし、権限のある当局が司法の審査に従うことを条件として適用のある法律及び手続に従いその分離が児童の最善の利益のために必要であると決定する場合は、この限りでない。このような決定は、父母が児童を虐待し若しくは放置する場合又は父母が別居しており児童の居住地を決定しなければならない場合のような特定の場合において必要となることがある。
- 2 すべての関係当事者は、1の規定に基づくいかなる手続においても、その手続に参加しかつ自己の意見を述べる機会を有する。
- 3 締約国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する。
- 4 3の分離が、締約国がとった父母の一方若しくは双方又は児童の抑留、拘禁、追放、退去強制、死亡（その者が当該締約国により身体を拘束されている間に何らかの理由により生じた死亡を含む。）等の

いずれかの措置に基づく場合には、当該締約国は、要請に応じ、父母、児童又は適当な場合には家族の他の構成員に対し、家族のうち不在となっている者の所在に関する重要な情報を提供する。ただし、その情報の提供が児童の福祉を害する場合は、この限りでない。締約国は、更に、その要請の提出自体が関係者に悪影響を及ぼさないことを確保する。

#### 第10条

- 1 前条1の規定に基づく締約国の義務に従い、家族の再統合を目的とする児童又はその父母による締約国への入国又は締約国からの出国の申請については、締約国が積極的、人道的かつ迅速な方法で取り扱う。締約国は、更に、その申請の提出が申請者及びその家族の構成員に悪影響を及ぼさないことを確保する。
- 2 父母と異なる国に居住する児童は、例外的な事情がある場合を除くほか定期的に父母との人的な関係及び直接の接触を維持する権利を有する。このため、前条1の規定に基づく締約国の義務に従い、締約国は、児童及びその父母がいずれの国（自国を含む。）からも出国し、かつ、自国に入国する権利を尊重する。出国する権利は、法律で定められ、国の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の権利及び自由を保護するために必要であり、かつ、この条約において認められる他の権利と両立する制限にのみ従う。

#### 第11条

- 1 締約国は、児童が不法に国外へ移送されることを防止し及び国外から帰還することができない事態を除去するための措置を講ずる。
- 2 このため、締約国は、二国間若しくは多数国間の協定の締結又は現行の協定への加入を促進する。

#### 第12条

- 1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。
- 2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

#### 第13条

- 1 児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。
- 2 1の権利の行使については、一定の制限を課することができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるも

のに限る。

- (a) 他の者の権利又は信用の尊重
- (b) 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護

#### 第14条

- 1 締約国は、思想、良心及び宗教の自由についての児童の権利を尊重する。
- 2 締約国は、児童が1の権利を行使するに当たり、父母及び場合により法定保護者が児童に対しその発達しつつある能力に適合する方法で指示を与える権利及び義務を尊重する。
- 3 宗教又は信念を表明する自由については、法律で定める制限であって公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の基本的な権利及び自由を保護するために必要なもののみを課することができる。

#### 第15条

- 1 締約国は、結社の自由及び平和的な集会の自由についての児童の権利を認める。
- 2 1の権利の行使については、法律で定める制限であって国の安全若しくは公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳の保護又は他の者の権利及び自由の保護のため民主的社会において必要なもの以外のいかなる制限も課することができない。

#### 第16条

- 1 いかなる児童も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない。
- 2 児童は、1の干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する。

#### 第17条

締約国は、大衆媒体（マス・メディア）の果たす重要な機能を認め、児童が国の内外の多様な情報源からの情報及び資料、特に児童の社会面、精神面及び道徳面の福祉並びに心身の健康の促進を目的とした情報及び資料を利用することができることを確保する。このため、締約国は、

- (a) 児童にとって社会面及び文化面において有益であり、かつ、第29条の精神に沿う情報及び資料を大衆媒体（マス・メディア）が普及させるよう奨励する。
- (b) 国の内外の多様な情報源（文化的にも多様な情報源を含む。）からの情報及び資料の作成、交換及び普及における国際協力を奨励する。
- (c) 児童用書籍の作成及び普及を奨励する。
- (d) 少数集団に属し又は原住民である児童の言語上の必要性について大衆媒体（マス・メディア）が特に考慮するよう奨励する。
- (e) 第13条及び次条の規定に留意して、児童の福祉に有害な情報及び資料から児童を保護するための適当な指針を発展させることを奨励する。

## 第18条

- 1 締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする。
- 2 締約国は、この条約に定める権利を保障し及び促進するため、父母及び法定保護者が児童の養育についての責任を遂行するに当たりこれらの者に対して適当な援助を与えるものとし、また、児童の養護のための施設、設備及び役務の提供の発展を確保する。
- 3 締約国は、父母が働いている児童が利用する資格を有する児童の養護のための役務の提供及び設備からその児童が便益を受ける権利を有することを確保するためのすべての適当な措置をとる。

## 第19条

- 1 締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取（性的虐待を含む。）からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。
- 2 1の保護措置には、適当な場合には、児童及び児童を監護する者のために必要な援助を与える社会的計画の作成その他の形態による防止のための効果的な手続並びに1に定める児童の不当な取扱いの事件の発見、報告、付託、調査、処置及び事後措置並びに適当な場合には司法の関与に関する効果的な手続を含むものとする。

## 第20条

- 1 一時的若しくは恒久的にその家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する。
- 2 締約国は、自国の国内法に従い、1の児童のための代替的な監護を確保する。
- 3 2の監護には、特に、里親委託、イスラム法の力ファール、養子縁組又は必要な場合には児童の監護のための適当な施設への収容を含むことができる。解決策の検討に当たっては、児童の養育において継続性が望ましいこと並びに児童の種族的、宗教的、文化的及び言語的な背景について、十分な考慮を払うものとする。

## 第21条

養子縁組の制度を認め又は許容している締約国は、児童の最善の利益について最大の考慮が払われることを確保するものとし、また、

- (a) 児童の養子縁組が権限のある当局によってのみ認められることを確保する。この場合において、当該権限のある当局は、適用のある法律及

び手続に従い、かつ、信頼し得るすべての関連情報に基づき、養子縁組が父母、親族及び法定保護者に関する児童の状況にかんがみ許容されること並びに必要な場合には、関係者が所要のカウンセリングに基づき養子縁組について事情を知らされた上での同意を与えていることを認定する。

- (b) 児童がその出身国内において里親若しくは養家に託され又は適切な方法で監護を受けることができない場合には、これに代わる児童の監護の手段として国際的な養子縁組を考慮することができることを認める。
- (c) 国際的な養子縁組が行われる児童が国内における養子縁組の場合における保護及び基準と同等のものを享受することを確保する。
- (d) 国際的な養子縁組において当該養子縁組が関係者に不当な金銭上の利得をもたらすことがないことを確保するためのすべての適当な措置をとる。
- (e) 適当な場合には、二国間又は多数国間の取極又は協定を締結することによりこの条の目的を促進し、及びこの枠組みの範囲内で他国における児童の養子縁組が権限のある当局又は機関によって行われることを確保するよう努める。

## 第22条

- 1 締約国は、難民の地位を求めている児童又は適用のある国際法及び国際的な手続若しくは国内法及び国内的な手続に基づき難民と認められている児童が、父母又は他の者に付き添われているかいないかを問わず、この条約及び自国が締約国となっている人権又は人道に関する他の国際文書に定める権利であって適用のあるものの享受に当たり、適当な保護及び人道的援助を受けることを確保するための適当な措置をとる。
- 2 このため、締約国は、適当と認める場合には、1の児童を保護し及び援助するため、並びに難民の児童の家族との再統合に必要な情報を得ることを目的としてその難民の児童の父母又は家族の他の構成員を捜すため、国際連合及びこれと協力する他の権限のある政府間機関又は関係非政府機関による努力に協力する。その難民の児童は、父母又は家族の他の構成員が発見されない場合には、何らかの理由により恒久的又は一時的にその家庭環境を奪われた他の児童と同様にこの条約に定める保護が与えられる。

## 第23条

- 1 締約国は、精神的又は身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保し、自立を促進し及び社会への積極的な参加を容易にする条件の下で十分かつ相応な生活を享受すべきであることを認める。
- 2 締約国は、障害を有する児童が特別の養護についての権利を有することを認めるものとし、利用可能な手段の下で、申込みに応じた、かつ、当該児童の状況及び父母又は当該児童を養護している他の者の事情に適した援助を、これを受ける資格を有する児

童及びこのような児童の養護について責任を有する者に与えることを奨励し、かつ、確保する。

- 3 障害を有する児童の特別な必要を認めて、1の規定に従って与えられる援助は、父母又は当該児童を養護している他の者の資力を考慮して可能な限り無償で与えられるものとし、かつ、障害を有する児童が可能な限り社会への統合及び個人の発達（文化的及び精神的な発達を含む。）を達成することに資する方法で当該児童が教育、訓練、保健サービス、リハビリテーション・サービス、雇用のための準備及びレクリエーションの機会を実質的に利用し及び享受することができるように行われるものとする。
- 4 締約国は、国際協力の精神により、予防的な保健並びに障害を有する児童の医学的、心理学的及び機能的治療の分野における適当な情報の交換（リハビリテーション、教育及び職業サービスの方法に関する情報の普及及び利用を含む。）であってこれらの分野における自国の能力及び技術を向上させ並びに自国の経験を広げることができるようにすることを目的とするものを促進する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

#### 第24条

- 1 締約国は、到達可能な最高水準の健康を享受すること並びに病気の治療及び健康の回復のための便宜を与えられることについての児童の権利を認める。締約国は、いかなる児童もこのような保健サービスを利用する権利が奪われないことを確保するために努力する。
- 2 締約国は、1の権利の完全な実現を追求するものとし、特に、次のことのための適当な措置をとる。
  - (a) 幼児及び児童の死亡率を低下させること。
  - (b) 基礎的な保健の発展に重点を置いて必要な医療及び保健をすべての児童に提供することを確保すること。
  - (c) 環境汚染の危険を考慮に入れて、基礎的な保健の枠組みの範囲内で行われることを含めて、特に容易に利用可能な技術の適用により並びに十分に栄養のある食物及び清潔な飲料水の供給を通じて、疾病及び栄養不良と闘うこと。
  - (d) 母親のための産前産後の適当な保健を確保すること。
  - (e) 社会のすべての構成員特に父母及び児童が、児童の健康及び栄養、母乳による育児の利点、衛生（環境衛生を含む。）並びに事故の防止についての基礎的な知識に関して、情報を提供され、教育を受ける機会を有し及びその知識の使用について支援されることを確保すること。
  - (f) 予防的な保健、父母のための指導並びに家族計画に関する教育及びサービスを発展させること。
- 3 締約国は、児童の健康を害するような伝統的な慣行を廃止するため、効果的かつ適当なすべての措置をとる。
- 4 締約国は、この条において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成するため、国際協力を促進し

及び奨励することを約束する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

#### 第25条

締約国は、児童の身体又は精神の養護、保護又は治療を目的として権限のある当局によって収容された児童に対する処遇及びその収容に関連する他のすべての状況に関する定期的な審査が行われることについての児童の権利を認める。

#### 第26条

- 1 締約国は、すべての児童が社会保険その他の社会保障からの給付を受ける権利を認めるものとし、自国の国内法に従い、この権利の完全な実現を達成するための必要な措置をとる。
- 2 1の給付は、適当な場合には、児童及びその扶養について責任を有する者の資力及び事情並びに児童によって又は児童に代わって行われる給付の申請に関する他のすべての事項を考慮して、与えられるものとする。

#### 第27条

- 1 締約国は、児童の身体的、精神的、道徳的及び社会的な発達のための相当な生活水準についてのすべての児童の権利を認める。
- 2 父母又は児童について責任を有する他の者は、自己の能力及び資力の範囲内で、児童の発達に必要な生活条件を確保することについての第一義的な責任を有する。
- 3 締約国は、国内事情に従い、かつ、その能力の範囲内で、1の権利の実現のため、父母及び児童について責任を有する他の者を援助するための適当な措置をとるものとし、また、必要な場合には、特に栄養、衣類及び住居に関して、物的援助及び支援計画を提供する。
- 4 締約国は、父母又は児童について金銭上の責任を有する他の者から、児童の扶養料を自国内で及び外国から、回収することを確保するためのすべての適当な措置をとる。特に、児童について金銭上の責任を有する者が児童と異なる国に居住している場合には、締約国は、国際協定への加入又は国際協定の締結及び他の適当な取決めの作成を促進する。

#### 第28条

- 1 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、
  - (a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。
  - (b) 種々の形態の中等教育（一般教育及び職業教育を含む。）の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。

- (c) すべての適当な方法により、能力に応じ、すべての者に対して高等教育を利用する機会が与えられるものとする。
  - (d) すべての児童に対し、教育及び職業に関する情報及び指導が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとする。
  - (e) 定期的な登校及び中途退学率の減少を奨励するための措置をとる。
- 2 締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で及びこの条約に従って運用されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 3 締約国は、特に全世界における無知及び非識字の廃絶に寄与し並びに科学上及び技術上の知識並びに最新の教育方法の利用を容易にするため、教育に関する事項についての国際協力を促進し、及び奨励する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

## 第 29 条

- 1 締約国は、児童の教育が次のことを指向すべきことに同意する。
- (a) 児童の人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
  - (b) 人権及び基本的自由並びに国際連合憲章にうたう原則の尊重を育成すること。
  - (c) 児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること。
  - (d) すべての人民の間の、種族的、国民的及び宗教的集団の間の並びに原住民である者の理解、平和、寛容、両性の平等及び友好の精神に従い、自由な社会における責任ある生活のために児童に準備させること。
  - (e) 自然環境の尊重を育成すること。
- 2 この条又は前条のいかなる規定も、個人及び団体が教育機関を設置し及び管理する自由を妨げるものと解してはならない。ただし、常に、1 に定める原則が遵守されること及び当該教育機関において行われる教育が国によって定められる最低限度の基準に適合することを条件とする。

## 第 30 条

種族的、宗教的若しくは言語的少数民族又は原住民である者が存在する国において、当該少数民族に属し又は原住民である児童は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない。

## 第 31 条

- 1 締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。
- 2 締約国は、児童が文化的及び芸術的な生活に十分

に参加する権利を尊重しかつ促進するものとし、文化的及び芸術的な活動並びにレクリエーション及び余暇の活動のための適当かつ平等な機会の提供を奨励する。

## 第 32 条

- 1 締約国は、児童が経済的な搾取から保護され及び危険となり若しくは児童の教育の妨げとなり又は児童の健康若しくは身体的、精神的、道徳的若しくは社会的な発達に有害となるおそれのある労働への従事から保護される権利を認める。
- 2 締約国は、この条の規定の実施を確保するための立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。このため、締約国は、他の国際文書の関連規定を考慮して、特に、
- (a) 雇用が認められるための 1 又は 2 以上の最低年齢を定める。
  - (b) 労働時間及び労働条件についての適当な規則を定める。
  - (c) この条の規定の効果的な実施を確保するための適当な罰則その他の制裁を定める。

## 第 33 条

締約国は、関連する国際条約に定義された麻薬及び向精神薬の不正な使用から児童を保護し並びにこれらの物質の不正な生産及び取引における児童の使用を防止するための立法上、行政上、社会上及び教育上の措置を含むすべての適当な措置をとる。

## 第 34 条

- 締約国は、あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から児童を保護することを約束する。このため、締約国は、特に、次のことを防止するためのすべての適当な国内、2 国間及び多数国間の措置をとる。
- (a) 不法な性的な行為を行うことを児童に対して勧誘し又は強制すること。
  - (b) 売春又は他の不法な性的な業務において児童を搾取的に使用すること。
  - (c) わいせつな演技及び物において児童を搾取的に使用すること。

## 第 35 条

締約国は、あらゆる目的のための又はあらゆる形態の児童の誘拐、売買又は取引を防止するためのすべての適当な国内、2 国間及び多数国間の措置をとる。

## 第 36 条

締約国は、いずれかの面において児童の福祉を害する他のすべての形態の搾取から児童を保護する。

## 第 37 条

- 締約国は、次のことを確保する。
- (a) いかなる児童も、拷問又は他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくはは刑罰を受けないこと。死刑又は釈放の可能性がない終身刑は、18 歳未満の者が行った犯罪に

ついて科さないこと。

- (b) いかなる児童も、不法に又は恣意的にその自由を奪われないこと。児童の逮捕、抑留又は拘禁は、法律に従って行うものとし、最後の解決手段として最も短い適当な期間のみ用いること。
- (c) 自由を奪われたすべての児童は、人道的に、人間の固有の尊厳を尊重して、かつ、その年齢の者の必要を考慮した方法で取り扱われること。特に、自由を奪われたすべての児童は、成人とは分離されることがその最善の利益であると認められない限り成人とは分離されるものとし、例外的な事情がある場合を除くほか、通信及び訪問を通じてその家族との接触を維持する権利を有すること。
- (d) 自由を奪われたすべての児童は、弁護士その他適当な援助を行う者と速やかに接触する権利を有し、裁判所その他の権限のある、独立の、かつ、公平な当局においてその自由の剥奪の合法性を争い並びにこれについての決定を速やかに受ける権利を有すること。

### 第38条

- 1 締約国は、武力紛争において自国に適用される国際人道法の規定で児童に関係を有するものを尊重し及びこれらの規定の尊重を確保することを約束する。
- 2 締約国は、15歳未満の者が敵対行為に直接参加しないことを確保するためのすべての実行可能な措置をとる。
- 3 締約国は、15歳未満の者を自国の軍隊に採用することを差し控えるものとし、また、15歳以上18歳未満の者の中から採用するに当たっては、最年長者を優先させるよう努める。
- 4 締約国は、武力紛争において文民を保護するための国際人道法に基づく自国の義務に従い、武力紛争の影響を受ける児童の保護及び養護を確保するためのすべての実行可能な措置をとる。

### 第39条

締約国は、あらゆる形態の放置、搾取若しくは虐待、拷問若しくは他のあらゆる形態の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰又は武力紛争による被害者である児童の身体的及び心理的な回復及び社会復帰を促進するためのすべての適当な措置をとる。このような回復及び復帰は、児童の健康、自尊心及び尊厳を育成する環境において行われる。

### 第40条

- 1 締約国は、刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定されたすべての児童が尊厳及び価値についての当該児童の意識を促進させるような方法であって、当該児童が他の者の人権及び基本的自由を尊重することを強化し、かつ、当該児童の年齢を考慮し、更に、当該児童が社会に復帰し及び社会において建設的な役割を担うことがなるべく促進されるこ

とを配慮した方法により取り扱われる権利を認める。

- 2 このため、締約国は、国際文書の関連する規定を考慮して、特に次のことを確保する。
  - (a) いかなる児童も、実行の時に国内法又は国際法により禁じられていなかった作為又は不作為を理由として刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定されないこと。
  - (b) 刑法を犯したと申し立てられ又は訴追されたすべての児童は、少なくとも次の保障を受けること。
    - (i) 法律に基づいて有罪とされるまでは無罪と推定されること。
    - (ii) 速やかにかつ直接に、また、適当な場合には当該児童の父母又は法定保護者を通じてその罪を告げられること並びに防御の準備及び申立てにおいて弁護士その他適当な援助を行う者を持つこと。
    - (iii) 事案が権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関により法律に基づく公正な審理において、弁護士その他適当な援助を行う者の立会い及び、特に当該児童の年齢又は境遇を考慮して児童の最善の利益にならないと認められる場合を除くほか、当該児童の父母又は法定保護者の立会いの下に遅滞なく決定されること。
    - (iv) 供述又は有罪の自白を強要されないこと。不利な証人を尋問し又はこれに対し尋問させること並びに対等の条件で自己のための証人の出席及びこれに対する尋問を求めること。
    - (v) 刑法を犯したと認められた場合には、その認定及びその結果科せられた措置について、法律に基づき、上級の、権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関によって再審理されること。
    - (vi) 使用される言語を理解すること又は話すことができない場合には、無料で通訳の援助を受けること。
    - (vii) 手続のすべての段階において当該児童の私生活が十分に尊重されること。
- 3 締約国は、刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定された児童に特別に適用される法律及び手続の制定並びに当局及び施設の設置を促進するよう努めるものとし、特に、次のことを行う。
  - (a) その年齢未満の児童は刑法を犯す能力を有しないと推定される最低年齢を設定すること。
  - (b) 適当なかつ望ましい場合には、人権及び法的保護が十分に尊重されていることを条件として、司法上の手続に訴えることなく当該児童を取り扱う措置をとること。
- 4 児童がその福祉に適合し、かつ、その事情及び犯罪の双方に応じた方法で取り扱われることを確保するため、保護、指導及び監督命令、カウンセリング、保護観察、里親委託、教育及び職業訓練計画、施設における養護に代わる他の措置等の種々の処置が利

用し得るものとする。

#### 第41条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって児童の権利の実現に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法律
- (b) 締約国について効力を有する国際法

### 第2部

#### 第42条

締約国は、適当かつ積極的な方法でこの条約の原則及び規定を成人及び児童のいずれにも広く知らせることを約束する。

#### 第43条

- 1 この条約において負う義務の履行の達成に関する締約国による進捗の状況を審査するため、児童の権利に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この部に定める任務を行う。
- 2 委員会は、徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において能力を認められた10人の専門家で構成する。委員会の委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、衡平な地理的配分及び主要な法体系を考慮に入れる。
- 3 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から一人を指名することができる。
- 4 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月以内に行うものとし、その後の選挙は、2年ごとに行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも4箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。その後、同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、この条約の締約国に送付する。
- 5 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。これらの会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。これらの会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た者をもって委員会に選出された委員とする。
- 6 委員会の委員は、4年の任期で選出される。委員は、再指名された場合には、再選される資格を有する。最初の選挙において選出された委員のうち5人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの5人の委員は、最初の選挙の後直ちに、最初の選挙が行われた締約国の会合の議長によりくじ引で選ばれる。
- 7 委員会の委員が死亡し、辞任し又は他の理由のため委員会の職務を遂行することができなくなったことを宣言した場合には、当該委員を指名した締約国

は、委員会の承認を条件として自国民の中から残余の期間職務を遂行する他の専門家を任命する。

- 8 委員会は、手続規則を定める。
- 9 委員会は、役員を2年の任期で選出する。
- 10 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。委員会は、原則として毎年1回会合する。委員会の会合の期間は、国際連合総会の承認を条件としてこの条約の締約国の会合において決定し、必要な場合には、再検討する。
- 11 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。
- 12 この条約に基づいて設置する委員会の委員は、国際連合総会が決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

#### 第44条

- 1 締約国は、(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から2年以内に、(b) その後は5年ごとに、この条約において認められる権利の実現のためにとった措置及びこれらの権利の享受についてもたらされた進捗に関する報告を国際連合事務総長を通じて委員会に提出することを約束する。
- 2 この条の規定により行われる報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害が存在する場合には、これらの要因及び障害を記載する。当該報告には、また、委員会が当該国における条約の実施について包括的に理解するために十分な情報を含める。
- 3 委員会に対して包括的な最初の報告を提出した締約国は、1 (b) の規定に従って提出するその後の報告においては、既に提供した基本的な情報を繰り返す必要はない。
- 4 委員会は、この条約の実施に関連する追加の情報を締約国に要請することができる。
- 5 委員会は、その活動に関する報告を経済社会理事会を通じて2年ごとに国際連合総会に提出する。
- 6 締約国は、1の報告を自国において公衆が広く利用できるようにする。

#### 第45条

この条約の効果的な実施を促進し及びこの条約が対象とする分野における国際協力を奨励するため、

- (a) 専門機関及び国際連合児童基金その他の国際連合の機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、適当と認める場合には、専門機関及び国際連合児童基金その他の権限のある機関に対し、これらの機関の任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について専門家の助言を提供するよう要請することができる。委員会は、専門機関及び国際連合児童基金その他の国際連合の機関に対し、これらの機関の任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出

するよう要請することができる。

- (b) 委員会は、適当と認める場合には、技術的な助言若しくは援助の要請を含んでおり又はこれらの必要性を記載している締約国からのすべての報告を、これらの要請又は必要性の記載に関する委員会の見解及び提案がある場合は当該見解及び提案とともに、専門機関及び国際連合児童基金その他の権限のある機関に送付する。
- (c) 委員会は、国際連合総会に対し、国際連合事務総長が委員会のために児童の権利に関連する特定の事項に関する研究を行うよう同事務総長に要請することを勧告することができる。
- (d) 委員会は、前条及びこの条の規定により得た情報に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、関係締約国に送付し、締約国から意見がある場合にはその意見とともに国際連合総会に報告する。

### 第3部 （略）

### 3. 高齢者

#### ●高齢社会対策基本法

(平成7年11月15日法律第129号)

最終改正：平成11年法律第102号

我が国は、国民のたゆまぬ努力により、かつてない経済的繁栄を築き上げるとともに、人類の願望である長寿を享受できる社会を実現しつつある。今後、長寿をすべての国民が喜びの中で迎え、高齢者が安心して暮らすことのできる社会の形成が望まれる。そのような社会は、すべての国民が安心して暮らすことができる社会でもある。

しかしながら、我が国の人口構造の高齢化は極めて急速に進んでおり、遠からず世界に例を見ない水準の高齢社会が到来するものと見込まれているが、高齢化の進展の速度に比べて国民の意識や社会のシステムの対応は遅れている。早急に対応すべき課題は多岐にわたるが、残されている時間は極めて少ない。

このような事態に対処して、国民一人一人が生涯にわたって真に幸福を享受できる高齢社会を築き上げていくためには、雇用、年金、医療、福祉、教育、社会参加、生活環境等に係る社会のシステムが高齢社会にふさわしいものとなるよう、不断に見直し、適切なものとしていく必要があり、そのためには、国及び地方公共団体はもとより、企業、地域社会、家庭及び個人が相互に協力しながらそれぞれの役割を積極的に果たしていくことが必要である。

ここに、高齢社会対策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国を始め社会全体として高齢社会対策を総合的に推進していくため、この法律を制定する。

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 この法律は、我が国における急速な高齢化の進展が経済社会の変化と相まって、国民生活に広範な影響を及ぼしている状況にかんがみ、高齢化の進展に適切に対処するための施策（以下「高齢社会対策」という。）に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、高齢社会対策の基本となる事項を定めること等により、高齢社会対策を総合的に推進し、もって経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上を図ることを目的とする。

##### (基本理念)

第2条 高齢社会対策は、次の各号に掲げる社会が構築されることを基本理念として、行われなければならない。

- 一 国民が生涯にわたって就業その他の多様な社会的活動に参加する機会が確保される公正で活力ある社会
- 二 国民が生涯にわたって社会を構成する重要な一

員として尊重され、地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される社会

三 国民が生涯にわたって健やかで充実した生活を営むことができる豊かな社会

##### (国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、高齢社会対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

##### (地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、高齢社会対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の社会的、経済的状况に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

##### (国民の努力)

第5条 国民は、高齢化の進展に伴う経済社会の変化についての理解を深め、及び相互の連帯を一層強めるとともに、自らの高齢期において健やかで充実した生活を営むことができることとなるよう努めるものとする。

##### (施策の大綱)

第6条 政府は、政府が推進すべき高齢社会対策の指針として、基本的かつ総合的な高齢社会対策の大綱を定めなければならない。

##### (法制上の措置等)

第7条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

##### (年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、高齢化の状況及び政府が講じた高齢社会対策の実施の状況に関する報告書を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る高齢化の状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

#### 第2章 基本的施策

##### (就業及び所得)

第9条 国は、活力ある社会の構築に資するため、高齢者がその意欲と能力に応じて就業することができる多様な機会を確保し、及び労働者が長期にわたる職業生活を通じて職業能力を開発し、高齢期までその能力を発揮することができるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、高齢期の生活の安定に資するため、公的年金制度について雇用との連携を図りつつ適正な給付水準を確保するよう必要な施策を講ずるものとする。

3 国は、高齢期のより豊かな生活の実現に資するため、国民の自主的な努力による資産の形成等を支援

するよう必要な施策を講ずるものとする。

（健康及び福祉）

第10条 国は、高齢期の健全で安らかな生活を確保するため、国民が生涯にわたって自らの健康の保持増進に努めることができるよう総合的な施策を講ずるものとする。

2 国は、高齢者の保健及び医療並びに福祉に関する多様な需要に的確に対応するため、地域における保健及び医療並びに福祉の相互の有機的な連携を図りつつ適正な保健医療サービス及び福祉サービスを総合的に提供する体制の整備を図るとともに、民間事業者が提供する保健医療サービス及び福祉サービスについて健全な育成及び活用を図るよう必要な施策を講ずるものとする。

3 国は、介護を必要とする高齢者が自立した日常生活を営むことができるようにするため、適切な介護のサービスを受けることができる基盤の整備を推進するよう必要な施策を講ずるものとする。

（学習及び社会参加）

第11条 国は、国民が生きがいを持って豊かな生活を営むことができるようにするため、生涯学習の機会を確保するよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、活力ある地域社会の形成を図るため、高齢者の社会的活動への参加を促進し、及びボランティア活動の基盤を整備するよう必要な施策を講ずるものとする。

（生活環境）

第12条 国は、高齢者が自立した日常生活を営むことができるようにするため、高齢者に適した住宅等の整備を促進し、及び高齢者のための住宅を確保し、並びに高齢者の円滑な利用に配慮された公共的施設の整備を促進するよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、高齢者が不安のない生活を営むことができるようにするため、高齢者の交通の安全を確保するとともに、高齢者を犯罪の被害、災害等から保護する体制を整備するよう必要な施策を講ずるものとする。

（調査研究等の推進）

第13条 国は、高齢者の健康の確保、自立した日常生活への支援等を図るため、高齢者に特有の疾病の予防及び治療についての調査研究、福祉用具についての研究開発等を推進するよう努めるものとする。

（国民の意見の反映）

第14条 国は、高齢社会対策の適正な策定及び実施に資するため、国民の意見を国の施策に反映させるための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

### 第3章 高齢社会対策会議

（設置及び所掌事務）

第15条 内閣府に、特別の機関として、高齢社会対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第6条の大綱の案を作成すること。

二 高齢社会対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前2号に掲げるもののほか、高齢社会対策に関する重要事項について審議し、及び高齢社会対策の実施を推進すること。

（組織等）

第16条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、内閣官房長官、関係行政機関の長及び内閣府設置法（平成11年法律第89号）第9条第1項に規定する特命担当大臣のうちから、内閣総理大臣が任命する。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

### 附 則 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### 附 則（平成11年法律第102号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定公布の日

## ●高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

(平成17年法律11月9日第124号)

最終改正：平成18年日法律第83号

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この法律において「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。

2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等（第5項第1号の施設の業務に従事する者及び同項第2号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。）以外のものをいう。

3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

二 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設若しくは同法

第29条第1項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第20項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第24項に規定する介護老人福祉施設、同条第25項に規定する介護老人保健施設、同条第26項に規定する介護療養型医療施設若しくは同法第115条の39第1項に規定する地域包括支援センター（以下「養介護施設」という。）の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

二 老人福祉法第5条の2第1項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービス事業、同条第14項に規定する地域密着型サービス事業、同条第21項に規定する居宅介護支援事業、同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業、同条第14項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第18項に規定する介護予防支援事業（以下「養介護事業」という。）において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為

(国及び地方公共団体の責務等)

第3条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(国民の責務)

第4条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

（高齢者虐待の早期発見等）

第5条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

## 第2章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

（相談、指導及び助言）

第6条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

（養護者による高齢者虐待に係る通報等）

第7条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第8条 市町村が前条第1項若しくは第2項の規定による通報又は次条第1項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

（通報等を受けた場合の措置）

第9条 市町村は、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第16条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第20条の3に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第10条の4第1項若しくは第11条第1項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第32条の規定により審判の請求をするものとする。

（居室の確保）

第10条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第10条の4第1項第3号又は第11条第1項第1号若しくは第2号の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

（立入調査）

第11条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第115条の3第2項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（警察署長に対する援助要請等）

第12条 市町村長は、前条第1項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第1項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

（面会の制限）

第13条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第11条第1項第2号又は第3号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

（養護者の支援）

第14条 市町村は、第6条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

（専門的に従事する職員の確保）

第15条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

（連携協力体制）

第16条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第115条の39第3項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

（事務の委託）

第17条 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、第6条の規定による相談、指導及び助言、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は第9条第1項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第14条第1項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第1項の規定により第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は第9条第1項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応

協力者が第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は第9条第1項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

（周知）

第18条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は第9条第1項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

（都道府県の援助等）

第19条 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

### 第3章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

（養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置）

第20条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

（養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等）

第21条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

3 前2項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

5 第18条の規定は、第1項から第3項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。

6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項から第3項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

7 養介護施設従事者等は、第1項から第3項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な扱いを受けない。

第22条 市町村は、前条第1項から第3項までの規定による通報又は同条第4項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

2 前項の規定は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市及び同法第252条の22第1項の中核市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。

第23条 市町村が第21条第1項から第3項までの規定による通報又は同条第4項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条第1項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

（通報等を受けた場合の措置）

第24条 市町村が第21条第1項から第3項までの規定による通報若しくは同条第4項の規定による届出を受け、又は都道府県が第22条第1項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。

（公表）

第25条 都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事

者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

## 第4章 雑則

（調査研究）

第26条 国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があった場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他の高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。

（財産上の不当取引による被害の防止等）

第27条 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者を行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第32条の規定により審判の請求をするものとする。

（成年後見制度の利用促進）

第28条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

## 第5章 罰則

第29条 第17条第2項の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 正当な理由がなく、第11条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、30万円以下の罰金に処する。

## 附 則

（施行期日）

1 この法律は、平成18年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 高齢者以外の者であつて精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。
- 3 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成18年法律第83号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成18年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一～四 (略)

## 4. 障害者

### ●障害者基本法（昭和45年法律第84号）

最終改正：平成16年法律第80号

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この法律は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本的理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて障害者の福祉を増進することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この法律において「障害者」とは、身体障害、知的障害又は精神障害（以下「障害」と総称する。）があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう。

##### （基本的理念）

- 第3条 すべて障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する。
- 2 すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる。
- 3 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

##### （国及び地方公共団体の責務）

第4条 国及び地方公共団体は、障害者の権利の擁護及び障害者に対する差別の防止を図りつつ障害者の自立及び社会参加を支援すること等により、障害者の福祉を増進する責務を有する。

##### （国民の理解）

第5条 国及び地方公共団体は、国民が障害者について正しい理解を深めるよう必要な施策を講じなければならない。

##### （国民の責務）

- 第6条 国民は、社会連帯の理念に基づき、障害者の福祉の増進に協力するよう努めなければならない。
- 2 国民は、社会連帯の理念に基づき、障害者の人権が尊重され、障害者が差別されることなく、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することができる社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

##### （障害者週間）

第7条 国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、障害者週間を設ける。

2 障害者週間は、12月3日から12月9日までの一週間とする。

3 国及び地方公共団体は、障害者週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

##### （施策の基本方針）

第8条 障害者の福祉に関する施策は、障害者の年齢及び障害の状態に応じて、かつ、有機的連携の下に総合的に、策定され、及び実施されなければならない。

2 障害者の福祉に関する施策を講ずるに当たっては、障害者の自主性が十分に尊重され、かつ、障害者が、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう配慮されなければならない。

##### （障害者基本計画等）

第9条 政府は、障害者の福祉に関する施策及び障害の予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の基本構想に即し、かつ、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

4 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、中央障害者施策推進協議会の意見を聴いて、障害者基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、地方障害者施策推進協議会の意見を聴かななければならない。

6 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、地方障害者施策推進協議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては障害者その他の関係者の意見を聴かななければならない。

7 政府は、障害者基本計画を策定したときは、これを国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

8 第2項又は第3項の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議

会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

- 9 第4項及び第7項の規定は障害者基本計画の変更について、第5項及び前項の規定は都道府県障害者計画の変更について、第6項及び前項の規定は市町村障害者計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

- 第10条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならない。

(年次報告)

- 第11条 政府は、毎年、国会に、障害者のために講じた施策の概況に関する報告書を提出しなければならない。

## 第2章 障害者の福祉に関する基本的施策

(医療、介護等)

- 第12条 国及び地方公共団体は、障害者が生活機能を回復し、取得し、又は維持するために必要な医療の給付及びリハビリテーションの提供を行うよう必要な施策を講じなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、前項に規定する医療及びリハビリテーションの研究、開発及び普及を促進しなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、障害者がその年齢及び障害の状態に応じ、医療、介護、生活支援その他自立のための適切な支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならない。
- 4 国及び地方公共団体は、第1項及び前項に規定する施策を講ずるために必要な専門的技術職員その他の専門的知識又は技能を有する職員を育成するよう努めなければならない。
- 5 国及び地方公共団体は、福祉用具及び身体障害者補助犬の給付又は貸与その他障害者が日常生活を営むのに必要な施策を講じなければならない。
- 6 国及び地方公共団体は、前項に規定する施策を講ずるために必要な福祉用具の研究及び開発、身体障害者補助犬の育成等を促進しなければならない。

(年金等)

- 第13条 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び生活の安定に資するため、年金、手当等の制度に関し必要な施策を講じなければならない。

(教育)

- 第14条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢、能力及び障害の状態に応じ、十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関する調査及び研究並びに学校施設の整備を促進しなければならない。

- 3 国及び地方公共団体は、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。

(職業相談等)

- 第15条 国及び地方公共団体は、障害者の職業選択の自由を尊重しつつ、障害者がその能力に応じて適切な職業に従事することができるようにするため、その障害の状態に配慮した職業相談、職業指導、職業訓練及び職業紹介の実施その他必要な施策を講じなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、障害者に適した職種及び職域に関する調査及び研究を促進しなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、障害者の地域における作業活動の場及び障害者の職業訓練のための施設の拡充を図るため、これに必要な費用の助成その他必要な施策を講じなければならない。

(雇用の促進等)

- 第16条 国及び地方公共団体は、障害者の雇用を促進するため、障害者に適した職種又は職域について障害者の優先雇用の施策を講じなければならない。
- 2 事業主は、社会連帯の理念に基づき、障害者の雇用に関し、その有する能力を正當に評価し、適切な雇用の場を与えると同時に適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、障害者を雇用する事業主に対して、障害者の雇用のための経済的負担を軽減し、もつてその雇用の促進及び継続を図るため、障害者が雇用されるのに伴い必要となる施設又は設備の整備等に要する費用の助成その他必要な施策を講じなければならない。

(住宅の確保)

- 第17条 国及び地方公共団体は、障害者の生活の安定を図るため、障害者のための住宅を確保し、及び障害者の日常生活に適するような住宅の整備を促進するよう必要な施策を講じなければならない。

(公共的施設のバリアフリー化)

- 第18条 国及び地方公共団体は、障害者の利用の便宜を図ることによつて障害者の自立及び社会参加を支援するため、自ら設置する官公庁施設、交通施設その他の公共的施設について、障害者が円滑に利用できるように施設の構造及び設備の整備等の計画的推進を図らなければならない。
- 2 交通施設その他の公共的施設を設置する事業者は、障害者の利用の便宜を図ることによつて障害者の自立及び社会参加を支援するため、社会連帯の理念に基づき、当該公共的施設について、障害者が円滑に利用できるように施設の構造及び設備の整備等の計画的推進に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、前2項の規定により行われる公共的施設の構造及び設備の整備等が総合的かつ計画的に推進されるようにするため、必要な施策を講じなければならない。

4 国、地方公共団体及び公共的施設を設置する事業者は、自ら設置する公共的施設を利用する障害者の補助を行う身体障害者補助犬の同伴について障害者の利用の便宜を図らなければならない。

(情報の利用におけるバリアフリー化)

第19条 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に情報を利用し、及びその意思を表示できるようにするため、障害者が利用しやすい電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の普及、電気通信及び放送の役務の利用に関する障害者の利便の増進、障害者に対して情報を提供する施設の整備等が図られるよう必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進に当たっては、障害者の利用の便宜が図られるよう特に配慮しなければならない。

3 電気通信及び放送その他の情報の提供に係る役務の提供並びに電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の製造等を行う事業者は、社会連帯の理念に基づき、当該役務の提供又は当該機器の製造等に当たっては、障害者の利用の便宜を図るよう努めなければならない。

(相談等)

第20条 国及び地方公共団体は、障害者に関する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならない。

(経済的負担の軽減)

第21条 国及び地方公共団体は、障害者及び障害者を扶養する者の経済的負担の軽減を図り、又は障害者の自立の促進を図るため、税制上の措置、公共的施設の利用料等の減免その他必要な施策を講じなければならない。

(文化的諸条件の整備等)

第22条 国及び地方公共団体は、障害者の文化的意欲を満たし、若しくは障害者に文化的意欲を起こさせ、又は障害者が自主的かつ積極的にレクリエーションの活動をし、若しくはスポーツを行うことができるようにするため、施設、設備その他の諸条件の整備、文化、スポーツ等に関する活動の助成その他必要な施策を講じなければならない。

### 第3章 障害の予防に関する基本的施策

第23条 国及び地方公共団体は、障害の原因及び予防に関する調査及び研究を促進しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害の予防のため、必要な知識の普及、母子保健等の保健対策の強化、障害

の原因となる傷病の早期発見及び早期治療の推進その他必要な施策を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害の原因となる難病等の予防及び治療が困難であることにかんがみ、障害の原因となる難病等の調査及び研究を推進するとともに、難病等に起因する障害があるため継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者に対する施策をきめ細かく推進するよう努めなければならない。

### 第4章 障害者施策推進協議会

(中央障害者施策推進協議会)

第24条 内閣府に、障害者基本計画に関し、第9条第4項(同条第9項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理するため、中央障害者施策推進協議会(以下「中央協議会」という。)を置く。

第25条 中央協議会は、委員30人以内で組織する。

2 中央協議会の委員は、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。この場合において、委員の構成については、中央協議会が様々な障害者の意見を聴き障害者の実情を踏まえた協議を行うことができることとなるよう、配慮されなければならない。

3 中央協議会の委員は、非常勤とする。

4 前3項に定めるもののほか、中央協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(地方障害者施策推進協議会)

第26条 都道府県(地方自治法第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。))を含む。以下同じ。)に、地方障害者施策推進協議会を置く。

2 都道府県に置かれる地方障害者施策推進協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 都道府県障害者計画に関し、第9条第5項(同条第9項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理すること。

二 当該都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議すること。

三 当該都道府県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

3 都道府県に置かれる地方障害者施策推進協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

4 市町村(指定都市を除く。)は、条例で定めるところにより、地方障害者施策推進協議会を置くことができる。

5 第2項及び第3項の規定は、前項の規定により地方障害者施策推進協議会が置かれた場合に準用する。この場合において、第2項中「都道府県に」と

あるのは「市町村（指定都市を除く。）に」と、同項第1号中「都道府県障害者計画」とあるのは「市町村障害者計画」と、「第9条第5項（同条第9項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第9条第6項（同条第9項において準用する場合を含む。）」と、第3項中「都道府県」とあるのは「市町村（指定都市を除く。）」と読み替えるものとする。

#### 附 則 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成14年法律第50号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成14年10月1日から施行する。

#### 附 則（平成16年法律第80号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び次条（内閣府設置法（平成11年法律第89号）第37条第3項の表の改正規定に限る。）の規定は公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から、第3条の規定は平成19年4月1日から施行する。

## ●障害者基本計画（抄）

（平成14年12月24日閣議決定）

### はじめに

我が国では、昭和57（1982）年、「国連障害者の十年」の国内行動計画として、障害者施策に関する初めての長期計画である「障害者対策に関する長期計画」が策定され、平成4（1992）年には、その後継計画として平成5（1993）年度からおおむね10年間を計画期間とする「障害者対策に関する新長期計画」（以下「新長期計画」という。）が策定された。新長期計画は、その後同年12月に改正された「障害者基本法」により同法に基づく障害者基本計画と位置付けられた。

我が国の障害者施策は、これらの長期計画に沿ってノーマライゼーションとリハビリテーションの理念の下に着実に推進されてきた。すなわち平成7（1995）年には、新長期計画の後期重点施策実施計画として「障害者プラン」が策定され、障害者施策の分野で初めて数値による施策の達成目標が掲げられた。

また、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成6年法律第44号）」及び「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成12年法律第68号）」が制定され、建物、交通分野でのバリアフリー化に向けた制度が整備されるとともに、障害者の社会参加を阻む「欠格条項」の見直しが行われた。さらに、平成15（2003）年には、障害者福祉サービスの利用を従来の措置から利用者の選択による契約に改めるなど、障害者の自己決定に向けた取組を強化することとされている。

他方、国連においては、1992（平成4）年、「国連障害者の十年」の終了を受けて、アジア太平洋地域における国連「障害者に関する世界行動計画」を更に推進するため、ESCAP「アジア太平洋障害者の十年」がスタートした。この「十年」は2002（平成14）年5月のESCAP総会において我が国の主唱により、更に10年延長され、同年10月に滋賀県で開催されたハイレベル政府間会合において、すべての人のための障壁のないかつ権利に基づく社会に向けた行動課題「びわこミレニアムフレームワーク」が採択された。

我が国では、少子高齢化やIT革命の進展など社会経済の大きな変化に直面する中で、21世紀を活力に満ち、国民一人一人にとって生きがいのある安全で安心な社会とすることを目指して、経済・財政、社会、行政の各分野において抜本的な構造改革が推進されている。

新しい世紀における我が国の障害者施策は、これまでの国際的な取組の成果を踏まえ、また我が国の将来のあるべき社会像を視野に入れて策定する必要がある。

この障害者基本計画（以下「基本計画」という。）においては、新長期計画における「リハビリテーション」及び「ノーマライゼーション」の理念を継承するとともに、障害者の社会への参加、参画に向けた施策

の一層の推進を図るため、平成15（2003）年度から24（2012）年度までの10年間に講ずべき障害者施策の基本的方向について定めるものである。

## I 基本的な方針 （考え方）

21世紀に我が国が目指すべき社会は、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会とする必要がある。

共生社会においては、障害者は、社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加、参画するとともに、社会の一員としてその責任を分担する。

他方、障害者の社会への参加、参画を実質的なものとするためには、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している諸要因を除去するとともに障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援することが求められる。

人権が尊重され能力が発揮できる社会の実現を図ることは、少子高齢化の進展する我が国において、将来の活力を維持向上させる上でも重要である。

国民誰もが同等に参加、参画できる共生社会は、行政だけでなく企業、NPO等すべての社会構成員がその価値観を共有し、それぞれの役割と責任を自覚して主体的に取り組むことにより初めて実現できるものであり、国民一人一人の理解と協力を促進し、社会全体としてその具体化を着実に推進していくことが重要である。

この基本計画では、以上のような考え方に立って、政府が関係者の理解と協力の下に取り組むべき障害者施策の基本的方向を定めるものとする。

### （横断的視点）

#### 1 社会のバリアフリー化の推進

障害の有無にかかわらず、国民誰もがその能力を最大限発揮しながら、安全に安心して生活できるよう、建物、移動、情報、制度、慣行、心理などソフト、ハード両面にわたる社会のバリアフリー化を強力に推進する。

また、ユニバーサルデザインの観点から、すべての人にとって生活しやすいまちづくり、ものづくりを推進する。

社会全体でのバリアフリー化を推進する観点から、企業、市民団体等の取組を積極的に支援する。

#### 2 利用者本位の支援

地域での自立した生活を支援することを基本に、障害者一人一人のニーズに対応してライフサイクルの全段階を通じ総合的かつ適切な支援を実施する。

利用者が自らの選択により、適切にサービスを利用できる相談、利用援助などの体制づくりを推進する。

利用者のニーズに沿った多様かつ十分なサービスを確保するため、企業等の積極的活用も含め、供給主体の拡充を図る。

また、地域の実情に即した適切なサービス体制を

構築するため、NPOや地域住民団体との連携・協力を推進する。

#### 3 障害の特性を踏まえた施策の展開

個々の障害に対応したニーズを的確に把握し、障害の特性に応じた適切な施策を推進する。

また、現在障害者施策の対象となっていない障害等に対しても必要性を踏まえ適切に対応する。

WHO（世界保健機関）で採択されたICF（国際生活機能分類）については、障害の理解や適切な施策推進等の観点からその活用方策を検討する。

#### 4 総合的かつ効果的な施策の推進

##### （1）行政機関相互の緊密な連携

国及び地方公共団体における教育、福祉、医療、雇用・就業等の関係行政機関相互の緊密な連携を確保する。

##### （2）広域的かつ計画的観点からの施策の推進

地域間、障害種別によりサービス水準の格差が生じないよう計画的・総合的に施策を推進するほか、適切な圏域設定の下で効果的な相談支援、サービス提供体制の整備を図る。

また、地域における効果的かつ効率的な施策推進の観点から、高齢者、児童等に関する他の計画との整合性に留意する。

##### （3）施策体系の見直しの検討

障害者福祉施設サービスの再構築を図るなど適宜必要な施策・事業の見直しを行う。

また、個々の障害者に適切なサービスを提供する観点から、高齢者施策など他の関連制度との連携の在り方について検討する。

## II 重点的に取り組むべき課題 （略）

## III 分野別施策の基本的方向 （略）

## IV 推進体制等 （略）

## 5. 同和問題

### ●同和对策審議会答申（抄） （昭和40年8月11日 同和对策審議会）

昭和40年8月11日

内閣総理大臣

佐藤 栄 作 殿

同和对策審議会

会長 木村 忠二郎

昭和36年12月7日総審第194号をもって、諮問のあった「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」について審議した結果、別紙のとおり答申する。

#### 目 次

前文

第1部 同和問題の認識

1 同和問題の本質

2 同和問題の概観（略）

第2部 同和对策の経過（略）

第3部 同和对策の具体案（略）

結語一同和行政の方向一（略）

#### 前 文

昭和36年12月7日内閣総理大臣は本審議会に対して「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」について諮問された。いうまでもなく同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。したがって、審議会はこれを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題であるとの認識に立って対策の探求に努力した。その間、審議会は問題の重要性にかんがみ存置期限を2度にわたって延長し、同和地区の実情把握のために全国および特定の地区の実態の調査も行なった。その結果は附属報告書のとおりきわめて憂慮すべき状態にあり、関係地区住民の経済状態、生活環境等がすみやかに改善され平等なる日本国民としての生活が確保されることの重要性を改めて認識したのである。

したがって、審議もきわめて慎重であり、総会を開くこと42回、部会121回、小委員会21回におよんだ。

しかしながら、現在の段階で対策のすべてにわたって具体的に答申することは困難である。しかし、問題の解決は焦眉の急を要するものであり、いたずらに日を重ねることは許されない状態にあるので、以下の結論をもってその諮問に答えることとした。

時あたかも政府は社会開発の基本方針をうち出し、高度経済成長に伴う社会経済の大きな変動がみられよ

うとしている。これと同時に人間尊重の精神が強調されて、政治、行政の面で新らしく施策が推進されようとする状態にある。まさに同和問題を解決すべき絶好の機会というべきである。

政府においては、本答申の報告を尊重し、有効適切な施策を実施して、問題を抜本的に解決し、恥ずべき社会悪を払拭して、あるべからざる差別の長き歴史の終止符が一日もすみやかに実現されるよう万全の処置をとられることを要望し期待するものである。

#### 第1部 同和問題の認識

##### 1 同和問題の本質

いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。

その特徴は、多数の国民が社会的現実としての差別があるために一定地域に共同体的集落を形成していることにある。最近この集団的居住地域から離脱して一般地区に混在するものも多くなってきているが、それらの人々もまたその伝統的集落の出身なるがゆえに陰に陽に身分的差別のあつたいをうけている。集落をつくっている住民は、かつて「特殊部落」「後進部落」「細民部落」など蔑称でよばれ、現在でも「未解放部落」または「部落」などとよばれ、明らかな差別の対象となっているのである。

この「未解放部落」または「同和関係地区」（以下単に「同和地区」という。）の起源や沿革については、人種の起源説、宗教的起源説、職業的起源説、政治的起源説などの諸説がある。しかし、本審議会は、これら同和地区の起源を学問的に究明することを任務とするものではない。ただ、世人の偏見を打破するためにははっきり断言しておかなければならないのは、同和地区の住民は異人種でも異民族でもなく、疑いもなく日本民族、日本国民である、ということである。

すなわち、同和問題は、日本民族、日本国民のなかの身分的差別をうける少数集団の問題である。同和地区は、中世末期ないしは近世初期において、封建社会の政治的、経済的、社会的諸条件に規制せられ、一定地域に定着して居住することにより形成された集落である。

封建社会の身分制度のもとにおいては、同和地区住民は最下級の賤しい身分として規定され、職業、住居、婚姻、交際、服装等にいたるまで社会生活のあらゆる面できびしい差別扱いをうけ、人間外のものとして、人格をふみにじられていたのである。しかし明治維新の変革は、同和地区住民にとって大きな歴史的転換の契機となった。すなわち、明治4年8月28日公布された太政官布告第61号により、同和地区住民は、いちおう制度上の身分差別から解放されたのである。この意味において、歴史的な段階としては、同和問題は

明治維新以後の近代から解消への過程をたどっているといえる。しかしながら、太政官布告は形式的な解放令にすぎなかった。それは単に蔑称を廃止し、身分と職業が平民なみにあつかわれることを宣明したにとどまり、現実の社会関係における実質的な解放を保障するものではなかった。いいかえれば、封建社会の身分階層構造の最底辺に圧迫され、非人間的な権利と極端な貧困に陥れられた同和地区住民を、実質的にその差別と貧困から解放するための政策は行なわれなかった。したがって、明治維新後の社会においても、差別の実態はほとんど変化がなく、同和地区住民は、封建時代とあまり変らない悲惨な状態のもとに絶望的な生活をつづけてきたのである。

その後、大正時代になって、米騒動が勃発した際、各地で多数の同和地区住民がそれに参加した。その後、全国水平社の自主的解放運動がおこり、それを契機によりやがて同和問題の重要性が認識されるに至った。すなわち、政府は国の予算に新らしく地方改善費の名目による地区の環境改善を行なうようになった。しかし、それらの部分的な改善によって同和問題の根本的解決が実現するはずはなく、同和地区住民はいぜんとして、差別の中の貧困の状態におかれてきた。

わが国の産業経済は、「二重構造」といわれる構造的特質をもっている。すなわち、一方には先進国なみの発展した近代的大企業があり、他方には後進国なみの遅れた中小企業や零細経営の農業がある。この二つの領域のあいだには質的な断層があり、頂点の大企業と底辺の零細企業とは大きな格差がある。

なかでも、同和地区の産業経済はその最底辺を形成し、わが国経済の発展からとり残された非近代的部門を形成している。

このような経済構造の特質は、そっくりそのまま社会構造に反映している。すなわち、わが国の社会は、一面では近代的な市民社会の性格をもっているが、他面では、前近代的な身分社会の性格をもっている。今日なお古い伝統的な共同体関係が生き残っており、人々は個人として完全に独立しておらず、伝統や慣習に束縛されて、自由な意志で行動することを妨げられている。

また、封建的な身分階層秩序が残存しており、家父長制的な家族関係、家柄や格式が尊重される村落の風習、各種団体の派閥における親分子分の結合など、社会のいたるところに身分の上下と支配服従の関係がみられる。

さらに、また、精神、文化の分野でも昔ながらの迷信、非合理的な偏見、前時代的な意識などが根づよく生き残っており、特異の精神風土と民族的性格を形成している。

このようなわが国の社会、経済、文化体制こそ、同和問題を存続させ、部落差別を支えている歴史的社会的根拠である。

したがって、戦後のわが国の社会状況はめざましい変化を遂げ、政治制度の民主化が前進したのみでなく、経済の高度成長を基底とする社会、経済、文化の近代化が進展したにもかかわらず、同和問題はいぜんとして未解決のままでとり残されているのである。

しかるに、世間の一部の人々は、同和問題は過去の問題であって、今日の民主化、近代化が進んだわが国においてはもはや問題は存在しないと考えている。

けれども、この問題の存在は、主観をこえた客観的事実に基づくものである。

同和問題もまた、すべての社会事象がそうであるように、人間社会の歴史的発展の一定の段階において発生し、成長し、消滅する歴史的現象にほかならない。

したがって、いかなる時代がこようと、どのように社会が変化しようと、同和問題が解決することは永久にありえないと考えるのは妥当でない。また、「寝た子をおこすな」式の考えで、同和問題はそのまま放置しておけば社会進化にともないいつとはなく解消すると主張することにも同意できない。

実に部落差別は、半封建的な身分的差別であり、わが国の社会に潜在的または顕在的に厳存し、多種多様の形態で発現する。それを分類すれば、心理的差別と実態的差別とにこれを分けることができる。

心理的差別とは、人々の観念や意識のうちに潜在する差別であるが、それは言語や文字や行為を媒介として顕在化する。たとえば、言葉や文字で封建的身分の蔑称をあらわして侮蔑する差別、非合理的な偏見や嫌悪の感情によって交際を拒み、婚約を破棄するなどの行動にあらわれる差別である。実態的差別とは、同和地区住民の生活実態に具現されている差別のことである。たとえば、就職・教育の機会均等が実質的に保障されず、政治に参与する権利が選挙などの機会に阻害され、一般行政諸施策がその対象から疎外されるなどの差別であり、このような劣悪な生活環境、特殊で低位の職業構成、平均値の数倍にのぼる高率の生活保護率、きわだって低い教育文化水準など同和地区の特徴として指摘される諸現象は、すべて差別の具象化であるとする見方である。

このような心理的差別と実態的差別とは相互に因果関係を保ち相互に作用しあっている。すなわち、心理的差別が原因となって実態的差別をつくり、反面では実態的差別が原因となって心理的差別を助長するという具合である。そして、この相関関係が差別を再生産する悪循環をくりかえすわけである。

すなわち、近代社会における部落差別とは、ひとくちに言えば、市民的権利、自由の侵害にほかならない。市民的権利、自由とは、職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、居住および移転の自由、結婚の自由などであり、これらの権利と自由が同和地区住民にたいしては完全に保障されていないことが差別なのである。これらの市民的権利と自由のうち、職業選択の自由、すなわち就職の機会均等が完全に保障されていないことが特に重大である。なぜなら、歴史をかえりみても、同和地区住民がその時代における主要産業の生産過程から疎外され、賤業とされる雑業に従事していたことが社会的地位の上昇と解放への道を阻む要因となったのであり、このことは現代社会においても変わらないからである。したがって、同和地区住民に就職と教育の機会均等を完全に保障し、同和地区に滞留する停滞的過剰人口を近代的な主要産業の生産過程に導入することにより生活の安定と地位の向上をはか

ることが、同和問題解決の中心的課題である。

以上の解明によって、部落差別は単なる觀念の亡霊ではなく現実の社会に実在することが理解されるであろう。いかなる同和対策も、以上のような問題の認識に立脚しないかぎり、同和問題の根本的解決を実現することはもちろん、個々の行政施策の部分的効果を十分にあげることをも期待しがたいであろう。

## 2 同和問題の概観（略）

### 第2部 同和対策の経過（略）

### 第3部 同和対策の具体案（略）

### 結 語 ー同和行政の方向ー（略）

## ●「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について（意見具申）」 （平成8年5月17日 地域改善対策協議会）

本協議会は、平成3年12月11日の本協議会意見具申が指摘した地域改善対策の今後の基本的な課題について審議するため、平成5年7月28日、本協議会の中に総括部会を設置した。総括部会は、平成5年10月以来、29回にわたって審議を行い、本年3月28日に意見をとりまとめ、本協議会に対し別添のとおり報告がなされた。

本協議会は上記報告を踏まえて審議を行った結果、本日、同和問題の早期解決に向けた方策の基本的な在り方について、同報告の内容をもって本協議会の意見とし、これを具申することとした。政府におかれては、本協議会の意見を尊重し、同和問題の早期解決に向けた施策の推進に当たられるよう要望するものである。

### 別添 地域改善対策協議会 総括部会報告書

地域改善対策協議会においては、同和問題の早期解決を図るため、平成3年12月の地域改善対策協議会意見具申が地域改善対策の今後の基本的な課題として掲げている、(1)心理的差別の解消に向けた啓発等のソフト面の推進方策、(2)行政運営の適正化等今後の地域改善対策を適正に推進するための方策、(3)地域改善対策特定事業（物的事業及び非物的事業）の一般対策への円滑な移行方策等を審議する機関として、平成5年7月28日の総会で当部会の設置を決定した。

当部会は、平成5年10月6日の第1回会合以来、これまで約2年半にわたり、29回に及ぶ部会を開催し、関係各省庁からの説明、政府が実施した平成5年度同和地区実施把握等調査をはじめとするこれまでの関係諸調査、民間運動団体・民間研究所及び地方公共団体からの意見聴取、さらには現地視察等を踏まえ、国際的な潮流や人権問題全般も視野に入れつつ、同和問題の早期解決に向けた今後の方策の在り方について、幅広く審議を行ってきた。

今般、同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について当部会の意見を取りまとめたので、審議の結果として別紙のとおり報告する。

本報告に盛り込まれた施策を実現していくため、法的措置の必要性を含め各般の措置について具体的な検討を要するものと考えられる。本報告が地域改善対策協議会に報告された後、政府においても検討が行われるものと考えるが、いずれにしても、当部会としては、同和問題が早期に解決され、我が国が基本的人権の尊重の面で国際社会において積極的な貢献を果たせる存在になっていくことを期待したい。

### 別紙

#### 1 同和問題に関する基本認識

今世紀、人類は二度にわたる世界大戦の惨禍を経験し、平和が如何にかけがえのないものであるかを学んだ。しかし、世界の人々の平和への願いにもかかわらず、冷戦構造の崩壊後も、依然として各地で地域紛争が多発し、多くの犠牲者を出している。紛争の背景は一概には言えないが、人種や民族間の対立や偏見、そして差別の存在が大きな原因の一つであると思われる。こうした中で、人類は、「平和のないところに人権は存在し得ない」、「人権のないところに平和は存在し得ない」という大きな教訓を得た。今や、人権の尊重が平和の基礎であるということが世界の共通認識になりつつある。このような意味において、21世紀は「人権の世紀」と呼ぶことができる。

我が国は、国際社会の一員として、国際人権規約をはじめとする人権に関する多くの条約に加入している。懸案となっていた「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（人種差別撤廃条約）にも加入し、「人権教育のための国連10年」への本格的な取組みも開始された。世界の平和を願う我が国が、世界各国との連携・協力の下に、あらゆる差別の解消を目指す国際社会の重要な一員として、その役割を積極的に果たしていくことは、「人権の世紀」である21世紀に向けた我が国の重要な責務とすべきである。

ひるがえって、我が国固有の人権問題である同和問題は、憲法が保障する基本的人権の侵害に係る深刻かつ重大な問題である。戦後50年、本格的な対策が始まってからも四半世紀余、同和問題は多くの人々の努力によって、解決へ向けて進んでいるものの、残念ながら依然として我が国における重要な課題と言わざるを得ない。その意味で、戦後民主主義の真価が問われていると言えよう。また、国際社会における我が国の果たすべき役割からすれば、まずは足元とも言うべき国内において、同和問題など様々な人権問題を一日も早く解決するよう努力することは、国際的な責務である。

昭和40年の同和对策審議会答申（同対審答申）は、同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題であると指摘している。その精神を踏まえて、今後とも、国や地方公共団体はもとより、国民の一人一人が同和問題の解決に向けて主体的に努力していかなければならない。そのためには、基本的人権を保障された国民一人一人が、自分自身の課題として、同和問題を人権問題という本質から捉え、解決に向けて努力する必要がある。

同和問題は過去の課題ではない。この問題の解決に向けた今後の取組みを人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりをもった現実の課題である。そのような観点から、これまでの成果を土台とし、従来の取組みの反省を踏まえ、未来に向けた新たな方向性を見極めるべき時に差しかかっていると言えよう。

## 2 同和問題解決への取組みの経緯と現状

### （1）これまでの経緯

明治4年の太政官布告は、同和問題の解決に向けた出発点になったが、十分な対策はとられず、強固な差別意識が残された。戦後、昭和28年度に隣保館設置の補助事業が始まり、昭和35年度からはモデル地区において総合事業が開始された。これらは新憲法の下での新しい一歩ではあったが、同和地区の生活実態はなお劣悪であり、全国的にみて対策の不均衡もみられた。

昭和40年の同対審答申は、あらゆる意味で今日までの対策の基礎になってきた。同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題であるとの基本認識を明確にし、国や地方公共団体の積極的な対応を促したことなど、同和問題の解決を図る上でこの答申が果たした歴史的意義は極めて大きい。答申がなされてから既に30年余り経過しているが、同和問題の早期解決に向けて、この答申の趣旨を今後とも受け継いでいかなければならない。

同対審答申を踏まえ、昭和44年に10年間の限時法として同和对策事業特別措置法（同対法）が制定され、その後の3年間の延長も含め、特別対策が総合的に推進された。この間の対策により、物的な基礎整備が急速に進展するなど大きな成果をあげたが、心理的差別の解消の面では大きな課題が残った。また、事業の進展に伴い、一部に周辺地域との均衡や一体性を欠いた事業の実施がみられたり、えせ同和行為などの新たな問題も発生してきた。

このため、同対法に基づく事業の中で必要なものを継承しつつ、それまでの施策の反省を踏まえた地域改善対策特別措置法（地対法）が昭和57年に5年間の限時法として制定された。その後、昭和62年、地域改善対策の一般対策への円滑な移行のための最終法として提案された現行の地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）が5年間の限時法として制定され、平成4年に5年間延長された。地対法、地対財特法を通じ、特別対策を必要に応じて見直ししながら引き続き実施する一方、心理的差別の解消を目指した啓発事業の積極的な展開を図るとともに、行政の主体性の確立、えせ同和行為の排除などの適正化対策が推進され、現在、地対財特法の期限まで、残り約1年という段階に差しかかっている。

### （2）現状と課題

これまでの対策の効果を測定し、同和地区の実態や国民の意識等について把握するため、平成5年度に同和地区実態把握等調査（実態調査）が実施された。当部会では「同和地区実態把握等調査に関する小委員会」を設置し、この調査結果に基づいて、同和問題の解決に向けた課題を整理した。

以下は、その要点である（別添 同小委員会報告の「まとめ」の部分参照）。

#### ① 現状

同和地区においては、若い世代が就職や結婚のために同和地区外へ転出する傾向がみられ、全国平均に対して高齢化の比率が若干高くなっている。同和関係者が同和関係者以外の者と結婚する

ケースは増加の傾向を示している。また、住宅、道路等の物的な生活環境については改善が進み、全体的には、同和地区と周辺地域との較差はみられない。下水道普及率は、全国平均に比べて大幅に低くなっているが、都市規模別にみると、大きな差はみられない。

高等学校等進学率は向上してきており、ここ数年9割を超えているが、全国平均と比べるとなお数ポイントの差がみられる。最終学歴については、高等教育修了者（短大・大学等）の比率が20歳代、30歳代では40歳以上に比べてかなり高くなっているが、全国平均との差はなお大きい。

就労状況は、若年齢層を中心に、安定化する傾向にあるが、全国平均と比較すると、不安定な就労形態の比率が高くなっている。就労先は全体的に小規模な企業の比率が高くなっている。また、年収の面では、全国平均に比べて全体的に低位に分布しており、世帯の家計の状況も、全般的にみると依然として全国平均よりも低位な状況にある。農業経営世帯は、小規模農家が多く、農業従事者が高齢化してきている。事業経営世帯では、小規模な個人経営が多い。

同和地区の人であるということと約3割の同和関係者が人権を侵害されたとしているが、公的機関に相談した者は少数にとどまっている。同和問題に関する国民の差別意識は、着実に解消へ向けて進んでいるものの、同和関係者との結婚問題を中心に依然として残っている。

隣保館の利用比率は高く、同和地区外住民も多数利用している。

地域改善対策の適正化については、改善された点もみられるものの、個人給付的事業の資格審査の実施、公営住宅等の家賃の見直し、地方公共団体単独事業の見直し、団体補助金の交付に際しての審査、公的施設の管理規程の整備などの点で、不十分な状況がみられる。

## ② これまでの成果と今後の主な課題

実態調査の結果からみて、これまでの対策は生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備がおおむね完了するなど着実に成果をあげ、様々な面で存在していた較差は大きく改善された。

しかし、高等学校や大学への進学率にみられるような教育の問題、これと密接に関連する不安定就労の問題、産業面の問題など、較差がなお存在している分野がみられる。差別意識は着実に解消へ向けて進んでいるものの結婚問題を中心に依然として根深く存在している。また、人権侵害が生じている状況もみられ、その際の人権擁護機関の対応はなお十分なものとは言えない。さらに、適正化対策もなお不十分な状況である。

同和問題の解決に向けた今後の主要な課題は、依然として存在している差別意識の解消、人権侵害による被害の救済等の対応、教育、就労、産業等の面でなお存在している較差の是正、差別意識を生む新たな要因を克服するための施策の適正化

であると考えられる。これらの課題については、その背景に関して十分な分析を行い、適切な施策が講じられる必要がある。

## 3 同和問題解決への展望

### （１）これまでの対策の意義と評価

同対法以来これまで三度にわたる特別法が制定され、四半世紀余にわたって同和地区、同和関係者に対象を限定した特別対策が実施されてきた。同対審答申の当時は、同和地区や同和関係者が事実上一般対策の枠外に置かれていたという状況や、心理的差別と実態的差別の相互作用が差別を再生産しているという悪循環がみられた。この悪循環を断ち切り、生活実態の早急な改善を図るには、迅速な事業の実施と全国的な水準の引上げを図ること等が必要とされ、これらの法律により期間を限って、国が財政上の特別措置を講じることにより、所要の施策の推進に努めてきた。

このような考え方の下に推進されてきた特別対策は、極めて大きな意義をもつものであった。すなわち、物的な生活環境をはじめ様々な面で存在していた較差が大きく改善された。また、これによって物的な生活環境の劣悪さが差別を再生産するというような状況も改善の方向に進み、差別意識の解消に向けた教育及び啓発も様々な創意工夫の下に推進されてきた。さらに、対策の実施は全国的に進展し、地方公共団体にとって財政的負担が特に大きい物的な基盤整備はおおかた完了したとみられる。これらを総合的に勘案した場合、全般的にみれば、これまでの特別対策は現行法期限内におおむねその目的を達成できるものと考えられる。

これまでの対策は上述のように大きな意義があったが、2（2）に述べたように深刻な課題が残されているとともに、現時点でみれば反省すべき点も少なくない。事業の実施に当たって周辺地域との一体性を欠いたり、啓発などのソフト面の取組みが不十分であったことにより、いわゆる「ねたみ意識」が表面化するなど差別意識の解消に逆行するひずみが指摘されてきた。また、これらの特別対策は、施策の適用上、地区や住民を行政が公的に区別して実施されてきたものであり、それが住民の意識に与える影響等、この手法に内在する問題点も指摘されている。

### （２）今後の施策の基本的な方向

特別対策は、事業の実施の緊要性等に応じて講じられるものであり、状況が整えばできる限り早期に一般対策へ移行することになる。一方、教育、就労、産業等の面でなお存在している較差の背景には様々な要因があり、短期間で集中的に較差を解消することは困難とみられ、ある程度の時間をかけて粘り強く較差解消に努めるべきである。

このようなことから、従来の対策を漫然と継続していたのでは同和問題の早期解決に至ることは困難であり、これまでの特別対策については、おおむねその目的を達成できる状況になったことから、現行

法の期限である平成9年3月末をもって終了することとし、教育、就労、産業等のなお残された課題については、その解決のため、4で述べるような工夫を一般対策に加えつつ対応するという基本姿勢に立つべきである。

本報告に盛り込まれた施策を実現していくため、法的措置の必要性を含め各般の措置について具体的に検討し、これに基づいて、国及び地方公共団体は、基本的人権の尊重と同和問題の一日も早い解決をうたった同対審答申の精神とこれまでの成果を踏まえつつ、それぞれがその責務を自覚し、今後とも一致協力して、これらの課題の解決に向けて積極的に取り組んでいく必要がある。

同対審答申は、「部落差別が現存するかぎりこの行政は積極的に推進されなければならない」と指摘しており、特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が、同和問題の早期解決を目指す取組みの放棄を意味するものでないことは言うまでもない。一般対策移行後は、従来にも増して、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、一部に立ち遅れのあることも視野に入れながら、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努め、真摯に施策を実施していく主体的な姿勢が求められる。

#### 4 今後の重点施策の方向

##### (1) 差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進

###### ① 基本的な考え方

差別意識の解消のために教育及び啓発の果たすべき役割は極めて大きく、これまで様々な手法で施策が推進されてきた。しかしながら、同和問題に関する国民の差別意識は解消へ向けて進んでいるものの依然として根深く存在しており、その解消に向けた教育及び啓発は引き続き積極的に推進していかなければならない。

教育及び啓発の手法には、法の下での平等、個人の尊重といった普遍的な視点からアプローチしてそれぞれの差別問題の解決につなげていく手法と、それぞれの差別問題の解決という個別的な視点からアプローチしてあらゆる差別の解消につなげていく手法があるが、この両者は対立するものではなく、その両者があいまって人権意識の高揚が図られ、様々な差別問題も解消されていくものと考えられる。

今後、差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべきと考えられる。その中で、同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、この問題に固有の経緯等を十分に認識しつつ、国際的な潮流とその取組みを踏まえて積極的に推進すべきである。

同様な観点から、「人権教育のための国連10年」に係る施策の中でも、同和問題を我が国の人権問題における重要な柱として捉え、今後策定される国内行動計画に基づいて教育及び啓発を積極

的に推進し、同和問題に関する差別意識の解消に努めるべきである。

##### ② 実施体制の整備と内容の創意工夫

国や地方公共団体においては、これまでの積み上げられてきた成果や手法への評価を踏まえて、実施体制の整備や必要な施策について検討すべきである。その際、「人権教育のための国連10年」に係る施策の積極的な推進等による差別意識の解消に向けた教育及び啓発の総合的かつ効果的な推進という観点を踏まえる必要がある。また、従来特別対策として行ってきた学校教育や社会教育の関係事業、及び就労対策、農林漁業対策、中小企業対策の中で行ってきたものを含む各種の啓発事業については、人権教育、人権啓発の推進という観点から再構成すべきである。

公益法人等の公的な性格を有する民間団体、社会教育関係団体や民間企業も、今後の教育及び啓発において重要な役割を担うことが期待される。特に、財団法人地域改善啓発センターは、啓発活動の実践、多様な主体が実施する教育・啓発活動に対する情報提供など種々の支援等の面で引き続き重要な役割を果たしていくことが期待され、今後の教育及び啓発との関連において、その在り方を必要に応じ見直していくことが望まれる。今後の教育及び啓発を更に効果的なものとしていくためには、それぞれの主体における実施体制の整備とあわせ、多様な主体が連携協力するための横断的なネットワークの形成、その中核的な媒体となる情報データベースの整備、公務員研修等を通じた指導者の養成、優れた教材や手法を開発するための調査研究など、教育や啓発の共通基盤となる要素が整備される必要がある。また、人材養成等の観点から、大学教育においても人権問題に対する一層の対応が強く望まれる。

教育及び啓発の内容の面でも、様々な課題に対する国際的な人権教育・啓発の成果、経験等も踏まえ、公正で広く国民の共感を得られるような更なる創意工夫を凝らし、家庭、地域社会、学校などの日常生活の中で実践的に人権意識を培っていくことが必要である。このため、例えば、多様な興味関心への対応、知識の伝達にとどまらない日常生活や地域の実態に即した実践性、感性への訴えかけ、誰もが参加しやすい明るく楽しい雰囲気づくりと意見や感想の自由な交換の重視、マスメディアの活用といった観点から、その内容・手法については一層の創意工夫を凝らしていくことが望まれる。

また、いたずらに「禁句」にとらわれることにより、意識の中に建前と本音の乖離が生じ、問題の本質の正しい理解が妨げられることのないよう、特に留意すべきである。その意味でもメディアの役割は重要である。

##### (2) 人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化

###### ① 基本的な考え方

同和問題の本質的な課題は、同和関係者に対する人権侵害の解消を図るとともに人権侵害が発生しないような社会的意識を確立することであるが、残念ながら今なお同和関係者に対する人権侵害が生じている。不幸にして人権侵害が発生した場合には、司法機関による解決のほか、人権擁護機関が中立公正な立場から相談、勧告等の対応をしてきたところであるが、現行の体制では被害の簡易迅速な救済という観点からはなお十分なものとは言えない。

人権擁護制度の在り方は、その国の人権に対する姿勢を示していると言っても過言ではない。同和関係者に対する人権侵害などあらゆる人権侵害に対して、被害の救済を含めてより有効な対応が図られるよう、人権擁護制度の充実強化に取り組むべきである。教育及び啓発という観点からも、人権侵害が発生した際に、関係者に対し適切な人権擁護措置を講ずることは極めて大きな意味をもつものと考えられる。

## ② 人権侵害救済制度の確立

あらゆる人権侵害に対して、事実関係の調査や被害の救済等を含め簡易迅速かつ有効適切な対応が図られるよう、各国の取組み等国際的な潮流も視野に入れ、現行の人権擁護制度を抜本的に見直し、21世紀にふさわしい人権侵害救済制度の確立を目指して鋭意検討を進めるべきである。

## ③ 人権擁護委員制度の充実と人権相談業務の推進

上述のように人権擁護制度全般にわたって突っ込んだ検討が必要であるが、人権擁護委員制度の在り方についても、既に種々の問題点が指摘されているところであり、より積極的な活動が期待できる適任者を確保するための方策、人権擁護委員の活動をより活性化するための方策、さらには、その活動を実効あるものにするための方策等について、総合的に検討する必要があるものと考えられる。

人権相談業務は、人権侵害による被害の救済等の対応の端緒として重要な意味を持っている。法務局等の人権擁護機関と地方公共団体は相互に緊密な連携の下に、公共施設などの国民の利用しやすい場所において市民がいつでも気軽に相談できるような窓口の整備を積極的に進めるべきである。また、相談に応じる職員や人権擁護委員の対応能力の向上を図ることが不可欠である。さらに、人権擁護制度について国民に知ってもらうための努力も重要であり、教育・啓発活動と連携を図りつつ、人権相談業務の内容、相談体制について積極的に周知を図るべきである。

## (3) 地域改善対策特定事業の一般対策への円滑な移行

### ① 基本的な考え方

既に述べたように、現行の特別対策の期限をもって一般対策へ移行するという基本姿勢に立つこ

とは、同和問題の早期解決を目指す取組みの放棄を意味するものではない。今後の施策ニーズには必要な各般の一般対策によつて的確に対応していくということであり、国及び地方公共団体は一致協力して、残された課題の解決に向けて積極的に取り組んでいく必要がある。

この一般対策への移行を円滑に行うためには、下記に述べるような一部の事業等については一定の工夫が必要と考えられる。その具体化に当たっては、一般対策への移行の趣旨に照らせば限定的でなければならないが、既存の一般対策の状況、なお残されている課題の状況、地方公共団体の財政状況等を踏まえた上で、これまでの施策の成果が損なわれるなどの支障が生ずることのないよう配慮すべきである。

### ② 工夫の方向

環境改善の分野のうち、小集落地区等改良事業の場合は、既に着工済みであるが地対財特法期限までの事業完了が困難と見込まれるものがみられ、かつ、この事業を実施している地方公共団体の中には財政力の弱いものがみられることから、当該事業の完了に支障が生じることのないよう、国として適切に対応すべきである。また、小規模な集落における環境改善のニーズに全体としての確に応えられるよう、受皿としての面的整備事業の手法を検討すべきである。なお、公共下水道については、中小都市や町村において全国的に普及が遅れており、整備の促進が図られるべきである。

社会福祉の分野においては、隣保館について、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、今後一層発展していくことが望まれる。地域の実態把握や住民相談といった基本的な機能に加え、教養文化活動の充実や地域のボランティアグループとの連携など地域社会に密着した総合的な活動を展開し、さらにこれらの活動を通じて日常生活に根ざした啓発活動を行うことが期待される。このため、隣保館等の地域施設において各種の事業を総合的にかつ活発に展開することができるよう、国として適切に対応すべきである。また、保育についても、家庭環境に対する配慮や地域との連携など、きめ細かな保育を行っていけるよう、国として適切に対応すべきである。

教育の分野においては、高等学校の進学率や中退率、また大学への進学率をみても全国平均と比べてなお較差がみられる状況であり、その背景にある様々な要因も考慮した場合、教育を巡る課題は今なお多く、較差の解消にはある程度の時間を要するものと考えられる。高等学校等進学奨励費補助事業については、教育が就労の安定、生活水準の向上等社会生活の多くの分野の改善を図る上での基礎的条件をなすものであることにかんがみ、他の奨学資金制度との整合性、運用の適正化等、様々な論議に留意しながら、当面、所要の施

策を講ずることが望ましいと考えられる。その際、これまでの成果が損なわれることのないよう十分配慮し、自立促進の観点に立ち、今後一層の進学意欲と学力の向上を目指して、学校、家庭、地域社会が一体となった総合的な取り組みが必要である。

就労の分野においては、中高年齢層を中心に不安定就労者の比率が全国平均と比べて高い状況であり、就労を巡る課題は今なお多く、較差の解消にはある程度の時間を要するものと考えられる。職業の安定は、直接生活水準の向上に寄与し、社会生活の改善を図る上で基本となるものである。このため、若年齢層を含めた一層の就労の安定を目指し、施策のニーズを踏まえ、全体の体系の中で受皿としての事業の検討を含め国として適切に対応すべきである。

農林漁業対策の分野においては、経営基盤の小規模零細性、高齢化、担い手の減少などの問題を抱えており、小規模零細な農林漁業者における生産基盤や共同利用施設の整備について、全体の体系の中で受皿としての事業の検討を含め国として適切に対応し、農林漁業の振興に努めるべきである。

中小企業対策の分野においては、生活水準の較差等につながる経営面での較差を是正するため、中小企業の共同化の促進、巡回相談等について全体の体系の中で受皿としての事業の検討を含め国として適切に対応し、中小企業の振興に努めるべきである。

相談員、指導員等については、受皿の検討を含め円滑な移行に努めるべきである。

#### (4) 今後の施策の適正な推進

##### ① 基本的な考え方

これまでの当協議会意見具申等の中で、行政の主体性の確立、同和関係者の自立向上、えせ同和行為の排除、同和問題についての自由な意見交換のできる環境づくりの必要性が指摘されているが、今日においてもなお十分な状況とは言えない。それだけ、この問題の難しさがあるものと考えられるが、引き続き、これらを達成するための息の長い取り組みが必要である。

##### ② 行政の主体性の確立

これまでの指摘を踏まえた国や地方公共団体の努力により、改善された点もみられるものの、残念ながら、実態調査の結果からみてなお課題が残されている状況であり、具体的な問題点について引き続き厳しく是正すべきである。

このため、行政職員の研修の体系的な実施に努めるとともに、個人給付的事业における返還金の償還率の向上等の適正化、著しく均衡を失した低家賃の是正、民間運動団体に対する地方公共団体の補助金等の支出の一層の適正化、公的施設の管理運営の適正化、教育の中立性の確保について、引き続き関係機関を指導すべきである。また、国

税の課税については、国家行政の根幹にかかわる問題であり、その公正を疑われることのないよう、より一層の主体性をもって引き続き適正・公平な課税の確保に努力すべきである。地方税の減免措置についてもその一層の適正化に今後とも取り組むべきである。さらに、行政の監察・監査・会計検査等については、必要に応じてこれらの機能の一層の活用が図られるべきである。

また、今後、行政には、3でも述べたように、基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、真摯に、かつ的確に、地域の状況や事業の必要性に応じ、施策を実施していく主体的な姿勢が求められる。

##### ③ 同和関係者の自立向上

現在の同和地区が真に住みよい地域社会としてさらに発展していくためには、ソフト面での自主的な住民活動が重要であり、これを促進するためには、同和関係者の意識の醸成や指導者となる人材の養成が必要である。また、同和問題の解決を図る上で同和関係者の自立への意欲は重要な要素である。このため、教育や啓発の中で同和関係者の自立向上という目標を重視し、それらを支援するための方策も検討すべきである。

##### ④ えせ同和行為の排除

えせ同和行為は、その行為自体が問題とされ排除されるべきものであるだけでなく、差別意識の解消に向けた教育や啓発の効果を覆し、同和問題の解決に真剣に取り組んでいる者や同和関係者に対する国民のイメージを著しく損ねるものである。そして、国民に対して、この問題に対する誤った意識を植え付け、同和問題解決の大きな阻害要因となっている。法務省が平成7年1月に実施したえせ同和行為実態把握のためのアンケート調査によれば、1事業所当たりの要求件数の減少、要求に対する拒否率の上昇など改善された点もみられるものの、全体的には被害が依然として深刻な状況である。これまで、昭和62年に国がえせ同和行為対策中央連絡協議会を設置してえせ同和対策大綱を策定し、これに基づき情報交換、手引書の作成、啓発などに取り組んでいるが、被害が依然として深刻であることにかんがみ、えせ同和行為の排除の一層の強化を図るべきである。

えせ同和行為に対処するには、同和問題を正しく理解することが何よりも重要である。また、刑事事件に該当するものについては引き続き厳格に対処すべきであり、不当要求には毅然とした態度をとること、組織全体で対応すること、法務局、警察の暴力団取締担当部署、弁護士会の民事介入暴力被害者救済センターなどに早期に相談すること等を行政機関、企業等に更に徹底すべきである。なお、同調査結果では、えせ同和行為に対して行政機関が無責任な対応をし、企業が不信感を持っていることをうかがわせる事例もみられることから、行政機関が率先して毅然とした態度をとるよ

う特に徹底すべきである。

## ⑤ 同和問題についての自由な意見交換のできる環境づくり

「同和問題はこわい問題であり避けたほうがよい」という風潮は、依然としてえせ同和行為が横行する背景となり、行政の主体性の欠如を生み、この問題に関する自由な意見交換を阻害してきた。教育や啓発を真に実効あるものとし、人権が尊重される社会を築きあげていくには、その基盤として同和問題に対する正しい認識を深めるための自由な意見交換のできる環境づくりが不可欠である。同時に、教育や啓発に当たって、意見や感想を表明しやすい方法を工夫することも重要と考えられる。

## （５）その他

国においては、「人権教育のための国連１０年」に係る施策の積極的な推進等を通じ、同和問題をはじめとする差別意識の解消に向けた教育及び啓発を総合的かつ効果的に推進できるよう、その体制の在り方について検討する必要があると考えられる。その際、既に述べた「人権の世紀」とも言うべき２１世紀に向けた今後の政府全体としての取組みにおける連絡調整体制についてもその在り方を併せて検討すべきである。

地方公共団体においても、本報告を受けた国の施策の今後の方向及びその趣旨を踏まえ、地方単独事業について更に見直しを行うことが強く望まれるほか、同和問題の解決と人権の尊重に向けた行政の取組みについて改めて検討すべき時期にきているものと考えられる。その際、国と同様、「人権教育のための国連１０年」に係る施策の推進体制の在り方や「人権の世紀」とも言うべき２１世紀に向けた今後の取組みにおける連絡調整体制の在り方についても検討すべきである。

## 別添 同和地区実態把握等調査に関する小委員会報告（抄）

### １．まとめ

#### （１）地区の概況

- ① 同和地区においては、学業を終えた若い働き盛りの世代が就職や結婚のために同和地区外へ転出し、その親の世代、あるいはさらにその親の世代が同和地区の中に残るといった傾向がみられ、全国平均に対して同和関係者の高齢化の比率が若干高くなっている。
- ② 同和地区を含め、全国的に郡部を中心として高齢化が進行しているが、大都市部についてみると、その平均に対して同和関係者の高齢化の比率が若干高い。
- ③ 若年齢層の同和関係者が同和地区外に転出する一方で、同和地区外からの人口の転入がみられ、この結果、全体としては同和地区の人口の中で同和関係者の占める比率が低下している。ただし、

大規模地区においては、同和関係者の占める比率が高くなっている。また、同和関係者が同和関係者以外の者と結婚するケースも増加の傾向を示している。

#### （２）生活環境

- ① 同和地区の住宅、道路等の物的な生活環境については改善が進み、全体的には、同和地区と周辺地域との較差はみられない。
- ② 同和関係者の下水道普及率は、全国平均に比べて大幅に低くなっている。ただし、都市規模別にみると、大きな差はみられない。このことは、全国的に大都市部に比べて下水道整備が遅れている郡部等に同和関係人口が比較的多いことが原因と考えられる。

#### （３）教育

- ① 同和関係生徒の高等学校進学率は向上してきており、ここ数年９割を超えているが、全国平均と比べるとなお数ポイントの差がみられる。
- ② 同和関係者の最終学歴については、高等教育修了者（短大・大学等）の比率が２０歳代、３０歳代では４０歳以上に比べてかなり高くなっているが、全国平均との差はなお大きい。

#### （４）就労

- ① 同和関係者の就労状況は、高学歴化した若年齢層を中心に常雇の比率が高くなり、安定化する傾向にあるが、全国平均と比較すると、不安定な就労形態の比率がやや高くなっている。就労先も全体的に小規模な企業の比率が高く、「製造業」や「建設業」の比率が高くなっている。また、全国平均と比較すると、「建設業」の比率が高くなっている。年収の面でも、全国平均に比べて全体的に低位に分布している。
- ② 保有している免許・資格について、地域改善対策事業を活用して取得した者は２割弱であり、その免許・資格が生活の安定・向上に結びついていけるものは、その４割程度になっている。
- ③ 転職を希望する者の比率は全国平均と差がないが、転職希望理由でみると、全国平均に比べて同和関係者では「時間的・肉体的負担が大きい」「知識や技能を生かしたい」といった理由の比率が低く、「収入が少ない」「将来性がない」といった理由の比率が高い。
- ④ 無業者の就労意欲は、若年齢層において、また女性で全国平均よりやや低くなっている。

#### （５）産業

- ① 同和関係の農業経営世帯は、小規模農家が多く、第二種兼業農家は減少してきている。  
水田の整備をはじめ、農業経営の基盤は着実に整備されてきているが、農業従事者が高齢化してきており、今後の経営については現状のままでよいと考えている農家が多い。
- ② 同和関係世帯の中で漁業経営世帯はごくわずかであり、全般的に販売額の少ない漁家が多い。
- ③ 事業経営世帯では、小規模な個人経営が多く、建設業の割合が高い。また、今後の事業経営上の課題としては、信用力の向上、技術力の向上、人

手不足への対応、後継者の育成を挙げる世帯の比率が高い。

- ④ 共同作業場は、休止中のものが3割程度みられるが、運営主体や事業種目によって経営状況に大きな差がみられる。

#### (6) 世帯の経済状況

- ① 同和関係世帯の家計の状況は、生活保護世帯の比率が減少傾向にあるものの、生活保護受給状況や住民税課税状況などを全般的にみると、依然として全国平均よりも低位な状況にある。これは、若年齢層の同和地区外への転出と、それに伴う全国平均よりやや先行した高齢化の進行、教育上の較差、不安定な就労形態の比率の高さなど、様々な要因が積み重なった結果と考えられる。
- ② 依然として高い生活保護の保護率あるいは長期受給者の高い比率は、高齢化の進行等の同和関係世帯の状況を反映しているものと考えられるが、地域間において大きな較差がみられる。

#### (7) 保健福祉

- ① 同和関係者の健康状態については、よいと回答した者が全国平均と比べて多い反面、よくないと回答した者もやや多くなっている。
- ② 同和関係者で介護の必要な者の比率は、全国平均とほぼ同様と考えられる。
- ③ 隣保館の利用比率は高く、同和地区外住民も多数利用している。利用内容は、サークル、教養・娯楽、生活相談など多様な内容となっている。

#### (8) 財政

- ① 同対法以来、四半世紀にわたる特別対策において、国、地方公共団体を合わせて、これまでに13兆円を超える支出がなされている。
- ② 物的事業の進捗に伴い、非物的事業の比率が増加してきている。また、全歳出額に占める地域改善対策事業費の比率は減少傾向にある。

#### (9) 適正化

地域改善対策の適正化については、改善された点も一部にみられるものの、個人給付的事業の資格審査の実施、公営住宅等の家賃の見直し、地方公共団体単独事業の見直し、団体補助金の交付に際しての審査、公的施設の管理規程の整備などの点で、不十分な状況がみられる。

#### (10) 意識等

- ① 同和地区の人であるということによって約3割の同和関係者が人権を侵害されたとしているが、公的機関に相談した者は少数にとどまっている。
- ② 市町村では研修会、講演会、地域住民懇談会などの地域密着型の啓発活動を中心に、府県では放送、新聞、映像等のメディア型の啓発活動を中心に展開しているが、研修会、講演会、地域住民懇談会への参加者は減少傾向にある。
- ③ 同和問題を解決するための対策を適正に進める上で何が重要であるかという質問に対して、同和関係者と同和地区外住民のいずれにおいても「同和地区外住民がねたみ意識や不公平感をもつことのないよう、同和地区の生活環境の改善・整備は周辺地域との一体性や公平性を確保すること」と

いう者の比率が最も高く、次いで「自由な意見交換ができる環境づくり」という者の比率が高くなっている。

- ④ 国民の同和問題への関心度や認知度にはかなりの地域差がある。
- ⑤ 同和問題に関する国民の差別意識は、着実に解消へ向けて進んでいるものの、同和関係者との結婚問題を中心に依然として残っている。
- ⑥ 同和問題について自分も積極的に解決に努力しようとしている者は、同和問題・人権問題についての啓発・教育を重視する傾向がみられる。
- ⑦ 同和地区の内外いずれにおいても、同和問題を解決するための考え方は、「人権尊重の意識を高めることが重要」と考えている者が最も多く、また、今後の啓発・教育のあり方については、「人権全体の啓発・教育の一環として同和問題を取りあげていくべき」と考えている者が最も多い。

## ●「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について」

(平成8年7月26日閣議決定)

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和62年法律第22号）は平成9年3月31日限り、その効力を失うこととされており、同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方については、地域改善対策協議会において調査審議が行われ、平成8年5月17日に意見具申がなされたところである。

政府は、この地域改善対策協議会の意見具申を踏まえ、同和問題の早期解決に向けた今後の方策について別紙のとおり定める。

### 別紙 同和問題の早期解決に向けた今後の方策について

#### 第1 地域改善対策特定事業の一般対策への円滑な移行に関する法的措置等について

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和62年法律第22号）に基づく地域改善対策特定事業の平成9年度以降の在り方については、地域改善対策協議会の意見具申（平成8年5月17日）を踏まえ、今日なお残されている事業課題、地方公共団体の財政状況、これまでの施策の成果に支障を来さないこと等を考慮して、以下の措置を講ずる。

##### 1 物的事業

- (1) 既に着手済みであるが平成8年度末までに事業を完了できない継続事業であり、かつ、当該継続事業を実施している地方公共団体の財政状況等からみて特別の財政措置を直ちに終了した場合に当該継続事業の完了に支障を生じるおそれの大きい次の事業について、既に着手済みであるが平成8年度末までに完了できない事業実施箇所限定して、経過措置として5年間に限り財政上の特別措置を行うこととし、所要の法的措置を講ずる。
  - ア 住宅地区改良事業
  - イ 小集落地区等改良事業
  - ウ 道路事業
  - エ 街路事業
  - オ 公共下水道整備事業
- (2) 上記(1)により経過措置を講ずる住宅地区改良事業及び小集落地区等改良事業の事業実施箇所において、当該住宅地区改良事業及び小集落地区等改良事業の一環として実施する住宅新築資金等貸付事業について、経過措置として5年間に限り財政上の特別措置を行うこととし、所要の法

的措置を講ずる。

- (3) 今後の地方公共団体の需要に対応していくに当たり、一般対策への移行に際して補助採択要件等の面で改善を必要とする次の事業については、一般対策に工夫（既存の一般対策の改善又は新規の一般対策の創設）を加えて対応することとし、所要の行財政的措置を講ずる。その際、平成9年度以降の5年間に限り、補助制度において特段の配慮を行う。
  - ア 小集落地区等改良事業（新規着手箇所）
  - イ 地区道路・橋梁整備事業
  - ウ 共同作業場整備事業
  - エ し尿以外の生活排水及び雨水の排水路整備事業
  - オ 墓地移転事業
  - カ 隣保館整備事業
  - キ 地域改善対策農業基盤整備事業
  - ク 農林業地域改善対策事業（農業生産基盤整備事業）
  - ケ 農林漁業共同利用施設整備事業

- (4) 上記(1)、(2)及び(3)以外の事業については、既存の一般対策により適切に対応する。

##### 2 非物的事業

- (1) 個人給付の事業のうち、特に利用度が高く、激変緩和的な措置を講ずる必要がある次の事業については、5年間の経過措置を講じて終了することとし、所要の法的措置を講ずる。

なお、高等学校等進学奨励費補助事業については、5年経過時に現に貸付を受けて在学している者について、当該者が当該学校を卒業又は中退するまでの間、引き続き所要の法的措置を講ずる。また、経済的理由による返還免除制度及び貸付金額について他の奨学資金制度との整合性を考慮し、適正化を図ることとする。

  - ア 農山漁村経営改善資金貸付事業
  - イ 地域改善対策高度化事業
  - ウ 職業講習事業
  - エ 受講給付金支給事業
  - オ 高等学校等進学奨励費補助事業
- (2) 相談員、指導員等を設置している次の事業については、平成9年度以降5年間で計画的な削減を完了することとし、経過的に所要の法的措置を講ずる。
  - ア 営農等相談事業（営農等相談員）
  - イ 経営改善普及事業
  - ウ 職業指導、職業紹介及び職業相談事業（職業相談員）
  - エ 生活相談員設置事業
- (3) 今後の地方公共団体の需要に対応していくに当たり、一般対策への移行に際して補助採択要件等の面で改善を必要とする次の事業については、一

般対策に工夫（既存の一般対策の改善又は新規の一般対策の創設）を加えて対応することとし、所要の行財政的措置を講ずる。

ア 巡回相談・研修事業

イ 職業訓練受講資金等補助事業

ウ 職業指導、職業紹介及び職業相談事業（職業相談員を除く。）

エ 隣保館運営事業

オ 保育所運営事業

- （４） 同和問題に関する差別意識の解消に向けた教育及び啓発に関する次の事業については、「人権教育のための国連 10 年」との関連において、人権教育・人権啓発の事業に再構成して推進することとし、所要の行財政的措置を講ずる。

特に、教育に関する事業については、学校、家庭及び地域社会が一体となって進学意欲と学力の向上を促進する内容をも含むものに再構成する。

ア 営農等相談事業（地域改善対策農林漁業振興推進会議）

イ 中小企業振興対策事業（地域改善対策対象地域産業振興懇談会）

ウ 雇用主に対する指導・啓発事業

エ 教育推進地域事業

オ 研究指定校事業

カ 指導研修推進事業

キ 社会教育に関する諸集会の開催及び社会教育関係の団体の育成事業

ク 集会所指導事業

ケ 地域改善対策啓発活動事業

コ 人権思想の普及高揚事業

- （５） 上記（１）、（２）、（３）及び（４）以外の事業については、既存の一般対策により適切に対応する。

- ３ 上記１（１）、１（２）、２（１）及び２（２）についての所要の法律案は、次期通常国会に提出する。

## 第２ 差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進、人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化について

- 「人権教育のための国連 10 年」については、策定中の国内行動計画を踏まえ、必要な施策を積極的に推進するための所要の行財政的措置を講ずる。
- 財団法人地域改善啓発センターについては、人権教育及び人権啓発を推進し、支援する財団法人として発展的にその在り方を見直すよう要請し、関係各省庁はこれを促進する。
- 人権相談業務の窓口の整備を積極的に進めるとともに、相談に応じる職員や人権擁護委員の対応能力の向上を図る。また、人権相談業務の内容及び相談体制について積極的に周知を図る。

## 第３ 今後の施策の適正な推進

- 行政の主体性の確立、同和関係者の自立向上、えせ同和行為の排除及び同和問題についての自由な意見交換のできる環境づくりに引き続き取り組むものとする。
- 具体的な問題点について引き続き厳しく是正するため、行政職員の研修の体系的な実施に努めるとともに、個人給付的事业における返還金の償還率の向上等の適正化、著しく均衡を失した低家賃の是正、民間運動団体に対する地方公共団体の補助金等の支出の適正化、公的施設の管理運営の適正化及び教育の中立性の確保について、引き続き関係機関を指導する。国税の課税については、国家行政の根幹にかかわる問題であり、その公正を疑われることのないよう、より一層の主体性をもって引き続き適正・公平な課税の確保に努力する。地方税の減免措置についても、その一層の適正化に今後とも取り組むよう、地方公共団体に対し助言・指導を行う。行政の監察・監査等については、必要に応じてこれらの機能の一層の活用を図る。

## 第４ その他

- 国の施策の今後の方向及びその趣旨を踏まえ、地方単独事業について更に見直しを行うとともに、同和問題の解決と人権の尊重に向けた今後の行政の取組について、その体制も含めて改めて検討するよう、地方公共団体に要請する。
- 総務庁は、経過的措置を講ずる事業に関する施策及び事務の総合調整等を引き続き担当する。

## 6. アイヌの人々

### ●アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律 (平成9年法律第52号)

最終改正(平成20年12月1日施行)：平成18年法律第50号

#### (目的)

第1条 この法律は、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化（以下「アイヌの伝統等」という。）が置かれている状況にかんがみ、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発（以下「アイヌ文化の振興等」という。）を図るための施策を推進することにより、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この法律において「アイヌ文化」とは、アイヌ語並びにアイヌにおいて継承されてきた音楽、舞踊、工芸その他の文化的所産及びこれらから発展した文化的所産をいう。

#### (国及び地方公共団体の責務)

第3条 国は、アイヌ文化を継承する者の育成、アイヌの伝統等に関する広報活動の充実、アイヌ文化の振興等に資する調査研究の推進その他アイヌ文化の振興等を図るための施策を推進するよう努めるとともに、地方公共団体が実施するアイヌ文化の振興等を図るための施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、当該区域の社会的条件に応じ、アイヌ文化の振興等を図るための施策の実施に努めなければならない。

#### (施策における配慮)

第4条 国及び地方公共団体は、アイヌ文化の振興等を図るための施策を実施するに当たっては、アイヌの人々の自発的意思及び民族としての誇りを尊重するよう配慮するものとする。

#### (基本方針)

第5条 国土交通大臣及び文部科学大臣は、アイヌ文化の振興等を図るための施策に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次の事項について定めるものとする。

- 一 アイヌ文化の振興等に関する基本的な事項
- 二 アイヌ文化の振興を図るための施策に関する事項
- 三 アイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策に関する事項

四 アイヌ文化の振興等に資する調査研究に関する事項

五 アイヌ文化の振興等を図るための施策の実施に際し配慮すべき重要事項

3 国土交通大臣及び文部科学大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、次条第1項に規定する関係都道府県の意見を聴かなければならない。

4 国土交通大臣及び文部科学大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、次条第1項に規定する関係都道府県に送付しなければならない。

#### (基本計画)

第6条 その区域内の社会的条件に照らしてアイヌ文化の振興等を図るための施策を総合的に実施することが相当であると認められる政令で定める都道府県（以下「関係都道府県」という。）は、基本方針に即して、関係都道府県におけるアイヌ文化の振興等を図るための施策に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 アイヌ文化の振興等に関する基本的な方針
- 二 アイヌ文化の振興を図るための施策の実施内容に関する事項
- 三 アイヌの伝統等に関する住民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策の実施内容に関する事項
- 四 その他アイヌ文化の振興等を図るための施策の実施に際し配慮すべき重要事項

3 関係都道府県は、基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを国土交通大臣及び文部科学大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

4 国土交通大臣及び文部科学大臣は、基本計画の作成及び円滑な実施の促進のため、関係都道府県に対し必要な助言、勧告及び情報の提供を行うよう努めなければならない。

#### (指定等)

第7条 国土交通大臣及び文部科学大臣は、アイヌ文化の振興等を目的として設立された民法（明治29年法律第89号）第34条の規定による法人であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、全国を通じて1に限り、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

2 国土交通大臣及び文部科学大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者（以下「指定法人」という。）の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 指定法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣及び文部科学大臣に届け出なければなら

らない。

- 4 国土交通大臣及び文部科学大臣は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務)

第8条 指定法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 アイヌ文化を継承する者の育成その他のアイヌ文化の振興に関する業務を行うこと。
- 二 アイヌの伝統等に関する広報活動その他の普及啓発を行うこと。
- 三 アイヌ文化の振興等に資する調査研究を行うこと。
- 四 アイヌ文化の振興、アイヌの伝統等に関する普及啓発又はアイヌ文化の振興等に資する調査研究を行う者に対して、助言、助成その他の援助を行うこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、アイヌ文化の振興等を図るために必要な業務を行うこと。

(事業計画等)

第9条 指定法人は、毎事業年度、国土交通省令・文部科学省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、国土交通大臣及び文部科学大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 前項の事業計画書は、基本方針の内容に即して定めなければならない。
- 3 指定法人は、国土交通省令・文部科学省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、国土交通大臣及び文部科学大臣に提出しなければならない。

(報告の徴収及び立入検査)

第10条 国土交通大臣及び文部科学大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定法人に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、指定法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(改善命令)

第11条 国土交通大臣及び文部科学大臣は、指定法人の第8条に規定する業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、指定法人に対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

第12条 国土交通大臣及び文部科学大臣は、指定法

人が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

- 2 国土交通大臣及び文部科学大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(罰則)

- 第13条 第10条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、20万円以下の罰金に処する。
- 2 法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して同項の刑を科する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(北海道旧土人保護法等の廃止)

第2条 次に掲げる法律は、廃止する。

- 一 北海道旧土人保護法(明治32年法律第27号)
- 二 旭川市旧土人保護地処分法(昭和9年法律第9号)

附 則(平成11年法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成18年法律第50号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

## 7. 外国人

### ●難民の地位に関する条約

(昭和56年10月15日条約第21号)

前文

締約国は、

国際連合憲章及び1948年12月10日に国際連合総会により承認された世界人権宣言が、人間は基本的な権利及び自由を差別を受けることなく享有するとの原則を確認していることを考慮し、

国際連合が、種々の機会に難民に対する深い関心を表明し並びに難民に対して基本的な権利及び自由のできる限り広範な行使を保証することに努力してきたことを考慮し、

難民の地位に関する従前の国際協定を修正し及び統合すること並びにこれらの文書の適用範囲及びこれらの文書に定める保護を新たな協定において拡大することが望ましいと考え、

難民に対する庇護の付与が特定の国にとって不当に重い負担となる可能性のあること並びに国際的な広がり及び国際的な性格を有すると国際連合が認める問題についての満足すべき解決は国際協力なしには得ることができないことを考慮し、

すべての国が、難民問題の社会的及び人道的性格を認識して、この問題が国家間の緊張の原因となることを防止するため可能なすべての措置をとることを希望し、

国際連合難民高等弁務官が難民の保護について定める国際条約の適用を監督する任務を有していることに留意し、また、各国と国際連合難民高等弁務官との協力により、難民問題を処理するためにとられる措置の効果的な調整が可能となることを認めて、次のとおり協定した。

#### 第1章 一般規定

##### 第1条「難民」の定義

A この条約の適用上、「難民」とは、次の者をいう。

- (1) 1926年5月12日の取極、1928年6月30日の取極、1933年10月28日の条約、1938年2月10日の条約、1939年9月14日の議定書又は国際避難難民機関憲章により難民と認められている者。

国際避難難民機関がその活動期間中いずれかの者について難民としての要件を満たしていないと決定したことは、当該者が(2)の条件を満たす場合に当該者に対し難民の地位を与えることを妨げるものではない。

- (2) 1951年1月1日前に生じた事件の結果として、かつ、人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由の

ある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができないもの又はそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まないもの及びこれらの事件の結果として常居所を有していた国の外にいる無国籍者であって、当該常居所を有していた国に帰ることができないもの又はそのような恐怖を有するために当該常居所を有していた国に帰ることを望まないもの

2以上の国籍を有する者の場合には、「国籍国」とは、その者がその国籍を有する国のいずれをもいい、迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するという正当な理由なくいずれか一の国籍国の保護を受けなかったとしても、国籍国の保拠がないとは認められない。

B

- (1) この条約の適用上、Aの「1951年1月1日前に生じた事件」とは、次の事件のいずれかをいう。

(a) 1951年1月1日前に欧州において生じた事件

(b) 1951年1月1日前に欧州又は他の地域において生じた事件

各締約国は、署名、批准又は加入の際に、この条約に基づく自国の義務を履行するに当たって(a)又は(b)のいずれの規定を適用するかを選択する宣言を行う。

- (2) (a)の規定を適用することを選択した国は、いつでも、(b)の規定を適用することを選択する旨を国際連合事務総長に通告することにより、自国の義務を拡大することができる。

C Aの規定に該当する者についてのこの条約の適用は、当該者が次の場合のいずれかに該当する場合には、終止する。

- (1) 任意に国籍国の保護を再び受けている場合  
(2) 国籍を喪失していたが、任意にこれを回復した場合

(3) 新たな国籍を取得し、かつ、新たな国籍国の保護を受けている場合

(4) 迫害をうけるおそれがあるという恐怖を有するため、定住していた国を離れ又は定住していた国の外にとどまっていたが、当該定住していた国に再び任意に定住するにいたった場合

(5) 難民であると認められる根拠となった事由が消滅したため、国籍国の保護を受けることを拒むことができなくなった場合。

ただし、この(5)の規定は、A(1)の規定に該当する難民であって、国籍国の保護を受けることを拒む理由として過去における迫害に起因するやむをえない事情を援用することができる物については、適用しない。

(6) 国籍を有していない場合において、難民であると認められる根拠となった事由が消滅したため、常居所を有していた国に帰ることができるとき。

ただし、この(6)の規定は、A(1)の規定に該当する難民であって、常居所を有していた国に帰ることを拒む理由として過去における迫害に起因するやむを得ない事情を援用することができるものについては、適用しない。

D この条約は、国際連合難民高等弁務官以外の国際連合の機関の保護又は援助を現に受けている者については、適用しない。これらの保護又は援助を現に受けている者の地位に関する問題が国際連合総会の採択する関連決議に従って最終的に解決されることなくこれらの保護又は援助の付与が終止したときは、これらの者は、その終止により、この条約により与えられる利益を受ける。

E この条約は居住国の権限のある機関によりその国の国籍を国を保持することに伴う権利及び義務と同等の権利を有し及び同等の義務を負うと認められる者については、適用しない。

F この条約は、次のいずれかに該当すると考えられる相当な理由がある者については、適用しない。

- (a) 平和に対する犯罪、戦争犯罪及び人道に対する犯罪に関して規定する国際文書の定めるこれらの犯罪を行ったこと。
- (b) 難民として避難国に入国することが許可される前に避難国の外で重大な犯罪(政治犯罪を除く)を行ったこと。
- (c) 国際連合の目的及び原則に反する行為を行ったこと。

## 第2条 一般的義務

すべての難民は、滞在する国に対し、特に、その国の法令を遵守する義務及び公の秩序を維持するための措置に従う義務を負う。

## 第3条 無差別

締約国は、難民に対し、人種、宗教又は出身国による差別なしにこの条約を適用する。

## 第4条 宗教

締約国は、その領域内の難民に対し、宗教を实践する自由及び子の宗教的教育についての自由に関し、自国民に与える待遇と少なくとも同等の好意的待遇を与える。

## 第5条 この条約に係わりなく与えられる権利

この条約のいかなる規定も、締約国がこの条約に係わりなく難民に与える権利及び利益を害するものと解してはならない。

## 第6条 「同一の事情の下で」の意味

この条約の適用上、「同一の事情の下で」とは、その性格上難民が満たすことのできない要件を除くほか、ある者が難民でないと仮定した場合に当該者が特

定の権利を享受するために満たさなければならない要件(滞在又は居住の期間及び条件を含む)が満たされていることを条件として、ということの意味する。

## 第7条 相互主義の適用の免除

- 1 締約国は、難民に対し、この条約が一層有利な規定を設けている場合を除くほか、一般に外国人に対して与える待遇と同一の待遇を与える。
- 2 すべての難民は、いずれかの締約国の領域内に三年間居住した後は、当該締約国の領域内において立法上の相互主義を適用されることはない。
- 3 締約国は、自国についてこの条約の効力が生ずる日に相互の保証なしに難民に既に認めている権利及び利益が存在する場合には、当該権利及び利益を引き続き与える。
- 4 締約国は、2及び3の規定により認められる権利及び利益以外の権利及び利益を相互の保証なしに難民に与えることの可能性並びに2に規定する居住の条件を満たしていない難民並びに3に規定する権利及び利益が認められていない難民に対しても相互主義を適用しないことの可能性を好意的に考慮する。
- 5 2及び3の規定は、第13条、第18条、第19条、第21条及び第22条に規定する権利及び利益並びにこの条約に規定していない権利及び利益のいずれについても、適用する。

## 第8条 例外的措置の適用の免除

締約国は、特定の外国の国民の身体、財産又は利益に対してとることのある例外的措置については、形式上当該外国の国民である難民に対し、その国籍のみを理由としてこの措置を適用してはならない。前段に定める一般原則を適用することが法制上できない締約国は、適当な場合には、当該難民について当該例外的措置の適用を免除する。

## 第9条 暫定措置

この条約のいかなる規定も、締約国が、戦時に又は他の重大かつ例外的な状況において、特定の個人について国の安全のために不可欠であると認める措置を暫定的にとることを妨げるものではない。もっとも、当該特定の個人について真に難民であるか難民でないか又は当該特定の個人について当該不可欠であると認める措置を引き続き適用することが国の安全のために必要であるか必要でないかを当該締約国が決定するまでの間に限る。

## 第10条 居住の継続

- 1 第二次世界戦争中に退去を強制されていずれかの締約国の領域に移動させられ、かつ、当該領域内に居住している難民は、この滞在を強制された期間合法的に当該領域内に居住していたものとみなす。
- 2 難民が第二次世界戦争中にいずれかの締約国の領域からの退去を強制され、かつ、居住のため当該領域にこの条約の効力発生の日前に帰った場合には、この強制された退去の前後の居住期間は、継続的な居住が必要とされるいかなる場合においても継続し

た一の期間とみなす。

### 第 11 条 難民である船員

締約国は、自国を旗国とする船舶の常備の乗組員として勤務している難民については、自国の領域における定住について好意的考慮を払うものとし、特に他の国における定住を容易にすることを目的として、旅行証明書を発給し又は自国の領域に一時的に入国を許可することについて好意的考慮を払う。

## 第 2 章 法的地位

### 第 12 条 属人法

- 1 難民については、その属人法は住所を有する国の法律とし、住所を有しないときは、居所を有する国の法律とするものとする。
- 2 難民が既に取得した権利であって属人法に基づくもの特に婚姻に伴う権利は、難民が締約国の法律に定められる手続に従うことが必要な場合にはこれに従うことを条件として、当該締約国により尊重される。ただし、この権利は“当該難民が難民でないとした場合においても、当該締約国の法律により認められるものでなければならない。

### 第 13 条 動産及び不動産

締約国は、難民に対し、動産及び不動産の所有権並びに動産及び不動産についてのその他の権利の取得並びに助産及び不動産に関する賃貸借その他の契約に関し、できる限り有利な待遇を与えるものとし、いかなる場合にも、同一の事情の下で一般に外国人に対して与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

### 第 14 条 著作権及び工業所有権

難民は、発明、意匠、商標、商号等の工業所有権の保護並びに文学的、美術的及び学術的著作物についての権利の保護に関しては、常居所を有する国において、その国の国民に与えられる保護と同一の保証を与えられるものとし、他のいずれの締約国の領域においても、当該難民が常居所を有する国の国民に対して当該締約国の領域において与えられる保護と同一の保護を与えられる。

### 第 15 条 結社の権利

締約国は、合法的にその領域内に滞在する難民に対し、非政治的かつ非営利的な団体及び労働組合に係る事項に関し、同一の事情の下で外国の国民に与える待遇のうち最も有利な待遇を与える。

### 第 16 条 裁判を受ける権利

- 1 難民は、すべての締約国の領域において、自由に裁判を受ける権利を有する。
- 2 難民は、常居所を有する締約国において、裁判を受ける権利に関連する事項(法律扶助及び訴訟費用の担保の免除を含む。)につき、当該締約国の国民に与えられる待遇と同一の待遇を与えられる。
- 3 難民は、常居所を有する締約国以外の締約国において、2 規定する事項につき、当該常居所を有する

締約国の国民に与えられる待遇と同一の待遇を与えられる。

## 第 3 章 職業

### 第 17 条 賃金が支払われる職業

- 1 締約国は、合法的にその領域内に滞在する難民に対し、賃金が支払われる職業に従事する権利に関し、同一の事情の下で外国の国民に与える待遇のうち最も有利な待遇を与える。
- 2 いかなる場合にも、締約国が国内労働市場の保護のために外国人又は外国人の雇用に関してとる制限的措置は、当該締約国についてこの条約の効力が生ずる日に既にそれらの措置の適用を免除されている難民又は次の条件のいずれかを満たす難民については、適用しない。
  - (1) 当該締約国に 3 年以上居住していること。
  - (2) 当該難民が居住している当該締約国の国籍を有する配偶者があること。難民は、その配偶者を遺棄した場合には、この (b) の規定による利益を受けることができない。
  - (3) 当該難民が居住している当該締約国の国籍を有する子があること。

- 3 締約国は、賃金が支払われる職業に関し、すべての難民、特に、労働者募集計画又は移住者受入計画によって当該締約国の領域に入国した難民の権利を自国民の権利と同一のものとするについて好意的考慮を払う。

### 第 18 条 自営業

締約国は、合法的にその領域内にいる難民に対し、独立して農業、工業、手工業及び商業に従事する権利並びに商業上及び産業上の会社を設立する権利に関し、できる限り有利な待遇を与えるものとし、いかなる場合にも、同一の事情の下で一般に外国人に対して与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

### 第 19 条 自由業

- 1 締約国は、合法的にその領域内に滞在する難民であって、当該締約国の権限のある機関が承認した資格証書を有し、かつ、自由業に従事することを希望するものに対し、できる限り有利な待遇を与えるものとし、いかなる場合にも、同一の事情の下で一般に外国人に対して与える待遇よりも不利でない待遇を与える。
- 2 締約国は、自国が国際関係について責任を有する領域(本土地域を除く。)内に 1 に規定する難民が定住することを確保するため、自国の憲法及び法律に従って最善の努力を払う。

## 第 4 章 福祉

### 第 20 条 配給

難民は、供給が不足する物資の分配を規制する配給制度であって住民金体に適用されるものが存在する場合には、当該配給制度の適用につき、国民に与えられる待遇と同一の待遇を与えられる。

## 第21条 住居

締約国は、住居に係る事項が法令の規制を受け又は公の機関の管理の下にある場合には、合法的にその領域内に滞在する難民に対し、住居に関し、できる限り有利な待遇を与えるものとし、いかなる場合にも、同一の事情の下で一般に外国人に対して与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

## 第22条 公の教育

- 1 締約国は、難民に対し、初等教育に関し、自国民に与える待遇と同一の待遇を与える。
- 2 締約国は、難民に対し、初等教育以外の教育、特に、修学の機会、学業に関する証明書、資格証書及び学位であって外国において与えられたものの承認、授業料その他の納付金の減免並びに奨学金の給付に関し、できる限り有利な待遇を与えるものとし、いかなる場合にも、同一の事情の下で一般に外国人に対して与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

## 第23条 公的扶助

締約国は、合法的にその領域内に滞在する難民に対し、公的扶助及び公的援助に関し、自国民に与える待遇と同一の待遇を与える。

## 第24条 労働法制及び社会保障

- 1 締約国は、合法的にその領域内に滞在する難民に対し、次の事項に関し、自国民に与える待遇と同一の待遇を与える。
  - (a) 報酬（家族手当がその一部を成すときは、これを含む。）、労働時間、時間外労働、有給休暇、家内労働についての制限、雇用についての最低年齢、見習及び訓練、女子及び年少者の労働並びに団体交渉の利益の享受に係る事項であって、法令の規律を受けるもの又は行政機関の管理の下にあるもの
  - (b) 社会保障（業務災害、職業病、母性、疾病、廃疾、老齢、死亡、失業、家族的責任その他国内法令により社会保障制度の対象とされている給付事由に関する法規）。ただし、次の措置をとることを妨げるものではない。
    - (i) 当該難民が取得した権利又は取得の過程にあった権利の維持に関し適当な措置をとること。
    - (ii) 当該難民が居住している当該締約国の国内法令において、公の資金から全額支給される給付の全部又は一部に関し及び通常の年金の受給のために必要な拠出についての条件を満たしていない者に支給される手当に関し、特別の措置を定めること。
- 2 業務災害又は職業病に起因する難民の死亡について補償を受ける権利は、この権利を取得する者が締約国の領域外に居住していることにより影響を受けない。
- 3 締約国は、取得された又は取得の過程にあった社会保障についての権利の維持に関し他の締約国との

間で既に締結した協定又は将来締結することのある協定の署名国の国民に適用される条件を難民が満たしている限り、当該協定による利益と同一の利益を当該難民に与える。

- 4 締約国は、取得された又は取得の過程にあった社会保障についての権利の維持に関する協定であって非締約国との間で現在効力有し又は将来効力を有することのあるものによる利益と同一の利益をできる限り難民に与えることについて好意的考慮を払うものとする。

## 第5章 行政上の措置

### 第25条 行政上の援助

- 1 難民がその権利の行使につき通常外国の機関の援助を必要とする場合において当該外国の機関の援助を求めることができないときは、当該難民が居住している締約国は、自国の機関又は国際機関により同様の援助が当該難民に与えられるように取り計らう。
- 2 1にいう自国の機関又は国際機関は、難民に対し、外国人が通常本国の機関から又は本国の機関を通じて交付を受ける文書又は証明書と同様の文書又は証明書を交付するものとし、また、その監督の下にこれらの文書又は証明書が交付されるようにする。
- 3 2の規定により交付される文書又は証明書は、外国人が本国の機関から又は本国の機関を通じて交付を受ける公文書に代わるものとし、反証のない限り信用が与えられるものとする。
- 4 生活に困窮する者に対する例外的な取扱いがある場合には、これに従うことを条件として、この条に規定する事務については手数料を徴収することができるが、その手数料は、妥当な、かつ、同種の事務について国民から徴収する手数料に相応するものでなければならない。
- 5 この条の規定は、第27条及び第28条の規定の適用を妨げるものではない。

### 第26条 移動の自由

締約国は、合法的にその領域内にいる難民に対し、当該難民が同一の事情の下で一般に外国人に対して適用される規制に従うことを条件として、居住地を選択する権利及び当該締約国の領域内を自由に移動する権利を与える。

### 第27条 身分証明書

締約国は、その領域内にいる難民であって有効な旅行証明書を所持していないものに対し、身分証明書を発給する。

### 第28条 旅行証明書

- 1 締約国は、合法的にその領域内に滞在する難民に対し、国の安全又は公の秩序のためのやむを得ない理由がある場合を除くほか、その領域外への旅行のための旅行証明書を発給するものとし、この旅行証明書に関しては、附属書の規定が適用される。締約国は、その領域内にいる他の難民に対してもこの旅

行証明書を発給することができるものとし、特に、その領域内にいる難民であって合法的に居住している。る国から旅行証明書の発給を受けることができないものに対して旅行証明書を発給することについて好意的考慮を払う。

- 2 従前の国際協定の締約国が当該国際協定の定めるところにより難民に対して発給した旅行証明書は、この条約の締約国により有効なものとして認められ、かつ、この条の規定により発給されたものとして取り扱われる。

## 第29条 公租公課

- 1 締約国は、難民に対し、同様の状態にある自国民に課している若しくは課することのある租税その他の公課（名称のいかんを問わない。）以外の公課を課してはならず、また、租税その他の公課（名称のいかんを問わない。）につき同様の状態にある自国民に課する額よりも高額のものを課してはならない。
- 2 1の規定は、行政機関が外国人に対して発給する文書（身分証明書を含む。）の発給についての手数料に関する法令を難民について適用することを妨げるものではない。

## 第30条 資産の移転

- 1 締約国は、自国の法令に従い、難民がその領域内に持ち込んだ資産を定住のために入国を許可された他の国に移転することを許可する。
- 2 締約国は、難民が入国を許可された他の国において定住するために必要となる資産（所在地のいかんを問わない。）につき当該難民から当該資産の移転の許可の申請があった場合には、この申請に対し好慮的考慮を払う。

## 第31条 避難国に不法にいる難民

- 1 締約国は、その生命又は自由が第1条の意味において脅威にさらされていた領域から直接来た難民であって許可なく当該締約国の領域に入国し又は許可なく当該締約国の領域内にいるものに対し、不法に入国し又は不法にいることを理由として刑罰を科してはならない。ただし、当該難民が遅滞なく当局に出頭し、かつ、不法に入国し又は不法にいることの相当な理由を示すことを条件とする。
- 2 締約国は、1の規定に該当する難民の移動に対し、必要な制限以外の制限を課してはならず、また、この制限は、当該難民の当該締約国における滞在が合法的なものとなるまでの間又は当該難民が他の国への入国許可を得るまでの間に限って課することができる。締約国は、1の規定に該当する難民に対し、他の国への入国許可を得るために妥当と認められる期間の猶予及びこのために必要なすべての便宜を与える。

## 第32条 追放

- 1 締約国は、国の安全又は公の秩序を理由とする場合を除くほか、合法的にその領域内にいる難民を追放

してはならない。

2 1の規定による難民の追放は、法律の定める手続に従って行われた決定によってのみ行う。国の安全のためのやむを得ない理由がある場合を除くほか、1に規定する難民は、追放される理由がないことを明らかにする証拠の提出並びに権限のある機関又はその機関が特に指名する者に対する不服の申立て及びこのための代理人の出頭を認められる。

3 締約国は、1の規定によつ追放されることとなる難民に対し、他の国への入国許可を求めるのに妥当と認められる期間の猶予を与える。締約国は、この期間中必要と認める国内措置をとることができる。

## 第33条 追放及び送還の禁止

- 1 締約国は、難民を、いかなる方法によっても、人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見のためにその生命又は自由が脅威にさらされるおそれのある領域の国境へ追放し又は送還してはならない。
- 2 締約国にいる難民であって、当該締約国の安全にとって危険であると認めるに足る相当な理由があるもの又は特に重大な犯罪について有罪の判決が確定し当該締約国の社会にとって危険な存在となったものは、1の規定による利益の享受を要求することができない。

## 第34条 帰化

締約国は、難民の当該締約国の社会への適応及び帰化をできる限り容易なものとする。締約国は、特に、帰化の手続が迅速に行われるようにするため並びにこの手続に係る手数料及び費用をできる限り軽減するため、あらゆる努力を払う。

## 第6・7章 （略）

## 附属書 （略）

## 8. HIV感染者・ハンセン病患者等

### ●エイズ問題総合対策大綱

昭和62年2月24日  
エイズ対策関係閣僚会議決定  
(平成4年3月19日改正)

エイズのまん延は、欧米及びアジア諸国をはじめ世界的に深刻な状況にあるが、我が国では、エイズ患者の発生は今なお少数にとどまっている。しかしながら、HIV（ヒト免疫不全ウイルス）感染者の急増、異性間感染の増加、在日外国人感染者の増加など、新たな局面を迎えており、現段階において、積極的かつ重点的な対策を講じ、エイズのまん延の防止を図ることが必要である。

このため、後天性免疫不全症候群の予防に関する法律（平成元年法律第2号）の円滑な運用を図りつつ、当面、次の事項を重点として、総合的な対策の推進を図る。

なお、対策の推進に当たっては、同法の趣旨に則り、プライバシーと人権の保護に十分な配慮を払う。

#### I. 重点対策

##### 1. 正しい知識の普及

現段階におけるエイズ対策の基本は、国民がエイズに関する正しい知識を持ち、感染の危険を回避することである。

このため、エイズ予防のための正しい知識の普及を図る。

- (1) 政府広報等においてエイズ問題を重点的に取り上げるとともに、地域、職域等あらゆるルートを通じ、国をあげて啓発運動を展開する。
- (2) 学校教育における啓発等若い世代のエイズの予防の徹底を図る。
- (3) 海外旅行者、在留邦人及び海外からの入国者に対する啓発を強化する。

##### 2. 検査・医療の体制の充実

- (1) 国民が迅速にエイズに関する適正な検査が受けられるように、スクリーニング検査（第一次検査）及び確認検査（第二次検査）について各都道府県に所要の検査機関を確保する。
- (2) プライバシー及び人権の保護に配慮し、国民が安心してエイズに関する検査が受けられるよう、保健所等における匿名検査体制の整備の推進を図る。
- (3) 増加する患者及び感染者が安心して医療が受けられる医療機関を確保するための方策を検討する。

##### 3. 相談・指導体制の充実及び二次感染防上対策の

#### 強化

- (1) 国民及び在日外国人の不安の解消を図るため、エイズに関する相談が容易にできるよう、保健所、公私の医療機関等に相談窓口を整備するとともに、電話相談等を実施する。
- (2) HIVに感染するおそれ大きい、いわゆるハイリスク・グループに対しては、関係省庁が協力して、健康診断の勧奨、保健相談・指導の徹底を図る。
- (3) 患者、感染者及び不安を持つ者に対するカウンセリング体制の充実を図るため、カウンセラーの養成を推進する。
- (4) 血液対策については、既に実施されている全献血への抗体検査を引き続き実施するほか、献血時の問診の強化等を図り、安全確保の一層の徹底を期する。

#### 4. 国際協力及び研究の推進

- (1) エイズ対策に関し、諸外国との情報交換を強化するとともに、国際的なエイズのまん延の防止対策に参加し、積極的に推進する。
- (2) エイズについては、未解明、未確率の部分が多いので、国公立及び民間の試験研究機関、大学等を通じ、基礎研究及び予防、検査、治療等に関する研究の組織化、積極的な推進を図るほか、諸外国との研究の交流を行う。

#### II. 推進体制

##### 1. 国における推進体制

- (1) エイズ対策関係閣僚会議の下に関係省庁からなる幹事会を設置し、関係省庁相互の連携を図りつつ、医療関係者、関係団体等の協力を得て、総合的な対策の推進を図る。
- (2) エイズ対策に関し、専門的事項について意見を求めるため、エイズ対策関係閣僚会議の下に学識経験者をもって構成するエイズ対策専門家会議を置く。
- (3) 円滑かつ効率的の研究の推進を図るため、国際的及び関係省庁間におけるエイズ研究に関する研究協力体制を充実する。

##### 2. 地方公共団体における推進体制

地方公共団体に対し、国の体制に応じた推進体制の整備を要請する。

##### 3. エイズに関する医療・情報センター機能の整備

エイズに関する情報の集積、研究の連絡調整、広報啓発活動の支援等を行う、エイズ対策推進のためのセンター機能を持つ組織の整備を図る。

●らい予防法の廃止に関する法律  
(平成8年3月31日法律第28号)  
最終改正：平成11年法律第87号

(らい予防法の廃止)

第1条 らい予防法(昭和28年法律第214号)は、廃止する。

(国立ハンセン病療養所における療養)

第2条 国は、国立ハンセン病療養所(前条の規定による廃止前のらい予防法(以下「旧法」という。))第11条の規定により国が設置したらい療養所(以下同じ。))において、この法律の施行の際現に国立ハンセン病療養所に入所している者であつて、引き続き入所するもの(第4条において「入所者」という。))に対して、必要な療養を行うものとする。

(国立ハンセン病療養所への再入所)

第3条 国立ハンセン病療養所の長は、この法律の施行の際現に国立ハンセン病療養所に入所していた者であつてこの法律の施行後に国立ハンセン病療養所を退所したもの又はこの法律の施行前に国立ハンセン病療養所に入所していた者であつてこの法律の施行の際現に国立ハンセン病療養所に入所していないものが、必要な療養を受けるため、国立ハンセン病療養所への入所を希望したときは、入所させないことについて正当な理由がある場合を除き、国立ハンセン病療養所に入所させるものとする。

2 国は、前項の規定により入所した者(次条において「再入所者」という。))に対して、必要な療養を行うものとする。

(福利増進)

第4条 国は、入所者及び再入所者(以下「入所者等」という。))の教養を高め、その福利を増進するように努めるものとする。

(社会復帰の支援)

第5条 国は、入所者等に対して、その社会復帰に資するために必要な知識及び技能を与えるための措置を講ずることができる。

(親族の援護)

第6条 都道府県知事は、入所者等の親族(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))のうち、当該入所者等が入所しなかったならば、主としてその者の収入によって生計を維持し、又はその者と生計を共にしていると認められる者で、当該都道府県の区域内に居住地(居住地がないか、又は明らかでないときは、現在地)を有するものが、生計困難のため、援護を要する状態にあると認めるときは、これらの者に対し、この法律の定めるところにより、援護を行うことができる。ただし、これらの者が他の法律(生活保護法(昭和

25年法律第144号)を除く。))に定める扶助を受けることができる場合においては、その受けることができる扶助の限度においては、その法律の定めるところによる。

2 援護は、金銭を給付することによって行うものとする。ただし、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他援護の目的を達するために必要があるときは、現物を給付することによって行うことができる。

3 援護のための金品は、援護を受ける者又はその者が属する世帯の世帯主若しくはこれに準ずる者に交付するものとする。

4 援護の種類、範囲、程度その他援護に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県の支弁)

第7条 都道府県は、前条の規定による援護に要する費用を支弁しなければならない。

(費用の徴収)

第8条 都道府県知事は、第6条の規定による援護を行った場合において、その援護を受けた者に対して、民法(明治29年法律第89号)の規定により扶養の義務を履行しなければならない者(入所者等を除く。))があるときは、その義務の範囲内において、その者からその援護の実施に要した費用の全部又は一部を徴収することができる。

2 生活保護法第77条第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(国庫の負担)

第9条 国庫は、政令で定めるところにより、第7条の規定により都道府県が支弁する費用の全部を負担する。

(公課及び差押えの禁止)

第10条 第6条の規定による援護として金品の支給を受けた者は、当該金品を標準として租税その他の公課を課せられることがない。

2 第6条の規定による援護として支給される金品は、既に支給を受けたものであるとないにかかわらず、差し押さえることができない。

(事務の区分)

第11条 第6条第1項及び第8条第1項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成11年法律第87号)抄  
(施行期日)

第1条 この法律は平成12年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第1条中地方自治法第250条の次に5錠、節名並びに2款及び款名を加える改正規定（同法第250条の9第1項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第40条中自然公園法附則第9項及び第10項の改正規定（同法附則第10項に係る部分に限る。）、第244条の規定（農業改良助長法第14条の3の改正規定に係る部分を除く。）並びに第472条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第6条、第8条及び第17条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第7条、第10条、第12条、第59条ただし書、第60条第4項及び第5項、第73条、第77条、第157条第4項から第6項まで、第160条、第163条、第164条並びに第2020条の規定 公布の日

## ●ハンセン病問題の早期かつ全面的解決に向けての内閣総理大臣談話 (平成13年5月25日)

去る5月11日の熊本地方裁判所におけるハンセン病国家賠償請求訴訟について、私は、ハンセン病対策の歴史と、患者・元患者の皆さんが強いられてきた幾多の苦痛と苦難に思いを致し、極めて異例の判断ではありますが、敢えて控訴を行わない旨の決定をいたしました。

今回の判断に当たって、私は、内閣総理大臣として、また現代に生きる一人の人間として、長い歴史の中で患者・元患者の皆さんが経験してきた様々な苦しみにどのように応えていくことができるのか、名誉回復をどのようにして実現できるのか、真剣に考えてまいりました。

我が国においてかつて採られたハンセン病患者に対する施設入所政策が、多くの患者の人権に対する大きな制限、制約となったこと、また、一般社会において極めて厳しい偏見、差別が存在してきた事実を深刻に受け止め、患者・元患者が強いられてきた苦痛と苦難に対し、政府として深く反省し、率直にお詫びを申し上げるとともに、多くの苦しみと無念の中で亡くなられた方々に哀悼の念を捧げるものです。

## 9. 刑を終えて出所した人

### ●更生保護法（抄）

（平成19年6月15日法律第88号）

#### 第1章 総則

##### 第1節 目的等

（目的）

第1条 この法律は、犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし、これらの者が善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるとともに、恩赦の適正な運用を図るほか、犯罪予防の活動の促進等を行い、もって、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的とする。

（国の責務等）

第2条 国は、前条の目的の実現に資する活動であつて民間の団体又は個人により自発的に行われるものを促進し、これらの者と連携協力するとともに、更生保護に対する国民の理解を深め、かつ、その協力を得るように努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の活動が地域社会の安全及び住民福祉の向上に寄与するものであることにかんがみ、これに対して必要な協力を行うことができる。

3 国民は、前条の目的を達成するため、その地位と能力に応じた寄与をするように努めなければならない。

（運用の基準）

第3条 犯罪をした者又は非行のある少年に対してこの法律の規定によりとる措置は、当該措置を受ける者の性格、年齢、経歴、心身の状況、家庭環境、交友関係等を十分に考慮して、その者に最もふさわしい方法により、その改善更生のために必要かつ相当な限度において行うものとする。

#### 第2・3節 （略）

##### 第4節 保護観察所

（所掌事務）

第29条 保護観察所は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 この法律及び売春防止法 の定めるところにより、保護観察を実施すること。

二 犯罪の予防を図るため、世論を啓発し、社会環境の改善に努め、及び地域住民の活動を促進すること。

三 前二号に掲げるもののほか、この法律その他の法令によりその権限に属させられた事項を処理す

ること。

（協力等の求め）

第30条 保護観察所の長は、その所掌事務を遂行するため、官公署、学校、病院、公共の衛生福祉に関する機関その他の者に対し、必要な援助及び協力を求めることができる。

##### 第5節 保護観察官及び保護司

（保護観察官）

第31条 地方委員会の事務局及び保護観察所に、保護観察官を置く。

2 保護観察官は、医学、心理学、教育学、社会学その他の更生保護に関する専門的知識に基づき、保護観察、調査、生活環境の調整その他犯罪をした者及び非行のある少年の更生保護並びに犯罪の予防に関する事務に従事する。

（保護司）

第32条 保護司は、保護観察官で十分でないところを補い、地方委員会又は保護観察所の長の指揮監督を受けて、保護司法（昭和25年法律第204号）の定めるところに従い、それぞれ地方委員会又は保護観察所の所掌事務に従事するものとする。

#### 第2章 （略）

#### 第3章 保護観察

##### 第1節 通則

（保護観察の対象者）

第48条 次に掲げる者（以下「保護観察対象者」という。）に対する保護観察の実施については、この章の定めるところによる。

一 少年法第24条第1項第1号 の保護処分が付されている者（以下「保護観察処分少年」という。）

二 少年院からの仮退院を許されて第42条において準用する第40条の規定により保護観察に付されている者（以下「少年院仮退院者」という。）

三 仮釈放を許されて第40条の規定により保護観察に付されている者（以下「仮釈放者」という。）

四 刑法第25条の2第1項 の規定により保護観察に付されている者（以下「保護観察付執行猶予者」という。）

（保護観察の実施方法）

第49条 保護観察は、保護観察対象者の改善更生を図ることを目的として、第57条に規定する指導監督及び第58条に規定する補導援護を行うことにより実施するものとする。

2 保護観察処分少年又は少年院仮退院者に対する保護観察は、保護処分の趣旨を踏まえ、その者の健全な育成を期して実施しなければならない。

## 第50～56条 （略）

### （指導監督の方法）

第57条 保護観察における指導監督は、次に掲げる方法によって行うものとする。

- 一 面接その他の適当な方法により保護観察対象者と接触を保ち、その行状を把握すること。
- 二 保護観察対象者が一般遵守事項及び特別遵守事項（以下「遵守事項」という。）を遵守し、並びに生活行動指針に即して生活し、及び行動するよう、必要な指示その他の措置をとること。
- 三 特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇を実施すること。

2 保護観察所の長は、前項の指導監督を適切に行うため特に必要があると認めるときは、保護観察対象者に対し、当該指導監督に適した宿泊場所を供与することができる。

### （補導援護の方法）

第58条 保護観察における補導援護は、保護観察対象者が自立した生活を営むことができるようにするため、その自助の責任を踏まえつつ、次に掲げる方法によって行うものとする。

- 一 適切な住居その他の宿泊場所を得ること及び当該宿泊場所に帰住することを助けること。
- 二 医療及び療養を受けることを助けること。
- 三 職業を補導し、及び就職を助けること。
- 四 教養訓練の手段を得ることを助けること。
- 五 生活環境を改善し、及び調整すること。
- 六 社会生活に適応させるために必要な生活指導を行うこと。
- 七 前各号に掲げるもののほか、保護観察対象者が健全な社会生活を営むために必要な助言その他の措置をとること。

## 第59・60条 （略）

### （保護観察の実施者）

第61条 保護観察における指導監督及び補導援護は、保護観察対象者の特性、とるべき措置の内容その他の事情を勘案し、保護観察官又は保護司をして行わせるものとする。

2 前項の補導援護は、保護観察対象者の改善更生を図るため有効かつ適切であると認められる場合には、更生保護事業法（平成7年法律第86号）の規定により更生保護事業を営む者その他の適当な者に委託して行うことができる。

### （応急の救護）

第62条 保護観察所の長は、保護観察対象者が、適切な医療、食事、住居その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を得ることができないため、その改善更生が妨げられるおそれがある場合には、当該保護観察対象者が公共の衛生福祉に関する機関その他の機関からその目的の範囲内で必要な応急の救護を得られるよう、これを援護しなければならない。

2 前項の規定による援護によっては必要な応急の救護が得られない場合には、保護観察所の長は、予算の範囲内で、自らその救護を行うものとする。

3 前項の救護は、更生保護事業法 の規定により更生保護事業を営む者その他の適当な者に委託して行うことができる。

4 保護観察所の長は、第1項又は第2項の規定による措置をとるに当たっては、保護観察対象者の自助の責任の自覚を損なわないよう配慮しなければならない。

## 第63～65条 （略）

### 第2～5節 （略）

## 第4章 生活環境の調整

### （収容中の者に対する生活環境の調整）

第82条 保護観察所の長は、刑の執行のため刑事施設に収容されている者又は刑若しくは保護処分執行のため少年院に収容されている者について、その社会復帰を円滑にするため必要があると認めるときは、その者の家族その他の関係人を訪問して協力を求めることその他の方法により、釈放後の住居、就業先その他の生活環境の調整を行うものとする。

### （保護観察付執行猶予の裁判確定前の生活環境の調整）

第83条 保護観察所の長は、刑法第25条の2第1項の規定により保護観察に付する旨の言渡しを受け、その裁判が確定するまでの者について、保護観察を円滑に開始するため必要があると認めるときは、その者の同意を得て、前条に規定する方法により、その者の住居、就業先その他の生活環境の調整を行うことができる。

## 第84条 （略）

## 第5章 更生緊急保護等

### 第1節 更生緊急保護

#### （更生緊急保護）

第85条 この節において「更生緊急保護」とは、次に掲げる者が、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後、親族からの援助を受けることができず、若しくは公共の衛生福祉に関する機関その他の機関から医療、宿泊、職業その他の保護を受けることができない場合又はこれらの援助若しくは保護のみによっては改善更生することができないと認められる場合に、緊急に、その者に対し、金品を給与し、又は貸与し、宿泊場所を供与し、宿泊場所への帰住、医療、療養、就職又は教養訓練を助け、職業を補導し、社会生活に適応させるために必要な生活指導を行い、生活環境の改善又は調整を図ること等により、その者が進んで法律を守る善良な

社会の一員となることを援護し、その速やかな改善更生を保護することをいう。

- 一 懲役、禁錮又は拘留の刑の執行を終わった者
- 二 懲役、禁錮又は拘留の刑の執行の免除を得た者
- 三 懲役又は禁錮の刑の執行猶予の言渡しを受け、その裁判が確定するまでの者
- 四 前号に掲げる者のほか、懲役又は禁錮の刑の執行猶予の言渡しを受け、保護観察に付されなかった者
- 五 訴追を必要としないため公訴を提起しない処分を受けた者
- 六 罰金又は科料の言渡しを受けた者
- 七 労役場から出場し、又は仮出場を許された者
- 八 少年院から退院し、又は仮退院を許された者（保護観察に付されている者を除く。）

- 2 更生緊急保護は、その対象となる者の改善更生のために必要な限度で、国の責任において、行うものとする。
- 3 更生緊急保護は、保護観察所の長が、自ら行い、又は更生保護事業法の規定により更生保護事業を営む者その他の適当な者に委託して行うものとする。
- 4 更生緊急保護は、その対象となる者が刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後6月を超えない範囲内において、その意思に反しない場合に限り、行うものとする。ただし、その者の改善更生を保護するため特に必要があると認められるときは、更に6月を超えない範囲内において、これを行うことができる。
- 5 更生緊急保護を行うに当たっては、その対象となる者が公共の衛生福祉に関する機関その他の機関から必要な保護を受けることができるようあつせんするとともに、更生緊急保護の効率化に努めて、その期間の短縮と費用の節減を図らなければならない。
- 6 更生緊急保護に関し職業のあつせんの必要があると認められるときは、公共職業安定所は、更生緊急保護を行う者の協力を得て、職業安定法（昭和22年法律第141号）の規定に基づき、更生緊急保護の対象となる者の能力に適当な職業をあつせんすることに努めるものとする。

（更生緊急保護の開始等）

- 第86条 更生緊急保護は、前条第1項各号に掲げる者の申出があつた場合において、保護観察所の長がその必要があると認めたときに限り、行うものとする。
- 2 検察官、刑事施設の長又は少年院の長は、前条第1項各号に掲げる者について、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解く場合において、必要があると認めるときは、その者に対し、この節に定める更生緊急保護の制度及び申出の手続について教示しなければならない。
  - 3 保護観察所の長は、更生緊急保護を行う必要があるか否かを判断するに当たっては、その申出をした者の刑事上の手続に関与した検察官又はその者が収容されていた刑事施設（労役場に留置されていた場

合には、当該労役場が附置された刑事施設）の長若しくは少年院の長の意見を聴かなければならない。ただし、仮釈放の期間の満了によって前条第1項第1号に該当した者又は仮退院の終了により同項第8号に該当した者については、この限りでない。

（費用の支弁）

- 第87条 国は、法務大臣が財務大臣と協議して定める基準に従い、第85条第3項の規定による委託によって生ずる費用を支弁する。
- 2 前項に規定する委託は、同項の規定により国が支弁する金額が予算の金額を超えない範囲内においてしなければならない。

## 第2節 （略）

## 第6～8章 （略）

## 附 則 抄

（施行期日）

- 第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 ・ 二 （略）

## 10. 犯罪被害者等

### ●犯罪被害者等基本法

(平成16年法律第161号)

#### 前文

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

##### (定義)

第2条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるように

するための施策をいう。

##### (基本理念)

第3条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

##### (国の責務)

第4条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

##### (地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

##### (国民の責務)

第6条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

##### (連携協力)

第7条 国、地方公共団体、日本司法支援センター（綜合法律支援法（平成16年法律第74号）第13条に規定する日本司法支援センターをいう。）その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

##### (犯罪被害者等基本計画)

第8条 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画（以下「犯罪被害者等基本計画」という。）を定めなければならない。

2 犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、犯罪被害者等基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、犯罪被害者等基本計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

第9条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第10条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告を提出しなければならない。

## 第2章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第11条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償の請求についての援助等)

第12条 国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

(給付金の支給に係る制度の充実等)

第13条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第14条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第15条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報等の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第16条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅(公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第2号に規定する公営住宅をいう。)への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第17条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を高める等必要な施策を講ずるものとする。

(刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等)

第18条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続の進捗状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第19条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第20条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第21条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようにするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに国の内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第22条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんが

み、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映及び透明性の確保)

第23条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

### 第3章 犯罪被害者等施策推進会議

(設置及び所掌事務)

第24条 内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要事項について審議するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視すること。

(組織)

第25条 会議は、会長及び委員10人以内をもって組織する。

(会長)

第26条 会長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第27条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第28条 前条第1項第2号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第1項第2号の委員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第29条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者

に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第30条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

### 附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

# 11. インターネットによる人権侵害

## ●不正アクセス行為の禁止等に関する法律 (抄)

(平成11年8月13日法律第128号)

最終改正：平成11年法律第160号

### (目的)

第1条 この法律は、不正アクセス行為を禁止するとともに、これについての罰則及びその再発防止のための都道府県公安委員会による援助措置等を定めることにより、電気通信回線を通じて行われる電子計算機に係る犯罪の防止及びアクセス制御機能により実現される電気通信に関する秩序の維持を図り、もって高度情報通信社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この法律において「アクセス管理者」とは、電気通信回線に接続している電子計算機（以下「特定電子計算機」という。）の利用（当該電気通信回線を通じて行うものに限る。以下「特定利用」という。）につき当該特定電子計算機の動作を管理する者をいう。

2 この法律において「識別符号」とは、特定電子計算機の特定利用をすることについて当該特定利用に係るアクセス管理者の許諾を得た者（以下「利用権者」という。）及び当該アクセス管理者（以下この項において「利用権者等」という。）に、当該アクセス管理者において当該利用権者等を他の利用権者等と区別して識別することができるように付される符号であって、次のいずれかに該当するもの又は次のいずれかに該当する符号とその他の符号を組み合わせたものをいう。

一 当該アクセス管理者によってその内容をみだりに第三者に知らせてはならないものとされている符号

二 当該利用権者等の身体の一部若しくは一部の画像又は音声を用いて当該アクセス管理者が定める方法により作成される符号

三 当該利用権者等の署名を用いて当該アクセス管理者が定める方法により作成される符号

3 この法律において「アクセス制御機能」とは、特定電子計算機の特定利用を自動的に制御するために当該特定利用に係るアクセス管理者によって当該特定電子計算機又は当該特定電子計算機に電気通信回線を介して接続された他の特定電子計算機に付加されている機能であって、当該特定利用をしようとする者により当該機能を有する特定電子計算機に入力された符号が当該特定利用に係る識別符号（識別符号を用いて当該アクセス管理者の定める方法により作成される符号と当該識別符号の一部を組み合わせた符号を含む。次条第2項第1号及び第2号におい

て同じ。）であることを確認して、当該特定利用の制限の全部又は一部を解除するものをいう。

### (不正アクセス行為の禁止)

第3条 何人も、不正アクセス行為をしてはならない。

2 前項に規定する不正アクセス行為とは、次の各号の一に該当する行為をいう。

一 アクセス制御機能を有する特定電子計算機に電気通信回線を通じて当該アクセス制御機能に係る他人の識別符号を入力して当該特定電子計算機を作動させ、当該アクセス制御機能により制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為（当該アクセス制御機能を付加したアクセス管理者がするもの及び当該アクセス管理者又は当該識別符号に係る利用権者の承諾を得てするものを除く。）

二 アクセス制御機能を有する特定電子計算機に電気通信回線を通じて当該アクセス制御機能による特定利用の制限を免れることができる情報（識別符号であるものを除く。）又は指令を入力して当該特定電子計算機を作動させ、その制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為（当該アクセス制御機能を付加したアクセス管理者がするもの及び当該アクセス管理者の承諾を得てするものを除く。次号において同じ。）

三 電気通信回線を介して接続された他の特定電子計算機が有するアクセス制御機能によりその特定利用を制限されている特定電子計算機に電気通信回線を通じてその制限を免れることができる情報又は指令を入力して当該特定電子計算機を作動させ、その制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為

### (不正アクセス行為を助長する行為の禁止)

第4条 何人も、アクセス制御機能に係る他人の識別符号を、その識別符号がどの特定電子計算機の特定利用に係るものであるかを明らかにして、又はこれを知っている者の求めに応じて、当該アクセス制御機能に係るアクセス管理者及び当該識別符号に係る利用権者以外の者に提供してはならない。ただし、当該アクセス管理者がする場合又は当該アクセス管理者若しくは当該利用権者の承諾を得てする場合は、この限りでない。

### (アクセス管理者による防御措置)

第5条 アクセス制御機能を特定電子計算機に付加したアクセス管理者は、当該アクセス制御機能に係る識別符号又はこれを当該アクセス制御機能により確認するために用いる符号の適正な管理に努めるとともに、常に当該アクセス制御機能の有効性を検証し、必要があると認めるときは速やかにその機能の高度化その他当該特定電子計算機を不正アクセス行為から防御するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### (都道府県公安委員会による援助等)

第6条 都道府県公安委員会（道警察本部の所在地を包括する方面（警察法（昭和29年法律第162号）第51条第1項本文に規定する方面をいう。以下この項において同じ。）を除く方面にあっては、方面公安委員会。以下この条において同じ。）は、不正アクセス行為が行われたと認められる場合において、当該不正アクセス行為に係る特定電子計算機に係るアクセス管理者から、その再発を防止するため、当該不正アクセス行為が行われた際の当該特定電子計算機の作動状況及び管理状況その他の参考となるべき事項に関する書類その他の物件を添えて、援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該アクセス管理者に対し、当該不正アクセス行為の手口又はこれが行われた原因に応じ当該特定電子計算機を不正アクセス行為から防御するため必要な応急の措置が的確に講じられるよう、必要な資料の提供、助言、指導その他の援助を行うものとする。

- 2 都道府県公安委員会は、前項の規定による援助を行うため必要な事例分析（当該援助に係る不正アクセス行為の手口、それが行われた原因等に関する技術的な調査及び分析を行うことをいう。次項において同じ。）の実施の事務の全部又は一部を国家公安委員会規則で定める者に委託することができる。
- 3 前項の規定により都道府県公安委員会が委託した事例分析の実施の事務に従事した者は、その実施に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、第1項の規定による援助に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

第7条 国家公安委員会、総務大臣及び経済産業大臣は、アクセス制御機能を有する特定電子計算機の不正アクセス行為からの防御に資するため、毎年少なくとも1回、不正アクセス行為の発生状況及びアクセス制御機能に関する技術の研究開発の状況を公表するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、国は、アクセス制御機能を有する特定電子計算機の不正アクセス行為からの防御に関する啓発及び知識の普及に努めなければならない。

#### （罰則）

第8条 次の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 一 第3条第1項の規定に違反した者
- 二 第6条第3項の規定に違反した者

第9条 第4条の規定に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

#### 附 則

この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第6条及び第8条第2号の規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内

において政令で定める日から施行する。

#### 附 則（平成11年法律第160号） 抄

##### （施行期日）

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。

## 12. その他

### ● 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律

(平成18年6月23日法律第96号)

最終改正：平成19年法律第106号

(目的)

第1条 この法律は、2005年12月16日の国際連合総会において採択された北朝鮮の人権状況に関する決議を踏まえ、我が国の喫緊の国民的な課題である拉致問題の解決をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題であることにかんがみ、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、及びその抑止を図ることを目的とする。

(国の責務)

第2条 国は、北朝鮮当局による国家的犯罪行為である日本国民の拉致の問題(以下「拉致問題」という。)を解決するため、最大限の努力をするものとする。

- 2 政府は、北朝鮮当局によって拉致され、又は拉致されたことが疑われる日本国民の安否等について国民に対し広く情報の提供を求めるとともに自ら徹底した調査を行い、その帰国の実現に最大限の努力をするものとする。
- 3 政府は、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関し、国民世論の啓発を図るとともに、その実態の解明に努めるものとする。

(地方公共団体の責務)

第3条 地方公共団体は、国と連携を図りつつ、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとする。

(北朝鮮人権侵害問題啓発週間)

- 第4条 国民の間に広く拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題についての関心と認識を深めるため、北朝鮮人権侵害問題啓発週間を設ける。
- 2 北朝鮮人権侵害問題啓発週間は、12月10日から同月16日までとする。
  - 3 国及び地方公共団体は、北朝鮮人権侵害問題啓発週間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。

(年次報告)

第5条 政府は、毎年、国会に、拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する政府の取組についての報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

(国際的な連携の強化等)

第6条 政府は、北朝鮮当局によって拉致され、又は拉致されたことが疑われる日本国民、脱北者(北朝鮮を脱出した者であつて、人道的見地から保護及び支援が必要であると認められるものをいう。次項において同じ。)その他北朝鮮当局による人権侵害の被害者に対する適切な施策を講ずるため、外国政府又は国際機関との情報の交換、国際捜査共助その他国際的な連携の強化に努めるとともに、これらの者に対する支援等の活動を行う国内外の民間団体との密接な連携の確保に努めるものとする。

- 2 政府は、脱北者の保護及び支援に関し、施策を講ずるよう努めるものとする。
- 3 政府は、第1項に定める民間団体に対し、必要に応じ、情報の提供、財政上の配慮その他の支援を行うよう努めるものとする。

(北朝鮮当局による人権侵害状況が改善されない場合の措置)

第7条 政府は、拉致問題その他北朝鮮当局による日本国民に対する重大な人権侵害状況について改善が図られていないと認めるときは、北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する国際的動向等を総合的に勘案し、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法(平成16年法律第125号)第3条第1項の規定による措置、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)第10条第1項の規定による措置その他の北朝鮮当局による日本国民に対する人権侵害の抑止のため必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年法律第106号)

この法律は、公布の日から施行する。

## ●ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

(平成14年8月7日法律第105号)

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この法律は、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないとともに、地域社会とのあつれきが生じつつある現状にかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この法律において「ホームレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいう。

(ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標等)

第3条 ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標は、次に掲げる事項とする。

- 一 自立の意思があるホームレスに対し、安定した雇用の場の確保、職業能力の開発等による就業の機会の確保、住宅への入居の支援等による安定した居住の場所の確保並びに健康診断、医療の提供等による保健及び医療の確保に関する施策並びに生活に関する相談及び指導を実施することにより、これらの者を自立させること。
  - 二 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われる、これらの者に対する就業の機会の確保、生活に関する相談及び指導の実施その他の生活上の支援により、これらの者がホームレスとなることを防止すること。
  - 三 前2号に掲げるもののほか、宿泊場所の一時的な提供、日常生活の需要を満たすために必要な物品の支給その他の緊急に行うべき援助、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施、国民への啓発活動等によるホームレスの人権の擁護、地域における生活環境の改善及び安全の確保等により、ホームレスに関する問題の解決を図ること。
- 2 ホームレスの自立の支援等に関する施策については、ホームレスの自立のためには就業の機会が確保されることが最も重要であることに留意しつつ、前項の目標に従って総合的に推進されなければならない。

(ホームレスの自立への努力)

第4条 ホームレスは、その自立を支援するための国

及び地方公共団体の施策を活用すること等により、自らの自立に努めるものとする。

(国の責務)

第5条 国は、第3条第1項各号に掲げる事項につき、総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(地方公共団体の責務)

第6条 地方公共団体は、第3条第1項各号に掲げる事項につき、当該地方公共団体におけるホームレスに関する問題の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(国民の協力)

第7条 国民は、ホームレスに関する問題について理解を深めるとともに、地域社会において、国及び地方公共団体が実施する施策に協力すること等により、ホームレスの自立の支援等に努めるものとする。

### 第2章 基本方針及び実施計画

(基本方針)

第8条 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、第14条の規定による全国調査を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定しなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について策定するものとする。

- 一 ホームレスの就業の機会の確保、安定した居住の場所の確保、保健及び医療の確保並びに生活に関する相談及び指導に関する事項
  - 二 ホームレス自立支援事業（ホームレスに対し、一定期間宿泊場所を提供した上、健康診断、身元の確認並びに生活に関する相談及び指導を行うとともに、就業の相談及びあっせん等を行うことにより、その自立を支援する事業をいう。）その他のホームレスの個々の事情に対応したその自立を総合的に支援する事業の実施に関する事項
  - 三 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われるこれらの者に対する生活上の支援に関する事項
  - 四 ホームレスに対し緊急に行うべき援助に関する事項、生活保護法による保護の実施に関する事項、ホームレスの人権の擁護に関する事項並びに地域における生活環境の改善及び安全の確保に関する事項
  - 五 ホームレスの自立の支援等を行う民間団体との連携に関する事項
  - 六 前各号に掲げるもののほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項
- 3 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本方針を策定しようとするときは、総務大臣その他関係行政機関の長と協議しなければならない。

(実施計画)

第9条 都道府県は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認められるときは、基本方針に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

2 前項の計画を策定した都道府県の区域内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認めるときは、基本方針及び同項の計画に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

3 都道府県又は市町村は、第1項又は前項の計画を策定するに当たっては、地域住民及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体の意見を聴くように努めるものとする。

### 第3章 財政上の措置等

（財政上の措置等）

第10条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を推進するため、その区域内にホームレスが多数存在する地方公共団体及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体を支援するための財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（公共の用に供する施設の適正な利用の確保）

第11条 都市公園その他の公共の用に供する施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、法令の規定に基づき、当該施設の適正な利用を確保するために必要な措置をとるものとする。

### 第4章 民間団体の能力の活用等

（民間団体の能力の活用等）

第12条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、ホームレスの自立の支援等について民間団体が果たしている役割の重要性に留意し、これらの団体との緊密な連携の確保に努めるとともに、その能力の積極的な活用を図るものとする。

（国及び地方公共団体の連携）

第13条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

（ホームレスの実態に関する全国調査）

第14条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、ホームレスの実態に関する全国調査を行わなければならない。

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

（この法律の失効）

第2条 この法律は、この法律の施行の日から起算して10年を経過した日に、その効力を失う。

（検討）

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後5年を目途として、その施行の状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

## ●性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律

(平成15年7月16日法律第111号)

(趣旨)

第1条 この法律は、性同一性障害者に関する法令上の性別の取扱いの特例について定めるものとする。

(定義)

第2条 この法律において「性同一性障害者」とは、生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別（以下「他の性別」という。）であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であつて、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する2人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているものをいう。

(性別の取扱いの変更の審判)

第3条 家庭裁判所は、性同一性障害者であつて次の各号のいずれにも該当するものについて、その者の請求により、性別の取扱いの変更の審判をすることができる。

- 一 20歳以上であること。
- 二 現に婚姻をしていないこと。
- 三 現に子がないこと。
- 四 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。
- 五 その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。

2 前項の請求をするには、同項の性同一性障害者に係る前条の診断の結果並びに治療の経過及び結果その他の厚生労働省令で定める事項が記載された医師の診断書を提出しなければならない。

(性別の取扱いの変更の審判を受けた者に関する法令上の取扱い)

第4条 性別の取扱いの変更の審判を受けた者は、民法（明治29年法律第89号）その他の法令の規定の適用については、法律に別段の定めがある場合を除き、その性別につき他の性別に変わったものとみなす。

2 前項の規定は、法律に別段の定めがある場合を除き、性別の取扱いの変更の審判前に生じた身分関係及び権利義務に影響を及ぼすものではない。

(家事審判法の適用)

第5条 性別の取扱いの変更の審判は、家事審判法（昭和22年法律第152号）の適用については、同法第9条第1項甲類に掲げる事項とみなす。

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して1年を経過した日から施行する。

(検討)

2 性別の取扱いの変更の審判の請求をすることができる性同一性障害者の範囲その他性別の取扱いの変更の審判の制度については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行の状況、性同一性障害者等を取り巻く社会的環境の変化等を勘案して検討が加えられ、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

3 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第12条第1項第4号及び他の法令の規定で同号を引用するものに規定する女子には、性別の取扱いの変更の審判を受けた者で当該性別の取扱いの変更の審判前において女子であったものを含むものとし、性別の取扱いの変更の審判を受けた者で第4条第1項の規定により女子に変わったものとみなされるものを含まないものとする。

# 人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]【概要】

人権教育の指導方法等に関する調査研究会議

☆人権教育のさらなる充実を求める機運が高揚している

○「人権教育の指導方法等の在り方について」

＊【第一次とりまとめ(平成16年6月)】；「人権教育とは何か」についてわかりやすく提示

＊【第二次とりまとめ(平成18年1月)】；指導方法等の工夫・改善のための理論的指針を提供

⇒【第三次とりまとめ】；第二次とりまとめが示した理論の理解を深めるため、具体的な実践事例等の資料を収集・掲載 【「指導等の在り方編」と「実践編」の2編に再編】

## 指導等の在り方編

### 第Ⅰ章 学校教育における人権教育の改善・充実の基本的考え方

#### 人権教育の目標

児童生徒が、発達段階に応じ、人権の意義・内容等について理解するとともに、「**自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること**」ができるようになり、それが、様々な場面等で具体的な態度や行動に現れるようにすること。

【人権教育を通じて育てたい資質・能力】

自分の人権を守り他の人の人権を守るための実践的な行動

自分の人権を守り他の人の人権を守ろうとする意識・意欲・態度

人権に関する知的理解  
(知識的側面)

人権感覚  
(価値・態度的側面／技能的側面)

人権が尊重される教育の場としての学校・学級

### 第Ⅱ章 学校教育における人権教育の指導方法等の改善・充実

#### 第1節 学校としての組織的な取組と関係機関等との連携

1. 学校のエデュケーション全体を通じた人権教育の推進
2. 学校としての組織的な取組とその点検・評価
3. 家庭・地域、関係機関との連携及び校種間の連携

#### 第2節 人権教育の指導内容と指導方法

1. 指導内容の構成
2. 効果的な学習教材の選定・開発
3. 指導方法の在り方

#### 第3節 教育委員会及び学校における研修等の取組

1. 教育委員会における取組
2. 学校における研修の取組

## 実践編

### 「指導等の在り方編」の理解を助ける43の実践事例等

#### I 学校としての組織的な取組と関係機関等との連携【事例1～9】

- 全体計画及び年間指導計画の例
- 学校としての取組の点検・評価の取組例
- 家庭・地域、関係機関との連携及び校種間連携の取組例

など

#### II 人権教育の指導内容と指導方法【事例10～30】

- 人権に関する知的理解に関わる指導内容の構成例
- 人権感覚の育成に関わる指導内容の構成例
- 効果的な学習教材の選定・開発の例
- 児童生徒の自主性を尊重した指導方法の工夫例
- 「体験」を取り入れた指導方法の工夫例
- 児童生徒の発達段階を踏まえた指導方法の工夫例

#### III 教育委員会及び学校における研修等の取組【事例31～43】

- 各学校の成果に関する情報発信の取組例
- 効果的な研修プログラムの例

など